令和５年度　産業財産権制度各国比較調査研究等事業

『国際知財制度研究会』報告書

令和６年３月

一般財団法人知的財産研究教育財団

知的財産研究所

要約

国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関する調査【本編 1 頁～204 頁】

「医薬品を巡る最近の議論の状況」について、TRIPS ウェイバーを巡る最近の動向、WHO におけるパンデミック条約や国際保健規則（IHR）改正の動向等国際機関の議論の状況、各国・民間企業における知財関連の動向をまとめるとともに、パンデミックにおける産学連携に関するアンケート・ヒアリング調査を、大学及び製薬企業に対して実施した。

また、WIPO、WTO/TRIPS 理事会における議論の動向、WTO 紛争案件について調査・分析を行った。

加えて、国際知財制度研究会の藤井委員より、製薬企業に対するアンケート結果に基づき、Medicines Patent Pool（MPP）に関する製薬業界の考え・取り組みが紹介された。また、同研究会の山根委員より、バイオ医薬・ワクチンの特許の藪をテーマに、研究開発と後続品の参入に関する議論の動向の調査・分析がなされた。

二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査【本編 205 頁～378 頁】

イスラエル及びバングラデシュにおける知財法制度・運用に知見を有する現地の法律事務所の協力を得つつ、知財に関連する情報を収集・整理するとともに、これらの内容と TRIPS 協定、我が国が締結済みの CPTPP や RCEP の規定との比較・分析を行った。

各国における知的財産を巡る状況に関する調査【本編 379 頁～493 頁】

欧州の知的財産制度の動向に関して、EU 及び主要国における最近の知財関連注目判決や「知的財産に関する行動計画」の進展状況等、知財制度の改正動向について関連情報を収集、整理するとともに、欧州単一特許制度を巡る状況等について、関連情報の整理・分析を行った。

また、国際知財制度研究会の鈴木副委員長より、欧州単一特許・統一特許裁判所制度の動向について調査・分析がなされた。

国際的な知的財産制度に関する調査【本編 494 頁～602 頁】

米国、中国、韓国、ベトナム、インドネシア、オーストラリア、EU、フランス、イタリア、ブラジル、メキシコ、アンデス共同体、タイ、英国の地理的表示の GI 保護制度の概要や動向について、最新の状況を収集・整理し、分析を行うとともに、近時の活発化している国際協定における地理的表示の保護を巡る EU や米国の動きについても整理・分析を行った。

また、農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 地理的表示保護推進室の氷熊室長より、GI 保護制度に関する調査・分析がなされた。

『国際知財制度研究会』（令和五年度）委員名簿

委 員 長	高倉　成男	明治大学　名誉教授
副委員長	鈴木　將文	早稲田大学　法学学術院　教授
委　員	栗津　卓郎	シティユーワ法律事務所　弁護士
委　員	飯田　陽介	トヨタ自動車株式会社　知的財産部長
委　員	伊藤　一頼	東京大学　大学院法学政治学研究科　教授
委　員	伊藤　　透	ソニー知的財産サービス株式会社　代表取締役社長
委　員	岡田　羊祐	成城大学　社会イノベーション学部　教授
委　員	奥村　浩也	武田薬品工業株式会社　グローバル知的財産ヘッド
委　員	川合　弘造	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　弁護士
委　員	北村　朋史	東京大学　大学院総合文化研究科　准教授
委　員	佐久間直子	富士フイルム株式会社　知的財産本部長
委　員	真竹　秀樹	キヤノン株式会社　執行役員　知的財産法務本部　本部長
委　員	滝澤紗矢子	東京大学　大学院法学政治学研究科　教授
委　員	田村　善之	東京大学　大学院法学政治学研究科　教授
委　員	藤井　光夫	日本製薬工業協会　知的財産部長
委　員	渕　麻依子	神奈川大学　法学部　准教授
委　員	山根　裕子	政策研究大学院大学　名誉教授

＜ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞ＞	安川　　聡	経済産業省 通商政策局 通商機構部 国際知財制度調整官
	川口　聖司	経済産業省 通商政策局 通商機構部 参事官補佐
	伊藤　登紀子	経済産業省 通商政策局 通商機構部 係長
	大山　栄成	特許庁 総務部 国際政策課 国際制度企画官
	宮岡　真衣	特許庁 総務部 国際政策課 課長補佐
	小野　隆史	特許庁 総務部 国際政策課 国際機構第一係長
	福山　則明	特許庁 総務部 国際政策課 経済連携班長
	仲川　聡美	特許庁 総務部 国際政策課 国際情報専門官

＜事務局＞	小林　　徹	一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 常務理事
	大屋　静男	一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 研究部長
	山西　　了	一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員
	井手　李咲	一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員
	引地　麻由子	一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員
	西村　竜二	一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員
	水野　聡之	一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員
	内田　剛	一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 研究員
	森田　智絵	一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 補助研究員
	石本　愛美	一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 補助研究員
	坂治　深雪	一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 補助研究員

はじめに

本報告書は、令和五年度『国際知財制度研究会』（以下「研究会」という）において検討を行った事項についてとりまとめたものである。

今年度の研究会では、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況、各国における知的財産制度を巡る状況、及び国際的な知的財産制度の議論について検討を行った。

第一に、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関して、「医薬品を巡る最近の議論の状況」について、TRIPS ウェイバーを巡る最近の動向、WHO におけるパンデミック条約や国際保健規則（IHR）改正の動向等国際機関の議論の状況、各国・民間企業における知財関連の動向（第 2 部第 1 章）、委員からの関連する発表（同第 2 章及び第 3 章）、パンデミックにおける産学連携に関するアンケート・ヒアリング調査結果（同第 4 章）について検討した。また、「WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況」について、TRIPS 理事会、及び WIPO における議論の動向、WTO 紛争案件について議論を行った（同第 5 章）。

第二に、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関して、イスラエル、バングラデシュの両国について、知財制度の概要や締結済みの EPA における知的財産章の規律の分析、及び TRIPS 協定や RCEP・CPTPP 等我が国が締結済みの主要 EPA/FTA の規定との比較・分析を行った（第 3 部）。

第三に、各国における知的財産制度を巡る状況に関して、欧州における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正の動向（第 4 部第 1 章）、欧州単一特許制度の概要（同第 2 章）や委員からの関連する発表（同第 3 章）について議論を行った。

第四に、国際的な知的財産制度の議論に関して、諸外国における地理的表示保護制度（関連する法律、保護対象、効力等や国際協定を巡る動向）（第 5 部第 1 章）及び我が国における地理的表示保護制度（同第 2 章）について議論を行った。

なお、本報告書は研究会における討議を踏まえて作成されたものであるが、執筆者名の表記がある部分については執筆者が記載したものである。

要約
委員名簿
はじめに

目　　次

本編

第１部　国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関する調査…… 1
　第１章　医薬品をめぐる最近の議論の状況…… 1
　第２章　Medicines Patent Pool（MPP）に関する製薬業界の考え・取り組みについて
　　（藤井委員）……74
　第３章　バイオ医薬・ワクチン『特許の藪』―研究開発と後続品の参入に関する議論の動向―
　　（山根委員）……80
　第４章　パンデミックにおける産学連携に関するアンケート・ヒアリング調査……92
　第５章　WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況111

第２部　二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査…… 205
　第１章　イスラエルの知財制度…… 206
　第２章　イスラエルが締結済みの EPA/FTA の知的財産章の規定…… 256
　第３章　第１章及び第２章の調査・分析結果と TRIPS 協定や主要 EPA/FTA の規定との関係 272
　第４章　バングラデシュの知財制度…… 316
　第５章　バングラデシュが締結済みの EPA/FTA と知的財産章の規定…… 364
　第６章　第４章及び第５章の調査・分析結果と TRIPS 協定や主要 EPA/FTA の規定との関係 365

第３部　各国における知的財産制度を巡る状況に関する調査…… 379
　第１章　欧州における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正動向…… 379
　第２章　欧州単一特許制度概要…… 481
　第３章　単一特許・統一特許裁判所制度の動向（鈴木副委員長）…… 489

第４部　国際的な知的財産制度の議論に関する調査…… 494
　第１章　諸外国における地理的表示保護制度…… 494
　第２章　農林水産・食品分野の地理的表示（GI）制度の概要と近年の動向について
　　（農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 地理的表示保護推進室　氷熊室長）…… 599

第５部　国際知財制度研究会まとめ…… 603

本　編

第１部　国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関する調査

第１章　医薬品をめぐる最近の議論の状況

第１節　TRIPSウェイバーをめぐる最近の動向

１．第12回WTO閣僚会議（2022年6月）まで

WTO では、2020 年 10 月の TRIPS 理事会に、インドと南アフリカが共同で TRIPS 協定の特許、意匠及び営業秘密等の知的財産権に係る各国の義務を COVID-19 に関するものについては一定期間免除する提案を提出した[1]。当該提案には、LDC グループ及びアフリカグループの他、アルゼンチン、パキスタン、ボリビア、ベネズエラ、モンゴル、モルディブ、フィジー、バヌアツ、インドネシア、ヨルダン、マレーシアが賛同し共同提案国となっている。その後、2021 年 5 月 5 日、米国政府が当該提案に関しワクチンについて支持表明を行った[2]ことから、波紋が広がった。日米欧の製薬・バイオ業界団体は相次いで米国政府の立場に反対する声明を発表した。

その後、2021 年 5 月 25 日に提案は改訂され、免除対象期間を「COVID-19 の予防、封じ込め、及び治療について理事会決定から x 年間」から「COVID-19 の予防、封じ込め、及び治療のための、健康製品；診断法、治療法、ワクチン、医療機器、個人用保護具、それらの原料または成分を含む技術；製造方法及び手段について理事会決定から少なくとも 3 年間」に変更された[3]。

＜インド・南ア提案の概要（IP/C/W/669rev1）＞

・コロナ対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）への手頃な価格でのタイムリーなアクセスを可能とすることが目的。

・具体的には、TRIPS 協定上の義務の一部（協定第 2 部の第 1 節（著作権及び関連する権利）、第 4 節（意匠）、第 5 節（特許）、第 7 節（開示されていない情報の保護）の実施・適用、及びこれらに関する第 3 部のエンフォースメントに係る義務）について、コロナの予防・封じ込め・治療に関するものは当面免除することを決定するよう、一般理に対し勧告することを提案。

・当該義務免除の期間は、最低 3 年、その後、一般理事会で検討して終期を決定。

2021 年 6 月 4 日に EU は「Urgent trade policy responses to the COVID-19（COVID-19 危機への緊急貿易政策の対応）」で、（1）輸出制限に関する貿易円滑化と規律、（2）ワクチン生産者・開発者による誓約を含む生産の拡大、及び（3）強制実施権に関連する TRIPS 協定の柔軟性の明確化と促進、に関する提案を、一般理事会、TRIPS 理事会（当該提案から（3）についてのみ切り出した

[1] WAIVER FROM CERTAIN PROVISIONS OF THE TRIPS AGREEMENT FOR THE PREVENTION, CONTAINMENT AND TREATMENT OF COVID-19 (WTO, October 2, 2020)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W669.pdf&Open=True

[2] Statement from Ambassador Katherine Tai on the Covid-19 Trips Waiver (USTR, May 5, 2021)
https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2021/may/statement-ambassador-katherine-tai-covid-19-trips-waiver

[3] WAIVER FROM CERTAIN PROVISIONS OF THE TRIPS AGREEMENT FOR THE PREVENTION, CONTAINMENT AND TREATMENT OF COVID-19, REVISED DECISION TEXT (WTO, May 25, 2021)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W669R1.pdf&Open=True

もの）に提出した[4]。研究開発に対する必要なインセンティブ、報奨である知的財産権に基づき、2021 年 5 月末までに全世界で COVID-19 ワクチンを 20 億回分（2021 年末には 100 億回分と予測）生産できたことを提案の理由として記載している。また、2021 年 6 月 18 日に 2021 年 6 月 4 日提案に基づき、宣言テキスト草案を提出した。宣言テキスト草案には具体的な合意案として以下の 3 点が記載されている。

（a）パンデミックとは TRIPS 協定第 31 条（b）における「国家緊急事態またはその他緊急極限状態」である。TRIPS 協定第 31 条および 31 条の 2 に規定される強制実施権取得のために TRIPS 協定 31 条（b）で要求される権利者から許諾を得るための努力を行う義務を免除することができる。
（b）パンデミック状況下において低中所得国に可能な価格でワクチン・治療薬製造を行う者を支援するため、TRIPS 協定第 31 条（h）および第 31 条の 2 第 2 パラグラフで規定される権利者への報酬を決定する目的で、締約国は強制実施権により製造されたワクチン・治療薬の製造者の販売価格を当該報酬に反映することができる。
（c）パンデミック状況下においては、TRIPS 協定第 31 条の 2 および附属書（2）（c）の目的のため、輸出国は、強制実施権により直接的、または間接的（強制実施権でカバーされるワクチン・治療薬への公平なアクセスを保障する国際的共同イニシアチブを含む）に供給する全ての国のリストを単一の通知で提供することができる。こうした共同イニシアチブはこうしたワクチン・治療薬を適格な輸入国に TRIPS 協定附属書（1）（b）の範囲内で供給することが前提とされる[5]。

累次の公式及び非公式の TRIPS 理事会で議論が行われたが、2022 年 2 月 23-24 日の一般理事会において、TRIPS 理事会で継続して審議することが報告された。

2022 年 3 月 16 日、TRIPS ウェイバーに関する 4 メンバー（欧州、インド、南アフリカ、米国）による解決策について事務局長が歓迎することを発表した[6]。

2022 年 5 月 3 日、WTO 事務局が COVID-19 に関する各国の知的財産保護義務の免除（TRIPS ウェイバー）に関する欧州連合、インド、南アフリカ、米国による非公式な議論の結果に関する文書を TRIPS 理事会に提出した。この文書において、TRIPS 協定上の一部義務の免除として、「COVID-19 ワクチンを製造・供給するために必要な特許を対象とする強制実施権に係る手続の明確化・簡素化」、「本決定を利用する資格を有する加盟国は発展途上国のみ（ただし、COVID-19 ワクチンの生産能力を有する国はオプトアウトが推奨、又は、2021 年の全世界の COVID-19 ワクチン供給の 10%より多くのワクチンを輸出した国は対象外）」、「有効期間は決定から 3 年または 5 年」、「決定から 6 ヶ月以内に、対象として COVID-19 診断薬、COVID-19 治療薬まで拡大す

[4] URGENT TRADE POLICY RESPONSES TO THE COVID-19 CRISIS: INTELLECTUAL PROPERTY, COMMUNICATION FROM THE EUROPEAN UNION TO THE COUNCIL FOR TRIPS (WHO, June 4, 2021)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W680.pdf&Open=True
[5] DRAFT GENERAL COUNCIL DECLARATION ON THE TRIPS AGREEMENT AND PUBLIC HEALTH IN THE CIRCUMSTANCES OF A PANDEMIC, COMMUNICATION FROM THE EUROPEAN UNION TO THE COUNCIL FOR TRIPS (WHO, June 18, 2021)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W681.pdf&Open=True
[6] Director-General Okonjo-Iweala hails breakthrough on TRIPS COVID-19 solution (WTO News, March 16, 2022)
https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/dgno_16mar22_e.htm

るか否かを検討」とされた[7]。

２．WTO閣僚宣言（TRIPSウェイバー）

（１）TRIPS協定に関する閣僚決定

2022 年 6 月 17 日、第 12 回 WTO 閣僚会議において、TRIPS 協定に関する閣僚決定として、「COVID-19 ワクチンを製造・供給するために必要な特許を対象とする強制実施権に係る手続の明確化・簡素化」、「本決定を利用する資格を有する加盟国は発展途上国のみ（ただし、COVID-19 ワクチンの生産能力を有する国はこの決定を利用しないことを拘束力のある形で約束することが推奨される。）[8]」、「有効期間は決定から 5 年」、「本決定の日から 6 ヶ月以内に、COVID-19 診断薬、COVID-19 治療薬の生産・頒布まで対象を拡大するか否かを決定」とすることで合意された[9]。また、本決定に基づき、その後の TRIPS 理事会において、診断薬、治療薬への対象拡大の議論が進められることとなった（なお、本議論は、上記閣僚決定パラグラフ 8 の規定に基づくものであることから、以下、「パラ 8 に関する議論」という。）。

（２）COVID-19パンデミックへのWTOの対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言[10]

2022 年 6 月 17 日、第 12 回 WTO 閣僚会議において、「COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言」が行われた。

パラグラフ 14 に、上記の「（a）TRIPS 協定に関する閣僚決定」が引用されている。

また、パラグラフ 12、13 及び 16 には TRIPS 協定の再確認が宣言されている。具体的には、以下の内容が記載されている。

パラグラフ 12：

TRIPS 協定は締約国が公衆衛生を保護するための措置を講じることを妨げるものではなく、またそうすべきではないことを改めて表明する。

パラグラフ 13：

締約国が TRIPS 協定及びドーハ宣言を完全に使用する権利を有することを再確認する。

パラグラフ 16：

TRIPS 協定第 66.2 条（先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。）に対する先進加盟国の約束を再確認する。

---

[7] COMMUNICATION FROM THE CHAIRPERSON (WTO, May 3, 2022)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W688.pdf&Open=True

[8] 閣僚決定は、「拘束力のある形での約束には、2022 年 5 月 10 日の一般理事会でなされた発言を含む」としており、これは、中国が、2022 年 5 月 10 日の一般理事会において、本閣僚決定によって提供される柔軟性を利用しない旨を宣言したことを踏まえたものである。
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/M198.pdf&Open=True

[9] MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022 (WTO, June 22, 2022)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/30.pdf&Open=True

[10] MINISTERIAL DECLARATION ON THE WTO RESPONSE TO THE COVID-19 PANDEMIC AND PREPAREDNESS FOR FUTURE PANDEMICS ADOPTED ON 17 JUNE 2022 (WTO, June 22, 2022)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/31.pdf&Open=True

以下、当該閣僚宣言の仮和訳を記載する。

1. COVID-19 パンデミックの過程で、締約国は COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須医療品の供給の制約を経験したことを認識している。これらの経験は、特にメンバーの開発レベル、財務能力、およびこれらの製品への輸入依存度が異なるため、パンデミック中に均等に共有されなかった。COVID-19 と将来のパンデミックに対するレジリエンスの向上をサポートするために、この宣言で意図されているように、締約国がパンデミックの経験を理解し、経験を積み上げることを推奨する。

2. COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、その他の不可欠な医療用品の製造、供給、流通を促進するために、WTO 規則に従った、商品やサービスを提供するための安定した予測可能な取引環境の重要性を認識する。

3. パンデミックは、安全で手頃な価格で効果的な COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、その他の不可欠な医療品へのタイムリーで公平なグローバルなアクセスを強化するために取り組むことの重要性を浮き彫りにした。我々は、機会を特定し、障壁に対処することを含め、COVID-19 及び将来のパンデミックとの闘いにおいて必要とされる必需品及び関連サービスの生産の拡大及び多様化を支援する上での多国間貿易システムの役割を認識する。我々は、工業化、開発及び回復力を含む包摂的な成長を促進する上で WTO が果たすことができる重要な役割を強調する。

4. 我々は、世界的な回復が加盟国全体で依然として大きく異なっており、特に COVID-19 の新しい亜種の拡散の可能性と不均一なワクチン接種のペースに関連して、パンデミックが進化し続ける課題をもたらし続けていることを認識する。我々はさらに、COVID-19 パンデミックが国際収支の課題をもたらし、一部の発展途上国加盟国、特に LDCs がパンデミックに耐え、対応し、回復するために利用できる財政手段の限界を明らかにしたことに留意する。

5. 我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックに関する貿易関連措置の通知が WTO 規則に従ってタイムリーかつ包括的な方法で提出されることを含め、透明性を約束する。情報共有することで、締約国とトレーダーは講じられた措置を知ることができる。我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックが、一部の開発途上加盟国、特に後発開発途上国の限られた資源及び制度的能力をさらに制約する可能性があることを認識し、透明性及び監視に関する技術支援及び能力構築の重要性を強調する。

6. 我々は、COVID-19 および将来のパンデミック時にサプライチェーンの潜在的な混乱を締約国が迅速に特定できるようにするための、タイムリーで正確な情報の価値を認識している。さらに、我々は加盟国に対し、WTO 貿易監視演習に積極的に参加することを奨励する。

7. WTO 規則で規定されている範囲で、我々は、COVID-19 に対処するために設計された緊急貿易措置が、必要に応じて、的を絞った、釣り合いの取れた、透明性のある、一時的なものであり、貿易に対する不必要な障壁やサプライチェーンの不必要な混乱を起こさないことの重要性を認識する。そのような措置を実施する際、我々は、締約国の多様な状況、特に開発途上加盟国、特に後発開発途上国の利益や緊急物資と人道支援の必要性を考慮に入れるよう努める。

8. COVID-19 のパンデミックの間、締約国は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須の医療用品に対する国内および国際的な大きな需要に直面して、深刻な供給

の制約を経験した。そのため、締約国は生産の増加と多様化に多大な努力を払い、これらの商品への公平なアクセスをサポートする。締約国が WTO の規則に従って輸出制限を適用し、その他生命と健康を保護するために必要な措置を講じることができることを認識し、我々は、そのような物品の輸入を含め、輸出制限を課すことを適切に制限することとする。

9. 我々は、WTO 貿易円滑化協定の重要性、特に、貿易円滑化委員会で議論された COVID-19 パンデミックの際にこれまでに重要であることが証明された条項の重要性を再確認する。我々は、開発途上締約国、特に後発開発途上国の能力構築の必要性を認識し、彼らが利用できる貿易円滑化協定のセクション II を強調する。

10. 既存の WTO の権利と義務の文脈の中で、我々は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須の医療用品に関する、通関手続の合理化、書類要件の削減と簡素化、関税率とその他の料金の一時的な削減または調整を含む、進行中のパンデミックに対処するために加盟国が実施した追加の任意の貿易促進措置に留意する。

11. COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須の医療用品へのアクセスを促進する目的で、COVID-19 および将来のパンデミックの際に、必要に応じて規制当局の協力と規制情報の自発的な共有を奨励する。

12. 我々は、2001 年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言を想起し、TRIPS 協定は締約国が公衆衛生を保護するための措置を講じることを妨げるものではなく、またそうすべきではないことを改めて表明する。したがって、TRIPS 協定への我々の約束を再確認する一方で、我々は、公衆衛生を保護し、特にすべての人に医薬品へのアクセスを促進するという WTO 加盟国の権利を支持する方法で TRIPS 協定が解釈および実施されることが可能であり、また実施されるべきであることを再確認する。

13. 我々はさらに、将来のパンデミックを含め公衆衛生を保護することのできる柔軟性を認める TRIPS 協定及び 2001 年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言を、締約国が完全に使用する権利を有することを再確認する。

14. 我々は、TRIPS 協定に関する閣僚決定（WT/MIN（22)/30 及び WT/L/1141）を想起する。

15. 我々は、COVID-19 と将来のパンデミックに対する世界的な準備のレベルを高めるには、世界中で生産的、科学的、技術的能力を強化する必要があることを認識する。また、こうした能力は、HIV/AIDS、結核、マラリア、その他の伝染病、顧みられない熱帯病に関連するものを含む、COVID-19 を超えた公衆衛生上の危機に対する解決策の開発、および製造場所の多様化に役立つことも認識している。我々は、WTO の規則に沿って、関連分野における能力構築に貢献する技術移転を促進することの重要性を強調する。

16. 我々は、TRIPS 協定第 66.2 条に対する先進加盟国の約束を再確認する。

17. 我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックにおける回復力を確保する上でのサービスの重要な役割を強調する。我々は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、及びロジスティクスや貨物輸送サービスなどのその他の必須医療品の製造と流通に関与するサービスサプライヤーの国際的な業務を促進することの重要性を認識する。我々はまた、COVID-19 及び将来のパンデミックの間、医療サービス及び ICT サービスを含むサービスの貿易を促進することの重要性を認識する。

18. 我々は、締約国のサービス部門及びサービス貿易に対するパンデミックの重大な影響を認識する。我々は、締約国、特に一部の途上国締約国、特に LDCs にとって関心のある締約国の経済回復を支援するために、部門及び供給形態を超えたサービス貿易の重要性を強調する。

19. 我々はまた、COVID-19 パンデミックが、特に観光に依存する経済、特に観光に依存する LDC において、観光部門に悪影響を及ぼしていることを認識する。我々は、締約国がウイルスの蔓延を減らすために行動を起こす必要があり、それらの影響に貢献していることを認識している。我々は、締約国、特に経済が観光に依存している締約国間の協力と対話の強化が、これらの影響を潜在的に緩和する方法についての理解を深める上で重要となり得ることを認識する。

20. COVID-19 パンデミック時の締約国の公衆衛生政策と経験を考慮して、我々は、WTO の委任とその規則の範囲内で、公衆衛生を保護し続け、プライバシーと個人データの保護を確保しながら、テストの要件と結果、予防接種証明書の承認、デジタルヘルスアプリケーションの相互運用性と相互承認を含め、パンデミック後の回復と貿易の流れを促進するためのさらなる協力の妥当性を認識する。

21. 我々は、強靭性を構築し、現在及び将来のパンデミックに対応する上での世界的な食料安全保障の重要性を強調する。我々は、COVID-19 パンデミックが発展途上国締約国、特に純食料輸入の発展途上締約国及び LDCs の食料安全保障に特に悪影響を及ぼしていることを認識する。

22. 供給や価格の問題など、COVID-19 パンデミックによって悪化した食料安全保障関連の問題は多面的であり、それらに対処するための包括的なアプローチが必要である。

23. 我々は、WTO 規則が COVID-19 パンデミックの際に加盟国をどのように支援してきたか、及び将来のパンデミックにおける加盟国の役割を理解することの重要性を強調する。我々は、国際収支、開発、輸出制限、食料安全保障、知的財産、規制協力、サービス、関税分類、技術移転、貿易円滑化、透明性を含む、将来のパンデミックの場合に効果的な解決策を迅速な方法で構築するために、COVID-19 パンデミック中に学んだすべての教訓と経験した課題を見直し、構築する必要性を確認する。

24. 関連する WTO 機関は、その権限の範囲内で、締約国からの提案に基づいて、COVID-19 パンデミック中に学んだ教訓と経験した課題を分析するために、できるだけ早く作業を継続または開始する。2024 年末まで、この宣言に基づく WTO 機関による作業について、関連機関の報告に基づいて、毎年一般理事会で棚卸が行われる。

25. 議論と焦点の領域には、パラグラフ 23 に規定されたトピック、および COVID-19 パンデミック中のさまざまな経験を反映して締約国によって提起されたその他のトピックが含まれるが、これらに限定されない。

26. 我々は、一般理事会が、パンデミックの文脈における協力と対話の強化を促進するために、必要に応じて会合が招集される可能性があることに留意する。

27. 我々はまた、他の国際機関との協力を含め、WTO 事務局が行っている作業に留意する。これには、COVID-19 パンデミックに関連するワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須の医療品やサービスの取引に関する、需要と供給のマッピングを含む分析が含まれる。

28. 我々はさらに、WHO やその他の国際機関とともに行われる、需要と供給の迅速なマッチング、製造能力と需要のマッピング、需要を満たすためのマッチメイキングなどの活動、COVID-19 および将来のパンデミックに効果的に対応するために不可欠な商品およびサービスに関連する要求および相互承認の規範を含む、国際的なパンデミック対応に取り組む WTO の重要性に留意する。

29. 本閣僚宣言が WTO 締約国の権利・義務を変えるものではなく、また、発展途上国のサ

ブカテゴリーを作成するものではない。

３．第12回WTO閣僚会議（2022年6月）以降の動き

2022 年 6 月 17 日の第 12 回 WTO 閣僚会議における TRIPS 協定に関する閣僚決定の後、2022 年 11 月 1 日、メキシコとスイスは、「知的財産権が原因で COVID-19 治療薬や診断薬へのアクセスが不足したり、製造能力が不足したりする状況には直面していないので、IP システムへの調整は必要ない。TRIPS ウェイバーの対象が拡大された場合、COVID-19 のパンデミックと潜在的な将来のパンデミックと効果的に戦うための準備が整わないままになる。これは、発明者がそのような製品の研究開発に関連するリスクとコストを負担するインセンティブがないためである。また、研究開発パイプラインのさまざまな段階にある 1,800 を超える COVID-19 治療薬の多くのさらなる開発と生産が危険にさらされることにもなる。」と述べるとともに、TRIPS ウェイバー拡大の提案国に対する以下の 5 つの質問を WTO に提出した[11]。

1. モルヌピラビルやパクスロビドのような治療薬の利用可能性が実証されていることを背景に、特に生産能力に関して、TRIPS ウェイバー拡大による追加の利点は何か？
2. 多くの低中所得国が既に 138 の二国間または MPP ベースの任意のライセンス契約を署名していることを考えると、他の企業が任意のライセンス契約に署名することを妨げる体系的な障害は存在しない。TRIPS ウェイバー拡大支持者が、ほとんどの自発的なライセンス契約に付随する技術移転、トレーニング、およびその他の利益を含まない強制ライセンスの発行を促進する必要があると考えるのはなぜか？
3. 既に多数の治療薬とそのジェネリック医薬品の生産者が存在し、これらの生産者が自社製品の需要の減少に直面している状況下で、TRIPS ウェイバー拡大支持者が、強制ライセンスの発行を促進し、既に飽和状態／市場縮小の状態にある生産者に対して追加生産できるようにする必要があると考えるのはなぜか？
4. 治療薬の市場はすでに飽和しており、治療薬のジェネリック医薬品メーカーを含む多くの企業がサービスを提供しているため、利益率はわずかである。TRIPS ウェイバー拡大支持者は、強制実施権を与えられた企業がごくわずかな投資収益率と非常に遠い将来の損益分岐点を得るために、大規模な先行投資を進んで行うと考える可能性はどのくらいあるのか？
5. 閣僚決定の採択以来、COVID-19 ワクチンの輸出に対する強制ライセンスを付与する決定を利用した国はない。このような背景に対して、また治療薬の供給が需要を上回っていることを考慮し、TRIPS ウェイバー拡大支持者はそのような拡大の必要性をいかに正当化するか？

2022 年 12 月 6 日、米国通商代表（United States Trade Representative（USTR））は、「5 か月間、米国通商代表は議会、政府の専門家、利害関係者、多国間期間、WTO 加盟国と協議を行い、様々な問題について疑問が残る。追加の時間と、米国国際貿易委員会（United States International Trade Commission （USITC））からの情報を組み合わせることで、閣僚決定を COVID-19 の治療法と診断法にまで拡大することで医療へのアクセスが増加するか否かについて、世界がより多くの情報

[11] TRIPS COUNCIL DISCUSSIONS ON COVID-19 THERAPEUTIS AND DIAGNOSTICS: EVIDENCE AND QUESTIONS ON INTELLECTUAL PROPERTY CHALLENGES EXPERIENCED BY MEMBERS COMMUNICATION FROM MEXICO AND SWITZERLAND (IP/C/W/693, 22-8189, November 1, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W693.pdf&Open=True

に基づいた決定を下すことができる」と発表し、TRIPS に関する閣僚決定の期限延長を支持し、COVID-19 の診断と治療に関するより多くのデータを提供するよう USITC に要請したことを表明した[12]。2022 年 12 月 16 日、USTR は USITC に対して、COVID-19 診断／治療に関する調査を 2023 年 10 月 17 日までに提出するよう要求した[13]。

2022 年 12 月 19 日から 20 日に、TRIPS 理事会が開催され、パラ 8 に関する議論（第 12 回 WTO 閣僚会議で採択された TRIPS 協定に関する閣僚決定を COVID-19 診断薬および治療薬へ対象拡大するか否かに関する議論）の期限（閣僚決定の日から 6 か月以内）を延長するよう一般理事会に対して勧告することがメンバー間で合意され[14]、12 月 20 日の一般理事会において、勧告内容について合意された[15]。また、2023 年 3 月 6 日から 7 日に開催される次回会合で延長期間の問題を扱うことを決議し、TRIPS 理事会で実質的な議論が続けられる間、この問題の議論をオープンにしておくことに合意した[16]。

2023 年 3 月 16 日から 17 日の TRIPS 理事会では、開発途上国および後発開発途上国（LDC)メンバー国は 2022 年 12 月 19 日の一般理事会で結論に至らず、閣僚によって設定された決定が 2022 年 12 月の期限に間に合わなかったことに失望を表明した。他のメンバー国は、TRIPS 協定に関する閣僚決定の延長に関する決定を下す前に、より多くの証拠と事実に基づく議論を求めた。現在、その議論に関する情報が提供され、未解決の問題に対処するための評価と内部協議が進行中であることが指摘された[17]。

2023 年 6 月 14 日から 15 日にかけて開催された TRIPS 理事会において、WTO 加盟国は、パラ 8 に関する議論を継続した。加盟国は、事実と証拠に基づく議論を支援するため、外部の利害関係者とのテーマ別会合を開催し、COVID-19 関連の動向を把握することで合意した[18]。

2023 年 9 月 28 日、TRIPS 理事会の非公式テーマ別会合が開催され、WTO 加盟国は、パラ 8 に関する議論について、さまざまな外部の利害関係者から意見を聴取した。事実と証拠に基づく議論

---

[12] U.S. to Support Extension of Deadline on WTO TRIPS Ministerial Decision; Requests USITC Investigation to Provide More Data on COVID-19 Diagnostics and Therapeutics (December 6, 2022) (Office of the United States Trade Representative ウェブサイト)
https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/december/us-support-extension-deadline-wto-trips-ministerial-decision-requests-usitc-investigation-provide-0

[13] Ambassador Tai Requests USITC Investigation of COVID-19 Diagnostics and Therapeutics (December 16, 2022) （Office of the United States Trade Representative ウェブサイト）
https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/december/ambassador-tai-requests-usitc-investigation-covid-19-diagnostics-and-therapeutics

[14] PARAGRAPH 8 OF THE MINISTRIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022, REPORT TO THE GENERAL COUNCIL (WTO, December 16, 2022)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/95.pdf&Open=True

[15] DG Okonjo-Iweala: During these difficult times, the WTO “cannot afford to stand aside” (WTO News, December 20, 2022)
https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/dgno_20dec22_e.htm

[16] Members continue discussion on TRIPS Decision extension to therapeutics and diagnostics（WTO News, March 17, 2023)
https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/heal_17mar23_e.htm

[17] Members continue discussion on TRIPS Decision extension to therapeutics and diagnostics（WTO News, March 17, 2023)
https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/heal_17mar23_e.htm

[18] Members to meet external stakeholders to advance discussion on extending TRIPS Decision（WTO News, June 15, 2023)
https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/trip_15jun23_e.htm

を支援するため、理事会は国際機関、市民社会、企業代表、学識経験者に対し、TRIPS 協定に関する閣僚決定第 8 項に基づく加盟国の審議に関連する事実、証拠、経験を共有するよう求めた[19]。

2023 年 10 月 17 日、USITC は、COVID-19 診断薬および治療薬と、TRIPS 協定に基づく特定の柔軟性などに関する報告書を発表した[20] [21]。

USITC の報告書は、COVID-19 診断薬および治療薬に関する以下のような情報を提供している。

・COVID-19 診断薬・治療薬の特定・定義；
・知的財産権保護、生産、流通、取引；
・需要と需要に影響を与える要因；
・世界銀行の経済分類（高所得国（HICs）、高中所得国（UMICs）、低中所得国（LMICs）、低所得国（LICs））に従った世界の需要と消費の市場区分、および
・入手可能性と価格

また、本報告書は、COVID-19 診断薬や治療薬へのアクセスを阻む障壁、WTO 加盟国が医薬品の強制実施権の行使または行使を試みた措置、および任意のライセンスや Medicines Patent Pool（MPP）が調整する実施権を含む代替措置などについてもまとめている。

また、特定のトピックに関する一般からの意見と文献レビューも掲載されている。

報告書の Executive Summary に記載されている Highlights of this Report の仮訳を以下に示す。

TRIPS 協定は知的財産権の保護と執行に関する最低基準を定めている。TRIPS 協定には柔軟性も含まれている。2022 年の閣僚決定がどの程度まで柔軟性を拡大するのか、また、この決定を COVID-19 の診断薬と治療薬に拡大すべきかどうかについては、USITC に意見を提供した人々の間でも意見が分かれた。

COVID-19 に関連する「診断薬」および「治療薬」という用語がどのような製品をカバーするのか、また、特許がカバーする関連する COVID-19 診断薬および治療薬とはどのようなものかを確定することは複雑であり、解釈の余地がある。医療分野における「診断薬」と「治療薬」の定義に基づけば、COVID-19 診断薬は COVID-19 を診断するため、または患者が COVID-19 の治療にどのように反応するかを同定するために使用される医薬品であり、COVID-19 治療薬は COVID-19 を治療するために使用される医薬品である。COVID-19 診断薬と治療薬は、特許でカバーされているか開発中であり、これらの定義に当てはまるものは広範で多様である。関連する COVID-19 診断薬と治療薬を特定するために、製品が特許で保護されているかどうか、製品が COVID-19 を指向しているかどうか（ウイルス指向性かどうか）、製品が規制当局の承認または認可を受けているかどうかなど、個別または組み合わせて適用できるさまざまなパラメーターがあるが、それぞれの適用には独自の課題が伴う。

---

[19] Members meet external stakeholders to advance discussion on extending TRIPS Decision（WTO News, September 28, 2023）
https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/trip_28sep23_e.htm

[20] COVID-19 Diagnostics and Therapeutics: Supply, Demand, and TRIPS Agreement Flexibilities （USITC ウェブサイト）
https://www.usitc.gov/publications/332/pub5469.pdf

[21] USITC RELEASES REPORT ON COVID-19 DIAGNOSTICS AND THERAPEUTICS AND FLEXIBILITIES UNDER THE TRIPS AGREEMENT (October 17, 2023)（USITC ウェブサイト）
https://www.usitc.gov/press_room/news_release/2023/er1017_64434.htm

COVID-19 診断薬と治療薬の開発と商業化は、極めて限られた時間内に行われた。診断薬と治療薬の製造には複数の段階があり、それぞれに細心の注意と厳格な品質管理が要求される。診断薬と治療薬の 2 つの分野は、異なる生産者、投入物、ノウハウなどで構成されている。一般的に、COVID-19 診断薬は COVID-19 治療薬よりも早く市場に出すことができ、低分子医薬品の世界的な知識と製造基盤は生物製剤よりも大きい。ウイルス指向性 COVID-19 診断薬と治療薬の研究開発は主に HICs で行われたが、診断薬と治療薬の製造は LICs を除くすべての所得レベルの国で行われた。2023 年夏の時点で、COVID-19 診断薬の製造業者数は中国（UMIC）が 247 社で最も多く、治療薬の製造業者数はインド（LMIC）が 56 社で最も多かったと報告されている。しかし、COVID-19 診断薬や治療薬の生産がどの程度開始されたのか、あるいは現在も進行中なのかを確認することは困難である。

COVID-19 治療薬に関連する知的財産へのアクセスを提供するための自主的ライセンスと、COVID-19 治療薬およびその他の特許医薬品へのアクセスを提供するための強制実施権の使用には、さまざまな利点と課題がある。COVID-19 診断薬に関連する知的財産へのアクセスには、通常、自主的ライセンスおよび強制実施権は使用されなかった。自主的ライセンスは、LICs、LMICs、一部の UMICs で COVID-19 治療薬を割引価格で販売するために使用された重要なメカニズムであったが、多くの UMICs は自主的ライセンスの対象から除外されている。自主的ライセンスはまた、技術移転と知識共有のメカニズムを提供し、より安価なライセンス製品の製造と規制当局による承認を支援した。強制実施権は、少数の国々が特定の COVID-19 治療薬に関連する知的財産にアクセスするために利用してきた。強制実施権を利用する国にとって一般的に挙げられる主な利点は、コストの削減とアクセスの改善である。また、強制実施権のもう一つの主なメリットは、自主的ライセンスの交渉に有利に働くことであると言われている。一方、主なデメリットとしては、知識を共有するための基盤が提供されないことが挙げられる。

COVID-19 の診断薬と治療薬に対する世界的な需要を満たす物資の供給可能性は、パンデミックの間中、動き続ける目標であった。これらの医薬品に対する需要の見積もりや計算は、市場の需要なのかニーズなのかによって異なる。感染率が急上昇した 2021 年初頭には、メーカーが生産規模を拡大し、規制当局が承認を与える前であったため、アクセスは制限され、一部の HIC でしか入手できなかった。2021 年中に、より多くの製品が調達可能になった。2022 年初頭までに、ワクチン接種率が上昇し自然免疫が強化されたため、COVID-19 による感染率と死亡者数は着実に減少した。

2023 年 5 月初旬に、WHO は COVID-19 を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態とはしないと宣言した。現在、一部の国では市場の需要が減退し、いくつかの製造業者は規制当局の承認を追求しなくなり、生産を完全に停止している。

COVID-19 診断薬や治療薬へのアクセスや入手可能性という点では、異なる所得グループの国々の間に大きな格差がある。政府調達の約 80％が HICs、14％が UMICs、5％が LMICs であった。LICs は、多国間機関を通じて製品を入手することはできたが、政府による購入はなかった。COVID-19 診断薬や治療薬を入手する能力における国ごとの大きな格差は、知的財産へのアクセス、価格と購入可能な価格、規制当局の承認、医療インフラ、政府の医療優先事項など、複数の要因の結果である。入手可能性と需要に影響を与えるこれらの各要因やその他の要因の重要性は国によって大きく異なるが、高価格と価格の透明性の欠如は、アクセスを求める多くの国にとって不利に働くようである。特許保護、強制実施権、MPP の効果に関する学術的な文献は限られており、さらなる研究が必要である。利用可能な証拠から、特許保護は一般的に、先進国にとっては保健

分野のイノベーションに有益であり、発展途上国にとってはそうではないことが分かっている。特許保護は医薬品価格の上昇を招き、医薬品へのアクセスを低下させることがしばしば判明しているが、特許保護は、医薬品の国際貿易の流れの増加や、市場における医薬品の上市の迅速化など、医薬品へのアクセスの改善に役立つ、いくつかの相殺効果をもたらすこともある。研究者たちは、強制実施権や MPP が、ジェネリック医薬品の増加や価格の低下、医薬品へのアクセスの増加と関係していることを見出している。強制実施権や MPP と、COVID-19 診断薬や治療薬へのアクセスとの関係については、まだ研究されていない。

2023 年 10 月 19 日、USITC は WTO 加盟国に対し、報告書「COVID-19 診断薬と治療薬：需給と TRIPS 協定の柔軟性」について WTO 加盟国にブリーフィングを行った[22]。

USITC の著者は、約 500 ページに及ぶ資料に目を通しながら、報告書の背景や調査の基礎となった情報源について説明した。また、報告書から重要な点を強調した。

USITC のブリーフィングは、COVID-19 診断薬と治療薬をめぐる定義を扱った報告書の第 3 章について特に詳しく説明した。この章で検討された診断薬と治療薬を分類するためのさまざまなアプローチと、関連する可能性のある COVID-19 製品を特定するための可能なパラメーターについての議論を概説した。

USITC の専門家はさらに、COVID-19 診断薬・治療薬の製造サプライチェーンと貿易に関する調査結果を詳述し、報告書の第 4 章で説明されているように、製造業者の地理的分布を調査し、所得水準の異なるカテゴリー間のこれらの製品の貿易をマッピングした。

残りの章については、報告書が自主的ライセンス、強制ライセンス、MPP のライセンスモデルをカバーしていること、また、これらの製品に対する需要と入手可能性の評価を行い、データのギャップを強調した。USITC はさらに、調査にインプットを提供した利害関係者の意見の要約と、第 8 章における実質的な文献調査を強調した。

質疑応答では、代表団は、USITC の報告書がパラ 8 に関する議論に貢献するものであり、歓迎すべきものであると評価した。

2023 年 10 月 30 日から 31 日にかけて開催された TRIPS 理事会において、WTO 加盟国は、パラ 8 に関する議論を継続した[23]。

TRIPS 理事会議長は、2024 年 2 月にアブダビで開催される WTO 第 13 回閣僚会議に先立ち、合意を見出すため、理事会の外部ステークホルダー意見提出のためのテーマ別会合と USITC 報告書により、代表団がより具体的に関与できるようになることを期待した。

USITC の報告書について、治療薬や診断薬へのアクセスは知的財産の範囲を超えており、意思決定を行う際にはより広範な要素を考慮する必要があることが確認されたとする意見がある一方、パンデミックへの対応において自主的ライセンスが不十分であることが確認されたとする意見もあった。また、USITC の報告書の内容を検討中であるとの意見もあった。

多くの途上国メンバーは、2023 年 12 月に予定されている一般理事会までに決定を下すよう求めた。また、決定を下せる十分な証拠がすでに提供されているとの意見もあった。他のメンバーは、

[22] Members briefed on US report on COVID diagnostics and therapeutics, TRIPS flexibilities（WTO News, September 28, 2023) https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/covid_19oct23_e.htm

[23] Members to continue dialogue on extending TRIPS Decision to therapeutics and diagnostics（WTO News, October 31, 2023) https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/trip_31oct23_e.htm

コンセンサスベースの結果を支持することを繰り返した。理事会は、この議題項目を引き続き議論することに合意した。

2023 年 12 月 14 日から 15 日にかけて開催された一般理事会において、TRIPS 理事会議長は、現時点で、TRIPS 協定に関する閣僚決定を診断薬と治療薬に拡張するか否かのコンセンサスが、加盟国間で得られていない旨を報告し、拡張に関する議論は引き続きオープンとされた。[24]

その後の 2023 年 12 月 21 日、南アフリカが TRIPS ウェイバー提案国を代表して、ステートメントを提出し、WTO はパンデミックに関して包括的な成果を上げることができなかったが、提案国は政策余地を拡張したり、TRIPS 協定の柔軟性を最大限に活用したりすることを含め、パンデミックのような保健上の緊急事態における途上国の懸念に引き続き対処する等とした（WT/GC/W/920）。[25]

そして、2024 年 2 月 13 日に開催された TRIPS 理事会公式会合において、「理事会は、TRIPS 協定に関する MC12 決定パラグラフ 8 に関する事実と証拠に基づく議論を支援するために加盟国が多大な努力を行ったことを認識する。こうした努力にもかかわらず合意に達することはできなかった。」という記載を含む、一般理事会への報告書案（IP/C/100）[26]が採択され、同月開催の一般理事会において、当該報告書に基づく報告が TRIPS 理事会議長よりなされた。[27]

その後、2024 年 2 月 26 日から 3 月 2 日にかけて第 13 回 WTO 閣僚会議が開催されたが、パラ 8 に関する議論は行われず、閣僚宣言（WT/MIN（24）/DEC）[28]においても特段触れられることはなかった。

４．TRIPSウェイバーに対する各界の意見

TRIPS ウェイバーに対する各界の意見を、以下に示す。

（参考）2023 年 1 月以降の新たな動き

PhRMA

2023 年 3 月 17 日、PhRMA は TRIPS ウェイバーの拡大を求めるイデオロギー的な声に対抗し、COVID-19 ワクチンおよび治療法に関連する米国の技術革新を推進する上で知的財産保護が不可欠な役割を果たすことを強調するため、包括的な意見を USITC に提出し、3 月 29 日に証言を行った。

[24] MC13 Chair briefs members on ministerial preparations; members approve budget increase
https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/gc_15dec23_e.htm
[25] REVISED SUBMISSION BY TRIPS WAIVER CO-SPONSORS FOLLOWING THE GENERAL COUNCIL MEETING OF 13-15 DECEMBER 2023
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/W920.pdf&Open=True
[26] PARAGRAPH 8 OF THE MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/100.pdf&Open=True
[27] TRIPS Council finalizes preparations for MC13
https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/trip_13feb24_e.htm
[28] ABU DHABI MINISTERIAL DECLARATION
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN24/DEC.pdf&Open=True

2023 年 10 月 17 日、PhRMA は、USITC の報告書「COVID-19 診断と治療:需要、需要、TRIPS 協定の柔軟性」を受けて、「TRIPS ウェイバーの拡大は不必要であり、外国の競争相手に知的財産を渡すことによって、アメリカの労働者、患者、技術革新に害を与える、との声明を発表した。

米国商工会議所

2023 年 10 月 17 日、米国商工会議所は、TRIPS ウェイバーに関する USITC の報告書の発表を受けて、１）USITC の報告書は、知的財産権を活用したライセンス提携の成功を強調し、知的財産権がこれらの製品へのアクセスの障壁となっているという主張を立証していないこと、２）TRIPS ウェイバーの拡大は、バイオ医薬品、クリエイティブ、テクノロジー分野や新興産業における知的財産主導のイノベーションを弱体化させること、３）TRIPS ウェイバーの拡大をきっぱりと拒否するよう政府に強く求めること、を宣言した。

South Centre

2023 年 3 月 17 日、South Centre は、COVID-19 の診断と治療に関する意見を USITC に提出した。その概要は、１）当初提案された TRIPS ウェイバーは、知的財産権の障壁を克服し、COVID-19 の医療措置の地域横断的な製造を加速させ、世界的な生産量を増やし、そのコストを下げるのに役立ったであろうことは明らかであること、２）パンデミックの状況において、知的財産は、必要なイノベーションを実現し、加速させるための投資を動員し、協力を拡大するための主要な実現要因ではなく、公的セクターの資金調達と研究能力、そしてその他の支援措置が、COVID-19 ワクチンの発見や治療法・診断法の成功の核心であったこと、３）新しい診断薬、治療薬、ワクチンが開発されても、知的財産権や、関連するノウハウの共有に消極的であることが、すべての国で手頃な価格でタイムリーに供給するための迅速なスケールアップの障壁となっていたこと、４）COVID-19 ワクチンに対する TRIPS ウェイバーは、開発途上国での手ごろな価格と現地生産を促進する目的で、診断薬と治療薬にも拡大されるべきであること、等である。

The People's Vaccine

2023 年 10 月 17 日、USITC が COVID-19 検査と治療法に関する報告書を発表したことに対し、The People's Vaccine は、１）報告書は、知的財産へのアクセス、高価格、価格の透明性の欠如が、”検査や治療へのアクセスを害するように見える”と認めていること、２）2022 年、高所得国は世界輸出の 85.4%を消費し、COVID-19-診断薬と治療薬を含む製品の 91.8%を供給したと報告書は述べており、これは、不公平に対処するための行動が必要であることを明確に示していること、３）TRIPS ウェイバーを検査薬と医薬品にも拡大すべきこと、等を述べた。

（１）製薬業界団体（IFPMA, PhRMA, EFPIA, JPMA等）

2021 年 5 月 5 日に米国政府が COVID-19 ワクチンに関する知的財産権放棄提案に支持を表明したことに対し、IFPMA は同日付で「COVID-19 ワクチンに関する特許権放棄を支持する米国政府の判断は遺憾である」、製薬協は 2021 年 5 月 7 日プレスリリースで「製薬協の意見とは異なるもの」と言明している。

2022 年 3 月 16 日、TRIPS ウェイバーに関する 4 メンバー（欧州、インド、南アフリカ、米国）

による解決策について WTO 事務局長が歓迎することを発表したこと[29]に対し、IFPMA（International Federation of Pharmaceutical Manufacturers and Associations）は「知的財産権を弱めることは間違ったシグナルを発信することになる」との見解を再確認したことを表明した[30]。PhRMA （Pharmaceutical Research and Manufacturers of America）[31]、EFPIA（European Federation of Pharmaceutical Associations）[32]も同様の意見を発信している。

2022 年 5 月 3 日のクワッド成果文書[33]に対し、2022 年 6 月 9 日、研究開発型製薬産業（ABPI（Association of the British Pharmaceutical Industry）, BIO（Biotechnology Innovation Organization）, EFPIA, ICBA （ International Council of Biotechnology Associations ） , IFPMA, JPMA （ Japan Pharmaceutical Manufacturers and Associations（日本製薬工業協会））, PhRMA, Vaccine Europe）は、「クワッド成果文書で提案された知的財産権の枠組みを弱めることは不要であり、イノベーションに悪影響を及ぼすことを再確認した」を表明した[34]。また、日本製薬工業協会はニュースリリースで以下の意見を述べている[35]。

・発展途上国と先進国の製薬企業による COVID-19 ワクチン生産量は、最初のワクチンが承認されてから 1 年以内に 120 億ドーズに達し、毎月 10 億ドーズ以上のワクチンを生産することができる。

・生産不足の問題は先進国や発展途上国の多くの企業が関与する前例のない協力のおかげで解決された。ワクチンの開発や生産拡大のための協力は国際的な知的財産保護を前提としてなされたものである。

・ワクチンの生産には生産設備、原材料調達、ノウハウなど解決すべき多くの技術的課題があり、TRIPS ウェイバーによってワクチンの生産拡大が可能になる訳ではない。

・TRIPS ウェイバーは COVID-19 ワクチンがまだ承認されていなかった 2020 年にワクチン生産を促す策として提案されたが、COVID-19 ワクチンへのアクセスに知的財産が障壁になっていないことは既に明らかであり、TRIPS ウェイバーが COVID-19 ワクチンの生産不足の解決策として間違ったものであり、十分な生産量が得られている現状では時機を失した不要な解決策であることが明らかである。

・現在の課題は、ワクチンの生産不足ではなくワクチンを必要とする人々にどのようにワクチンを届けるかにある。

・生産不足の問題が解決している現在、TRIPS ウェイバーの提案は見送られるべきであり、

[29] Director-General Okonjo-Iweala hails breakthrough on TRIPS COVID-19 solution (WTO News, March 16, 2022) https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/dgno_16mar22_e.htm

[30] IFPMA statement on TRIPS discussion document (March 16, 2022)（IFPMA ウェブサイト） https://ifpma.org/news/ifpma-statement-on-trips-discussion-document/

[31] PhRMA PRESS RELEASE (March 15, 2022) https://phrma.org/resource-center/Topics/Intellectual-Property/PhRMA-Statement-on-WTO-TRIPS-Waiver-Negotiations

[32] EFPIA STATEMENT & PRESS RELEASES (March 16, 2022) https://www.efpia.eu/news-events/the-efpia-view/statements-press-releases/wto-proposal-to-waive-covid-vaccine-ip-rights-puts-pandemic-response-at-risk/#

[33] COMMUNICATION FROM THE CHAIRPERSON (WTO, May 3, 2022) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W688.pdf&Open=True

[34] RESEARCH-BASED BIOPHARMACEUTICAL INDUSTRY ON THE TRIPS WAIVER DISCUSSIONS AT WTO MINISTERIAL CONFERENCE 12 (June 9, 2022) https://www.jpma.or.jp/english/news_room/release/news2022/r7sor20000000haz-att/Statement_Research-based-biopharmaceutical-industry-on-the-TRIPS-waiver-discussions-at-WTO-Ministerial-Conference-MC12-2.pdf

[35] 日本製薬工業協会ニュースリリース（2022 年 5 月 11 日） https://www.jpma.or.jp/news_room/release/news2022/rfcmr00000002pp4-att/0511.pdf

ワクチンを必要とする人々にワクチンを届けるための課題である薬事行政、流通、医療従事者等のインフラ改善に議論を集中すべきである。

その後、2022 年 6 月 17 日の第 12 回 WTO 閣僚会議の合意[36]に対し、日本製薬工業協会はニュースリリースで「大きな失望を表明する」と述べている[37]。IFPMA[38]、PhRMA[39]、EFPIA[40]も同様のニュースリリースを発行している。

2022年9月21日、PhRMAは、「TRIPSウェイバーの拡大は、（1）世界の公衆衛生を危うくし、患者に害を与える。（2）米国の知的財産権を外国に譲渡し、研究及び製造の仕事を海外に渡すことになる。（3）米国のイノベーションを弱体化させ、将来のパンデミックに対応する能力を危うくする。（4）グローバルな協力関係を損ない、バイオ医薬品部門における米国のリーダーシップを損なう。」、及び、「バイオ医薬品メーカーはすでに自社の知的財産権を共有しており、安全で効果的なCOVID-19ワクチンと治療薬へのグローバルなアクセスをタイムリーに提供することに引き続き取り組んでいる。」とのコメントとともに知的財産権を放棄することの危険性について公表した[41]。さらに、2022 年 9 月 30 日、PhRMA は、データレポートを根拠に、「COVID-19 治療薬の供給は世界的な需要をはるかに上回っているため、TRIPS ウェイバーの拡大は、不必要かつ有害である。TRIPS ウェイバーの拡大は、アメリカの製造業務を外注することになり、バイオ医薬品のリーダーシップを弱め、医療イノベーションを弱体化させる。」として、TRIPS ウェイバーの拡大の危険性を示した[42]。

2022 年 9 月 26 日、BIO は「知的財産権放棄への支持は、米国で開発された革新的な技術とバイオ製造の仕事を海外に送り出すことになる。その結果、世界中で競争し、米国内の雇用を高めているCOVID-19治療薬開発に携わる数百の中小企業を含めた米国のバイオテクノロジー企業の能力を弱める。これは9月12日に発行された大統領令[43]と矛盾することになる。」として、TRIPSウェ

[36] MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022 (WTO, June 22, 2022)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/30.pdf&Open=True

[37] 日本製薬工業協会ニュースリリース（2022 年 6 月 20 日）
https://www.jpma.or.jp/news_room/release/news2022/gbkspa0000000die-att/220620_wtomc12.pdf

[38] IFPMA news release (June 17, 2022)
https://ifpma.org/news/pharmaceutical-industry-expresses-deep-disappointment-with-decision-on-waiving-intellectual-property-rights-adopted-at-the-world-trade-organization-ministerial-conference/

[39] PhRMA PRESS RELEASE (June 17, 2022)
https://phrma.org/resource-center/Topics/Trade/PhRMA-Statement-on-the-TRIPS-Waiver-Agreement

[40] EFPIA STATEMENT & PRESS RELEASES (June 17, 2022)
https://www.efpia.eu/news-events/the-efpia-view/statements-press-releases/efpia-is-deeply-disappointed-about-the-decision-taken-by-world-trade-organization-wto-at-the-ministerial-conference-mc12-to-endorse-a-trips-waiver-for-covid-19-vaccines/

[41] The Danger of Waiving TRIPS Intellectual Property Rights at the WTO (September 21, 2022)（PhRMA ウェブサイト）
https://phrma.org/resource-center/Topics/Medicine-Safety/The-Danger-of-Waiving-TRIPS-Intellectual-Property-Rights-at-the-WTO

[42] Harms of TRIPS Waiver Expansion (September 30, 2022)（PhRMA ウェブサイト）
https://phrma.org/resource-center/Topics/Intellectual-Property/Harms-of-TRIPS-Waiver-Expansion

[43] Executive Order on Advancing Biotechnology and Biomanufacturing Innovation for a Sustainable, Safe, and Secure American Bioeconomy (September 12, 2022)（ホワイトハウスウェブサイト）
https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/09/12/executive-order-on-advancing-biotechnology-and-biomanufacturing-innovation-for-a-sustainable-safe-and-secure-american-bioeconomy/

イバーの対象拡大に反対する書簡をバイデン大統領に送付した[44]。

2022 年 9 月 30 日、EFPIA は TRIPS ウェイバー拡大に関する事実ベース分析を公表し、以下の理由から、WTO は TRIPS ウェイバーの拡大をすべきではないとの分析結果を示した[45]。

・COVID-19 治療薬の不足は生じていない

・TRIPS ウェイバー拡大により患者に害を及ぼす可能性がある（自発的なライセンシーは有害事象の報告義務があるが、強制実施権者には患者の安全性に関する厳格な規制報告義務がない；強制実施権下では粗悪医薬品、偽造医薬品がサプライチェーンに混入する可能性がある）

・TRIPS ウェイバー拡大により複数の業界に渡るイノベーションのための研究開発を危険にさらすことがある

・TRIPS ウェイバー拡大によりイノベーションを損ない、将来のパンデミックへの備えに犠牲が伴う

2022 年 10 月 13 日、IFPMA は、以下のコメントとともに、TRIPS ウェイバー拡大が不要であることを述べている[46]。

・TRIPS ウェイバーがなくても、COVID-19 治療薬製造拡大するために自発的なライセンスが既に設定されている。

・COVID-19 治療薬の供給は需要を上回っており、TRIPS ウェイバーの拡大により COVID-19 治療薬へのアクセスが増えるわけではない。

・TRIPS ウェイバーの拡大による意図しない結果として、実施許諾契約を締結した後発医薬品会社を弱体化させることになり、患者には何の利益もなく、規制システムに過度の負担をかけることになる。

・TRIPS ウェイバーよりもむしろ、治験、治療に集中すべきである。

・不必要な TRIPS ウェイバーの不確実性に妨げられないイノベーションがより必要である。

2022 年 12 月 5 日、IFPMA はステイトメントを公表し、WTO が TRIPS ウェイバーの拡大を検討していることに対し、最新の証拠及びデータを開示し、TRIPS ウェイバーが COVID-19 パンデミックと戦う業界の能力にいかなる影響を与えるのかを説明した。また、いかなるウェイバーも、イノベーションエコシステム全体に重大な悪影響を及ぼし、将来のパンデミックに対処する業界の能力に悪影響を及ぼすことを示した[47]。

2022 年 12 月 8 日、EFPIA は「知的保護義務免除の拡大は、（i）解決しようとする供給問題が実際には存在しないこと、（ii）仮にそのような問題が存在したとしても、生産の拡大には寄与しないこと、（iii）イノベーション全体、中小企業のビジネス、患者の健康への悪影響など多くの悪

[44] BIO Sends Letter to President Biden Strongly Opposing Expansion of the WTO TRIPS Waiver (September 26, 2022)（BIO ウェブサイト）
https://www.bio.org/letters-testimony-comments/bio-sends-letter-president-biden-strongly-opposing-expansion-wto-trips

[45] A fact-based analysis of the TRIPS Waiver extension (September 30, 2022)（EFPIA ウェブサイト）
https://www.efpia.eu/news-events/the-efpia-view/blog-articles/a-fact-based-analysis-of-the-trips-waiver-extension/#

[46] Is an extension of the TRIPS waiver needed for COVID-19 tool? (October 13, 2022)（IFPMA ウェブサイト）
https://www.ifpma.org/global-health-matters/is-an-extension-of-the-trips-waiver-needed-for-covid-19-tools/

[47] Impact of a waiver of intellectual property rights for COVID-19 therapeutics (December 5, 2022)（IFPMA ウェブサイト）
https://www.ifpma.org/resource-centre/impact-of-a-waiver-of-intellectual-property-rights-for-covid-19-therapeutics/

影響を及ぼすことから、必要性がない。治療薬へのアクセスを有意に向上させるには、貿易・規制障壁の撤廃、低・下位中所得国における医療人材の強化、治療に対する国民の意識向上、物流プロセスの改善など、COVID-19 治療薬の世界的な流通の根底にある現実的で複雑な問題に焦点を当てることが重要である。」とウェブサイトで述べている[48]。

2022 年 12 月 19～20 日の TRIPS 理事会で、TRIPS 協定に関する閣僚決定の拡大検討の期限を延長することが勧告されたことに対し、2022 年 12 月 21 日、IFPMA は、「アクセスに対する真の課題に対処できない議論にさらなる時間とエネルギーが費やされることに失望を表明する。」とステイトメントで述べている[49]。

2023 年 3 月 17 日、PhRMA は TRIPS ウェイバーの拡大を求めるイデオロギー的な声に対抗し、COVID-19 ワクチンおよび治療法に関連する米国の技術革新を推進する上で知的財産保護が不可欠な役割を果たすことを強調するため、包括的な意見を USITC に提出し、3 月 29 日に証言を行った。これらのコメントと証言は以下の 5 点を強調している[50]：

1. 世界をリードする米国のバイオ医薬品産業は、COVID-19 と闘うための安全で効果的なワクチンと治療法を記録的な速さで革新し、生産した。

医薬品業界は、パンデミックの最初の 1 年以内に複数の COVID-19 ワクチンを開発した。2022 年までに、20 社が COVID-19 ワクチンを世界の全人口に供給するのに十分な量を製造していた。これらのワクチンは 2,000 万人もの命を救い、8,000 万人以上の入院を予防したが、既存の生産能力は世界の需要を満たすのに十分すぎるほどである。同様に、安全で効果的な COVID-19 抗ウイルス治療薬も 2022 年末までに 7,000 万コース以上が生産され、これは世界の需要をはるかに上回る量である。

2. COVID-19 との闘いにおける産業界の成功は、TRIPS 協定によって提供されるベースライン保護を含む知的財産保護の上に成り立っていた。

TRIPS 協定によって確保された知的財産権保護は、この歴史的なワクチンと治療法の開発と展開を可能にするために、世界中で何百ものパートナーシップを促進した。治療薬だけを見ても、知的財産権によって、ブラジル、インド、インドネシア、ケニア、シンガポール、南アフリカなど、経済的にも地理的にも多様な国々を含む 30 カ国以上にまたがる 140 以上の製造パートナーシップが実現した。

3. TRIPS の適用除外を拡大することは、新しい COVID-19 治療法を開発するための技術革新を危うくする。

---

[48] Podcast: Why is a therapeutics waiver extension different to the vaccine waiver? (December 8, 2022)（EFPIA ウェブサイト）
https://www.efpia.eu/news-events/the-efpia-view/blog-articles/why-is-a-therapeutics-waiver-extension-different-to-the-vaccine-waiver/

[49] Statement on WTO decision to extend the deadline to consider a waiver of intellectual property rights on COVID-19 therapeutics and diagnostics (December 21, 2022)（IFPMA ウェブサイト）
https://ifpma.org/news/ifpma-statement-on-wto-decision-to-extend-the-deadline-to-consider-a-waiver-of-intellectual-property-rights-on-covid-19-therapeutics-and-diagnostics/#:~:text=Evidence%20shows%20there%20is%20no,the%20ongoing%20uncertainty%20is%20unwelcome.

[50] PhRMA provides comments and testimony to USITC investigation on COVID-19 medicines and the TRIPS Agreement (March 30, 2023)（PhRMA ウェブサイト）
https://phrma.org/blog/phrma-provides-comments-and-testimony-to-usitc-investigation-on-covid-19-medicines-and-the-trips-agreement

COVID-19 治療薬の知的財産権保護を弱めることは、COVID-19 治療薬の技術革新だけでなく、他の疾患の治療を目的とした技術革新をも脅かすことになる。COVID-19 治療薬の多くは、さらに応用可能な成分や方法を使用しており、パイプラインにある COVID-19 治療薬の 57%は、他の疾患に対しても開発されている。

4. TRIPS 免除の拡大は、米国の医療技術革新とリーダーシップを弱め、米国の雇用を外注化し、将来のパンデミックや健康危機への対応能力を低下させる。

米国経済全体において、革新的なバイオ医薬品セクターは 440 万人以上の雇用を支え、経済活動と輸出を促進しており、バイオ医薬品の輸出額は 2021 年に 800 億ドルを超える。米国で生産される COVID-19 治療薬の知的財産を保護するための外国に対する要件を撤廃することは、こうした雇用を危険にさらし、投資を減少させ、将来の健康危機への備えを弱めることになる。さらに、TRIPS 免除のいかなる拡大も、患者の安全性とサプライチェーンに重大な脅威をもたらし、偽造品のリスクを増大させる。

5. 政策立案者は、COVID-19 ワクチンと治療薬の流通と投与に影響を及ぼす明白な問題に焦点を当てるべきである。

脆弱な保健システム、不十分なインフラ、保冷庫、輸送、医療従事者の不足といったラストワンマイルでの流通・管理の課題は、開発途上国における医薬品アクセスの最も重要な障害の一つである。これらの課題は、規制の遅れ、輸出規制、その他の貿易関連の障壁によって悪化している。これらの問題を解決することが、COVID-19 ワクチンと治療法を必要としている患者に確実に届ける最も効果的な方法である。

COVID-19 との闘いにおいて、知的財産権の保護が障壁になることはない。COVID-19 のワクチンと治療法は世界中に十分すぎるほど提供されており、知的財産権がこのような技術革新を世界規模で実現するために必要な共同研究を可能にしてきたことは明らかである。政策立案者は、アメリカの技術革新を損なういかなる努力も拒否すべきである。

2023 年 10 月 17 日、PhRMA は、USITC の報告書「COVID-19 診断と治療:需要、需要、TRIPS 協定の柔軟性」を受けて、以下の声明を発表した[51]。

COVID-19 の公衆衛生上の緊急事態は終息し、世界中で手頃な価格の治療法が豊富にあり、しばしば無料で提供されている。TRIPS ウェイバーの拡大は不必要であり、外国の競争相手に知的財産を渡すことによって、アメリカの労働者、患者、技術革新に害を与えるだろう。バイデン政権と他の世界の指導者たちは、このイデオロギー的な議論を超えて、真のグローバルヘルスの課題に焦点を当てるべき時である。

2024 年 2 月 23 日、第 13 回 WTO 閣僚会議に先立ち、IFPMA と 10 カ国の加盟団体は共同声明を発表し、貿易担当大臣に対し、イノベーションのエコシステムを強化し、貿易障壁を撤廃し、貿易円滑化を促進し、規制制度を強化し、リソース不足の医療インフラに対処する包括的な貿易と保健のアジェンダにコミットするよう求め、以下のような声明を発表した[52]。

[51] PhRMA Statement on U.S. International Trade Commission Report on Expanding the TRIPS Waiver (March 30, 2023)（PhRMA ウェブサイト）
https://phrma.org/resource-center/Topics/Access-to-Medicines/PhRMA-Statement-on-US-International-Trade-Commission-Report-on-Expanding-the-TRIPS-Waiver

[52] WTO Ministerial Conference in Abu Dhabi is an opportunity to strengthen trade and health agenda (February 23, 2024)（IFPMA

COVID-19 の大流行は、次に起こる予期せぬ世界的な健康脅威の性質にかかわらず、進歩は科学、自発的なパートナーシップ、そして集団行動にかかっていることを強調した。効果的な知的財産の枠組みは、科学の進歩にインセンティブを与えるために不可欠である。この枠組みは、数十年にわたる医学研究開発への投資を促進し、過去 50 年にわたるグローバル・ヘルスの目覚ましい改善に貢献してきたイノベーション・エコシステムを支えている。さらに、この枠組みは、治療薬やワクチンの生産を迅速に拡大する上で重要な自主的パートナーシップを可能にし、これらの製品への世界的なアクセスを支えている。

知的財産を保護するための公約を放棄することは、こうした成功を損ない、将来の保健上の緊急事態に対応する能力を弱めることになる。閣僚は、MC13 の期間中、COVID-19 治療薬および診断薬への TRIPS 免除の拡大を拒否すべきであり、技術移転への言及は任意ベースとし、既存の WTO ルールに合わせるべきである。

COVID-19 のパンデミックの間、世界的な医薬品サプライチェーンに組み込まれた回復力により、国境での困難や物流の制約に直面しても、何百万人もの人々に必要不可欠な医薬品、ワクチン、診断薬が継続的に供給された。こうしたサプライチェーンは、貿易障壁を撤廃することでさらに強化することができる。このことは、グローバルな保健衛生の安全保障や、新たな医療対策の開発と生産を迅速に行う必要がある保健緊急事態への対応を考える上で、特に重要である。

また、2024 年 2 月 24 日、IFPMA は、知的財産権の権利放棄がイノベーション・エコシステム全体にどのような悪影響を及ぼす可能性があるのか、また、将来のパンデミックと戦う産業界の能力にどのような結果をもたらす可能性があるのかを説明した、infographic を公表した[53]。

（２）米国商工会議所（U.S, Chamber of Commerce）

2022 年 9 月 15 日、米国商工会議所は、「バイデン政権は最先端の技術と革新的な製造業の国内投資を優先する一方で、TRIPS ウェイバーの拡大は知的財産権を廃止し、米国の革新的技術の外国政府への移転を促進することになり、上記国内投資を弱体化する」として、TRIPS ウェイバーの対象拡大に反対する旨を商務長官及び貿易代表に書簡を送付した[54]。

2023 年 10 月 17 日、米国商工会議所は、TRIPS ウェイバーに関する USITC の報告書の発表を受けて、以下の声明を発表した[55]。

・ワクチンと治療薬の流通は極めて重要であり、COVID-19 治療薬と診断薬の発見に貢献した知的財産権を弱体化させようとする誤った取り組みは、有害な前例となり、患者アクセスの真の障壁に対処できない。USITC の報告書は、知的財産権を活用したライセンス提携の成功を強調し、知的財産権がこれらの製品へのアクセスの障壁となっているという主張を立証していない。

ウェブサイト）
https://www.ifpma.org/news/wto-ministerial-conference-in-abu-dhabi-is-an-opportunity-to-strengthen-trade-and-health-agenda/

[53] February 2024: Impact of a waiver of intellectual property rights for COVID-19 therapeutics (February 23, 2024)（IFPMA ウェブサイト）
https://www.ifpma.org/resources/February-2024-impact-of-a-waiver-of-intellectual-property-rights-for-covid-19-therapeutics/

[54] Chamber Seeks Biden Ax Of Wider WTO IP Deal (LAW360, September 16, 2022)

[55] New USITC Report Validates the Role of Intellectual Property to Advance COVID Innovations During Pandemic (October 17, 2023)（U.S. Chamber of Commerce ウェブサイト）
https://www.uschamber.com/intellectual-property/new-usitc-report-validates-the-role-of-intellectual-property-to-advance-covid-innovations-during-pandemic

・最初の COVID-19 ワクチン免除に対する米国の支持は、米国が技術革新におけるグローバルリーダーであることを可能にしてきた長年の政策からの後退を示すものであった。TRIPS ウェイバーの拡大は、バイオ医薬品、クリエイティブ、テクノロジー分野や新興産業における知的財産主導のイノベーションを弱体化させ、事実上、知的財産の主導権を外国の競争相手に譲ることになる。

・米国商工会議所は、知的財産政策における米国の世界的リーダーシップを再確認し、TRIPS ウェイバーの拡大をきっぱりと拒否するよう政府に強く求める。

（3）米国国際ビジネス会議（United States Council for International Business（USCIB））[56]

USCIB はバイデン政権に対し、TRIPS 協定に基づく規則の免除を COVID-19 の診断と治療にまで拡大しようとする WTO の現在の取り組みに反対するよう要請した。USCIB は 2022 年 9 月 12 日付の政府高官への書簡で、「TRIPS 協定は医薬品や治療へのアクセスの格差に対処するための十分な柔軟性を提供する」、「本当の問題は、世界中の遠隔地の人々にワクチンや医薬品を配布して投与するために必要な医療インフラと配布システムが不十分であり、ワクチンに対する躊躇が残っていることである」、「TRIPS ウェイバーの拡大は、イノベーション、世界的な健康安全保障、国際法の支配、世界貿易システムへの信頼を損なう問題を探すための解決策である」、「弱体化した知的財産規則により、バイオ医薬品および技術研究で世界をリードする米国ほど失う国はない」と主張した。

（4）ビジネスヨーロッパ（Business Europe）[57]

2022 年 9 月 29 日、ビジネスヨーロッパは欧州委員会に対して、「TRIPS ウェイバー拡大は、知的財産権をさらに弱体化させ、既存の取引規則を近代化及び更新する代わりに、WTO 既存の規則と加盟国からのコミットメントのレベルを後退させているというシグナルを送ることになる。非常に多くのリスクと不確実性の観点から WTO が安定化の役割を果たすことを望まれている現状で、非常に間違ったメッセージになる。」と、以下の理由とともに書簡を送付している。

・知的財産権は、治療法や診断法へのアクセスを妨げておらず、現在も妨げていない。TRIPS ウェイバーの拡大は、存在しない生産上の問題を解決しようとするものである。

・TRIPS ウェイバーの拡大は、自発的なライセンスを損なうことになる。TRIPS ウェイバー拡大の条件下で生産された製品は、自発的なライセンスで予見されるレベルの品質管理および規制監視の対象とならない場合があり、粗悪品、標準以下、さらには偽造バージョンの治療法や診断法が製造および使用される可能性がある。

・COVID-19 治療薬プロジェクトの多くは他の疾患治療薬にも転用されるため、COVID-19 治療薬の特許を放棄すると、他の疾患にも使用できる特定の治療薬への投資が即座に阻害されることになる。

---

[56] USCIB Urges Biden Administration to Oppose Extending TRIPS Waiver to COVID Diagnostics, Therapeutics（USCIB ウェブサイト）
https://uscib.org/uscib-urges-biden-administration-to-oppose-extending-trips-waiver-to-covid-diagnostics-therapeutics/

[57] TRIPs waiver extension – Letter from Markus J. Beyrer to Valdis Dombroskis（Business Europe ウェブサイト）
https://www.businesseurope.eu/sites/buseur/files/media/public_letters/rex/2022-09-29_trips_waiver_extension.pdf

（５）Kenneth E. Thorpe （Professor of Health Policy, Emory University）

Kenneth E. Thorpe （Professor of Health Policy, Emory University; former Deputy Assistant Secretary of the US Department of Health and Human Service）は、STAT（Reporting from the frontiers of health and medicine)（2022年7月31日）のウェブサイト[58]（ジェトロ アフリカ知的財産ニュースレターVol.75「知的財産権放棄に対する有識者の見解」[59]の引用原文）で以下の理由を基に、「世界的なワクチン接種への真の障壁は、ワクチンへの躊躇、ロジスティクスの問題、及び貿易障壁である。ワクチンドーズ数や、自発的／強制的なライセンス契約は、これらの管理上・文化上の障壁を克服することはできない。」、「特許は低所得国のジェネリック医薬品メーカーがCOVID-19治療薬のライセンス供与と製造を行うことを妨げていないため、特許保護を放棄しても、COVID-19 治療薬の入手可能性は向上しない。ギリアド社、メルク社、ファイザー社などの企業は、ロイヤルティを得ることなく知的財産権を放棄することを余儀なくされるだけである。」と述べている。

（理由）

・現在では、世界中でワクチンが過剰供給されており、製薬会社は無数の自発的なパートナーシップを発展途上国の製造業者と結んでいる以上、TRIPS ウェイバーの背後にある論理は明らかに誤りである。

・南アフリカのワクチン製造会社 Aspen 社は 2021 年に Johnson & Johnson 社（Janssen 社）のワクチンの製造契約を結んでいるが、製造可能となってから2か月経過した2022年5月半ばにおいて、製造受注を一つも得ることができていない。

・インドのワクチン製造会社 Serum 社は未使用 COVID-19 ワクチンが 200 万ドーズ蓄積したため 2022 年 4 月に製造を中止した。数百万の過剰ドーズは 2022 年 9 月に使用期限が切れるとされている。

・2020 年 5 月にギリアド社はレムデシビルに関する自発的ライセンスプログラムを立ち上げ、2022 年 7 月のレポートによると、127 の低中所得国の 1,100 万人以上がレムデシビルにアクセスできている。

・2021 年 10 月にメルク社はモルヌピラビルに関して 100 か国以上の製造会社が製造できるよう MPP との契約を締結している。その数週間後、ファイザー社はパクスロビドに関して国連機関と同様の契約を結んでおり、2022 年 3 月の段階で、35 のジェネリック医薬品会社がパクスロビドの製造を開始している（MPP ウェブサイト[60]によると、パクスロビドの製造については、2022年3月22日にさらにジェネリック医薬品会社 1 社が追加され、計 36 のジェネリック医薬品会社との製造契約を締結したことになる）。

（６）South Centre

スイス・ジュネーブに本部を有する発展途上国の政府間組織である South Centre は、2022 年 6 月

[58] WTO: Don’t make a bad situation worse by granting intellectual property waivers for COVID-19 therapeutics and diagnostics (July 31, 2022)（STAT ウェブサイト）
https://www.statnews.com/2022/07/31/wto-dont-make-a-bad-situation-worse-by-granting-intellectual-property-waivers-for-covid-19-therapeutics-and-diagnostics/

[59] アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 75（ジェトロウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/africa/newsletter202209.pdf

[60] Medicine Patent Pool プレスリリース（2022 年 3 月 17 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/35-generic-manufacturers-sign-agreements-with-mpp-to-produce-low-cost-generic-versions-of-pfizers-oral-covid-19-treatment-nirmatrelvir-in-combination-with-ritonavir-for-supply-in-95-low-and

21 日[61]、及び 2023 年 1 月 9 日[62]に TRIPS ウェイバーの COVID-19 診断薬・治療薬への拡大に関するステイトメントを発行し、以下のとおり述べている。

TRIPS ウェイバー拡大に関する交渉の終了時期は未定のまま、結果を予測できないまま継続されているが、発展途上国は、遅滞なく、COVID-19 のワクチン、診断薬、治療薬へのアクセスを拡大する努力を挫折させる知的財産権の障壁を克服するため、他の規範的な選択肢を検討することができる。

他の規範的な選択肢

（1） TRIPS 協定第 31 条に規定されている政府による非営利目的使用を含む強制実施権制度の活用すること

（2） TRIPS 協定第 73 条（b）に含まれる国家安全保障の例外を発動し、COVID-19 関連製品に関する義務を一時停止すること

（3） 慣習国際法に従って TRIPS 協定第 30 条に許容される解釈と一貫して、COVID-19 関連製品の製造、及び輸出に対する特許法上の例外を規定すること

（4） TRIPS 協定第 6 条で認識されている本問題の規制の自由に従い、強制実施権下で製造された製品の並行輸入を許可すること

（5） COVID-19 ワクチン、治療薬、及び診断薬の製造に必要とされる技術ノウハウ（企業秘密）の強制実施権に関する措置を実施すること

（6） 製品、及び製造プロセスに対する過度に広範な、または不当な保護を回避するために、COVID-19 製品関連の特許出願の審査に厳格な基準を適用すること

2023 年 3 月 17 日、South Centre は、COVID-19 の診断と治療に関する以下の意見を USITC に提出した[63]。

当初提案された TRIPS ウェイバーは、知的財産権の障壁を克服し、COVID-19 の医療措置の地域横断的な製造を加速させ、世界的な生産量を増やし、そのコストを下げるのに役立ったであろうことは明らかである。知的財産権の障壁から解放され、診断薬の迅速で大規模な生産が可能になれば、症例の早期発見に役立ち、COVID-19 の蔓延を防ぐことができただろう。そうではなく、技術革新に対する潜在的な阻害要因という理論的に証明されていない議論に基づく長時間の議論をしたことが、WTO 加盟国による効果的な行動を混乱させた。WTO はパンデミックへの適切な対応を怠った。米国は 2020 年 3 月以降、この提案を検討しなければならなかったが、2022 年になって初めてこのプロセスを開始するイニシアチブを取り、WTO での行動をさらに遅らせたことは不可解である。

パンデミックの状況において、知的財産は、必要なイノベーションを実現し、加速させるための投資を動員し、協力を拡大するための主要な実現要因ではない。公的セクターの資金調達と研

[61] Statement TRIPS WAIVER: AN INSUFFICIENT MULTILATERAL RESPONSE. TRIPS-CONSISTENT NATIONAL ACTIONS ARE CALLED FOR (South Centre, June 21, 2022)（South Centre ウェブサイト）
https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2022/06/SC-Statement-TRIPS-waiver-FINAL-1.pdf

[62] Statement on the extension of the TRIPS waiver for diagnostics and therapeutics for COVID-19 (South Centre, January 9, 2023)（South Centre ウェブサイト）
https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2023/01/SC-Statement_TRIPS-waiver-diagnostics-therapeutics.pdf

[63] Submission by the South Centre to the USITC hearing on Covid-19 diagnostics and therapeutics (March 17, 2023)（South Centre ウェブサイト）
https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2023/03/South-Centre-submission-USITC-1.pdf

究能力、そしてその他の支援措置が、COVID-19 ワクチンの発見や治療法・診断法の成功の核心であった。知的財産権の侵害をめぐる紛争が増加していることからも明らかなように、法的独占を認めることは、ワクチンの普及や治療法の実用化を遅らせることが証明された。さらに、新しい診断薬、治療薬、ワクチンが開発されても、知的財産権や、関連するノウハウの共有に消極的であることが、すべての国で手頃な価格でタイムリーに供給するための迅速なスケールアップの障壁となっていた。権利者は、知的財産を自主的にライセンス供与し、技術やノウハウを移転する意欲を、それが最も重要であったとき、つまり COVID-19 パンデミックの初期から示さなかったのである。

COVID-19 ワクチンに対する TRIPS ウェイバーは、開発途上国での手ごろな価格と現地生産を促進する目的で、診断薬と治療薬にも拡大されるべきである。限られた数の製造業者によるこれらの必須製品の生産管理は、グローバル・ヘルス・リスクである。現在の医薬品特許プール（MPP）や二国間任意ライセンスは、すべての地域をカバーしているわけではなく、例えばパクスロビドに関しては、MPP のライセンスは 95 カ国をカバーしているに過ぎない。診断薬や治療薬に対する需要は、新たな感染の波がいつでも起こりうることを考えると、変動的である。

South Centre は、パンデミック対策の一環として、医療措置のタイムリーな生産と流通を確保するための多国間協定が必要であると考えている。この協定には、特に先進国政府が TRIPS 協定の知的財産権の保護と執行に関する規定を一時的に放棄すること、また、USTR の特別 301 報告書のようなメカニズムを通じて、公衆衛生を保護するために TRIPS の柔軟性を使用しないよう途上国に圧力をかけること（これは TRIPS と公衆衛生に関するドーハ宣言に反するものである）を自制することを約束することが含まれるべきである。

（7）The People’s Vaccine

ノーベル賞受賞者、健康専門家、経済学者、国家元首、宗教指導者、活動家の支援を受けている、100 以上の組織とネットワークの連合であり、どこでも誰でも無料で利用できるワクチンのために協力する団体である The People’s Vaccine は、2022 年 12 月 8 日に TRIPS ウェイバーについてプレスリリースを発行し、以下のとおり述べている[64]。

・6 月に合意された TRIPS ウェイバーは、知的財産規則を放棄するものではなく、ジェネリックの生産をサポートするのに役立つ既存の規則へのマイナーな追加であった。

・市民団体は当時、合意のパラメーターとすべきものは、治療薬と検査薬の製造にのみ役立つものであり、ワクチンそのものではないと警告した。しかし、これらの救命措置に関する決定は 6 か月延期され、そして今、米国はさらなる遅延を望んでいる。

・すべての低所得国が求めているのは、TRIPS ウェイバーを治療と検査にまで拡大することである。これは、WTO の決定が実際に影響を与えることを確実にする小さな変更であり、何ヶ月もの交渉は必要ない。

2023 年 10 月 17 日、USITC が COVID-19 検査と治療法に関する報告書を発表したことに対し、

[64] LOWER-INCOME COUNTRIES PROPOSE WTO TEXT TO ENSURE ACCESS TO COVID TREATMENTS AND TESTS (December 8, 2022)（The People’s Vaccine ウェブサイト）
https://peoplesvaccine.org/resources/media-releases/lower-income-countries-propose-wto-text-to-ensure-access-to-covid-treatments-and-tests/

The People's Vaccine は次のように述べた[65]。

・COVID-19 の検査と治療に対する知的財産の障壁に取り組むべきケースは、当初から明らかだった。しかし、米国政府はこの 500 ページ近い報告書をまとめる間、いかなる決定も遅らせている。

・報告書は、知的財産へのアクセス、高価格、価格の透明性の欠如が、”検査や治療へのアクセスを害するように見える”と認めている。2022 年、高所得国は世界輸出の 85.4％を消費し、COVID-19-診断薬と治療薬を含む製品の 91.8％を供給したと報告書は述べている。これは、不公平に対処するための行動が必要であることを明確に示している。

・米国政府と他の豊かな国々は、今こそ正しいことをしなければならない。COVID-19 ワクチンの知的財産ルールに関する昨年の狭い決定を、検査薬と医薬品にも拡大することを承認しなければならない。COVID-19 と闘うために必要なツールを開発途上国が利用できるようにする時がついに来た。

第２節　各国の強制実施権発動の動向

2020 年以降の COVID-19 下における各国の強制実施権の議論の動向を、以下に示す。

（参考）2023 年 1 月以降の新たな動き

欧州

欧州委員会は 2023 年 4 月 27 日、企業、特に中小企業が発明を最大限に活用して EU の競争力と技術主権に貢献することを目的とする規則案を発表した。主要分野は、（1）標準必須特許（SEP）、（2）強制実施権に関する規則、（3）補充的保護証明書（SPC）に関する規則の 3 つであり、強制実施権に関する概要は以下のとおりである。

この新規則は、単一市場緊急措置、HERA 規制、チップス法などの既存の EU 危機管理手段を補完する、EU 全体の新しい強制実施権の設定を想定している。COVID-19 パンデミックの後、この新規則は、自主的な合意が得られない場合や適切でない場合、危機における主要な特許製品および技術へのアクセスを確保することで、危機に対する EU の回復力をさらに強化するものである。

EFPIA

2023 年 4 月 27 日、EFPIA は上記の EU 強制実施権に関する規則案に対する以下の声明を公表した。

EC が提案する EU レベルの強制実施権は、革新者の知的財産権を広範に無効化するために使用される可能性があり、欧州における知的財産制度の安定性に対する懸念を引き起こすとともに、COVID パンデミック対応から学んだ教訓を無視しているように思われる。

１．アンティグア・バーブーダ

[65] USITC REPORT ON IP FOR COVID TESTS AND TREATMENTS: THERE CAN BE NO MORE DELAYS (October 17, 2023)（The People’s Vaccine ウェブサイト）
https://peoplesvaccine.org/resources/media-releases/usitc-report-on-ip-for-covid-tests-and-treatments-there-can-be-no-more-delays/

強制実施権を用いてワクチンの輸入の意向を表明した（2021 年 5 月 12 日）[66] [67]。

２．イスラエル

COVID-19 の治療目的で、抗 HIV 薬であるカレトラ（ロピナビル・リトナビル）の強制実施権が認められた（2020 年 3 月 18 日）[68]。

３．インド

共産党がコロナ治療薬としてレムデシビルの強制実施権の発動要請を行った（2020 年 7 月 5 日）[69]。

４．インドネシア

COVID-19 蔓延に伴う緊急の必要性に鑑み、ファビピラビルに関する富士フイルム富山化学の 5 件の特許、レムデシビルに関するギリアド・サイエンシズの 4 件の特許を対象とした、インドネシア特許法第 109 条（1）に基づく 3 年間（延長の可能性あり）の強制実施権（特許権者に売上高の 1%を補償）についての大統領規則にジョコ大統領が署名を行った（2021 年 11 月 10 日）[70] [71]。

５．エクアドル

議会がコロナ関連技術に強制実施権を付与することを承諾した（2020 年 3 月 20 日）[72]。アンデス共同体裁判所の予備裁定（強制実施権は、発明特許に対して保有者が有する産業財産権を制限するものである。主観的な権利の「制限」として、決議第 486 号第 65 条の目的、内容、範囲は制限的に解釈されなければならない（2021 年 3 月 16 日）。）を踏まえ、一つの強制実施権を取り消した（2021 年 8 月）[73]。

６．欧州

2020 年 11 月 25 日、欧州委員会が知的財産に関する行動計画（Action Plan on Intellectual Property）

---

[66] IP/N/8/ATG/1 (WTO, May 17, 2021)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/N/8ATG1.pdf&Open=True

[67] 中南米の知的財産概況（JETRO サンパウロ 2021 年 6 月 25 日）
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2021_15/wipo_webinar_wjo_2021_15_www_543932.pdf

[68] ジェトロ世界貿易投資報告 2020 年版」第Ⅲ章 p93
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2020/no3.pdf

[69] 「インドにおける強制実施権の発動可能性～新型コロナウイルスのワクチンを巡る議論～」知財ぷりずむ 19 巻 223 号 152-153 頁（2021 年 4 月）

[70] SEKRETARIAT KABINET REPUBLIK INDONESIA”Presiden Terbitkan Perpres 101/2021 tentang Pelaksanaan Paten Obat Favipiravir”
https://setkab.go.id/presiden-terbitkan-perpres-101-2021-tentang-pelaksanaan-paten-obat-favipiravir/

[71] SEKRETARIAT KABINET REPUBLIK INDONESIA”Presiden Terbitkan Perpres 101/2021 tentang Pelaksanaan Paten Obat Favipiravir”
https://setkab.go.id/presiden-terbitkan-perpres-101-2021-tentang-pelaksanaan-paten-obat-favipiravir/

[72] 中南米の知的財産概況（JETRO サンパウロ 2021 年 6 月 25 日）
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2021_15/wipo_webinar_wjo_2021_15_www_543932.pdf

[73] 中南米の知財概況（JETRO サンパウロ 2022 年 6 月 3 日）
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2022_10/wipo_webinar_wjo_2022_10_www_574752.pdf

を採択し、2021 年から 2022 年に特許の強制実施権の枠組みを見直すこととした[74] [75]。欧州では特許の強制実施権に関する法律は断片的であり、多くのバリューチェーンが欧州域内で展開されているにもかかわらず、欧州諸国は独自の強制実施権を持ち、ライセンスの条件や手続きが国によって異なる。欧州における強制認可制度をより断片的ではなく、欧州全体の危機により適したものにすることを目的としている。2022 年 4 月 1 日、欧州委員会は、2022 年 4 月 29 日まで、証拠の収集を目的とした意見募集を行った。さらに、2022 年 7 月 7 日から 2022 年 9 月 29 日まで、欧州域外への輸出を目的とした医薬品の製造に関する特許の強制実施権の付与手続を評価するためにパブリックコンサルテーションを行った。欧州委員会は 2023 年に強制実施権に関する欧州の枠組みを提示するためのイニシアチブの検討を行った[76]。

欧州委員会は 2023 年 4 月 27 日、企業、特に中小企業が発明を最大限に活用して EU の競争力と技術主権に貢献することを目的とする規則案を発表した。6 月 1 日から運用が開始される欧州単一特許制度を補完するもので、主要分野は、（1）標準必須特許（SEP）、（2）強制実施権に関する規則、（3）補充的保護証明書（SPC）に関する規則の 3 つとしている[77] [78]。本プレスリリースのうち、強制実施権に関する概要は以下のとおりである[79]。

特許の強制実施権の付与は、政府が特許権者の同意なく特許発明の使用を許可するものである。製造業者との自主的なライセンス契約は、一般的に生産を増強するための好ましい手段であるが、自主的な契約が利用できない場合や適切でない場合等に、強制実施権の付与は、危機の際の最終手段として、危機に関連する主要な製品や技術へのアクセスを提供することに役立つ場合がある。

この新規則は、単一市場緊急措置、HERA 規制、チップス法などの既存の EU 危機管理手段を補完する、EU 全体の新しい強制実施権の設定を想定している。COVID-19 パンデミックの後、この新規則は、自主的な合意が得られない場合や適切でない場合、危機における主要な特許製品および技術へのアクセスを確保することで、危機に対する EU の回復力をさらに強化するものである。

強制実施権の規則案（COM（2023）224 final）は以下のとおりである[80]。

（第 1 条）主題

本規則の目的は、危機に際して EU が危機関連製品にアクセスできるようにすることである。こ

[74] Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions (November 25, 2020, European Commission)（欧州委員会ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020DC0760&from=EN

[75] Intellectual property – revised framework for compulsory licensing of patents（欧州委員会ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13357-Intellectual-property-revised-framework-for-compulsory-licensing-of-patents_en

[76] Commission seeks views and input on compulsory licensing of patents (European Commission News, July 7, 2022)（欧州委員会ウェブサイト）
https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/commission-seeks-views-and-input-compulsory-licensing-patents-2022-07-07_en

[77] 日本貿易振興機構 ビジネス短信（2023 年 05 月 2 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/05/9fdb0a5da91321bb.html

[78] Intellectual property: harmonised EU patent rules boost innovation, investment and competitiveness in the Single Market（April 27, 2023, European Commission）（欧州委員会ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_2454

[79] 日本貿易振興機構 知的財産権保護 知財ニュース（2023 年 5 月 3 日）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2023/20230503.pdf

[80] Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on compulsory licensing for crisis management and amending Regulation (EC) 816/2006
https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2023-04/COM_2023_224_1_EN_ACT_part1_v11.pdf

のため、同規則は、EU の危機または緊急メカニズムに関連して、加盟国に危機関連製品を供給するために必要な知的財産権の EU 強制実施権の付与に関する手続きおよび条件について規則を定めている。

（第 2 条）範囲

（第 1 項）本規則は、1 つまたは複数の加盟国で有効な以下の知的財産権について、連邦による強制実施許諾を定めるものである：

（a）特許（公開特許出願を含む）；

（b）実用新案

（c）補足保護証明書；

（第 2 項）本規則は、欧州指令 2001/29、欧州指令 2009/24、およびデータベースの法的保護に関する欧州指令 96/9/EC によって付与された特別の権利を含む、著作権および関連する権利を規制する他の EU の法律が定める規則を損なうものではない。

（第 4 条）EU の強制実施権

欧州委員会は、本規則の付属書に記載されている危機モードまたは緊急モードが、同付属書に記載されている EU 法のいずれかに従って発動または宣言された場合、EU 強制実施権を与えることができる。

（第 5 条）強制実施権の一般条件。

（第 1 項）EU 強制実施権は、以下のとおりとする。

（a）当該強制実施権を享受する企業または営業権の一部を除き、非独占的かつ譲渡不可能であること；

（b）強制実施権が付与された目的に限定された範囲及び期間を有し，強制実施権が付与された枠組みにおける危機モード又は緊急モードの範囲及び期間に限定される；

（c）EU における危機関連製品の関連活動に厳格に限定されること；

（d）権利者に対する適切な報酬の支払いを条件としてのみ付与されること；

（e）EU 域内に限定されること；

（f）危機に関連する製品の関連する活動の適切な実施を可能にする方法で、かつ、第 10 条に規定する義務に従って、保護される発明を利用する立場にあるとみなされる者にのみ付与されること。

（第 2 項）公開された特許出願によって保護されている発明に対する EU の強制実施権は、その特許の付与が EU の強制実施権の有効期間中に行われる場合に限り、その出願に基づいて付与された特許を対象とするものとする。

（第 3 項）特許によって保護されている発明に対する EU の強制実施権は、特許保護から補充的保護証明書によって与えられる保護への移行が EU の強制実施権の有効期間中に行われる場合に限り、その特許に関して発行された補充的保護証明書を対象とするものとする。

（第 6 条）

（第 1 項）

欧州委員会は、EU の強制実施権の付与を検討する場合、過度の遅滞なく諮問機関に諮問しなければならない。

（以下略）

（第 7 条）EU の強制実施権付与手続き

（第 1 項）第 6 条に言及された所轄のまたは関連するアドホックな諮問機関は、欧州委員会に対

し、過度の遅滞なく意見を提出しなければならない。当該意見は、諮問機関の手続規則に従って出され、欧州連合の強制実施権の必要性の評価および当該実施権の条件を含むものとする。意見書には、以下の事項を考慮しなければならない：

（a）危機または緊急事態の性質；

（b）危機または緊急事態の範囲と、それがどのように進展すると予想されるか；

（c）危機に関連する製品の不足及び当該不足を適切かつ迅速に是正することができる EU の強制実施権以外の手段の存在。

（第 2 項）諮問機関の意見は、欧州委員会を拘束するものではない。欧州委員会は、諮問機関が意見を提出する期限を定めることができる。その期限は、問題の緊急性を特に考慮し、合理的であり、かつ、状況の状況に適したものでなければならない。

（第 3 項）欧州委員会は、EU の強制実施権の付与に先立ち、権利者および被許諾者に対し、以下について意見を述べる機会を与えなければならない：

（a）危機に関連する製品の製造、使用、流通を目的とする知的財産権について、製造業者と自主的なライセンス契約を結ぶ可能性；

（b）EU に強制実施権を付与する必要性；

（c）欧州委員会が EU に強制実施権を付与する条件（報酬額を含む）。

（第 6 項）欧州委員会は、強制実施権の付与を評価するにあたって、諮問機関の意見、権利者及び被許諾者の権利及び利益、欧州委員会に報告された既存の国内の強制実施権を考慮する。

（第 7 項）欧州連合の強制実施権の付与の可否を評価する場合、欧州委員会は、次の事項を考慮しなければならない：

（a）第 2 項に記載された意見

（b）権利者および実施権者の権利および利益

（c）第 22 条に従って欧州委員会に報告された既存の国内強制実施権。

これに関連して、2023 年 4 月 27 日、EFPIA は、EU 強制実施権に関する規則案に対する以下の声明を公表した[81]。

EC が提案する EU レベルの強制実施権は、革新者の知的財産権を広範に無効化するために使用される可能性があり、欧州における知的財産制度の安定性に対する懸念を引き起こすとともに、COVID パンデミック対応から学んだ教訓を無視しているように思われる。

7. カナダ

議会が特許法の政府使用について修正を加える緊急の COVID-19 法案を可決し、公衆衛生上の理由による強制ライセンスの発行プロセスをより迅速に行うために、カナダ特許法を改正し、新たに第 19.4 条を設けた（2020 年）[82]。

第 19.4 条 大臣による申請[83]

[81] EFPIA response to the European Commission’s patent package proposal (2023 年 4 月 27 日 EFPIA News & Events) https://www.efpia.eu/news-events/the-efpia-view/statements-press-releases/efpia-response-to-the-european-commission-s-patent-package-proposal/

[82] COVID-19 Emergency Response Act (S.C. 2020, c. 5) PART 12（Government of Canada ウェブサイト） https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/AnnualStatutes/2020_5/page-8.html#h-33

[83] カナダ特許法（日本国特許庁ウェブサイト） https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-tokkyo.pdf

（1）長官は，厚生大臣の申請に基づいて，申請に記載された公衆衛生上の非常事態に対応する必要な範囲において，特許発明を製造，組立て，使用及び販売することをカナダ政府及び申請において指定された者に許可する。

申請の内容

（2）申請は次を行わなければならない。

（a）特許発明に関して発行された特許の，特許庁に記録された特許権者の名称及び番号を記載し，

（b）カナダ公衆衛生庁法第6条（1）に基づいて任命された公衆衛生長官が，国家の関心事である公共の健康問題上の非常事態があると信じることの確証を含め，

（c）公共の健康問題上の非常事態の説明を含め，かつ

（d）存在する場合，公衆衛生上の非常事態に対応する目的で特許発明を製造，組立て，使用及び販売することを許可される者を指定する。

効果の停止

（3）許可は，次の何れか早い時期にその効果が停止される。

（a）厚生大臣が，申請中に記載された公衆衛生上の非常事態に対応するために許可がもはや必要ではないことを長官に通知する日，及び

（b）許可が付与された日から1年後

通知

（4） 長官は，本条に基づいて付与された許可を特許権者に通知し，（2）にいう情報を提供する。

報酬の支払

（5）カナダ政府及び（1）に基づいて許可された者は，長官が許可の経済的価値及びその者らが特許発明を製造、組立て、使用及び販売する範囲を考慮に入れて，事情から適切な報酬と考える金額を特許権者に支払わなければならない。

許可の移転禁止

（6）本条に基づいて付与された許可は移転することができない。

厳密には

（7）厳密には，公衆衛生上の非常事態に関して，本条に基づいて付与された許可に従って製造され，又は組み立てられた特許発明の使用又は販売は，特許侵害とはならない。

連邦裁判所の権限

（8）特許権者の申請に基づいて，連邦裁判所はカナダ政府又は（1）に基づいて許可された者に，本条に基づいて付与された許可と不一致な方法で特許発明を製造し，組立てし，使用し，又は販売することを停止することを要求する命令を発することができる。

制限

（9）長官は2020年9月30日より後に（1）に基づいて許可を行うことはできない。

８．チリ

下院議会がコロナ関連技術に強制実施権を付与することを承認した（2020 年 3 月 17 日）[84] [85]。

９．ドイツ

議会が COVID-19 対応のためのエピデミック対策法案を可決し、COVID-19 対応のために特許発明を使用する権限が政府に認められた（2020 年）[86] [87]。

１０．ハンガリー

COVID-19 に関する医薬品、医療機器等の製造に関する特許について強制実施権を与える権限を知財庁に認めた（2020 年）[88]。

１１．ブラジル

強制実施権に関する法案が下院（2021 年 7 月 6 日）、上院（2021 年 8 月 11 日）を通過し[89]、2021 年 9 月 2 日に施行された[90]。しかし、現時点では新型コロナウイルスワクチンは関係国によって提供されているため、新型コロナウイルスの感染対策として強制実施権は適用されない。

大統領は公益上の理由から、特許または特許出願によって保護されている製品製造のために必要な情報及びノウハウなどのデータの提供を義務付ける条項に拒否権*を行使した。また、強制実施権が法によって付与されることを示す条項についても拒否権*を行使した。緊急事態が宣言されている間は、連邦行政府が職権で強制実施権の付与を行う権限があり、法律によって条件を定めることは不明確だと説明している。

*: ブラジルでは大統領による部分的な拒否権の行使が認められており、拒否された形で法律を施行させることが可能である。ただし、30 日以内に連邦議会が再審議し上下両院の過半数で合意すれば、大統領による拒否権を覆すことができる。その後、2022 年 7 月 5 日に大統領による拒否権を維持することが判断された[91]。

---

[84] 中南米の知的財産概況（JETRO サンパウロ 2021 年 6 月 25 日）
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2021_15/wipo_webinar_wjo_2021_15_www_543932.pdf

[85] The case for compulsory licensing during COVID-19, （National Library of Medicine ウェブサイト）
https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7242884/

[86] 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書 令和 2 年度（2021 年 3 月）7 ページ
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2020_all.pdf

[87] COMPULSORY LICENSING IN GERMANY,（CMS Law ウェブサイト）
https://cms.law/en/int/expert-guides/cms-expert-guide-to-compulsory-licensing/germany

[88] 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書 令和 2 年度（2021 年 3 月）7 ページ
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2020_all.pdf

[89] 日本貿易振興機構 ビジネス短信（2021 年 8 月 18 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/08/e126a3a0052ff017.html

[90] 日本貿易振興機構 ビジネス短信（2021 年 9 月 9 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/09/018195327d1712d7.html

[91] Brazilian Legislative Power maintains President Bolsonaro’s veto to anti-patent legislation establishing that patent owners must provide information for compulsory licensing work of a patent (gunpoint tech transfer) (Licks Attorneys ウェブサイト)
https://www.lickslegal.com/news/brazilian-legislative-power-maintains-president-bolsonaros-veto-to-anti-patent-legislation-establishing-that-patent-owners-must-provide-information-for-compulsory-licensing-work-of-a-patent-gunpoint-tech-transfer

（拒否権が行使された条項）[92]

改正第71条8項：特許権者又は特許出願人に対して、技術を実施するために複数の情報（営業秘密を含む）の提供を要求することを可能にする。

改正第 71 条 9 項：バイオ医薬品に関する生体由来材料及びその他の材料を要求することを可能にする。

改正第 71 条 10 項：情報及び材料が提供されなかった場合、特許出願が記載要件に基づいて拒絶されることになる。

改正第 71 条 17 項：公衆衛生上の国家的または国際的な緊急事態が発生した場合に、強制実施権は、行政府ならず、議会の立法によって付与することを可能にする。

（拒否権が行使されなかったが、問題視されている条文）

第 71 条 11 項：強制実施権の対象となる特許権及び特許出願の主題に関連する情報、データ、書類を有する公的機関（現時点ではブラジル国内機関に限定される）は、特許権及び特許出願の実施に有用な全てのものを共有する義務がある。

第 71-A 条：人権的な理由によって、医薬品分野の製造能力が低い又は製造能力がない国に輸出するために、輸出のための実施を含める強制実施権を可能とする。

上記のとおり、2022 年 7 月 5 日に大統領による拒否権を維持することが判断されたが、2022 年 9 月 21 日、Paulo Paim 上院議員により強制実施権に関する特許法改正法案が提出され、大統領による拒否権が行使された改正第 71 条 8-10 項相当の条文が提案された。また、第 71-B 条として、安全保障上の保護のための自動的な強制ライセンスが提案され[93]、審議中である[94]。

（2024 年 1 月時点で、改正第 71 条 8-10 項相当の条文と第 71-B 条が成立していない[95]ことは確認しているが、審議中か廃案になったのかは不明）

以下、条文の仮英訳を記載する。

19 項（大統領による拒否権が行使された改正第 71 条 8 項）

The holder of the patent or patent application subject to a compulsory license must share the necessary and sufficient information for the effective reproduction of the object protected by the patent or the patent application and other technical aspects applicable to the case in kind, as well as the results of tests and other data necessary for the granting of your registration by the competent authorities.

---

[92] https://brazilchizai.com/2021/09/20/%e3%83%96%e3%83%a9%e3%82%b8%e3%83%ab%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e5%bc%b7%e5%88%b6%e5%ae%9f%e6%96%bd%e6%a8%a9%e3%81%ae%e6%94%b9%e6%ad%a3%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e6%b3%95%e6%a1%8812/

[93] Bill No. 2505, 2022（ブラジル上院ウェブサイト）
https://legis.senado.leg.br/sdleg-getter/documento?dm=9201272&ts=1664298917542&disposition=inline

[94] Projeto de Lei n° 2505, de 2022 （ブラジル上院ウェブサイト）
https://www25.senado.leg.br/web/atividade/materias/-/materia/154763?_gl=1*1luxcz9*_ga*Nzk5NjY5MTU2LjE3MDM2NzI5MTM.*_ga_CW3ZH25XMK*MTcwMzY3MjkxMy4xLjEuMTcwMzY3NjA1NC4wLjAuMA..

[95] カナダ特許法（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/brazil-sanzai.pdf

20 項（大統領による拒否権が行使された改正第 71 条 9 項）

If there is biological material essential for the practical realization of the object protected by the patent or by the patent application, the holder must share a sample of the material with the licensee.

21 項（大統領による拒否権が行使された改正第 71 条 10 項）

If the holder of the patent or the patent application refuses to share the information or the sample of the biological material in accordance with what was determined by §§ 19 and 20 of this article, the provisions of art. 24 and in Chapter VI of Title I of this Law and a fine, under the terms provided for in the regulation.” （NR）

71-B（自動的な強制ライセンス）

The protection of essential security interests automatically gives rise to the granting of a compulsory license for national emergency of all patent applications or patents in force referring to technologies used to face the respective national emergency.” （NR）

１２．フランス

法律（n° 2020-90）により、フランスの公衆衛生法に新しい条文 L 3131-15 が導入され、政府は、健康災害との闘いに必要なすべての人、すべての物品、役務の徴発を命じること（L 3131-15 第 I 項 7 号）、必要に応じ、健康被害の根絶のために適切な医薬品が患者に提供されるよう、あらゆる措置をとること（L 3131-15 第 I 項 9 号）ができる。（2020 年 3 月 23 日）[96]。

１３．ボリビア

2021 年 2 月 17 日、強制実施権を用いてワクチンの輸入の意向を表明した[97]。

2021 年 5 月 11 日に政府が Biolyse Pharma 社（カナダ）とワクチン輸入に関する契約を締結し、カナダにおいて強制実施権を申請中である[98]。

１４．ロシア

2021 年 6 月 11 日、連邦民法第 4 法典を改正し、国家安全保障の利益に必要な場合に発明，実用新案又は意匠について強制実施権を設定できる旨の規定において、市民の生命及び健康の保護を目的とする場合を追加し、併せて補償額決定及び支払い方法は政府承認に従う旨の規定を追加した（第 1360 条第 1 項，同第 2 項）[99]。

2020 年 12 月 31 日付ロシア連邦政府令 No, 3718-r[100]、2021 年 12 月 28 日付ロシア連邦政府令

---

[96] Code de la santé publique (Legifrance gouv ウェブサイト)
https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000043589782/2021-06-02

[97] IP/N/8/BOL/1 (WTO, May 17, 2021)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/N/8BOL1.pdf&Open=True

[98] 中南米の知的財産概況（JETRO サンパウロ 2021 年 6 月 25 日）
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2021_15/wipo_webinar_wjo_2021_15_www_543932.pdf

[99] ロシア連邦民法第 4 法典改正概要（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4_kaisei.pdf

[100] Распоряжение Правительства Российской Федерации от 31.12.2020 № 3718-р（Официальный интернет-портал правовой информации ウェブサイト）
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202101050003?ysclid=lcytpyfmz297504751

No.3915-r[101]において、政府が Pharmasynthez 社に COVID-19 治療薬レムデシビルの後発品製造に関する強制実施権を発動した。また、2022 年 3 月 5 日付ロシア連邦政府令 No, 429-r において、R-Pharma 社に対して 2022 年 12 月 31 日まで、COVID-19 治療薬レムデシビルの後発品製造に関する強制実施権を発動した[102]。

最高裁判所は、COVID-19 レムデシビルのジェネリック医薬品であるレムデフォルムを無断で製造するロシアの製薬会社の権利に異議を唱えようとしたアメリカのギリアド・サイエンシズの訴訟を却下した。最高裁判所は、2020 年 12 月 31 日に Pharmasyntez が特許権者の同意なしにこの薬を製造および販売することを許可した政府の命令の合法性を確認した[103]。

2022 年 3 月 8 日、ロシアのミハイル・ミシュスチン首相は、「非友好国」の企業に特許が帰属する医薬品の強制ライセンスによる損失を補償する必要性を排除する法令に署名した[104]。

１５．タイ

2022 年 1 月 18 日、タイ知的財産局は、パブリックヒアリングのため、強制実施権に関する特許法改正案 2022 年を局公示 No. 23/2565 で公表した。改正点は、（1）強制実施権に関する規定の明確化、（2）TRIPS 協定に基づく医薬品の輸出に関する強制実施権の追加であるとされる[105]。

第３節　パテントプールや知財プールの動向

ジェネリック版医薬品[106]へのアクセス拡大の実現のために、NGO が中心となる形で WTO 以外の場でも議論が行われ、その成果として国連の傘下機関である UNITAID[107]によって 2010 年 7 月に医薬品特許プール（Medicines Patent Pool: MPP）が創設された。その発足当初、MPP がプールする対象特許は HIV/AIDS 関連薬に限定されていたが、2015 年 11 月からは、C 型肝炎（hepatitis C）と結核（tuberculosis）の関連薬の特許もこのプールの対象となったとされる。

MPP は、複数の特許権者が保有する特許を、MPP が管理し、ジェネリック医薬品メーカーが必要なライセンスを受けてジェネリック版医薬品を製造する一方で、特許権者は特許権使用料を受け取るという仕組みであると報告されている。

---

[101] Распоряжение Правительства Российской Федерации от 28.12.2021 № 3915-р（Официальный интернет-портал правовой информации ウェブサイト）
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202112300035?index=0&rangeSize=1

[102] Распоряжение Правительства Российской Федерации от 05.03.2022 № 429-р（Официальный интернет-портал правовой информации ウェブサイト）
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203060012

[103] Gilead проиграла суд о производстве в России ремдесивира без ее разрешения（Interfax Russia ウェブサイト）
https://www.interfax.ru/russia/769153

[104] Правительство РФ разрешило не платить компенсацию владельцам патентов на лекарства (VADEMEC RU ウェブサイト)
https://vademec.ru/news/2022/03/06/pravitelstvo-rf-vydalo-vtoruyu-prinuditelnuyu-litsenziyu-na-remdesivir-/

[105] 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査 『国際知財制度研究会』報告書（令和四年度）（28 ページ）（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2022_all.pdf

[106] generic version of patented medicine:特許保護期間中の新薬の製造方法等をコピーして製造する医薬品で、ジェネリック医薬品と同様に新薬よりも安価とされる。

[107] UNITAID とは、別名で IDPF（International Drug Purchase Facility:国際医薬品購入ファシリティ）と呼ばれる国際機関であり、その目的は、「エイズ・結核・マラリアという感染症で苦しむ途上国の人々のため、それらの国々の現状では手に入れることが困難な高品質の医薬品・診断技術の価格を下げて、広く供給が行き届くようにすること」（UNITAID 憲章）とされる。2006 年にブラジル、チリ、フランス、ノルウェーそして イギリスによって創設されたとされる。

MPP の目的は、主要な HIV/AIDS 薬等について、特許権者の自主的なライセンス許諾と特許のプールを通じて、途上国の患者が良質かつ安全かつ効果的で、適切かつ購入しやすい値段の医薬品を入手する機会を増加させることであるとされる。特許権者によるライセンス許諾は、新しい医薬品の登場を促進すると同時に、本当に必要とされている医薬品へのアクセス改善の両方を可能とするとの報告がある。2021 年 5 月 27 日、MPP はコロナウイルスワクチン技術への対象拡大をアナウンスしている[108]。現在、17 個の HIV/AIDS 関連薬/HIV 関連技術、3 個のウィルス性肝炎関連薬、2 個の結核関連薬、4 個の長時間作用型治療薬、1 個のがん治療薬、3 個の COVID-19 治療薬、14 個の COVID-19 関連技術の特許が対象とされている[109]。

2023 年 1 月 30 日、MPP は低・中所得国（LMICs）における健康製品の入手可能性と手頃な価格を改善することにより、アクセスの不平等を是正し、最も脆弱な人々に必要な製剤の開発を促進し、LMICs における多様で持続可能な製造能力の開発を支援するための新しい戦略 2023-2025 を発表した[110]。MPP は、今後 3 年間の野望を実現するため、密接に関連しながらも別々の 5 つの目標に焦点を当てていく[111]。

第 1 の戦略目標は、革新的な感染症治療薬へのアクセス拡大である。2023 年から 2025 年にかけて、MPP は HIV、ウイルス性肝炎、結核という歴史的な疾患群を引き続き対象とする。また、その他の感染症についても、品質が保証された医療技術への安価なアクセスを支援する用意がある。

第 2 の戦略目標は、他の疾患や症状に対する効果的なアクセス・メカニズムとしての自主的ライセンスの確立である。自主的ライセンスが、感染症に不可欠な医療製品や技術にアクセスするための効果的なメカニズムであるように、非感染性疾患（NCDs）や妊産婦の健康などの分野でも、大きな恩恵を受ける可能性がある。

第 3 の戦略目標は、新しい医療技術の開発とアクセスの促進である。公衆衛生に重大な影響を及ぼす可能性のある、より複雑な新技術が出現するにつれ、LMICs における安価なアクセスを支援するための適切なアプローチを開発することが重要である。近年、MPP は、長時間作用型技術、バイオ治療薬、mRNA ワクチンの開発とアクセスの支援に取り組み始めており、これらは今後も MPP にとって重要な分野である。

第 4 の戦略目標は、パンデミックやその他の国際保健上の緊急事態に対する対策への公平なアクセスを促進することである。COVID-19 の対応は、今日の世界保健に依然として存在する大きな不平等を浮き彫りにした。MPP は、このような不公平に対処し、パンデミックへの備えと対応に公平性への配慮をよりよく取り入れるために、今後も重要な役割を果たす。

第 5 の戦略目標は、多様で持続可能な製造能力を支援することである。技術移転と現地生産・地域生産は、政治的アジェンダの上位に位置する。COVID-19 のパンデミックの際には、あまりにも多くの国がサプライチェーンの問題に直面し、必要不可欠な保健製品を入手することができなかった。ライセンス供与と地元や地域の製造業者への技術移転は、医療製品へのアクセスを支援し、

[108] Medicine Patent Pool プレスリリース（2021 年 5 月 27 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/covid-19-vaccine-technologies-mandate-expansion/
[109] Medicine Patent Pool ウェブサイト
https://medicinespatentpool.org/progress-achievements/licences/
[110] Medicine Patent Pool プレスリリース（2023 年 1 月 30 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/the-medicines-patent-pool-launches-an-ambitious-three-year-strategy-for-greater-access-to-medicines-and-health-technologies-for-those-in-need
[111] Medicine Patent Pool ウェブサイト MPP Strategy 2023-2025 – Summary
https://medicinespatentpool.org/who-we-are/strategy

医療製品の不足を防ぎ、保健上の緊急事態に備えるための重要な方法として浮上している。

MPPについて、EFPIA、IFPMA、PhRMA、JPMAは、「製品開発パートナーシップ（PDP）、革新的な資金調達メカニズム、ライセンス許諾、医薬品特許権プール（MPP）のようなメカニズム、及び知的財産権不主張宣言（non-assert declarations）は、資源の乏しい環境下の数億の人々に業界の製品を行き届かせることに役立っている。」との見解を報告している[112]。

以下、MPPの対象となったCOVID-19治療薬、技術について詳述する。

（参考）2023年１月以降の新たな動き

③ エンシトレルビル

2023年6月26日、117の低中所得国への供給を目的として、7のジェネリック医薬品会社（4か国）とサブライセンス契約を締結したことをアナウンスされた。

⑥ COVID-19のMVA-S（3P）（ワクチン候補）、MVC-COV1901（ワクチン）、及びSARS-CoV-2に対する中和抗体の存在を検出する技術

2023年8月29日、MPPとWHOのCOVID-19 Technology Access Pool（C-TAP）は、１）スペイン国際研究評議会（Spanish National Research Council（CSIC））とMVA-S（3P）（ワクチン候補）について、２）メディジェン・ワクチン・バイオロジクス社とMVC-COV1901（ワクチン）について、３）チリ大学とSARS-CoV-2に対する中和抗体の存在を検出する技術について、それぞれグローバルライセンス契約を締結した。

⑦ COVID mRNAワクチン技術移転

2023年9月18日、Afrigen社は、WHOおよびMPPと協力して、WITS大学と提携した初期の実験室実験から、Afrigenが新たに建設した施設でのmRNA原薬およびLNP製剤の製造と特性評価まで行い、mRNA COVID-19ワクチン候補であるAfriVac 2121を18か月で作成したこと、及び、このワクチン候補が、包括的な動物モデルでSARS-CoV-2に対する優れた予防効果を示したことを発表した。

１．モルヌピラビル

2021年10月27日、MPPはメルク社と経口薬モルヌピラビル（一般名）について[113]、幅広い地域での供給のための製造ライセンス契約締結を発表した。MPPの対象製品としてリストされている[114]。105の低中所得国への供給を目的として、27のジェネリック医薬品会社とサブライセンス契

[112] United Nations High Level Panel (UNHLP)（医薬品へのアクセスに関しての知的財産の価値）（製薬協ウェブサイト）
https://www.jpma.or.jp/globalhealth/value/unhlp/
[113] Medicine Patent Pool プレスリリース（2021年10月27日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/mpp-msd-new-licence-announcement-molnupiravir/
[114] Medicine Patent Pool ウェブサイト
https://medicinespatentpool.org/licence-post/molnupiravir-mol/

約を締結したことを 2022 年 1 月 20 日にアナウンスした[115]。

２．パクスロビド

2021 年 11 月 16 日、MPP はファイザー社と経口薬パクスロビド（抗ウイルス薬ニルマトレルビルと抗 HIV 薬リトナビルとの配合剤）について[116]、幅広い地域での供給のための製造ライセンス契約締結を発表した。MPP の対象製品としてリストされている[117]。95 の低中所得国への供給を目的として、36 のジェネリック医薬品会社（13 か国）とサブライセンス契約を締結したことを 2022 年 3 月 22 日にアナウンスした[118]。

３．エンシトレルビル

2022 年 10 月 4 日、MPP は開発中のエンシトレルビル（製品名：ゾコーバ錠）について、薬事承認を取得後に低中所得国 117 か国に広く提供することを目的としたライセンス契約を塩野義製薬と締結し、WHO が COVID-19 を国際保健上の緊急事態に指定している期間は、契約対象国で発生する売上に対するロイヤルティ受領を塩野義製薬は放棄することをアナウンスした[119]。MPP の対象製品としてリストされている[120]。117 の低中所得国への供給を目的として、7 のジェネリック医薬品会社（4 か国）とサブライセンス契約を締結したことを 2023 年 6 月 26 日にアナウンスした[121]。

４．COVID-19血清学的抗体技術

2021 年 11 月 23 日、MPP と WHO の COVID-19 Technology Access Pool（C-TAP）は、スペイン国際研究評議会（Spanish National Research Council（CSIC））と、全世界における COVID-19 血清学的検査薬の迅速な製造と商品化を目的として、COVID-19 血清学的抗体技術（ELISA ANTIBODY TECHNOLOGY）についてライセンス契約を締結した[122]。その後、MPP は、COVID-19 血清学的抗体技術の製造・販売を加速するため、南アフリカの製薬会社 Biotech Africa とサブライセンス契約

---

[115] Medicine Patent Pool プレスリリース（2022 年 1 月 20 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/27-generic-manufacturers-sign-agreements-with-mpp-to-produce-molnupiravir

[116] Medicine Patent Pool プレスリリース（2021 年 11 月 16 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/pfizer-and-the-medicines-patent-pool-mpp-sign-licensing-agreement-for-covid-19-oral-antiviral-treatment-candidate-to-expand-access-in-low-and-middle-income-countries/

[117] Medicine Patent Pool ウェブサイト
https://medicinespatentpool.org/licence-post/pf-07321332/

[118] Medicine Patent Pool プレスリリース（2022 年 3 月 22 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/update-ukrainian-company-darnitsa-signs-sublicence-agreement-with-mpp-bringing-to-36-the-number-of-generic-manufacturers-to-produce-generic-versions-of-pfizers-oral-covid-19-treatment

[119] Medicine Patent Pool プレスリリース（2022 年 10 月 4 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/shionogi-and-the-medicines-patent-pool-mpp-sign-licence-agreement-for-covid-19-oral-antiviral-treatment-candidate-to-increase-access-in-low-and-middle-income-countries

[120] Medicine Patent Pool ウェブサイト
https://medicinespatentpool.org/licence-post/ensitrelvir

[121] Medicine Patent Pool プレスリリース（2023 年 6 月 26 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/seven-manufacturers-sign-sublicence-agreements-with-the-medicines-patent-pool-to-produce-generic-versions-of-shionogis-covid-19-oral-antiviral-treatment-ensitrelvir-to-increase-access-in-low-and-mid

[122] Medicines patent pool プレスリリース（2021 年 11 月 23 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/who-and-mpp-announce-the-first-transparent-global-non-exclusive-licence-for-a-covid-19-technology

を締結した[123]。

５．COVID-19の革新的治療方法、初期段階ワクチン、及び診断薬開発

2022 年 5 月 12 日、MPP と WHO の C-TAP は、アメリカ国立衛生研究所（National Institute of Health （NIH））と、COVID-19 の革新的治療方法、初期段階ワクチン、及び診断薬の開発のためのライセンス契約を締結した[124]。ライセンス契約の対象技術は、（1）A VSV-EBOV-BASED VACCINE （Vaccine Candidate）、（2）ACE2 DIMER CONSTRUCT （Research Tool for Drug Development）、（3）DETECTION OF SARS-COV-2 AND OTHER RNA VIRUS（Diagnostic）、（4）HIGH-THROUGHPUT DIAGNOSTIC TEST（Diagnostic）、（5）NEWCASTLE DISEASE VIRUS-LIKE PARTICLES DISPLAYING PREFUSION-STABILISED SPIKES（Vaccine Candidate）、（6）PARAINFLUENZA VIRUS 3 BASED VACCINE（Vaccine Candidate）、（7）PREFUSION SPIKE PROTEINS （Vaccine Development）、（8）PSEUDOTYPING PLASMID （Research Tool for Vaccine Development）、（9）RNASEH-ASSISTED DETECTION ASSAY FOR RNA （Diagnostic）、（10）STRUCTURE-BASED DESIGN OF SPIKE IMMUNOGENS（Research Tool for Vaccine Development）、（11）SYNTHETIC HUMANISED LLAMA NANOBODY LIBRARY AND USE（Research Tool for Drug and Diagnostic Development）の 11 種である[125]。

６．COVID-19のMVA-S（3P）（ワクチン候補）、MVC-COV1901（ワクチン）、及びSARS-CoV-2に対する中和抗体の存在を検出する技術

2023 年 8 月 29 日、MPP と WHO の COVID-19 Technology Access Pool（C-TAP）は、1）スペイン国際研究評議会（Spanish National Research Council（CSIC））と MVA-S（3P）（ワクチン候補）について、2）メディジェン・ワクチン・バイオロジクス社と MVC-COV1901（ワクチン）について、3）チリ大学と SARS-CoV-2 に対する中和抗体の存在を検出する技術について、それぞれグローバルライセンス契約を締結した[126]。

７．COVID mRNAワクチン技術移転

2021 年 6 月 21 日、WHO と COVAX パートナーは、南アフリカの共同事業体と協力して、初の COVID mRNA ワクチン技術移転の拠点を設立することをアナウンスした[127]。

2021 年 11 月 16 日、MPP は、当該ワクチン技術移転に関する技術は、特許保護のないものであるため、または、実施許諾により、及び／または権利行使を行わない宣言により実施に支障がな

---

[123] Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 6 月 16 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/new-agreement-under-c-tap-aims-to-improve-global-access-to-covid-19-testing-technologies

[124] Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 5 月 12 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/who-and-mpp-announce-agreement-with-nih-for-covid-19-health-technologies

[125] Medicines patent pool ウェブサイト
https://medicinespatentpool.org/progress-achievements/licences

[126] Medicines patent pool プレスリリース（2023 年 8 月 29 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/who-and-mpp-announce-three-new-licensing-agreements-to-facilitate-access-to-covid-19-health-technologies

[127] WHO プレスリリース（2021 年 6 月 21 日）
https://www.who.int/news/item/21-06-2021-who-supporting-south-african-consortium-to-establish-first-covid-mrna-vaccine-technology-transfer-hub

いことをアナウンスした[128]。

2022 年 2 月 3 日、南アフリカの共同事業体のひとつとして、MPP と Afrigen 社は、COVID-19 mRNA ワクチン技術移転ハブを設立するための契約を締結した[129]。

2022 年 4 月 19 日、WHO と MPP は、15 か国の製造業者（アルゼンチン、インド、インドネシア、ウクライナ、エジプト、ケニア、セネガル、セルビア、チュニジア、ナイジェリア、パキスタン、バングラデシュ、ブラジル、ベトナム、南アフリカ）が mRNA 技術移転プログラムの支援を COVID-19 mRNA ワクチン技術移転ハブから受けることをアナウンスした[130]。

2022 年 6 月 21 日、MPP は、協力パートナーからの知的財産権を使用して新しい mRNA ワクチン開発に取り組むための Afrigen 社と Univercells 社との COVID-19 ワクチン開発をサポートする共同研究契約を歓迎した[131]。

2022 年 7 月 8 日、MPP は、Afrigen 社がアメリカ国立衛生研究所（National Institute of Health（NIH））と次世代 mRNA ワクチン研究に関する共同研究を締結したことを歓迎した[132]。

2023 年 9 月 18 日、Afrigen 社は、WHO および MPP と協力して、WITS 大学と提携した初期の実験室実験から、Afrigen が新たに建設した施設での mRNA 原薬および LNP 製剤の製造と特性評価まで行い、mRNA COVID-19 ワクチン候補である AfriVac 2121 を 18 か月で作成したこと、及び、このワクチン候補が、包括的な動物モデルで SARS-CoV-2 に対する優れた予防効果を示したことを発表した[133]。

第 4 節　民間企業等の動向

1．一般企業の動向

米国の Open COVID Pledge（OCP）では[134]、フェイスブック、アマゾン、インテル、IBM など IT 関連企業が、COVID-19 感染対策のための研究開発のためであれば、知的財産権を行使しないことを宣言している。

日本国内にも同様の「COVID-19 と戦う知財宣言」の取り組みがあり、経団連がサポートしていた。COVID-19 感染症のまん延防止の実現に向けた、医療の提供、感染管理、感染防止その他の感染症対策を一刻も早く進める上で、障害となる知的財産権の行使を行わない、一切の対価や補償

---

[128] Medicines patent pool プレスリリース（2021 年 11 月 16 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/mpp-position-statement-on-patents-with-regards-to-the-mrna-vaccine-technology-transfer-hub/

[129] Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 2 月 3 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/afrigen-signs-grant-agreement-with-mpp-to-establish-a-technology-transfer-hub-for-covid-19-mrna-vaccines

[130] Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 4 月 19 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/who-and-mpp-announce-names-of-15-manufactures-to-receive-training-from-mrna-technology-transfer-hub

[131] Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 6 月 21 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/medicines-patent-pool-welcomes-agreement-by-afrigen-and-univercells-to-support-the-development-of-first-african-covid-19-vaccine

[132] Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 7 月 8 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/the-medicines-patent-pool-welcomes-collaboration-between-afrigen-and-nih-on-mrna-vaccine-research

[133] Medicines patent pool プレスリリース（2023 年 4 月 20 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/mrna-technology-transfer-programme-moves-to-next-phase-of-its-development

[134] OPEN COVID PLEDGE ウェブサイト
https://opencovidpledge.org/

を求めないことに、ボランタリーベースで賛同を求めていた。参加企業にはトヨタ、キヤノン、ヤフーなど機械・情報系の IT 関連企業が多く、米国と同様に、ソフトウェア、コンピュータ関連の知財権に限られているという制約があり、2022 年 8 月 15 日現在、参加企業は 102 社、対象特許は 927,897 件であった。

2023 年 5 月 5 日、世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言終了を発表したことに伴い、「COVID-19 と戦う知財宣言」における全ての宣言者による特許権等の権利行使を行わない宣言も、2023 年 5 月 5 日付で終了した[135]。

２．製薬企業の動向

新薬メーカーの取り組みとしては、従来から上述の MPP、WIPO のマルチセクター・プラットフォームである WIPO Re:Search[136]及び日本の公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）[137]等の種々のパートナーシップに参画している。また、後発開発途上国（LDC）や低所得国（LIC）では知財権を取得しないまたは権利行使しないと宣言している新薬メーカーも存在する。

2022 年 2 月 28 日に、製薬協は IFPMA などの海外の製薬団体とともに、共同声明「COVID-19 ワクチンへのアクセスを早急に増やすための 3 つの優先事項」を発表した。3 つの優先事項は、「COVID-19 ワクチン接種を展開する国の準備態勢の支援を強化」、「COVID-19 ワクチンの公平な分配に貢献」、「イノベーションの推進を継続」である。

2023 年 2 月 13 日、IFPMA は、革新的な製薬業界の、COVID-19 パンデミックが基本であることを示した 5 つの優先事項のアウトラインを公表した[138]。
パンデミックへの備えと対応に関する世界的な枠組みが議論される中、革新的な製薬業界は実践的な解決策を共有し、以下の点に焦点を当てることを推奨している：

・新たなパンデミック対策の迅速な研究開発を実現し、病原体やその遺伝情報への迅速かつ確実で妨げのないアクセスを保証するために、期待されうる活発なイノベーション・エコシステムを維持する。知的財産のインセンティブは、グローバルな保健衛生の安全保障が依存しうる、繁栄するイノベーション・エコシステムにとって極めて重要である。
・パンデミック対応の早い段階から公平なアクセスを構築し、将来のパンデミックに備え、低所得国の優先的な人々のためにワクチンや治療薬のリアルタイム生産の割り当てを確保し、それらを入手しやすく安価にするための対策を講じる。
・将来のパンデミックにおいて大量供給が可能な、持続可能な製造をグローバルに育成する。強固な知的財産権の保護は、安全で効果的かつ高品質の製品を生産する、持続的かつ経済的に実行可能な製造基盤をもたらす、自発的なライセンス供与や早期の自発的技術移転を含む、パートナ

[135] COVID-19 と戦う知財宣言ウェブサイト
https://www.gckyoto.com/covid19
[136] WIPO Re:Search ウェブサイト
https://www.wipo.int/research/en/
[137] グローバルヘルス技術振興基金ウェブサイト
http://ghitfund.org/
[138] IFPMA news release (February 13, 2023)（IFPMA ウェブサイト）
https://www.ifpma.org/news/pharma-five-priorities-ppr/

ーシップを迅速に進めるための要件である。
・ワクチンのナショナリズムに対抗し、ワクチンや治療薬、それらの原材料や供給品の自由な移動を可能にし、また技術的なノウハウを共有することによってそれらの製造を支援するために必要な人々の移動を可能にするために、開かれた国境と貿易制限の撤廃により、世界的な保健の安全保障に貢献する貿易環境を支援する。
・生涯予防接種プログラムを含む主要な保健システム能力への投資を通じて、将来のパンデミックを予期し対応するための各国の準備態勢を強化するための継続的な取り組みを支援する。

３．COVID-19パンデミックワクチンに関する動向

モデルナ社は 2020 年 10 月 8 日にパンデミック中はワクチンの特許権の行使をしないことを表明していたが、2022 年 3 月 7 日に Gavi COVAX アドバンスマーケットコミットメント（AMC）の 92 の低中所得国の製造業者に対して COVID-19 ワクチンの特許を行使しない（ただし、製造されたワクチンは AMC92 か国でのみ使用されることを条件とする）という誓約として更新した。AMC92 ヵ国以外の国では、ワクチンの供給はもはやアクセスの障壁ではないので、これらの国々では、モデルナが特許を取得した技術を使用する企業がモデルナの知的財産を尊重することを期待すると表明した[139]。

また、2021 年 10 月 7 日、アフリカに mRNA 製造施設を建設することをアナウンスし[140]、さらに 2022 年 3 月 7 日、最初のアフリカにおける mRNA 製造施設を建設するための覚書をケニア政府と締結したことをアナウンスした[141]。

一方、ファイザー社は 2021 年 5 月に「知的財産権放棄により、より大きな問題が起きる」として知的財産権放棄に懸念を示し[142]、また、2022 年 5 月 25 日に、「現在および将来の欧米で利用可能な特許保護薬・ワクチンを、45 の低所得国において非営利的価格で供給する」とアナウンスした[143]。

ビオンテック社は 2021 年 5 月 10 日に「今後 9-12 か月で全世界へ供給するワクチン製造が可能であるため知財権放棄は不要である」と言明し[144] [145]、ノババックス社は 2021 年 5 月 7 日に COVID-

[139] モデルナ社プレスリリース（2022 年 3 月 7 日）
https://s29.q4cdn.com/435878511/files/doc_news/2022/03/07/Moderna-Announces-Its-Global-Public-Health-Strategy-2022.pdf
[140] モデルナ社プレスリリース（2021 年 10 月 7 日）
https://news.modernatx.com/news/news-details/2021/Moderna-to-Build-State-of-the-Art-mRNA-Facility-in-Africa-to-Manufacture-up-to-500-Million-Doses-Per-Year/default.aspx
[141] モデルナ社プレスリリース（2022 年 3 月 7 日）
https://s29.q4cdn.com/435878511/files/doc_news/Moderna-Announces-Memorandum-of-Understanding-with-the-Government-of-the-Republic-of-Kenya-to-Establish-its-First-mRNA-Manufacturing--601QF.pdf
[142] ファイザー社ウェブサイト
https://www.pfizer.com/news/hot-topics/why_pfizer_opposes_the_trips_intellectual_property_waiver_for_covid_19_vaccines
[143] ファイザー社プレスリリース（2022 年 5 月 25 日）
https://www.pfizer.com/news/press-release/press-release-detail/pfizer-launches-accord-healthier-world-improve-health
[144] AP News（2021 年 5 月 10 日）
https://apnews.com/article/europe-coronavirus-vaccine-coronavirus-pandemic-health-business-2a03ff6d794f6e6b92a58c1403683e7b
[145] The Hill（2021 年 5 月 10 日）
https://thehill.com/business-a-lobbying/552638-biontech-ceo-patent-waivers-are-not-needed

19 ワクチンに関する知的財産権放棄提案に反対している[146]。

ファイザー社とビオンテック社は、2021 年 8 月 26 日、ブラジルでの新型コロナウイルスワクチンの製造で、ブラジル製薬大手のユーロファルマと基本合意書に署名したと発表した。発表では、ファイザー社とビオンテック社はユーロファルマ社にワクチン製造に関わる設備と技術を提供し、2022 年に年間 1 億回分以上のワクチン製造を目指す。ブラジルで製造したワクチンは他の中南米諸国にも提供するという[147] [148]。

ビオンテック社は、2021 年 10 月 26 日、アフリカで 2022 年半ばに mRNA 製造施設建設を開始することをアナウンスした[149]。2022 年 2 月 16 日、ワクチンを比較的簡単に製造できるコンテナ式のワクチン工場を開発したこと、及び 2022 年後半にアフリカに出荷し、2023 年にもアフリカでワクチン生産を開始することをアナウンスし[150]、さらに 2022 年 6 月 23 日、最初のアフリカにおける mRNA 製造施設の建設をルワンダで開始したことをアナウンスした[151]。

ジョンソン・エンド・ジョンソン社（ヤンセン社）は、そのポジションペーパーで、「知的財産の重要性、及び TRIPS ウェイバー提案ではワクチンへのアクセスは加速されない」と述べている[152]。2022 年 3 月 8 日には、アスペン社と、アフリカの会社によるアフリカでの COVID-19 ワクチン製造供給契約を締結したことをアナウンスした[153]。

コロナウイルスワクチンに関してはいくつかの特許訴訟が米国、及びドイツで提起されている。

アレーレ・バイオテクノロジー社は、ファイザー社およびモデルナ社のコロナウイルスワクチンが、自社の有する天然に存在しない単離された単量体または二量体の lanYFP 蛍光たんぱく質に関する特許（US10,221,221）を侵害するとして、2020 年 10 月 5 日にカリフォルニア南部地裁に提訴した。その後、2021 年 1 月 5 日に和解した[154]。

アルブタス・バイオファーマ社およびジェネバント・サイエンシイズ社は、モデルナ社のコロナウイルスワクチンが自社の有する核酸-脂質粒子、脂質小胞、それらの用途に関する複数の特許

---

146 ノババックス社プレスリリース（2021 年 5 月 7 日）
https://ir.novavax.com/2021-05-07-Novavax-Statement-in-Opposition-to-the-WTO-TRIPS-Waiver
147 Pfizer 社プレスリリース（2021 年 8 月 26 日）
https://www.pfizer.com/news/press-release/press-release-detail/pfizer-and-biontech-announce-collaboration-brazils
148 日本貿易振興機構 ビジネス短信（2021 年 9 月 2 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/09/c75c70ddc6c70013.html
149 ビオンテック社プレスリリース（2021 年 10 月 26 日）
https://investors.biontech.de/node/10891/pdf
150 ビオンテック社プレスリリース（2022 年 2 月 16 日）
https://investors.biontech.de/node/11561/pdf
151 ビオンテック社プレスリリース（2022 年 6 月 23 日）
https://investors.biontech.de/node/13091/pdf
152 Position on COVID-19 and Intellectual Property Rights（ジョンソン・エンド・ジョンソン社ウェブサイト）
https://www.jnj.com/about-jnj/policies-and-positions/our-position-on-covid-19-and-intellectual-property-rights
153 ジョンソン・エンド・ジョンソン社 Latest News（2022 年 3 月 8 日）
https://www.jnj.com/johnson-johnson-announces-landmark-agreement-to-enable-its-covid-19-vaccine-to-be-manufactured-and-made-available-by-an-african-company-for-people-living-in-africa
154 アレーレ・バイオテクノロジー社プレスリリース（2021 年 1 月 5 日）
https://www.allelebiotech.com/news

（US8,058,069、US9,364,435、及び US9,404,127 を含む）を侵害するとして、2022 年 2 月 28 日にデラウェア地裁に提訴した[155]。他方、モデルナ社は US8,058,069、US9,364,435、及び US9,404,127 について Inter Partes Review（IPR）を 2015 年、2016 年に申請しており、2021 年 12 月 1 日に連邦巡回区控訴裁判所（United States Court of Appeals for the Federal Circuit（CAFC））で US8,058,069 は有効[156]、US9,364,435 は一部有効[157]と判断されている。

2023 年 4 月 4 日、アルブタス・バイオファーマ社とジェネバント・サイエンシイズ社は、ファイザー社およびビオンテック社の COVID-19 ワクチンの製造と販売が、自社の保有する核酸脂質粒子とその組成、製造、送達および使用方法に関する複数の特許（US9,504,651、US8,492,359、US11,141,378、US11,298,320、及び、US11,318,098）の侵害による損害賠償を求めて、ニュージャージー地区連邦地方裁判所に訴訟を起こした[158]。

アクイタス・セラピューティックス社は、その脂質ナノパーティクル送達システム（lipid nanoparticle （LNP） delivery system）技術がファイザー社のワクチンに用いられているが、当該技術がアルブタス・バイオファーマ社の特許を侵害しない、またはアルブタス・バイオファーマ社の特許が無効であることを求める確認訴訟をニューヨーク南部地裁に 2022 年 3 月に行った[159]。

アルナイラム社は、ファイザー社およびモデルナ社のコロナウイルスワクチンが自社の有するカチオン性脂質に関する特許（US11,246,933）を侵害するとして、2022 年 3 月 17 日にデラウェア地裁に提訴した[160]。さらにアルナイラム社は、脂質粒子、及びその製造法に関する特許（US11,382,979）が 2022 年 7 月 12 日に登録されると同日に、ファイザー社およびモデルナ社との訴訟対象特許に追加した[161]。

2023 年 8 月 21 日、デラウェア州裁判所は、主張されている Alnylam の特許のうち 2 件について、特定のクレーム解釈命令を出した。この命令に照らして、アルナイラムとモデルナは共同で、アルナイラムの 2 つの特許の非侵害の最終判断に合意した。しかしながら、Alnylam はデラウェア州裁判所の判決に同意せず、この決定を上訴する意向を示した。他方、デラウェア州裁判所のクレーム解釈判決は、ファイザー社に対する 2 件の訴訟における Alnylam 社の侵害の主張に影響を与えなかった[162]。

2023 年 5 月 26 日、アルナイラム社は、ファイザー社およびモデルナ社を、自社が保有する新た

---

[155] アルブタス・バイオファーマ社プレスリリース（2022 年 2 月 28 日）
https://investor.arbutusbio.com/node/16971/pdf

[156] Modernax, Inc., FKA Moderna Therapeutics, Inc., v. Arbutus Biopharma Corporation (2020-2329, December 1, 2021)（CAFC ウェブサイト）
https://cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-2329.OPINION.12-1-2021_1872458.pdf

[157] Modernax, Inc., FKA Moderna Therapeutics, Inc., v. Arbutus Biopharma Corporation, FKA Protiva Biotherapeutics, Inc., (2020-1184, 2020-1186, December 1, 2021)（CAFC ウェブサイト）
https://cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-1184.OPINION.12-1-2021_1872445.pdf

[158] アルブタス・バイオファーマ社プレスリリース（2023 年 4 月 4 日）
https://investor.arbutusbio.com/node/17816/pdf

[159] Acuitas Therapeutics Sues Arbutus Biopharma Over mRNA-Delivery Patents (March 22, 2022)（FDA NEWS ウェブサイト）
https://www.fdanews.com/articles/207071-acuitas-therapeutics-sues-arbutus-biopharma-over-mrna-delivery-patents

[160] アルナイラム社プレスリリース（2022 年 3 月 17 日）
https://investors.alnylam.com/press-release?id=26576

[161] Pfizer, Moderna Face New IP Litigation Over COVID Vaccines (Law360, July 12, 2022)
https://www.law360.com/articles/1510937/pfizer-moderna-face-new-ip-litigation-over-covid-vaccines-

[162] アルナイラム社プレスリリース（2023 年 8 月 25 日）
https://investors.alnylam.com/press-release?id=27691

な脂質粒子技術の特許（ファイザーに対して４件、モデルナに対して３件）を侵害したとして、デラウェア州連邦裁判所に再び提訴した[163]。

キュアバック社は、ビオンテック社（ファイザー社）のコロナウイルスワクチンがキュアバック社の有する特許（EP1857122B1、DE202015009961U1、DE202021003575U1、DE2015009974U1）を侵害するとして、ビオンテック社およびその子会社をデュッセルドルフ地方裁判所に提訴したことを2022年7月5日にアナウンスした[164]。これに対し、ビオンテック社は、2022年7月5日に、有効な特許権を尊重し、特許侵害の全ての申し立てに対して積極的に防御することをアナウンスしている[165]。2022年7月25日、ビオンテック社及びファイザー社は、米国マサチューセッツ地裁において、キュアバック社の特許（US11,135,312、 US11,149,278、及び、US11,241,493）に対する非侵害確認訴訟を提起した[166]。

2023年5月19日、キュアバック社は、ファイザー/ビオンテックがマサチューセッツ州連邦地方裁判所に提起した進行中の特許訴訟を移管する申し立てが認められ、訴訟をバージニア州東部地区に移したと発表した[167]。

2023年7月13日、キュアバック社は、ドイツおよび米国で進行中のファイザー/ビオンテックとの特許訴訟において、新たな知的財産権を主張することで両訴訟の範囲を拡大することにより、その立場を強化したことを発表した。ドイツにおける特許訴訟は、キュアバック社が2022年6月に4つの知的財産権について提起したものであったが、2023年5月に発表されたように、5つ目の知的財産権（EP3708668B1）が追加されたが、さらに最近、以下の 3 つの特許が加えられたDE202021004123U1、DE202021004130U1、EP4023755）。米国における特許訴訟は、2023年5月、キュアバック社は米国で 9 件の米国特許の侵害を主張する反訴を提起し、ファイザー/バイオエンテックが当初指定した 3 件の特許を含む 9 件に増やしたが、今回さらに1件を追加して 10 件（ US11,135,312; US11,149,278; US11,286,492; US11,345,920; US10,760,070; US11,241,493; US11,471,525; US11,576,966; US11,596,686 and US11,667,9109）の米国特許侵害を主張し、反訴の範囲をさらに拡大した[168]。

2023年12月19日、キュアバック社は、ビオンテック社がキュアバック社の特許 EP1857122 B1 のドイツ部分に対して起こした無効訴訟が、ドイツ連邦特許裁判所により認められたことを発表した。キュアバック社は、ドイツ連邦司法裁判所に提訴する予定とのことである[169]。

モデルナ社は2022年8月26日、ファイザーとビオンテックに対して、ファイザーとビオンテッ

---

[163] Reuters（2023年5月27日）
https://www.reuters.com/legal/pfizer-moderna-hit-with-new-alnylam-patent-lawsuits-over-covid-19-vaccines-2023-05-26/

[164] キュアバック社プレスリリース（2022年7月5日）
https://www.curevac.com/wp-content/uploads/2022/07/20220705_PR_CureVac-Files-Patent-Infringement-Lawsuit-in-Germany-Against-BioNTech.pdf

[165] ビオンテック社プレスリリース（2022年7月5日）
https://investors.biontech.de/node/13186/pdf

[166] BioNTech, Pfizer Say They Didn't Infringe CureVac Patents (Law360, July 25, 2022)
https://www.law360.com/articles/1515027/biontech-pfizer-say-they-didn-t-infringe-curevac-patents

[167] キュアバック社プレスリリース（2023年5月19日）
https://www.curevac.com/en/curevac-announces-developments-in-patent-litigation-with-pfizer-biontech/

[168] キュアバック社プレスリリース（2023年7月13日）
https://www.curevac.com/en/curevac-announces-developments-in-patent-litigation-with-pfizer-biontech/

[169] キュアバック社プレスリリース（2023年12月19日）
https://www.curevac.com/en/curevac-announces-developments-in-patent-litigation-with-pfizer-biontech/

クの COVID-19 ワクチンコミルナティ®が、モデルナの基本的な mRNA 技術をカバーする特許を侵害していることによる損害賠償を求めて、マサチューセッツ州連邦地方裁判所およびドイツのデュッセルドルフ地方裁判所に特許侵害訴訟を起こした[170]。

４．上市されたCOPID-19治療薬と研究開発の動向

2023 年 4 月 1 日時点で、日本において承認済みの新型コロナウイルス治療薬としては、3 つの抗炎症剤、4 つの抗ウィルス剤、3 つの中和抗体薬がある[171]。

（1）デキサメタゾン[172]

1946 年、Merck & Co., Inc., Whitehouse Station, N.J., U.S.A..のサレット・グループがデオキシコール酸より 30 ステップの反応を経てコルチゾンの部分合成に成功した。その後コルチゾンの C11 位ケトン基の化学的な還元などにより、1952 年 Merck&Co., Inc., Whitehouse Station, N.J., U.S.A.からヒドロコルチゾンが発売された。1958 年 Oliveto や Merck&Co., Inc., Whitehouse Station, N.J., U.S.A.の Arth らにより、16α-メチル置換体のデキサメタゾンが合成された。
「デカドロン®錠 0.5mg」及び「デカドロン®エリキシル 0.01%」は萬有製薬株式会社によって販売されていたが、2010 年 11 月 6 日に日医工株式会社に製造販売承認が承継された。
デキサメタゾンは重症感染症の治療薬として従来から承認されていたステロイド薬であり、2020 年 7 月 17 日、新型コロナウイルス感染症診療の手引き第 2.2 版に薬物療法に用いられる薬剤として記載された[173]。

（2）バリシチニブ[174]

オルミエント®錠（一般名：バリシチニブ）は、ヤヌスキナーゼ（JAK）1 及び JAK2 に選択性を有する JAK 阻害剤である。Incyte 社が開発を始め、2010 年にイーライリリー・アンド・カンパニー（リリー社）にその開発が移管された。本剤は、2022 年 11 月時点で 75 の国や地域で承認されている。

SARS-CoV-2 による感染症（以下、COVID-19）は患者の多くが軽度の呼吸器疾患を通常、下気道に発症するが、一部の患者は、肺病変を伴う過炎症状態（発熱持続、炎症マーカーの上昇、多臓器不全）を呈する、サイトカインストームを発症する。重症例では、呼吸不全、急性呼吸窮迫症候群、及び死亡に進行する可能性がある。現在、呼吸不全のある中等症から重症の患者では治療ニーズは十分に満たされていない。そこで、JAK1 及び JAK2 の阻害剤である本剤は、抗炎症作用を有し、COVID-19 に関連した炎症亢進状態及びサイトカインストームの軽減作用が期待されることから、開発薬剤として選択された。

---

[170] モデルナ社プレスリリース（2022 年 8 月 26 日）
https://s29.q4cdn.com/435878511/files/doc_news/Moderna-Sues-Pfizer-and-BioNTech-for-Infringing-Patents-Central-to-Modernas-Innovative-mRNA-Technology-Platform-2022.pdf
[171] 承認済の新型コロナウイルス治療薬　厚生労働省ウェブサイト
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001024113.pdf
[172] 医薬品インタビューフォーム(デカドロン®)　PMDA ウェブサイト
https://www.info.pmda.go.jp/go/pack/2454002F1183_3_15/
[173] 新型コロナウイルス感染症診療の手引き第 2.2 版 厚生労働省ウェブサイト
https://www.niph.go.jp/h-crisis/wp-content/uploads/2020/07/000650168.pdf
[174] 医薬品インタビューフォーム(オルミエント®)　PMDA ウェブサイト
https://www.info.pmda.go.jp/go/pack/3999043F1020_1_11/?view=frame&style=XML&lang=ja

日本では、国際共同試験［第 III 相臨床試験：ACTT-2（K001）試験］の結果より、レムデシビル併用下における COVID-19 患者に対する本剤の有効性及び安全性が確認されたことから、2020 年 12 月に本剤の医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請を行い、2021 年 4 月に「SARS-CoV-2 による肺炎（ただし、酸素吸入を要する患者に限る）」の効能又は効果で追加承認された。

2021 年 5 月 4 日、リリー社は、インド政府にバリシチニブを寄付すると同時に、インドの現地製薬会社と協力してロイヤリティフリーの自主的ライセンス契約を締結し、パンデミック時にインドでのバリシチニブの製造と流通を加速させていることを公表した[175]。

2021 年 5 月 17 日、ナトコ・ファーマは、インドにおける Covid-19 適応のバリシチニブ製剤の製造および商業化について、リリー社とロイヤリティフリーの非独占的任意ライセンス契約を締結したこと、このライセンス契約に伴い、ナトコ・ファーマはインド特許庁に提出していた、インドにおける Covid-19 適応のバリシチニブに関するリリー社に対する強制実施権の申請を取り下げたことを公表した[176]。

（3）トシリズマブ[177]

アクテムラ®（トシリズマブ）は、日本で開発された IgG1 サブクラスのヒト化抗ヒトインターロイキン 6（IL-6）レセプターモノクローナル抗体である。

トシリズマブは、IL-6 の生物学的作用を阻害することから、RA（関節リウマチ）等の IL-6 が関与する疾患の治療薬として 1999 年より開発が進められた。その結果、世界で初めてのヒト化抗ヒト IL-6 レセプターモノクローナル抗体として 2005 年 4 月に日本でキャッスルマン病に対する承認を取得した。さらに 2008 年 4 月に RA 等に対する効能又は効果が追加承認された。

一方、海外では、2009 年 1 月に欧州では 1 種類以上の疾患修飾性抗リウマチ薬（DMARD）または TNF 阻害剤を用いた治療では効果不十分、あるいは忍容性の低い RA の治療薬として承認された。2018 年 11 月時点、世界 100 カ国以上で承認されている。また、米国では 2010 年 1 月に 1 剤以上の TNF 阻害剤で効果が不十分な中等度から重度の成人 RA に承認されている。

2022 年 1 月には、日本で重症急性呼吸器症候群コロナウイルス 2（SARS-CoV-2）による肺炎に対する効能又は効果が追加承認された。海外では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）肺炎の治療に対し、米国では 2021 年 6 月に緊急使用許可を取得し、2022 年 12 月に承認され、EU では 2021 年 12 月に承認された。

ロッシュは、アクテムラ®は、欧州連合（EU）、エクアドル、ホンジュラス、日本、ミャンマー、ペルー、英国、ウクライナを含む複数の地域で COVID-19 の重症または重篤な COVID-19 で入院している特定の患者に対して承認され、オーストラリアで暫定的に承認され、ガーナと米国で緊急使用が承認されたことを公表した[178]。

---

[175] Eli Lilly and Company News Release（2021 年 5 月 4 日）
https://investor.lilly.com/news-releases/news-release-details/lilly-accelerating-baricitinibs-availability-india-following

[176] Natco Pharma Limited News & Announcements（2021 年 5 月 17 日）
https://www.natcopharma.co.in/about/news-2/

[177] 医薬品インタビューフォーム（アクテムラ®）PMDA ウェブサイト
https://www.info.pmda.go.jp/go/pack/6399421A1020_1_21/

[178] Roche ウェブサイト Actemra/RoActemra (tocilizumab)
https://www.roche.com/solutions/pharma/productid-42bf9d08-8573-491a-944a-fdbc030ec44b

2022 年 2 月 11 日、ロッシュは、アクテムラ®/Ro アクテムラ®に関して、以下を公表した[179]。
・WHO および Access to COVID-19 Tools Accelerator（ACT-A）イニシアチブのパートナーにアクテムラ®/Ro アクテムラ®を無償で提供し、公衆衛生上のニーズに沿った低・中所得国への販売を行うこと。
・COVID-19 のパンデミックにおける低・中所得国におけるアクテムラ®/Ro アクテムラ®の使用について、中外製薬とともに特許を主張しないことにより、医薬品を製造する準備と能力のあるバイオ製剤メーカーに法的確実性を提供すること。

（4）レムデシビル[180]

ベクルリー®（一般名：レムデシビル）は米国ギリアド・サイエンシズ社が開発した、ウイルスの RNA 合成を阻害する直接作用型抗ウイルス薬である。コロナウイルスを含む一本鎖 RNA ウイルスに対し、細胞培養系及び動物モデルにおいて抗ウイルス活性を示すことが明らかになっており、2015 年からエボラウイルス感染症の治療薬として開発が進められてきたが、これまでいずれの国でも承認されたことはなかった。
米国ギリアド・サイエンシズ社は中東呼吸器症候群（MERS）及び重症急性呼吸器症候群（SARS）を引き起こす一本鎖 RNA コロナウイルスである MERS-CoV、SARS-CoV に対し、in vitro 及び in vivo での抗ウイルス活性が認められていたレムデシビルを候補薬として、COVID-19 治療薬の開発に着手した。COVID-19 を引き起こす SARS-CoV-2 に対するレムデシビルの抗ウイルス活性が in vitro で確認されたことにより、2020 年 2 月から臨床試験を開始した。米国国立アレルギー感染症研究所（NIAID）及び米国ギリアド・サイエンシズ社が実施した臨床試験、人道的見地から行われた投与経験の結果を受け、米国食品医薬品局（FDA）に対し、連邦食品医薬品化粧品法（FD&C 法）に基づく緊急使用許可（EUA）を申請し、同年 5 月 1 日に FDA から「SARS-CoV-2 によって引き起こされる新興感染症である COVID-19 治療に対する緊急使用許可」を取得した。わが国でも「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）に基づく特例承認制度により、2020 年 5 月 7 日に「SARS-CoV-2 による感染症」を効能又は効果として特例承認に至った。

2021 年 4 月 26 日、ギリアド・サイエンシズ社は、以下のプレスリリースを行った[181]。
ギリアド・サイエンシズ社は、インドにおける COVID-19 の感染者数の急増を受け、レムデシビルの生産を迅速に拡大するために、自主的なライセンスパートナーに技術支援、現地製造施設の新規追加支援、医薬品有効成分の寄贈を行う。ギリアドは、ライセンシーが現地での製造能力を拡大するための支援を提供するほか、インドの患者の差し迫ったニーズに対応するため、少なくとも 45 万本のベクルリー®（レムデシビル）バイアルを寄贈する。2020 年 5 月に開始されたギリアドのレムデシビルの自主的ライセンスプログラムにより、すでに 60 以上の低・中所得国で 230 万人以上がレムデシビルを利用できるようになった。このプログラムは、ギリアドの HIV およびウ

[179] Roche ウェブサイト WHO grants prequalification of Actemra/RoActemra for patients with severe or critical COVID-19 https://www.roche.com/media/releases/med-cor-2022-02-11b
[180] 医薬品インタビューフォーム（ベクルリー®）PMDA ウェブサイト https://www.info.pmda.go.jp/go/pack/6250407D1020_1_06/
[181] Gilead Sciences Press Release（2021 年 4 月 26 日） https://www.gilead.com/news-and-press/press-room/press-releases/2021/4/gilead-sciences-announces-steps-to-expand-availability-of-remdesivir-in-india

イルス性肝炎治療薬の先駆的な自主的ライセンスモデルに基づいており、インドを含む 127 カ国（そのほとんどが低中所得国）でレムデシビルを入手できるように、9 つのメーカー（うち 7 つはインドに拠点を置く）に長期ライセンスを提供する。これらのライセンスはロイヤリティフリーであり、レムデシビルへの幅広い患者アクセスを可能にするというギリアドの既存のコミットメントを反映している。

2021 年 10 月 19 日、ギリアド・サイエンシズ社は、以下のプレスリリースを行った[182]。
ギリアド・サイエンシズ社は、インドネシアにおける COVID-19 症例の急増に対応するため、ベクルリー®（レムデシビル）100,000 バイアルを、アルメニアにおいて COVID-19 で入院している患者を支援するためにベクルリー®バイアル 3,000 本を寄贈する。ギリアドはこれまでに、インドに 450,000 バイアル以上、グルジアに 10,000 バイアル以上のベクルリーを寄贈した。
ギリアド・サイエンシズ社の Generic licensee としてレムデシビル製剤を製造する 9 社は、Cipla Ltd[183], Dr. Reddy's Laboratories Ltd[184], Eva Pharma, Ferozsons Laboratories[185], Hetero Labs Ltd[186], Jubilant Lifesciences[187], Mylan[188], Syngene, a Biocon company, Zydus Cadilla Healthcare Ltd[189]である[190]。

（5）モルヌピラビル[191]

ラゲブリオ®（一般名：モルヌピラビル）は米国の大学による非営利団体である DrugInnovation Ventures at Emory University（DRIVE）, LLC で創製されたリボヌクレオシドアナログであり、広域スペクトルを有する直接作用型抗ウイルス薬である N-ヒドロキシシチジン（N-hydroxycytidine：NHC）の 5'-イソ酪酸エステル化プロドラッグである。
本剤の SARS-CoV-2 を対象とした臨床開発は、Ridgeback Biotherapeutics LP と Merck Sharp & Dohme LLC, a subsidiary of Merck&Co., Inc.（MSD）の提携によって 2020 年に開始され、重症化リスク因子を 1 つ以上有する軽症から中等症の SARS-CoV-2 による感染症の非入院患者を対象とした国際共同治験（MK-4482-002 試験）の中間解析結果等に基づき、2021 年 11 月 4 日に英国で医薬品・医療製品規制庁（Medicines and Healthcare products Regulatory Agency：MHRA）の Conditional Marketing Authorisation を取得し、欧州では 2021 年 11 月 19 日に欧州医薬品庁（European Medicines Agency：

---

[182] Gilead Sciences Presss Release（2021 年 10 月 19 日）
https://www.gilead.com/news-and-press/press-room/press-releases/2021/10/gilead-sciences-announces-veklury-donations-to-help-address-the-ongoing-covid-19-crisis-in-indonesia-and-armenia
[183] Cipla Press Release（2020 年 6 月 21 日）
https://www.cipla.com/press-releases-statements/cipla-launches-cipremi-remdesivir-lyophilised-powder-injection-100-mg
[184] Dr. Reddy's Laboratories Ltd ウェブサイト（White Paper: Redyx:）
https://api.drreddys.com/ja/white-paper/white-paper-redyx-remdesivir-formulation-developed-dr-reddys-under-license-gilead
[185] Ferozsons Laboratories ウェブサイト（COVID-19）
https://ferozsons-labs.com/covid19/
[186] Hetero Labs Ltd ウェブサイト（COVID-19）
https://www.hetero.com/covid-19
[187] Jubilant Generics Limited ウェブサイト（Remdesivir）
https://www.jubilantgenerics.com/remdesivir-jubi-r
[188] Mylan News Release（2020 年 5 月 12 日）
https://investor.mylan.com/news-releases/news-release-details/mylan-supply-investigational-antiviral-remdesivir-potential
[189] Zydus Cadilla Healthcare Ltd Presss Release（2020 年 8 月 13 日）
https://www.zyduslife.com/public/pdf/pressrelease/Press-Release_Zydus-launches%20Remdac-13082020.pdf
[190] Gilead Sciences, Inc.ウェブサイト（Access Partnerships）
https://www.gilead.com/purpose/medication-access/global-access/access-partnerships
[191] 医薬品インタビューフォーム(ラゲブリオ®)　PMDA ウェブサイト
https://www.info.pmda.go.jp/go/pack/6250051M1028_1_04/

EMA）により Regulation 726/2004 Article 5（3）に基づく肯定的な科学的見解が示された。米国では、2021 年 12 月 23 日に米国食品医薬品局（FDA）の Emergency Use Authorization を取得している。本邦では、医薬品医療機器等法第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づき、2021 年 12 月 24 日に「SARS-CoV-2 による感染症」を効能又は効果とする特例承認を取得した。
ラゲブリオ®は、オーストラリア、日本、米国、英国、中国を含む 25 カ国以上で、COVID-19 と診断された特定の成人の治療薬として使用が承認または承認されている[192]。

2021 年 4 月 27 日、メルク社は、以下のプレスリリースを行った[193]。
メルク社は、インドの大手ジェネリック医薬品メーカー5 社とモルヌピラビルの非独占的な自主的ライセンス契約を締結した。モルヌピラビルは、COVID-19 が確認された非入院患者の治療薬として、現在第 3 相試験で研究されている治験中の経口抗ウイルス剤で、リッジバック・バイオセラピューティクスと共同でモルヌピラビルを開発している。メルク社は、現地の規制当局による承認または緊急承認を受けて、インドおよびその他の低・中所得国（LMICs）におけるモルヌピラビルの入手可能性を促進するために、これらの契約を締結した。
この契約は、WHO の事前認定製造施設を持ち、世界の主要 LMIC 調達業者の主要サプライヤーとしての経験を持つジェネリック医薬品メーカー5 社である Cipla Limited、Dr. Reddy's Laboratories Limited、Emcure Pharmaceuticals Limited、Hetero Labs Limited、Sun Pharmaceutical Industries Limited と締結された[194]。この契約に基づき、メルク社はこれらのメーカーにモルヌピラビルをインドと 100 以上の LMICs に供給するライセンスを提供する。

2021 年 10 月 27 日、メルク社は、以下のプレスリリースを行った[195]。
医薬品特許プール（MPP）とメルク社は、重症の COVID-19 に進行するリスクがある成人の軽度から中等度の COVID-19 治療薬として治験中の経口 COVID-19 抗ウイルス薬であるモルヌピラビルに関し、手頃な価格でのグローバルアクセスを促進するための自主的ライセンス契約に署名したことを発表した。この合意は、105 の LMICs において、適切な規制当局の承認を得た上で、モルヌピラビルの使用を幅広く利用できるようにするものである。
契約条件に基づき、MPP は、メルク社が付与したライセンスを通じて、製造業者への非独占的サブライセンス（以下「MPP ライセンス」）をさらにライセンス供与し、現地の規制当局の認可を条件として、MPP ライセンスの対象となる国に品質保証または WHO が事前認定したモルヌピラビルを供給するための製造拠点を多様化することが許可される。メルク社、リッジバック・バイオセラピューティクス社、エモリー大学は、COVID-19 が WHO によって国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に分類されている限り、この契約に基づくモルヌピラビルの販売に対するロイヤリティを受け取らない。

[192] Merck News Release（2023 年 2 月 24 日）
https://www.merck.com/news/merck-and-ridgeback-provide-update-on-eu-marketing-authorization-application-for-lagevrio-molnupiravir/
[193] Merck News Release（2021 年 4 月 27 日）
https://www.merck.com/news/amid-humanitarian-crisis-in-india-merck-announces-voluntary-licensing-agreements-with-five-indian-generics-manufacturers-to-accelerate-and-expand-global-access-to-molnupiravir-an-investigational-ora/
[194] Dr. Reddy’s Laboratories Ltd Press release（2021 年 6 月 29 日）
https://www.drreddys.com/media/1000772/press-release-pharma-majors-collaborate-for-clinical-trial-of-molnupiravir.pdf
[195] Merck News Release（2021 年 10 月 27 日）
https://www.merck.com/news/the-medicines-patent-pool-mpp-and-merck-enter-into-license-agreement-for-molnupiravir-an-investigational-oral-antiviral-covid-19-medicine-to-increase-broad-access-in-low-and-middle-income-countri/

2022 年 1 月 18 日、メルク社は、以下のプレスリリースを行った[196]。
メルク社とリッジバック・バイオセラピューティクス社は、COVID-19 の経口抗ウイルス薬であるモルヌピラビルの広範なグローバルアクセスを促進するため、ユニセフとの長期供給契約を締結した。この合意に基づき、メルクは 2022 年上半期に最大 300 万回分のモルヌピラビルをユニセフに割り当て、規制当局の認可を受けて 100 以上の低・中所得国に配布する。

（6）ニルマトレルビル及びリトナビル[197]

パキロビット®の有効成分はニルマトレルビルとリトナビルであり、ニルマトレルビルは、米国ファイザー社により創薬された SARS-CoV-2 のメインプロテアーゼ（以下、Mpro：3CL プロテアーゼ又は nsp5 とも呼ばれる）阻害剤である。Mpro はウイルス複製に不可欠なウイルスゲノムにコードされた酵素であり、ウイルスの pp1a 及び pp1ab ポリタンパク質を複数の接合部位で消化し、RdRp、ヘリカーゼ及び Mpro 自体などのウイルス複製及び転写に重要な一連のタンパク質を生成する。リトナビルは Mpro に対しては活性を有していないが、ニルマトレルビルの CYP3A を介した代謝を阻害することにより、血漿中ニルマトレルビル濃度を上昇させる。

重症化リスク因子を有する成人及び 12 歳以上かつ体重 40kg 以上の小児における軽度から中等度の COVID-19 による感染症に対して、米国では 2021 年 12 月に緊急主要許可（EUA：Emergency Use Authorization）を取得した。欧州においては、欧州医薬品委員会（CHMP）より酸素補給を必要とせず、重症化リスクの高い COVID-19 の成人患者に対する本剤の使用について承認勧告が出され、2022 年 1 月に欧州医薬品庁（EMA）より条件付き販売承認を取得した。本邦でも、米国 FDA による EUA が得られていること及び国際共同第Ⅱ/Ⅲ相試験成績等に基づき、特例承認に係る承認申請を行い、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に対し「SARS-CoV-2 による感染症」を効能又は効果として、2022 年 2 月 10 日に特例承認を取得した。

2022 年 3 月 22 日、ファイザー社は、以下のプレスリリースを行った[198]。

ファイザーはユニセフと、同社の COVID-19 経口治療薬「パクスロビド™」（ニルマトレルビル［PF-07321332］錠およびリトナビル錠）を 95 の低・中所得国に最大 400 万回分の治療コースを供給する契約を締結した。これには、サハラ以南のアフリカのすべての低中所得国と低中所得国、一部の高中所得国、および過去 5 年間に低中所得国から高中所得国に移行し、世界人口の約 53%を占める国が含まれる。

契約の財務内容は明らかにされていない。すべての低所得国と低中所得国には非営利価格で治療コースが提供され、高中所得国にはファイザーの段階的価格設定アプローチで定義された価格が支払われる。

さらに、ファイザーは、世界人口の約 53%を占める 95 の低・中所得国において、各国の規制当

---

[196] Merck News Release（2022 年 1 月 18 日）
https://www.merck.com/news/the-medicines-patent-pool-mpp-and-merck-enter-into-license-agreement-for-molnupiravir-an-investigational-oral-antiviral-covid-19-medicine-to-increase-broad-access-in-low-and-middle-income-countri/

[197] 医薬品インタビューフォーム（パキロビット®）PMDA ウェブサイト
https://www.info.pmda.go.jp/go/pack/6250120X1027_1_04/

[198] Pfizer Press Release（2022 年 3 月 22 日）
https://www.pfizer.com/news/press-release/press-release-detail/pfizer-supply-unicef-4-million-treatment-courses-novel

局の認可または承認を待っている間、経口治療薬へのアクセス拡大を支援するために、医薬品特許プール（MPP）と自主的なライセンス契約を締結した。

（7）エンシトレルビル[199]

ゾコーバ®錠（一般名：エンシトレルビル フマル酸）は、塩野義製薬株式会社によって創製された SARS-CoV-2 による感染症治療薬である。本剤は、SARS-CoV-2 遺伝子にコードされるポリタンパク質のプロセシング及びウイルス複製に必須である 3C-like（3CL）プロテアーゼを阻害することで、SARS-CoV-2 に対する抗ウイルス効果を発揮する。

2022 年 2 月に「SARS-CoV-2 による感染症」の効能・効果にて製造販売承認申請を行い、2022 年 11 月に緊急承認医薬品として承認を取得した。

2022 年 10 月 4 日、塩野義製薬は、以下のプレスリリースを行った[200]。

塩野義製薬株式会社（以下、塩野義製薬）と、国連が支援する公衆衛生機関である Medicines Patent Pool（以下、MPP）は、塩野義製薬が現在開発中の COVID-19 治療薬エンシトレルビル フマル酸（開発番号：S-217622、以下「本薬」）について、本薬が薬事承認を取得した後に、低中所得国（以下、LMICs）に広く提供することを目的としたライセンス契約（以下、「本契約」）を締結した。

両者で合意された本契約に基づき、MPP は LMICs への COVID-19 治療薬を広く提供することを目的に、適格な品質で本薬を製造可能なジェネリック医薬品メーカーに対して、本薬の生産および供給に関するサブライセンスを付与することができ、117 ヵ国に本薬を供給することが可能となる。

なお、塩野義製薬は、WHO が COVID-19 を国際保健上の緊急事態に指定している期間は、本契約の対象となる国で発生する売上に対するロイヤリティの受領を放棄する。

（8）カシリビマブ及びイムデビマブ[201]

ロナプリーブ®（以下、本剤）は、COVID-19 の世界的流行を受け、米国の Regeneron 社が創製した、完全ヒト IgG1 モノクローナル抗体である。本剤は、SARS-CoV-2 のスパイク糖タンパク質（以下、S タンパク質）に対する中和抗体カシリビマブ及びイムデビマブ 2 種類を同時に投与する抗体カクテル療法であり、SARS-CoV-2 の宿主細胞への侵入を阻害することにより、ウイルスの増殖を抑制すると考えられている。

海外では SARS-CoV-2 による感染症患者を対象とした複数の臨床試験が実施され、このうち、SARS-CoV-2 ウイルス検査陽性外来患者を対象とした海外第Ⅰ/Ⅱ/Ⅲ相試験である COV-2067 試

験の中間解析結果 2）に基づき、米国においては、2020 年 11 月 21 日に Emergency Use Authorization（緊急使用許可）が認められた。

2020 年 12 月、中外製薬は本邦における販売・開発実施権に関する契約を Regeneron 社と共同で製造・開発を進めていた Roche 社と締結し、2021 年 3 月から日本人成人被験者（SARS-CoV-2 によ

---

[199] 医薬品インタビューフォーム（ゾコーバ®）PMDA ウェブサイト
https://www.info.pmda.go.jp/go/pack/6250052F1023_2_06/

[200] 塩野義製薬 プレスリリース（2022 年 10 月 4 日）
https://www.shionogi.com/jp/ja/news/2022/10/20221004.html

[201] 医薬品インタビューフォーム（ロナプリーブ®）PMDA ウェブサイト
https://www.info.pmda.go.jp/go/pack/62505A0A1031_1_05/?view=frame&style=XML&lang=ja

る感染症ではない被験者）を対象に、本剤の日本人での安全性・忍容性及び薬物動態を評価することを主目的とした JV43180 試験を実施した。COV-2067 試験及び JV43180 試験の成績に基づき、2021 年 6 月 29 日、中外製薬は「SARS-CoV-2 による感染症」を効能又は効果とした医薬品製造販売承認申請を行い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」に基づく特例承認制度により、本剤は 2021 年 7 月 19 日に特例承認が認められた。

特例承認後、本剤は中外製薬から厚生労働省に提供され、厚生労働省に帰属のもと、「ロナプリーブ登録センター」を通じて、全国の対象医療機関に配分され、投与対象となる患者への治療に使用されている。

2021 年 9 月 23 日、世界保健機関（WHO）は、「治療薬と COVID-19：生活指針」を更新し、米国では REGEN-COV™、その他の国では Ronapreve®として知られるカシリビマブとイムデビマブのモノクローナル抗体カクテルを追加した。本ガイドラインは、COVID-19 および血清陰性（測定可能な抗ウイルス抗体がない）の重症または重篤な COVID-19 の入院患者の治療に REGEN-COV を条件付きで推奨している。REGEN-COV は、COVID-19 の原因となる SARS-CoV-2 感染を治療するために WHO が推奨する唯一の抗体療法であり、様々な病期の患者に重要な治療選択肢を提供する。

リジェネロンは昨年、供給を拡大し、グローバルなアクセスを確保するためにロシュとの提携を開始した。本契約に基づき、ロシュ社は価格設定を含め、米国外における REGEN-COV の開発および販売に主な責任を持ち、低所得国（LICs）および中所得国（LMICs）における購入しやすい価格という課題に対処するため、価格差を適用した。

両社は世界中の COVID-19 患者が REGEN-COV を利用できるようにすることに取り組んでおり、WHO を含む Access to COVID-19 Tools（ACT）Accelerator Initiative のパートナーと、LICs および LMICs での流通のために REGEN-COV を寄贈し、これらの国々でのアクセスを迅速化し、価格設定の解決策を補完することについて協議を進めている。

REGEN-COV は現在、40 カ国以上で緊急または一時的なパンデミックの認可を受けており、上位中所得国や LMIC を含む多くの地域や経済圏で二国間購入契約が結ばれている[202]。

（9）ソトロビマブ[203]

ゼビュディ®（一般名：ソトロビマブ）は、COVID-19 患者に対する治療法として Vir Biotechnology 社により創製された完全ヒト免疫グロブリン G1（IgG1）モノクローナル抗体であり GlaxoSmithKline 社は本剤の開発・販売について提携している。

海外では SARS-CoV-2 による感染症患者を対象とした本剤の臨床試験が複数実施されており、このうち海外第Ⅱ/Ⅲ相試験（COMET-ICE 試験）は、18 歳以上の疾患進行リスクを有する SARS-CoV-2 による感染症外来患者を対象に実施され、本剤の有効性と安全性が評価された。米国では 2021 年 5 月に本剤の緊急使用許可を取得し、オーストラリア（2021 年 8 月）、英国及び欧州（2021 年 12 月）において承認を取得した。本邦では上記 COMET-ICE 試験の結果に基づき 2021 年 9 月 6 日に本剤の医薬品製造販売承認申請を行い、「SARS-CoV-2 による感染症」を効能又は効果として、

[202] Regeneron Asset（2021 年 9 月 23 日）
https://investor.regeneron.com/news-releases/news-release-details/regeneron-announces-agreement-barda-supporting-development-next

[203] 医薬品インタビューフォーム（ゼビュディ®）PMDA ウェブサイト
https://www.info.pmda.go.jp/go/pack/62504A4A1023_1_11/

2021 年 9 月に特例承認を取得した。

（１０）チキサゲビマブ及びシルガビマブ[204]

エバシェルド®筋注セットは、COVID-19 の治療及び予防（発症抑制）を目的に開発された、2 種類の新規モノクローナル抗体（チキサゲビマブ及びシルガビマブ）の併用投与薬である。本剤は、米ヴァンダービルト大学メディカルセンターにより発見され、2020 年 6 月にアストラゼネカにライセンス供与された。

本剤の臨床試験として、軽症及び中等症の SARS-CoV-2 による感染症の治療を目的とした国際共同第Ⅲ相試験（D8851C00001 試験：TACKLE 試験）が実施され、SARS-CoV-2 による感染症の予防（発症抑制）を目的とした COVID-19 の曝露前予防に対する海外第Ⅲ相試験（D8850C00002 試験：PROVENT 試験）、及び COVID-19 の曝露後予防に対する海外第Ⅲ相試験（D8850C00003 試験：STORM CHASER 試験）が実施された。

海外では COVID-19 の曝露前予防を適応症として 2021 年 12 月に米国で緊急使用許可を取得し、2022 年 3 月に欧州で販売承認を取得している。本邦では、これらの国際共同第Ⅲ相試験及び海外第Ⅲ相試験の結果、並びに国内第Ⅰ相試験の結果に基づき、2022 年 6 月に製造販売承認申請を行い、2022 年 8 月に「SARS-CoV-2 による感染症及びその発症抑制」を効能又は効果として特例承認を取得した。

第５節　WHOの動向

１．WHO総会（第73回以降）

2020 年 5 月 18-19 日に開催された第 73 回 WHO 総会[205]では、米中対立を受けて WHO の対応を巡る検証に注目が集まったが、今後のワクチン開発と供給に影響を与えうる重要な指針が示されたと指摘されている。総会では COVID-19 の制圧に必要な技術知識や製品、それらを構成する部分品や必要な設備への公平かつ手頃な価格でのアクセスを確保するためその障害を取り除くことに向けて国際協調を目指す決議が採択された[206]。利害関係者には治療薬やワクチンの適時かつ手頃な価格でのアクセスを確保するため、既存のパテントプール[207]を活用し自発的な共有やライセンスを呼び掛けている。さらに同決議の中では、こうした方針が、医薬品の特許保護を定めた世界貿易機関（WTO）「知的所有権の貿易関連の側面（TRIPS 協定）」とその柔軟性規定とされる 2001 年「TRIPS 協定と公衆衛生に関する特別宣言（ドーハ宣言）」の考え方と整合性を持つことが記されている。

その後、2021 年 4 月 16 日に WHO は mRNA に基づく技術の共有を促進するスキームとして

[204] 医薬品インタビューフォーム（エバシェルド®）PMDA ウェブサイト
https://www.info.pmda.go.jp/go/pack/62505A1A1028_1_06/
[205] 第 73 回 WHO 総会結果（概要）（厚生労働省ウェブサイト）
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/who/2020/05/0518-1.html
[206] WHO ウェブサイト
https://apps.who.int/gb/e/e_wha73.html
[207] Medicines patent pool ウェブサイト
https://medicinespatentpool.org/

「mRNA ワクチン技術移転ハブ」を設立している[208]。

また、近年の自国での医薬品を生産可能とすることについて WHO の支援を求める加盟国の声が高まっており、また、COVID-19 のパンデミックによって mRNA 技術のような革新的で効果の高い医療製品を含め、世界のあらゆる地域で質の高い製造能力を強化することの緊急性が高まったことから、2021 年 5 月 24-31 日に開催された第 74 回 WHO 総会では、「医薬品の自国生産化と保健技術の普及」も決議された[209]。その後、WHO と COVAX パートナーは、南アフリカの共同事業体と協力して、初の COVID mRNA ワクチン技術移転の拠点を設立することがアナウンスされた[210]。当該ワクチン技術移転に関する技術は、特許保護のないものであるため、または、実施許諾により、および／または権利行使を行わない宣言により実施に支障がないことを Medicine Patent Pool（MPP）が 2021 年 11 月 16 日にアナウンスしている[211]。その後、2022 年 2 月 3 日、南アフリカの共同事業体のひとつとして、Afrigen 社が MPP と COVID-19 mRNA ワクチン技術移転ハブを設立するための契約を締結した[212]。

また、2021 年 5 月 24-31 日に開催された第 74 回 WHO 総会[213]では、194 加盟国は、2021 年 11 月 29 日に始まる特別セッションでパンデミックに関する新しい国際条約について議論するという決定を採択した[214]。

2021 年 11 月 29 日から 2021 年 12 月 1 日に第 2 回 WHO 特別総会[215]が開催され、WHO 加盟国は感染症への対応力を高めるためのパンデミック条約創設の議論を始めることを決定した。ジュネーブで開催された特別総会で加盟 194 か国が合意し、条約にとどまらず、幅広く国際合意の可能性を探る。2022 年 3 月までに最初の会合を、2022 年 8 月までに 2 回目会合を開き、2023 年の WHO 総会で経過報告する。2024 年総会までに議論をまとめることを目標とした[216]（「（ⅱ）WHO におけるパンデミック条約の検討状況」で詳述する）。

---

[208] WHO プレスリリース（2021 年 4 月 16 日）
https://www.who.int/news-room/articles-detail/establishment-of-a-covid-19-mrna-vaccine-technology-transfer-hub-to-scale-up-global-manufacturing

[209] WHO プレスリリース（2021 年 5 月 29 日）
https://www.who.int/news/item/29-05-2021-update-from-the-seventy-fourth-world-health-assembly-29-may-2021

[210] WHO プレスリリース（2021 年 6 月 21 日）
https://www.who.int/news/item/21-06-2021-who-supporting-south-african-consortium-to-establish-first-covid-mrna-vaccine-technology-transfer-hub

[211] Medicines patent pool プレスリリース（2021 年 11 月 16 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/mpp-position-statement-on-patents-with-regards-to-the-mrna-vaccine-technology-transfer-hub/

[212] Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 2 月 3 日）
https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/afrigen-signs-grant-agreement-with-mpp-to-establish-a-technology-transfer-hub-for-covid-19-mrna-vaccines

[213] 第 74 回 WHO 総会結果（概要）（厚生労働省ウェブサイト）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/topics/tp210607-01_00003.html

[214] An international treaty on pandemic prevention and preparedness（European Council ウェブサイト）
https://www.consilium.europa.eu/en/policies/coronavirus/pandemic-treaty/

[215] 第 2 回 WHO 特別総会結果（概要）（厚生労働省ウェブサイト）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/tp210607-01_00005.html

[216] WHO 最新ニュース 2021 年 12 月 6 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2112-9/

2022 年 5 月 22-28 日に第 75 回 WHO 総会[217]が開催され、新型コロナへの対応を踏まえて、IHR を部分改正するためのプロセスについて、2024 年 5 月の第 77 回 WHO 総会での改正案の採択に向け交渉を行うことが決定された（2022 年 5 月 24 日）[218]が、2022 年 5 月 27 日に改正案の発効までの期間を 24 か月から 12 か月に短縮することが合意された[219]（「（iii）WHO における国際保健規則（IHR:International Health Regulation）改正の動き」で詳述する）。

2023 年 5 月 21-30 日に第 76 回 WHO 総会[220]が開催され、保健衛生の緊急事態に対する準備と対応の強化に向けた作業が続けられた。（公表された文書においては、パンデミック条約及び国際保健規則の議論は見られない。）

WHO の緊急事態担当事務局長は、緊急事態における WHO の継続的な活動に対する加盟国の支援と、WHO が継続するために必要なリソースを提供する必要性が認識されたことを評価した。事務局長は、WHO はパンデミックの予防、準備、対応のための様々なプロセスを調整する努力を続けると述べた。参加者は以下の報告に留意した：

・国際保健規則の実施に関する定期報告書
・WHO の緊急事態における活動に関する年次報告書

２．WHOにおけるパンデミック条約の検討状況

パンデミック条約について積極的な欧州理事会のウェブサイトによると、「2020 年 11 月のパリ平和フォーラムにおいて、欧州理事会のシャルル・ミシェル議長により、「我々はさらに先に進み、パンデミックの教訓を学ぶ必要がある。市民を最大限に保護するため、より迅速かつより協調的な方法で行動し、医療機器が利用可能であることを確認し、相互に非常に迅速に情報を交換できることが絶対に重要である。」と述べるとともに、パンデミックに関する国際条約の提案が最初に発表された。このパンデミックに関する国際条約の要請は、2021 年 2 月 19 日の G7 首脳の声明でも強調され、2021 年 2 月 25 日に欧州の首脳はパンデミックに関する国際条約に取り組むことに合意した[221]。」とされている。

2021 年 3 月、25 か国の政府・国際機関の代表者が、「国際社会は、将来の世代を守るために、地球規模での強力な保健体制を構築するために、パンデミックに対する新たな国際条約に向けて協力すべき」として共同声明を発表した[222] [223]。

---

[217] 第 75 回 WHO 総会結果（概要）（厚生労働省ウェブサイト）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/tp210607-01_00002.html
[218] Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2022（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/24-05-2022-daily-update---24-may-2022
[219] Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 27 May 2022（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/27-05-2022-seventy-fifth-world-health-assembly---daily-update--27-may-2022
[220] Seventy-sixth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2023（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/24-05-2023-seventy-sixth-world-health-assembly---daily-update--24-may-2023
[221] An international treaty on pandemic prevention and preparedness（European Council ウェブサイト）
https://www.consilium.europa.eu/en/policies/coronavirus/pandemic-treaty/
[222] Global leaders unite in urgent call for international pandemic treaty (March 30, 2021)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/30-03-2021-global-leaders-unite-in-urgent-call-for-international-pandemic-treaty
[223] WHO 最新ニュース 2021 年 4 月 1 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2104-1/

2021 年 5 月 31 日の WHO 総会で、WHO の 194 加盟国は、2021 年 11 月 29 日に始まる特別セッションでパンデミックに関する新しい国際条約について議論するという決定を採択した[224]。

2021 年 12 月 1 日、WHO 加盟国は感染症への対応力を高めるためのパンデミック条約創設の議論を始めることを決定した。ジュネーブで開催された特別総会で加盟 194 か国が合意し、条約にとどまらず、幅広く国際合意の可能性を探る。2022 年 3 月までに最初の会合を、2022 年 8 月までに 2 回目会合を開き、2023 年の WHO 総会で経過報告する。2024 年総会までに議論をまとめることを目標とした[225]。

2022 年 3 月 14-15 日、パンデミックの予防、準備、対応に関する WHO 条約、協定、その他の国際文書の起草と交渉のための政府間交渉機関（Intergovernmental Negotiating Body（INB））の初会合が開催され、2 人の共同議長を選出し、「参加性、透明性、効率性、加盟国のリーダーシップ、合意の原則に基づく」組織の作業方法とスケジュールについて協議した[226]。

2022 年 7 月 18-21 日、第 2 回目の INB 会議が開催された。INB メンバーはコンセンサス（意見の一致）を通じて、法的拘束力のある新たな国際パンデミック協定の締結に取り組むことに合意した。INB は 2023 年の第 76 回 WHO 総会に進捗状況報告書を提出し、2024 年 5 月に協定を締結する予定とされた[227]。

2022 年 12 月 5-7 日、第 3 回目の INB 会議が開催された。2023 年 2 月開始予定の第 4 回 INB 会議で交渉を開始するために、INB 事務局がパンデミック協定のゼロドラフトを作成することに合意した。これは、今までの概念的なゼロドラフト[228]に加え、今回の INB 会議での議論に基づき作成されるものである[229]。

第 3 回目の INB 会議後、IFPMA は 2022 年 12 月 7 日のステイトメントにおいて、「革新的な製薬業界は、INB と建設的に関与する機会を得たことを高く評価し、概念ゼロドラフトの開発に尽力した事務局に感謝する。」、「INB に対し、このパンデミックから学んだ教訓に基づいて軌道修正し、ゼロドラフトを作成するよう要請する。」等述べている[230]。

---

[224] An international treaty on pandemic prevention and preparedness（European Council ウェブサイト）
https://www.consilium.europa.eu/en/policies/coronavirus/pandemic-treaty/

[225] WHO 最新ニュース 2021 年 12 月 6 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2112-9/

[226] WHO 最新ニュース 2022 年 3 月 16 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2203-32/

[227] WHO 最新ニュース 2022 年 7 月 25 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2207-35/

[228] Conceptual zero draft for the consideration of the Intergovernmental Negotiating Body at its third meeting (November 25, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb3/A_INB3_3-en.pdf

[229] WHO 最新ニュース 2022 年 12 月 8 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2212-14/

[230] Pharma industry contributions to third meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB) (December 7, 2022)（IFPMA ウェブサイト）
https://www.ifpma.org/resource-centre/pharma-industry-contributions-to-third-meeting-of-the-intergovernmental-negotiating-body-inb/#_ftn3

2023年2月27日から始まる第4回目のINB会議前の2023年2月1日にゼロドラフトが公開された[231]。ゼロドラフトのArticle 7-4において、パンデミック時に締約国は、（a） 手頃な価格のパンデミック関連製品の入手可能性と妥当性を高めるために必要な範囲で、パンデミック中にパンデミック関連製品の製造を加速または拡大できる、期限付の知的財産権放棄のための適切な措置を講じること；（b）TRIPS協定の柔軟性（TRIPS協定第27条、第30条、第31条、第31条の2、公衆衛生に関するドーハ宣言）を最大限に活用すること、（c）パンデミック関連製品の生産技術に関連する特許権の権利者に対し、当該技術のパンデミック期間中の発展途上国の製造業者による使用に対する実施料の支払いを放棄するか、適切に管理することを奨励すること、及び必要に応じて、パンデミック関連製品開発のための公的資金受領者に、そのように要求すること；及び（d）製造業者を含むすべての研究開発機関、特に多額の公的資金を受領した機関に対し、パンデミック関連製品の生産のために当該機関の技術を継続して使用することに対する実施料を放棄するか、適切に管理することを奨励すること、を規定する条文案が示されている。

Article 7.Access to technology: promoting sustainable and equitably distributed production and transfer of technology and know-how

（略）

4. In the event of a pandemic, the Parties:

（a）will take appropriate measures to support time-bound waivers of intellectual property rights that can accelerate or scale up manufacturing of pandemic-related products during a pandemic, to the extent necessary to increase the availability and adequacy of affordable pandemic-related products;

（b）will apply the full use of the flexibilities provided in the TRIPS Agreement, including those recognized in the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health of 2001 and in Articles 27, 30 （including the research exception and “Bolar” provision）, 31 and 31bis of the TRIPS Agreement;

（c）shall encourage all holders of patents related to the production of pandemic-related products to waive, or manage as appropriate, payment of royalties by developing country manufacturers on the use, during the pandemic, of their technology for production of pandemic-related products, and shall require, as appropriate, those that have received public financing for the development of pandemic-related products to do so; and

（d）shall encourage all research and development institutes, including manufacturers, in particular those receiving significant public financing, to waive, or manage as appropriate, royalties on the continued use of their technology for production of pandemic-related products.

第4回INB会議において米国国務省は、「ゼロドラフトは、予防と準備を犠牲にした対応に偏っている。監視や警告など、IHRに含まれる実質的な要素との重複を避ける必要があるが、パンデミックの予防と準備に対処する最善の方法について議論する必要がある。これらの取組につい

[231] Zero draft of the WHO CA+ for the consideration of the Intergovernmental Negotiating Body at its fourth meeting (WHO, A/INB/4/3, February 1, 2023)（WHOウェブサイト）
https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb4/A_INB4_3-en.pdf

ては相互に支援・補完するものでなければならない。」とのステイトメントを発行している[232]。

また、IFPMA は、「現在の WHO INB ゼロドラフトには、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、規制能力の構築、及び医療システムの強化の重要性など、一連の重要なポイントが盛り込まれている。」、「しかし、ゼロドラフトの重要な要素が、医療対策の記録的なスピードでの開発と拡大にとって重要な革新的エコシステムと病原体への即時アクセスの両方を弱体化させることを深く懸念する。知的財産権の弱体化は、より良いパンデミック対応にはつながらず、パンデミック技術を開発する R&D エコシステムを弱体化させることになり、非生産的になる。」とのステイトメントを発行している[233]。

2023 年 6 月 12 日から 16 日にかけて、第 5 回 INB 会合が開催され、議論は、INB 事務局が作成し、2023 年 5 月に WHO の全加盟国に配布された文書（事務局文書[234]）に基づき、まず加盟国や関係者が一般的な意見を述べる公開本会議を経て、草案作成グループでの非公開会議が行われた。起草グループは、第 2 章について議論し、第 9 条（研究開発）、第 10 条（責任リスク管理）、第 11 条（技術及びノウハウの共同開発及び移転）、第 12 条（アクセス及び利益配分）、第 13 条（サプライチェーン及び物流）、第 14 条（規制強化）について議論し、意見交換を行った。その後、起草グループの非公式会合を通じて、これらの条項の幾つかの審議を継続することで合意した[235]。

2023 年 7 月 17 日から 21 日にかけて開催された第 6 回 INB 会合では、パンデミックの予防、準備、対応を強化するための国際文書の草案作成と交渉が行われ、事務局文書が議論された。この文書は、第 5 回 INB 会議後に INB 事務局が加盟国から提供されたすべてのインプットに基づいて作成された。第 6 回会議で、起草グループは、文書の残りの条項について議論した。起草グループ参加者を対象とした第 9 条、第 12 条、第 13 条に関する会期間外の非公式会合を継続することで合意した。さらに、INB は、第 4 条及び第 5 条、第 11 条は、非公式会合でさらに議論されるべきであると決定した[236]。

2023 年 9 月 4 日から 6 日にかけて、INB の起草グループは、パンデミック協定の作業を進めるために、議論と非公式会合を開催した。この INB 起草グループの非公式会合で、第 4 条（パンデミック予防及び公衆衛生監視）及び第 5 条（ワンヘルス・アプローチによるパンデミック予防及び準備の強化）、第 9 条（研究開発）、第 11 条（技術及びノウハウの共同開発及び移転）、第 12 条（アクセス及び利益配分）、第 13 条（サプライチェーン及び物流）が議論された。

---

[232] Statement by Ambassador Pamela Hamamoto World Health Organization (WHO) Fourth Meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB) (February 27, 2023)（米国国務省ウェブサイト）
https://www.state.gov/statement-by-ambassador-hamamoto-who-fourth-meeting-of-the-inb/

[233] Industry statement at fourth meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB) for a WHO instrument on pandemic prevention, preparedness and response (February 28, 2023)（IFPMA ウェブサイト）
https://ifpma.org/news/ifpma-statement-at-inb4/

[234] Bureau's text of the WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response(WHO CA+) A/INB/5/6 June 2, 2023（WHO ウェブサイト）
https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb5/A_INB5_6-en.pdf

[235] Countries set out way forward for continued negotiations on global agreement on pandemic prevention, preparedness, and response (June 17, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/17-06-2023-countries-set-out-way-forward-for-continued-negotiations-on-global-agreement-on-pandemic-prevention--preparedness--and-response

[236] Member States continue work on potential pandemic accord (July 25, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/25-07-2023-member-states-continue-work-on-potential-pandemic-accord

INB 議長団は、第 4 回、第 5 回、第 6 回会合での INB の議論、INB 起草グループ会合（非公式会合を含む）の議論、及びこれらの非公式会合の報告に基づき、次回会合での INB の審議に向け、WHO CA+の交渉文書案を作成することとなった[237]。

2023 年 10 月 30 日に作成された交渉文書提案（文書 A/INB/7/3[238]）に関し、2023 年 11 月 10 日、草案作成グループの作業を進めるため、次の 4 つの草案作成サブグループが設置された[239]。

- 交渉文書提案の第 4 条、第 5 条、第 6 条を検討するサブグループ：インド、イギリス、タンザニア
- 交渉文書提案の第 10 条、第 11 条、場合によっては第 13 条を検討するサブグループ：インドネシア、フィリピン、米国
- 交渉文書提案の第 12 条を検討するサブグループ：オーストラリア、エチオピア、ノルウェー
- 交渉文書提案の第 19 条と第 20 条を検討するサブグループ：カナダ、マレーシア、南アフリカ

2023 年 12 月 6 日、第 7 回 INB 会合は、ジュネーブの WHO 本部で閉幕した。11 月 6 日から 10 日と 12 月 4 日から 6 日の 2 回の会合で、各国政府は加盟国が任命した INB 事務局が提示したパンデミック協定の交渉文書案[240]のレビューを完了した。WHO 加盟国の代表団は、パンデミックと公衆衛生のサーベイランス、ワンヘルス、各国におけるパンデミックへの備え、準備、レジリエンスの強化など、幅広い重要な要素について議論した[241]。

2023 年 12 月 6 日時点のパンデミック協定の交渉文書案において、2023 年 2 月 1 日に公開されたゼロドラフトの Article 7-4 に記載された（a）～（d）については、若干の修正が加えられ、それぞれ以下のように条文番号を変えて記載されている。

2023 年 2 月 1 日　ゼロドラフト	2023 年 12 月 6 日　交渉文書ドラフト
Article 7-4 （a）	Article 11-3 （a）
Article 7-4 （b）	Article 11-2 （c）
Article 7-4 （c）	Article 11-3 （b）
Article 7-4 （d）	Article 10-3 （a）

また、Article 11-3 （c）には、「パンデミック時には、各締約国は、パンデミックに対応するために必要な医薬品の適格な第三者による緊急の製造が、当該情報の非公開によって妨げられ又は妨げられる場合には、TRIPS 協定第 39 条第 2 項に基づき、自国の管轄区域内の製造業者に対し、適格な第三者の製造業者と非公開の情報を共有するよう奨励すること。」と規定されている。

[237] Proposal for negotiating text of the WHO Pandemic Agreement A/INB/7/3 Provisional agenda item 2 30 October 2023 https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb7/A_INB7_3-en.pdf
[238] Proposal for negotiating text of the WHO Pandemic Agreement A/INB/7/3 Provisional agenda item 2 30 October 2023 https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb7/A_INB7_3-en.pdf
[239] Report of the meeting A/INB/7/5 Agenda item 5 4 January 2024 https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb7/A_INB7_5-en.pdf
[240] Proposal for negotiating text of the WHO Pandemic Agreement A/INB/7/3 Provisional agenda item 2 30 October 2023 https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb7/A_INB7_3-en.pdf
[241] Governments continue discussions on pandemic agreement negotiating text (December 7, 2023)（WHO ウェブサイト） https://www.who.int/news/item/07-12-2023-governments-continue-discussions-on-pandemic-agreement-negotiating-text

Article 10. Sustainable production

3. Each Party, in addition to the undertakings in paragraph 2 of this Article, shall:

（a） encourage research and development institutes and manufacturers, in particular those receiving significant public financing, to waive or manage, for a limited duration, royalties on the use of their technology for the production of pandemic-related products;

（略）

Article 11. Transfer of technology and know-how

（略）

2. The Parties shall:

（略）

（c） make use of the flexibilities provided in the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights （TRIPS Agreement）, including those recognized in the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health and in Articles 27, 30 （including the research exception and "Bolar" provision）, 31 and 31bis of the TRIPS Agreement, and fully respect the use thereof by others;

（略）

3. During pandemics, each Party shall, in addition to the undertakings in paragraph 2 of this Article:

（a） commit to agree upon, within the framework of relevant institutions, time-bound waivers of intellectual property rights to accelerate or scale up the manufacturing of pandemic-related products to the extent necessary to increase the availability and adequacy of affordable pandemic related products;

（b） encourage all holders of patents related to the production of pandemic-related products to waive or manage, as appropriate, for a limited duration, the payment of royalties by developing country manufacturers on the use, during the pandemic, of their technology for the production of pandemic-related products, and shall require, as appropriate, those that have received public financing for the development of pandemic-related products to do so; and

（c） encourage manufacturers within its jurisdiction to share undisclosed information, in accordance with paragraph 2 of Article 39 of the TRIPS Agreement, with qualified third-party manufacturers when the withholding of such information prevents or hinders urgent manufacture by qualified third parties of a pharmaceutical product that is necessary to respond to the pandemic.

（略）

2023 年 11 月 6 日、IFPMA は本 INB の会合で、以下の声明を発表した[242]。

製薬会社がこれまでにないスピードと規模で新しいワクチンや治療法を開発し、提供できるようになったことは、COVID-19 のパンデミックから得た中心的な教訓である。これは、イノベーションとパートナーシップにインセンティブを与える制度に支えられた研究開発への献身によって可能となった。将来のパンデミックに備えるためには、このエコシステムを維持・構築することが不可欠である。

[242] IFPMA statement at the seventh meeting of the Intergovernmental Negotiating Body on Pandemic Accord (November 6, 2023)（IFPMA ウェブサイト）
https://www.ifpma.org/news/ifpma-statement-at-the-seventh-meeting-of-the-intergovernmental-negotiating-body-on-pandemic-accord/

パンデミック対策に不可欠であったこれらの要素を維持するどころか、パンデミック合意の現在の草案に含まれる提案は、このイノベーションのエコシステムを弱体化させ、ひいては次のパンデミックに対応する医療対策を迅速に開発する我々の能力を損なうことになる。

第一に、病原体資産利益共有（PABS）モデルや、標準物質移転協定などの複雑な法的枠組みの導入は、不必要な官僚的ハードルを生み出す危険性がある。これらは、特にバイオテクノロジー分野で必要とされる科学的研究を阻害し、最近のパンデミック対応に不可欠であった柔軟性と協力を損なうことになる。

第二に、この草案は、病原体を収益化しようとする Access and Benefit Sharing （ABS）法がもたらす既存の障害に適切に対処していない。COVID ワクチンが記録的なスピードで開発された背景には、病原体データの迅速な共有があった。提案されている協定は、病原体サンプルの共有を遅らせ、ひいては次のパンデミックへの対応を遅らせることになる。

さらに、草案には低所得国のための強固な調達メカニズムのための明確な戦略が欠けており、医薬品の世界的な流通を妨げる可能性のある貿易障壁に適切に対処できていない。COVID-19 のパンデミックは、調達のための資金を直ちに確保できないことがワクチン配分の不平等を招き、その悪影響を実証した。

最後に、IFPMA は、新たな世界的枠組みが将来のパンデミックへの対応向上をどのように支援できるかについて、引き続き協力していく所存である。しかし、現状では、世界の将来のパンデミックへの備えは、現在の草案に基づく条約を締結するよりも、むしろ条約を締結しない方がよいだろう。

３．WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正の動き[243]

２．のパンデミック条約の検討とともに、IHR 改正の動きも見られる。IHR 改正の背景について、The Lancet Global Health[244]には以下のとおり紹介されている。

・パンデミック条約は、すべての WHO 加盟国の批准が必要なため、一部の WHO 加盟国は消極的である。

・IHR 改正は、煩雑な批准プロセスなしで規制が自動的に発効できるため、多くの WHO 加盟国が支持している。

・現在の IHR には、政府がその責任を遵守したり、健康上の緊急事態に備えて対応するための主要な能力について正確に報告したりすることを保証する力はほとんどない。

国際保健規則（IHR 2005 として知られている。2005 は最新の改訂の年）は、WHO の 196 の加盟国すべてを含む 194 の締約国がコミットしている法的拘束力のある国際文書である。これらの規則の目的は、公衆衛生上のリスクに限定され、国際的な交通や貿易への不必要な干渉を回避する方法で、病気の国際的な蔓延を防止、保護、管理、および公衆衛生上の対応を提供することである[245]。

第 75 回 WHO 総会で、新型コロナへの対応を踏まえて、IHR を部分改正するためのプロセスに

[243] International Health Regulations（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/health-topics/international-health-regulations#tab=tab_1

[244] Why we still need a pandemic treaty (The Lancet Global Health, Vol 10(9), E1232-E1233, September 1, 2022)
https://www.thelancet.com/action/showPdf?pii=S2214-109X%2822%2900278-9

[245] International Health Regulations: amendments (March 31, 2023 Q&A) （WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news-room/questions-and-answers/item/international-health-regulations-amendments

ついて、2024 年 5 月の第 77 回 WHO 総会での改正案の採択に向け交渉を行うことが決定された（2022 年 5 月 24 日）[246]が、2022 年 5 月 27 日に改正案の発効までの期間を 24 か月から 12 か月に短縮することが合意された[247]。

2022 年 9 月 30 日の時点で、14 の締約国（アルメニア、バングラデシュ、ブラジル、チェコ共和国、エスワティニ、インド、インドネシア、日本、ナミビア、ニュージーランド、ロシア連邦、スイス、アメリカ合衆国、ウルグアイ）が IHR の改正案を提出した。このうち、チェコ共和国は欧州連合加盟国を、エスワティニは WHO アフリカ地域加盟国を、ロシア連邦はユーラシア経済連合加盟国を、ウルグアイはメルコスールを代表して提案を提出している。今後、（1） IHR の各改正案の分析、（2） 再構成および/または明確化の提案、（3） IHR の残りの規定の分析、（4） 用語の定義を含む全体的な一貫性分析が行われることになる[248]。

IHR の締約国によって提案された改正に関する技術的勧告を事務局長に提供することを目的として、IHR 改正審査委員会[249]が設立された。この IHR 改正審査委員会が策定した技術勧告は、国際保健規則の改正に関する加盟国作業部会（2005 年）（WGIHR）の作業に反映される。WGIHR は 2024 年の第 77 回世界保健総会での審議に向けて、IHR の改正案を作成し、IHR 改正審査委員会に提示することとされた[250]。

この際に設定されたタイムライン[251]及び 2023 年 1 月 15 日の IHR 改正審査委員会が報告書を報告するまでの議論については以下の通り。

<table>
<tr><td>2022 年 9 月 30 日</td><td colspan="2">IHR 改正案提出期限</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2022 年 10 月 1 日</td><td colspan="2">WHO 事務局長による IHR 改正審査委員会の招集期限
IHR 改正審査委員会の提案スケジュールとは以下のとおり。</td></tr>
<tr><td>2022 年 10 月 6 日
非公開仮想会議</td><td>議論：
IHR 改正審査委員会の議長、副議長、および報告者を選出、及び作業方法が定義された[252]。</td></tr>
<tr><td>2022 年 10 月 24-28 日（Face to Face 会議（ジュネーブ））</td><td>2022 年 10 月 27 日に、IHR 第 51.2 条に従い、加盟国、国連およびその専門機関、ならびにその他の関連する政府間組織または WHO と公式関係</td></tr>
</table>

[246] Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2022（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/24-05-2022-daily-update---24-may-2022

[247] Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 27 May 2022（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/27-05-2022-seventy-fifth-world-health-assembly---daily-update--27-may-2022

[248] Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/teams/ihr/ihr-review-committees/review-committee-regarding-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)

[249] Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/teams/ihr/ihr-review-committees/review-committee-regarding-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)

[250] Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/teams/ihr/ihr-review-committees/review-committee-regarding-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)

[251] IHR Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) Terms of Reference 23 October 2022（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/international-health-regulations/terms-of-reference_ihr-amendments-rc_for-web_rev-221024.pdf?sfvrsn=4b549603_12

[252] Report of the first meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health regulations (2005) (virtual) (October 6, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/international-health-regulations/report_first-rc-meeting--6-oct-2022.pdf?sfvrsn=45adfee3_1&download=true

		にある非政府組織との 1 日会議（締約国によって提案された改正の理論的根拠のプレゼンテーションを含む）、および必要に応じて、改正を提案した各締約国と改正審査委員会との追加の議論： 提案された改正案と委員会によるそれらの分析について、いくつかの予備的な考察が表明された[253]。
	2022 年 11 月 16-17 日 非公開仮想会議	議論： 委員会メンバーは、議論の過程で、改正案と委員会による改正案の分析について多くの考察を行った[254]。
	2022 年 11 月 28 日-2022 年 12 月 2 日（Face to Face 会議（ジュネーブ））	報告書の起草目的で、加盟国、国際連合およびその専門機関、その他の関連する政府間組織、またはWHO、政府間交渉機関事務局およびWGIHRと公式関係にある非政府組織と少なくとも 1 日会議： 議論： 第 3 回会議報告書を採択した。委員会は、最終報告書のセクションの起草を含め、次回会合の準備として実施される作業について合意した[255]。
	2022 年 12 月 15-16 日 非公開仮想会議	議論： 委員会は、最終報告書を微調整するための次回会合の決定的な重要性を認め、決定 WHA75（9）に従い、2023 年 1 月 15 日までに最終報告書を完成させ、WHO 事務局長に提出するという締約国のそれぞれの任務とタイムラインについて合意した[256]。

[253] Report of the second meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (in person) (October 24-28, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/review-committee/report-of-the-second-meeting-of-the-review-committee-regarding-amendments-to-the-ihr.pdf?sfvrsn=fef9ed7e_1&download=true

[254] Report of the third meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (IHR) (November 2022)（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/draft-report-of-the-third-rc-meeting_221128.pdf?sfvrsn=87daafc3_1&download=true

[255] Report of the Fourth Meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (in person) (November 28 – December 2, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/review-committee/fourth-rc-meeting-report--28-nov-2-dec-2022_rev.pdf?sfvrsn=289433a3_1&download=true

[256] Report of the Fifth Meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (IHR) (December 15-16, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/review-committee/fifth-rc-meeting-report--15-16-dec-2022_rev.pdf?sfvrsn=a5b542bc_1&download=true

	2023年1月9-13日（Face to Face 会議（ジュネーブ））	報告書の最終化のために、加盟国、国連およびその専門機関、ならびにWHO、政府間交渉機関事務局、および WGIHR と公式関係にあるその他の関連する政府間組織または非政府組織と少なくとも1日会議： 議論： 第 4-5 回会議報告書を採択した。また、委員会は、最終レポートを完成させるための次のステップと厳しいタイムラインについて合意し、WGIHRとの会議の構成について議論した[257]。
2022年11月14-15日	第1回 WGIHR 会議： 議論： 招集のプロセス作業の方法、政府間交渉機関との調整、暫定的スケジュールなどを検討し合意した[258]。	
2023年1月15日	IHR 改正審査委員会が報告書を WHO 事務局長に提出する期限。WHO事務局長は遅滞なくWGIHRに報告する必要がある。 議論： 2023年2月6日、各国の改正案を検討して、適切性（国際保健規則（2005年版）の意図された目的を達成するために適切か）、明確性（提案された改正が、条文又は附属書の明確性を高めるか）整合性（第2条、第3条の原則の範囲に沿っているか、WHO 憲章第2条（a）の範囲内にあるか等）、実現可能性などを分析し、報告された[259]。	
2023年12月15日	IHR改正審査委員会は2023年中「休眠状態」のままとし、2023年12月に再召集され、2024年1月中旬までに最終的な技術的勧告をWHO事務局長に提出することを目的として、WGIHRによって合意された一連の改正案を審査する。	
2024年1月	WGIHRは修正案の最終パッケージをWHO事務局長に提出し、WHO 事務局長は第 55.2 条に従ってすべての締約国に通知し、第77回WHO総会で検討する。	

2023年1月以降の動きは以下の通り。

[257] Report of the Sixth Meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (in person) (January 9-13, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/review-committee/sixth-rc-meeting-report--9-13-jan-2023_rev_rev.pdf?sfvrsn=a529b723_1&download=true

[258] Report of the first meeting of the Working Group on Amendments to the International Health Regulations (2005) (November 30, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://apps.who.int/gb/wgihr/pdf_files/wgihr1/A_WGIHR1_5-en.pdf

[259] Report of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (February 6, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://apps.who.int/gb/wgihr/pdf_files/wgihr2/A_WGIHR2_5-en.pdf

2023 年 2 月 20-24 日、第 2 回 WGIHR 会議[260] [261]が開催され、各政府から提出された 307 の改正案について意見交換し、改正案に関するより詳細な交渉を次回 WGIHR 会議で行うことに合意した。

第 2 回 WGIHR 会議に関する WHO のステイトメント[262]において、WGIHR 共同議長（元ニュージーランド保健局長）の Dr. Ashley Bloomfield は、「パンデミック条約と IHR 改正の 2 つのプロセスは、ともに世界を伝染病からより安全にし、公衆衛生の脅威に対する公平な対応を確保するという責務によって導かれているため補完的である。IHR 改正、パンデミック条約の取り組みは、健康へのアクセス、協力、能力構築における公平性の重要性など、多くのテーマを共有している。2 つのプロセスに一貫性と整合性があることが重要である。」と述べている。

この会議において、IFPMA は、「革新的な製薬業界は、ベルリン宣言を通じて、低所得国の優先集団向けのワクチン、治療、診断のリアルタイム生産の割り当てを留保し、それらを利用可能で手頃な価格にするための措置を講じることによる早期アクセスを約束した。」、「我々は、IHR と INB のプロセス間の緊密な調整を奨励し、全ての人にとって重複のない、目的に合った結果を確保する。業界は、これらの重要な議論において、WGIHR と INB の両方と建設的に協力することに引き続き取り組む。」とのステイトメントを発行している[263]。

第 3 回 WGIHR 会議は、2023 年 4 月 17 日から 20 日まで行われ、公衆衛生対応、監視・対応のための中核的能力、協力･援助に関する分野を検討した。新たに提案されたコンプライアンスと実施に関する 3 条項、および、公衆衛生対応に関連する新しい条項、たとえば、資金調達メカニズムの提案、公衆衛生対応中の健康製品、技術、ノウハウへのアクセスについて等、WHO 国際保健規則 2005 （ IHR ） の 300 以上の改正案のうち 3 分の 1 以上を詳細検討した。IHR はもともと、病気の発生や国際的な感染拡大のリスクを伴うその他の急性の公衆衛生上の出来事に各国が備え、対応するための合意されたアプローチと義務を定めるために採択された。元の国際衛生規則は 1969 年、1981 年、2005 年の 3 回改訂された。第 3 版 （2005 年） は、2014 年と 2022 年の 2 回修正された。最新の修正案は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによってもたらされた課題に対応するものである。WGIHR 会議は、2023 年 7 月、10 月、12 月の 3 回会合を開き、修正案について議論し、合意し、2024 年 5 月の世界保健総会に修正案パッケージを提示することが期待されている[264]。

2023 年 7 月、第 4 回の集中的な議論では、WHO の 194 の加盟国を含む IHR の 196 の締約国が、

[260] Working Group on Amendments to the International Health Regulations (2005) (February 20-24, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://apps.who.int/gb/wgihr/e/e_wgihr-2.html

[261] Governments hold first detailed discussions on proposed amendments to the International Health Regulations (2005) (February 25, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/25-02-2023-governments-hold-first-detailed-discussions-on-proposed-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)

[262] Governments hold first detailed discussions on proposed amendments to the International Health Regulations (2005) (February 25, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/25-02-2023-governments-hold-first-detailed-discussions-on-proposed-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)

[263] Second meeting of the Working Group on Amendments to the International Health Regulations (2005) (WGIHR) (February 21, 2023)（IFPMA ウェブサイト）
https://ifpma.org/news/second-meeting-of-the-working-group-on-amendments-to-the-ihr/

[264] Governments hold third round of discussions on proposed amendments to the International Health Regulations (2005) (April 21, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/21-04-2023-governments-hold-third-round-discussions-on-proposed-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)

以下のトピックに関連する改正案について議論した[265]。

・責任ある当局 - 第 4 条
・情報の通知・確認・提供 - 第 5 条（第 4 項及び新第 5 項）第 6 条の 11、附属書 2 及び新附属書 2
・国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の決定 - 第 12 条
・緊急委員会 - 第 48 条、第 49 条
・暫定的および常設の勧告 - 第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条

2023 年 10 月 2 日から 6 日にかけて開催された第 5 回目の集中的な議論では、WGIHR は、第 13A 条「公衆衛生対応のための保健製品、技術及びノウハウへの衡平なアクセス」及び第 8 条の協議に関する改正案の提案締約国による統合案について議論した。

共同議長は、決定書 WHA75（9）に関し、2024 年 1 月までに改定パッケージの準備が整う可能性は低いと指摘した。この点に関し、WGIHR は 2024 年 1 月から 5 月まで作業を継続することで合意した。事務局長は、作業部会で合意された修正案を第 77 回保健総会に提出する[266]。

2023 年 12 月 7 日から 8 日にかけて、WGIHR の第 6 回会合が開催された[267]。

代表団は、WHO の 6 つの地域から WGIHR が任命した 6 つの加盟国代表のグループである議長団からの文書案を検討し、改正案の交渉を円滑に進めた。今回の会議では、議長団の文書は、改定案が提出された条項及び附属書の半数以上をカバーし、過去の会議での議論から得られたものである。2024 年 5 月までに全体のパッケージを最終決定し、合意できるよう、改定案を提案した残りの条項の作業が続けられる。

2023 年 12 月 7 日、IFPMA は WGIHR の第 6 回会合に声明を提出した[268]。

国際保健規則（IHR）の改正が目的に適ったものであり、国際的に拡大するリスクのある公衆衛生事象に対する加盟国の準備と対応を強化するための実際的な行動を確実に盛り込むことは、私たちすべての利益となる。そのためには、WGIHR と INB における問題の重複を避け、WGIHR の技術的マンデートと適用範囲を厳格に遵守することで、現在の方向性を修正すべきである。

グローバルな保健の安全保障と公平なアクセスが表裏一体であるように、WGIHR と INB は努力を補完し、WGIHR は国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態になる前に、公衆衛生上の事象を予防し、準備し、対応するための各国の能力を強化し、INB は公平性を中心に据える必要がある。

IHR を近代化するため、当業界は加盟国に対し、COVID-19 から学んだ教訓を踏まえ、イデオロ

---

[265] Governments hold fourth round of discussions on proposed amendments to International Health Regulations (2005)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/31-07-2023-governments-hold-fourth-round-of-discussions-on-proposed-amendments-to-international-health-regulations-(2005)

[266] Governments make progress towards agreeing amendments to the International Health Regulations (2005) (October 7, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/07-10-2023-governments-make-progress-towards-agreeing-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)

[267] Financing, stages of alert for potential pandemics among the issues debated in sixth meeting of WGIHR (December 10, 2023)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/10-12-2023-financing--stages-of-alert-for-potential-pandemics-among-the-issues-debated-in-sixth-meeting-of-wgihr

[268] 6th Meeting of the Working Group on Amendments to the International Health Regulations (2005) (December 7, 2023)（IFPMA ウェブサイト）
https://www.ifpma.org/news/6th-meeting-of-the-working-group-on-amendments-to-the-international-health-regulations-2005//

ギーではなく、以下のような実証済みの戦略を強化するよう求める：

・発生情報の迅速な共有と、病原体および遺伝子データへの即時アクセスを確保することにより、早期に警報を発する。
・必要な医療対策のパイプラインを強化するために、知的財産に関するインセンティブを保護するなど、イノベーションのエコシステムを可能にする。
・バランスのとれた実施可能なアプローチを確保するために、民間部門を含むマルチステークホルダー・パートナーシップと対話を促進する。

４．WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）緊急委員会

2022 年 4 月 11 日、国際保健規則（IHR）（2005）による第 11 回緊急委員会が開催され、事務局長は、COVID-19 のパンデミックは引き続き PHEIC（国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態）に該当すると判断した。委員会では、SARS-CoV-2 亜種、抗ウイルス剤の使用と公平なアクセス、ワクチン保護と COVID-19 ワクチンの需要と供給におけるグローバルシフト、ハイブリッド免疫、SARS-CoV-2 の感染に関する将来の潜在シナリオと同時に発生する健康危機による課題、加盟国の COVID-19 パンデミックへの対応などの主要問題について討議された。締約国への一時的な勧告として、「2022 年 WHO 戦略的準備・対応計画 （SPRP）」に示された優先事項と潜在的シナリオに沿って国の準備・対応計画を進めることなど 11 項目が示された[269]。

2022 年 7 月 8 日、国際保健規則（IHR）（2005）による第 12 回緊急委員会が開催され、事務局長は、COVID-19 のパンデミックは引き続き PHEIC に該当すると判断した。委員会では、SARS-CoV-2 の進化が公衆衛生の対応と医療サービスの能力に与える影響、COVID-19 ワクチン接種率の拡大に向けた進捗、試験及び監視戦略の変更、社会的及び政治的リスク認識とコミュニティの関与、対策・ワクチン・治療薬への公平性とアクセス、公衆衛生上の優先事項や緊急事態に対応する必要性との均衡性を保った持続的政治的関与などの主要問題について討議された。第 11 回緊急委員会の「締約国への一時的な勧告」（11 項目）を考慮し、委員会はアドバイスを提供した[270]。

2022 年 10 月 13 日、国際保健規則（IHR）（2005）による第 13 回緊急委員会が開催され、事務局長は、COVID-19 のパンデミックは引き続き PHEIC に該当すると判断した。委員会では、（1）ウイルスの今後の動向や、遺伝的及び抗原的特徴、将来の変異体の臨床的影響についてかなりの不確実性が残っていること、（2） SARS-CoV-2 の疫学的・実験室的監視の減少、（3） ワクチン接種キャンペーンの進捗状況を監視するために必要なデータ共有の欠如、及びデータ利用が可能な場合にはワクチンや WHO 推奨治療法へのアクセスへの永続的な不公平、に関する懸念が示され

[269] WHO 最新ニュース 2022 年 4 月 18 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
https://japan-who.or.jp/news-releases/2204-27/

[270] Statement on the twelfth meeting of the International Health Regulations (2005) Emergency Committee regarding the coronavirus disease (COVID-19) pandemic (July 12, 2022)（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/12-07-2022-statement-on-the-twelfth-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-coronavirus-disease-(covid-19)-pandemic

た[271]。

2023 年 1 月 27 日、国際保健規則（IHR）（2005）による第 14 回緊急委員会が開催され、事務局長は、COVID-19 のパンデミックは引き続き PHEIC に該当すると判断した。委員会では、PHEIC 全体の成功と課題を検討し、他の呼吸器感染症と比較して依然として死亡者数が多く、世界的に最もリスクの高いグループである低・中所得国におけるワクチンの普及が不十分であり、新たな亜種に関連する不確実性もあるといった COVID-19 によってもたらされる進行中のリスクについて懸念が示された[272]。

2023 年 5 月 4 日、国際保健規則（IHR）（2005）による第 15 回緊急委員会が開催された。審議セッション中、委員会メンバーは、新型コロナウイルス感染症による死亡者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症関連の入院や集中治療室への入室者数の減少、SARS-CoV-2 に対する集団免疫のレベルの高さを強調した。彼らは、SARS-CoV-2 の進化の可能性によってもたらされる不確実性が依然として残っていることを認識しつつ、新型コロナウイルス感染症パンデミックの長期的な管理に移行する時期が来たとアドバイスした。翌日、その議論を受けて WHO 事務局長は、国際的に懸念される緊急事態 （PHEIC） の終了を決定した[273]。

５．COVID-19 Technology Access Pool （C-TAP）

2020 年 5 月、WHO、コスタリカ政府、及び 45 の WHO 加盟国は、全ての国の人々が COVID-19 治療薬に公平かつ手頃な価格で迅速にアクセスできることを目的として、C-TAP を開始した。

その実施パートナーには国際連合開発計画（United Nations Development Programme （UNDP））、MPP、国連技術銀行、Unitaid が含まれる。

C-TAP は COVID-19 の治療薬、診断薬、ワクチン及びその他の製品の開発者に対して、公衆衛生主導で、透明性のある、自発的で、非独占的なライセンスを通して、品質の保証された製造業者と、知的財産権、知識、及びデータを共有するために単一のグローバルプラットフォームを提供する。

2021 年 11 月、C-TAP と MPP は、スペイン国際研究評議会（Spanish National Research Council（CSIC））と、全世界における COVID-19 血清学的検査薬の迅速な製造と商品化を目的として、COVID-19 血清学的抗体技術についてライセンス契約を締結した[274]。

2022 年 5 月、C-TAP と MPP は、アメリカ国立衛生研究所（National Institute of Health （NIH））と、COVID-19 の革新的治療方法、初期段階ワクチン、及び診断薬の開発のためのライセンス契約

---

[271] Statement on the thirteenth meeting of the International Health Regulations (2005) Emergency Committee regarding the coronavirus disease (COVID-19) pandemic (October 18, 2022) （WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/18-10-2022-statement-on-the-thirteenth-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-coronavirus-disease-(covid-19)-pandemic

[272] Statement on the fourteenth meeting of the International Health Regulations (2005) Emergency Committee regarding the coronavirus disease (COVID-19) pandemic (January 30, 2023) （WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/30-01-2023-statement-on-the-fourteenth-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-coronavirus-disease-(covid-19)-pandemic

[273] Statement on the fifteenth meeting of the IHR (2005) Emergency Committee on the COVID-19 pandemic (May 5, 2023) （WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/news/item/05-05-2023-statement-on-the-fifteenth-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-coronavirus-disease-(covid-19)-pandemic

[274] CSIC License to C-TAP（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/initiatives/covid-19-technology-access-pool/csic-license

を締結した[275]。

2024 年 1 月 31 日、WHO は、C-TAP の後継として、医療技術アクセスプール（the Health Technology Access Pool：HTAP）を発表した。WHO は、「HTAP は、パンデミックへの備えを含む公衆衛生の優先事項に対応し、保健上の緊急事態の発生時およびそれ以外の時に関連性のある保健製品へのアクセスを促進する。このアプローチは、より大きな市場機会と財政的な持続可能性を実現することで、HTAP 投資の公衆衛生上の価値を高めるとともに、ライセンシー企業にとってもライセンス技術の魅力を高めることになる。」としている[276]。

第６節　WIPOの動向

WIPO では、2020 年 4 月の事務局長ステイトメントで、COVID-19 に関する 2020 年 4 月での主な課題は、COVID-19 の治療薬及びワクチンへのアクセスではなく、承認された治療薬及びワクチンがないことが指摘された。したがって、2020 年 4 月での各国政府の政策は、治療薬及びワクチンを見つけるための研究開発支援を目指すべきであり、知的財産権はそのため中心的な役割を果たすと指摘した[277]。

その後、COVID-19 のワクチン、治療薬の開発が進み、WIPO は、2022 年 3 月 10 日、COVID-19 関連ワクチン・治療法に関するパテントランドスケープレポートを発行した[278]。

また、2022 年 7 月 14 日、WIPO、USPTO、EPO、及び学術経済学者は COVID-19 パンデミックに対してグローバルイノベーションシステムがいかに機能したのかに関するレポート（Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19[279]）を作成・公開した。

１．WIPOのパテントランドスケープ（COVID-19-related vaccines and therapeutics）

WIPO のウェブサイト[280]で、特定の国または地域内、または、世界の特定の技術のスナップショットとして、パテントランドスケープが公開されている。当該パテントランドスケープは、公衆衛生、食料安全保障、気候変動、環境など、発展途上国および後発開発途上国にとって特に関心のある分野がカバーされている。

COVID-19 関連ワクチン、治療薬に関するパテントランドスケープ[281]が、2023 年 4 月 3 日に公開された。本報告書は、COVID-19 ワクチンおよび治療薬の分野で行われた特許活動の包括的なレビューに基づく所見を提供し、2022 年 3 月に発行された第 1 回 WIPO COVID-19 特許ランドスケープ

---

[275] US NIH licensed to C-TAP（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/initiatives/covid-19-technology-access-pool/us-nih-licenses

[276] WHO introduces the Health Technology Access Pool (WHO ウェブサイト)
https://www.who.int/news/item/31-01-2024-who-introduces-the-health-technology-access-pool

[277] WIPO ウェブサイト
https://www.wipo.int/about-wipo/en/dg_gurry/news/2020/news_0025.html

[278] New COVID-19 Research: Universities and Research Organizations Highly Active in Vaccine Patenting During Pandemic's Early Days; China, U.S.-based Applicants Lead in Vaccine and Therapeutics Innovation（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article_0003.html

[279] Resilience in Face of the COVID-19 Crisis（Centre for Economic Policy Research ウェブサイト）
https://cepr.org/system/files/publication-files/167264-resilience_and_ingenuity_global_innovation_responses_to_covid_19.pdf

[280] Patent Landscape Reports（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/publications/en/series/index.jsp?id=137

[281] Patent Landscape Report (2022): Insights into related patenting activity throughout the pandemic（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-1075-23-en-covid-19-vaccines-and-therapeutics.pdf

レポート[282]で議論された洞察に基づいている。以下、概要を示す。

2020年初めから2022年9月までの特許調査において、COVID-19関連の特許出願が7,758件（うち、COVID-19治療薬に関連する特許出願が 4,787 件、ワクチン開発に関連する出願が 1,298 件）見当たった。

COVID-19関連の特許出願分析：

（1） ワクチン出願 出願人比率・出願人国籍上位5位・種類比較

出願人比率：企業（52%）、大学／研究機関（42%）

出願人国籍上位5位：中国、米国、ドイツ、韓国、ロシア

種類比率（2022年1月から9月に公開された出願）：従来型ワクチンに関する特許出願（弱毒生ワクチン：3%、不活化ウイルスワクチン：9%、たんぱく質サブユニットワクチン：47%、ウイルス様ワクチン：5%）

新たなプラットフォームワクチンに関する特許出願（ウイルスベクターワクチン：21%、RNAワクチン：11%、DNAワクチン：7%、抗原提示細胞ワクチン：3%）

（2） 治療薬出願 出願人比率・出願人国籍上位5位・種類比較

出願人比率：企業（49%）、大学／研究機関（38%）

出願人国籍上位5位：中国、米国、韓国、インド、ドイツ

種類比率：低分子化合物（50%）、生物学的製剤（43%）

２．Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19[283]

2022年7月14日、WIPO、USPTO、EPO、及び学術経済学者はCOVID-19パンデミックに対してグローバルイノベーションシステムがいかに機能したかに関するレポート（Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19）を作成・公開した。レポートの概要は以下のとおりである[284]。

1. COVID-19は、パンデミックの最初の2年間で、世界の知的財産出願に大きな影響を与えた。

2. パンデミックの影響を最も受けたのは、零細および中小の起業家であったが、デジタル技術の急速な採用は、多くの起業家に機会をもたらした。

3. 米国のデータによると、女性研究者とプライマリケアを担当する研究者が、パンデミックの影響を最も強く受けたことが示唆される。

4. 政策支援は、グローバルなイノベーションシステムの回復力において重要な役割を果たし、パンデミックへの対処におけるシステムの対応に貢献した創意工夫に拍車をかけた。

第７節　WTO/WHO/WIPO三者共同の取り組み

公衆衛生に関する国際協力は本質的に多面的であり、効果的な医療システムの構築に重点が置

[282] Patent Landscape Report (2022): COVID-19-related vaccines and therapeutics（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-1075-en-covid-19-related-vaccines-and-therapeutics.pdf

[283] Resilience in Face of the COVID-19 Crisis（Centre for Economic Policy Research ウェブサイト）
https://cepr.org/system/files/publication-files/167264-resilience_and_ingenuity_global_innovation_responses_to_covid_19.pdf

[284] Resilience in Face of the COVID-19 Crisis（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/about-ip/en/ip_innovation_economics/resilience-covid-19-crisis.html

かれており、ダイナミックで、世界中の国々の要求に対応しなければならない。この目標に向けて、WTO[285]、WHO[286]、WIPO[287]は、健康を改善するための世界的な取り組みを支援するために、20 年以上緊密に協力している。WTO、WHO、WIPO の役割は、国際連合広報センターによれば、以下のように記載されている。

WTO[288]
国家間のグローバルな貿易の規則を取り上げる唯一の国際機関である。

WHO[289]
グローバルな保健問題についてリーダーシップを発揮、健康に関する研究課題を作成、規範や基準を設定し、加盟国への技術的支援を行い、健康志向を監視、評価する。

WIPO[290]
知的所有権のサービス、政策、情報、協力のためのグローバルなフォーラムであり、その目的は、すべての人の利益となるイノベーションと想像力を可能とするバランスのとれた、効果的な国際知的所有権（IP）システムを発展させることである。

2012 年、WTO、WIPO、WHO は、健康、知的財産、および貿易の問題に関する国際協力を透明かつ全体的な方法で支援することを目的とした調査レポート（Promoting Access to Medical Technologies and Innovation）初版[291]を作成した。このレポートでは、実際の経験を共有し、幅広い政策手段を理解するためのプラットフォームを提供するため、3 つの機関のそれぞれの専門分野をまとめている。

2020 年の第 2 版[292]が作成されたが、これは、特に COVID-19 パンデミックへの対応における多面的な課題に世界が取り組んでいるときに、進行中の技術協力と政策議論をサポートし、情報を提供する手段として考えられている。

（Promoting Access to Medical Technologies and Innovation Second Edition の 22 ページより引用）

[285] Trilateral cooperation on public health, trade and intellectual property（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/who_wipo_wto_e.htm
[286] Trilateral cooperation on intellectual property and public health（WHO ウェブサイト）
https://www.who.int/teams/health-product-policy-and-standards/medicines-selection-ip-and-affordability/cooperation
[287] WHO, WIPO, WTO Trilateral Cooperation on Public Health, IP and Trade（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/policy/en/global_health/trilateral_cooperation.html
[288] 世界貿易機関（World Trade Organization (WTO)）（国際連合広報センターウェブサイト）
https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/wto/
[289] 世界保健機関（World Health Organization (WHO)）（国際連合広報センターウェブサイト）
https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/who/
[290] 世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization (WIPO)）（国際連合広報センターウェブサイト）
https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/wipo/
[291] Promoting Access to Medical Technologies and Innovation（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/pamtiwhowipowtoweb13_e.pdf
[292] Promoting Access to Medical Technologies and Innovation Second Edition（WHO-WIPO-WTO-trilateral ウェブサイト）
https://www.who-wipo-wto-trilateral.org/files/wipo_pub_628_2020__en.pdf

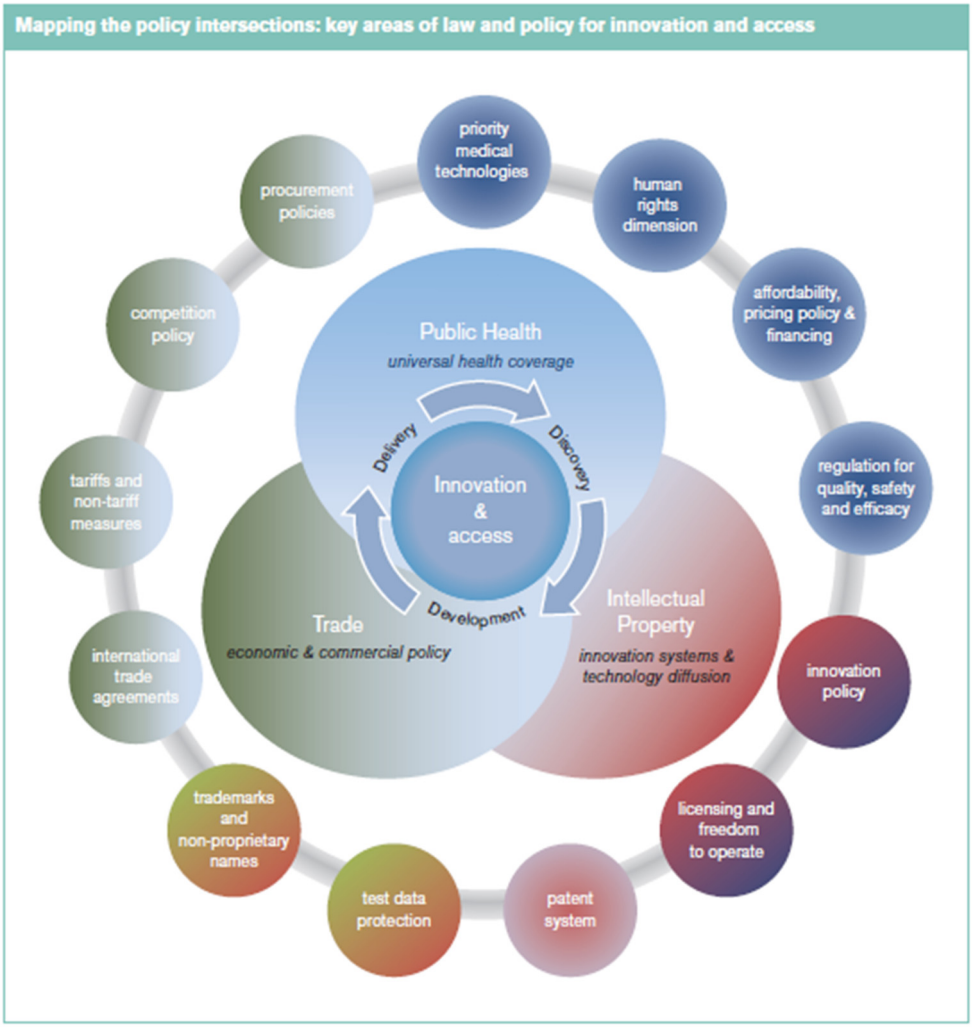

2021 年 6 月 15 日、WTO、WHO、WIPO の各事務局長は、パンデミックに関する情報の流れを拡大するための一連のワークショップを共同で開催するとともに、医療技術のニーズに関する加盟国政府への三機関による技術支援のための共同プラットフォームを実施することにより、パンデミックに立ち向かう加盟国への支援を強化することに合意し、2021 年 6 月 24 日に共同リリースを行った[293]。

2022 年 2 月 1 日、ジュネーブで開催された会議で、WTO、WHO、WIPO の各事務局長は共同プラットフォームの進捗を確認し、COVID-19 関連の医療技術と、世界中の人々の進化するニーズに引き続き対応できるようにするための組織の協力の将来の方向性を示した。また、COVID-19 医療技術に対する個々の国家のニーズに最善の対応ができるように、3 つの組織の専門知識を調整された方法で利用できるようにするワンストップショップを提供する、技術支援プラットフォームの

[293] WHO、WTO、WIPO の共同リリース：WHO、WIPO、WTO の各事務局長は、COVID-19 のパンデミックに対処するため、世界中の医療技術へのアクセスを支援するための協力を強化することに合意しました（WIPO ウェブサイト）https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0027.html

立ち上げが間近に迫っていることを歓迎した[294]。

2022 年 4 月 11 日、WTO[295]、WHO[296]、WIPO[297]は、既存の三極協力の枠組みの中で COVID-19 技術支援プラットフォーム（Trilateral COVID-19 Technical Assistance Platform[298]）を立ち上げた。以下の 3 点を目的としている。

（1）公衆衛生、知的財産、および貿易問題のインターフェースに関する専門知識を利用できるワンストップショップの提供；

（2）COVID-19 ワクチン、医薬品、および関連技術のニーズに対処するメンバーのサポート；

（3）ワクチン、医薬品、および技術にアクセスするために利用可能なすべてのオプションを最大限に活用する際の、タイムリーで調整された技術支援の促進および提供

具体的に利用可能な技術的支援としては、以下のものがあげられている。

・政策オプションを特定すること、実施すること、国際的な法的枠組みの中で公衆衛生、知的財産、貿易に関連する国内の法的枠組みをレビューすること（TRIPS 協定と公衆衛生についてドーハ宣言で再確認・明確化された柔軟性を提供する TRIPS 協定の条項を最大限に活用することを含む）。

・パンデミックに対応するために必要とされる技術に関して、加盟国のアクセスをサポートすること。

・医薬品やその他の優先医療技術へのアクセスを活用するための地域的および準地域的アプローチをサポートすること。

・COVID-19 イニシアチブを通じて、イノベーション、アクセス、技術移転を促進することを含め、世界、地域、国レベルでの健康、知的財産、貿易に関連する情報の収集と利用可能性を強化すること。

2022 年 12 月 16 日、WTO[299]、WHO[300]、WIPO[301]による COVID-19 に関する合同テクニカルシン

---

[294] WHO, WIPO, WTO heads chart future cooperation on pandemic response (February 1, 2022)（WTO ウェブサイト）https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/igo_01feb22_e.htm

[295] WHO, WIPO, WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform (April 11, 2022)（WTO ウェブサイト）https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/igo_11apr22_e.htm

[296] WHO, WIPO, WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform (April 11, 2022)（WHO ウェブサイト）https://www.who.int/news/item/11-04-2022-who-wipo-wto-launch-trilateral-covid-19-technical-assistance-platform

[297] WHO, WIPO, WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform (April 11, 2022)（WIPO ウェブサイト）https://www.wipo.int/policy/en/news/global_health/2022/news_0003.html

[298] WHO-WIPO-WTO Trilateral COVID-19 Technical Assistance Platform ウェブサイト https://www.who-wipo-wto-trilateral.org

[299] WHO, WIPO, WTO call for innovation and cooperation to support timely access to pandemic products (December 16, 2022)（WTO ウェブサイト）https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/igo_16dec22_e.htm

[300] WHO, WIPO, WTO call for innovation and cooperation to support timely access to pandemic products (December 16, 2022)（WHO ウェブサイト）https://www.who.int/news/item/16-12-2022-who--wipo--wto-call-for-innovation-and-cooperation-to-support-timely-access-to-pandemic-products

[301] WHO, WIPO, WTO Call For Innovation And Cooperation To Support Timely Access To Pandemic Products (December 16, 2022)（WIPO ウェブサイト）https://www.wipo.int/policy/en/news/global_health/2022/news_0004.html

ポジウムが開催され、参加した WTO 事務局長、WHO 事務局長及び WIPO 事務局長は、COVID-19 パンデミックの最初の 3 年間に学んだ教訓を活用し、この健康危機から生じた協力を発展させ、拡大する必要性を指摘した。

本シンポジウムにおいて、「パンデミックの際に直面した主要な世界的課題」、「COVID-19 によって引き起こされた健康危機に対応し、回復する方法、および将来のパンデミックに対する回復力を構築する方法」等の 19 のパネルディスカッションが行われ、三機関幹部や関係団体・製薬企業等（例、South Centre, アフリカ疾病管理予防センター、ギリアド社、国際ジェネリック・バイオシミラー医薬品協会、国境なき医師団等）からの参加があった。

2023 年 9 月 12 日、WHO、WIPO、WTO の事務局長は、COVID-19 パンデミック発生後 3 回目となる会合で、3 組織間の協力の焦点を、COVID-19 パンデミックへの対応から、保健技術へのアクセスを向上させ、将来のパンデミックによりよく備えるために、知的所有権の貿易関連の側面に関する TRIPS 協定の柔軟性をより効果的かつ持続的に活用するための支援を強化・拡大することに移すことに合意した。

WHO の Dr. Tedros Adhanom Ghebreyesus 事務局長、WIPO の Daren Tang 事務局長、WTO の Dr. Ngozi Okonjo-Iweala 事務局長は、イノベーションを促進する知的財産の重要な役割を認識する一方で、保健技術へのタイムリーかつ公平なアクセスを確保するために利用可能な幅広い選択肢を国内レベルで完全に実施するために加盟国が直面している課題を認識した。これには、2022 年 6 月の WTO 第 12 回閣僚会議で採択された TRIPS COVID-19 ワクチン決定や、TRIPS 協定の下で一般的に利用可能な柔軟性が含まれる。また、保健、貿易、知的財産の問題を扱う代表団を対象とした合同技術セミナーなどを通じて、加盟国に合わせた支援や情報を提供する活動を強化することで、三組織間協力がこれらの課題に取り組むべきとの意見で一致した。

三組織間協力のこの広範な焦点を反映し、加盟国の発展するニーズに対応するため、事務局長らは、WHO-WIPO-WTO COVID-19 技術支援プラットフォームの利用を COVID-19 以外にも拡大することに合意した。事務局長らは、公衆衛生、貿易、知的財産の交差点にあるあらゆる問題について、加盟国が支援を求めることができるよう、同プラットフォームを適応させることで合意した。また、このプラットフォームは、関連する技術支援活動や資料に関する情報を広めるための積極的なコミュニケーションツールおよびリソースツールとして開発される[302]。

[302] WHO, WIPO, WTO renew commitment to support integrated solutions to global health challenges （WTO News, September 13, 2023)
https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/igo_13sep23_e.htm

第２章　Medicines Patent Pool（MPP）に関する製薬業界の考え・取り組みについて

日本製薬工業協会
藤井　光夫

第１節　はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019 年末に中国で報告されてから、瞬く間に世界的な流行（パンデミック）となった。その後、国内では 2023 年 5 月に感染症法上の分類が「2 類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5 類」に引き下げられ、COVID-19 前の日常生活が戻ってきている。

しかしながら、COVID-19 がなくなったわけではなく、今後も季節セインフルエンザウイルスのように変異を繰り返しながら一定の感染者が発生することが予想される。

この様な状況下、3 種類の COVID-19 治療のための抗ウイルス薬が Medicines Patent Pool （MPP）を利用し低中所得国での上市又は上市に向けた準備がされている。

MPP に関する製薬業界の考え・取り組みを紹介し、MPP が次回パンデミックにどの様に対応できるか私見を述べる。

第２節　Medicines Patent Pool （MPP）とは

１．概要

MPP は UNITAID が 2010 年に設立した国連が支援する機関で、低中所得国における医薬品アクセス向上と医薬品の開発促進に取り組んでいる。そのために、政府、国際機関、業界、患者団体、その他の利害関係者と提携し、低中所得国のためのジェネリック医薬品の製造と新しい製剤の開発を促進するための特許権のプールを運営している。

典型的には、先進国の新薬メーカーが MPP の要請に応じてライセンスを許諾し、インド等のジェネリックメーカーが MPP からサブライセンスを得て、アフリカ等の低中所得国向けの安価な医薬品を製造し、輸出するという仕組みである。新薬メーカーにとって、低中所得国では販売網を有さず事業を自社で行うのは難しい場合も多く、その部分をジェネリックメーカーに委ねることで、新薬メーカーの主な事業に対して大きな影響がないようにすることができる。これは、製品、国や地域等の諸事情を考慮した契約が可能なためである。MPP は、HIV から始まり、その後、それ以外の感染症等に拡大し、COVID-19 も MPP の対象となった。日本を含めた新薬メーカー8 社の特許が MPP に登録されている。

なお、MPP は人道的な低中所得国支援・協力が目的であり、また新薬メーカーが特許権者、ジェネリックメーカーが特許の利用者と立場が完全に分かれている。これに対して、情報通信分野のパテントプールは、ビジネスの効率化が目的である。また、標準必須特許に係るパテントプールでは、各参加者が特許権者と特許の使用者の立場を兼ねるものである。このように、パテントプールとは言え両者の間には大きな相違点がある。

２．契約状況

現在、治療薬関連特許権者として abbvie、BMS、GILEAD、MSD、NOVARTIS、Pfizer、塩野義、viiv（塩野義特許も含まれる）、Johns Hopkins University がある。

治療薬としては、HIV17 件、結核 2 件、ウイルス性肝炎 3 件、COVID-19 3 件、ガン 1 件が MPP を通じて契約されている。それ以外にも COVID-19 関連技術、持続性技術等がある。大塚は耐性菌の抗結核薬に関し MPP と MoU を結んでいる。

MPP のサイトではライセンス契約とサブライセンス契約雛型が公開されている）。

３．MPPに対する産業界のスタンス

（１）MPPのジェネリックメーカー選びの運用

MPP がサブライセンス契約を結ぶジェネリックメーカーを選定する過程で、新薬メーカーの関与するステップとして以下のものがある。

・MPP と新薬メーカーのライセンス契約
・MPP とジェネリックメーカーのサブライセンス契約雛形作成
・新薬メーカーの要請・意見に基づくサブライセンシー候補となるジェネリックメーカーの評価基準
・選ばれたサブライセンシー候補であるジェネリックメーカーに関する新薬メーカーへの説明

最初の 3 ステップを経たのち、サブライセンスを希望するジェネリックメーカーをつのり、その中から評価基準を満たすジェネリックメーカーをサブライセンシー候補として選定し、それを新薬メーカーに説明を行う。その後に、新薬メーカーの希望を考慮しサブライセンスするジェネリックメーカーを最終的に決めている。

このように新薬メーカーとジェネリックメーカーが必ずしも直接交渉するわけではないが、新薬メーカーの意向が反映され、自主的なライセンス・コラボレーションをサポートする運用がなされているため新薬メーカーにとって比較的安心して使用できる仕組みと考えられる。

（２）MPPに対する産業界のスタンス

上記の様に、MPP は新薬メーカー側の意向を考慮し信頼関係が築ける相手との自主的なライセンス・コラボレーションに寄与する運用をしているため、産業界はその運用を前提として MPP を支持している。

例えば、国際製薬団体連合会（IFPMA）は多数のステートメントで、新薬メーカーが MPP を活用していることを紹介している。以下は、COVID-19 抗ウイルス薬に関する日本の新薬メーカーである塩野義と MPP との契約）を紹介している IFPMA のステートメントの抜粋である。

Is an extension of the TRIPS waiver needed for COVID-19 tools?
13 OCTOBER 2022
抜粋
Last week, we saw yet another powerful example of the spirit of collaboration and partnership that has supported the global response against the COVID-19 pandemic. The Medicines Patent Pool （MPP） signed another voluntary license agreement with Japanese pharmaceutical company, Shionogi, to enable generic companies to produce its COVID-19 antiviral treatment pill candidate, provided it gets regulatory approval.

上述の様に、MPP と塩野義の契約はコラボレーション及びパートナーシップの好例であることが紹介されている。

４．MPPに関する製薬協アンケート結果

（1）MPPの認知度

上述の様に、IFPMA は自主的なコラボレーションに寄与する運用をすることを前提として MPP を支持しているが、日本の新薬メーカーが MPP についてどの様に考えているかアンケート調査を行った。製薬協知財委員会加盟会社 37 社にアンケート依頼した結果、11 社回答が得られた。

以下、質問順に沿って主たる回答の概要を紹介する。

まずは MPP の認知度について以下の様な回答が得られた。

・名前を聞いたことがある程度：1 社
・MPP の Web サイトを閲覧したことがある：4 社
・MPP 説明会に参加又は MPP スタッフと話をしたことがある：5 社
・MPP を利用したことがある：1 社

回答した会社はすべて大手であり、広く海外展開を行っている会社が MPP について関心があることがうかがえる。

（2）MPPの活用について

MPP の活用について、「新薬メーカーにとって、製品を自社のみで製造するのではなく、MPP の活用を含め、他社への委託製造を検討するのは、どのような場合が想定されるか？」との質問には主に以下の様な回答が得られた。

・特に薬価が安い国、市場が小さすぎる国において、自社製造では原価が高過ぎて事業にならないような場合。
・感染症など、突如全世界的に医薬品供給が必要になった時、個社ではとても賄いきれない場合。
・当該国・地域のマーケットにおいて強いポジションを有する企業が存在する場合。

多いのは、価格及び市場規模により、利益が得るのが難しい場合である。また、COVID-19 の様なパンデミックの場合で、1 社では十分な量を生産できない場合なども MPP を利用する理由になり得る。

続いて、「新薬メーカーにとって、MPP を活用するメリット及びデメリットとして、どのような点が想定されるか？」との質問のメリットについては、主に以下の様な回答が得られた。

・自社で販売網を有さない国・地域に革新的な医薬品を提供することが可能。
・手間・コストをかけることなくライセンスできる。
・ライセンス先の企業を選定する際、MPP が持つ情報・知見・基準を活用できる。
・MPP の広報機能により、活動をより広く広報できる。

自社で販売網を持っていないような場合、新たに自社で販売網を構築するよりは、低中所得国で販売網を有しているジェネリックメーカーに委ねることで、利益は期待できないが新たな投資と手間をかける必要もなく、新薬メーカーの事業に対して大きな影響を与えずに低中所得国に自

社開発の医薬品を提供できることがメリットと考えられる。また、このような低中所得国支援の活動を自社の広報活動としても利用できることもメリットと考えられる。
一方でデメリットとして以下の様なことが挙げられた。

・ライセンシーの製造の品質、流通及びコンプライアンス順守状況（契約の順守、法令の遵守、情報漏洩対策等）をライセンサーがコントロールできない。
・各ライセンシーの能力・特性に応じた細やかな契約条件設定が困難であることが想定される。
・契約内容が公開される。

やはり、一番の懸念事項として品質等についてライセンシーをコントロールできないことが挙げられている。また、MPP との契約及びサブライセンス契約の雛型が公開されているが、サブライセンス契約は基本的に同じで柔軟性が乏しいことも懸念点として挙げられている。
なお、ジェネリックメーカーが品質を担保された製品を供給できる能力を有するかどうかは選定過程で確認可能であり、また契約においてもジェネリックメーカーの製品の品質維持義務に関する条項がある。また、MPP が品質面を含めてジェネリックメーカーを監督する責任が定められているため、品質の問題が生じるリスクを最小限にできると考えられる。
次は「ジェネリックメーカーにとって、MPP を活用するメリット及びデメリットとして、どのような点が想定されるか？」であるが、回答会社は新薬メーカーなので予測での回答となるが、メリットとして以下の様な回答があった。

・数多くの経験を有する MPP を通じて新薬メーカーと契約交渉を行った方が、自社で新薬メーカーと直接交渉を行うよりも有利な条件で交渉が成立する可能性を高められるのではないか。
・新薬メーカーとの係争や交渉の時間が削減でき、早期にマーケット参入が可能となる。
・ロイヤリティーが低額におさえられる。

ジェネリックメーカーにとって契約・事業展開でのメリットが予想される。
また、デメリットとして以下の様な回答があった。

・低中所得国向けの供給となり販売額も低額になることが一般的であり、利益をあげるためには大量に製造販売することを要すると思われる。
・技術移転を要する場合には、直接ライセンス契約よりも困難になる可能性がある。
・ジェネリックメーカーが個別に MPP と協議して契約書の内容を変更することができない。

ビジネスの性質上、薄利となるため多売がビジネスとして成立するための条件となることが想定される。MPP を介することにより契約の柔軟性がなくなる可能性についての指摘もある。

（3）MPPの対象について

MPP の対象について、「現在、MPP の対象にはワクチンは含まれていないところ、この点をどのように考えるか？」との質問には主に以下の様な回答が得られた。

・生物製剤は低分子と比較して製造に困難が伴い、特許を包括的に許諾してもワクチン製造はで

きないと思われる。MPP にワクチンが含まれていないのは妥当だと感じる。
・ワクチンに関する活動を得意とする他の国際機関等が複数あるため、MPP は必ずしもワクチンに力を入れる必要はないと思われる。
・新薬メーカーのアライアンスが機能しており必要性が高いとは言えないが、対象とすることに違和感はない。

ワクチン、特に mRNA ワクチンは製造するのが難しいので、対象とする必要が無いか、仮に対象としたとしてもあまり活用されないだろうとの回答になっている。
続いて対象国については「MPP の対象国は制限されており、不十分であるとの意見も聞かれるが、その点についてどのように考えるか？」との質問には主に以下の様な回答が得られた。

・自社の販売網で対応出来る場合、対象国は最小限に留めるべきと考えるが、当該企業の販売網で医薬品を供給することが困難な地域が広範に存在する場合には、手段の一つとして MPP が考えられる。
・無闇に対象を広げることは、特許制度自体の脆弱化やイノベーション阻害に繋がりかねない。
・MPP を介さなくても直接供給することができる場合は、Tiered Price などの対応をとることも一つの方策。

基本的に自社で販売網を有しているような特に中所得国について迄 MPP の対象とする必要性は無く、他の代替手段でも対応可能との回答であった。

（4）MPPの役割について
最後に MPP の役割について 2 件の質問を行った。一件目は「MPP はパンデミック時にどのような役割を果たすことができると考えるか？」の問いについては、主に以下の様な回答が得られた。

・製薬企業が、グローバルな製造・流通機能を持たない場合など、各国へ直接供給ができない場合に、迅速かつ広範な医薬品アクセス向上を目的に流通チャネルを増やす一定の役割を果たすことができる可能性はある。
・先発メーカーの規模によらない迅速な対応に貢献するものと考える。
・MPP はパンデミック時には機能しないと思う。特許ライセンスを与えても、すぐに医薬品を供給できるわけではない。

パンデミック時に一定の役割を果たすことが期待できるとの回答がある一方で、パンデミック等の緊急事態には十分な対応ができないとの回答もあった。
以下最後の質問である「パンデミック時と平時とで、MPP が果たすことができる役割は変わると考えるか？」に対する主たる回答である。

・平時からの製造・供給を通してジェネリックメーカーの製造能力を高めておくことや低中所得国への供給網を確保しておくことが考えられる。
・速やかに必要とされる医薬品を必要とする患者さんに届けるという観点では、MPP が果たす役割そのものに大きな違いは無いと考える。

・MPP は平時の対応しかできないのではないか。

平時にはパンデミックに備えた準備をしておくことがある一方で、先の質問に対する回答と同様、パンデミックに対する対応に疑問を有する回答も見られた。

（5）MPPを利用したことのある会社の回答について

上記の質問とは別に MPP を利用したことのある会社についてもアンケート調査を行った。詳細は省略するが MPP を好意的に評価する内容であった。

5．パンデミック時のMPPの対応状況

アンケートの回答で MPP のパンデミック時の対応を疑問視する回答があったので、まだ例数が少ないものの MPP のサイトに掲載されている情報から、COVID-19 抗ウイルス薬について MPP との契約から上市までどの程度の期間を要したか調査した。その結果が以下である。

COVID-19 パンデミック対応時の例

一般名	新薬メーカー	契約月	上市月	期間
Molnupiravir	メルク（MSD）	2021/10	2022/3	5 か月
Nirmatrelvir	ファイザー	2021/11	2023/6	1 年 7 カ月
Ensitrelvir fumaric acid	塩野義	2022/10	未	

例はまだ少ないものの、比較的早期に上市されている。特に molnupiravir は 5 か月と短いが、米国メルク社は MPP と契約する約半年前にインドの大手ジェネリックメーカー5 社と非独占的なライセンス契約を結んだ実績があり ）、また比較的合成しやすい構造を有していることなどがその理由と考えられる。

また、新薬メーカーによる承認と MPP 経由による上市でどの程度タイムラグがあるかも確認した。なお、全て緊急承認であり即日提供可能な状況になってるようなので、承認日による調査で代用した。molnupiravir は 2021 年 11 月 4 日に英国で世界で初めて緊急承認されたが ）、その 4 か月後に MPP 経由で上市された。一方、nirmatrelvir については 2021 年 12 月 22 日に米国で緊急承認されたが ）、1 年半後に MPP 経由で上市され、molnupiravir に比べ 1 年以上長くなっている。Ensitrelvir fumaric acid については、2022 年 11 月 22 日に日本で緊急承認 ）されたが MPP 経由での上市はまだである。

6．終わりに

以上、MPP に関する製薬業界の考え・取り組みについて紹介した。COVID-19 対応での新薬メーカーと MPP の取り組みを考えれば、限定的かもしれないが次期パンデミック時に MPP は選択肢になり得ると考えられる。その一方で次期パンデミック時には、R&D の早い段階から MPP と連携する等、上市までの期間をさらに短縮するような取り組みも必要と考えられる。

第３章　バイオ医薬・ワクチン『特許の藪』―研究開発と後続品の参入に関する議論の動向―

政策研究大学院大学名誉教授
山根　裕子

１．はじめに
２．技術革新のインセンティブ探求と「特許の藪」
３．バイオ医薬特許の「藪」と反トラスト法
４．mRNA ワクチン特許の「藪」

第１節　はじめに

2019 年から 2020 年にかけて、第 116－117 回米国連邦議会の複数委員会では、医療費の高騰をめぐる議論が続いた。医療費にはサービスや医療機器等も含まれるが、なかでも遺伝子工学を用いた抗がん剤や免疫抑制剤[303]等、処方箋薬剤の高価格に注目が集まった[304]。そこでは特許・商標庁　（USPTO）及び食品医薬品局（FDA）により付与される排他権の濫用による後続品の参入阻止が競争を制限し、高価格を維持しているとの見解が表明され、「特許の藪（patent thicket）」、「エバグリーニング」、「逆支払い」や「プロダクト・ホッピング」など、市民にとっては聞きなれない言葉も登場するに至った[305]。

米国において薬価規制は存在しない。低分子医薬に関しては 1984 年の「薬価競争及び特許期間回復」法（通称 Hatch-Waxman 法）[306]にもとづく後発医薬の早期参入による価格低下が図られてきた。同法パラグラフ　IV 下で簡略化製造承認を FDA に申請し、先発医薬品メーカーが提訴する特許侵害訴訟に成功した後発医薬品メーカー1 社のみに 180 日間の排他権という絶大なインセンティブが与えられ、この期間後、複数企業の参入が起こることで価格が急下降する。バイオ医薬品の後続品早期参入については 2009 年に採択された生物製剤価格競争・イノベーション法（Biologics Price Competition and Innovation Act, BPCIA）のもとで、生物製剤承認簡略申請（abbreviated Biologic License Application, aBLA）を FDA が審査・承認する[307]。

知的財産（知財）権保護に関する様々な議論と運動が繰り広げられるなか、抗体医薬ヒュミラ®の「特許の藪」及び「逆支払い」について、最近、反トラスト法にもとづく提訴がなされた。2022 年 8 月 1 日、米国第 7 巡回区控訴裁判所は、原告が主張するような反トラスト法違反を裏付ける認識可能な証拠を提供していないとの判決を下した[308]。その後も、「藪」を成す特許の評価方

---

[303] 免疫反応における細胞の働きや増殖を抑える医薬。

[304] 米国における医療費及びその内容の推移について最近のデータは IQVIA, The Global Use of Medicines 2023:Outlook to 2027　https://www.iqvia.com/insights/the-iqvia-institute/reports-and-publications/reports/the-global-use-of-medicines-2023

[305] 例えば 2019 年 5 月 7 日上院司法委員会での M A Carrier 教授の宣言。

[306] Hatch-Waxman 法は、FDC 法に§505(j) (21 USC 355(j)) 及び§505(b)(2) （21 USC355(b)(2)）を追加した。FDA は医薬品の安全性及び効能について審査し、一定期間、承認申請データに依拠して後続医薬の承認をしない。営業秘密として保護されていたこのようなデータは、薬事当局にもとづく保護を受けるようになった。

[307] BPCIA は、患者保護及び医療費負担適正化(オバマケア）法（Pub. L. 111-148)の一部として制定された。米国において生物製剤の新薬承認には、安全性、純度及び効能を証明する臨床・非臨床試験等の提出が求められる(21 CFR Part 601.2)。バイオシミラーは、承認されている先発バイオ医薬に高度に類似し、安全性、純度、効力に関して臨床的に有意な差異がないものとされる（42 U.S.C. §262(i)(2). BPCIA は、aBLA 申請者と、先発バイオ医薬品スポンサー（参照品提供者(reference product sponsor, RPS）)との間に生じる得る特許紛争を早期に解決するための手続きを規定する(21 U.S.C. §§ 301-392)。aBLA 手続きについては本稿３（１)。

[308] Mayor and City Council of Baltimore, *et al.* v Abbvie Inc.*et al.,* 42 F.4th 709 (7th Cir. 2022).

法やその行使が競争に及ぼす影響について議論が続いている。

本稿は、情報通信産業に関して出現した「特許の藪」概念に端を発し、様々な産業分野における研究開発、製品製造及び流通に及んで発展してきた議論の動向を、とくにバイオ医薬・ワクチン分野に焦点を合わせて検討する。

第２節　技術革新インセンティブと「特許の藪」

１．議論の背景

「特許の藪」とは、一つの製品について複数の当事者が重複した特許権を有しており、潜在的な製造者が侵害することなく製品を市場化するには各特許権者とライセンス交渉を行わなければならず、ホールド・アップのリスクを伴う状況をいう。この概念は、技術革新のインセンティブに関する議論に端を発する。1960 年代から 2000 年初頭にかけて、欧米の経済学者の間では、技術革新インセンティブと特許の役割に関する実証研究が活発であった。

当時は、情報通信分野での「特許の藪」が主たる問題とされ[309]、以来、この分野においては、標準化の下での FRAND 宣言[310]にもとづくライセンスにより複数の権利者が多数特許を使用することで製品製造を可能にする解決方法が目指されている。ソフトウェア分野ではオープン・ライセンスによる技術革新システムも成功しつつあり、多様な技術革新インセンティブの分析とその組合わせ方法等、いわゆるオープン＆クローズ戦略のメリットも探求された[311]。

1980 年、バイドール法[312] が採択され、連邦政府の資金で研究開発された発明であっても、支援を受けた大学や企業による特許権の取得が可能となった。同法の制定目的と方針は、米国連邦政府が支援する研究開発から生じる発明の利用を促進するため特許制度を利用すること、こうした研究開発への中小企業の最大限の参加を奨励すること、営利企業と大学を含む非営利組織との間の協力を促進することであり、広い範囲で研究開発活動に影響を及ぼすようになった。

特許数の急増と共に侵害訴訟数も増加するのか、その原因や技術革新・普及への影響はどのようなものか。累積的イノベーションは経済成長に重要であるとの想定のもとで、こうした問題についても実証研究があった。Lanjouw & Schankerman[313]は、急速な技術革新と累積的なイノベーションを特徴とする産業においては資本集約的な企業間の「特許ポートフォリオ競争」が促進される傾向があるとした。ただし、産業分野別のより詳細な実証も、後日、現れた。例えば Galasso & Schankerman[314]は、特許の無効判決が当該特許に関連する研究分野に及ぼす影響を、後の被引用数によって測定し、技術革新効果はそれぞれの交渉環境に依存するとした。当研究は、CAFC（連邦巡回区控訴裁判所）[315] の設立が裁判結果を不確実にし、特許紛争の期間と和解の選択にも影響を

---

[309] C Shapiro, 'Navigating the Patent Thicket: Cross Licenses, Patent Pools, and Standard Setting', in A B Jaffe *et al.*（ed.）*Innovation Policy and the Economy,* Vol.1, MIT Press（2001）pp. 119-150.

[310] Fair, Reasonable and Non–Discriminatory terms and conditions（FRAND 条件）で使用許諾する旨の宣言。

[311] J Lerner&J Tirole, The Economics of Technology Sharing : Open Source and Beyond, *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 19, no. 2, spring 2005, 99-120.

[312] Pub. L. 96–517, §6(a), Dec. 12, 1980; 35 U.S.C. §§ 200-212(1994).

[313] J O Lanjouw　& M Schankerman (2001) 'Characteristics of Patent Litigation: A Window on Competition', *RAND Journal of Economics*, Vol. 32, No. 1, pp. 129―151.

[314] A　Galasso & M Schankerman (2015) 'Patents and cumulative innovation: Causal evidence from the courts,' *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 130, No. 1, pp. 317―369.

[315] CAFC は、関税や知的財産権に関する訴訟や USPTO 審判における審決に対する訴え等を専管する特別控訴裁判所として 1982 年設立された。

及ぼすことから、ライセンスによる技術普及のスピードにも影響を与えているとした。 その上で、特許権は、コンピュータ、電子・医療機器分野では下流のイノベーションを阻害するのに対し、医薬品、化学、機械技術では阻害しないとする。

Jaffe & Lerner[316]は、当時の新たな法環境において、細分化されたあらゆる種類の製品について特許の確保が容易になり、些細な発明であっても、標準設定機関の操作や特許訴訟キャンペーン等により一企業が競合他社の商業活動を左右できるようになった例などを多数挙げ、それが訴訟と不確実性を導いているとした。これを踏まえ、特許の有効性を確認し、USPTO の判断についてバランスよく対処する複数レベルの審査制度が必要であるとする。

バイオ技術や遺伝子工学に関しては、当時、米国において重要なイノベーションが実現されつつあり、バイオ産業の発展に大きく寄与することになった。バクテリアを利用した遺伝子組換工学発明に関し、コーエン・ボイヤー特許（1973 年）[317]は低価格で広くライセンスされ、ミルスタインらの細胞融合によるモノクローナル抗体製造技術（1975 年）は特許出願されていなかった。1980 年には、Diamond v Chakrabarty 最高裁判決[318]が、（特許法 101 条にいう自然法則、物理的現象及び抽象的なアイデアを除き）生物体も特許適格性を有し得るとした。ライフサイエンス研究成果や遺伝子工学による発明が特許を取得するようになり、特許適格性の範囲、進歩性や実施可能要件について判断基準が複雑化し、現在も議論が続いている[319]。

通信技術分野における「特許の藪」が議論されていた頃は、抗体医薬が治療的にも、商業的にも成功を収め始めたばかりであり[320]、バイオ医薬分野における特許取得や訴訟数に関する実証研究は多くなかった[321]。

1990 年、「ヒトゲノム計画」が始まり、国際的な協力によるヒトゲノム解読が進められて、2003 年、解読完了が宣言される。DNA 塩基配列の解読の高速化・低コスト化も進んだ。1998 年に至ると、この分野でも、Heller & Eisenberg[322]が、ひとつの技術に関連して多数特許が存在し、侵害を回避し難くするため、当該技術が使えないという「反共有地の悲劇」（tragedy of anti-commons）が生じ、医薬・医療分野のイノベーションを遅らせると論じて注目を集め、日本においても関心を呼んだ。

サイエンスと技術革新との関係に関しては R R Nelson（1956）や K J Arrow（1962）等が考察してきており、「市場の失敗」理由から、基礎研究分野における政府支援を奨励していた。しかしバイドール法の制定以降は観点を多少変え、国立衛生研究所（National Institute of Health, NIH）等による関連分野の大学での研究に対する支援の拡大に伴う連邦政府資金の補助を受けた基礎研究

---

316 A B Jaffe & J Lerner, *Innovation and Its Discontents: How Our Broken Patent System is Endangering Innovation and Progress, and What to Do About It*, Princeton University Press, 2004, 236p.

317 二本鎖 DNA の特定の塩基配列を認識して結合し切断する制限酵素とプラスミドを用いた遺伝子組換の方法。S N Cohen, A C Chang, H W Boyer, R B Helling, Construction of Biologically Functional Bacterial Plasmids in Vitro, *Proc. Nat. Acad. Sci.*, November 1973, Vol. 70, No. 11, 3240-3244.

318 447 U.S. 303 (1980).

319 実施可能要件について米国最高裁は Amgen v Sanofi, 143 S. Ct. 1243 (May 27, 2023) において同国特許法第 112 条(a)にいう要件を満たしていないとして Amgen の抗 PCSK9 抗体特許 8,829,165 及び 8,859,741 を無効とした CAFC 判決を支持している。

320 ヒト上皮成長因子受容体 2 型（HER2）と呼ばれる細胞表面の受容体を認識するヒト化モノクローナル抗体トラスツズマブ（ハーセプチン®）が乳癌の治療薬として FDA により 1998 年承認された。この受容体は、他の３つの受容体とファミリーを形成し、上皮成長因子受容体（EGFR）を含むスーパー・ファミリーに属する。

321 2013 年になって S Woolman *et al*., Evidence of Patent Thickets in Complex Biopharmaceutical Technologies, *Intell. Prop. L. Rev*. Vol.53, 1, 2 が米国のトップ 200 医薬開発に関し下流企業が 4 件以上のライセンスを必要とした場合を問題とする研究をした。

322 M A Heller & R Eisenberg, Can Patents Deter Innovation? The Anticommons in Biomedical Research, 280 *Science*, 698 (1998).

については、数多くの研究者により共有されるべきとしている。

米国では、多くの分析が、J A Schumpeter （1942）[323]に批判的な Arrow の見解を受け入れ、「競争」がイノベーションを促進し、価格の問題を解決すると想定している。これに対し、P Aghion 等はイノベーションによる起業家資本が経済パフォーマンスや生産性を引上げると考えた Schumpeter の考えを取り入れ、初期の創造とその後の参入障壁の存否や資本の蓄積その他の行為により経済成長あるいは停滞を左右するとして複数要件を想定する。Aghion *et al.*[324]は、イノベーションと経済成長に関する逆 U 字型カーブをモデル化した。

この時代、米国では、反トラスト法の実施についても画期的な議論があった。「経済システムは、司法の誤りより独占を正す」として司法裁判所による経済分析不在の判断を批判したのは、F Easterbrook（1984）[325]であった。シカゴ学派とよばれたこの学派[326]とは異なる見解を展開させる H Hovenkamp、 P Areeda や M Lemley は、反トラスト法適用における知的財産権（知財権）や政府規制との関連などについて詳細な分析を進めていた。上記「プロダクト・ホッピング」の概念は、Hovenkamp のものといわれる[327]。Hovenkamp は 1985 年以来シカゴ学派の批判を重ねていた[328]。当学派は経済学的分析を奨励するのみで実際にはそれをしていない、また裁判所は過度の介入をすべきでないとして違法性の立証水準を高めてしまったとしている。

第３節　バイオ医薬「特許の藪」と反トラスト法

１．遺伝子工学関連の創薬過程、承認申請と特許

バイオ医薬やワクチンの確実かつ安全な効能の確保や純度の高い製品製造のためには、複雑な技術及び施設と多大な費用を必要とする。リスク要素も多く、リバース・エンジニアリングにもとづくバイオシミラー生産においても同様であり、aBLA 申請者の多くはバイオ技術水準の高い大規模企業である。企業の投資及び知財戦略にもよるが、サイエンスや競合製品との関係も複雑であり、医薬有効成分の種別、機能、投与方法のほか製造方法等による多種の特許出願がなされ、関連特許の数は低分子医薬より比較的多くなる傾向があり、その構造も複雑である。

バイオ医薬品の高次構造や糖鎖修飾まで先行品と完全に同一にすることは不可能であり、後続のバイオシミラーは、承認されている先発バイオ医薬に高度に類似し、安全性、純度、効力に関して臨床的に有意な差異がないものとされる。BPCIA のもとで新規バイオ医薬には 12 年の規制排

---

[323] J A　Schumpeter. *Capitalism, Socialism and Democracy,* 3td ed.1942 は資本主義の本質が「創造的破壊」の過程にあり、産業組織内部から新たな創造が起こり古いものを変えていくことにあるとした。一般的に、経済学者は、競争が企業に価格と密接に関連する製品の改善を促すとは認めても、競争自体がイノベーションを促進するとは言っていない。Arrow は、主として以下の理由から独占より競争がイノベーションを促進するとした。独占企業が技術革新する際は、技術革新を行わずに独占的利潤を得続ける機会を放棄し、競争企業にはないコストを負担する。したがって独占企業にとって技術革新による利益の増分は、競争環境にある企業による技術革新後に得る利益より少なくなる可能性がある（Arrow, 'Economic Welfare and the Allocation of Resources for Invention', in Nelson (ed.), *The Rate and Direction of Economic Activities: Economic and Social Factors*（1962））.

[324] 'Competition ＆ Innovation: An Inverted-U Relationship' (2005),*The Quarterly Journal of Economics*, 120(2), pp. 701-728.

[325] F H Easterbook, The Limits of Antitrust, 63 *TEX. L. REV*. 1, 15-16 (1984) ('The economic system corrects monopoly more readily than it corrects judicial errors').

[326] Easterbrook のほか、R H Bork や R Posner 判事などが含まれる。

[327] Hovenkamp *et al*., *IP and Antitrust: an Analysis of Antitrust Principles applied to Intellectual Property Law* §12.5 ,15.3c 1 (2002). 「プロダクト・ホッピング」の事例については拙著『歴史のなかの EU 法』（有信堂高文社 2023 年） p.247.

[328] H Hovenkamp, 'Antitrust Policy After Chicago', 84 *Mich. L. Rev*. 213 (1985); 'The Looming Crisis in Antitrust Economics'(2021), https://scholarship.law.upenn.edu/faculty_scholarship/2151

他権[329]が与えられ、後続品企業は先行バイオ医薬品が最初に承認されてから 4 年間は aBLA 申請ができない。

バイオシミラー参入を目指す企業は、BPCIA のもとで、aBLA 申請をし、参照品提供者（RPS[330]）にその意図を通知して、パテントダンスをおこなう。RPS は、aBLA 製品に関する情報を確認し、技術的な相互理解をした上で、当事者間で関連性の高い特許を選択し、不要な争いを避け、重要な点に絞った争いができるよう RPS と aBLA 申請者は訴訟前協議し、対象特許を特定した後、訴訟に臨むことがその主旨である。

第 1 段階訴訟は，侵害についての早期解決段階であり，aBLA 申請者は、申請書受理の通知から 20 日以内に、申請書の写しと当該バイオシミラーの製造方法等に関する情報（§262（1）（2）（A）情報）を RPS に提供する。RPS は、侵害が予測される自己の特許リストを提示する。訴訟後も解決が見られない場合、RPS は包括リストに含まれないかその他の関連特許について第 2 段階訴訟を提起することができる。aBLA 申請者は、FDA に承認されたバイオシミラーを上市する 180 日前までに、第段階の訴訟で争われなかった特許について RPS に通知し（§262（1）（8）（A）情報）、侵害訴訟に臨む。

BPCIA 下の訴訟過程で RPS の特許権侵害がないことが証明されれば、市場独占期間が満了する１年前から後続医薬の申請が可能である。FDA に承認されたバイオシミラーについて、aBLA 申請者は、RPS の意向に関わらずそれを市場化することができる。また aBLA 申請をしていても、バイオシミラー医薬品の上市後に通常の特許侵害訴訟で争うことも可能である[331]。

２．ヒュミラ®（アダリムマブ）

遺伝子工学にもとづくバイオ医薬やワクチンの研究開発にとって、治療原理やプロトタイプ物質等の探索へのサイエンスの貢献が非常に重要であり、分子生物学や遺伝子組換技術の進歩とともに、先行の発見や発明を踏まえた革新が試みられ、投資が重ねられている。

種々のタンパク質について分類学を展開させた M O Dayhoff[332]は、アミノ酸配列の類似度が 50%以上のタンパク質をファミリーとして定義し（特許のファミリー[333]とは無関係）、さらに、配列の類似度が 50%未満でも機能あるいは構造的に類似性が見られるなら、これらのタンパク質をスーパー・ファミリーとして分類した。一般的に、複数のファミリー及び上位概念である物質や機能等を形成するスーパー・ファミリーに関して多数の関連特許が存在することが多い。

ヒュミラ®（アダリムマブ）は、抗ヒト TNFα モノクローナル抗体製剤で、TNFα（腫瘍壊死因子

---

[329] 42 USC 262(k)(7). EU においてはバイオ医薬と低分子医薬とで認証規則は同様である。申請データの保護を排他権として導入したのは(1965 年の指令 65/65 を改正する)1986 年の指令 87/21 の 1 条であり、2001 年の改正指令 2001/83358 により 8+2+1 方式（新有効成分医薬品：10 年 うち 8 年 後発医薬品申請禁止(データ排他権)＋2 年）のデータ・市場排他権が導入され、指令 2004/27 の 10 条 1 項及び規則 726/2004(2004.3.31)の 14 条 11 項に引き継がれた。

[330] BPCIA は、aBLA 申請者と、先発バイオ医薬品スポンサー（参照品提供者(reference product sponsor, RPS）)との間に生じる得る特許紛争を早期に解決するための手続きを規定する(21 U.S.C. §§ 301-392)。

[331] aBLA 申請手続きに関する最初の最高裁判決 Amgen v Sandoz (582 U.S. Jan. 13, 2017)は、①連邦法において、aBLA 申請者が§262 ⑴⑵A 情報を提供しない場合に、それを差し止め命令によって強制することにより RPS を救済することは意図されていないこと、②§262 ⑴⑻A において「FDA の承認が得られた後に通知する」ことが意図されているとはいえないとし、aBLA 申請者は、FDA の承認が得られる前であっても §262 ⑴⑻A の通知を行うことができることを示し、同手続きを明確化した。

[332]‘The origin and evolution of protein superfamilies’, *Fed. Proc.*, Vol. 35, 1976, pp. 2132~2138. 以下にみる HER2 受容体や腫瘍壊死因子（TNF）等はタンパク質の観点からスーパー・ファミリーを形成する。

[333] 特許ファミリーについて、INPADOC は「少なくとも 1 つの優先権を直接または間接的に（例えば第三の文書を介して）共有する全ての文書から構成される」とし、WIPO は「共通の発明者による同一または類似の発明を保護するために、1 つまたは複数の国で出願された、相互に関連する一連の特許出願」とする。

（tumor necrosis factor）α） に選択的かつ特異的に結合し、特定の細胞を除去する。TNFα は、免疫系のサイトカイン（細胞間の情報を伝達する物質）の一種で TNF スーパー・ファミリー[334]に属し，生体を防御する上で大切ではあるが、過剰に放出されると特定細胞を破壊する。TNFα はマウスに移植した腫瘍に出血性壊死を起こさせる因子として 1975 年に発見されて以来、数多くの研究開発の対象であった。他の先端バイオ医薬と同様、サイエンスと密接な関係を保ちつつ、先行技術への対応を伴いながら研究開発が行われ、用途（適応症の種類を含む）を検証し、それを拡大するという研究開発の競争環境のもとで開発されてきた。用途の検証により治療対象が拡大することにも、用法、製剤技術 や生産方法の改善にも、それ自体には有益性がある。用量はプロトタイプ物質の性格に依拠するところが多く、大幅な変更はなされにくいのが特徴的である。

TNFα 抗体特許の中で最も広範かつ基本的な特許は 1985 年、ヒト TNFα を標的とした細胞障害活性を中和する機能特定のモノクローナル抗体であり、ジェネンテック社が取得し、先行特許となっている（US5795967，優先権主張日 1984 年 7 月 5 日）[335]。その直後、イエダが TNFα を標的として抗 TNFα 抗体を分子量と機能的特性によって定義し、特許を取得した（US6090923,優先権主張日 1984 年 12 月 20 日）が、医薬品として販売することはなかった[336]。1990 年代初頭には、バイエル社（US5654407，優先権主張日 1993 年 3 月 5 日）及びセントコア社（US7070775, Centocor，優先権主張日 1991 年 3 月 1 7 日）もヒト型抗 TNF α 抗体特許を取得し、アダリムマブ特許（US 6090382, 優先権主張日 1996 年 2 月 9 日）に先行する。アダリムマブ基本特許の出願は BASF Bioresearch Corp. によるもので、アボット社（のちアッヴィ社）による同社の買収時に当権も継承された（満了は 2016 年 12 月 31 日）。先行特許保有者であるバイエル及びセントコア社はアボット社に対して侵害訴訟を提起したが成功しなかった[337]。

抗 TNFα 抗体製剤は、各々臨床試験を経て、2000 年に至り、インフリキシマブ（キメラ IgG[338]、J&J）、エタネルセプト（Fc 融合タンパク質、アムジェン）、ヒュミラ（ヒト IgG、Abbvie）、シムジア（ヒト型抗 TNF α モノクローナル抗体の Fab'断片にポリエチレングリコール（PEG）を結合、UCB）、シンポニー（ヒト IgG、J&J）が、関節リウマチ等の免疫疾患治療薬として上市され、競争関係が生まれた。皮下注ヒュミラは FDA が 2002 年 12 月に，欧州医薬品庁（EMA）が 2003 年 9 月に関節リウマチの治療薬として承認する。その後、申請国にもよるが、適応症が効能追加され、米国では関節症性乾癬、強直性脊椎炎、クローン病等 9 種の適応症や高濃度製剤等の剤形追加が承認される。ヒュミラの米国基本特許は、保護期間延長及び小児適用延長 6 か月の延長を得て 2017 年 6 月 30 日に、最初の製造方法特許は 2027 年に満了する。

競合他社及び潜在的競争者であるバイオシミラー申請者との競争環境のもとで開発が続けられるなか、アッヴィ社は、用途（適応症を含む医薬の効能効果）、用法・用量、製剤[339]、生産方法

---

[334] TNF は、不要な細胞を排除するほか、感染防御・抗腫瘍作用を持つサイトカインの一種である。

[335] B B Aggarwal *et al*, Human tumor necrosis factor, production, purification, and characterization, *The Journal of Biological Chemistry* 260(4) (1985).

[336] UCB はイエダに、自己シムジア特許の非侵害宣言を求めた。

[337] Centocor Ortho Biotech v Abbott Lab, 636 F.3d 1341 (Fed. Cir. 2011) においては所定の性質を持つマウス抗体及びキメラ抗体の開示が同一の性質を持つヒト抗体に対するクレームをサポートできるか否かが争われ、セントコア'775 特許明細書請求項 2, 3, 14, 15 が記載要件が満たされず無効とされた。Bayer Healthcare v Abbott Labs et al. Civil Action No. 6:08cv507 においてバイエル社の特許請求の範囲は、TNFα を中和しない親和性の低い抗体のみをカバーするものと解釈された。

[338] 各括弧の左側の表記はタンパク質の種類。

[339] 有効成分に化学物質を加えて吸収や安定性等、使用目的に合わせた投与方法、剤形や製造工程。用法を含む場合もある。

等について 247 件の特許出願し、132 件の特許を取得した。うち多くの出願は 2014 年以降のもので、最後の米国特許は 2034 年に満了する。

2015 年、バイオシミラーの新規参入を目指して FDA への aBLA 申請がなされ、侵害可能性のある権利者の特許に関して訴訟前交渉（パテントダンス）が BPCIA 及び 35 U.S.C. 271（e）（2）（C）下で始まった。その後、アッヴィ社のアムジェンに対する訴訟[340]では、2017 年に和解が成立し、後者の米国での参入は 2023 年、欧州での参入は 2018 年後半と合意された。サムソンバイオエプシス、サンドー、フレセニウス社等、バイオシミラー参入を目指す 8 社との訴訟過程でも同様の和解が続いた。ベーリンガー社との和解は最も遅く、2018 年に始まった上市通知後の侵害訴訟[341]後、2019 年 5 月、同社が 2023 年 7 月 1 日米国市場参入する条件等で和解が成立した[342]。この間、USPTO の特許審判委員会（PTAB）においてヒュミラ関連特許の有効性に関して、13 件の当事者間レビュー[343]が提起された。再審査された５件の特許のうち、３件が無効とされ、２件はアッヴィ社が取り下げたがその他について当事者系レビューは不要とされた。

３．反トラスト法上の判断

ヒュミラは 2023 年まで過去数年間、米国のみならず、多くの地域で売上高トップの医薬品であり続けた。しかしその高価格は間接購入者の訴訟を招いた[344]。*In re* Humira （Adalimumab） Antitrust Litig.においては、ボルティモア市長などがヒュミラ関連の特許戦略を反トラスト法違反として、連邦法にもとづく差し止めと州法にもとづく損害賠償を求めクラスアクションを提起した。原告の主張は以下のように要約される。アッヴィ社は、①バイオシミラー参入阻止のため、ヒュミラに関する無効あるいは弱い「客観的に根拠のない」特許からなる「特許の藪」を張り巡らせて権利行使し、シャーマン法2条に違反して市場を独占した。競争者の参入を妨げ、独占価格を維持したことは、ノア・ペニントン法理[345]によって正当化されず、シャーマン法 2 条違反である。②バイオシミラー申請者との和解契約により、市場を米国と欧州に分割し、2018 年に欧州でのバイオシミラー販売を許可して４年分以上の利益を与える代わりに 2023 年まで米国市場への参入を禁止した。この契約は、Actavis最高裁判決[346]がいう「逆支払い」に該当し、シャーマン法1条

---

[340] AbbVie v Amgen, No. 16-666-SLR （D. Del）.

[341] AbbVie v Boehringer Ingelheim, No. 17-cv-01065-MSG-RL (D.Del).

[342] ベーリンガー社の aBLA 申請は 2016 年に始まった。同社はアッヴィ社が「特許の藪」を構築してその主張と矛盾する手段を用いているとし、アッヴィ社が侵害を主張する 74 件の特許について争った。

[343] アメリカ発明法（AIA）により、第三者が発行済み特許の有効性を争うための新たな手続（Inter-Partes Review, 35 U.S.C. 31）が 2011 年に制定された。従来の当事者系再審査より司法的側面を有する手続きとなっている。

[344] 465 F. Supp. 3d 811, 825 (N.D. Ill.). シャーマン法 1 条（15 U.S.C. § 1 ）は、取引を制限する契約、結合、共謀を、同 2 条（15 U.S.C. § 2）は不正な独占行為、独占化の試み、あるいは独占のために他の者と結合または共謀することを禁止する。

[345] ノア・ペニントン法理（Noerr-Pennington Petitioning Immunity）は、市民が政府に対して公的規制を請願する権利（立法過程への請願行動, 各種申立, 出願や訴訟提起等の行政・司法過程への請願等）を有し、反トラスト法の適用免除を受けるが、競争者を邪魔するためだけの見せかけ（sham）であれば、当法理は適用されない。

[346] FTC v Actavis, Inc., 570 U.S. 136, 147 (2013). 当案件において米国連邦最高裁判所は、Solvay 社と Actavis 他 1 社の和解合意を、*per se* ルール（quick look による 推定違法）により判断すべきとする連邦取引委員会（FTC）の主張を退け、これら合意には競争促進的な理由により正当化される可能性も、反競争的効果をもたらす違反行為である可能性もあり、「合理の原則」にもとづき、競争上の効果（反競争効果やそれを超える利益等）を審査すべきとして下級審に差し戻した。多数意見は以下のように要約される。多額で正当化し難い逆支払いは反競争的な効果をもたらすリスクがある。当和解は特許権者がその特許権の強さに関して疑義を持っており、超過価格による利益を和解当事者間で分ける目的がないとはいえない。したがって和解当事者は、合理の原則の下でその条件を正当化するための立証が必要である。反対意見は、特許権者の行為が関連特許の範囲内である限り、特許詐欺や見せかけの特許紛争でなければ合法と考えた。

の違反である。

（1）地裁判決

2020 年 8 月 6 日、イリノイ州北部地区連邦地方裁判所は、アッヴィ社の「特許の藪」知財戦略が、以下の理由でシャーマン法 2 条に違反する独占ではないとしている。特許法はその数に上限を設けていない。被告は 132 件の特許を有し、13 件の当事者間レビューを受け、BRCIA 下で複数のパテントダンスを行い、少なくとも 2 件の特許侵害訴訟を乗り越えた。原告は「特許の藪」全体がバイオシミラー申請者を威嚇して米国市場への参入を遅らせたと主張したが、被告による膨大な特許ポートフォリオの取得は政府への請願を伴っておらず 、その大多数は、関連市場において十分な市場支配力を有していない。また BLA 及び aBLA 申請後、アッヴィ社は FDC 法（Federal Food, Drug, and Cosmetic Act）及び BPCIA 法規に従い、バイオ医薬の承認販売に関する規制に沿って行動している。特許審査システムは不完全ではあるが、反トラストの教義を用いて USPTO や FDA における生物製剤に関する権利の取得プロセスは改善されない。

当地裁判決は多くの判例とともに、特許権の性格や役割と反トラストとの関係について Areeda & Hovenkamp[347]を頻繁に引用している。例えば、「特許の大部分は、関連市場を支配するのに十分な市場支配力を付与されていないため、特許は独占というより財産権に近い」[348]、「特許制度には.....改革が必要かもしれない」が、「反トラスト法は、他の政府の規制プロセスを修復するために設計されたものではない」[349]。また、反トラスト法は、「独占企業によるものであっても、イノベーションを阻害することを望まず、自社内部による開発行為をシャーマン法 2 条にいう排除的慣行と判断することはない」[350]、などである。

地裁判決は、「逆支払い」についてもシャーマン法 1 条違反の理由が立証されていないとした。通常の市場割当契約と原告が違反と主張する契約との違いの一つは、アッヴィ社がパテントダンス及び訴訟を経て申請者と合意した後、欧州でのヒュミラの販売を中止する予定はなかったことである。Actavis 最高裁判決は、いわゆる逆支払いへの反トラスト法適用について、FTC が提唱した *per se* ルール（quick look）ではなく、（最大限）「合理の原則」によるとしており、合理の原則にもとづく反トラスト法の適用は、関連市場における市場支配力の認定と、競争促進的合理性と反競争的効果のバランステストを必要とする。*per se* ルールで判断される水平的市場割当契約でさえ、必ずしも競争の道を閉ざすわけではない[351]。BPCIA のもとで、FDA の承認を得れば、特許侵害訴訟を提起されるリスクはあっても、バイオシミラーの販売は可能である。にもかかわらず、本件においては、侵害訴訟を敢えて FDA の承認後に販売を始めたバイオシミラーはなかった。原告がシャーマン法 1 条に違反すると主張する和解契約において支払いはなされておらず、紛争当事者が早期参入することで和解している。したがって「逆支払い」ではなく通常の和解であり、特許によって競争が禁止されている米国及び欧州市場に競合企業を参入させることで、競争を促進する役割を果たした。

---

[347] Areeda & Hovenkamp, *Antitrust Law: An Analysis of Antitrust Principles and Their Application* (4th ed. 2019) .

[348] 同上§704a.

[349] 同上§§ 221, 704b4

[350]同上§704c.

[351] United States v Topco 事件では、違法とされた地理的制限の 1 つは、その地理的地域での販売を完全に禁止するものではなかったが、一部の当事者にその地域での不利益を与えるものであった。上記 Areeda & Hovenkamp の「特許権者がある地域で製造品も製造している場合、特許法は、知的財産権のライセンスがなければそれ自体違法となるような『水平的な』地域分割を明確に認めている」（§2044a1）も引用されている。

（2）第7巡回区控訴裁判所判決

2022年8月7日、控訴審は以下の理由で原告の主張を棄却した。

「特許の藪」については以下の理由からである。特許保護は、特許権者に、法廷で特許権を主張することによって他者を排除しようとする権利を与える。特許権の実際の範囲は不確実で偶発的な問題であるが、当局により付与された特許権には有効性が想定される。原告は、アッヴィ社が無関係な特許権を訴訟で行使したと主張するだけで、藪を成す特許すべてが無効あるいは権利行使できないとは主張せず、立証もしていない。有効であり、侵害された特許が1件でもあれば、その特許が失効するまでバイオシミラーの市場参入を阻止できるはずである。したがって、競争制限による反トラスト法上の損害の原因は存在しない。また、特許取得等が政府への請願権によって正当化されないのは、請願者がライバルのコストを引き上げて競争を阻害した場合、見せかけの場合である。出願は競争者にコストを課さず、認められた特許だけがコストを課す。アッヴィ社による出願のうち53.4%が成功しており、この率はUSPTOへの請願が見せかけでないことを示す。バイオシミラー参入を目指す他社に対する特許権行使もそれら製品の上市を遅らせておらず、特許の数が多いというだけでは、権利取得における違反が立証されない限りシャーマン法2条の違反とは認められない。

原告が主張する「逆支払い」による欧州・米国市場分割について、控訴裁判所は以下の判断をした。アッヴィ社はバイオシミラーの早期参入に合意し、機会費用を損失した。同社はバイオシミラー参入遅延のための支払いをしていない。原告は、欧州での数年分の独占利益を稼ぐ機会を逸したことが金銭の支払いと同等と考えるが、米国でも欧州でも、アッヴィ社は特許満了前に独占を諦めているのみである。同社は潜在的競争者の参入を遅らせるための支払いをしておらず、製造者の特許満了日より早い参入を認めたことは逆払いに該当しない。Actavis判決もこのように内在的な価値を金銭の逆支払いとは見ていない。早期の参入を認める和解はActavisが違法とする「逆支払い」ではなく、消費者を犠牲にする紛争当事者間の共謀でもない。米国の和解もEUの和解も特許訴訟の伝統的解決方法である。そもそも欧州では各国の特許法が異なり、特許の満了日も異なるため、欧州での早期参入の「代わりに」米国での譲歩を得るよう、多くの企業と一括交渉するのは容易くない。また、欧州においてアッヴィ社は、米国においてのように9種類もの適応症や用量について広い範囲の特許権を取得しておらず、2018年、欧州において後続品が参入することは不可避であった[352]。Actavis判決は、特許権者が参入を遅らせるために潜在的参入者に訴訟費用を超える額の支払いをする場合、市場分割合意からの利益の分配と考えるが、特許侵害訴訟の通常の和解を適法としている。「逆支払い」があったか否か、競争を妨げたかについてActavis判決は「合理の原則」、すなわち反競争的な効果の立証が必要と言っている。こうした基準を満たさない原告の主張は観念的（speculative）でしかない。

[352] 欧州では10社以上の企業がアダリムマブのバイオシミラー開発を進めており、協和キリン富士フイルムバイオロジクス社は、アダリムマブ（関節リウマチ、乾癬及び関節症性乾癬適応）の用法用量特許の無効確認訴訟を英国高等裁判所に提起していた（Fujifilm Kyowa Kirin Biologics v Abbvie Biotechnology （ [2017] EWHC 395 (Pat) (3 March 2017)）。アッヴィ社が途中で関連特許を取り下げたため無効請求には意味がなくなり、アロー宣言判決（先行特許の優先日に既知であった（新規性なし）あるいは自明であった（進歩性なし）との宣言を求める手続）のみで比較的早期に決着した。協和キリン富士フイルム社が提携するMylan社は2018年9月EMAの承認を得て2018年10月から英国で販売を開始した。

（3）特許の藪、産業分野とイノベーション

本件は、技術革新、知財戦略と競争法との関係を考える上でいくつかの示唆を与えている。ひとつは、本稿２で検討した 20 世紀末の経済学者による産業分野、知財保護とイノベーションとの関係である。「特許の藪」は、情報通信技術分野で顕著な課題であり続けた。医薬品分野では周辺特許による保護期間の延長が問題とされたことはあっても、その「数」は問題にされなかった。しかしバイオ技術や遺伝子工学による先端医薬の革新は目覚ましく、その結果、サイエンスが絡んだ複雑な技術関係や企業戦略が「特許の藪」を生み出し、米国においてはそれが高価格の一因として提訴され、競争法上の問題となった。本件においては、特許の数が多くても、それ自体が競争法違反にはなり難いことが示され、同様なことが EU の競争当局による案件においても示されている[353]。

本件判決に対しては、様々な批判が続いた。無効あるいは弱い「客観的に根拠のない」特許が競争者を排除するために、戦略として取得されることについては一般的な懐疑が残った。また、第７巡回区控訴裁判所は、Actavis 最高裁判決前の考え方に戻ってしまい、「特許の範囲」内であれば反トラスト法の適用から免除される（immune from）という基準を復活させているとの批判もあった[354]。しかし同最高裁判決は、「合理の原則」による判断基準である競争的効果の立証を免除しているわけではない。

第７巡回区控訴裁判所の本件においてシカゴ学派と呼ばれる Easterbrook 判事が裁判長であったことは判旨に関係するであろうか。本稿が検討したとおり、地裁判決は、シカゴ学派に批判的な Hovenkamp の知財と競争に関する哲学に広く依拠しており、Easterbrook 判事もこれらの点について異なる意見を述べていない。

ヒュミラ案件において原告は、反トラスト法上の常識的な立証水準を満たすような事実の点検をしていなかった。今日、特許制度に関するグローバル議論において、緻密な、事実にもとづいた実証より政治的・倫理的スタンスが重視されるようになったこともその一因であろうか。これは、イノベーションを起こすためのインセンティブを探求した 20 年前の実証研究との相違点でもある。

４．mRNAワクチン特許の「藪」

コロナ禍のもとで急速に開発され、上市された SARS-CoV-2 に対する mRNA ワクチンの関連技術特許について議論は始まったばかりである。同ワクチンへのアクセスが不十分であったという深刻な経験から、特許保護義務の緩和が途上国によって唱えられるなか、近年、特許紛争も出現した。そこには遺伝子工学技術の帰属と製品製造との複雑な関係も示されている。

mRNA には技術と情報が集約されている。mRNA のコーディング領域を改変することで、異なる適応症をターゲットにすることができるであろうという理論的背景から、mRNA はプラットフォーム技術と呼ばれる（上述の「抗体医薬技術」もプラットフォーム技術と呼ぶことができる）。ただし、そうした改変技術が容易に見いだされるとは限らない。まして大量生産や運搬に関わる

[353] 欧州委員会による 2009 年の医薬品セクター調査報告においては 219 の化合物について 1300 の関連特許があったとする。当時市場化されている医薬品のほとんどは低分子医薬品で関連特許数は少なく、いくつかの医薬品に多数の特許が集中していると評価された。この調査に続く個別案件の審査において、特許の数だけで競争法違反になった案件は存在しない。医薬品セクター調査とその結果を踏まえた個別案件の選択及び欧州連合司法裁判所の判断については拙著『歴史のなかの EU 法』（有信堂高文社 2023 年）, pp.246-254.

[354] M A Carrier, ‘Back to 2012: The Seventh Circuit’s Reliance on Pre-Actavis Law in Dismissing Patent-Thicket Claims’, *Competition Policy International,* November 1, 2022.

技術は別の難問である。

従来、mRNA の活用は抗癌免疫療法等に有望とされていた。mRNA ワクチンの場合には、SARS-CoV-2 の表面のタンパク質をコードする mRNA をヒト細胞内に送り込むことにより、細胞内において mRNA への転写ならびにスパイク・タンパク質の合成が行われ、それを抗原とした抗体が産生されることで免疫ができる。しかし外来の mRNA を人体に投与すると、それ自体が免疫系を刺激してしまうため、本来想定しているタンパク質の合成が行われにくくなることが、mRNA を治療薬やワクチンとして用いる際の難問であった。Karikó, Muramatsu, Welsh, Ludwig, Kato, Akira and Weissman （2008）[355]は、修飾塩基であるシュードウリジン（pseudo-uridine）を mRNA に導入することにより、回避したい免疫原性の問題を克服した。

他の遺伝子工学医薬と同様、COVID-19 に対する mRNA ワクチン技術も、企業やベンチャー間の競争と集中的な共同研究を背景に、用途の拡大とともに開発されてきた。ワクチンの製造に必要な成分及び工程にはかなり多くの技術が含まれる。そのライセンス契約関係には、①修飾塩基の mRNA への導入，②mRNA を包み込む脂質ナノ粒子（lipid nanoparticles, LNPs）、③安定化したスパイク・タンパク質等、いくつかの中心的技術が存在する。①は Karikó らによって実現し、その特許は CellScript 社を経て Moderna 社と BioNTech にサブライセンスされている。②は脂質ナノ粒子の研究がブリティッシュコロンビア大学と Arbutus Biopharmaceuticals 社により行われ、 その特許は，Acuitas Therapeutics 社を経て Moderna 社と CureVac 社にサブライセンスされ、Genevant 社を経て BioNTech 社にサブライセンスされた。③の安定化研究は NIH が行い、Moderna 社、BioNTech 社、CureVac 社はその塩基配列を有する mRNA をワクチンに用いている[356]。

mRNA ワクチン関連の特許に関わる紛争のはじまりは、Modenra 社と NIH との間に起った[357]。その後、脂質ナノ粒子に関わる現在 LNP 技術に関して複数企業による特許紛争が拡大しつつある。現在まで FDA により承認された mRNA ワクチンのための LNP 送達システムは、4 種類の脂質（カチオン性脂質、リン脂質、コレステロール、ポリエチレングリコール（PEG）脂質）からなるナノ粒子で、Arbutus 社は、これらナノ粒子に関する特許を多数所有しており、Moderna 社のワクチンによって侵害されていると主張していた。Moderna 社は 2018 年より PTAB の当事者レビューを通じて Arbutus 社の LNP 送達特許 3 件の無効を求めた（結果は無効 1 件、一部無効 1 件、有効 1 件（US8058069）[358]。Moderna 社は'069 特許に関する PTAB の裁定を不服として控訴し、CAFC が原告を支持した。これに対し 2022 年 2 月 28 日、Arbutus 社及び Genevant 社は、'069 特許を含む 6 件の特許を Moderna 社が侵害しているとしてデラウェア州連邦地方裁判所に提訴した[359]。

ただし COVID-19 ワクチンの製造や流通を妨げないよう原告はこの訴訟で損害賠償のみを請求し、差止命令は求めていない。一方、Moderna 社は、2020 年 10 月、コロナ禍が続く限り自社の特許を行使しないと誓約し、2022 年 3 月 7 日には Gavi, COVAX が関わる 92 の低・中所得国の製造業者に対して COVID-19 ワクチンの特許を行使しないとした。 また、これら 92 カ国以外の諸国が自社の特許権を尊重することを期待し、商業的に合理的な条件で自社の技術をライセンスするとも

---

355 ‘Incorporation of Pseudouridine into mRNA Yields Superior Nonimmunogenic Vector with Increased Translational Capacity and Biological Stability’, Molecular Therapy, 2008, Nov;16(11):1833-40.

356 山根裕子・隅蔵康一「COVID-19 後のライフサイエンスと『公平』の倫理」『日本知財学会誌』 Vol.18 No.1 p.4-15 (2021-9-20).

357 F Moch *et al.* ‘What the Moderna–NIH COVID vaccine patent fight means for research’ (2021) 600 *Nature*, pp. 200–201.

358 D Shores, mRNA IP 2022 Year in Review: Pioneers Clash in Major Patent Litigations January 1, 2023, https://ipwatchdog.com/2023/01/01/mrna-ip-2022-year-in-review-pioneers-clash-in-major-patent-litigations/id=154489/

359 Arbutus ＆ Genevant v Moderna, Case 1:22-cv-00252（D. Del）.

述べている[360]。

「特許の藪」とも呼べるCOVID-19ワクチン関連の多数特許に関して警告し、リサーチツールの解放や研究開発の自由（freedom to operate）のための措置を提唱する論説も再来するようになった[361]。イノベーションとアクセスという公共の利益のバランスが崩れないよう努力が続けられるべきであろう。

[360] F Moch *et al.* 'What the Moderna–NIH COVID vaccine patent fight means for research' (2021) 600 *Nature*, pp. 200–201.

[361] 例えばT A Adekola, When mRNA technology meets patent law: innovation, barriers and public health, *Journal of Intellectual Property Law & Practice,* 2023, Vol. 18, No. 12, pp.867-877.

第４章　パンデミックにおける産学連携に関するアンケート・ヒアリング調査

近年、新型コロナウイルスに関する議論が、各国際機関で行われている。

令和 2（2020）年 10 月、インド及び南アフリカから TRIPS 理事会に対し、新型コロナウイルス感染症対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）へのタイムリーなアクセスを可能とすることを目的として、TRIPS 協定上の一部の義務（著作権、意匠、特許、非開示情報の保護と、それらの権利行使に関する義務）を当面免除することを一般理事会において決定すべき旨の提案がなされた。

令和 4（2022）年 6 月に開催された第 12 回 WTO 閣僚会議において、TRIPS 協定の強制実施権に係る手続の明確化・簡素化する内容で閣僚決定がなされた。決定の対象の拡大について、議論が続いている。

また、令和 3（2021）年 12 月には、WHO 総会において、感染症への対応力を高めるためのパンデミック条約創設の議論を始めることが決定された。また、新型コロナへの対応を踏まえた国際保健規則（IHR: International Health Regulations）改正プロセスも進んでいる。

いずれも知的財産に関する規定が盛り込まれることが予想されるところ、議論の動向が注目されている。

このような状況下、我が国の企業、大学におけるパンデミックワクチン・治療薬・診断薬の研究開発の取り組みがどのようにおこなわれたのか、特に産学連携はどのように行われ、そのメリットやデメリットはいかなるものであったのか、その活動における知財戦略がどのようなものであったのか、国際的にパンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬の知的財産保護を弱めるようとする動きの産学連携活動への影響等について、パンデミックワクチンや治療薬・診断薬の研究開発に携わった企業、大学に対し、アンケート・ヒアリング調査を実施し、これらの項目についての意見聴取を実施し、質問項目に関する回答を得た。

以下、第１節においては、回答いただいた企業、大学における、COVID-19 に関連する産学連携における研究の取り組みの概要（一部公開情報による記載を加えている）を、第２節においては、各企業・大学の回答について記載している[362]。

第１節　パンデミックワクチン・治療薬・診断薬の研究開発に関する企業、大学の取り組みの概要

１．企業の取り組みについて

（１）塩野義製薬株式会社

感染症を注力領域に位置づけ、各種感染症に対する研究開発に積極的に取り組んでいる。パンデミックワクチン、治療薬、診断薬においても、自社研究だけでなく、外部連携を活用し、より効果的かつ迅速に進めている。特に産学連携においては、以下のような取り組みを行っている。

・COVID-19 ワクチン

九州大学（その後、京都大学）、国立感染症研究所と共同で当社グループ会社の UMN ファーマが有する BEVS 技術（Baculovirus Expression Vector System：昆虫細胞などを用いたタンパク発現技

[362] 下線を引いた箇所は、事務局（知的財産研究所）の判断で下線を追加した。

術）を活用した遺伝子組換えタンパクワクチンの開発を進めている[363]。また、千葉大学病院および株式会社 HanaVax と連携し、カチオン化ナノゲルデリバリーシステムを用いた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する経鼻ワクチンの開発にも取り組んでいる[364]。

・COVID-19 治療薬（ゾコーバ®）

北海道大学人獣共通感染症リサーチセンターと連携し、3CL プロテアーゼというウイルスの増殖に必須の酵素を選択的に阻害する低分子経口抗ウイルス薬（開発番号：S-217622）を自社にて創製[365]。臨床開発を経て 2022 年 11 月 22 日に緊急承認され[366]、市場への供給を開始した。

更には、ヒト免疫機構の解明（大阪大学、国立感染症研究所、株式会社 KOTAI）[367]やアジュバント研究（東京大学医科学研究所）など、パンデミックワクチン創製に必要な基礎研究、技術基盤の構築においても世界トップレベルの研究機関・企業と連携し、取り組んでいる。

（2）第一三共株式会社

・大学や研究機関との連携強化

新たな技術や知識の創出を目指し、大学や研究機関との連携を強化している。具体的には、共同研究や特許の共同出願などの形で産学連携を進めている。このような連携により、パンデミックワクチンや治療薬・診断薬の研究開発において高い水準の技術を追求している。実際にこれまでに AMED から資金援助を受けてコロナウイルスワクチンの開発を東京大学と共同で行っている[368]。また、SCARDA から資金援助を受けて高病原性鳥インフルエンザの研究開発を東京大学と進める予定である。

・技術導出への取り組み

自社開発が困難な場合などは、大学や研究機関での研究成果を実施化するための技術導出にも取り組んでいる。特許権の使用許諾やライセンス契約などを通じて、研究成果の産業界への展開を促進している。これにより、研究成果が実用化され、より多くの人々に恩恵をもたらすことを目指している。

・知的財産管理の強化

研究成果の知的財産権取得についても、積極的に取り組んでいる。特許出願や特許権の管理、ライセンス契約のサポートなどを行い、研究成果の適切な保護と活用を支援している。また、知的財産のポートフォリオ管理や競争力の強化も重要な取り組みとして位置づけている。

・研究成果の社会還元

パンデミックワクチンや治療薬・診断薬の研究開発において、社会への貢献を重視している。研究成果の実用化により、人々の健康や生活の質の向上に寄与することを目指している。これまでに AMED から支援を受けた東京大学との共同研究により、コロナウイルスワクチンであるダイ

---

[363] 新型コロナウイルス感染症に対する取り組み（塩野義製薬ウェブサイト）
https://www.shionogi.com/jp/ja/sustainability/informations-for-id/covid19-initiative.html

[364] 新型コロナウイルス感染症に対する取り組み（塩野義製薬ウェブサイト）
https://www.shionogi.com/jp/ja/sustainability/informations-for-id/covid19-initiative.html

[365] 新型コロナウイルス感染症に対する取り組み（塩野義製薬ウェブサイト)
https://www.shionogi.com/jp/ja/sustainability/informations-for-id/covid19-initiative.html

[366] 塩野義製薬 プレスリリース (2022 年 11 月 22 日)
https://www.shionogi.com/jp/ja/news/2022/11/20221122.html

[367] KOTAI バイオテクノロジーズ株式会社 プレスリリース（2021 年 9 月 29 日）
https://www.kotai-bio.com/jp/news/post-1290/

[368] 第一三共株式会社 プレスリリース（2020 年 6 月 12 日）
https://www.daiichisankyo.co.jp/media/press_release/detail/index_5553.html

チロナ®筋注の承認[369]を得ている。また、パートナーシップや国際的な連携にも積極的に取り組み、より広範な影響を持つ研究成果の実現を目指している。

（3）興和株式会社

・北里大学との共同研究において、新型コロナウイルス感染症治療に対する第Ⅲ相臨床試験で使用している治験薬「イベルメクチン」について、非臨床試験において、既存の変異株（アルファ・ベータ・ガンマ・デルタ株）と同様に、オミクロン株に対しても同等の抗ウイルス効果があることを確認した[370]。

（4）KMバイオロジクス株式会社

・KM バイオロジクスは、国立感染症研究所、東京大学医科学研究所（東大医科研）と共同で、新型コロナウイルスを対象とした不活化ワクチンの研究を行った[371] [372]。

（5）田辺三菱製薬株式会社

・慶應義塾大学医学部と、COVID-19 の治療に応用可能な中和抗体に対する共同研究契約を締結した。本契約にもとづき、これらの候補抗体を、COVID-19 の治療薬として活用するための共同研究を行った[373]。

2．大学の取り組みについて

（1）東京大学

・ワクチン開発では、産学連携の共同研究で、第一三共株式会社が製造承認をとった新型コロナワクチン（ダイチロナ®筋注）[374]、治療薬関係では、ナファモスタットを新型コロナ治療薬として使用するための試験[375]がある。

・ナファモスタットは、元々は違う用途の薬だが、作用機序の点から新型コロナへの有効性が期待された。ナファモスタットは既に商品化されているので、新規適応症（新型コロナ治療薬）としての開発は全く新しい有効成分の薬と比べて圧倒的に早いので、パンデミックのような開発スピードが求められる状況には適していた。本学ではその研究を行い、臨床研究を進めていた。興味を持ってくれる海外機関はあったが、資金の関係で実現できなかった。ECMO 治療が必要な患者には、治験データがないにもかかわらず、個々の現場では利用されていたので、現場での利用

---

[369] 第一三共株式会社 プレスリリース (2023 年 8 月 2 日)
https://www.daiichisankyo.co.jp/files/news/pressrelease/pdf/202307/20230802_J.pdf

[370] 興和株式会社 プレスリリース（2022 年 1 月 31 日）https://www.kowa.co.jp/news/2022/press220131.pdf

[371] KM バイオロジクス株式会社 プレスリリース (2020 年 5 月 22 日)
https://www.kmbiologics.com/corporate/news/2020/pdf/20200522_01.pdf

[372] KM バイオロジクス、東大医科研と共同で新型コロナ弱毒生ワクチン開発へ (2020 年 7 月 9 日 化学工業日報)
https://www.chemicaldaily.co.jp/%ef%bd%8b%ef%bd%8d%e3%83%90%e3%82%a4%e3%82%aa%e3%83%ad%e3%82%b8%e3%82%af%e3%82%b9%e3%80%81%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e5%bc%b1%e6%af%92%e7%94%9f%e3%83%af%e3%82%af%e3%83%81%e3%83%b3/

[373] 田辺三菱製薬株式会社 プレスリリース (2021 年 2 月 18 日)
https://www.mt-pharma.co.jp/news/2021/MTPC210218.html

[374] 第一三共株式会社 プレスリリース (2023 年 8 月 2 日)
https://www.daiichisankyo.co.jp/files/news/pressrelease/pdf/202307/20230802_J.pdf

[375] 第一三共株式会社 プレスリリース (2020 年 6 月 8 日)
https://www.daiichisankyo.co.jp/media/press_release/detail/index_5554.html

も含めて治験になるようなデザインを考えてデータを集めれば、承認取得は可能であったかもしれない。
・ギャップファンド制度（学内の研究テーマであって、民間会社との共同研究で創薬開発される手前のレベルまで来ている研究について、民間会社との共同研究ができるレベルにするために必要な研究費を賄う制度）を利用して、いくつかの COVID-19 の治療薬研究を行った。

（2）北海道大学

・令和 4 年度 AMED ワクチン拠点が採択され、北海道大学ワクチン研究開発拠点（IVReD）が設置された。
・塩野義製薬株式会社との共同研究での抗ウイルス薬研究部門として、組織対組織の大型共同研究の産業創出講座で長年にわたり連携している。実際、塩野義製薬株式会社とは 2003 年の寄附講座から始まって約 20 年近く付き合いがある中で、今回ゾコーバ®が開発された[376]。
・パンデミックワクチンや治療薬の研究というわけではないが、NEC と連携協定を締結し大型共同研究で、将来的なウイルスの発生の可能性を考えて空間センシングによるウイルスの見える化という研究を実施している[377]。

第２節　パンデミックワクチン・治療薬・診断薬の研究開発に関する企業・大学へのアンケート／ヒアリングの結果

１．通常のワクチンまたは治療薬・診断薬の研究開発と異なる点について

感染爆発が起こっている際のパンデミックワクチン、治療薬、診断薬の研究開発は、研究開発の方針・規模・期間、ライセンス、資金等の点で、通常のワクチン、治療薬、診断薬の研究開発とは異なっている面があるという指摘があった。

研究開発の方針

・次のパンデミックをしっかり予測しながら研究することが大事である。例えば、AMED のワクチン研究開発拠点の活動のように、次にパンデミックが起こるのをある程度予想して、ワクチンが開発できる手前までやっておく、というのがこの拠点の意義と考える。（大学）
・パンデミックの予測リスクについては研究者が把握していると考える。研究者とのコミュニケーションをより深めることで研究成果からの出願戦略やライセンス、導出検討を素早く行える。通常と異なる点は、見えないニーズつまりパンデミックに対して研究者と密に連絡を取って対応することが必要なことである。（大学）
・該当するバイオセーフティレベルの建物などの施設も必要である。（大学）

研究開発の規模

・パンデミック状況下では、グローバルでのワクチン・治療薬・診断薬の供給が求められ、広範囲の人口を対象にする必要がある。そのため、研究開発段階でもグローバル供給を見据えた研究

[376] 北海道大学 プレスリリース（2022 年 11 月 28 日）
https://www.hokudai.ac.jp/news/pdf/221128_pr.pdf
[377] 北海道大学 プレスリリース（2022 年 5 月 26 日）
https://www.hokudai.ac.jp/news/pdf/220526_pr4.pdf

データ取得、大規模臨床試験、上市後の供給体制構築を進めていく必要がある。（企業）
・パンデミックの状況下では、需要が急増するため、研究開発の規模が通常の場合よりも拡大することがある。大規模な臨床試験や製造能力の拡充、サプライチェーンの確保など、迅速かつ大規模な展開が求められる。（企業）
・サロゲートマーカーなど免疫原性クライテリアが未確立であるため、流行地域において数千例から数万例規模のプラセボ対照の発症予防効果（vaccine efficacy）検証試験が必要となる点。（企業）
・治験の際、日本はもともと欧米に比べて COVID-19 の患者数が少なかったが、その上ロックダウンして、日本人が感染しにくくなっていて、欧米と同規模の臨床試験を日本で行うことはおそらく無理だった。もし仮に患者がいたとしても、それを臨床試験でスムーズに回せる仕組みができていたかは疑問。行政の強いリーダーシップよって、仕組みの環境を整えてくれるというような協力が必要ではないか。（大学）

研究開発の期間

・パンデミック状況下では、社会的ニーズも高く、迅速な研究開発が求められる。通常の研究開発では、段階的に研究開発を進めてリスクヘッジを行うが、パンデミック状況下では研究開発の複数のプロセスを並行・複線化して進め、期間短縮を図ることがある。（企業）
・パンデミックの状況下では、迅速な対応が求められる。通常のワクチンや治療薬・診断薬の開発には数年から 10 年以上の期間がかかることが一般的だが、パンデミックの場合は短期間での開発が求められる。そのため、開発プロセスの短縮化や並行しての研究・開発の実施が必要となる。第三者特許調査は通常とは異なり研究開発と同時並行で実施し、第三者特許が後になって発見されたり、特許の有効性の評価が十分に評価できないなどの知財リスクを許容して製品開発を進め、国民への早期提供を優先している。（企業）
・通常のワクチン開発におけるスケジュール感とは全く異なり、極めて短期間での開発（流行株の変異への対応も含めて）が求められる。（企業）
・極めて短期間でのワクチン開発を実現するため、PMDA による柔軟且つ迅速な相談体制、承認審査体制が不可欠である。（企業）
・開発して上市するタイミングを逃すと、あまり意味がなくなる。パンデミックの急場の状態を救うためには、世界中のどこかが１つか２ついいものを作ってくれれば、世界中に供給できる。スピードで負けると、なかなか後から開発するのは難しい。最初の治療薬・ワクチンと違うものなら、後からでも研究ができるとは思う。（大学）
・感染ピークを維持している間に提供できる開発スピードが必須である。そのためには、産学連携においては、パンデミック前からの研究体制や信頼関係の構築が重要である。パンデミックワクチンや治療薬のための医薬品の承認基準を明確に定めておくことも必要である。（大学）
・パンデミック時の国内承認をさらに早くする、という仕組みが必要である。感染ピークが過ぎてから承認がおりたとしても、企業は投資回収のチャンスを逃すし、大学も社会貢献（感染者の治療）という機会を逸してしまうため、パンデミック時の承認はいかにスピーディーに取得できるかが大事である。外国に比べて遅かった点は課題である。（大学）

ライセンス

・パンデミック状況下では、特許やライセンスの管理方法に関しても異なるアプローチが取られ

ることがある。一例として、低・中所得国の医薬品アクセス向上のために、国連が支援する公衆衛生団体に対して必要な医薬品を優先的にライセンスし知的財産をプールすることにより、ジェネリック医薬品の製造と新製剤の開発を促進するような取り組みも行っている。（企業）
・パンデミックの状況下では、迅速なライセンスが求められることがある。例えば、既存の技術や特許のライセンスの枠組みを活用することで、研究開発のスピードを向上させられることがある。また、特許の共有や特許権の一時的な利用免除など、ライセンス方法においても柔軟な対応が求められることがある。パンデミックの状況下で開発された製品については、製品差止を行わない考えやパンデミックを克服するための研究開発は阻害しない方針が採用されることが多い。（企業）
・特許出願やライセンス契約もスピードが大事。ライセンス契約の内容自体は、パンデミック時と通常時で大きく変わらないが、パンデミック時には交渉自体の早さが求められる。そのためには、お互いの信頼関係が必要になってくる。（大学）

資金
・パンデミックワクチン、治療薬、診断薬の研究開発は通常の研究開発に比べて、グローバルでの大規模臨床試験、短期間での研究開発が必要となるため、高額な研究開発費が必要となる。そのため、政府や国際機関等からの支援・助成を受けることにより迅速に研究開発を進めることが可能となる。（企業）
・パンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬の研究開発には、大きな資金が必要となる場合がある。特に、短期間での開発を求められる場合は、迅速かつ十分な資金の確保が必要である。このため、政府や国際機関、民間企業などからの資金援助や投資を活用することが重要となる。実際に弊社は AMED、SCARDA、厚労省から資金援助を受けて、パンデミックワクチンの研究開発を進めている事例がある。（企業）
・短期間に巨額の開発費が必要なため、公的資金による支援が不可欠である。（企業）
・投資回収の見込みが立たないため、プッシュ／プル型のインセンティブ[378]が必要である。（企業）
・世の中にもパンデミックに関係する研究が非常に多く出てくるので、採用する企業にとっては選択ができるので、競争になる。そうすると、大学は資金・人員の面で、遅れを取る可能性がある。（大学）
・知財を大学で出願すると、資金面での負担が大きい。早くパートナーと組むためには、早く特許出願しなければいけないが、パンデミックの場合、世の中に多くの関連研究があるので、特許出願をしてもなかなかパートナー見つからない。そうすると、費用が大きくなる外国出願の時まで大学で全部資金負担をしなければならない、という状況はかなり難しい。（大学）

２．知的財産戦略に関し、一般に、ワクチンと治療薬・診断薬の間で、異なる特徴として留意している点について

[378] 研究開発への公的研究費による支援をプッシュ型インセンティブ、企業の上市後の利益予見可能性を高めることで研究開発を進める動機付けを行う市場インセンティブを“プル型インセンティブ”という。
「抗微生物薬の市場インセンティブに関する検討会について」（厚生労働省ウェブサイト　抗微生物薬の市場インセンティブに関する検討会）
https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001142169.pdf

・ワクチンは、治療薬や診断薬と比較し、製法等をノウハウで保護することを重視する。診断薬は、米国については、特許法101条を考慮し、権利化可能性を検討した上で出願要否を判断する。（企業）
・通常の治療薬は物質特許を基本特許として製品を守るが、ワクチンは一般的に天然に存在する抗原では特許取得できないため、物質特許以外の他の特許群で製品を保護する必要性がある。また、そのことが特許期間延長戦略にも影響する可能性がある。（企業）
・特になし（企業）
・ワクチンの開発は割と海外の大学と共願しているものが多いので、そういう意味では、海外の大学の知財戦略に右往左往するところがある。（大学）
・パンデミックの間は、ワクチンや治療薬を作る技術があり流通させることができる限られた企業が、ワクチンや治療薬を供給することが現実的であり、その場合は知的財産権を行使する必要はない。（大学）
・治療薬特許の請求項を作るときに、ワクチンの発明についても相談を受けるが、データが予防効果ではなくて治療効果を示すデータしかないケースがあり、ワクチンとしての権利が主張しにくいこともある。（大学）

３．パンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬を対象とする産学連携活動のメリットについて

パンデミックワクチン、治療薬、診断薬を対象とする産学連携活動のメリットとしては、研究開発の加速、リソースの効率的な活用、社会への貢献と信頼の向上等が挙げられた。

研究開発の加速

・産学連携により、大学や研究機関との共同研究が加速される。研究者や専門家の異なる視点や知識を結集することで、より迅速にワクチンや治療薬・診断薬の開発が可能となる。また、企業側の実務経験と大学や研究機関の研究力が相互に補完され、企業側が持つ実用化や製造技術のノウハウと、研究機関の基礎研究成果が組み合わさることで、より効果的なワクチンや治療薬・診断薬の開発が可能となる。その結果、研究成果の早期実用化が可能となり、大学や研究機関の研究成果を企業側が迅速に事業化し、実際の患者や医療現場に早く提供することができる。これにより、パンデミックに対する早期の対策や治療の提供が可能となり、感染拡大の防止や人々の健康増進に寄与する。（企業）
・平時からパンデミックの原因になる可能性のある病原体に対する予防薬・治療薬・診断薬の開発に必要な材料や技術に関する研究をアカデミアとの連携で進めておくことで、アカデミアが得意とする基礎研究と企業が得意とする開発から社会実装の連動性を高め、有事の際に迅速な対応を可能とするエコシステムを構築及び錬成することができる。（企業）
・パンデミックという環境で、いろんな意味で研究そのものが推進されたり、治療薬の適応症を拡大する技術のライセンスの機会が生まれた。（大学）
・パンデミックが起きてからの体制作りでは遅い。パンデミックが起こる前から、パンデミック時の体制を作っておくとメリットがある。しかし体制を作ってパンデミックが起こらない場合、大学は将来にわたり学術的貢献はできるが、企業は投資リスクがあるので、製薬会社でパンデミック対策に取り組む会社は少ないと感じる。（大学）
・日本版バイドール条項が適用される委託研究開発も多く、ワクチンのパンデミックなどでは公益的利用、すなわち産業技術力強化法第17条1項2号「国が公共の利益のために必要がある場合

に、当該知的財産権を無償で国に実施許諾すること」（強制実施権に類似）という規定があるので、国の方でライセンス先を早期に見つけてくれるのであれば、大学の産学連携にとっては良いことなのかもしれない。（大学）

リソースの効率的な活用

・産学連携により、資金や人的リソース、設備（ウイルス取り扱い設備等）、検体（ウイルス等）の効率的な活用が図られる。企業側が研究機関との共同研究を通じて研究費や設備費を分担するだけでなく、大学や研究機関が所有する特殊設備や特定の検体を利用することにより、研究の進行や開発のスピードを向上させることができる。また、研究機関のネットワークや専門知識を活用することで、より効果的な研究活動が行われる。（企業）

社会への貢献と信頼の向上

・産学連携により、企業の社会への貢献度が高まる。パンデミックに対する有効なワクチンや治療薬・診断薬の開発は、多くの人々の命や健康に関わる重要な貢献である。このような活動を通じて、企業の社会的な信頼性やブランド価値を向上させることができる。（企業）

４．パンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬を対象とする産学連携活動のデメリットについて

パンデミックワクチン、治療薬、診断薬を対象とする産学連携活動のデメリットとしては、研究成果の利益分配や知的財産権の権益調整、情報管理上のリスク、パブリケーション、グローバル治験ができる企業との連携困難性、早期の特許出願に関する記載要件上のリスク、費用回収リスク等が挙げられた。

利益の分配と権益の調整

・研究成果の利益分配や知的財産権の権益調整が必要となる場合がある。特に、パンデミックの状況下では、研究開発を迅速に進め製品の早期実用化を優先するため、上記の調整が不十分で開発が進んでしまい、後になって大学等と交渉が難航する、又は交渉に時間を要する場合がある。（企業）

競争と情報の秘匿性（情報管理上のリスク）

・競合他社との関係や情報の秘匿性の問題も発生する可能性がある。特に、パンデミックの状況下では、多くの企業が大学等と同様の研究開発を行っており、大学内での情報の漏洩・コンタミネーションや秘密情報の目的外利用といったリスクが存在する。（企業）

パブリケーション

・大学の使命は大学で得られた成果を社会に還元することであることは企業側も承知しているが、パンデミックの状況下ではそれが特に顕著となり、パブリケーションやニュースリリースが優先されるため、企業においては知財化に支障をきたす懸念がある。（企業）

グローバル治験ができる企業との連携困難性

・日本国内にいて日本の産学で何かをやろうと思った時に、外国でのいわゆる国際治験の推進は、

大学単独ではできない。そういうことができる企業がパートナーでないとなかなか難しいが、そんな企業はそんなに多くないので、世界中の大学の研究者が取り合うことになる。（大学）

早期の特許出願による記載要件充足のリスク

・パンデミック時なので、早期開発のため早期に企業と連携しようとすると、いろんな実験でデータを固めて検討する前から、早い段階で特許出願してしまうことが起こりやすかった。（大学）

費用回収のリスク

・日本版バイドール条項が適用される研究開発も多く、ワクチンのパンデミックなどでは公益的利用ということも想定されるが、企業に対しても無償で利用許諾しなければいけないとなれば、費用回収の面でデメリットになる。（大学）

５．パンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬を対象とする産学連携活動における知的財産戦略（特許出願戦略やライセンス戦略など）（特に、通常の産学連携活動における知的財産戦略や、産学連携を行わない場合の知的財産戦略と異なる点）について

パンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬を対象とする産学連携活動における知的財産戦略については、特許出願戦略やライセンス戦略で異なる点があったという意見があった。他方で、特に異なることは無いという回答も見られた。

特許出願戦略

・パンデミックの状況下では共同研究成果の早期公開が大学側から求められる。そのため、ニュースリリースやパブリケーションよりも前に特許出願を行う必要があり、出願時期のコントロールが難しく、出願戦略的にも出願の内容的にも拙速な特許出願を強いられる懸念がある。（企業）

・パンデミックという点で、早期の研究・開発と並行して、早期の出願および権利化を行っている。また通常より多くの国への事業展開を考慮し、出願国を増加させる。（企業）

・戦略上困ってるのは、早めに特許出願をするので、特に大学の単独出願の際には、特許維持のための資金の問題が起きること。（大学）

・ワクチンや治療薬が産学連携の成果であった場合、特許の持ち分はその研究の実態によって決まり、単独・共有のいずれがよいという話はない。開発する企業に独占的なライセンスが与えられれば問題はない。（大学）

・知財戦略という点では、特に大学単独の特許出願国については、日米欧だけではなく、できれば途上国（せめて BRICS の国）を含めて多くの国で権利化すべき。しかしながら大学の予算は限られているので、限定的になってしまう。そのような外国への出願として、JST や特許庁などの支援制度もあるが、さまざまな大学を支援しているため、限定的である。（大学）

・出願国について、日米欧以外の国を考える場合に、どの国に出願すべきかが難しい。そういう情報と予算措置があれば、大学でも世界 20 か国は最低でも出願する、というようになってくるが、この点が、ワクチンなどでは次の課題になるのではないか。現時点では、PCT 国内移行までに、パートナー企業を見つけないと、費用も出願国選定も大学単独ではできない。（大学）

・ワクチン、治療薬にかかわらず、大学単独特許であれば、PCT 国内移行時点から費用が大幅にかかるので、早くパートナー企業を見つける必要がある。（大学）

・通常のコンソーシアム型研究の契約は、共同で開発した企業が特許を共有して実施する形にしている場合が多いが、パンデミックになったときに早くワクチンを実用化するために、原則的に大学に権利を一元化するなどの措置が必要である。（大学）

ライセンス戦略

・医薬品アクセスを考慮して早期のライセンス交渉を行う。（企業）
・パンデミックの状況下では可能な限り早期にパンデミックワクチンまたは治療薬を社会に提供することが優先され、十分に検討されたライセンス戦略を採ることが困難となる懸念がある。（企業）
・基本的に異なることはないと考える。但し、弊社の知的財産権をライセンスする場合は、通常想定されるものよりも低廉にするという考えに落ち着くのではないかと思う。（企業）
・パンデミックの時に非独占的ライセンスに限って、パンデミックが収束するまでの間は無償で実施許諾を行う方針を打ち出し、技術移転を進めようとした。現実に複数そのような非独占的ライセンスを行って、パンデミック解消に向けた活動は行ったが、なかなか成果に結びつかなかった。（大学）

特に異なる点がないという意見

・産学連携という観点では、産学連携を行わない場合の知的財産戦略と異なる点はない。（企業）
・特に違いはない。（企業）

６．国際的なパンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬の知的財産保護を弱めるようとする動きの産学連携活動への影響について

知的財産権の保護を弱めることは研究開発への意欲を減殺することになり、結果として産学連携にも負の影響を及ぼすという意見、特許権取得の意欲に影響が出ると、開発投資を企業から得られにくくなるので好ましくないという意見、強制実施権の緩和や簡素化ならば、非実施機関の大学への直接の影響は大きくないという意見等があった。他方で、特に産学連携への影響はないという意見もあった。

・多くの場合、売り上げに連動したライセンス料をアカデミアに支払うため、ランニング・ロイヤリティが低くなるという影響や、パンデミックに関し、特許放棄が前もって定められるならば、通常の産学連携活動より開発マイルストーンペイメントを抑える交渉を検討することになるかもしれないが、そのような国際的な動き自体が、産学連携を減らしたり、妨げたりする方向になるとは考えにくい。（企業）
・知的財産の保護は、パンデミック時のワクチンまたは治療薬・診断薬の研究開発推進・生産供給等のために必須であり、産学連携の主な目的である研究成果の事業化・実用化には企業との連携が必須であること、大学が産学連携相手の企業から得る金銭的利益の源泉は知的財産であること等から、知的財産の保護を弱めれば産学連携に対し構造的な負の影響を及ぼすことは自明である。（企業）
・研究成果が知的財産権で保護されないとすれば、企業は投資に見合うリターンが回収されないとして、パンデミック時のワクチンまたは治療薬・診断薬に対する研究開発投資に消極的になると思われ、結果として産学連携は進まない。（企業）

・研究成果が知的財産で保護されることを前提に共同研究がなされ、それによって生み出された研究成果の迅速な実用化、患者への提供がされる。設備投資については研究成果が保護されることが前提。今回の新型コロナウイルスワクチンが迅速に提供された背景には、知的財産保護を前提に各社が行っていた研究開発成果が迅速に提供され、技術提携が迅速に行われたことが背景にある。（企業）
・パンデミック時のワクチンまたは治療薬・診断薬の開発については全て公的資金でまかない、知的財産の保護は不要との議論もあるかもしれないが、今までの医薬品の研究開発の大半が民間企業によってなされてきたという事実を無視した議論である。新型コロナウイルスによるパンデミックでは、知的財産は途上国へのワクチンの公平な供給の阻害要因とはなっておらず、ワクチン供給を妨げている別の要因が特定されている。（企業）
・途上国（主に生産能力がない国）においてパンデミックワクチンの製造・供給するために必要な特許の強制実施権が認められた場合、未熟な生産体制で製造された粗悪なワクチンが途上国で使用され、死亡等の重篤な有害事象等の健康被害が発生した際には、本来の品質担保されたワクチンの使用に悪影響が生じるリスクがある（最悪の場合、ワクチン自体に起因する健康被害では無いことを実証できるまで、使用が制限されるリスクが想定される）。（企業）
・影響はないと考える。産学連携活動と途上国による圧力とはまったく次元の違う話。（企業）
・今のところ目立った影響はないが、特許取得を行う意欲を削ぐような変革があるとすると、開発投資を企業から引っ張ってこようとする動きが難しくなるので望ましくない。（大学）
・大学の学術研究にはそれほど影響はないが、製薬企業の参入障壁には影響するのではないか。（大学）
・パンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬の特許を弱めようという動きには大きく２つある。１つは、強制実施権の要件を緩和して簡素化しようという動き。もう１つは、特許自体を放棄せよとか権利を完全に無効にしてしまうような動き。前者の方の強制実施権については、大学は自らが実施機関ではなくライセンスを通じた実施を目指しており、基本的に強制実施権は無償ではないことからすると、ある一定程度の有償の条件さえつけば、さほど大きな影響ではないのかもしれない。他方で、後者の特許の権利放棄や無効ということになると、これは大学も企業と同じく研究開発意欲の低下に繋がるのでいいことではない。（大学）

７．パンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬を対象とする産学連携活動に関し、特に（通常のワクチン、治療薬・診断薬に比べて）、企業側から大学側に期待する点や改善してほしい事項について

企業側から大学側に期待する点、改善を望む点としては、企業との連携強化、通常時と異なる利益配分条件の考慮、知的財産権の取得・第三者特許対応・ノウハウ秘匿等の対応への配慮、研究開発におけるマイルストン等の設定への理解、信頼性基準の遵守等が挙げられた。

産業界との連携強化

・大学側には、産業界との連携を強化することが期待される。パンデミックワクチンや治療薬・診断薬の研究開発は、産業界の実務経験や市場知識が必要となるため、産学連携においては双方の専門知識と経験を結集することが重要である。パンデミック状況下のワクチンまたは治療薬の開発は企業にとって社会貢献的側面が強いことを大学側も理解した上で、企業のニーズに答える

ため通常の産学連携の枠組みに捕らわれない柔軟な対応を行っていただきたい。

利益配分

・パンデミック状況下のワクチン又は治療薬の開発は企業にとって社会貢献的側面が強い。大学側には、通常製品と異なることを理解していただき、通常時と同じ考えではなく、企業の事情を考慮した利益配分の条件を検討していただきたい。

知的財産権取得の優先

・大学側は、研究成果の公共性の確保が求められる。パンデミックの状況下では、多くの人々の健康や生活に関わる重要な研究が行われているため、大学側は研究成果の公開や情報の共有に積極的に取り組み、社会へ貢献することが期待されるが、企業側の事情も考慮いただき、知的財産権の取得、第三者特許対応、ノウハウ秘匿等の対応への配慮もしていただきたい。
・臨床分離株や作出したワクチン株等の重要マテリアルの商業利用に関する知財やライセンス面での柔軟な対応。

その他

・社会実装を意識した研究開発におけるマイルストンや Go/No-go クライテリアの設定。
・承認審査における信頼性調査に耐えうるレベルでの品質担保（信頼性基準の遵守等）。

８．パンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬を対象とする産学連携活動に関し、特に（通常のワクチン、治療薬・診断薬に比べて）、企業側に期待する点や改善してほしい事項について

・開発の早い段階から知財のための資金がかかるので、そこに資金が欲しい。
・企業側には、グローバル治験をやってほしい。
・パンデミックが起きてからの体制作りでは遅いので、先行投資を念頭に大学との長い付き合いを希望したい。

９．まとめ

パンデミックワクチン・治療薬・診断薬の研究開発に関する企業・大学へのアンケート／ヒアリングの結果を、以下の表にまとめた。

質問項目	企業	大学
（a）通常のワクチンまたは治療薬・診断薬の研究開発と異なる点について （a-1） 研究開発の方針		・次のパンデミックをしっかり予測しながら研究することが大事 ・研究者とのコミュニケーションをより深めることで研究成果からの出願戦略やライセンス、導出検討を素早く行える。 ・該当するバイオセーフティレベルの建物などの施設も必

		要
(a-2) 研究開発の規模	・研究開発段階でもグローバル供給を見据えた研究データ取得、大規模臨床試験、上市後の供給体制構築を進めていく必要。 ・大規模な臨床試験や製造能力の拡充、サプライチェーンの確保など、迅速かつ大規模な展開が求められる。 ・流行地域において数千例から数万例規模のプラセボ対照の発症予防効果検証試験が必要。	・日本は欧米に比べてCOVID-19の患者数が少なく、欧米と同規模の臨床試験を日本で行うことはおそらく無理だった。仮に患者がいたとしても、それを臨床試験でスムーズに回せる仕組みができていたかは疑問。行政の強いリーダーシップよって、仕組みの環境を整えてくれるというような協力が必要。
(a-3) 研究開発の期間	・通常の研究開発では、段階的に研究開発を進めてリスクヘッジを行うが、パンデミック状況下では研究開発の複数のプロセスを並行・複線化して進め、期間短縮を図ることがある ・開発プロセスの短縮化や並行しての研究・開発の実施が必要 ・複線化、PMDA による柔軟且つ迅速な相談体制、承認審査体制。 ・上記に伴い、知財面では、第三者特許調査は通常とは異なり研究開発と同時並行で実施し、第三者特許が後になって発見されたり、特許の有効性の評価が十分に評価できないなどの知財リスクを許容して製品開発を進めている。	・開発して上市するタイミングを逃すと、あまり意味がなくなる。 ・パンデミック前からの研究体制や信頼関係の構築が重要 ・パンデミックワクチンや治療薬のための医薬品の承認基準を明確に定めておくことも必要 ・パンデミック時の国内承認をさらに早くする、という仕組みが必要
(a-4) ライセンス	・低／中所得国の医薬品アクセス向上のために、国連が支援する公衆衛生団体に対して必要な医薬品を優先的にライセンスし知的財産をプールすることにより、ジェネリック医薬品の製造と新製剤の開発を促進するような取り組み ・既存の技術や特許のライセンスの枠組みを活用することで、研究開発のスピードを向上させられることがある。 ・特許の共有や特許権の一時	・特許出願やライセンス契約もスピードが大事。

	的な利用免除など、ライセンス方法においても柔軟な対応が求められることがある。	
(a-5) 資金	・グローバルでの大規模臨床試験、短期間での研究開発が必要となるため、高額な研究開発費が必要 ・政府や国際機関等からの支援・助成を受けることにより迅速に研究開発を進めることが可能 ・プッシュ／プル型のインセンティブが必要	・世の中にもパンデミックに関係する研究が非常に多く出てくるので、採用する企業にとっては選択ができるので、競争になる。そうすると、大学は資金・人員の面で、遅れを取る可能性がある。 ・費用が大きくなる外国出願の時まで大学で全部資金負担をしなければならない、という状況はかなり難しい。
(b) 知的財産戦略に関し、一般に、ワクチンと治療薬・診断薬の間で、異なる特徴として留意している点について	・ワクチンは、治療薬や診断薬と比較し、製法等をノウハウで保護することを重視。 ・診断薬は、米国については、特許法 101 条を考慮し、権利化可能性を検討した上で出願要否を判断。 ・ワクチンは一般的に天然に存在する抗原では特許取得できないため、物質特許以外の他の特許群で製品を保護する必要性あり。	・ワクチンの開発は割と海外の大学と共願しているものが多いので、そういう意味では、海外の大学の知財戦略に右往左往する。 ・パンデミックの間は、ワクチンや治療薬を作る技術があり流通させることができる限られた企業が、ワクチンや治療薬を供給することが現実的。その場合は知的財産権を行使する必要はない。 ・データが予防効果ではなくて治療効果を示すデータしかないケースがあり、ワクチンとしての権利が主張しにくいこともある。
(c) パンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬を対象とする産学連携活動のメリット (c-1) 研究開発の加速	・大学や研究機関の研究成果を企業側が迅速に事業化し、実際の患者や医療現場に早く提供することにより、パンデミックに対する早期の対策や治療の提供が可能 ・平時からパンデミックの原因になる可能性のある病原体に対する予防薬・治療薬・診断薬の開発に必要な材料や技術に関する研究をアカデミアとの連携で進めておくことで、社会実装の連動性を高め、有事の際に迅速な対応を可能とするエコシステムを構築及び錬成する。	・研究そのものが推進されたり、治療薬の適応症を拡大する技術のライセンスの機会が生まれた。 ・パンデミックが起こる前から、パンデミック時の体制を作っておくとメリットがある。 ・産業技術力強化法第 17 条 1 項 2 号「国が公共の利益のために必要がある場合に、当該知的財産権を無償で国に実施許諾すること」という規定があるので、国の方でライセンス先を早期に見つけてくれるのであれば、大学の産学連携にとっては良いこと。

（c-2） リソースの効率的な活用	・産学連携により、資金や人的リソース、設備（ウイルス取り扱い設備等）、検体（ウイルス等）の効率的な活用が図られる。 ・研究機関のネットワークや専門知識を活用することで、より効果的な研究活動が行われる。	
（c-3） 社会への貢献と信頼の向上	・パンデミックに対する有効なワクチンや治療薬・診断薬の開発は、多くの人々の命や健康に関わる重要な貢献なので、このような活動を通じて、企業の社会的な信頼性やブランド価値を向上する。	
（d） パンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬を対象とする産学連携活動のデメリット		
（d-1） 利益の分配と権益の調整	・研究成果の利益分配や知的財産権の権益調整が必要となる場合がある。	
（d-2） 競争と情報の秘匿性（情報管理上のリスク）	・大学内での情報の漏洩・コンタミネーションや秘密情報の目的外利用といったリスクが存在する。	
（d-3） パブリケーション	・大学の使命は大学で得られた成果を社会に還元することだが、パンデミックの状況下ではそれが特に顕著となり、パブリケーションやニュースリリースが優先されるため、企業においては知財化に支障をきたす懸念がある。	
（d-4） グローバル治験ができる企業との連携困難性		・外国でのいわゆる国際治験の推進は、大学単独ではできない。それができる企業がパートナーでないとなかなか難しいが、そんな企業は多くない。
（d-5） 早期の特許出願による記載要件充足のリスク		・早期開発のため早期に企業と連携しようとすると、いろんな実験でデータを固めて検討する前から、早い段階で特許出願してしまうことが起こ

		りやすかった。
（d-6） 費用回収のリスク		・日本版バイドール条項が適用される研究開発も多く、ワクチンのパンデミックなどでは公益的利用ということも想定されるが、企業に対しても無償で利用許諾しなければいけないとなればデメリットになる。
（e） パンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬を対象とする産学連携活動における知的財産戦略（特許出願戦略やライセンス戦略など）（特に、通常の産学連携活動における知的財産戦略や、産学連携を行わない場合の知的財産戦略と異なる点）について		
（e-1） 特許出願戦略	・パンデミックの状況下では共同研究成果の早期公開が大学側から求められるため、ニュースリリースやパブリケーションよりも前に特許出願を行う必要がある。 ・通常より多くの国への事業展開を考慮し、出願国を増加させる。	・早めに特許出願をするので、特に大学の単独出願の際には、特許維持のための資金の問題が起きる。 ・特許の持ち分はその研究の実態によって決まり、単独・共有のいずれがよいという話はない。開発する企業に独占的なライセンスが与えられれば問題はない。 ・大学単独の特許出願国については、日米欧だけではなく、できれば途上国（せめてBRICS の国）を含めて多くの国で権利化すべきだが、予算は限られているので、限定的になる。 ・PCT 国内移行までに、パートナー企業を見つけないと、費用も出願国選定も大学単独ではできない。 ・通常のコンソーシアム型研究の契約は、共同で開発した企業が特許を共有して実施する形にしている場合が多いが、パンデミックになったときに早くワクチンを実用化するために、原則的に大学に権利を一元化するなどの措置が必要。

（e-2） ライセンス戦略	・医薬品アクセスを考慮して早期のライセンス交渉を行う。 ・早期にパンデミックワクチンまたは治療薬を社会に提供することが優先され、十分に検討されたライセンス戦略を採ることが困難となる懸念がある。 ・通常想定されるものよりも低廉にするという考えに落ち着くのではないか。 ・特に違いはない。	・非独占的ライセンスに限って、パンデミックが収束するまでの間は無償で実施許諾を行う方針を打ち出し、技術移転を進めようとした。
（f） 国際的なパンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬の知的財産保護を弱めるようとする動きの産学連携活動への影響について	・そのような国際的な動き自体が、産学連携を減らしたり、妨げたりする方向になるとは考えにくい。 ・知的財産の保護は、パンデミック時のワクチンまたは治療薬・診断薬の研究開発推進・生産供給等のために必須であり、知的財産の保護を弱めれば産学連携に対し構造的な負の影響を及ぼすことは自明。 ・研究成果が知的財産権で保護されないとすれば、企業は投資に見合うリターンが回収されないとして、パンデミック時のワクチンまたは治療薬・診断薬に対する研究開発投資に消極的になる。 ・今回の新型コロナウイルスワクチンが迅速に提供された背景には、知的財産保護を前提に各社が行っていた研究開発成果が迅速に提供され、技術提携が迅速に行われたことが背景にある。 ・新型コロナウイルスによるパンデミックでは、知的財産は途上国へのワクチンの公平な供給の阻害要因とはなっておらず、ワクチン供給を妨げている別の要因が特定されている。 ・未熟な生産体制で製造された粗悪なワクチンが途上国で	・特許取得を行う意欲を削ぐような変革があるとすると、開発投資を企業から引っ張ってこようとする動きが難しくなるので望ましくない。 ・大学の学術研究にはそれほど影響はないが、製薬企業の参入障壁には影響するのではないか。 ・特許を弱めようという動きには大きく２つある。１つは、強制実施権の要件を緩和して簡素化しようという動き。もう１つは、特許自体を放棄せよとか権利を完全に無効にしてしまうような動き。前者の方の強制実施権については、大学にはさほど影響はない。特許の権利放棄や無効ということになると、大学も企業と同じく研究開発意欲の低下に繋がるのでいいことではない。

	使用され、死亡等の重篤な有害事象等の健康被害が発生した際には、本来の品質担保されたワクチンの使用に悪影響が生じるリスクがある。 ・影響はないと考える。	
（g） パンデミックワクチンまたは治療薬・診断薬を対象とする産学連携活動に関し、特に（通常のワクチン、治療薬・診断薬に比べて）、企業側から大学側に期待する点や改善してほしい事項について		
（g-1） 産業界との連携強化	・パンデミックワクチンや治療薬・診断薬の研究開発は、産業界の実務経験や市場知識が必要となるため、産学連携においては双方の専門知識と経験を結集することが重要である。 ・パンデミック状況下のワクチンまたは治療薬の開発は企業にとって社会貢献的側面が強いことを大学側も理解した上で、企業のニーズに答えるため通常の産学連携の枠組みに捕らわれない柔軟な対応を行っていただきたい。	
（g-2） 利益配分	・パンデミック状況下のワクチンまたは治療薬の開発は企業にとって社会貢献的側面が強いことを大学側も理解した上で、企業の事情を考慮した利益配分の条件を検討していただきたい。	
（g-3） 知的財産権取得の優先	・大学側は研究成果の公開や情報の共有に積極的に取り組み、社会へ貢献することが期待されるが、企業側の事情も考慮いただき、知的財産権の取得、第三者特許対応、ノウハウ秘匿等の対応への配慮もしていただきたい。 ・臨床分離株や作出したワクチン株等の重要マテリアルの商業利用に関する知財やライセンス面での柔軟な対応。	
（h） パンデミックワクチン		・開発の早い段階から知財の

または治療薬・診断薬を対象とする産学連携活動に関し、特に（通常のワクチン、治療薬・診断薬に比べて）、企業側に期待する点や改善してほしい事項について		ための資金がかかるので、そこに資金が欲しい。 ・企業側には、グローバル治験をやってほしい。 ・パンデミックが起きてからの体制作りでは遅いので、先行投資を念頭に大学との長い付き合いを希望したい。

第５章　WIPO、WTO/TRIPS理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況

第１節　WIPOにおける議論の動向

１．加盟国総会

WIPO 加盟国総会は、WIPO の予算の策定、PCT 等の国際出願・登録制度の規則改正承認等、WIPO 全体に関わる事項についての意思決定を行う会合。第 64 回加盟国総会は 2023 年 7 月に開催された。

＜第 64 回加盟国総会＞

第 64 回加盟国総会では、各加盟国による一般演説、各委員会の活動報告、2024/25 年 WIPO 計画予算案、ウクライナ支援等が議論された。

（１）一般演説

地域グループ・コーディネータ、ASEAN・EU 等の共同体、各加盟国、オブザーバから、それぞれ一般演説が行われた。我が国（濱野特許庁長官）からは、タン事務局長による WIPO の中期戦略計画（MTSP）2022-2026 のもと、WIPO によるユーザーの利便性向上や、若者、中小企業、スタートアップ、大学などへの支援拡充を通した「知財エコシステム」発展への期待、及び日本国特許庁が、WIPO や世界中の関係者と連携し、WIPO GREEN のマッチング事例増加に努めている旨を表明したほか、グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI）について WIPO 及び加盟国に活用を奨励した。さらに、日本が 30 年以上拠出している任意拠出金（ジャパン・ファンド）や WIPO 日本事務所との協力を通じて、引き続き WIPO を支援していく旨を示すとともに、2025 年に開催される大阪・関西万博において、SDGs 達成に向けて、知的財産の重要性やより一層の活用推進を図るためのアイデア等について、情報発信を予定している旨を表明した。

（２）WIPO 計画予算委員会（PBC）

2023 年は WIPO の 2 カ年度予算の編成年であり、同年 5 月及び 6 月に開催された PBC 会合にて 2024/25 年度計画予算案について議論したものの、一部の予算提案項目について加盟国間での合意が得られず、WIPO 加盟国総会にて再度議論を行うこととなっていた。

今次総会において、上記合意が得られていない項目について集中した議論がなされた結果、提案の一部修正が行われた上で合意が得られ、2024/25 年度計画予算案は承認された。

（３）サウジアラビア知的財産総局（SAIP）の PCT 国際調査（ISA）・予備審査機関（IPEA）への任命

SAIP を ISA・IPEA に任命すること及びその取決め案について、今次総会にて承認された。

我が国からは、SAIP の ISA・IPEA 任命を支持すること、及び日本国特許庁が 2019 年に SAIP と協力覚書（MOC）を締結して以来、当該 MOC に基づく年間作業計画（Work Plan）を策定し、データ交換、人材育成等の協力関係を構築していること等を紹介した。

（４）開発と知的財産に関する委員会（CDIP）

事務局より、過去 1 年間（2022 年 10 月及び 2023 年 4 月）に開催された CDIP 会合の議長総括及び開発アジェンダ実施に関する事務局長報告について紹介があった。

我が国からは、WIPO ジャパン・ファンドを通じた最近の取組を紹介し、また、WIPO GREEN のマッチング事例増加に資する取組に努めたいことを表明した上で、ジャパン・ファンドを含め、WIPO と今後も協力しながらこうした取組を積極的に進めていきたい旨発言した。

（５）WIPOのウクライナ支援に関する報告

事務局より、WIPOがこれまでに行ってきたウクライナの知財システム等への支援に係る活動について報告があった。また、ウクライナへの支援を継続すること、2024年のWIPO加盟国総会でも報告を行うことを主な内容とする決定案に関して投票が行われた結果、賛成多数で可決となり、決定案が採択された。

（６）その他の議題

ウクライナ知的財産庁の組織名称変更に伴うPCT関連のWIPOとの取決め修正提案、各委員会の活動報告や各作業部会で合意された規則改正などが今次総会にて取り扱われ、採択された。

２．特許法常設委員会（SCP）

特許法常設委員会（SCP）では2000年～2005年に実体特許法条約作成に向けて議論を続けていたが、その後3年間、南北対立により会合を開催することができなかった。その後の調整の結果、2008年6月に第12回会合が開催され、第16回以降、ファクトファインディングに留め制度調和につなげないとの前提で、「特許の質（異議制度を含む）」及び「秘匿特権」（以上主に先進国の関心事項）、「特許権の例外と制限」、「特許と健康」及び「技術移転」（以上主に途上国の関心事項）の5項目に関して議論が行われてきた。

2023年10月には、第35回会合が開催され、本会合においては、引き続き上記の5項目に関して議論を行うとともに、各国の知見や経験共有のための各種シェアリングセッションが開催された。

（１）「特許権の例外と制限」：外国の船舶、航空機及び陸上車両の通過中における（特許発明の）利用と特許権の例外と制限について、事務局がレポートをとりまとめた。

（２）「特許の質（異議制度を含む）」：事務局が、前回会合におけるシェアリングセッション（AI）をまとめたレポートや各国からの情報をとりまとめたレポート（早期審査、明細書の開示の十分性、AI発明者等）を作成し、各国から情報提供国（日本を含む）及び事務局に対して謝意が示された。

また、特許審査過程におけるAIの活用に関するシェアリングセッションにおいてはAI専門家（教授）によるAIに関するプレゼンテーションが実施されたとともに、仏（INPI）からは特許分類付与ツールでのAI活用について、またWIPOからは機械翻訳でのAI活用について、それぞれプレゼンテーションが実施された。加えて、AI活用に関し、我が方を含めた各国（ドイツや米国等）から、特許分類付与等でAIを活用している旨発言したとともに、日本弁理士会からAI関連の議論をSCPで引き続き行うことを期待する旨発言した。

（３）「特許と健康」：日本知的財産協会（JIPA）が日本製薬工業協会との共同で、日本企業によるCOVID-19治療薬関連のライセンス活動について言及しつつ、特許制度の下でグローバルな医薬アクセスに引き続き貢献していく旨を述べたとともに、日本弁理士会も、製薬分野において研究開発投資回収の観点から特許制度が重要である点等に言及した。

（４）「秘匿特権」：シェアリングセッションでFICPI（国際弁理士連盟）（講演者は弁護士（インド））からインドにおける秘匿特権に関する紹介が行われた。日本弁理士会も、秘匿特権の重要性について発言した。

（５）「技術移転」：我が方から、WIPO GREENに関する日本の取組紹介（日本知的財産協会（JIPA）・日本企業の協力、WIPO日本事務所が（JIPA）と協力の上マッチングイベントの開催、WIPOジャパンファンドを通じたWIPO GREENプロジェクト支援）や、技術移転に関する研修を途上国向けに提供していることについて、プレゼンテーションを実施した。会議後を含め、議長

（ジンバブエ）を含めたアフリカ諸国（ガーナ、カメルーン等）から、途上国に対するこれまでの JPO の取組について個別に謝意や関心が示されたとともに、WIPO GREEN 自体への関心も寄せられた。

また、標準必須特許（SEP）に関するシェアリングセッション（講演者は民間）が開催され、SEP に関する実務や EU 規則案など、SEP の重要性や動向に関する議論が行われた。

（６）将来の作業：今後の主な取組については、以下のとおり。

○技術移転：標準必須特許（SEP）に関するシェアリングセッション（講演者は加盟国）の開催等。

○異議制度を含む特許の質：各国からの情報に基づく発明の単一性に関する調査のとりまとめや AI 発明者に関する情報の更新、AI 技術が研究開発プロセスでどのように用いられているか等を把握するべく次回 SCP に AI 技術に関する専門家を招待等。

○特許権の例外と制限：（薬局等での処方箋に基づく）調剤行為（次回 SCP）や農家・育成者による特許発明の使用（次々回 SCP）に関する作業文書の作成等。

○依頼人と代理人の間の秘匿特権：各国からの情報に基づく裁判例情報の更新等。

○特許と健康：開発途上国等が特許を活用する際に直面する制約と、それらの国々における医薬品へのアクセスに関する過去の作業文書の更新等。

３．PCT作業部会

PCT 作業部会（PCT-WG）は、2007 年の PCT 同盟総会において設立が合意されたもので、PCT に関する広範な議題を検討し、PCT 同盟総会での採択に向けた加盟国間の事前協議・調整を行う場となっている。

2023 年 2 月に開催された第 16 回会合では、PCT 最小限資料に含まれる特許文献及び非特許文献の定義の全面的な見直しにかかる PCT 規則及び実施細則の改正案、混合言語の国際出願を単一言語とするために翻訳文を求めることを可能とするための規則改正案、英語と仏語に限定されている国際事務局との通信言語を段階的に国際公開の 10 言語に拡大するための規則改正案、国際段階における様式上の方式審査の主たる責任を受理官庁から国際事務局に移す提案等について議論が行われた。PCT 最小限資料及び混合言語の国際出願に関する規則改正案は今次会合で合意され PCT 同盟総会へ提出された。

４．商標・意匠・GIの法律に関する常設委員会（SCT）

SCT では、意匠・商標・地理的表示（GI）の法律に関する国際調和、各国共通の課題等について議論している。

2010 年以降、各国における意匠権の取得・管理に係る手続を調和・簡素化する目的で、意匠法条約（DLT）の草案が議論されてきたところ、①技術支援のあり方（手数料減免制度を含む）について条文で規定すること、②伝統的文化表現等を願書の記載要件とすること（以下「出所開示要件」）の二点を外交会議開催の条件として主張するアフリカグループと、①技術支援については付帯決議で規定すべきとし、②出所開示要件の導入に反対する先進国との間で主張が対立し議論が膠着していた。しかし、2022 年 7 月の WIPO 一般総会において、2024 年中に DLT 採択のための外交会議を開催することが決定したことにより、既存の懸隔を十分な水準にまで埋めるため、2023 年 10 月に第 3 回特別会合が開催され、以下について議論が行われた。また、特別会合に続いて開催された外交会議準備委員会において、2024 年 11 月にサウジアラビア・リヤドで外交会議を

開催することが決定した。

なお、2023 年は通常会合が開催されず、商標及び GI に関しては議論の進展なし。

（１）出所開示要件

出所開示要件に係る規定については、アフリカ諸国、インド・イラン・ベネズエラ・タイは意匠に組み込まれた伝統的知識（TK）・伝統的文化表現（TCEs）等の出所開示を定めることを認めるよう主張する一方、日本・英国・韓国は、出所開示要件に係る規定を削除すべきと主張した。他方、米国は、当該規定を規則へ移す提案を行い、カナダがこれを支持。結果、本論点に係る議論の決着は外交会議に持ち越された。

（２）技術支援

技術支援の規定を条文中に設けるか付帯決議とするかについて議論を行った。インド・ロシアが条文に含めることを支持、日本を含む先進国が付帯決議に入れることを求めた。

締約国による手数料減免制度創設の義務規定について、日本が強い懸念を示し削除を提案、英国・カナダ・韓国・スイスから支持を得た。他方、米国は、同規定における「後発開発途上国（LDC）向け減免措置」に係る部分のみ削除することを提案し、EU がこれを支持した。アフリカ諸国を中心とする途上国がこれらに反発した。

その結果、技術支援の条項に係る議論の決着は外交会議に持ち越された。

（３）非公開期間の起算日統一（秘密意匠）

非公開期間の起算日について、優先日又は出願日とされている条文案を出願日に統一すべきとする日本提案を米国・モルドバ・韓国・モロッコ、オブザーバーである日本弁理士会や日本商標協会が支持した一方、欧州各国が自国の制度との整合性を理由に不支持を表明した。その結果、日本提案を考慮し、優先日を起算日とする文言に対して、削除可能となるようブラケットが付されることとなった。

（４）権利回復等の手続救済規定

権利回復の規定等の手続救済規定は DLT の根幹と考えられるが、インドから義務規定（shall）ではなく任意規定（may）にすべきとの提案がなされ、コロンビア・中国・ロシアがこれを支持したため、救済措置を任意規定とする文言がブラケット付きで追加された。

（５）日本からの新規提案

日本からは 6 項目について新規提案を行った。そのうち、①原案では 6 カ月又は 12 カ月と定められるグレースピリオドの期間を 12 カ月に統一すべきとする提案については、カナダ・米国・スイス・韓国・英国・オーストラリアが支持したことでブラケット付きで条文案に反映されたものの、インド・中国・ロシア・アフリカグループ・ブラジル・イランからは強い反対があった。

また、②優先権主張の追加・訂正の期限を実体審査終了前までとする提案については、先進国のみならず途上国であるナイジェリアからも支持が示され、不支持の意見はなく、ブラケット付きで条文案に反映された。

その他、③行政不服審査法に基づく手続を DLT 対象外とすべき点、④優先権証明書の提出期間、⑤関連意匠における移転等の特例、⑥手数料の金額の表記についても先進国を中心に支持があったが、いずれも注釈追記等の解釈の明確化を図る提案であり、ロシアからの確認により、本会合の議論の対象ではないとの議長・事務局の見解が示されたため、本会合では結論に至らなかった。

（６）米国提案及びナイジェリア提案

米国から、①意匠登録の保護期間（15 年）、②電子出願システムの導入、③優先権書類の電子的交換、④部分意匠の導入義務等の新規提案がなされた。他方、これらが手続要件の範疇を超え

実体規定に及ぶこと等を理由に強く反発したナイジェリアから、①締約国が TK 又は TCEs に係る意匠をデータベースに含める際は先住民の許諾を得ること、②各締約国が提供する意匠登録データベースに対して、先住民が TK 又は TCEs に係る意匠をデータベースから削除するよう異議を申し立てる仕組みを創設することを含む新規提案を行い、南北対立が生じる論点がまた一つ増えることとなった。

５．マドリッド作業部会

マドリッド作業部会は、商標の国際登録に関するマドリッド制度の利便性向上等のため主にマドリッド協定議定書の規則改正について議論し、マドリッド同盟総会での採択に向け加盟国間の事前協議・調整を行う場となっている。2023 年 11 月に開催された第 21 回会合では、マドリッド制度の手続言語として中国語、ロシア語及びアラビア語を追加する提案、基礎要件・従属性に関して、現状の制度から変更しないこと、従属期間を 5 年から 3 年に短縮すること及び基礎要件や従属性を廃止することを各締約国の選択事項とする米国等提案、為替レート変動に伴う手数料換算額の再計算に関する規則改正案等について議論が行われた。いずれの提案についても今次会合では合意に至らず、次回会合で引き続き議論をすることとなった。

６．ハーグ作業部会

ハーグ作業部会は、意匠の国際登録に関するハーグ制度の利便性向上、法的問題の解決等のため、ハーグ協定の共通規則の改正等を議論し、ハーグ同盟総会での採択に向けて、締約国間の実務者間における協議を行う場となっている。2023 年 12 月に第 12 回会合が寿府ベースの物理的参加と本国からのバーチャル参加を組み合わせたハイブリッド形式で開催され、国際出願又は締約国の指定に関する不備を補正できる期間を手数料を支払うことにより 2 ヶ月延長すること及び自発的に国際出願又は締約国の指定を取り下げることを可能にする共通規則改正案が議論され合意に至った。更新にかかる 2 意匠目以降の基本手数料を引き上げる手数料表改定案については合意は得られず将来の会合でより広範に検討することとなった。また、ハーグ制度の手続言語として中国語及びロシア語等を追加する提案について、今次会合では利点・課題・解決策とともに追加言語選択の複数の基準案が示されたところ、中・露から現行の言語体制の見直しやハーグ制度利用促進のための包括的研究の実施に関する議長総括テキストが共同提案されたが、合意は得られず次回会合で新言語導入の可能性を継続議論する結論となった。

７．著作権等常設委員会（SCCR）

SCCR では近年、主に①放送機関の保護と②権利の制限と例外について議論が行われている。

このうち、①放送機関の保護は、1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定を目指して議題化され、現在、2007 年の一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））に従って議論を継続しており、近年は、条約の枢要である、（ⅰ）用語の定義（definition）、（ⅱ）保護の対象（object of protection）、及び（ⅲ）与えられる権利（rights to be granted/protection）に関する議論が中心に行われている。

第 42 回会合（2022 年 5 月）では、代案のない形の議長テキストが示され、第 43 回会合（2023 年 3 月）、第 44 回会合（2023 年 11 月）では、前回会合の議論等を踏まえて修正された議長テキストについて、各国と、議長・起草者の間で質疑が行われた。

今後、議長テキストは、各国等からの意見等を踏まえて修正され、次回の第 45 回会合で更に議論が行われる予定である。

②権利の制限と例外は、著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005 年以降、議題化されている。現在（ｉ）図書館とアーカイブのためのものと（ii）教育、研究機関等のためのものの２つを議論対象としている。両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

８．WIPO標準委員会（CWS）

WIPO 標準委員会（Committee on WIPO Standards：CWS）は、2009 年 9 月の一般総会において、従前の情報技術常設委員会／標準・文書作業部会（SCIT／SDWG）に代わり設置が承認された。技術専門家が集い、新たな WIPO 標準の策定や現行 WIPO 標準の改正等について検討することを目的とした委員会である。

2023 年 12 月に開催された第 11 回会合では、我が国からデータ交換に関する WIPO 標準の策定を目指した新規プロジェクトを提案した。また、サウジアラビアから、WIPO に新たにグローバルプラットフォームを設立する提案があり、我が国の提案とも強く関連することから、両提案を合わせた単一のタスクとして審議された。審議の結果、議論継続となり、我が国とサウジアラビアが統合提案を次回会合で提示できるよう、国際事務局から調査票を回章として発出し、各国の状況等を聴取していくことが合意された。

さらに、同会合では、新標準 ST.92（優先権書類及び認証謄本の電子交換のためのデータパッケージ形式に関する標準）の策定、既存の標準 ST.26（配列表 、第 1.7 版）、ST.61（商標のリーガルステータス ）及び ST.88（意匠の電子的表示）の改訂、ST.96（XML を用いたデータ交換フォーマット）における権利者不明著作物 メタデータの改善に関する提案、（出願人名称等の）名称のデータクリーニングに関するガイドラインの提案等について議論がされた。このうち、新標準 ST.92 について、必須データと任意データのリスト、商標及び意匠のデータ等についてさらなる検討が必要である等の指摘を受け、議論継続となった。既存の標準 ST.26、ST.61 及び ST.88 については、改訂案が承認された。ST.96 における権利者不明著作物メタデータの改善に関する提案については、2024 年初頭に会議を開催し、過去の回章に回答した官庁や、著作権を所管する CWS 参加庁等を招待して議論することが決定した。名称のデータクリーニングに関するガイドラインの提案については、ガイドラインの調査と分析にはさらに時間が必要であるとの指摘を受け、議論継続となった。

９．エンフォースメント諮問委員会（ACE）

本諮問委員会は、2002 年の一般総会において、知的財産権のエンフォースメント（権利執行）に関する諮問委員会（ACE）として設立され、知的財産権（知財）の執行に関する技術的な支援や調整、特に模倣・海賊行為に対抗するための機関・産業界との連携、公衆教育、支援、国内・地域内の研修プログラムの実施調整、知的財産権行使の事項に関する情報交換等を行っている。

2022 年 8-9 月に第 15 回会合が開催された。同会合では、知財のエンフォースメントに係る（１）公衆への啓発活動、（２）政策実施体制、（３）WIPO による各国・地域での人材育成活動支援について、プレゼンテーション等を通じ、情報共有が行われた。

（１）知財エンフォースメントに係る公衆への啓発活動においては、我が国から、コピー商品撲滅キャンペーンの取組及び海外からの模倣品流入への規制強化に向けた法改正（2022 年 10 月 1 日施行）について紹介し、デンマーク、タイ、フィリピンなどからも啓発活動について紹介があった。質疑応答では、我が国のキャンペーンについて、若年層への教育を実施する指導者側への教育方法について質問が寄せられ、学習指導要領に準拠した学習指導案を活用することで専門知識を持たない者にも生徒向けの指導を可能とし、また、真贋判断など技術的な側面については民間企業の協力が不可欠である旨、応答した。

（２）知財エンフォースメントに係る政策実施体制においては、サブテーマ「オンライン上の知財侵害に対する制度的取決め」では、ゲーム産業における著作権侵害についての研究に関してロンドン大学クイーン・メアリー校から紹介があった。サブテーマ「知財エンフォースメントの調整」では、ブラジル、チリ、カザフスタン、韓国、サウジアラビア、UNODC（United Nations Office on Drugs and Crime）によるパネルディスカッションが行われた。サブテーマ「知財エンフォースメントにおける新技術」では、EUIPO 及びテンセントグループから、ブロックチェーン等の新技術を利用した知財保護について紹介があった。サブテーマ「知財侵害事件の判決」では、インド、AIPPI（International Association for the Protection of Intellectual Property）、INTA（International Trademark Association）によるパネルディスカッションが行われた。

（３）WIPO による各国・地域での人材育成活動支援においては、アルバニア及びウェスタンオンタリオ大学から、WIPO 作成の知財犯罪の捜査と起訴に関する研修教材を国内向けにカスタマイズしたマニュアルの有用性及び知財のエンフォースメントに関するアラビア語の判例集の活用についてそれぞれ紹介があった。また、WIPO 事務局から、近年の WIPO の活動について報告があり、我が国から、WIPO ジャパンファンド事業を通じて今後も WIPO と協力し知財の普及啓発に貢献したい旨発言した。

１０．開発と知的財産に関する委員会（CDIP）

開発と知的財産に関する委員会（CDIP）は、WIPO が取り組むべき「開発アジェンダ」（2007 年の WIPO 一般総会にて採択）を実施するための作業計画の策定、履行状況の確認等を行うために設立された委員会。

2023 年 4 月に第 30 回会合、2023 年 11-12 月に第 31 回会合が開催された。

＜第 30 回 CDIP 会合＞

（１）持続可能な開発目標（SDGs）及び関連目標の実施に対する WIPO の貢献に関する報告：WIPO 事務局より、SDGs 及びその関連目標の実施に対する WIPO の貢献に関する年次報告が行われ、その中で、国連 SDGs 特別顧問の José Graça Aranha 氏より、同氏がジャパン・ファンドの支援のもと、各国知財制度における SDGs の実施に関する研究も行ったことの紹介があった。我が国からは、ジャパン・ファンドの支援により SDGs 達成に向けた活動がなされたことを歓迎するとともに、我が国が WIPO GREEN に高い期待を持っており、WIPO GREEN を通じた技術移転の成功事例を増やし、より一層効果的な取組と出来るよう、WIPO と引き続き連携し進めていきたい旨を述べた。

（２）開発協力分野における WIPO 技術支援の外部独立レビュー提案：WIPO の技術支援活動のレビューに関して、過去に実施されたレビューから 10 年以上の期間が経過し、その間に SDGs 達成に向けた取組、デジタルトランスフォーメーション、AI を含む先端技術など様々な変革があっ

たところ、第 29 回会合に引き続き、アフリカグループより、新たに開発協力分野における WIPO 技術支援を評価し WIPO の技術支援活動の改善を目的としたレビューを実施する旨の提案がなされた。今次会合での議論の結果、会合に提出されたレビューの委任事項（ToR）が採択され、2023 年の第４四半期より、本レビューを開始することが決定した。

（３）その他議論等：美食観光事業における知財活用、WIPO が提供する技術支援に関するウェビナー、知財と若者、知財と女性等をテーマとしたプロジェクト提案や報告等、途上国に対する支援に関する議論等を行った。また、本会合に併設して「持続可能な農業のための知財とイノベーション」をテーマとした国際会議が開催され、AI 等の新技術を利用した農業支援、農産物のブランディングにおける知財の活用等に関して、各国有識者によるパネルディスカッションが行われた。

＜第 31 回 CDIP 会合＞

（１）提案プロジェクト、報告事項：事務局より、既存のプロジェクト完了報告、「開発アジェンダ」の実施状況報告等がなされた。また、途上国の技術開発者（学術機関、研究機関、企業）や技術仲介者（技術移転オフィスなど）を対象とした能力構築支援プロジェクト（イノベーションの連携に関与し支援する能力を強化）など、今次会合で提案されたプロジェクトはいずれも実施が承認された。

（２）「知財と開発」に関する情報共有セッション：事務局から「気候変動への対応：知財はカーボンピーキング及びカーボンニュートラルの目標達成に寄与」をテーマとしたプレゼンテーションが行われるとともに、加盟国から気候変動対応に関する取組等が紹介された。我が国からは、グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI）の概要や GXTI を用いた調査結果を公表したこと等を紹介し、各加盟国において GXTI を積極的に活用して欲しい旨呼びかけるとともに、WIPO GREEN に関して、我が国から世界最多のパートナーがその活動を支えており、日本国特許庁も、産業界や WIPO と積極的に連携し、引き続き WIPO GREEN の活動を支援したいこと等を表明した。

（３）その他議論等：常設議題である「知財と開発」について、次回第 32 回会合（2024 年 4-5 月予定）～第 34 回会合（2025 年春季予定）のトピックが採択された。また、2025 年に開催予定の「知財と開発に関する国際会議」のサブトピックが採択された。

一般演説では、我が国から、WIPO ジャパン・ファンドを通じ、今年度は、アラブ諸国の AI 分野の中小企業（SMEs）が、イノベーションを十分に活用できるよう支援するプロジェクトを立ち上げたこと、アフリカで農業ビジネスに従事する女性起業家のために知財が果たす役割をテーマとしたカンファレンスを開催したこと等、知財と開発に関する我が国の貢献に関する最新情報を紹介した。

１１．遺伝資源等政府間委員会（IGC）

WIPO 遺伝資源等政府間委員会（Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore; IGC）においては、遺伝資源（GRs）、伝統的知識（TK）、伝統的文化表現・フォークロア（TCEs）の保護に関し、2001 年以来、知的財産権の観点から専門的かつ包括的な議論が重ねられている。これまで、効果的かつバランスのとれた保護を確保する国際的な法的文書について合意に達することを目的に、テキストベースの交渉を行うこと等のマンデートに基づき、それぞれ具体的なテキストに基づく議論が行われてきたが、GRs、

TK、TCEs に関し包括的な保護の枠組の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

（1）GRs 及び関連する TK について

ア．2022 年 WIPO 総会までの動き

2022 年 2 月から 3 月にかけ開催された第 42 回会合、5 月から 6 月にかけ開催された第 43 回会合においては、GRs（及び関連する TK）について議論が行われた。

第 42 回会合においては、GRs のテキストの改訂に関する議論が行われたが、途上国と先進国の懸隔を残したまま、多数のブラケットが付されている改訂テキストを次回会合に送ることとなった。

第 43 回会合においては、引き続き GRs に関する統合テキストの改訂について議論がされたものの、2019 年 4 月に提出された議長テキスト を交渉の基礎とすることに固執したアフリカグループ各国の反対により、改訂後のテキストを第 47 回会合に送ることに対してコンセンサスが得られず、改訂前の統合テキスト（第 42 回会合終了時のもの）を 2022 年の一般総会及び第 47 回会合に送付することが合意され、第 47 回会合には、改訂前の統合テキストに加え、議長テキストの更新版が提出されることが決定された。

また、第 47 回会合開催よりも前に、事務局主導の（非交渉）プロセスとして、GRs の出所開示要件について議論するアドホック専門家会合や、GRs、TK、TCEs のデータベース等の情報システムに関するセミナーや技術会合を、完全オンライン形式で開催すること、及びデータベース等の情報システムについて、事務局が各加盟国等に対してオンラインサーベイを行い、その結果をオンラインで公表するとともに、作業文書にまとめることが決定された。

このような中、当該マンデートの期間中である 2022 年 7 月に開催された WIPO 総会においては、同年開催された IGC 会合の報告を受ける予定のみであったものの、GRs 及び関連する TK について、アフリカグループから、議長テキストをベースに国際的な法的文書採択のための外交会議の開催が提案され、最終的にこの提案が採択されるに至った。

このため、GRs 及び関連する TK については、2024 年までに国際的な法的文書の採択のための外交会議を開催すること、並びに、2023 年下半期に懸隔を埋めるための特別会合及び外交会議に関し必要な事項を決定する準備委員会を開催することが決定した。

イ．2022 年 WIPO 総会後の動き

GRs 及び関連する TK については、2022 年 WIPO 総会における決定に従い、2023 年 9 月に、テキストに関する実質的な議論を行うための特別会合、及びテキスト中の管理規定や外交会議の手続規則・会議の場所や日程について議論するための外交会議準備委員会が開催された。

特別会合においては、テキスト中の実質的規定について条項毎に議論が行われたが、懸隔は埋まらず、開示要件、制裁規定、見直し条項などの主要な論点を残したまま、元の議長テキストに若干の修正を施したのみのテキストが、特別会合において合意されたテキストとして準備委員会、そして外交会議に送ることが決定された。

準備委員会においても、テキストに関しては実質的な変更はなく、事務局が提案した原案とほぼ同一のテキストを本会合の成果物として外交会議に送ることが決定された。また、外交会議の手続規則については異議なく採択された。外交会議の場所・日程に関しては、開催地としてそれまで名前が挙がっていた南アフリカやインドがいずれも申出を取り下げたことから 9 月の会合の場

では決定せず、その後の 2023 年 12 月に開催された準備委員会再開会合において、2024 年 5 月にジュネーブの WIPO 本部において外交会議を開催することが決定した。

（２）TK 及び TCEs について

2022 年 9 月、12 月、2023 年 2 月及び 6 月にそれぞれ開催された第 44 回から第 47 回までの各会合においては、TK・TCEs について議論が行われた。

各規定に含まれるオプションや代替案等について、先進国や途上国、先住民コーカス等からそれぞれ選好する案や理由が述べられたほか、ファシリテータによる提案を含め種々の修正提案が出されるなど積極的な議論がなされ、重複するオプションの削除等一定の議論の収れんが見られるところもあったが、総じて従来の立場から変更はなく、途上国間、先進国間でも随所に立場の相違が見られるなど、いずれの論点についても大きな進展は見られないまま、第 44 回から第 47 回までのいずれにおいても、最終日に提示された改訂テキストを次回会合に送ることが決定された。また、第 47 回会合においては、IGC の次期マンデート及び作業計画に関する一般総会への勧告についても議論が行われ、外交会議の対象となる GRs の扱いや外交会議・WIPO 一般総会前後の IGC 会合の時期・回数等について調整が難航したが、議長、各グループ代表、先住民コーカス等の間での集中的な議論を経て、2024/2025 年のマンデート・作業計画案が合意されるに至り、これらは 2023 年 7 月の一般総会において案のとおり採択された。2024/2025 年のマンデートの概要は次のとおり。TK 及び TCEs については、これに従い、2024 年 10 月以降の IGC 会合において引き続き国際的な法的文書の合意に向けた議論が継続される。

（i）2024/2025 年度中に、TK、TCEs について、「国際的な法的文書」をまとめることを目的に、成果物の法的性質を予断することなく議論を継続すること

（ii）GRs 及び関連する TK については 2024 年までの外交会議の開催が決定しているところ、マンデートに関連する範囲で GRs に関する知財の問題についても引き続き議論すること

（iii）作業計画に従い、2 年間で計 4 回のセッションを開催すること

※作業計画では、2024 年 10 月に、外交会議後に生じる GRs 及び TK に関する問題についての進捗確認のための第 48 回 IGC と TK・TCEs について議論を行うための第 49 回 IGC を続けて開催すること、2025 年 3 月及び 6 月に TK・TCEs について議論を行うための第 50 回・51 回 IGC を開催し、同年 7 月の WIPO 総会において進捗確認を行うことが記載されている。

（iv）法的・政策的・技術的問題に対処する場としての「アドホック専門家グループ」（ad hoc expert group（s））を設立してもよい（may establish）こと

（v）2025 年の一般総会において外交会議を含めた GRs、TK、TCEs の現状評価を行い、TK、TCEs については議論の成熟度に基づき外交会議開催や交渉継続の可否を決定すること

なお、第 44 回会合において、IGC 自体とは別のプロセスとして、議長個人の権限で、TK 及び TCEs のテキストを統合した新たなテキスト案を作成することが報告され、第 45 回会合においてゼロドラフトが、第 46 回及び第 47 回の各会合においてこれに改訂を加えたファーストドラフト、セカンドドラフトがそれぞれ提示されたが、これらはいずれも議論の基礎となる作業文書ではない「ノンペーパー」の扱いとなっており、会合中で当該テキストについて議論されることはなかった。

第２節　WTO TRIPS理事会における議論の動向（TRIPSウェイバー提案に係る議論を除く）

TRIPS 理事会は TRIPS 協定の実施、義務の遵守のチェックや、TRIPS 協定に関する事項の協議を行う場であり、毎年 3 回開催される通常会合などで議論がなされている。

2023年に開催された通常会合においては、従前TRIPS理事会で取り上げられている（１）TRIPS協定と生物多様性条約（CBD）の関係、（２）知的財産とイノベーション、（３）TRIPS 協定第66.2 条に基づく技術移転奨励措置、（４）ノン・バイオレーション（非違反申立て）、（５）知財と COVID-19、等に加え、2023 年 10 月の会合では、（６）強靱性構築のための技術移転の役割、貿易と技術移転に関する WTO における議論の再活性化についても議論が行われた。以下、上記（１）～（６）の議論の概要を説明する。

１．TRIPS協定と生物多様性条約（CBD）との関係

TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）との関係は、WTO 香港閣僚宣言パラ 39 において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに適切な行動をとること、また、パラ 44 において TRIPS 理事会の作業を継続することとされている。

2023 年に開催された通常会合においては、中国、インド、インドネシア、ブラジル、南ア等から、従来の立場（①TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、2011 年 4 月の提案文書（TN/C/W/59）で言及されているとおり遺伝資源の出所開示要件の義務付ける TRIPS 協定改正を行うべき、②CBD 事務局を TRIPS 理事会に招聘し、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべき、及び、③WTO 事務局に対し、TRIPS 協定と CBD との関係、TRIPS 協定第 27 条 3（b）のレビュー、 伝統的知識及びフォークロアの保護の 3 つの論点について事実関係がまとめられた 2006 年の文書（IP/C/W/368/Rev.1、IP/C/W/369/Rev.1、IP/C/W/370/Rev.1）のアップデートを行うべき）を繰り返す発言があった。また、2023 年 3 月の通常会合では、南アから、WIPO 加盟国総会で IGC に関して遺伝資源に関する外交会議開催に係る決定があったことを歓迎する旨、及び、ブラジルから、遺伝資源に関する外交会議に向けて加盟国が積極的に関与することを望む旨述べられた。

これに対して、日本、米国、英国からは、遺伝資源の出所開示要件等はイノベーションを減退させるおそれがあることから反対の立場が繰り返し表明されるとともに、WIPO の遺伝資源等政府間委員会（WIPO/IGC）が本議論に関し最適なフォーラムである旨主張がなされた。また、米国が、CBD 事務局の TRIPS 理事会への招聘及び WTO 事務局の関連文書の更新も支持する立場にないとした一方、カナダは、立場を予断しないことを前提として、CBD 事務局の招聘及び WTO 事務局の関連文書の更新について支持することができるとした。2023 年 3 月の通常会合では、米国より、WIPO 加盟国総会での遺伝資源の外交会議に関する決定に関しては依然主要な論点に関して立場や意見に多大な隔たりが存在している状況であり、WIPO/IGC での技術的な議論に引き続き関与していきたい旨発言があった。

議長からは、加盟国に対し、必要に応じて相互に議論することを促す旨述べられた。

２．知的財産とイノベーション

知的財産とイノベーションは、各国における知的財産の活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012 年 11 月の通常会合以来議論が行われている。

2023 年の会合では、「cross border collaboration」をテーマに①知的財産庁間の協力、②研究協力、③スタートアップに対するインキュベータ及びアクセラレーターによる支援、を議題として議論が行われた。各会合では、日本、米国、EU、スイス及び豪州等の先進国から、各国の経験・知見や取組について共有されると共に、①については、先進国のみならず、ペルー、南ア等からも他

の知的財産庁からの支援、協力等が共有され、途上国を含めた多くのメンバーに、各議題の重要性が広く認識される形となった。なお、日本からは、各議題について、①特許審査ハイウェイ、IT システムの構築、新興国の特許審査官を対象とした研修プログラムの提供、②途上国における人材開発支援、知財制度整備支援、海外への展開を目指す企業等への海外展開支援窓口における支援、③政府、大学、民間等によるインキュベーション・アクセラレーションプログラム等、国境を越えた様々な取組を紹介した。

３．TRIPS協定第66.2条に基づく技術移転奨励措置

本議題は、TRIPS 協定第 66.2 条に基づき、先進国は後発開発途上国（LDC）への技術移転を促進及び奨励するため、先進国領域内の企業及び機関に奨励措置を提供することとされているところ、先進国が作成した報告書に基づいて活発な意見交換を行うことを目的としたもの。

2023 年 3 月の通常会合において、WTO 事務局から、直前に開催された TRIPS 協定第 66.2 条の実施に関するワークショップについて、LDC メンバー18 か国及び先進国メンバーの 9 か国の専門家による関与・貢献があった旨紹介があり、例えば、公衆衛生、農業、環境における技術移転プログラムの概要の報告がなされたことや、多くの LDC から、環境・気候変動、農業・食糧、保健・医薬品、情報通信技術（ICT）等が技術移転の優先課題分野として報告されたことなどが紹介された。また、先進国が作成している報告書に関し、LDC は、先進国が第 67 条の技術協力と区別無く報告していることや、技術指導等も第 66.2 条における奨励措置として報告しており、これらは 66.2 条の趣旨とは異なること等を指摘し、先進国による報告内容の改善を要請した。日本、英国、スイス、米国等の先進国からは、ワークショップ開催に感謝する旨、LDC との間で技術移転の奨励措置に関する意見交換ができて有意義であった旨、この取組には引き続き対応していく旨言及があった。

2023 年 10 月の通常会合においては、米国、EU、オーストラリア、スイス、ノルウェー、英国、カナダからそれぞれ報告書が提出され、その概要につき説明がなされた。LDC は、メンバーの努力に感謝する一方、報告書の中には 67 条の下で報告されるべき事項も含まれているように見受けられること、TRIPS 協定第 66.2 条に関する年次ワークショップは有用であって、このような取り組みを通じて支援されるべき技術内容が特定されることが望まれること、などを述べた。

議長は、本議題は次回の会合でも議論を継続したいとした。

４．ノン・バイオレーション（非違反申立て）

ノン・バイオレーション（非違反申立て）とは、協定上の義務に違反しないものの、他の加盟国の利益を無効化又は侵害する措置について紛争解決手続の対象とすることを認めるものである（GATT 第 23 条第 1 項（b））。ウルグアイラウンドの交渉においては、TRIPS 協定にも GATT のノン・バイオレーションの規定を適用させるか否かが論点とされたが、各国の懸隔が埋まらず、TRIPS 協定第 64 条には、GATT のノン・バイオレーションの規定の TRIPS 協定への適用についてモラトリアムが規定された。同モラトリアムは累次の閣僚会議/一般理事会で延長されている。

最近の議論においては、2023 年 10 月の通常会合にて、第 14 回 WTO 閣僚会議（MC14）までの間、TRIPS 協定にノンバイオレーションを適用せず、モラトリアムを延長することが議長より提案されたところ、タイ、ノルウェー、南ア、インド等は、議長提案を支持するとしたものの、ナイジェリア、ペルー、インドネシア等はモラトリアムを恒久的なものとすることが望ましい旨発言。日本、英国等はスコープとモダリティを明確にすべきなどの理由から、議論を継続すべきと

述べたところ、米国も議論の継続を支持すると発言し、スイスは、MC12 以降、実質的な議論は行われておらず、再度の延長の必要性に疑問がある旨を述べた。本提案についてメンバー間で合意が得られなかったため、本議題はサスペンドとなった。

なお、その後、2024 年 2 月 26 日から 3 月 2 日にかけて開催された第 13 回 WTO 閣僚会議において、第 14 回 WTO 閣僚会議までモラトリアムを延長するという閣僚決定（WT/MIN（24）/39）[379] が採択された。

５．知財とCOVID-19

本議題は、COVID-19 感染拡大を受け、TRIPS 協定の柔軟性と公衆衛生について TRIPS 理事会で議論すべきと主張する南アより提案され、2020 年の 7 月の通常会合から、COVID-19 関連の知財措置の情報交換を目的として新たに登録されたものである。なお、2022 年 7 月の通常会合において、議題名を「COVID-19 に対する知的財産分野での対応」から「知財と COVID-19」に変更することが合意されている。

2023 年に開催された全ての通常会合において、いずれのメンバーからも、MC12 における TRIPS 協定に関する閣僚決定パラ 5 に基づく通知（同閣僚決定に基づく措置を実施したことについての通知）はなかった旨が、議長から報告された。

2023 年 3 月の通常会合において、南アから議題のタイトルを「知財、COVID-19 及び将来のパンデミック」として範囲を広げるよう提案がなされるとともに、インドから、議題は COVID-19 に限定されるべきでない旨発言があったものの、EU、英国より、検討が必要との意見が述べられ、合意は形成されなかった。

2023 年 6 月の通常会合において、南ア、インドネシア等から、将来のパンデミックに向けた議論を行う必要性が述べられると共に、トリガーメカニズム導入の必要性について言及があったのに対し、米国、EU、英国より、新たなトピックを提案しようとする場合は、他のメンバーが建設的議論に向けた準備のために十分な時間を持つことができるよう、提案を事前に送付することを求める旨の発言があった。

2023 年 10 月の通常会合においては、英国より、将来に向けて、自発的なライセンス供与や技術移転のパートナーシップの形成を促進すべく、そのようなパートナーシップを支える要因を検討し、より多くのパートナーシップを結ぶ方法について加盟国が経験を共有することを目的とする提案（IP/C/W/704）が提出された。これに対し、日本、オーストラリア、シンガポール等は、自国における技術移転の経験を共有しつつ、過去の経験に基づく信頼関係の構築や、受け手側の技術力や設備の改善などが技術移転の促進に重要であることを指摘した。一方、南ア、インドネシア、インド等は、技術移転の促進は重要であると述べつつも、パンデミックなどの緊急時には、自発的ライセンスでは不十分であり、TRIPS 柔軟性の利用が必要であること等を指摘。また、コロンビアは、TRIPS 協定第 31 条（f）が自発的ライセンスの障害になっているとして、本規定に関して議論がしたいとした。

議長は、本議題は次回の会合でも議題にして議論を継続したいとした。

[379] TRIPS NON-VIOLATION AND SITUATION COMPLAINTS
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN24/39.pdf&Open=True

６．強靭性構築のための技術移転の役割、貿易と技術移転に関するWTOにおける議論の再活性化

2023 年 10 月の通常会合において、アフリカグループとインドからそれぞれ提案された、技術移転に関する提案（※）について議論が行われた。

途上国（バングラデシュ、ブラジル、ネパール、ナイジェリア等）がこれらの提案を支持した一方、米国は、画一的に追加の柔軟性を与えるような議論はできないと述べた。また、EU、スイスは技術移転には知財制度の法的安定性が必要であると述べつつ、知財以外の多様な要素（インフラ、人材、教育等）も重要であることを指摘し、英国、スイスは、両提案は知財を超えた問題であって、TRIPS 理事会の専門外の事項は、関連する委員会で議論すべきであると述べた。

※アフリカグループ提案（IP/C/W/701）

2023 年 3 月に一般理事会に提出された、産業発展のための政策余地（ポリシースペース）提案（WT/GC/W/868）を出発点としており、2023 年 7 月に、技術移転の議論を再活性化すべきとの提案が、知的財産を含む様々な分野において提出されたところ、それらの提案のうちの一つ。

公平かつ合理的な条件で、技術にアクセスし手頃な価格とするために WTO の制度（特に強制実施権などの柔軟性）を活用することを目的として、各国の経験などについて議論することを提案。

※インド提案（非公開）

貿易と、気候変動に対処するための途上国への環境に配慮した技術の移転との関係に関する議論の活性化に焦点を当てたもの。

第３節　WTO紛争案件の整理・分析

ここでは、WTO における TRIPS 協定に関連する紛争案件について、１．一覧[380]、２．個別案件、３．小委員会報告の内容、４．上級委員会報告の内容、５．X 仲裁判断の内容、６．TRIPS 協定紛争案件（計 44 件）の小委員会・上級委員会設置状況、に分けて、整理・分析する。尚、以下の１、２、３、４、５、６の項目においては、それぞれの項目の冒頭に、参考として、2023 年 1 月以降の新たな動きを抜き出して記載している。

１．一覧（TRIPS協定条文による分類）

TRIPS 協定発効から 2023 年 12 月までの同協定に関連する紛争処理案件としては、44 件の協議要請がなされ、うち 22 件の小委員会が設置された。

（参考）2023 年 1 月以降の新たな動き

第 3 条　内国民待遇、第 4 条　最恵国待遇、第 28 条　与えられる権利について

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS590	日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置	韓国	終了（取下げ）	判断せず

[380] WTO の HP「home-trade topics-dispute settlement-the disputes-disputes by agreement」
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A26#selected_agreement

なお、WTO のウェブサイトには、WTO 協定の解釈と適応についてまとめたデータベースサイト：WTO Analytical Index があり[381]、その Annex 1C （Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）[382]に、TRIPS 協定に関連する小委員会報告や上級委員会報告がまとめられている。個別の報告書の該当部分については、WTO Analytical Index: Annex 1C （Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）の各条文 Jurisprudence 部分を参考にされたい。

第 1 条　義務の性質及び範囲

（1） 加盟国は,この協定を実施する。加盟国は,この協定の規定に反さないことを条件として,この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが,そのような義務を負わない。加盟国は,国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。

（2） この協定の適用上,「知的所有権」とは,第 2 部の第 1 節から第 7 節までの規定の対象となるすべての種類の知的所有権をいう。

（3） 加盟国は,他の加盟国の国民（注 1）に対しこの協定に規定する待遇を与える。該当する知的所有権に関しては,「他の加盟国の国民」とは,世界貿易機関のすべての加盟国が 1967 年のパリ条約,1971 年のベルヌ条約,ローマ条約又は集積回路についての知的所有権に関する条約の締約国であるとしたならばそれぞれの条約に規定する保護の適格性の基準を満たすこととなる自然人又は法人をいう（注 2）。ローマ条約の第 5 条（3）又は第 6 条（2）の規定を用いる加盟国は,知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会（貿易関連知的所有権理事会）に対し,これらの規定に定めるような通告を行う。

（注 1）この協定において「国民」とは,世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については,当該関税地域に住所を有しているか又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。

（注 2）この協定において,「パリ条約」とは,工業所有権の保護に関するパリ条約をいい,「1967 年のパリ条約」とは,パリ条約の 1967 年 7 月 14 日のストックホルム改正条約をいい,「ベルヌ条約」とは,文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約をいい,「1971 年のベルヌ条約」とは,ベルヌ条約の 1971 年 7 月 24 日のパリ改正条約をいい,「ローマ条約」とは,1961 年 10 月 26 日にローマで採択された実演家,レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約をいい,「集積回路についての知的所有権に関する条約」（IPIC 条約）とは,1989 年 5 月 26 日にワシントンで採択された集積回路についての知的所有権に関する条約をいい,「世界貿易機関協定」とは,世界貿易機関を設立する協定をいう。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

[381] WTO Analytical Index (WHO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/ai17_e.htm

[382] WTO Analytical Index Annex 1C: Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/trips_e.htm

DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	小委員会設置	未決着

第 2 条　知的所有権に関する条約

（1） 加盟国は,第 2 部,第 3 部及び第 4 部の規定について,1967 年のパリ条約の第 1 条から第 12 条まで及び第 19 条の規定を遵守する。

（2） 第 1 部から第 4 部までの規定は,パリ条約,ベルヌ条約,ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に基づく既存の義務であって加盟国が相互に負うことのあるものを免れさせるものではない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 3 条　内国民待遇

（1） 各加盟国は,知的所有権の保護（注）に関し,自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。ただし,1967 年のパリ条約,1971 年のベルヌ条約,ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に既に規定する例外については,この限りでない。実演家,レコード製作者及び放送機関については,そのような義務は,この協定に規定する権利についてのみ

適用する。ベルヌ条約第 6 条及びローマ条約第 16 条（1）（b）の規定を用いる加盟国は,貿易関連知的所有権理事会に対し,これらの規定に定めるような通告を行う。

（注）第 3 条及び第 4 条に規定する「保護」には,知的所有権の取得可能性,取得,範囲,維持及び行使に関する事項並びにこの協定において特に取り扱われる知的所有権の使用に関する事項を含む。

（2） 加盟国は,司法上及び行政上の手続（加盟国の管轄内における送達の住所の選定又は代理人の選任を含む。）に関し,（1）の規定に基づいて認められる例外を援用することができる。ただし,その例外がこの協定に反さない法令の遵守を確保するために必要であり,かつ,その例外の実行が貿易に対する偽装された制限とならない態様で適用される場合に限る。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS59	インドネシアの自動車関連措置	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	違反該当
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会）	違反該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	違反該当
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	判断せず
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS527	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対ﾊﾞｰﾚｰﾝ】	協議要請	未決着
DS528	アラブ首長国連邦、バーレー	カタール	協議要請	未決着

	ン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	【対ｻｳｼﾞｱﾗﾋﾞｱ】		
DS542	中国の知的財産問題に対する措置	米国	終了（取下げ）	判断せず
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず
DS590	日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置	韓国	終了（取下げ）	判断せず

第 4 条　最恵国待遇

知的所有権の保護に関し,加盟国が他の国の国民に与える利益,特典,特権又は免除は,他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。加盟国が与える次の利益,特典,特権又は免除は,そのような義務から除外される。

(a)　一般的な性格を有し,かつ,知的所有権の保護に特に限定されない司法共助又は法の執行に関する国際協定に基づくもの

(b)　内国民待遇ではなく他の国において与えられる待遇に基づいて待遇を与えることを認める 1971 年のベルヌ条約又はローマ条約の規定に従って与えられるもの

(c)　この協定に規定していない実演家,レコード製作者及び放送機関の権利に関するもの

(d)　世界貿易機関協定の効力発生前に効力を生じた知的所有権の保護に関する国際協定に基づくもの。ただし,当該国際協定が,貿易関連知的所有権理事会に通報されること及び他の加盟国の国民に対し恣意的又は不当な差別とならないことを条件とする。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対 UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS527	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対ﾊﾞｰﾚｰﾝ】	協議要請	未決着

DS528	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対ｻｳｼﾞｱﾗﾋﾞｱ】	協議要請	未決着
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず
DS590	日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置	韓国	終了（取下げ）	判断せず

第 7 条　目的

知的所有権の保護及び行使は,技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり,並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着

第 8 条　原則

(1)　加盟国は,国内法令の制定又は改正に当たり,公衆の健康及び栄養を保護し並びに社会経済的及び技術的発展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を,これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて,とることができる。

(2)　加盟国は,権利者による知的所有権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を,これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて,とることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当

第 9 条　ベルヌ条約との関係

(1)　加盟国は,1971 年のベルヌ条約の第 1 条から第 21 条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし,加盟国は,同条約第 6 条の 2 の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については,この協定に基づく権利又は義務を有さない。

(2)　著作権の保護は,表現されたものに及ぶものとし,思想,手続,運用方法又は数学的概念自体には及んではならない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず

DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（ECに対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS160	米国の著作権法 110 条（5）	EU	終了（暫定合意）	違反該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反該当
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず

第 10 条　コンピュータ・プログラム及びデータの編集物

（1） コンピュータ・プログラム（ソース・コードのものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。）は,1971 年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。

（2） 素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物（機械で読取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない。）は,知的創作物として保護される。その保護は,当該データその他の素材自体には及んではならず,また,当該データその他の素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず

第 11 条　貸与権

少なくともコンピュータ・プログラム及び映画の著作物については,加盟国は,著作者及びその承継人に対し,これらの著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。映画の著作物については,加盟国は,その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には,この権利を与える義務を免除される。コンピュータ・プログラムについては,この権利を与える義務は,当該コンピュータ・プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合には,適用されない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 12 条　保護期間

著作物（写真の著作物及び応用美術の著作物を除く。）の保護期間は,自然人の生存期間に基づき計算されない場合には,権利者の許諾を得た公表の年の終わりから少なくとも 50 年とする。著作物の製作から 50 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には,保護期間は,その製作の年の終わりから少なくとも 50 年とする。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 13 条　制限及び例外

加盟国は,排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず,かつ,権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 14 条　実演家,レコード（録音物）製作者及び放送機関の保護

（1）　レコードへの実演の固定に関し,実演家は,固定されていない実演の固定及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には,これらの行為を防止することができるものとする。実演家は,また,現に行っている実演について,無線による放送及び公衆への伝達が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には,これらの行為を防止することができるものとする。

（2）　レコード製作者は,そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。

（3）　放送機関は,放送の固定,放送の固定物の複製及び放送の無線による再放送並びにテレビジョン放送の公衆への伝達が当該放送機関の許諾を得ないで行われる場合には,これらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は,この権利を放送機関に与えない場合には,1971 年のベルヌ条約の規定に従い,放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。

（4）　第 11 条の規定（コンピュータ・プログラムに係るものに限る。）は,レコード製作者及び加盟国の国内法令で定めるレコードに関する他の権利者について準用する。加盟国は,1994 年 4 月 15 日においてレコードの貸与に関し権利者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には,レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として,当該制度を維持することができる。

（5） 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は,固定又は実演が行われた年の終わりから少なくとも 50 年とする。（3）の規定に基づいて与えられる保護期間は,放送が行われた年の終わりから少なくとも 20 年とする。

（6） （1）,（2）及び（3）の規定に基づいて与えられる権利に関し,加盟国は,ローマ条約が認める範囲内で,条件,制限,例外及び留保を定めることができる。ただし,1971 年のベルヌ条約第 18 条の規定は,レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS42	日本の外国レコードの遡及保護	EU	終了（二国間合意）	判断せず
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反非該当
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず

第 15 条　保護の対象

（1） ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは,商標とすることができるものとする。その標識,特に単語（人名を含む。）,文字,数字,図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは,商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には,加盟国は,使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は,標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

（2） （1）の規定は,加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし,その理由が 1967 年のパリ条約に反さないことを条件とする。

（3） 加盟国は,使用を商標の登録要件とすることができる。ただし,商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。出願は,意図された使用が出願日から 3 年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。

（4） 商標が出願される商品又はサービスの性質は,いかなる場合にも,その商標の登録の妨げになってはならない。

（5） 加盟国は,登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし,また,登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に,加盟国は,商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定

DS176	米国の1998年オムニバス法211条	EU	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 16 条　与えられる権利

（1） 登録された商標の権利者は,その承諾を得ていないすべての第三者が,当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には,その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は,混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は,いかなる既得権も害するものであってはならず,また,加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

（2） 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は,サービスについて準用する。加盟国は,商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては,関連する公衆の有する当該商標についての知識（商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。）を考慮する。

（3） 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は,登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし,当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が,当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し,かつ,当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS176	米国の1998年オムニバス法211条	EU	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず

DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず

第 17 条　例外

加盟国は,商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として,商標により与えられる権利につき,記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の1998年オムニバス法211条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 18 条　保護期間

商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は,少なくとも 7 年とする。商標の登録は,何回でも更新することができるものとする。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の1998年オムニバス法211条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず

第 19 条　要件としての使用

（1）　登録を維持するために使用が要件とされる場合には,登録は,少なくとも 3 年間継続して使用しなかった後においてのみ,取り消すことができる。ただし,商標権者が,その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は,この限りでない。商標権者の意思にかかわりなく生じる状況であって,商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは,使用しなかったことの正当な理由として認められる。

（2）　他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には,当該使用は,登録を維持するための商標の使用として認められる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定

DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず

第 20 条　その他の要件

商標の商業上の使用は,他の商標との併用,特殊な形式による使用又はある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスと識別する能力を損なわせる方法による使用等特別な要件により不当に妨げられてはならない。このことは,商品又はサービスを生産する事業を特定する商標を,その事業に係る特定の商品又はサービスを識別する商標と共に,それと結び付けることなく,使用することを要件とすることを妨げるものではない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS59	インドネシアの自動車関連措置	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 21 条　使用許諾及び譲渡

加盟国は,商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも,商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は,その商標が属する事業の移転が行われるか行われないかを問わず,その商標を譲渡する権利を有することを了解する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず

第 22 条　地理的表示の保護

(1)　この協定の適用上,「地理的表示」とは,ある商品に関し,その確立した品質,社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において,当該商品が加盟国の領域

又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

（2） 地理的表示に関して,加盟国は,利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。

（a） 商品の特定又は提示において,当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で,当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用

（b） 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為を構成する使用

（3） 加盟国は,職権により（国内法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより,地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって,当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし,当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが,真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。

（4） （1）,（2）及び（3）の規定に基づく保護は,地理的表示であって,商品の原産地である領域,地域又は地方を真正に示すが,当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 24 条　国際交渉及び例外

（1） 加盟国は,第 23 条の規定に基づく個々の地理的表示の保護の強化を目的とした交渉を行うことを合意する。（4）から（8）までの規定は,加盟国が交渉の実施又は 2 国間若しくは多数国間協定の締結を拒否するために用いてはならない。このような交渉において,加盟国は,当該交渉の対象となった使用に係る個々の地理的表示についてこれらの規定が継続して適用されることを考慮する意思を有するものとする。

（2） 貿易関連知的所有権理事会は,この節の規定の実施について検討する。1回目の検討は,世界貿易機関協定の効力発生の日から2年以内に行う。これらの規定に基づく義務の遵守に影響を及ぼすいかなる事項についても,同理事会の注意を喚起することができる。同理事会は,加盟国の要請に基づき,関係加盟国による 2 国間又は複数国間の協議により満足すべき解決が得られなかった事項について加盟国と協議を行う。同理事会は,この節の規定の実施を容易にし及びこの節に定める目

的を達成するために合意される行動をとる。

(3) この節の規定の実施に当たり,加盟国は,世界貿易機関協定の効力発生の日の直前に当該加盟国が与えていた地理的表示の保護を減じてはならない。

(4) 加盟国の国民又は居住者が,ぶどう酒又は蒸留酒を特定する他の加盟国の特定の地理的表示を,(a) 1994 年 4 月 15 日前の少なくとも 10 年間又は (b) 同日前に善意で,当該加盟国の領域内においてある商品又はサービスについて継続して使用してきた場合には,この節のいかなる規定も,当該加盟国に対し,当該国民又は居住者が当該地理的表示を同一の又は関連する商品又はサービスについて継続してかつ同様に使用することを防止することを要求するものではない。

(5) 次のいずれかの日の前に,商標が善意に出願され若しくは登録された場合又は商標の権利が善意の使用によって取得された場合には,この節の規定を実施するためにとられる措置は,これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として,これらの商標の登録の適格性若しくは有効性又はこれらの商標を使用する権利を害するものであってはならない。

(a) 第 6 部に定めるところに従い,加盟国においてこの節の規定を適用する日

(b) 当該地理的表示がその原産国において保護される日

(6) この節のいかなる規定も,加盟国に対し,商品又はサービスについての他の加盟国の地理的表示であって,該当する表示が当該商品又はサービスの一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語と同一であるものについて,この規定の適用を要求するものではない。この節のいかなる規定も,加盟国に対し,ぶどう生産物についての他の加盟国の地理的表示であって,該当する表示が世界貿易機関協定の効力発生の日に自国の領域に存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて,この規定の適用を要求するものではない。

(7) 加盟国は,商標の使用又は登録に関してこの節の規定に基づいてされる申立てが,保護されている地理的表示の不当な使用が自国において一般的に知られるようになった日の後又は,当該日よりも登録の日が早い場合には,商標が当該登録の日までに公告されることを条件として,当該登録の日の後 5 年以内にされなければならないことを定めることができる。ただし,当該地理的表示の使用又は登録が悪意で行われたものでないことを条件とする。

(8) この節の規定は,自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか,これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

(9) 加盟国は,原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示を保護する義務をこの協定に基づいて負わない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当

DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 27 条　特許の対象

（1）　（2）及び（3）の規定に従うことを条件として,特許は,新規性,進歩性及び産業上の利用可能性（注）のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。第 65 条（4）,第 70 条（8）及びこの条の（3）の規定に従うことを条件として,発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく,特許が与えられ,及び特許権が享受される。

（注）この条の規定の適用上,加盟国は,「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を,それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するとみなすことができる。

（2）　加盟国は,公の秩序又は善良の風俗を守ること（人,動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として,商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし,その除外が,単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

（3）　加盟国は,また,次のものを特許の対象から除外することができる。

（a）　人又は動物の治療のための診断方法,治療方法及び外科的方法

（b）　微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし,加盟国は,特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この（b）の規定は,世界貿易機関協定の効力発生の日から 4 年後に検討されるものとする。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS36	パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS50	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS79	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS114	カナダの医薬品の特許保護	EU	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS153	EU の医薬品及び農薬品の特許保護	カナダ	協議要請	未決着
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了	判断せず
DS199	ブラジルの特許保護	米国	終了（二国間合	判断せず

			意）	
DS224	米国の特許法	ブラジル	協議要請	未決着
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず

第 28 条　与えられる権利

（1） 特許は,特許権者に次の排他的権利を与える。

（a） 特許の対象が物である場合には,特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産,使用,販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利（注）

（注）輸入を防止する権利は,物品の使用,販売,輸入その他の頒布に関してこの協定に基づいて与えられる他のすべての権利と同様に第 6 条の規定に従う。

（b） 特許の対象が方法である場合には,特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用,販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

（2） 特許権者は,また,特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS114	カナダの医薬品の特許保護	EU	終了（小委員会報告）	違反該当
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS199	ブラジルの特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS224	米国の特許法	ブラジル	協議要請	未決着
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS542	中国の知的財産問題に対する措置	米国	終了（取下げ）	判断せず
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず
DS590	日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置	韓国	終了（取下げ）	判断せず
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	小委員会設置	未決着
DS615	米国の半導体に関する措置	中国	協議要請	未決着

第 31 条　特許権者の許諾を得ていない他の使用

加盟国の国内法令により,特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用（政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。）（注）を認める場合には,次の規定を尊重する。

（注）「他の使用」とは,前条の規定に基づき認められる使用以外の使用をいう。

(a) 他の使用は,その個々の当否に基づいて許諾を検討する。

(b) 他の使用は,他の使用に先立ち,使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って,合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り,認めることができる。加盟国は,国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合には,そのような要件を免除することができる。ただし,国家緊急事態その他の極度の緊急事態を理由として免除する場合には,特許権者は,合理的に実行可能な限り速やかに通知を受ける。公的な非商業的使用を理由として免除する場合において,政府又は契約者が,特許の調査を行うことなく,政府により又は政府のために有効な特許が使用されていること又は使用されるであろうことを知っており又は知ることができる明らかな理由を有するときは,特許権者は,速やかに通知を受ける。

(c) 他の使用の範囲及び期間は,許諾された目的に対応して限定される。半導体技術に係る特許については,他の使用は,公的な非商業的目的のため又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために限られる。

(d) 他の使用は,非排他的なものとする。

(e) 他の使用は,当該他の使用を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか,譲渡することができない。

(f) 他の使用は,主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される。

(g) 他の使用の許諾は,その許諾をもたらした状況が存在しなくなり,かつ,その状況が再発しそうにない場合には,当該他の使用の許諾を得た者の正当な利益を適切に保護することを条件として,取り消すことができるものとする。権限のある当局は,理由のある申立てに基づき,その状況が継続して存在するかしないかについて検討する権限を有する。

(h) 許諾の経済的価値を考慮し,特許権者は,個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける。

(i) 他の使用の許諾に関する決定の法的な有効性は,加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

(j) 他の使用について提供される報酬に関する決定は,加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

(k) 加盟国は,司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には,(b) 及び (f) に定める条件を適用する義務を負わない。この場合には,報酬額の決定に当たり,反競争的な行為を是正する必要性を考慮することができる。権限のある当局は,その許諾をもたらした状況が再発するおそれがある場合には,許諾の取消しを拒絶する権限を有する。

(l) 他の特許（次の (i) から (iii) までの規定において「第 1 特許」という。）を侵害することなしには実施することができない特許（これらの規定において「第 2 特許」という。）の実施を可能にするために他の使用が許諾される場合には,次の追加的条件を適用する。

(i) 第 2 特許に係る発明には,第 1 特許に係る発明との関係において相当の経済的重要性を有する重要な技術の進歩を含む。

(ii) 第 1 特許権者は,合理的な条件で第 2 特許に係る発明を使用する相互実施許諾を得る権利を有する。

(iii) 第 1 特許について許諾された使用は,第 2 特許と共に譲渡する場合を除くほか,譲渡することができない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 33 条　保護期間

保護期間は,出願日から計算して 20 年の期間が経過する前に終了してはならない。（注）

（注）特許を独自に付与する制度を有していない加盟国については,保護期間を当該制度における出願日から起算することを定めることができるものと了解する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS37	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS114	カナダの医薬品の特許保護	EU	終了（小委員会報告）	判断せず
DS170	カナダの特許保護期間	米国	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着

第 34 条　方法の特許の立証責任

(1) 第 28 条（1）（b）に規定する特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において,特許の対象が物を得るための方法である場合には,司法当局は,被申立人に対し,同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証することを命じる権限を有する。このため,加盟国は,少なくとも次のいずれかの場合には,特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について,反証のない限り,特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定める。

(a) 特許を受けた方法によって得られた物が新規性のあるものである場合

(b) 同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の可能性があり,かつ,特許権者が妥当な努力により実際に使用された方法を確定できなかった場合

(2) 加盟国は,（1）の（a）又は（b）のいずれかに定める条件が満たされる場合に限り,侵害したと申し立てられた者に対し（1）に規定する立証責任を課することを定めることができる。

(3) 反証の提示においては,製造上及び営業上の秘密の保護に関する被申立人の正当な利益を考慮する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず

第 39 条

（1） 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争からの有効な保護を確保するために,加盟国は,開示されていない情報を（2）の規定に従って保護し,及び政府又は政府機関に提出されるデータを（3）の規定に従って保護する。

（2） 自然人又は法人は,合法的に自己の管理する情報が次の（a）から（c）までの規定に該当する場合には,公正な商慣習に反する方法（注）により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し,取得し又は使用することを防止することができるものとする。

（注）この（2）の規定の適用上,「公正な商慣習に反する方法」とは,少なくとも契約違反,信義則違反,違反の教唆等の行為をいい,情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

（a） 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして,当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること

（b） 秘密であることにより商業的価値があること

（c） 当該情報を合法的に管理する者により,当該情報を秘密として保持するための,状況に応じた合理的な措置がとられていること

（3） 加盟国は,新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として,作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には,不公正な商業的使用から当該データを保護する。更に,加盟国は,公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか,開示されることから当該データを保護する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS372	中国の金融情報に係る配信規制	EU	終了（二国間合意）	判断せず
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず

第 41 条

（1） 加盟国は,この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為

に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため,当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は,正当な貿易の新たな障害となることを回避し,かつ,濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

（2） 知的所有権の行使に関する手続は,公正かつ公平なものとする。この手続は,不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず,また,不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

（3） 本案についての決定は,できる限り,書面によって行い,かつ,理由を示す。この決定は,少なくとも手続の当事者に対しては不当に遅延することなく提供される。本案についての決定は,当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく。

（4） 手続の当事者は,最終的な行政上の決定について及び,事件の重要性に係る加盟国の国内法上の管轄に関する規定に従い,本案についての最初の司法上の決定の少なくとも法律面について,司法当局による審査の機会を有する。ただし,刑事事件の無罪判決に関し審査の機会を与える義務を負わない。

（5） この部の規定は,一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく,また,一般的に法を執行する加盟国の権能に影響を及ぼすものでもない。この部のいかなる規定も,知的所有権に関する執行と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して何ら義務を生じさせるものではない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS124	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS125	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反該当
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS526	アラブ首長国連邦、バーレー	カタール	終了（取下げ）	判断せず

	ン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	【対UAE】		
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	（違反該当）
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	小委員会設置	未決着

第 42 条　公正かつ公平な手続

加盟国は,この協定が対象とする知的所有権の行使に関し,民事上の司法手続を権利者（注）に提供する。被申立人は,十分に詳細な内容（主張の根拠を含む。）を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当事者は,独立の弁護人を代理人とすることが認められるものとし,また,手続においては,義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。手続の当事者は,その主張を裏付けること及びすべての関連する証拠を提出することについての正当な権利を有する。手続においては,現行の憲法上の要請に反さない限り,秘密の情報を特定し,かつ,保護するための手段を提供する。

（注）この部の規定の適用上,「権利者」には,権利を主張する法的地位を有する連合及び団体を含む。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	（違反該当）

第 43 条　証拠

(1) 一方の当事者がその主張を十分裏付ける合理的に入手可能な証拠を提出し,かつ,他方の当事者の有する当該主張の裏付けに関連する証拠を特定した場合には,司法当局は,適当な事実において秘密の情報の保護を確保することを条件として,他方の当事者にその特定された証拠の提示を命じる権限を有する。

(2) 手続の一方の当事者が必要な情報の利用の機会を故意にかつ十分な理由なしに拒絶し若しくは合理的な期間内に必要な情報を提供せず又は行使に関連する手続を著しく妨げる場合には,加盟国は,双方の当事者が主張又は証拠に関し意見を述べる機会を与えられることを条件として,提供された情報（情報の利用の機会の拒絶によって悪影響を受けた他方の当事者が提示した申立て又は主張を含む。）に基づいて,暫定的及び最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない。）を行う権限を司法当局に与えることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 44 条　差止命令

(1) 司法当局は,当事者に対し,知的所有権を侵害しないこと,特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命じる権限を有する。加盟国は,保護の対象であって,その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては,当該権限を与える義務を負わない。

(2) 政府又は政府の許諾を受けた第三者が権利者の許諾を得ないで行う使用については,当該使用を明示的に定める第 2 部の規定に従うことを条件として,加盟国は,この部の他の規定にかかわらず,当該使用に対する救済措置を,第 31 条（h）の規定による報酬の支払に限定することができる。当該使用であってそのような救済措置の限定の対象とならないものについては,この部に定める救済措置が適用され,又は,当該救済措置が国内法令に抵触する場合には,宣言的判決及び適当な補償が行われるものとする。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	小委員会設置	未決着

第 45 条　損害賠償

（1） 司法当局は,侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し,知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命じる権限を有する。

（2） 司法当局は,また,侵害者に対し,費用（適当な弁護人の費用を含むことができる。）を権利者に支払うよう命じる権限を有する。適当な場合において,加盟国は,侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったか又は知ることができる合理的な理由を有していなかったときでも,利益の回復又は法定の損害賠償の支払を命じる権限を司法当局に与えることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 46 条　他の救済措置

侵害を効果的に抑止するため,司法当局は,侵害していると認めた物品を,権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は,現行の憲法上の要請に反さない限り,廃棄することを命じる権限を有する。司法当局は,また,侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を,追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命じる権限を有する。このような申立てを検討する場合には,侵害の重大さと命ぜられる救済措置との間の均衡の必要性及び第三者の利益を考慮する。不正商標商品については,例外的な場合を除くほか,違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反該当

第 47 条　情報に関する権利

加盟国は,司法当局が,侵害の重大さとの均衡を失しない限度で,侵害者に対し,侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命じる権限を有することを定めることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定

DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 48 条　被申立人に対する賠償

（1） 司法当局は,当事者に対し,その申立てにより措置がとられ,かつ,当該当事者が行使手続を濫用した場合には,その濫用により不法に要求又は制約を受けた当事者が被った損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。司法当局は,また,申立人に対し,費用（適当な弁護人の費用を含むことができる。）を被申立人に支払うよう命じる権限を有する。

（2） 知的所有権の保護又は行使に係る法の運用に関し,加盟国は,当該法の運用の過程において措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り,公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 49 条　行政上の手続

民事上の救済措置が本案についての行政上の手続の結果として命ぜられる場合には,その手続は,この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 50 条

（1） 司法当局は,次のことを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命じる権限を有する。

（a） 知的所有権の侵害の発生を防止すること。特に,物品が管轄内の流通経路へ流入することを防止すること（輸入物品が管轄内の流通経路へ流入することを通関後直ちに防止することを含む。）

（b） 申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること

（2） 司法当局は,適当な場合には,特に,遅延により権利者に回復できない損害が生じるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には,他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく,暫定措置をとる権限を有する。

（3） 司法当局は,申立人が権利者であり,かつ,その権利が侵害されていること又は侵害の生じる

差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって自ら確認するため,申立人に対し合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求し,並びに被申立人を保護し及び濫用を防止するため,申立人に対し十分な担保又は同等の保証を提供することを命じる権限を有する。

(4) 暫定措置が他方の当事者が意見を述べる機会を与えられることなくとられた場合には,影響を受ける当事者は,最も遅い場合においても,当該暫定措置の実施後遅滞なく通知を受ける。暫定措置の通知後合理的な期間内に,当該暫定措置を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について,被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。

(5) 暫定措置を実施する機関は,申立人に対し,関連物品の特定に必要な情報を提供するよう要求することができる。

(6) (1) 及び (2) の規定に基づいてとられる暫定措置は,本案についての決定に至る手続が,合理的な期間(国内法令によって許容されるときは,暫定措置を命じた司法当局によって決定されるもの。その決定がないときは,20 執務日又は 31 日のうちいずれか長い期間を超えないもの)内に開始されない場合には,被申立人の申立てに基づいて取り消され又は効力を失う。ただし,(4) の規定の適用を妨げるものではない。

(7) 暫定措置が取り消された場合,暫定措置が申立人の作為若しくは不作為によって失効した場合又は知的所有権の侵害若しくはそのおそれがなかったことが後に判明した場合には,司法当局は,被申立人の申立てに基づき,申立人に対し,当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。

(8) 暫定措置が行政上の手続の結果として命ぜられる場合には,その手続は,この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS83	デンマークの知的財産権の権利行使	米国	終了(二国間合意)	判断せず
DS86	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国	終了(二国間合意)	判断せず
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了(二国間合意)	判断せず
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 51 条　税関当局による物品の解放の停止

加盟国は,この節の規定に従い,不正商標商品又は著作権侵害物品(注 1)が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が,これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう,行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続(注 2)を採用する。加盟国は,この節の要件を満たす場合には,知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は,自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

(注 1) この協定の適用上,

(a) 「不正商標商品」とは,ある商品について有効に登録されている商標と同一であり又はそ

の基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した,当該商品と同一の商品（包装を含む。）であって,輸入国の法令上,商標権者の権利を侵害するものをいう。

（b） 「著作権侵害物品」とは,ある国において,権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接又は間接に作成された複製物であって,当該物品の複製物の作成が,輸入国において行われたとしたならば,当該輸入国の法令上,著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

（注 2）権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については,この手続を適用する義務は生じないと了解する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 52 条　申立て

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は,輸入国の法令上,当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し,及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限のある当局は,申立てを受理したかしなかったか及び,権限のある当局によって決定される場合には,税関当局が措置をとる期間について,合理的な期間内に申立人に通知する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 53 条　担保又は同等の保証

（1） 権限のある当局は,申立人に対し,被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同等の保証は,手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

（2） 意匠,特許,回路配置又は開示されていない情報が用いられている物品に関して,この節の規定に基づく申立てに伴い,当該物品の自由な流通への解放が司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠として税関当局によって停止された場合において,第 55 条に規定する正当に権限を有する当局による暫定的な救済が与えられることなく同条に規定する期間が満了したときは,当該物品の所有者,輸入者又は荷受人は,侵害から権利者を保護するために十分な金額の担保の提供を条件として当該物品の解放についての権利を有する。ただし,輸入のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。当該担保の提供により,当該権利者が利用し得る他の救済措置が害されてはならず,また,権利者が合理的な期間内に訴えを提起する権利を行使しない場合には,担保が解除されることを了解する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定

DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 54 条　物品の解放の停止の通知

輸入者及び申立人は,第 51 条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 55 条　物品の解放の停止の期間

申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから 10 執務日（適当な場合には,この期間は,10 執務日延長することができる。）を超えない期間内に,税関当局が,本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には,当該物品は,解放される。ただし,輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には,合理的な期間内に,解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について,被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。第 1 段から第 3 段までの規定にかかわらず,暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には,第 50 条（6）の規定を適用する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 58 条　職権による行為

加盟国において,権限のある当局が,ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合には,

（a） 当該権限のある当局は,いつでも権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。

（b） 輸入者及び権利者は,速やかにその停止の通知を受ける。輸入者が権限のある当局に対し当該停止に関して異議を申し立てた場合には,当該停止については,第 55 条に定める条件を準用する。

（c） 加盟国は,措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り,公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 59 条　救済措置

権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として,権限のある当局は,第 46 条に規定する原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命じる権限を有する。不正商標商品については,例外的な場合を除くほか,当該権限のある当局は,変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反該当
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 61 条

加盟国は,少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には,同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。適当な場合には,制裁には,侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え,没収及び廃棄を含む。加盟国は,知的所有権のその他の侵害の場合,特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において通用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS82	アイルランド及び EU の著作権及び著作隣接権	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS115	EU の著作隣接権付与に係る措置	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS124	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS125	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反非該当
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対 UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	（違反該当）

第 62 条

（1） 加盟国は,第 2 部第 2 節から第 6 節までに規定する知的所有権の取得又は維持の条件として,合理的な手続及び方式に従うことを要求することができる。この手続及び方式は,この協定に合致

するものとする。

(2) 知的所有権の取得について権利が登録され又は付与される必要がある場合には,加盟国は,権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として,保護期間が不当に短縮されないように,権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。

(3) 1967 年のパリ条約第 4 条の規定は,サービス・マークについて準用する。

(4) 知的所有権の取得又は維持に関する手続並びに,加盟国の国内法令が定める場合には,行政上の取消し及び異議の申立て,取消し,無効等の当事者間手続は,第 41 条 (2) 及び (3) に定める一般原則により規律される。

(5) (4) に規定する手続における最終的な行政上の決定は,司法当局又は準司法当局による審査に服する。ただし,退けられた異議の申立て又は行政上の取消しに係る決定については,これらの手続を求めた理由に基づき無効確認手続を行うことができることを条件として,当該審査の機会を与える義務を負わない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず

第 63 条　透明性の確保

(1) この協定が対象とする事項（知的所有権の取得可能性,範囲,取得,行使及び濫用の防止）に関し加盟国が実施する法令,最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は,各国政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し又は,公表が実際的でない場合には,公に利用可能なものとする。各加盟国の政府又は政府機関の間において有効なこの協定が対象とする事項に関する合意も公表する。

(2) 加盟国は,この協定の実施について貿易関連知的所有権理事会が検討することに資するために (1) に規定する法令を同理事会に通報する。同理事会は,その義務の履行について加盟国の負担を最小とするよう努めるものとし,また,当該法令についての共通の登録制度の設立に関する WIPO との協議が成功する場合には,当該法令を同理事会に直接通報する義務を免除することを決定することができる。この関連において,同理事会は,1967 年のパリ条約第 6 条の 3 に基づくこの協定上の義務に従って行われる通知について,必要となる措置を検討する。

(3) 各加盟国は,他の加盟国からの書面による要請に応じて,(1) に規定する種類の情報を提供することができるように準備する。加盟国は,知的所有権の分野に関する特定の司法上若しくは行政上の決定又は 2 国間協定がこの協定に基づく自国の権利に影響を及ぼすと信じるに足りる理由を有する場合には,当該特定の司法上若しくは行政上の決定若しくは 2 国間協定を利用すること又はこれらの十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる。

(4) (1),(2) 及び (3) の規定は,加盟国に対し,法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定

DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS83	デンマークの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS86	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（ECに対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS174	EUの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EUの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	小委員会設置	未決着

第65条　経過措置

（1）（2），（3）及び（4）の規定に従うことを条件として,加盟国は,世界貿易機関協定の効力発生の日の後1年の期間が満了する前にこの協定を適用する義務を負わない。

（2）開発途上加盟国は,（1）に定めるところによりこの協定を適用する日から更に4年の期間,この協定（第3条,第4条及び第5条の規定を除く。）の適用を延期することができる。

（3）中央計画経済から市場自由企業経済への移行過程にある加盟国であって,知的所有権制度の構造的な改革を行い,かつ,知的所有権法令の準備及び実施において特別な問題に直面しているものも,（2）に規定する延期の期間を享受することができる。

（4）開発途上加盟国は,（2）に規定するこの協定の当該開発途上加盟国への一般的な適用の日において,この協定により物質特許の保護をその領域内で物質特許によって保護していない技術分野に拡大する義務を負う場合には,第2部第5節の物質特許に関する規定の当該技術分野への適用を更に5年の期間延期することができる。

（5）（1），（2），（3）又は（4）に規定する経過期間を援用する加盟国は,当該経過期間の間の国内法令及び慣行の変更がこの協定との適合性の程度を少なくすることとはならないことを確保する。

DS番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS36	パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS37	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS50	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS59	インドネシアの自動車関連措置	米国	終了（小委員会報告）	判断せず

DS79	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS83	デンマークの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS86	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS170	カナダの特許保護期間	米国	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず

第 70 条　既存の対象の保護

（1） この協定は,加盟国がこの協定を適用する日の前に行われた行為に関し,当該加盟国について義務を生じさせるものではない。

（2） この協定に別段の定めがある場合を除くほか,この協定は,加盟国のこの協定を適用する日における既存の保護の対象であって,当該加盟国において同日に保護されており又はこの協定に基づく保護の基準を満たし若しくは後に満たすようになるものに関し,当該加盟国について義務を生じさせる。この（2）から（4）までの規定について,既存の著作物についての著作権に関する義務は,1971 年のベルヌ条約第 18 条の規定に基づいてのみ決定されるものとし,また,既存のレコードに関するレコード製作者及び実演家の権利に関する義務は,第 14 条（6）の規定に従って準用される同条約第 18 条の規定に基づいてのみ決定される。

（3） 加盟国がこの協定を適用する日に公共のものとなっている保護の対象については,保護を復活する義務を負わない。

（4） 保護の対象を含む特定の物に関する行為がこの協定に合致する加盟国の国内法令に基づき初めて侵害行為となる場合であって,当該行為が世界貿易機関協定を当該加盟国が受諾する日の前に開始されたとき又は当該行為について当該日の前に相当な投資が行われたときは,加盟国は,この協定を通用する日の後継続して行われる当該行為に関し権利者が利用し得る救済措置の制限を定めることができる。ただし,その場合には,加盟国は,少なくとも,衡平な報酬の支払を定める。

（5） 加盟国は,この協定を適用する日の前に購入された著作物の原作品又は複製物については,第 11 条及び第 14 条（4）の規定を適用する義務を負わない。

（6） 加盟国は,この協定が知られる日の前に使用の許諾が政府によって与えられた場合には,権

利者の許諾を得ない使用について,第 31 条の規定又は特許権が技術分野について差別することなく享受されるとの第 27 条（1）の要件を適用することを要求されない。

（7） 加盟国において登録が保護の条件となっている知的所有権の場合には,当該加盟国がこの協定を適用する日に係属中の保護の出願については,この協定に規定する一層広範な保護を請求するために補正をすることを認める。当該補正には,新たな事項を含まない。

（8） 加盟国が世界貿易機関協定の効力発生の日に第 27 条の規定に基づく義務に応じた医薬品及び農業用の化学品の特許の保護を認めていない場合には,当該加盟国は,

（a） 第 6 部の規定にかかわらず,同協定の効力発生の日から,医薬品及び農業用の化学品の発明の特許出願をすることができるよう措置をとる。

（b） （a）の特許出願について,出願日又は,優先権が利用可能であり,かつ,主張される場合には,当該優先権に係る出願の日にこの協定に定める特許の対象に関する基準を適用していたものとして,この協定を適用する日に当該基準を適用する。

（c） （a）の特許出願であって,（b）の基準を満たすものについて,特許の付与の日以後,第 33 条の規定に従い（a）の特許出願の出願日から計算した特許期間の残りの期間この協定に従って特許の保護を与える。

（9） 加盟国において,ある物質が（8） （a）の規定に従ってされた特許出願の対象である場合には,第 6 部の規定にかかわらず,当該加盟国において販売の承認を得た日から 5 年間又は当該日から当該加盟国において物質特許が与えられ若しくは拒絶されるまでの期間のいずれか短い期間排他的販売権を認める。ただし,世界貿易機関協定が効力を生じた後他の加盟国においてその物質について特許出願がされ,特許が与えられ及び販売の承認が得られている場合に限る。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS36	パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS37	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS42	日本の外国レコードの遡及保護	EU	終了（二国間合意）	判断せず
DS50	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS79	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	EU	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS170	カナダの特許保護期間	米国	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず

DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず

２．個別案件（DS番号順）

個別案件をDS番号順で、以下に記載する。

（参考）2023年1月以降に新たな動きのあった個別案件

DS583（トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置（EU申立）

2023年4月25日、トルコは、DSU第21.6条に基づき、仲裁判断の遵守に向けた措置を講じたことをDSBに通知した。これらの措置とは以下の通りである：

（i）2022年8月25日に発効した、従来適用されていた規則に代わる新たな医薬品償還規則の公表

（ii）償還制度における自社製品の再活性化に関する関連製薬企業への申請手続きを開始する勧告の採択

（iii）新たな代替医薬品償還規則の草案の作成

（iv）ヒト医薬品優先評価委員会の作業原則および手続きに関するガイドラインの修正準備の継続

2023年5月19日、トルコは、新代替医薬品償還規則が2023年5月12日に公表されたことをDSBに報告した。

DS590（日本による韓国に対する製品及び技術輸出に関する措置（韓国申立））

韓国は、2023年3月23日に発効する小委員会構成プロセスを終了し、この問題に関する訴えを正式に取り下げるという決定を、DSBに通知した。

DS611（中国の禁訴令に関する措置（EU申立））

2023年1月27日、DSBはEUの要請に従い小委員会を設置した。

2023年7月4日、EUと中国は、この紛争についてDSU第25条に基づく仲裁手続きに合意したことをDSBに通知した。この手続きは、EUと中国が多者間暫定上訴仲裁取決め（MPIA）を有効にするため、また、上訴機関が上訴を審理できない場合に、この紛争で出された最終パネル報告書に対する上訴を仲裁人が決定するための枠組みを設定する目的で締結された。

DS615（米国の半導体に関する措置（中国申立））

2023年2月9日、中国は2022年12月12日の協議要請を修正し、差し替え、その法的根拠を1994年GATT第22条およびGATS第22条に代えて、1994年GATT第23条およびGATS第23条に変更した。同日、米国はDSBに対し台湾の最初の協議への参加要請を受け入れ、ロシアの要請を拒否したことを通知した。

2023年2月17日、米国はDSBに対し、中国の修正された協議入りの要求を受け入れたことを通知した。

2023年9月15日、中国は、2023年2月9日付の協議要請の改訂版を補足する通報を提出し、特定の先端コンピューティング半導体チップ、スーパーコンピュータ品目、半導体製造品目および

その他の品目、ならびに中国向けまたは中国に関連するそれらの関連サービスおよび技術に関する貿易制限に関連する米国の特定の措置について、さらなる協議を要請している。

（１）日本の外国レコードの遡及保護（米国申立：DS28）（EU申立：DS42）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

日本は 1971 年以前の外国音楽ソフトの著作隣接権の保護を欠いており、これは TRIPS 協定第 3 条、第 4 条、第 14 条（実演家、レコード製作者等の保護）、第 61 条、第 65 条、第 70 条に違反する。

（その後の経緯）

日本は政策的観点から著作権法を改正し、著作隣接権の遡及的保護を 50 年まで拡大したことにより、協定解釈を行う小委員会の設置に至らずに紛争処理は終結した。

（経過）

1996.02.09: 米国が協議要請
1996.05.24: EU が協議要請（その後、DS28 と一本化）
1997.01.24: 日米二国間合意により妥結[383]
1997.11.07: 日 EU 二国間合意により妥結[384]

（２）パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護（米国申立：DS36）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

パキスタンの医薬品・農業用化学品に関する特許保護制度が TRIPS 協定第 27 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

パキスタンが法改正して対応するとして二国間合意し紛争処理は終結した。

（経過）

1996.04.30: 協議要請
1996.07.03: 小委員会設置要請
1997.02.28: 二国間合意通報[385]

[383] Japan – Measures Concerning Sound Recordings (WT/DS28/4, IP/D/1/Add1, World Trade Organization, February 5, 1997) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/28-4.pdf&Open=True

[384] Japan – Measures Concerning Sound Recordings (WT/DS28/4, IP/D/4/Add1, World Trade Organization, November 17, 1997) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/4A1.pdf&Open=True

[385] Pakistan - Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/DS36/4 IP/D/2/Add/1, World Trade Organization, March 7, 1997) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/2A1.pdf&Open=True

（３）ポルトガルの工業所有権法の特許保護（米国申立：DS37）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

ポルトガルの工業所有権法下の特許保護が、TRIPS 協定第 33 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

ポルトガルが法改正して対応するとして二国間合意し紛争処理は終結した。

（経過）

1996.04.30: 協議要請

1996.10.03: 二国間合意通報[386]

（４）インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護（米国申立：DS50）（EU申立：DS79）（終了（上級委員会報告））[387]

（協議要請の理由）

インドは医薬品及び農業用化学品の特許保護を行っておらず、また、経過期間中の途上国の義務である医薬品等の特許出願制度及び当該製品の排他的販売権を設けていない。これは TRIPS 協定第 27 条（特許の対象）、第 63 条、第 65 条、第 70 条 8 項（医薬品等の経過期間中の特許出願）、第 70 条 9 項（医薬品等の経過期間中の排他的販売権）に違反する。

（小委員会報告）

インドは医薬品・農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPS 協定第 63 条 1 項、第 63 条 2 項、第 70 条 8 項（a）、第 70 条 9 項違反を認定した[388]。

（上級委員会報告）

第 70 条 8 項（a）、及び第 70 条 9 項については小委員会の判断を支持したものの、第 63 条については小委員会の付託事項ではないとして、小委員会の判断を破棄。第 70 条 8 項（a）、及び第 70 条 9 項の解決について、紛争解決機関（DSB）にインドの法改正を提案した[389]。

---

[386] Portugal – Patent Protection under the Industrial Property Act (WT/DS37/2 IP/D/3/dd.1, World Trade Organization, October 8, 1996)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/IP/D/3A1.pdf&Open=True

[387] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護（パネル・上級委）（岩沢雄司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf

[388] India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/R, World Trade Organization, September 5, 1997)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/50R.PDF&Open=True

[389] India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/AB/R, World Trade Organization, December 19, 1997)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/50ABR.pdf&Open=True

（その後の経緯）

1999 年 3 月 26 日に公布された法改正により解決した[390]。アメリカは、インドが設立した排他的販売権制度は TRIPS 協定の基準を満たしておらず、インドは TRIPS 協定（70 条を含む）上の義務を履行していないとして、インドに対して協議を要請した。アメリカは、協議によっても満足しうる解決が得られない場合には、紛争解決了解第 21 条 5 項に従って、実施措置と TRIPS 協定の適合性に関する意見の相違を最小に小委員会に付託することを求めた。ただし、アメリカは、紛争解決了解第 21 条 5 項に基づく付託要請の前に正式な協議を行う義務はないとの立場を明らかにした[391]。

（経過）

（米国申立：DS50）

1996.07.02: 米国が協議要請（EU 第三国参加）

1996.11.07: 小委員会設置要請

1996.11.20: 小委員会設置（EU 第三国参加）

1997.09.05: 小委員会報告配布

1997.10.15: インドが上級委員会申立て

1997.12.19: 上級委員会報告書配布

1998.01.16: 上級委員会報告採決

1999.01.20: 米国が勧告実施のためのインドの措置を小委員会に付託

（EU 申立：DS79）

1997.04.28: EU が協議要請

1997.10.16: 小委員会設置（米国第三国参加）

1998.09.22: 小委員会報告採択

（各条文の判断と理由）

第 27 条：判断せず

第 63 条：判断せず（小委員会で違反認定されたが、上級委員会で破棄）

DS50 の小委員会で「インドが主張する仮出願制度の存在は、第 63 条 1 項に基づく公表の方法としては不十分であり、第 63 条 2 項に基づく義務に関しては、特許改正令が失効した後、インドは仮出願の取扱いについて TRIPS 理事会に報告しなかった。」として、第 63 条 1 項および 2 項に基づく透明性の義務を果たさなかったと認定した。その後、上級委員会は、「アメリカの小委員会設置要請文書には、TRIPS 協定第 63 条は援用されてない。従って、第 63 条に基づくアメリカの主張は小委員会の付託事項に含まれないといわざるを得ない」として、小委員会の認定は誤りであると判断した。

---

[390] India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/10/Add.4 WT/DS79/6, World Trade Organization, April 16, 1999)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/50-10A4.pdf&Open=True

[391] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護（パネル・上級委）（岩沢雄司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf

第 65 条：判断せず

第 70 条：違反該当

（小委員会）

以下を根拠に違反認定をした。

TRIPS 協定第 70 条 8 項（b）及び（c）は、TRIPS 協定第 65 条の経過措置の規定に基づき、将来インドが「この協定を適用する日」からインドを拘束する。TRIPS 協定第 70 条 8 項の下でインドが負う義務は、（a）に基づき仮出願を可能にする措置をとる義務のみである。インドは行政慣行によって仮出願が可能になっていると主張するが、インドの行政官はこの行政慣行に従うと特許法の義務規定に違反しなければならなくなる。たとえ実施されていなくても、法律の義務規定は経済活動に影響を与える。インドの慣行は、医薬品及び農業化学品に関して新規性及び優先権の保持を確保するための十分な法的基礎を欠く。WTO 協定規定の違反を主張する側が、その主張を挙証する責任を負う。本件では、アメリカはその挙証を十分行った。従って、挙証責任はインドの側に移る。透明性の問題を別にしても、公表されていない行政慣行が TRIPS 協定第 70 条 8 項にいう「措置」に当たるかは疑問である。また、「排他的販売権の申請が拒否されたことがなくても、行政府が排他的販売権を付与する法的権限を持っていない。」として、TRIPS 協定第 70 条 9 項違反を認定した。

（上級委員会）

「行政慣行は特許法に優先するとは思えないので、発明の新規性及び出願の優先権を保持するための堅固な法的基礎を与えるとはいえない」として、仮出願を受け付けるためのインドの行政慣行は TRIPS 協定第 70 条 8 項に適合しないとした小委員会の結論に同意した。また、TRIPS 協定第 70 条 9 項が「第 6 部の規定にかかわらず」と定めており、同項が WTO 協定の発効日から適用されることが明らかであるため、インドが TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反しているとの小委員会の認定に同意する。

（5）インドネシアの自動車関連措置（米国申立：DS59）（終了（小委員会報告））[392]

（協議要請の理由）

インドネシアは一定の現地調達率の達成と過去に登録されていない独自の商標の使用を条件に、自動車部品の輸入関税及び奢侈税を免除する「国民車」構想を導入した。これは、GATT 第 1 条、第 3 条（最恵国待遇、内外無差別）、TRIPM（貿易関連投資措置）協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条、第 20 条、第 65 条（内国民待遇、商標の要件）等に違反する。

（その後の経緯）

小委員会報告を採択し、新ポリシー（the 1999 Automotive Policy）を発効することで解決した[393]。

---

[392] Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry (WT/DS54/R, WT/DS55/R, WT/DS59/R, WT/DS64/R, World Trade Organization, July 2, 1998)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/14191/Q:/WT/DS/64R-01.pdf;Q:/WT/DS/64R-02.pdf;Q:/WT/DS/64R-03.pdf/

[393] Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry (WT/DS54/17/Add.1, WT/DS55/16/Add.1, WT/DS59/15/Add.1, WT/DS64/14/Add.1, World Trade Organization, July 15, 1999)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/54-17A1.pdf&Open=True

（経過）
1996.10.08: 米国が協議要請
1997.06.12: 小委員会設置要請
1997.07.30: 小委員会設置
1998.07.02: 小委員会報告書配布
1998.07.23: 小委員会報告採択（TRIPS 協定部分は証拠不十分で違反の認定せず。）

（各条文の判断と理由）
第 3 条：判断せず（証拠不十分）

第 20 条：判断せず（証拠不十分）

第 65 条：判断せず（証拠不十分）

（6）アイルランドの著作権及び著作隣接権（米国申立：DS82）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）
アイルランドの著作隣接権付与の制度が TRIPS 協定第 9-14 条、第 63 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）
アイルランド著作権法改正により解決した。

（経過）
1997.05.14: 協議要請
1998.01.09: 小委員会設置要請
1998.02.13: 小委員会設置要請取下げ
2000.11.06: 三国間合意通報[394] [395]

（7）デンマークの知的財産権の権利行使（米国申立：DS83）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）
デンマークが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは TRIPS 協定第 50 条、第 63 条、第 65 条による義務に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

[394] Ireland – Measures Affecting the Grant of Copyright and Neighbouring Rights (WT/DS/82/3, WT/DS115/3, IP/D/8/Add.1, IP/D/12/Add.1, World Trade Organization, September 13, 2002)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/12A1.pdf&Open=True
[395] ⑩を参照。アイルランド、EC、米国の３カ国の相互合意。

デンマーク司法行政法改正により解決した。

（経過）
1997.05.14: 協議要請
2001.06.07: 二国間合意通報[396]

（８）スウェーデンの知的財産権の権利行使（米国申立：DS86）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）
スウェーデンが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは TRIPS 協定第 50 条、第 63 条、第 65 条による義務に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）
スウェーデン著作権法、商標法、特許法、意匠法等改正により解決した。

（経過）
1997.05.28: 協議要請
1998.12.02: 二国間合意通報[397]

（９）カナダの医薬品の特許保護（EU申立：DS114）（終了（小委員会報告））[398] [399]

（協議要請の理由）
カナダの特許法等は医薬品の特許保護が十分でなく、TRIPS 協定第 7 条、第 8 条、第 27 条 1 項（特許の対象）、第 28 条（特許の権利）、第 30 条、第 33 条（特許期間）に整合的でない。

（小委員会報告）
カナダ特許法第 55 条 2 項（2）は、TRIPS 協定第 28 条に基づき特許権者に付与された排他的権利を制限しており、TRIPS 協定第 30 条に認められた限定的例外にも該当しないとして TRIPS 協定第 28 条 1 項違反を認定した[400]。

（その後の経緯）
カナダは小委員会報告を受けて TRIPS 協定に整合的でないとされた国内法規を改正し、紛争処

---

[396] Denmark – Measures Affecting the Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS83/2, IP/D/9/Add.1, World Trade Organization, June 13, 2001)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/9A1.pdf&Open=True
[397] Sweden – Measures Affecting the Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS86/2, IP/D/10/Add.1, December 11, 1998)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/10a1.pdf&Open=True
[398] DS114: Canada — Patent Protection of Pharmaceutical Products (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds114_e.htm
[399] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2001 年度版 DS114: カナダ-医薬品特許保護（パネル）（中川淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2001/01-1.pdf
[400] Canada – Patent Protection of Pharmaceutical Products (WT/DS114/R, World Trade Organization, March 17, 2000)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/114R.pdf&Open=True

理は終結した。

（経過）
1997.12.19: EU が協議要請
1998.11.12: EU が小委員会設置要請
1999.02.01: 小委員会設置
2000.03.17: 小委員会報告書配布
2000.04.07: 小委員会報告採択
2000.06.20: 勧告実施期間について仲裁に付託
2000.10.07: 仲裁勧告

（各条文の判断と理由）
第 27 条：違反非該当
TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則が TRIPS 協定第 30 条に基づく例外措置に適用されるかどうかについて、TRIPS 協定第 27 条 1 項の規定は、特許権の享受に関する差別を一般的に禁止しており、TRIPS 協定第 30 条に基づく例外措置がこの無差別原則の適用を受けないと解することはできない。強制実施と政府使用に関する特許権の制限を規定した TRIPS 協定第 31 条に TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則が適用されることは一般に認められており、TRIPS 協定第 31 条と TRIPS 協定第 30 条を区別する根拠は見出しがたい。したがって、TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則は TRIPS 協定第 30 条の例外措置にも適用される。
規制当局の審査のための例外が TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則に違反するかどうかについて、過去の GATT 及び WTO の紛争解決事例は、様々な差別（法律上の（de jure）差別と事実上の（de facto）差別）を扱ってきた。そして、上級委員会が繰り返し確認してきたように、差別の問題は、一般的な無差別原則ではなく具体的な条文の正確な解釈によって判断されてきた。本件も、具体的な事案に即してこの問題を判断する。まず、規制当局の審査のための例外が法律上の差別に当たるかどうかについては、カナダ特許法第 55 条 2 項（1）の文言は医薬品だけにこの例外を認めておらず、この条文の起草過程を援用して法律上の差別に当たると主張する EC の議論は十分な証拠を欠いている。次に、この例外が事実上の差別に当たるかどうかについては、この例外がそのような効果を持つこと、またこの例外がそのような目的で設けられたことのいずれについても、明確な証拠は出されていない。したがって、規制当局の審査のための例外は、カナダが TRIPS 協定 27 条 1 項の下で負う義務とは抵触しない。

第 28 条：違反該当
貯蔵のための例外を認めたカナダ特許法第 55 条 2 項（2）が、特許の有効期間中に特許権者の承諾なしに第三者に特許物の「製造」あるいは「使用」を認めており、TRIPS 協定第 30 条の例外で正当化されない限り TRIPS 協定第 28 条 1 項に違反することを認めている。したがって、問題は、貯蔵のための例外が TRIPS 協定第 30 条によって正当化されるかどうかである。TRIPS 協定第 30 条は、特許により与えられる排他的権利の例外が認められるための基準として、例外が「限定的」であること、例外が「特許の通常の実施を不当に妨げない」こと、例外が「第三者の正当な利益を考慮し、特許権者の正当な利益を不当に害さないこと」という 3 つの規準を挙げている。これらの規準のいずれか 1 つでも充足されなければ、TRIPS 協定第 30 条の例外は認められない。また、これら 3 つ

の規準は相互に別個の要件を意味するものと解されなければならない。当事国の議論に従い、まず、TRIPS 協定の目的を検討し、次いで、各規準の解釈を行う。

TRIPS 協定第 30 条の存在は、TRIPS 協定第 28 条 1 項が認めた特許権の内容が一定の限定を被ることを示している。他方で、TRIPS 協定第 30 条に盛り込まれた 3 つの規準は、TRIPS 協定の起草者が、TRIPS 協定第 30 条によって協定の基本的なバランスを揺るがすことまでは意図していなかったことを示している。TRIPS 協定第 30 条の正確な射程は、これら 3 つの規準の解釈によって明らかにされる。その際、TRIPS 協定第 7 条と TRIPS 協定第 8 条 1 項に規定された協定の目的と制限を念頭に置く必要がある。まず、「限定的な例外」であるかどうかについて、「例外」がそれ自体として限定的な場合を意味する以上、「限定的な」という形容詞は、「例外」を制限する狭い意味に解釈されなければならない。「限定的」かどうかは、特許権者の排他的権利を制限する度合によって判断される。貯蔵のための例外は、特許権者の承諾なしに特許物を無制限に製造し使用することを特許の有効期間満了前の 6 ヶ月間にわたって第三者に認めるものであり、特許権者の製造と使用に関する排他的権利を大幅に侵害する。したがって、貯蔵のための例外は「限定的な例外」とはいえない。貯蔵のための例外が、規制当局の審査のための例外に該当する医薬品を製造しあるいは使用する第三者に限られていることも、また、その期間が特許の有効期間満了前の 6 ヶ月に限られていることも、この例外の「限定性」に関する上記の結論を覆すだけの説得的な根拠とはならない。以上から、貯蔵のための例外は TRIPS 協定第 30 条によって正当化されないという結論が導かれた。TRIPS 協定第 30 条の例外に関する他の 2 つの規準の検討は不要である。

第 33 条：判断せず

（１０）アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（ECに対する米国申立：DS115）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

アイルランドの著作隣接権付与の制度が TRIPS 協定第 9-14 条、第 63 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして、米国が欧州共同体との協議を申立てた。

（その後の経緯）

アイルランド知的財産法及び著作権及びその関連法の改正により解決した。

（経過）

1998.01.06: 協議要請

1998.01.09: 小委員会設置要請

2000.11.06: 三国間合意通報[401]

（１１）EU及びギリシャの知的財産権の権利行使（米国申立：DS124）（米国申立：DS125）

[401] European Communities – Measures Affecting the Grant of Copyright and Neighbouring Rights (WT/DS/82/3, WT/DS115/3, IP/D/8/Add.1, IP/D/12/Add.1, World Trade Organization, September 13, 2002)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/12A1.pdf&Open=True

（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）
ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのは TRIPS 協定第 41 条、第 61 条に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）
著作権に関する法改正により解決した。

（経過）
1998.04.30: 協議要請
2001.03.20: 二国間合意通報[402]

（１２）EUの医薬品及び農薬品の特許保護（カナダ申立：DS153）（未決着）

（協議要請の理由）
欧州の医薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1768/92 号、農薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1610/96 号が、技術分野による差別的取り扱いを禁じた TRIPS 協定第 27 条 1 項（特許の対象）に違反する。

（その後の経緯）
WTO ウェブサイトは 2010 年 2 月 24 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし[403]。

（経過）
1998.12.02: カナダが協議要請

（１３）米国の著作権法110条（5）（EU申立：DS160）（暫定合意）[404] [405]

（協議要請の理由）
米国著作権法第 110 条（5）は、一定の状況下では、ロイヤルティを支払うことなく、ラジオ、テレビ等のプログラムを流すことが許される”home style exemption”を規定しているが、この規定はベルヌ条約第 11 条の 2（1）、第 11 条（1）に整合的でなく、ベルヌ条約第 1 から第 21 条の規定を

[402] European Communities – Enforcement of Intellectual Property Rights for Motion Pictures and Television Programs (WT/DS/124/2, IP/D/13/Add.1, World Trade Organization, March 26, 2001)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/13A1.pdf&Open=True
[403] DS153: European Communities – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds153_e.htm
[404] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)（パネル）（道垣内正人委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-9.pdf
[405] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2003 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)DSU25 条に基づく仲裁裁定（末啓一郎委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2003/03-1.pdf

尊守することを定めた TRIPS 協定第 9 条 1 項（ベルヌ条約との関係）に違反する。

（小委員会報告）

米国著作権法第 110 条（5）（B）の規定は、TRIPS 協定第 13 条で認められている著作権保護の例外の要件を満たしていないとして、TRIPS 協定第 9 条 1 項に基づき、ベルヌ条約第 11 条の 2（l）（ii）及び第 11 条（l）（iii）違反を認定した。

（その後の経緯）

2003 年 6 月 23 日に暫定合意に達したが、合意期限の 2004 年 12 月 21 日までには状況は改善されず、未だに法改正に至っていない[406]。小委員会勧告の実効性に関わる問題である[407]。

（経過）

1999.01.26: EU が協議要請
1999.04.15: EU が小委員会設置要請
1999.05.26: 小委員会設置
2000.06.15: 小委員会報告書配布
2000.07.27: 小委員会報告採択
2000.11.22: 勧告実施期間について仲裁に付託
2001.01.15: 仲裁勧告
2001.10.12: 勧告実施のための米国の措置について仲裁勧告
2002.01.07: EU が対抗措置承認申請
2002.01.17: 米国が仲裁を要請
2002.01.18: 仲裁に付託
2002.02.26: 仲裁手続中断
2003.06.23: 二国間暫定合意

（各条文の判断と理由）

第 9 条：違反該当

本件で問題となっている米国著作権法第 110 条 5 項の（B）号は、3750 平方フィート未満の広さの飲食店、及び 2000 平方フィート未満の広さの小売店に適用されるので、小委員会としては、「制限及び例外」の範囲は上記のものよりも大きいものと考える。EC は、70%の飲食店及び 45%の小売店が、事業者免除を潜在的な受益者であると指摘している。

小委員会としては、問題となっている免除規定が「特別の場合」という要件に十分に整合的であるかどうかは、EC の主張のように、免除の潜在的な受益者の範囲が問題であると考える。小委員会に提出された事実に関する情報によれば、大多数の飲食店、及び約半数の小売店が（B）号の免除を受けることを示している。したがって、小委員会としては、当該免除が、第 1 要件の「特別の場合」には該当するものではないと判断する。

---

[406] United States – Section 110(5) of the US Copyright Act (WT/DS160/24/Add.195, World Trade Organization, October 15, 2021) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/160-24A195.pdf&Open=True

[407] 2023 年版不公正貿易報告書第 I 部各国・地域別政策・措置第 3 章米国 105 ページ（経済産業省ウェブサイト）https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2023/pdf/2023_01_03.pdf

米国は、事業者免除が対象としている市場はこれまで集中管理団体によって著作権管理がされてこなかった市場であるという主張を裏付けるため、いくつかの数字を提出している。米国によれば、米国の集中管理団体は、1995 年に National Licensed Beverage Association （NLBA）と私的グループ・ライセンス協定を締結し（以下、NLBA 協定という）、当時の法令以上に免除を拡大しており、その内容は 1998 年に制定された公正な音楽ライセンス法とほぼ同一のものであるとされる。しかし、小委員会としては、NLBA 協定は交渉によって成立したものであり、法令とは異なり、通常の利用に影響する市場の発展に応じて変更・終了が可能なものである以上、1998 年改正後の法令が TRIPS 協定第 13 条の第 2 要件を充足するものであるかどうかの判断の際に、NLBA 協定の存在は影響を与えない。事業者免除によって、大多数の飲食店、及び約半数の小売店が免除を受けており、著作権者は、ベルヌ条約第 11 条の 2（1）（iii）及び 11 条（1）（ii）に基づく権利行使による潜在的収益を失っている。さらに、事業者免除においては、ラジオやテレビによる放送がカバーされ、コンパクトディスクやカセットテープ（あるいは生演奏）による音楽著作物の演奏はカバーされてない。米国は歴史的な理由があると主張しているが、区別する理論的理由は示されていない。小委員会は、音楽を流すメディアの違いによるこのような区別は、これまで録音物による演奏あるいは生演奏をしていた事業者が、放送による音楽の演奏にその選択を変更する誘因となるのではないかと考える。著作権者は、事業者免除によって免除を受ける事業者によって使用される放送された音楽について許諾する権利を期待するものであり、したがって、小委員会としては、かかる（B）号の適用範囲は、著作物の通常の利用に抵触するものであり、TRIPS 協定第 13 条の第 2 要件に反するものであると判断する。

（１４）カナダの特許保護期間（米国申立：DS170）（終了（上級委員会報告））[408]

（協議要請の理由）

カナダ特許法は1989年10月以前の出願に関し、特許成立の日から17年間しか保護しておらず、出願の日から20年以上の保護を与えることを義務づけたTRIPS協定第33条（保護期間）と整合的でない。また、協定適用の日において係属中の出願についても、協定に定められたより広範な保護を与えるための補正を認めることを義務づけたTRIPS協定第70条7項（既存の保護の対象）とも整合的でない。

（小委員会報告）

TRIPS 協定第 70 条 2 項に従い、カナダは TRIPS 協定適用の日に特許保護されていた発明についても TRIPS 協定上の義務が求められるのであり、特許の最低保護期間を 20 年とする TRIPS 協定第 33 条違反を認定した。

（上級委員会報告）

小委員会の判断を支持した。

（その後の経緯）

[408] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間（パネル・上級委）（中川淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf

上級委員会報告を採択し、法改正をすることで解決した。

（経過）
1999.05.06: 米国が協議要請
1999.07.15: 米国が小委員会設置要請
1999.09.22: 小委員会設置
2000.05.05: 小委員会報告配布
2000.06.19: カナダが上訴
2000.09.18: 上級委員会報告書配布[409]
2000.10.12: 上級委員会報告採択

（各条文の判断と理由）
第 33 条：違反該当
（小委員会）
TRIPS 協定第 70 条 2 項にいう「保護されている・・対象」には特許によって保護されている発明が含まれる。これには 1996 年 1 月 1 日時点でカナダ特許法によって保護されている発明が含まれる。TRIPS 協定加盟国は、協定適用開始時点で有効な特許について、TRIPS 協定第 33 条を含めて協定が規定するすべての義務を負う。以上より、カナダは旧法上の特許に対しても TRIPS 協定第 33 条の義務を負う。
TRIPS 協定第 33 条は出願から 20 年間の保護期間を義務付けており、それよりも短い保護期間を許容するものではない。TRIPS 協定第 33 条を満足するためには旧法上の特許が例外なく出願後 20 年以上の保護期間を認められなければならない。
TRIPS 協定第 1 条 1 項により加盟国は協定上の義務の実施に関する裁量を認められており、TRIPS 協定第 62 条 2 項と TRIPS 協定第 33 条を併せ読むと、保護期間についての裁量が認められるとのカナダは主張するが、TRIPS 協定第 62 条 2 項は権利の開始時期に関する規定であって、第 33 条が規定する権利終了までの保護期間には関わりがない。
言葉の通常の意味に照らすと、保証されているといえるためには、特許権者が出願から 20 年以上の保護期間を権利として認められなければならない。審査の非公式の遅延を認めるかどうかは審査官の裁量であって、出願者が 20 年以上の保護期間を権利として認められているとはいえない。出願後 20 年以上の保護期間を確保するために認められているとカナダが主張する手続（審査遅延）は、協定第 62 条 1 項にいう「合理的な手続」とはいえず、これは同項に違反する。カナダの主張する審査遅延手続は「不必要に複雑」であり、また「不当な遅延」を伴うものであり、第 41 条 2 項及び第 62 条 4 項に違反する。
以上から、カナダ特許法第 45 条は TRIPS 協定第 33 条が要求する出願から 20 年間の保護期間を保障していないと小委員会は判断した。
（上級委員会）
小委員会の結論を支持した。

[409] Canada – Term of Patent Protection (WT/DS170/AB/R, World Trade Organization, September 18, 2000) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/170ABR.pdf&Open=True

第 65 条：判断せず

第 70 条：判断せず

（１５）アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護（米国申立：DS171）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）
アルゼンチンにおける薬品に対する特許保護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的な体制の欠如、及び経過期間における協定との整合性を減ずるような法律等の変更は、TRIPS 協定第 65 条 5 項に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）
法改正等により解決した。

（経過）
1999.05.06: 協議要請
2002.05.31: 二国間合意通報[410]

（１６）EUの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護（米国申立：DS174）（豪州申立：DS290）（終了（小委員会報告））[411]

（協議要請の理由）
欧州委員会規則 2081/92 は、地理的表示に関し内国民待遇を与えておらず、地理的表示と同様の又は類似の、以前から存在する商標について十分な保護を与えていない。このような EC 規則は、TRIPS 協定第 3 条（内国民待遇）、第 16 条（商標について与えられる権利）、第 24 条（地理的表示の保護により、当該地理的表示と同一の又は類似の、地理的表示として知られる以前から存在する商標に関する保護を害することを禁止）の規定に違反している。

（小委員会報告）
EU の制度が外国地理的表示の保護要件として、当該外国における EU の地理的表示への同等の保護（「同等性及び相互主義要件」）を求めていること等は、TRIPS 協定第 3 条 1 項及び GATT 第 III 条（内国民待遇）に反するとした一方、既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示の限定的な登録については、TRIPS 協定第 16 条 1 項に反するが、第 17 条（商標権に係る限定的な例外）によって正当化されるとした。

---

[410] Argentina – Patent Protection for Pharmaceuticals and Test Data Protection for Agricultural Chemicals (WT/DS171/3, WT/DS196/4, IP/D/18/Add.1, IP/D/22/Add.1, World Trade Organization, June 20, 2002)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/22A1.pdf&Open=True

[411] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2005 年度版 DS174/290: EC-農薬品及び食品の商標及び地理的表示の保護（パネル）（米谷三以委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2005/05-7.pdf

（その後の経緯）
地理的表示に関する規則は改正された[412]。

（経過）
1999.06.01: 米国が協議要請（カナダ第三国参加）
2003.04.17: 豪州により協議要請
2003.08.18: 米国、豪州により小委員会設置要請
2003.10.02: 小委員会設置（ニュージーランド、アルゼンチン、メキシコ、台湾、スリランカ、チェコ、ハンガリー、ブルガリア等第三国参加）
2005.03.15: 小委員会報告配布
2005.04.20: 小委員会報告採択

（各条文の判断と理由）
第 1 条：判断せず

第 2 条：判断せず

第 3 条：違反該当
TRIPS 協定第 3 条 1 項違反を立証するには、二つの要素の証明が必要である。一つは、対象措置が、「知的財産権の保護に関」するものであること、もう一つは、自国の国民に対する取り扱いよりも「不利でない待遇」をその他の国民に付与していることである。地理的表示保護規則は、地理的表示に関する知的財産権の利用可能性に言及しており、地理的表示が 2 章 3 節の対象である地理的表示に該当することに争いがない。本件においては、EC 域内の地理的表示を用いる EC 国民と EC 域内の地理的表示を用いる非 EC 国民、及び EC 域外の地理的表示を用いる EC 国民と EC 域外の地理的表示を用いる非 EC 国民との比較を行うとした。本件地理的表示保護規則は、地理的表示の保護を利用可能性に関して、EC 域内国国民に付与している待遇よりも不利な待遇を他の加盟国の国民に対して付与しており、TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反する。

第 4 条：判断せず

第 10 条：判断せず

第 16 条：違反非該当
小委員会は、既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示であっても一定の場合には登録が可能である点については、TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するが、TRIPS 協定第 17 条によって正当化されるとした。

第 20 条：判断せず

[412] European Communities – Protection of Trademarks and Geographical Indications for Agricultural Products and Foodstuffs (WT/DS174/25/Add.3, WT/DS290/23/Add.3, World Trade Organization, April 11, 2006)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/290-23A3.pdf&Open=True

第 22 条：判断せず

第 24 条：判断せず

第 41 条：判断せず

第 42 条：判断せず

第 44 条：判断せず

第 63 条：判断せず

第 65 条：判断せず

（１７）米国の1998年オムニバス法211条（EU申立：DS176）（終了（上級委員会報告））[413]

（協議要請の理由）

米国 1998 年オムニバス法第 211 条は、キューバにより接収された企業が保有している商標の登録、更新及び権利行使を認めないことが規定されているところ、TRIPS 協定第 2～4 条、第 15～21 条、第 41 条、第 42 条、第 62 条の義務に整合的でない。

（小委員会報告）

米オムニバス法第 211 条（a）（2）が商標権者の民事手続の権利を制限しており TRIPS 協定第 42 条に違反すると認定した。

（上級委員会報告）

米オムニバス法第 211 条は TRIPS 協定第 42 条には違反しないとして小委員会の判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を順守していないとして、TRIPS 協定第 2 条 1 項（パリ条約 8 条）、第 3 条、第 4 条違反を認定した。

（その後の経緯）

しかしながら、米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない[414]。

（経過）

1999.07.08: EU が協議要請

[413] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条（パネル・上級委）（松下満雄委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf

[414] 2023 年版不公正貿易報告書第 I 部各国・地域別政策・措置第 3 章米国 105 ページ（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2023/pdf/2023_01_03.pdf

2000.06.30: EU が小委員会設置要請
2000.09.26: 小委員会設置（カナダ、日本、ニカラグア第三国参加）
2001.08.06: 小委員会報告配布
2001.10.04: EU が上訴（2001.10.19 米国も上訴）
2002.01.02: 上級委員会報告書配布
2002.02.01: 上級委員会報告採択

（各条文の判断と理由）
第 2 条：違反該当
（小委員会）
TRIPS 協定の適用対象となるのは、協定第 1 条 2 項に言及されている知的所有権のみであるとし、商号はこれに含まれていないので WTO 加盟国は商号を保護する義務を負うことはないと判断した。TRIPS 協定第 2 条 1 項は「加盟国は、第二部から第四部までの規定について、1969 年のパリ条約の第 1 条から第 12 条までの規定及び第 19 条の規定を遵守する。」と規定しているが、この規定が「・・・第二部から第四部までの規定について・・・」としていることからみて、第二部から第四部までに列挙されている知的所有権に関してのみパリ条約の規定を遵守すべきこととなる。したがって、パリ条約 8 条は商号について規定しているが、小委員会の解釈においては、これは TRIPS 協定上保護の対象とする必要のないものということとなる。
（上級委員会）
小委員会は TRIPS 協定第 1 条 2 項について、ここに言及されている知的所有権とは第二部第 1 節から第 7 節までに記載されている知的所有権のみであるとする。この小委員会の解釈はかかる知的所有権は第二部第 1 節から第 7 節の「表題」に記載されている知的所有権であるとするものである。しかし、この解釈は TRIPS 協定第 2 条 1 項の文言に反する。というのは TRIPS 協定第 2 条 1 項にはこれ以外のことも記載してあるからである。たとえば、第二部第 5 節は「特許」という表題となっているが、TRIPS 協定第 27 条 3 項は「・・・加盟国は特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組み合わせによって植物の品種の保護を定める。・・・」と規定しており、特許以外の制度も記載している。小委員会のように解釈すると、かかる制度は TRIPS 協定の保護の対象とはならないこととなってしまう。また、TRIPS 協定第 2 条 1 項はパリ条約第 8 条を援用しており、小委員会のように解釈することは TRIPS 協定第 2 条 1 項によって援用されているパリ条約第 8 条の規定を無視し、これに効力を与えることを拒否することを意味するのである。そこで上級委員会はこの点に関する小委員会の判断を覆し、TRIPS 協定のもとにおいて WTO 加盟国は商号の保護をする義務を有するとした。
そして上級委員会は、小委員会報告書には上級委員会が米オムニバス法第 211 条（a）（2）及び（b）が商号の保護に関して TRIPS 協定に定める内国民待遇、最恵国待遇及び公正な司法手続きの規定に違反するか否かについて判断するための事実が記載されているとして、これについて検討を行った。そして、上級委員会は、商号についても商標についてと同じ理由によって、米オムニバス法第 211 条（a）（2）及び（b）の規定は内国民待遇、最恵国待遇及び公正な司法手続きの要請に違反すると判断した。

第 3 条：違反該当
（小委員会）

米オムニバス法第 211 条（a）（2）によると、外国籍を有する権利承継者はその権利を米国裁判所によって承認し、執行してもらうことができないが、米国人はこれの対象外であり、かかる権利を承認、執行してもらうことができるように思われるので、表見上、差別があり、内国民待遇に違反するようにみえるとしている。しかし、結論として、連邦規則515･201条は、米国人が特別許可を受けることなく権利承継者となることを禁止していること、外国資産管理局はかかる許可をするか否かの裁量権を有していること、かかる裁量権がある場合、米国の措置が直ちに内国民待遇に違反するとはいえないことを指摘し、米当局がかかる許可を付与したことがないことに鑑みると、米国の措置が内国民待遇に違反することはないと判断した。米オムニバス法第 211 条（b）に関しては、小委員会はこの規定は指定された国籍の者だけでなく、その権利承継者（非米国人のみならず米国人も含む。）の権利主張に対して米国裁判所はこれを承認し、執行してはならないとするものであることを指摘し、なんら内外差別はないと判断した。EC の商標権の原始権利所有者に関する主張については、小委員会は、米オムニバス法第 211 条（a）（2）及び（b）はいずれもかかる差別をしていないとして、EC の請求を棄却した。

（上級委員会）

原始権利所有者に関しては、米オムニバス法第 211 条（a）（2）及び（b）は「指定された国籍の者」に適用されるが、指定された国籍の者とはキューバ及びキューバ国籍を有する者とされており、キューバ国籍の者には適用され、米国人には適用されないことが明らかであり、ここからみると米国人とキューバ人との間では差別があると判断している。上級委員会は、米オムニバス法第211条（2）及び（b）は商標権の原始所有者はつねに商標の使用許諾を与えることができるので内外差別はないとの米国の主張に対しては、この主張は米国において商標権を主張しているキューバ国籍の原始商標権所有者とキューバにおいて事業又は資産（及び商標）を接収された原始商標所有者が同一人物であるとの仮定に立っており、この仮定は常に正しいとは限らず、EC が提示した事例においては、かかる仮定はおかれていないことを指摘し、米国の主張を排斥した。上級委員会は、（1） 米オムニバス法第211条（a）（2）においては非米国人である権利承継者の権利請求については、米国裁判所は原始権利所有者からの明白な同意がない限り権利主張を認めることができないのであり、この点で米国政府の何らかの措置があるか否かは関係がないことを指摘し、及び、（2） 米国人がひとつの手続的ハードルにのみ直面し、非米国人が二つの手続き的ハードルに直面していることは、たとえ影響が小さいとしても、非米国人に対して内在的に不利な扱いとなっているとしている。さらに米国人が外国資産管理局による特別許可を取得したとしても、米裁判所はかかる米国人がその権利継承者としての権利を主張することを認めないので、米オムニバス法第211条によって課されている非米国人に対する権利主張の制限は米国人にも及ぶとの米国の主張に対しては、上級委員会は、米国はすべての事例において米国裁判所は米国人である権利承継者の権利主張を認めないことを立証していないとし、さらに、もし米国裁判所がすべての事例においてかかる権利主張を認めない公算が高いとしても、非米国人である権利承継者は二つのハードルの適用を受けるという意味において本質的に米国人に比較して不利な立場におかれていると指摘している。すなわち、米国裁判所が外国政府による不当な接収については法的効力を与えないとしても、この法理は米国人と非米国人の双方に適用されるものであるので、これによって非米国人が受ける不利益が相殺されるわけではない。上級委員会は以上の理由を挙げて、米オムニバス法第211条（a）（2）は非米国人である権利承継者に対して米国人である権利承継者に対するよりもより不利な待遇をするものであり、パリ条約２条（1）及び TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反すると判断した。

第 4 条：違反該当

（小委員会）

米オムニバス法はキューバ国籍の者に対して、キューバ国籍以外の国籍の外国人に対してより不利益待遇をするものではないとして、EC の主張を退けた。

（上級委員会）

米連邦規則 515.305 条及び米オムニバス法（d）（1）が、キューバ国籍の者以外の者は、キューバ及びキューバ国籍を有する者の権利承継者である場合にのみ「指定された国籍の者」含まれるとしているので、キューバ国籍以外の外国人で原始権利所有者はこの範囲には含まれておらず米オムニバス法第 211 条の対象となっていないことに着目して、これはキューバ国籍の原始権利所有者に対して非キューバ国籍の外国人である原始権利所有者に対してよりも不利な待遇をするものであり、内国民待遇に違反するとした。

第 15 条：違反非該当

（小委員会）

TRIPS 協定第 15 条 2 項が「1 の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。」と規定しており、ある措置が TRIPS 協定第 15 条 2 項にいう「他の理由」に該当すれば加盟国は TRIPS 協定第 15 条 1 項の要件に合致する標識でも商標登録を拒否することができるというものである。そして、小委員会は、この除外例のなかには米国がキューバにおいて接収された事業及び資産に関連して使用されていた商標の登録を禁止することが含まれると解する余地があるとして、EC の主張を退けた。

（上級委員会）

問題点はパリ条約及び TRIPS 協定に明記されていない場合に、加盟国はいかなる場合に商標登録を拒絶できるかであるとし、さらにパリ条約第 6 条 1 項が加盟国に登録の条件について国内法で定める権限を付与していること等からみると、加盟国はパリ条約に明記されている事項でなくとも、パリ条約の禁止に該当しない限り、加盟国は自国法に基づいて登録拒絶事由を定めることができると解釈する。そこで上級委員会はこの点についての小委員会の判断を支持した。

第 16 条：違反非該当

（小委員会）

TRIPS 協定第 16 条 1 項は誰が商標の所有者であるかについては規定しておらず、この点に関する判断はもっぱら加盟国の国内法にゆだねられているとのことである。

（上級委員会）

TRIPS 協定第 16 条 1 項は排他権を登録商標の「所有者」に認めているが、かかる所有者をいかに決定するかについては定めていない。また、第 16 条 1 項は加盟国が商標権の付与にあたって登録を根拠とするか、使用を根拠とするかのいずれも可能としていることを指摘する。TRIPS 協定及びパリ条約の諸規定を検討しても、商標の所有者が誰であるべきかについて規定している規定は見当たらないとする。さらに、米オムニバス法第 211 条（a）（2）条の適用によって、米国において商標権を有するとされる者の権利が否定されることはありうるが、TRIPS 協定やパリ条約はだれが商標権の所有者であるかについて規定していないので、この米オムニバス法の規定が TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するとはいえないと判断している。さらに米オムニバス法第 211 条

（b）もまた商標の所有者について規定しているものであるから、上記と同じ理由によって、これについても TRIPS 協定違反の問題は生じないとする。

第 17 条：判断せず

第 18 条：判断せず

第 19 条：判断せず

第 20 条：判断せず

第 21 条：判断せず

第 41 条：判断せず

第 42 条：違反非該当

（小委員会）

米オムニバス法第 211（a）（2）条がこの規定に違反すると判断した。その理由は、この規定が一定の条件がある場合に米国裁判所は商標権に関する権利主張を認めてはならないとしているので、これは権利者に対して法廷で権利主張をする道を閉ざすものであるということである。すなわち、米国においては、商標登録者は商標権者と推定されるのであり、この推定が覆されるまでは権利所有者として扱われることとなる。この者に対しては、権利者として法的主張を展開する機会が与えられるべきということである。しかし、米オムニバス法第 211 条（b）が TRIPS 協定第 42 条に違反しているとの EC の主張に対しては、その立証が成り立っていないとの理由で請求を棄却した。

（上級委員会）

TRIPS 協定第 42 条が「権利の所有者」について規定していることに着目し、権利所有者には「権利があると主張している者」も含まれ、権利があると主張している当事者が裁判所で自己の主張を展開できなければ権利実現に向けて公正な司法手続きが準備されているとはいえないと判断している。上級委員会はこの点に関する小委員会の判断は正しいとし、WTO 加盟国は権利保有者に法的手続きを保障しなければならないが、この責務は権利保有者と推定される者に対する法的手続保障をも含むものであるとする。また、TRIPS 協定第 42 条第 4 文は、知的財産権に関する司法手続きにおいて、「自己の主張を裏付ける」機会を与えられるべきとする。これは、加盟国は権利者がその主張を立証する十分な機会を与えなければならないことを意味するものである。そして、上級委員会の判断によると、TRIPS 協定第 42 条が付与する権利は手続的権利である。しかし、上級委員会は米オムニバス法第 211 条（a）（2）及び（b）は商標権の所有者について実体法的要件を定めるものであり、これは原則としては各国法にゆだねられているとする。上級委員会は以上を総合して、以下のように判断している。米オムニバス法第 211 条（a）（2）は、米国裁判所において権利所有者にその請求を十分に主張することを禁止するものではない。権利主張については、米商標法及び連邦民事訴訟規則及び連邦証拠規則によって認められている。同法はただ単に一定の国籍の者が商標権の主張をする場合に、米裁判所がその権利を承認し、執行しない

ことを要求するのみである。したがって、この法律は TRIPS 協定第 42 条にいう手続的権利を侵害するものとは考えらず、これに違反するものとはいえない。米オムニバス法第 211 条（b）もまた商標権の所有者に関するものであるので、上記の論旨が基本的には当てはまり、これの TRIPS 協定第 42 条との抵触は認められない。

第 62 条：判断せず

（１８）米国の1930年関税法337条（EU申立：DS186）（未決着）

（協議要請の理由）

米国関税法第 337 条は、2 度 GATT に小委員会で検討されている。2 度目の 1989 年の小委員会では、GATT 第 3 条で規定される輸入品に対する内国民待遇義務に違反するとされた。その後、同法は 1994 年ウルグアイ・ラウンド協定法により改正されたが、米国は小委員会の結論に沿った改正がなされておらず協定不整合な点が存在するとともに、TRIPS 協定第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 27 条、第 41 条、第 42 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条の規定に違反している。

（その後の経緯）

WTO ウェブサイトは 2010 年 2 月 24 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし[415]。

（経過）

2000.01.12: EU が協議要請（カナダ、日本第三国参加）

（１９）アルゼンチンの特許保護及びデータ保護（米国申立：DS196）（終了（二国間合意））

（協議要請の内容）

アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験やデータに対する保護を怠っている等、TRIPS 協定第 27 条、第 28 条、第 31 条、第 34 条、第 39 条、第 50 条、第 62 条、第 65 条及び第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

法改正等により解決した[416]。

（経過）

2000.05.30: 協議要請

2002.05.31: 二国間合意通報

---

[415] DS186: United States‐Section 337 of the Tariff Act of 1930 and Amendments thereto（World Trade Organization ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds186_e.htm

[416] Argentina – Certain Measures on the Protection of Patents and Test Data (WT/DS171/3, WT/DS196/4, IP/D/18/ Add.1, IP/D/22/Add.1, June 20, 2002)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/22A1.pdf&Open=True

（２０）ブラジルの特許保護（米国申立：DS199）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

ブラジルの 1996 年産業財産法では、強制実施権の設定に際してブラジル国内での実施の有無を要件として課しており、物の国内生産の有無について差別を禁じる TRIPS 協定第 27 条、第 28 条の規定に違反している。

（その後の経緯）

米国企業が保有する特許の強制実施権を発動するためにブラジル特許法第 68 条を適用する必要があると判断した場合、ブラジル政府は米国政府との事前協議を行うとして、二国間合意した[417]。

（経過）

2000.05.30: 米国が協議要請
2001.01.08: 米国が小委員会設置要請
2001.02.01: 小委員会設置（日本、インド、ホンジュラス、ドミニカ第三国参加）
2001.07.05: 米・ブラジル二国間合意により妥結

（２１）米国の特許法（ブラジル申立：DS224）（未決着）

（協議要請の理由）

米国特許法（第 18 章等）は、政府の助成を受けた発明に対する特許権について制限を設けているが、発明地等による差別を禁じた TRIPS 協定第 27 条、特許権者に与えられる権利を定めた第 28 条に違反する。

（その後の経緯）

WTO ウェブサイトは 2010 年 2 月 24 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし[418]。

（経過）

2001.01.31: ブラジルが協議要請

（２２）中国の知的財産の執行に関する問題（米国申立：DS362）（終了（シークエンス合意））[419] [420]

[417] Brazil – Measures Affecting Patent Protection (WT/DS199/4, G/L/454, IP/D/23/Add.1, World Trade Organization, July 19, 2001)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/23A1.pdf&Open=True

[418] DS224: United States – US Patents Code (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds224_e.htm

[419] China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS362/R, World Trade Organization, January 26, 2009)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/69480/Q:/WT/DS/362R-00.pdf;Q:/WT/DS/362R-01.pdf;Q:/WT/DS/362R-02.pdf;Q:/WT/DS/362R-03.pdf;Q:/WT/DS/362R-04.pdf/

[420] 【WTO パネル・上級委員会報告書解説②】中国-知的財産権の保護・実施に関する措置（WT/DS362/R） - TRIPS 協定の権利行使に係る規律を巡って-（鈴木 將文　独立行政法人経済産業研究所）
https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/11p011.pdf

（協議要請の理由）

中国における、①商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰の扱い、②税関における没収された知的財産権侵害物品の処理、③中国国内での発行または流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如、④著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った刑事手続き及び刑事罰の欠如は TRIPS 協定第 9 条 1 項、第 14 条、第 41 条 1 項、第 46 条、第 59 条、第 61 条等に整合的でない。

（小委員会報告）

②の税関措置に関し、商標の単なる除去で十分であるとの点については TRIPS 協定第 59 条に非整合、③について TRIPS 協定第 9 条 1 項、41 条 1 項に非整合として米国の主張を是認する一方、①及び④について、米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしておらず、②について、税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点について、米国は TRIPS 協定第 59 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていないと判断した。

（その後の経緯）

中国が著作権法改正、及び、税関保護に関する規則改正を行い、シークエンス合意に至った[421]。

（経過）

2007.04.10: 米国が協議要請
2007.08.13: 米国が小委員会設置要請
2007.09.25: 小委員会設置（日本、EU、ブラジル、インド、カナダ等第三国参加）
2009.01.26: 小委員会報告書配布
2009.03.20: 小委員会報告書採択
2010.03.19: 中国が勧告履行を報告
2010.04.08: 米中がシークエンス合意

（各条文の判断と理由）

第 3 条：判断せず

第 9 条：違反該当

中国著作権法第 4 条 1 文は、WTO 加盟国の国民の著作物を含め、ある種の著作物について、同法第 10 条の定める著作権の保護を否定するものであることが明文上明らかであり、かかる解釈は他の証拠によっても裏付けられる。「著作権」と「著作権保護」を区別する中国の議論は、中国著作権法第 4 条 1 文の文言上の根拠が示されていないのみならず、結局著作権が認められないということに帰着する。ある著作物について「著作権保護」が否定された場合に、著作者が「著作権」を享有できるとは考えられない。

中国は、「著作権保護」が否定された後に、著作者がどのような権利を行使できるかを説明できておらず、その権利は幻に過ぎない。

[421] DS362: China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds362_e.htm

中国著作権法第 4 条 1 文により保護が否定される著作物とは、具体的には、内容審査で不合格とされた著作物、及び内容審査をパスするために削除された部分（当該部分が著作物性を認められる場合）が含まれる。これに対し、内容審査に提出されていない著作物、内容審査の結果を待っている著作物、改変されることによって内容審査をパスした著作物の改変前の版についても、中国著作権法第 4 条 1 文の保護が否定されると米国は主張するが、その立証は成功していない。中国著作権法第 10 条は、ベルヌ条約第 5 条 1 項が規定する、同条約が「特に与える権利」を定めている。また、中国著作権法第 4 条 1 文の「著作物」は、ベルヌ条約第 2 条 1 項の「文学的及び美術的著作物」の少なくとも一部を含むことは明らかである。以上から、中国著作権法、特に中国著作権法第 4 条 1 文は、TRIPS 協定第 9 条 1 項が援用するベルヌ条約第 5 条 1 項に違反する。

中国は、ベルヌ条約第 17 条（同条も TRIPS 協定第 9 条 1 項が援用する。）により、著作権を制限することが正当化される旨を主張する。しかし、検閲の可能性と、著作権の享有は別の問題であり、ベルヌ条約第 17 条は著作権の否定を正当化するものではない。

無方式主義を定めるベルヌ条約第 5 条 2 項（TRIPS 協定第 9 条 1 項が援用）に中国著作権法第 4 条 1 文が違反するとの米国の主張については、本小委員会として、中国著作権法第 4 条 1 文がベルヌ条約第 5 条 1 項に違反するとの判断をしている以上、さらに当該論点について判断をしても本件紛争の建設的な解決に役立たないことから、判断は不要である。

第 14 条：違反非該当

中国著作権法第 4 条が現に実演及びレコード又は録音物に適用される旨を実際に主張しておらず、小委員会として、判断すべき主張を特定できない。またベルヌ条約第 5 条 1 項に関する本小委員会の判断によって、米国の本論点に関する懸念は実質上対処されたと考えられる。

第 41 条：違反該当

中国著作権法第 5 章は、（権利侵害に対する）民事責任、行政措置及び刑事責任について規定する。しかし、中国著作権法第 4 条 1 文により著作権の保護が否定される場合は、中国著作権法第 5 章のもとで、TRIPS 協定第 3 部が定める広範な権利行使手続をとることは不可能である。従って、中国著作権法第 4 条 1 文は、権利行使手続を権利者のために確保することを義務づける TRIPS 協定第 41 条 1 項に違反する。

第 46 条：違反該当

第 59 条：違反該当

中国の税関措置では、違法に付された商標を単に除去すれば、不正商標商品が流通経路に解放されることが認められている。TRIPS 協定第 46 条 4 文における「例外的な場合」は限定的に解されるべきである。結論として、中国の税関措置は、「例外的な場合」に限らず、不正商標商品を、不正商標を単に除去した上で、流通経路に解放することを認めている。従って、税関措置は、TRIPS 協定第 46 条 4 文の定める原則を満たさないことから、同 59 条に違反する。

第 61 条：違反非該当

（著作権）本小委員会として、中国著作権法第 4 条 1 文がベルヌ条約第 5 条 1 項及び TRIPS 協定第 41 条 1 項に違反するとの判断をしている以上、さらに当該論点について判断をしても本件紛争の建設的な解決に役立たないことから、判断は不要である。

（刑事罰）米国は、TRIPS 協定第 61 条 1 文の違反について一応の立証をしていない。

（２３）中国の金融情報に係る配信規制（EU申立：DS372）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）
EU、米国、カナダは、中国において、外国の金融情報供給者が新華社に指名された主体（entity）を通じて提供することを求められていることは、GATS 及び加盟議定書に非整合として申立てをした。

（その後の経緯）
覚書により二国間合意して解決した[422]。

（経過）
2008.03.03: 協議要請
2008.12.04: 二国間合意通報

（２４）EU及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止（インド申立：DS408）（ブラジル申立：DS409）（未決着）

（協議要請の理由）
ブラジル等の第三国を仕向地とするインドで製造したジェネリック医薬品が、オランダ税関で通過差止された問題に関する EU 及びオランダの措置は、GATT 第 5 条、第 10 条、TRIPS 協定第 28 条、第 41 条、第 42 条、TRIPS 協定と公衆衛生に関する 2003 年 8 月の決定と TRIPS 協定第 31 条等に整合的でない。

（その後の経緯）
WTO ウェブサイトは 2010 年 6 月 22 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし[423] [424]。

（経過）
（DS408）
2010.05.11: インドが協議要請
2010.05.28: ブラジル、カナダ、エクアドルが協議への参加要請
2010.05.31: 中国、日本、トルコが参加要請
その後、EU はブラジル、カナダ、中国、エクアドル、日本、トルコの協議への参加要請を受け入れたことを DSB に通知

---

[422] China – Measures Affecting Financial Information Services and Foreign Financial Information Suppliers (WT/DS372/4, S/L/319/Add.1, IP/D/27/Add.1, World Trade Organization, December 9, 2008)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/27A1.pdf&Open=True

[423] DS408: European Union and a Member State – Seizure of Generic Drugs in Transit (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds408_e.htm

[424] DS409: European Union and a Member State – Seizure of Generic Drugs in Transit (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds409_e.htm

（DS409）

2010.05.12: ブラジルが協議要請

2010.05.28: カナダ、エクアドル、インドが協議への参加要請

2010.05.31: 中国、日本、トルコが参加要請

2010.06.18: EU はカナダ、中国、エクアドル、インド、日本、トルコの協議への参加要請を受け入れたことを DSB に通知

（２５）豪州のたばこ製品の包装に関する規制に関する措置（ウクライナ申立：DS434）（ホンジュラス申立：DS435）（ドミニカ共和国申立：DS441）（キューバ申立：DS458）（インドネシア申立：DS467）（終了（小委員会報告、上級委員会報告））[425] [426] [427] [428]

（経過）

2014.04.25: 5 つの案件に関し統一の小委員会を設置することが決定

2014.05.05: 統一の小委員会構成（日本等 30 か国以上第三国参加）

（ウクライナ申立：DS434）

（協議要請の理由）

豪州によるタバコ製品の包装に関して、商標を制限し、プレーンパッケージを強制する措置は、GATT 第 3 条（内国の課題及び規制に関する内国民待遇）、TRIPS 協定第 2 条 1 項（知的所有権に関する条約）、第 3 条 1 項（内国民待遇）、第 15 条（保護の対象）、第 16 条（与えられる権利）、第 20 条（その他の要件）、第 22 条 2 項（b）（地理的表示の保護）、第 24 条 3 項（国際交渉及び例外）、TBT 協定第 2.2 条（強制規格の必要性）等に整合的でない。

（経過）

2012.03.13: ウクライナが協議要請

2012.08.14: 小委員会設置要請

2012.09.28: ウクライナの要請を受け小委員会設置（日本等 30 か国以上第三国参加）

2015.05.28: ウクライナが小委員会手続停止要請

2015.05.29: 豪州がウクライナの小委員会手続停止要請に合意

2015.06.02: 小委員会手続き停止

2016.05.30: DS434 は 12 月以内に手続き再開が請求されなかったため DSU 第 12.12 条に基づき終了[429]

---

[425] 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査『国際知財制度研究会』（平成 30 年度） p15-38（2019 年 3 月 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/30_all.pdf

[426] 2023 年版不公正貿易報告書 第 II 部 WTO 協定と主要ケース 第 13 章 知的財産 421 ページ（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2023/pdf/2023_02_13.pdf

[427] 2023 年版不公正貿易報告書 第 II 部 WTO 協定と主要ケース 第 11 章 基準・認証制度 382-385 ページ（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2023/pdf/2023_02_11.pdf

[428] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 6 月 12 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html

[429] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tabacco Products and Packaging (WT/DS434/17, World Trade Organization, June 30, 2016)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/434-17.pdf&Open=True

（ホンジュラス申立：DS435）

（協議要請の理由）

ホンジュラスは豪州に対し、同国がタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

（小委員会報告）

小委員会は、ホンジュラスが豪州に依る TPP 措置が協定に違反していることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS 協定第 2 条 1 項、第 3 条 1 項、TBT 協定第 2.1 条、GATT III:第 4 条については、ホンジュラスにより主張がなされなかったとして判断を下さなかった。

（上級委員会報告）

上級委員会は、小委員会の結論を支持した。

（経過）

2012.04.04: ホンジュラスが協議要請

2012.10.15: 小委員会設置要請

2013.09.25: ホンジュラスの要請を受け小委員会設置（日本等 30 か国以上第三国参加）

2018.06.28: 小委員会報告書配布

2018.07.19: ホンジュラスが上訴

2020.06.09: 上級委員会報告書配布[430]

2020.06.29: 小委員会報告書採択、上級委員会報告書採択

（ドミニカ共和国申立：DS441）

（協議要請の理由）

ドミニカ共和国は豪州に対し、同国によるタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

（小委員会報告）

小委員会は、ドミニカ共和国が豪州による TPP 措置が協定に違反することを立証しなかったとして豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS 協定第 2 条 1 項、第 3 条 1 項、TBT 協定第 2.1 条、GATT III:第 4 条についてはドミニカ共和国により主張がなされなかったとして判断を下さなかった。

（上級委員会報告）

上級委員会は、小委員会の結論を支持した。

（経過）

2012.07.18: ドミニカ共和国が協議要請

2012.11.09: 小委員会設置要請

2014.04.25: 小委員会設置

2018.06.28: 小委員会報告書配布

2018.08.23: ドミニカ共和国が上訴

[430] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tabacco Products and Packaging (WT/DS435/AB/R, WT/DS441/AB/R, World Trade Organization, June 9, 2020) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True

2018.09.17: DS435 と併合
2020.06.09: 上級委員会報告書配布[431]
2020.06.29: 小委員会報告書採択、上級委員会報告書採択

（キューバ申立：DS458）
（協議要請の理由）
キューバは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。
（小委員会報告）
小委員会は、キューバが豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。
（経過）
2013.05.03: キューバが協議要請
2014.04.04: 小委員会設置要請
2014.04.25: 小委員会設置
2018.06.28: 小委員会報告書配布[432]
2018.08.27: 小委員会報告書採択

（インドネシア申立：DS467）
（協議要請の理由）
インドネシアは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。
（小委員会報告）
小委員会は、インドネシアが豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとして、豪州の協定違反を認定しなかった。
（経過）
2013.09.20: インドネシアが協議要請
2014.03.03: 小委員会設置要請
2014.03.26: 小委員会設置
2018.06.28: 小委員会報告書配布[433]
2018.08.27: 小委員会報告書採択

（各条文の判断と理由）
第 2 条：違反非該当

[431] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tabacco Products and Packaging (WT/DS435/AB/R, WT/DS441/AB/R, World Trade Organization, June 9, 2020) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True
[432] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tabacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True
[433] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tabacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True

（小委員会）
他の同盟国が登録の結果与えるべき保護は、同国において商標登録の結果与えられる保護を指し、与えられるべき保護の実体的内容は規定されていないので、パリ条約 第 6 条の 5、TRIPS 協定第 2 条 1 項違反は認められない。

第 3 条：判断せず

第 15 条：違反非該当
（小委員会）
TRIPS 協定第 15 条 4 項は、商標となる適格性を有する記号について、物品・サービスの性質を原因として登録を拒絶されてはならない旨の規定であり、登録後の商標の保護の範囲・内容については規定していないので、TRIPS 協定第 15 条 4 項違反は認められない。

第 16 条：違反非該当
（小委員会）
TRIPS 協定第 16 条 1 項上の商標の保護は、商標保有者が商標を使用する権利を含まず、権限のない第三者の使用を排除する権利に留まり、また、申立国は本件措置による商標の識別能力の低下によって、商標権者が混同の可能性を示して権限のない使用を防止する能力を制約する、とも主張するが、この点は立証できていないので、TRIPS 協定第 16 条 1 項違反は認められない。
（上級委員会）
TRIPS 協定第 16 条 1 項は、登録された商標を使用する権利を付与するものではなく、承諾を得ていない第三者による一定の活動を防止する権利を付与するにとどまるとして、「申立国は、TPP 措置が TRIPS 協定第 16 条 1 項の下で豪州の義務に違反することを立証しなかった」とする小委員会判断を支持した。

第 20 条：違反非該当
（小委員会）
TRIPS 協定第 20 条上保護される商標の「使用」とは、識別機能を制限するものに限定されず、幅広い商業的、宣伝的、販売促進的行動を含むため、本件措置は商標の使用を妨げる「特別な要件」にあたる、とした。また、TRIPS 協定第 20 条の判断においては、特別な要件による負担を十分に裏付ける正当化事由や理由が存在するかを検討する必要があるという判断基準を初めて提示し、考慮要素として、特別な要件による負担の性質・程度、特別な要件の理由、当該理由が負担を十分に裏付ける内容であるか、を挙げた。これらの要素に関して、まず、本件措置による負担については、商標保有者に対して、図形的要素から経済的価値を得ることを禁じる点で、広範囲（far-reaching）であるとした。次に本件措置の理由・正当化事由については、TBT 協定第 2.2 条における判断と同様、タバコ製品の使用・露出の減少であるとした。最後に、当該理由が負担を十分に裏付けるかに関して、理由が負担を十分に裏付けられる限りにおいて、政策目的に対応するための介入態様の選択については加盟国に一定の裁量があるとしつつ、合理的に利用可能な代替措置が存在し政策目的上同等の成果を達成しうる場合には被申立国が提示する理由について疑義が生じうるとして、代替措置の検討に進んだ。そのうえで、TBT 協定第 2.2 条に関して検討したとおり、申立国が主張する代替措置は目的に対する同等の貢献度を持つとはいえず、豪州が政策的

介入の態様に関する裁量を超えたとは認められない、とし、本件措置による負担が広範囲であるとしても、本件措置は、豪州の包括的なタバコ管理規制の一部として既存規制を補充するものとして設計され、タバコ製品の使用・露出を制限することによって、公衆衛生の向上という目的に貢献しうるものであり、実際に貢献しているため、本件措置の適用による商標使用に対する負担は本件措置の理由によって十分に裏付けられるといえる、とし、TRIPS 協定第 20 条違反は認められないと結論づけた。

（上級委員会）

TRIPS 協定第 20 条の下では、GATT 第 20 条や TBT 協定第 2.2 条と同様の必要性テストよりもより緩和された判断基準が用いられると論じた。具体的には、（i）商標の権利者が商標を商業上使用しそれによって商標の意図された機能を享受することについての正当な利益を考慮したうえでの、特別な要件による妨げの性質と程度、（ii）特別な要件が適用される理由、及び（iii）そのような理由が結果として生じる妨げの十分な根拠となっているか否かの立証、という要素を考慮してなされなければならないとの小委員会判断を支持した。また、TRIPS 協定第 20 条の下での不当性の判断においては、代替措置の検討も必要不可欠ではないとの小委員会判断を支持した。

第 22 条：違反非該当

（小委員会）

提訴国が豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとした。

第 24 条：違反非該当

（小委員会）

提訴国が豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとした。

（２６）アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置（カタール申立：DS526（対UAE）（終了）、DS527（対バーレーン）、DS528（対サウジアラビア））（未決着）

（協議要請の理由）

カタールは、カタールとの物品貿易、サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関してアラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアのとる措置が GATT、GATS 及び TRIPS 協定に非整合として申立てをした。

（経過）

DS526（対 UAE）

2017.07.31: カタールがアラブ首長国連保、バーレーン及びサウジアラビアに対し協議要請

2017.10.06: カタールが小委員会設置（カタール申立：DS526（対 UAE））

2017.11.22: DS526 に関して小委員会設置（日本等 20 か国以上第三国参加）

2021.01.18: DS526 に関して、カタールから要請（及び UAE の合意）により、小委員会が作業を

停止することを決定[434]

2022.01.16: 小委員会設置の権限失効[435]

2022.01.18: アラブ首長国連邦が、手続終了書面の配布を要請した[436]。

DS527（対バーレーン）

2017.07.31: 協議要請[437]

DS528（対サウジアラビア）

2017.07.31: 協議要請[438]

（２７）中国の知的財産権保護に関する措置（米国申立：DS542）（終了）

（協議要請の理由）

中国の技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンシング規制は、TRIPS 協定第 3 条、第 28 条 1 項（a）、（b）及び第 28 条 2 項に整合的でない。

（その後の経緯）

2021 年 6 月 11 日、作業再開要請がなかったため、小委員会設置要請が失効された[439]。

（経過）

2018.03.23: 米国が協議要請（日本は第三国参加）

2018.10.18: 米国が小委員会設置要請

2018.11.21: 小委員会設置（日本を含む 15 か国第三国参加）

2019.06.03: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断（2019.12.31 まで）を要請

2019.06.04: 中国が紛争審理一時中断に合意

2019.06.12: 小委員会が紛争審理一時中断を許可

2019.12.23: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断（2020.2.29 まで）を要請

---

[434] United Arab Emirates – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS526/16, World Trade Organization, January 19, 2021)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-6.pdf&Open=True

[435] United Arab Emirates – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS526/16, World Trade Organization, January 18, 2022)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-7.pdf&Open=True

[436]]UNITED ARAB EMIRATES – MEASURES RELATING TO TRADE IN GOODS AND SERVICES, AND TRADE-RELATED ASPECTS OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS COMMUNICATION FROM THE UNITED SRAB EMIRATES (WT/DS526/8, 22-0412, January 20, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-8.pdf&Open=True

[437] Bahrain – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS527/1, G/L/1181, S/L/416, IP/D/36, World Trade Organization, August 4, 2017)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/527-1.pdf&Open=True

[438] Saudi Arabia– Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS528/1, G/L/1182, S/L/417, IP/D/37, World Trade Organization, August 4, 2017)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/528-1.pdf&Open=True

[439] China – Certain Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/DS542/15, World Trade Organization, June 11, 2021)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/542-15.pdf&Open=True

2020.01.08: 小委員会が紛争審理一時中断を許可
2020.03.02: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.5.1 まで）を要請
2020.03.02: 小委員会が紛争審理一時中断の延長を許可
2020.05.05: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.5.31 まで）を要請
2020.05.06: 小委員会が紛争審理一時中断の延長を許可
2020.06.08: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.06.まで）を要請
2020.06.18: 米国からの要請（及び中国の合意）により、2020.06.08 から発効する DSB に基づき、小委員会が作業を停止することを決定
2021.06.11: 小委員会設置の権限失効

（２８）中国の技術移転に関する措置（EU申立：DS549）（未決着）

（協議要請の理由）
中国の中外合弁企業法等に基づく外国企業からの技術移転を強制する措置や、技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンシング規制等は、TRIPS 協定第 3 条、第 28 条 1 項（a）、（b）、第 33 条、第 39 条 1 項及び 2 項、GATT 第 10 条 3 項（a）及び中国加盟議定書 2（A）2 等に整合的でない。

（その後の経緯）
WTO ウェブサイトは 2019 年 1 月 31 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし[440]。

（経過）
2018.06.01: EU が協議要請（日本は第三国参加要請）
2018.12.20: EU が協議要請書を改正（主張内容を拡大）

（２９）サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置（カタール申立：DS567）[441] [442]（終了）

（協議要請の理由）
サウジアラビアによる、カタール企業が保有する著作権等に対する適切な保護の不履行は、TRIPS 協定第 3 条 1 項、第 4 条、第 9 条、第 14 条 3 項、第 16 条 1 項、第 41 条 1 項、第 42 条及び第 61 条に整合的でない。

（小委員会報告）
小委員会は、カタール企業からサウジアラビアで知的財産権を行使する機会を奪うサウジアラビアの措置が、TRIPS 協定第 42 条及び第 41 条 1 項に非整合であったと認定した。また、サウジアラビアが同国企業に刑事罰を適用しなかったことが TRIPS 協定第 61 条に非整合であったと認定し

[440] DS549: China – Certain Measures on the Transfer of Technology (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds549_e.htm
[441] Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (World Trade Organization, June 16, 2020)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567R.pdf&Open=True
[442] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 6 月 23 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/922ea1a9e82c33d8.html

た。

（その後の経緯）
2020 年 7 月 28 日、サウジアラビアが上級委員会申立てを行う[443]。
2021 年 12 月 29 日、サウジアラビアが DSB に上訴手続き停止の確認書面を送付
2022 年 4 月 21 日、カタールが紛争終結に同意[444]

（経過）
2018.10.01: カタールが協議要請
2018.11.09: カタールが小委員会設置要請
2018.12.18: 小委員会設置（日本を含む 15 カ国第三国参加）
2020.06.16: 小委員会報告書配布
2020.07.28: サウジアラビアが上級委員会申立て
2022.04.21: カタールが紛争終結に同意

（各条文の判断と理由）
第 3 条：判断せず

第 4 条：判断せず

第 9 条：判断せず

第 14 条：判断せず

第 16 条：判断せず

第 41 条：違反該当
カタール企業がサウジアラビア裁判所・法廷で民事手続きにおける知的財産権を行使するためにサウジアラビア法律顧問を取得することを、サウジアラビアが直接的または間接的に妨害した。このことをカタールが立証したことから、TRIPS 協定第 41 条違反に該当すると小委員会は判断した。

第 42 条：違反該当
カタール企業がサウジアラビア裁判所・法廷で民事手続きにおける知的財産権を行使するためにサウジアラビア法律顧問を取得することを、サウジアラビアが直接的または間接的に妨害した。このことをカタールが立証したことから、TRIPS 協定第 42 条違反に該当すると小委員会は判断し

[443] Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/567/7, World Trade Organization, July 30, 2020)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-7.pdf&Open=True
[444] SAUDI ARABIA – MEASURES CONCERNING THE PROTECTION OF INTELLECTUAL PROPERTYRIGHTS: COMMUNICATION FROM QATAR (WTO, WT/DS567/11 (22-3226), April 25, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-11.pdf&Open=True

た。

第 61 条：違反該当

サウジアラビアが同国企業に対して違法配信行為に関する刑事手続きを開始しないことについて、カタールが立証したことから、TRIPS 協定第 61 条違反に該当すると小委員会は判断した。

（３０）トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置（EU申立：DS583）（未決着）

（協議要請の理由）

トルコによる、医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置、すなわち、局地化要求、技術移転要求、局地的な製品の輸入禁止及び優先順位付けの措置は、TRIPS 協定第 3 条 1 項、第 27 条 1 項、第 28 条 2 項、第 39 条 1 項及び第 39 条 2 項に整合的でない。

・トルコの医療保険制度の下では、特定の医薬品の購入について、政府機関である社会保障機関（SSI：Social Security Institution）による補助が適用される。この購入補助の対象として認められるために必要な医薬品の審査に際し、トルコは、（ｉ）海外の医薬品製業者に対し、トルコ政府が指定した特定の医薬品について、トルコ国内での生産にコミットすることを要求し、（ii）これに応じない場合、当該医薬品を SSI による購入補助の対象から除外する、という国産化要件を課していた。

・EU は、トルコの措置は内国民待遇義務（GATT3 条 4 項）等に違反すると主張し、トルコは、政府調達例外（GATT3 条 8 項（a））や一般的例外（同 20 条（b）及び（d））を理由に EU の主張を争った[445]。

（その後の経緯）

2019 年 9 月 30 日、小委員会が設置される[446]。

2021 年 11 月 11 日、機密の最終報告書が当事者に発行され、小委員会は、報告書の回覧が 2022 年 1 月中旬に予定されていることを当事者に通知した[447]。

小委員会の判断[448]

（１）政府調達例外（GATT 3 条 8 項（a））

・GATT 3 条 8 項（a）の下では、「政府用として購入する産品の政府機関による調達」について内国民待遇義務が免除される。ここにいう「購入」が認められるためには、政府機関が、何らかの支払行為を通じて、問題となる産品の所有権を獲得することが必要である。

・トルコの医療保険制度の下では、政府機関である SSI は、医薬品の購入費用の一部を補助する

[445] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断（WT/DS583）（宮岡 邦生委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf

[446] Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/4, World Trade Organization, March 18, 2020)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-4.pdf&Open=True

[447] Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Productshttps://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm

[448] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断（WT/DS583）（宮岡 邦生委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf

だけであり、医薬品の所有権を取得するものではないから、SSI による「購入」の存在が認められず、3 条 8 項（a）は適用されない。

（２）内国民待遇義務（GATT 3 条 4 項）

・本件国産化要件は、消費者に対し、同種の国産医薬品と輸入医薬品について、前者を優先的に購入するインセンティブを与える措置であり、輸入品に対し「不利な待遇」を与えるものである。よって、GATT3 条 4 項に違反する。

（３）一般的例外（GATT 20 条（b）及び（d））

・GATT 20 条（b）に関し、トルコは、海外の医薬品への依存によって国民の生命・健康に生じるリスクについて具体的な主張立証をしておらず、理論的、抽象的かつ仮定的なリスクにとどまる。また、関係する法令等の文書の記載から、本件国産化要件の目的は、人の生命又は健康保護ではなく産業政策的な目的に基づくことが窺われる。そのため、本件国産化要件は、人の生命又は健康の保護のために採られた措置とは認められず、GATT 20 条（b）による正当化は認められない。

・GATT 20 条（d）に関するトルコの主張は、GATT 20 条（b）の主張と実質的に同じであり、正当化は認められない。

2021 年 12 月 22 日、小委員会の議長は、小委員会が 2021 年 12 月 20 日の欧州連合の要求を認め、トルコは反対しなかったことを示し、小委員会は 2022 年 1 月 21 日まで DSU 第 12.12 条に従って作業を一時停止することを示した。その後、小委員会の作業の一時停止の延長に関する欧州連合の要求を小委員会が認めた[449]。

2022 年 3 月 22 日、両当事者は小委員会と DSB に共同で、DSU 第 25 条に基づく仲裁手続きについて合意したことを伝えた。欧州連合とトルコは、当事者の特定の共同要求を実行するために必要な範囲を除いて、その作業を無期限に停止するよう小委員会に共同で要求した。 小委員会はこの要求を受け入れた[450]。

2022 年 4 月 28 日、仲裁人構成[451]

2022 年 7 月 21 日、仲裁裁定（Arbitration Award）発行。

・小委員会は、GATT 3 条 8 項（a）の判断にあたり、同規定に該当するためには「政府機関」による購入行為がなければならないことを判断の前提としたが、当該規定は文言上「購入」の主体を政府機関に限定していないため、小委員会の解釈は誤りである。

・一方、GATT 3 条 8 項（a）の対象となるためには「政府機関による調達」が必要となるところ、小委員会が認定した事実及び当事者間に争いのない事実からすれば、SSI が医薬品について物理的な占有や管理権・処分権を取得することはないから、SSI が医薬品を「調達」したといえない。そのため、GATT 3 条 8 項（a）の要件を満たさないとの小委員会の判断は、結論としては誤っていない。

・小委員会は、GATT 20 条（b）及び（d）の判断において、本件国産化要件が人の生命又は健

[449] Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm

[450] Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm

[451] TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS: RECOURSE TO ARTICLE 25 OF THE DSU, CONRTITUTION OF THE ARBITORATOR Noted by the Secretariat (WTO, WT/DS583/13 (22-3448), May 4, 2022)（WTO ウェブサイト）https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-13.pdf&Open=True

康の保護という目的達成「のために設計」されているかを正しい枠組みに基づいて検討しており、トルコが主張するような解釈・適用の誤りは認められない。

・仲裁人は、DSU315 の第 19.1 条に従い、トルコ政府に対し、この裁定およびこの裁定によって修正されたパネル報告書 316 において、矛盾していると判明した 1994 年の GATT に基づく義務を順守することを勧告した[452]。

2022 年 7 月 25 日、DSU 第 25.3 条に従い、裁定を紛争解決機関（Dispute Settlement Body）、物品貿易評議会（Council for Trade in Goods）、補助金及び対抗措置委員会（Committee on Subsidies and Countervailing Measures）、及び貿易関連投資措置委員会（Committee on Trade-Related Investment Measures）に通知[453]

2022 年 8 月 18 日、トルコは DSB に対し、WTO の義務を尊重する方法で、この紛争における仲裁人とパネルの勧告と裁定を実施するつもりであり、それには合理的な期間が必要であることを通知した[454]。

2022 年 11 月 14 日、EU 及びトルコは「欧州連合とトルコが相互に合意した期間について話し合うための十分な時間を確保するため、両当事者は、（i） DSU の第 21.3（c）条に基づく仲裁が要請された場合、当事者との協議の後、仲裁人が追加の時間が必要であると判断しない限り、仲裁人の任命日から 60 日以内に完了することに合意し、（ii） いかなる仲裁人の裁定（DSU 第 21.3（c）条に定められた 90 日の期限内になされなかった裁定を含む）は、トルコが仲裁人とパネルの勧告と裁定を実施するための合理的な期間を決定する DSU 第 21.3（c）条の目的上、仲裁人の裁定を構成するという共通の理解をここに確認する」との内容の書面を紛争解決機関の議長に送付し、2022 年 11 月 16 日に回覧された[455]。

2023 年 1 月 10 日、トルコおよび欧州連合は、紛争の解決を管理する規則および手続きに関する了解の第 21.3（b）条および第 25.4 条に従って、欧州連合とトルコが以下の合意をしたことを DSB 議長に通知した。「トルコが仲裁の裁定の勧告（WT/DS583/ARB25 および WT/DS583/ARB25/Add.1）を実施するための合理的な期間は、2023 年 4 月 25 日に失効する。」[456]

2023 年 4 月 25 日、トルコは、DSU 第 21.6 条に基づき、仲裁判断の遵守に向けた措置を講じたこ

---

[452] TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS ARBITRATION UNDER ARTICLE 25 OF THE DSU AWARD OF THE ARBITRATORS (WTO, WT/DS583/ARB25 (22-5590), July 25, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True
WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断（WT/DS583）（宮岡 邦生委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf

[453] TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS: RECOURSE TO ARTICLE 25 OF THE DSU, CONRTITUTION OF THE ARBITORATOR (WTO, WT/DS583/14 (22-5581), July 25, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-14.pdf&Open=True

[454] TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS COMMUNICATION FROM TURKEY (WT/DS583/15, 22-6294, August 22, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-15.pdf&Open=True

[455] TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS COMMUNICATION FROM THE EUROPEAN UNION AND TURKEY CONCERNING ARTICLE 21.3(C) OF THE DSU (WT/DS583/16, 22-8532, November 16, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-16.pdf&Open=True

[456] TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS: COMMUNICATION FROM THE EUROPEAN UNION AND TÜRKIYE CONCERNING ARTICLES 21.3(B) AND 25.4 OF THE DSU (WTO, WT/DS583/17 (23-0290), January 11, 2023)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-17.pdf&Open=True

とを DSB に通知した。これらの措置とは以下の通りである：
（i）2022 年 8 月 25 日に発効した、従来適用されていた規則に代わる新たな医薬品償還規則の公表
（ii）償還制度における自社製品の再活性化に関する関連製薬企業への申請手続きを開始する勧告の採択
（iii）新たな代替医薬品償還規則の草案の作成
（iv）ヒト医薬品優先評価委員会の作業原則および手続きに関するガイドラインの修正準備の継続[457]
2023 年 5 月 19 日、トルコは、新代替医薬品償還規則が 2023 年 5 月 12 日に公表されたことを DSB に報告した[458]。

（経過）
2019.04.02: EU が協議要請
2019.08.02: EU が小委員会設置要請
2019.09.30: 小委員会設置（日本を含む 10 カ国第三国参加）
2021.11.11: 機密の小委員会報告書が当事者に発行され、報告書の回覧が 2022 年 1 月中旬に予定されていることの当事者への通知
2022.3.22: 両当事者が仲裁手続きについて合意
2022.4.28: 仲裁人構成
2022.7.21: 仲裁裁定発行

（３１）日本による韓国に対する製品及び技術輸出に関する措置（韓国申立：DS590）（終了）

（協議要請の理由）
日本が導入した韓国向けのフッ素化ポリイミド、レジストポリマー、フッ化水素及び関連技術の輸出を制限する、ライセンスポリシーや手続き等の措置は、GATT 第 1 条、第 8 条、第 10 条 1 項、第 13 条 1 項及び第 13 条 5 項、貿易円滑化協定第 2 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、貿易に関連する投資措置に関する協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条 1 項（内国民待遇）、第 4 条 1 項（最恵国待遇）、第 28 条 2 項（特許の権利効力）、サービスの貿易に関する一般協定第 6 条 1 項及び 5 項、そしてマラケシュ協定第 16 条 4 項に整合的でないとの理由による。
TRIPS 協定関連の具体的な理由は、以下の通りである。
3 つの製品に関する技術移転に関し日本国民や他の WTO 加盟国の国民は直面しない、韓国国民への障害を設けることにより、これら 3 つの製品に関する知的財産の保護に関し、韓国国民に対し日本国民や他国の国民と同等の扱いをしていないため（TRIPS 協定第 3 条 1 項及び第 4 条）。
3 つの製品に関し特許権者の特許を譲渡その他移転する権利及びライセンス契約を締結する権利を保障していないため（TRIPS 協定第 28 条 2 項）。
韓国は、2023 年 3 月 23 日に発効する小委員会構成プロセスを終了し、この問題に関する訴えを正式に取り下げるという決定を、DSB に通知した。
韓国は DSB に対し、紛争における小委員会の設置を求める韓国の要求で概説されたさまざまな

[457] Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm
[458] Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm

事実上および法的問題に関する韓国の見解を損なうことなく、この要求を行っていることを通知した[459]。

（その後の経緯）
2020 年 7 月 29 日、小委員会が設置される[460]。

（経過）
2019.09.11: 韓国が協議要請
2019.09.25: 台湾が参加を要請
2019.09.06: EU が参加を要請
2020.06.18: 韓国が小委員会設置要請
2020.07.29: 小委員会設置（13 カ国第三国参加）
2023.03.23: 韓国が小委員会設置プロセスを終了し、訴えの取下げを通知[461]

（３２） 中国の禁訴令に関する措置（EU申立：DS611）（未決着）[462] [463]

（協議要請の理由）
中国による禁訴令[464]の発出および積極活用が、中国政府の政策方針を反映し、最高人民法院が示した中国民訴法の解釈に基づき、下級審も従う形で行われており、こうした政策は TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項、第 41 条 1 項、第 44 条 1 項、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でない。

（その後の経緯）
2023 年 1 月 27 日の会議で、紛争解決機関 （DSB） は、文書 WT/DS611/5 の欧州連合の要請に従い、紛争の解決を管理する規則および手続きに関する理解 （DSU） の第 6 条に従って小委員会を設置し、紛争当事者が引用した協定の関連規定に照らして、欧州連合が文書 WT/DS611/5 で言及した事項の調査を委任した[465]。

---

[459] JAPAN – MEASURES RELATED TO THE EXPORTATION OF PRODUCTS AND TECHNOLOGY TO KOREA (WT/DS590/5, March 24, 2023) (WTO ウェブサイト)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/590-5.pdf&Open=True

[460] DS590: Japan –Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds590_e.htm

[461] DS590: Japan –Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds590_e.htm

[462] DS611: China –Enforcement of intellectual property rights (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds611_e.htm

[463] EU challenges China at the WTO to defend its high-tech sector (European Commission Press release, February 18, 2022)
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1103

[464] 実質的に同一の紛争（特許侵害訴訟など）が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、当事者の外国裁判所での提訴、判決の執行などによる司法救済を禁止する裁判所の命令

[465] CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (WT/DS611/6, March 29, 2023)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-6.pdf&Open=True

2023 年 7 月 4 日、欧州連合と中国は、この紛争について DSU 第 25 条に基づく仲裁手続きに合意したことを DSB に通知した。この手続きは、欧州連合と中国が、コミュニケーション JOB/DSB/1/Add.12（「DSU 第 25 条に基づく多者間暫定上訴仲裁取決め（Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement ：MPIA）」）を有効にするため、また、上訴機関が DSU 第 16.4 条および第 17 条に基づき上訴を審理できない場合に、この紛争で出された最終パネル報告書に対する上訴を仲裁人が決定するための枠組みを設定する目的で締結された[466]。

2023 年 11 月 6 日、締約国との協議を経てこれまでに採択された小委員会の予定表に基づき、他の約束による締約国の都合を考慮すると、小委員会は、2024 年後半までには最終報告書を締約国に提出すると推定していると通知した[467]。

（経過）

2022.02.18: EU が協議要請

2022.03.04: 日本[468]、米国[469]、カナダ[470]が参加申請

2022.12.07: EU が小委員会設置要請[471] [472]

2023.01.27: 小委員会設置

（３３）米国の半導体に関する措置（中国申立：DS615）（未決着）[473]

（協議要請の理由）

米国が特許所有者に特許を譲渡または承継する権利とライセンス契約を締結する権利を付与していないことは TRIPS 協定第 28 条に整合的ではない。

（経過）

---

[466] CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (WT/DS611/6, July 7, 2023)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-7.pdf&Open=True

[467] CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (WT/DS611/6, November 6, 2023)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-8.pdf&Open=True

[468] CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: REQUEST TO JOIN CONSULTATIONS Communication from Japan (WTO, WT/DS611/2 (22-2079), March 8, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-2.pdf&Open=True

[469] CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: REQUEST TO JOIN CONSULTATIONS Communication from the United States (WTO, WT/DS611/3 (22-2081), March 8, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-3.pdf&Open=True

[470] CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: REQUEST TO JOIN CONSULTATIONS Communication from Canada (WTO, WT/DS611/4 (22-2082), March 8, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-4.pdf&Open=True

[471] EU requests two WTO panels against China: trade restrictions on Lithuania and high-tech patents (December 7, 2022)（欧州委員会ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_7528

[472] CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: REQUEST FOR THE ESTABLISHMENT OF A PANEL BY THE EUROPEAN UNION (WTO, WT/DS611/5 (22-9213), December 9, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-5.pdf&Open=True

[473] DS615: United States –Measure on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds615_e.htm

2022.12.12: 中国が協議要請[474]
2022.12.21: ロシアが参加申請[475]
2023.01.03: 台湾が参加申請[476]

（その後の経緯）

2022 年 12 月 22 日、米国は DSB 議長に対し、挑戦された措置が WTO 紛争解決によるレビューの影響を受けにくい、または解決できない国家安全保障の問題に関する米国の見解を損なうことなく、米国が中国の協議開始の要求を受け入れたことを示す通信を加盟国に回覧するよう要請した。

2023 年 2 月 9 日、中国は 2022 年 12 月 12 日の協議要請を修正し、差し替え、その法的根拠を 1994 年 GATT 第 22 条および GATS 第 22 条に代えて、1994 年 GATT 第 23 条および GATS 第 23 条に変更した。同日、米国は DSB に対し台湾の最初の協議への参加要請を受け入れ、ロシアの要請を拒否したことを通知した。

2023 年 2 月 17 日、米国は DSB に対し、問題となっている措置は WTO 紛争和解によるレビューの影響を受けにくい、または解決が不可能な国家安全保障の問題に関するものであるという米国の見解を損なうことがないことを条件に、中国の修正された協議入りの要求を受け入れたことを通知した[477]。

2023 年 9 月 15 日、中国は、2023 年 2 月 9 日付の協議要請の改訂版を補足するものの、これに代わるものではない通報を提出した。中国は、特定の先端コンピューティング半導体チップ、スーパーコンピュータ品目、半導体製造品目およびその他の品目、ならびに中国向けまたは中国に関連するそれらの関連サービスおよび技術に関する貿易制限に関連する米国の特定の措置について、さらなる協議を要請していることを示した[478]。

３．小委員会報告の内容：

小委員会報告の内容を、以下に記載する。なお、2023 年 1 月以降の新たな動きは無い。

DS 番号	提出日 （採択日）	小委員会報告書の内容

[474] United States – MEASURE ON CERTAIN SEMICONDUCTOR AND OTHER PRODUCTS, AND RELATED SERVICES AND TECHNOLOGIES (WTO, WT/DS615/1, G/L/1471, S/L/438, G/TRIM/D/46, IP/D/44 (22-9340), December 15, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-1.pdf&Open=True

[475] United States – MEASURE ON CERTAIN SEMICONDUCTOR AND OTHER PRODUCTS, AND RELATED SERVICES AND TECHNOLOGIES (WTO, WT/DS615/2 (22-9687), December 22, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-2.pdf&Open=True

[476] United States – MEASURE ON CERTAIN SEMICONDUCTOR AND OTHER PRODUCTS, AND RELATED SERVICES AND TECHNOLOGIES (WTO, WT/DS615/3 (23-0073), January 5, 2023)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-3.pdf&Open=True

[477] United States — Measures on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WTO, WT/DS615/7 , March 3, 2023)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-7.pdf&Open=True

[478] United States — Measures on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WTO, WT/DS615/7 , September 19, 2023)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-1R1A1.pdf&Open=True

DS50[479]	1997.09.05 （1998.01.16）	インドは、TRIPS 協定第 70 条 8 項に基づく義務を実施するのに十分な措置を取らなかった。TRIPS 協定第 63 条 1 項及び 2 項にも続く透明性の義務を果たさなかった。排他的販売権の申請が拒否されたことがなくても、行政府が排他的販売権を付与する法的権限をもっていないことから、TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反すると判断した。「インドは仮出願制度を整備するにあたり、特許改正令が失効した後に適当な制度があったならば特許出願を行ったであろう者及び特許改正令又は行政慣行に従い、既に特許出願を行った者の利益を考慮に入れるべき」と提案した。 →上級委員会報告後、法改正により解決した。
DS79[480]	1998.08.24 （1998.09.22）	インドは、TRIPS 協定第 70 条 8 項（a）に基づく義務を実施するのに十分な措置を取っていないと認定した。 インドは、WTO 協定発効後に排他的販売権の付与を可能にする制度を設けるという TRIPS 協定第 70 条 9 項に基づく義務を実施していないと判断した。 →小委員会報告を採択し、法改正により解決した。
DS59[481]	1998.07.02 （1998.07.23）	小委員会は、インドネシアが TRIPS 協定第 3 条に違反していることをアメリカが立証できておらず、また、インドネシアは、TRIPS 協定第 20 条に規定される手段を講じているため、TRIPS 協定第 65 条 5 項に規定される義務を違反しないと判断した。 →小委員会報告を採択し、TRIPS 協定は違反しないが、その他の点について新ポリシー（the 1999 Automotive Policy）を発効することで解決した。
DS114[482]	2000.03.17 （2000.04.07）	小委員会は、以下の結論に到達した。 （1） カナダ特許法第 55 条 2 項（1）は、カナダが TRIPS 協定第 27 条 1 項及び第 28 条 1 項の下で負う義務と抵触しない。 （2） カナダ特許法第 55 条 2 項（2）は、TRIPS 協定第 28 条 1 項の要件を満たさない。 小委員会は、DSB がカナダに、カナダ特許法第 55 条 2 項（2）を、カナダの TRIPS 協定上の義務に合致させるよう要請することを勧告した。

[479] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護（パネル・上級委）（岩沢雄司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf

[480] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護（パネル・上級委）（岩沢雄司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf

[481] Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry – Report of the Panel (World Trade Organization, July 1, 1998)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/14191/Q:/WT/DS/64R-01.pdf;Q:/WT/DS/64R-02.pdf;Q:/WT/DS/64R-03.pdf/

[482] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2001 年度版 DS114: カナダ-医薬品特許保護（パネル）（中川淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2001/01-1.pdf

		→小委員会報告を採択し、TRIPS 協定に整合的でないとされた国内法規を改正し、紛争処理は終結した。
DS160[483] [484]	2000.06.15 （2000.07.27）	小委員会は、以下の結論に到達した。 （1） 米国著作権法第 110 条 5 項（A）は、TRIPS 協定第 13 条の要件を充足しており、従って、TRIPS 協定第 9 条 1 項によって同協定に組み込まれたベルヌ条約第 11 条の 2（1）（iii）及び第 11 条（1）（ii）にも整合的である。 （2） 米国著作権法第 110 条 5 項（B）は、TRIPS 協定第 13 条の要件を充足しておらず、従って、TRIPS 協定第 9 条 1 項によって同協定に組み込まれたベルヌ条約第 11 条の 2（1）（iii）及び第 11 条（1）（ii）にも整合的ではない。 小委員会は、DSB に対し、米国著作権法第 110 条 5 項（B）を TRIPS 協定上に義務と整合的なものにするよう勧告した。 →暫定合意に達したが、合意期限までには状況は改善されず、未だに法改正に至っていない。小委員会勧告の実効性に関わる問題である。
DS170[485]	2000.05.05 （2000.10.12）	小委員会は、以下の結論に到達した。 （1） TRIPS 協定第 70 条 2 項の「保護されている…対象」には、特許法第 45 条に基づいて付与され、1996 年 1 月 1 日時点で特許を与えられていた発明が含まれる。これは、TRIPS 協定第 70 条 1 項による適用除外の対象に含まれない。 （2） カナダ特許法第 45 条は、TRIPS 協定第 33 条が要求する出願から 20 年間の保護期間を保障していない。 小委員会は、DSB に対して、カナダが WTO 協定上の義務に従うよう要請することを勧告した。 →上級委員会報告を採択し、法改正をすることで解決
DS174 DS290[486]	2005.03.15 （2005.04.20）	地理的表示保護規則は、地理的表示の保護の利用可能性に関して、EC 域内国国民に付与している待遇よりも不利な待遇を他の加盟国の国民に対して付与しており、TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反する。 既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示であっても一定の場合には登録が可能である点について、TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するが、TRIPS 協定第 17 条によって正当化されるとした。 →小委員会報告を採択し、地理的表示に関する規則改正によ

[483] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)（パネル）（道垣内正人委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-9.pdf

[484] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2003 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)DSU25 条に基づく仲裁裁定（末啓一郎委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2003/03-1.pdf

[485] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間（パネル・上級委）（中川淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf

[486] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2005 年度版 DS174/290: EC-農薬品及び食品の商標及び地理的表示の保護（パネル）（米谷三以委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2005/05-7.pdf

		り解決した。
DS176[487]	2001.08.06 （2002.02.01）	米オムニバス法第 211 条（a）（2）が商標権者の民事手続の権利を制限しており TRIPS 協定第 42 条に違反すると認定。 →上級委員会報告あり。しかし、米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない。
DS362[488]	2009.01.26 （2009.03.20）	小委員会は 4 つの論点について以下のとおり判断した。 ①中国における商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰の扱い: 米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていない。 ②中国における税関における没収された知的財産権侵害物品の処理： 商標の単なる除去で十分であるとの点については TRIPS 協定第 59 条に非整合である。 税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点について、米国は TRIPS 協定第 59 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていないと判断した。 ③中国国内での発行または流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如： TRIPS 協定第 9 条 1 項、41 条 1 項に非整合として米国の主張を是認した。 ④中国における著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った刑事手続き及び刑事罰の欠如は TRIPS 協定第 9 条 1 項、第 14 条、第 41 条 1 項、第 46 条、第 59 条、第 61 条等に整合的でない： 米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていない。 →中国が著作権法改正、及び、税関保護に関する規則改正を行い、シークエンス合意に至った。
DS435 DS441[489] [490]	2018.06.28 （2020.06.29）	オーストラリアが 2011 年に制定したたばこプレーンパッケージ法（the Tabacco Plain Package Act 2011）とその関連規則（以下、TPP 措置）は、たばこ製品の包装デザインに制約を加え、喫煙者の減少や禁煙の奨励による公衆衛生の改善を目指すもので、包装に使用できる色の種類や警告文の掲載、さらにはブランド名の表示方法などを規定する。同措置が、必要以上に貿易制限的であり、商標の商業上の使用を不当に妨

[487] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条（パネル・上級委）（松下満雄委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf

[488] China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights – Report of the Panel (World Trade Organization, January 26, 2009)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/69480/Q:/WT/DS/362R-00.pdf;Q:/WT/DS/362R-01.pdf;Q:/WT/DS/362R-02.pdf;Q:/WT/DS/362R-03.pdf;Q:/WT/DS/362R-04.pdf/

[489] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks, Geographical Indications and Other Plain Packaging Requirement Applicable to Tabacco Products and Packaging (World Trade Organization, June 9, 2020)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True

[490] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 6 月 12 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html

		げているなどとし、オーストラリアの WTO 協定違反を第 1 審である小委員会に申し立てた。 小委員会は、TPP 措置は人の健康保護という正当な目的を達成するもので、必要以上に貿易制限的ではないとし、訴えを退けた。 →上級委員報告「協定違反なし」を採択することで解決した。
DS458[491] DS467[492] [493]	2018.06.28 （2018.08.27）	オーストラリアが 2011 年に制定した TPP 措置は、たばこ製品の包装デザインに制約を加え、喫煙者の減少や禁煙の奨励による公衆衛生の改善を目指すもので、包装に使用できる色の種類や警告文の掲載、さらにはブランド名の表示方法などを規定する。同措置が、必要以上に貿易制限的であり、商標の商業上の使用を不当に妨げているなどとし、オーストラリアの WTO 協定違反を第 1 審である小委員会に申し立てた。 小委員会は、TPP 措置は人の健康保護という正当な目的を達成するもので、必要以上に貿易制限的ではないとし、訴えを退けた。 →小委員会報告「協定違反なし」を採択することで解決した。
DS567[494] [495]	2020.06.16	カタールは、小委員会審理の中で、(1) サウジアラビア政府が、ビーイン社の放映権の行使に協力しないようにサウジアラビア国内弁護士に要請し、同社の民事上の司法手続きを妨げたこと、また、(2) サウジアラビア政府がビー・アウト・キュー社に対し、違法配信行為に関する刑事手続きを開始しないことなどを理由に、サウジアラビアの TRIPS 協定違反（42 条（公正かつ公平な手続き）、61 条（刑事上の手続き）など）を主張した。これに対し、サウジアラビアは、カタールが主張する WTO 協定違反の有無を問わず、サウジアラビア政府の行為は安全保障を理由に正当化される、としていた。 小委員会報告書は、上記（1）と（2）について、サウジアラビアの TRIPS 協定違反を認定した。他方、TRIPS 協定 73 条（b）（安全保障のための例外）に基づき、(1) に係る措置は正当化される、という判断を下した。 →2020 年 7 月 28 日、サウジアラビアが上級委申立てを行う。

[491] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tabacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018 https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True

[492] Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tabacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018 https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True

[493] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 6 月 12 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html

[494] Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (World Trade Organization, June 16, 2020) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567R.pdf&Open=True

[495] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 6 月 23 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/922ea1a9e82c33d8.html

		2022 年 4 月 21 日、カタールは DSB に、この紛争を終結させることに同意し、パネル報告書の採択を求めないことを通知した[496]。
DS583[497] [498]	2021.11.11 [499]	トルコの医療保険制度の下では、特定の医薬品の購入について、政府機関である社会保障機関（SSI：Social Security Institution）による補助が適用される。この購入補助の対象として認められるために必要な医薬品の審査に際し、トルコは、（ｉ）海外の医薬品製業者に対し、トルコ政府が指定した特定の医薬品について、トルコ国内での生産にコミットすることを要求し、（ii）これに応じない場合、当該医薬品を SSI による購入補助の対象から除外する、という国産化要件を課していた。EU は、トルコの措置は内国民待遇義務（GATT3 条 4 項）等に違反すると主張し、トルコは、政府調達例外（GATT3 条 8 項（a））や一般的例外（同 20 条（b）及び（d））を理由に EU の主張を争った。 パネルは、以下のように判断した。 １）トルコの医療保険制度の下では、政府機関である SSI は、医薬品の購入費用の一部を補助するだけであり、SSI による「購入」の存在が認められず、政府調達例外（3 条 8 項（a））は適用されない。 ２）本国産化要件は、輸入品に対し「不利な待遇」を与えるものであるので、内国民待遇義務（GATT3 条 4 項）に違反する。 ３）一般的例外（GATT20 条（b）及び（d））について、GATT20 条（b）に関し、トルコは、海外の医薬品への依存によって国民の生命・健康に生じるリスクについて具体的な主張立証をしておらず、関係する法令等の文書の記載から、本件国産化要件の目的は、産業政策的な目的に基づくことが窺われるので、20 条（b）による正当化は認められない。GATT 20 条（d）に関するトルコの主張は 20 条（b）の主張と実質的に同じであり、正当化は認められない。

４．上級委員会報告の内容：

上級委員会報告の内容を、以下に記載する。なお、2023 年 1 月以降の新たな動きは無い。

DS 番号	提出日	上級委員会報告書の内容

[496] Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (World Trade Organization, 25 April 2022) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-11.pdf&Open=True

[497] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断（WT/DS583）（宮岡 邦生委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf

[498] TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS　ARBITRATION UNDER ARTICLE 25 OF THE DSU AWARD OF THE ARBITRATORS (WTO, WT/DS583/ARB25 (22-5590), July 25, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True
WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断（WT/DS583）（宮岡 邦生委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf

[499] パネル報告書当事国配布
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True

	（採択日）	
DS50[500]	1997.12.19 （1998.01.16）	「医薬品のために使用される物質は特許の対象とならないというインド特許法の規定は義務規定である。」という小委員会認定に同意する。インドの「行政通達」は、特許法に優先するとは思えないので、発明の新規性及び出願の優先権を保持するための堅個な法的基礎を与えるとはいえない。従って、「仮出願を受け付けるためのインドの「行政通達」は TRIPS 協定第 70 条 8 項に適合しない。」という小委員会の結論に同意する。 TRIPS 協定第 70 条 9 項が「第 6 部の規定にかかわらず」と定めているので、同項が WTO 協定の発効日から適用されることは明らかである。インドが TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反しているという小委員会の認定に同意する。 アメリカの小委員会設置要請文書には、TRIPS 協定第 63 条は援用されていない。従って、TRIPS 協定第 63 条に基づくアメリカの主張は小委員会の付託事項に含まれないと言わざるを得ない。TRIPS 協定第 63 条に基づくアメリカの予備的主張に関する小委員会の認定は誤りである。 →1999 年 3 月 26 日に公布された法改正により解決した。
DS170[501]	2000.09.18 （2000.10.12）	上級員会は、以下の結論に到達した。 （1） 旧法上の特許によって保護される発明に対しては、TRIPS 協定第 70 条 1 項ではなく 2 項が適用され、カナダは旧法上の特許に対し、TRIPS 協定第 33 条の義務を負うとの小委員会の結論を支持する。 （2） カナダ特許法第 45 条の下で出願後 20 年の保護期間が保障されておらず、よってカナダ特許法第 45 条は TRIPS 協定第 33 条に違反するとの小委員会の結論を支持する。 上級委員会は、DSB に対して、カナダが TRIPS 協定上の義務に従うよう要請することを勧告した。 →上級委員会報告を採択し、法改正をすることで解決
DS176[502]	2002.01.02 （2002.02.01）	米オムニバス法第 211 条は TRIPS 協定第 42 条には違反しないとして小委員会の判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を順守していないとして、TRIPS 協定第 2 条 1 項（パリ条約 8 条）、第 3 条、第 4 条違反を認定。 →米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない。
DS435	2020.06.09 （2020.06.29）	上級委員会は、小委員会報告書を支持し、オーストラリアの TPP 措置の正当性を改めて認めた。

[500] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護（パネル・上級委）（岩沢雄司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf

[501] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間（パネル・上級委）（中川淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf

[502] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条（パネル・上級委）（松下満雄委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf

DS441[503] [504]		→上級委員報告「協定違反なし」を採択で解決した。

５．仲裁判断の内容

上級委員会が開かれず仲裁手続が行われた件について、仲裁裁定の内容を以下に記載する。

DS 番号	提出日	仲裁裁定の内容
DS583[505] [506]	2022.7.21	仲裁廷は、以下のように判断し、小委員会の判断を支持した。 １）GATT 3 条 8 項（a）の対象となるためには「政府機関による調達」が必要となるが、小委員会が認定等から、政府機関である社会保障機関 SSI が医薬品を「調達」したといえないため、GATT 3 条 8 項（a）の要件を満たさないとの小委員会の判断は、結論として誤っていない。 ２）小委員会は、GATT 20 条（b）及び（d）の判断において正しい枠組みに基づいて検討しており、トルコが主張するような解釈・適用の誤りは認められない。

WTO 上級委員会[507]は 7 人で構成され、うち 3 人が 1 事案の審理を担当するが、2017 年以降、相次いで任期満了や自発的に退任しており、2019 年 12 月以降は上級委員が 1 人となり、審理ができない状況に陥った[508]。その後、2020 年 11 月 30 日に最後の上級委員が 4 年の任期を終え、機能停止の状況が続いている[509]。2022 年 6 月に行われた第 12 回 WTO 閣僚会議では、2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論することに合意した[510]。

2023 年 3 月 31 日の紛争解決機関（DSB）の会合では、WTO 加盟国は、WTO の紛争解決システムの改革に関して行われている非公式な議論について説明を受けた。グアテマラは、加盟国 127 国を代表して、上級委員会の空席を埋めるための選考プロセスを開始するという同グループの提案を紹介した。グアテマラは加盟国の最善の利益に反して WTO 紛争解決システム全体に深刻な影響

[503] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2020 年度版 DS435/441: 豪州-タバコ製品の包装に関する規制に関する措置（上級委）（小寺智史委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2020/20-9.pdf

[504] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 6 月 12 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html

[505] WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断（WT/DS583）（宮岡 邦生委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf

[506] TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS　ARBITRATION UNDER ARTICLE 25 OF THE DSU　AWARD OF THE ARBITRATORS (WTO, WT/DS583/ARB25 (22-5590), July 25, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True
WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断（WT/DS583）（宮岡 邦生委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf

[507] WTO ウェブサイト
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/ab_members_descrp_e.htm

[508] ジェトロ ビジネス短信（2019 年 12 月 12 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/12/68b0069b07164504.html

[509] ジェトロ ビジネス短信（2020 年 12 月 1 日）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/bbb7a98e5e7992b1.html

[510] Members welcome MC12 commitment to address dispute settlement (June 30, 2022)（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/dsb_30jun22_e.htm

を与えている上級委員会の現状に対する共通の懸念を述べた。20 以上の国の代表団がこの提案を支持して登壇し、多角的貿易システムの安定性と予測可能性に対する WTO の二段階の紛争解決システムの重要性と、行き詰まりを解決する必要性を改めて強調した。多くの代表団は、2024 年までに完全に機能する紛争解決システムを確保するという閣僚のコミットメントに注目し、所定の期間内にこれを達成するための支持を約束した。米国は、WTO 紛争解決に関する長年の懸念が依然として解決されていないため、上級委員会委員の任命を開始する決定案を支持しないと繰り返した。改革に向けた第一歩は、WTO の紛争解決における全加盟国の利益をより深く理解することだと述べた。米国はこの目標を推進するために加盟国と協力しており、継続的な関与を期待していると付け加えた[511]。

2023 年 12 月 18 日の WTO 紛争解決機関（DSB）会合で、上訴機関のメンバーの選考プロセスを開始するという WTO 加盟国 130 カ国による提案について検討した[512]。

グアテマラは 130 の加盟国を代表して発言し、「上訴機関の空席を埋めるための選考プロセスを開始するためのグループの提案を 72 回紹介した。グアテマラはグループの代表として、多数の加盟国がこの提案を提出したことは、上訴機関の現状に対する共通の懸念を反映しており、それが加盟国の最善の利益に反して WTO 紛争解決システム全体に深刻な影響を与えている。」と述べた。

米国は、WTO 紛争解決に関する長年の懸念が依然として解決されていないため、上訴機関のメンバー任命開始の決定案を支持しないと繰り返した。米国は、WTO 紛争解決システムが十分に機能するためには、抜本的な改革が必要だと考えていると述べた。米国の目標は、古い制度に戻ることではなく、WTO 規則において加盟国が重要な利益に対処するための政策空間を維持し、議論と交渉の場としての WTO の役割を損なうのではなく、むしろ支援する制度を持つことである、と付け加えた。

６．TRIPS協定紛争案件（計44件）の小委員会・上級委員会設置状況

TRIPS 協定紛争案件（計 44 件）の小委員会・上級委員会設置状況を図示すると以下のようになる。なお、2023 年 1 月以降の新たな動きは無い。

[511] Members briefed on informal dispute settlement reform talks (March 31, 2023) （WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/dsb_31mar23_e.htm

[512] Members briefed on informal dispute settlement reform talks (December 18, 2023) （WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/dsb_18dec23_e.htm

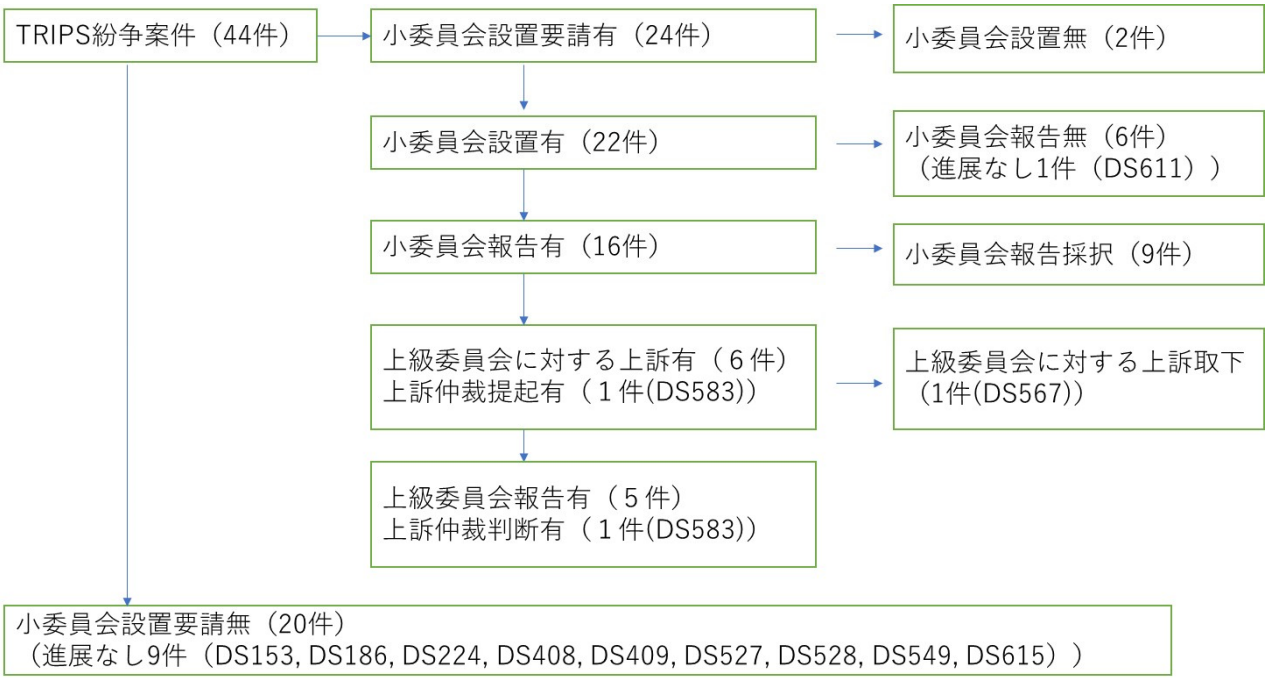
TRIPS紛争案件（44件）
小委員会設置要請有（24件）
小委員会設置無（2件）
小委員会設置有（22件）
小委員会報告無（6件）
（進展なし1件（DS611））
小委員会報告有（16件）
小委員会報告採択（9件）
上級委員会に対する上訴有（６件）
上訴仲裁提起有（１件(DS583)）
上級委員会に対する上訴取下
（1件(DS567)）
上級委員会報告有（５件）
上訴仲裁判断有（１件(DS583)）
小委員会設置要請無（20件）
（進展なし9件（DS153, DS186, DS224, DS408, DS409, DS527, DS528, DS549, DS615））

第２部　二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査

はじめに

各国の自由貿易協定（FTA）/経済連携協定（EPA）においては、TRIPS 協定を基礎とした上で、TRIPS 協定を上回る規律を知的財産章に設けることによって複数国間で共通の知財ルールを策定し、さらなる知的財産保護の拡充を目指す動き（TRIPS プラスアプローチ）が見られる。当該 TRIPS プラスアプローチについては、多くの FTA/EPA で共通してみられる規律がある一方、締約国の政策上の優先度や、国内制度の状況などが反映される規律もある。特に、2022 年には、「あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定 （EPA）に関する共同研究」及び「あり得べき日・イスラエル経済連携協定（EPA）に関する共同研究」が立ち上げられ、2023 年 12 月 27 日に、日・バングラデシュ EPA においては共同研究報告書が公表された[513]。また、共同研究報告書において、両国間の EPA 締結のための交渉を開始することが提言されたことを踏まえ、2024 年 3 月 12 日に、日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府は、日・バングラデシュ EPA の交渉を開始することを決定した[514]。

公表された日・バングラデシュ EPA に関する共同研究報告書[515]によれば、知的財産に関して、日本側は、TRIPS 協定の履行の重要性及び知的財産の実体的保護及び権利行使について TRIPS 協定を上回る規定を EPA に盛り込む重要性を述べるとともに、いわゆる「TRIPS プラス」の規定の例を紹介した。また、知的財産保護の水準を高める観点から、特許協力条約（PCT）、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書（マドリッド議定書）等の知的財産保護に関する様々な既存の多数国間条約に加盟することの意義も強調した。バングラデシュ側は、同国の知的財産関連の行政及び法的手続は、TRIPS 協定に大部分が整合している同国の知的財産法に従っており、合理的かつ透明性があると説明した。また、特許、商標、著作権及び意匠の出願に関連するほぼ全ての情報は、ウェブページや政府官報を通じて一般に公開されており、容易にアクセスできることを説明した。また、LDC として内国民待遇及び最恵国待遇条項を除く TRIPS 協定のほとんどの規定の遵守が免除されていることを説明し、同国の知的財産法は、医薬品、営業秘密、回路配置、集積回路等に関するいくつかの規定を除いて、TRIPS 協定のほぼ全ての規定に整合していること、及び、周知商標、悪意の商標、団体商標及び証明商標の保護等、いくつかの TRIPS プラスの規定を同国の知的財産法に既に組み込んでいることを強調した。また、バングラデシュ側は、PCT への加入を検討しており、さらにマドリッド議定書への加入についても積極的に検討していることを認めた。

このような状況下、両国における知財制度の概要や、両国が締結済みの EPA における知的財産章の規律についてその内容を分析するとともに、TRIPS 協定や、過去に我が国が締結済みの主要な EPA/FTA の規定と比較することは、今後の我が国の EPA/FTA 交渉戦略を検討する上で大変有益な情報となる。

このため、本調査研究においては、両国における法制度・運用に知見を有する現地の法律事務所の協力を得つつ、関連情報を収集・整理するとともに、これらの内容と TRIPS 協定や我が国が

---

[513] 日本とバングラデシュ人民共和国との間の経済連携協定（EPA）に関する共同研究報告書（外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00163.html

[514] 日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）の交渉開始（外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00478.html

[515] あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）に関する共同研究報告書（外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100601327.pdf

締結済みの CPTPP や RCEP の規定との比較・分析を行った。

第１章　イスラエルの知財制度

第１節　法令等整備状況

１．知的財産権に関する法律・規則

特許法、意匠法、商標法、著作権法、商業不法行為法が整備されている。

・特許法[516]：1968 年 4 月 1 日施行[517]（2014 年 1 月 27 日改正[518]）
・意匠法[519]：2018 年 8 月 7 日施行[520] [521]
・商標法[522]：1972 年 6 月 1 日施行[523]（2017 年 8 月 7 日改正[524]）
・著作権法[525]：2008 年 5 月 25 日施行[526]（2019 年 1 月 9 日改正[527]）
・商業不法行為法[528]：1999 年 10 月 19 日施行[529]
・原産地呼称および地理的表示（保護）法[530]：1967 年 2 月 9 日施行[531]（2017 年 11 月 9 日改正[532]）

２．加盟している知的財産権に関する主な条約

イスラエルでは知的財産権に関する以下の条約に加盟している。

---

[516] イスラエル特許法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-tokkyo.pdf
[517] イスラエル特許法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/15167
[518] イスラエル特許法（Israel 国家立法データベース）
https://main.knesset.gov.il/activity/legislation/laws/pages/lawprimary.aspx?t=lawlaws&st=lawlaws&lawitemid=2000492
[519] イスラエル意匠法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-ishou.pdf
[520] イスラエル意匠法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/19434
[521] イスラエル意匠法（Israel 国家立法データベース）
https://main.knesset.gov.il/activity/legislation/laws/pages/lawbill.aspx?t=lawreshumot&lawitemid=567248
[522] イスラエル商標法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-shouhyou.pdf
[523] イスラエル商標法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/8200
[524] イスラエル商標法（Israel 国家立法データベース）
https://main.knesset.gov.il/activity/legislation/laws/pages/lawprimary.aspx?t=lawlaws&st=lawlaws&lawitemid=2000955
[525] イスラエル著作権法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/255135
[526] イスラエル著作権法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11509
[527] イスラエル著作権法（Israel 国家立法データベース）
https://main.knesset.gov.il/activity/legislation/laws/pages/lawprimary.aspx?t=lawlaws&st=lawlaws&lawitemid=2000641
[528] イスラエル商業不法行為法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/128056
[529] イスラエル商業不法行為法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/2375
[530] 原産地呼称および地理的表示 (保護) 法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/542645
[531] 原産地呼称および地理的表示 (保護) 法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/15274
[532] 原産地呼称および地理的表示 (保護) 法（Israel 国家立法データベース）
https://main.knesset.gov.il/activity/legislation/laws/pages/lawprimary.aspx?lawitemid=2000730

・パリ条約
・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
・特許協力条約（PCT）
・標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
・特許法条約（PLT）（署名はしているが、批准（加盟）はしていない[533]）
・商標法条約（TLT）（署名はしているが、批准（加盟）はしていない[534]）
・意匠の国際寄託に関するハーグ協定
・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
・特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

第２節　特許制度の概要

イスラエルと日本の特許制度の比較の概要を示す。さらに、イスラエルの特許制度の概要を条文とともに示す。

１．日本の特許制度との相違点

日本制度と大きく異なる点は、以下の点があげられる。
・実用新案制度：なし
・追加特許制度：あり（権利期間は原特許の権利期間になる。）
・審査請求制度：なし（全件審査）
・査定不服審判制度：日本の拒絶査定不服審判に対応する制度として、特許庁長官に対する査定不服申立が可能である
・無効審判制度：日本の無効審判に対応する制度として、特許庁長官に対する特許取り消し申請が可能である。
・訂正審判制度：なし（特許庁長官に対する誤記の訂正の申立のみ可能）
（注）特許法で規定される特許登録官とは、「第 157 条に基づいて特許登録官として任命された者、第 158 条の規定に従うことを条件としている副特許庁登録官を含む」である。
現地事務所によれば、特許法第 157 条の「特許登録官」は特許庁長官を、特許法第 158 条の「副特許登録官」は、特許庁副長官を意味する。

第 157 条 特許登録官
(a) 特許庁は特許登録官によって管理されるものとし，当該特許登録官は法務大臣によって任命されるものとする。
(b) 特許登録官は，地方裁判所の判事の資格を与えられた者とする。
(c) 特許登録官は，本法に基づく司法的機能の実施において，法律以外の権限に従わないことを条件とするものとする。

第 158 条　副特許登録官
(a) 法務大臣は，副特許登録官を任命することができる。

[533] WIPO-Administered Treaties / Patent Law Treaty（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=4
[534] WIPO-Administered Treaties / Trademark Law Treaty（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=5

(b) 副特許登録官は，地方裁判所の判事の資格を与えられた者又は少なくとも 5 年間，特許弁護士の登録簿に登録されていた者とする。
(c) 副特許登録官は，第 109 条及び第 7 章に基づく職務及び権限を除き，本法によって特許登録官へ委託された如何なる職務も実行することができる；副特許登録官は，本法の規定に従う職務を実施するものとし，かつ，自身の職務執行に関して本法によって特許登録官に与えられた権限は，副特許登録官に与えられる。
(d) 副特許登録官によって有効に実施される如何なる行為も，本法の適用のうえで，特許登録官によって実施される行為の効力を有するものとする。

尚、特許期間延長制度については、「参照特許」として米国もしくは一部の欧州における特許を有し、かつ、これらの国において医薬品の承認に基づく特許期間延長が認められている場合には、参照特許の状況が特許期間延長の付与に影響を与える。

２．保護対象

第 3 条に規定され、特許の保護対象である「発明」は、製品又は方法に関する発明である。

第 3 条　特許性を有する発明を構成するもの
何れかの技術分野における製品又は方法に関するものであって，新規で，有用であり，また，産業上の利用性を有し，かつ，進歩性を伴う発明は，特許性を有する発明である。

３．権利の存続期間

第 52 条に規定され、出願日から 20 年である。

第 52 条　特許権の存続期間
特許権の存続期間は、出願日から 20 年である。

４．追加特許

第 44 条に規定され、追加特許の権利期間は主特許と同一である。

第 44 条　追加特許
(a) 特許権者が，特許（以下主特許という）が付与された発明の改良又は変更である発明の所有者である場合，その所有者は，第 2 発明に関する特許が追加特許として同特許権者に対して付与されることを請求することができる。
(b) 追加特許は，主特許又は何らかの追加特許によって保護される発明を超える進歩性を包含しないものであっても，(a)に基づいて，追加特許としての特許性を有する発明について付与されるものとする。
(c) 出願人が幾つかの出願を提出した場合，同出願人は，それらの出願のうちの 1 の特許が主特許として付与され，かつ，その他の出願についての特許が当該主特許の追加特許として付与されることを請求することができ，また，(a)及び(b)が準用されるものとする。

第 47 条　追加特許の期間
追加の特許は，原特許が有効である限り有効であるものとし，かつ，当該追加特許について，第 56 条に基づく手数料の納付は不要とする。

５．特許権の効力

特許権の効力は、第 49 条に規定されている。

第 49 条　特許の実施に関する特許権者の権利及び制限 (a) 特許権者は，如何なる他の者に対しても，同意なしに，又は不法に，特許が付与された発明について，クレームに記載された方法又は当該クレームにおける定義からみて特許の発明主題の本質を包含する方法の何れかで実施すること（以下「侵害」という）を防止する権原を有する。(b) 特許の付与は，不法に，又は何らかの法律に基づいて存在する権利に対する侵害を構成する方法で，発明を実施することについての許可を構成しない。

６．出願日の認定

出願日に関して、第 15 条に規定されている。

第 15 条　出願日 特許出願の日付は，様式における何らかの瑕疵の有無に拘らず，当該出願が特許庁に最初に提出された日時からなるものとする；しかしながら，一応の証拠のあることとして，当該出願に発明が説明されていない，若しくは出願人の名称が記載されていない，又は出願の提出のために納付すべき手数料が納付されていない場合には，出願日は，そのような要件が満たされた日時からなるものとする。

７．出願公開制度

第 16A 条に規定があり、出願が書類の完全性及び方式要件について審査された後、出願の詳細（発明の名称、出願人の氏名、出願日、及び優先権主張の場合にはその内容）が特許庁のウェブサイト上で公開される。

第 16A 条　公衆閲覧のための出願の公開に関する告示 (a) 長官は，前述したように第 16A 条に基づいて，所定の日付後できる限り速やかに，インターネット上で告示を公開し，その告示において，出願の一覧及びそれらの出願に関するすべての書類を，当該インターネット上での公開（本条においては，告示）の日付から，公衆の閲覧のためにオンラインでアクセス可能とする；しかしながら，長官は，そのような前述の通知において，以下を含めないものとする (1) 所定の日付前に却下され，又は取り消された出願； (2) 許可の事実が，所定の日付前に第 26 条に基づいて公告された出願。 (b) (a)の規定に拘らず，第 48A 条に基づいて定義されている国際出願の事項に関する通知は，出願人が第 48D 条に基づく規定を満たした日付から 45 日以内に公開されるものとする。 (c) 本条の適用に関して，「所定の日付」とは - 特許庁への出願の提出日から 18 月；優先権出願の適用に関して-場合に応じて，第 10 条(a)に規定されているように先願の提出日から 18 月又は第 10 条(b)に基づいて前述したように最先の先願から 18 月。

８．優先権

第 10 条に規定され、パリ条約締約国又は WTO 加盟国において過去に行われた出願から優先権を主張することができる。優先期間は、先願（複数の先願がある場合は最先の先願）の出願日か

ら 12 か月以内であり、その後 2 か月以内に優先権の主張をしなければならない。

第 10 条　優先権
(a) 発明の所有者又はその前権利者が加盟国内において先に提出した特許出願（以降：先願）に係る発明について，当該発明の所有者がイスラエル国内で特許出願を提出した場合，同発明の所有者は，第 4 条，第 5 条及び第 9 条の適用のうえで,次のすべての条件が満たされている場合には，先願の日付をイスラエル国内で提出された出願の出願日とみなすこと（以降：「優先権」）を請求することができる：
(1) イスラエル国内の出願が，先願の提出から 12 月以内に提出された；2 以上の先願が，同一事項に関して提出された場合には，最先の出願が提出された日付後；
(2) 優先権の主張が，イスラエル国内の出願の提出後 2 月以内になされた；
(3) 明細書及び付随する図面の写しが，規則に定められた時点において，先願とともに特許登録官へ提出され，かつ，その明細書が，先願が提出された加盟国における認証機関によって証明されている場合；
(4) 特許登録官にとって，先願に記載された発明及びイスラエル国内において特許を求める発明が，本質的に同一であるとみなされる場合。
(b) 優先権主張が，2 以上の先願に基づいており，かつ，優先権が，それらの出願の各々に基づいて主張されている場合，(a)の規定は，発明の各部分に対して，当該部分に関する先願の最先の日付に従って適用されるものとする。
(c) 優先権主張が先願の一部分に基づく場合，(a)の規定は，当該部分が別個の先願において国外で主張されたかのようにして，適用されるものとする。
(d) 優先権は特許出願の一部分に関して主張することができ，また，(a)の規定は，その主張時点において，当該部分のみに適用されるものとする。

９．登録要件

第 3 条、第 4 条、第 5 条に特許性に関する規定があり、新規性、進歩性、有用性及び産業上の利用可能性を有する製品又は方法であって技術分野に属するものは特許可能である。

第 3 条　特許性を有する発明を構成するもの
何れかの技術分野における製品又は方法に関するものであって，新規で，有用であり，また，産業上の利用性を有し，かつ，進歩性を伴う発明は，特許性を有する発明である。
第 4 条　新規な発明を構成するもの
発明が，出願日前に，イスラエル国内又は外国で，以下の方法によって公表されなかった場合には，その発明は，新規とみなされる。
(1) 当業者が，書面，視覚，聴覚又はその他の形態による詳細な説明に従って発明をなすことを可能にするような方法
(2) 当業者が，発明の実施又は展示により公知となった詳細に従って発明をなすことを可能にする方法。
第 5 条　進歩性
進歩性とは，通常の知識を有する当業者にとって，第 4 条に記述されている方法で出願日前に公表された情報に照らして，自明とみなすことができないものを意味する。

１０．不特許事由

第 7 条に不特許事由に関する規定がある。

第 7 条　特許付与についての制限
第 2 条の規定に拘らず，以下については，特許は付与されてはならないものとする -
(1) 人体に関する治療的処置の方法；
(2) 自然由来ではない微生物学的生命体を除く，植物又は動物新品種。

１１．新規性の喪失の例外

新規性の喪失の例外に関して、第 6 条に規定されている。

第 6 条　発明の所有者の権利に影響を及ぼさない公表
特許が付与されるべき発明の所有者の権利は，以下の場合は，第 4 条に記述されている公表による影響を受けないものとする
(1) 公表された事項が発明の所有者又はその前権利者から，その者の同意なしで入手され，公表されたことが立証され，かつ，公表が出願人に知られることとなった後の合理的な期間内に，特許出願が提出された場合；
(2) (a) 公表が，発明の所有者又はその前権利者によって，次の方法の 1 によってなされた場合；
(i) イスラエル国内における商業若しくは農業の展覧会又は加盟国の 1 において認められた博覧会における展示であって，それらの開催前に，特許登録官が正式な通知を受けているもの；
(ii) 前記博覧会の時点における発明についての説明の公表；
(iii) 博覧会の目的で，かつ，博覧会の場所において，発明を使用すること；
(b) 公表が，所有者の同意の有無に拘らず，博覧会の時点において，かつ，博覧会の場所又はその会場外の場所において，発明を使用することによって行われた場合；ただし，特許出願が，博覧会の開始後 6 月以内に提出されていたことを条件とする；
(3) 公表が，学会での発明者による講演又は学会の公式原稿における講演の公表によって行われた場合。ただし，特許登録官が，講演についての通知をその事前に受領し，かつ，特許出願が，当該公表から 6 月以内に提出されていることを条件とする。

１２．審査請求

審査請求制度に関する条項はない。

１３．第三者による情報提供制度

第 18 条(b)(2)に、審査官が、第三者が提供した情報を採用できることが規定されている。出願人が特許庁の要求に応じて最初の開示義務を満たした後の 2 月までに第三者により提出された情報を使用することができる。

第 18 条　審査の追加的手段
(a) 審査官は，以下の審査の追加的手段の少なくとも 1 を行使するものとする：
(1)出願人によって又は同出願人の発明に対する前権利者によって何れかの外国において提出された同一の発明に係る特許についての出願の審査中に，当該外国における特許庁によって引用された参考文献の一覧；
(2) 出願人に知られており，かつ，発明に直接に関連する，出願日前に公表された刊行物の一覧；

(3) 審査官によって要請される場合に，出願人が本節に基づいて提供することを要求された刊行物及び参考文献の写し；
(4) 審査官によって要請される場合に，出願人が本節に基づいて提供することを要求された刊行物及び参考文献中に引用された刊行物及び参考文献の写し；
(5) -特許庁がそのような審査を行うことを可能にする資料の調査の目的のうえで-何らかの法律に基づいて，特許登録官によって作成された契約であって，第165条に基づき，特許出願の守秘及び非開示に関する条文を含む契約において，特許庁が関係を構築したイスラエル国内又は外国における機関への出願明細書の転送；
(b) (a)の規定を遵守するうえで -
(1) 審査官は，(a)(1)及び(2)に特定されている書類のすべてを提出することを出願人に対して要求することができ，また，(a)(3)及び(4)に特定されている書類のすべてを提出することを出願人に対して要求することができる；
(2) 審査官は，(a)(5)に言及されている調査の目的で，出願の明細書を送付することを出願人に対して要求することができる。(3)審査官は，(a)(1)から(4)までに列挙された書類が出願人以外の者によって同審査官へ提出された場合であってもそれらの書類を使用可能であり，また，そのような書類が出願人にとって未知であっても(a)(2)を適用するうえで，それらの書類を使用することができる；そのような書類は，出願人以外の者によって，(1)に基づく前述の要求に対する出願人による応答の日付から2月以内に限り，提出されるものとする。

１４．早期審査

早期審査について、第 19A 条に規定があり、特別な事情（出願人の年齢・健康状態、第三者による実施等）があった場合、早期審査が認められる。

なお、日本とイスラエルとの間では 2012 年より特許審査ハイウェイが試行され[535]、さらに両国とも 2014 年に立ち上げられた「グローバル特許審査ハイウェイ」[536]に参加しており、日本出願に基づくイスラエル出願に関して、所定の手続きにより早期審査の適用を申請することができる[537]。

第 19A 条　審査の迅速化
(a) 合理的な説明を提供する出願人は，迅速な審査の実行のために，事実を裏付ける宣誓供述書とともに，正当化事由を付した申請を長官へ提出することができる；とりわけ，以下が，合理的な正当化事由を構成するものとする：
(1) 出願人の高齢又は健康状態；
(2) 長官が通知した条件及び国における並行出願の審査によって審査を実施することの可能性に関する長官による通知;
(3) 別の者が，特許権者の同意なしで，特許出願のクレームに基づいて発明の実施を開始したこと，又はその者がそのことを行うことができる確立された懸念が存在していること；
(4) 第 15 条に基づく特許庁への出願の提出以降又は第 48 条 D に基づく国内段階への移行日以降の時間の経過が不当に長いこと，また，一段と具体的には，同型式の他の出願の審査開始と比較し

[535] 日-イスラエル特許審査ハイウェイ試行プログラムについて（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_israel_highway.html
[536] Global PPH（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/globalpph.html
[537] 特許審査ハイウェイのガイドライン（要件と手続の詳細）・記入様式（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html

て，著しく長い時間が経過したこと。
(5) 公共の利益；
(6) 正当化事由を提供する酌量すべき情状。
(b) 出願人が，迅速に審査されることを申請した特許出願の延長又は延期に関する請求を提出したとき，延長の適用上，出願人が制御できず，かつ，防止できなかった状況によって，出願が出願人又は同出願人の代理人によって，請求を必要とされていることについて，特許登録官が認定しなかった場合に限り，請求は長官によって返却されるものとする；
(c) 出願人以外の者であって，出願人と連携しない又は出願人のために稼働しない者は，以下の 1 が発生する場合に，第 16A 条に基づいて公開された出願の迅速審査のために，事実を裏付ける宣誓供述書とともに，正当化事由を付した申請を長官へ提出することができる：(1)設定された順番に従う特許出願の審査が，当該発明の分野で稼働する迅速審査申請の申請人に対して，本項に基づいて当該特許出願においてクレームされている製品又は方法の開発又は製造において遅延を生じさせる可能性があることの確立された懸念が存在していること。(2)出願の第 15 条に基づく提出以降の又は第 48D 条に基づいて国内段階に移行した日以降の経過時間が，同型式のその他の出願の審査開始に到るまでの経過日数以降の著しく長い時間を考慮して，不当に長いこと。(3)公共の利益；(4)正当化を提供する酌量すべき情状。
(d)～(h) （略）

１５．秘密特許に関する制度

第 94 条に国家安全保障に係る特許出願について規定され、当該出願の登録や当該出願に係る情報の公開などが制限される場合がある。

第 94 条　特許登録官の活動に対する国家安全保障のための制限
(a) 防衛大臣は，防衛機密の保護を含む国家安全保障の利益において必要であるとみなす場合には，命令により，かつ，法務大臣との協議後に，以下を行うことができる。
(1) 特許登録官に対して，同特許登録官が一定の出願について本法に基づいて為すことが必要とされ，若しくは許可される行為を実施することを差し控えること，又はその実施を延期することについて，命令すること；
(2) 特定の出願に係る情報又はその出願における情報に関する情報の公表又は解放を禁止又は制限すること。
(b) 防衛大臣の命令の写しは，出願人へ送付されるものとする。

第 99 条に原子力に関連する特許出願について規定され、当該出願の登録や当該出願に係る情報の公開などが制限される場合がある。

第 99 条　原子力に関連する活動の制限
(a) 特許出願が提出された発明が，イスラエル国内における原子力の使用の開発にとって重要であること，又は発明の公表が，イスラエル国内における核の研究に対して損害を生ずる虞があることについて，大臣が認めている場合，大臣は，法務大臣との協議の後に，命令により，以下を行うことができる，
(1) 特許登録官に対して，同特許登録官が，出願について本法に基づいて実行することを必要とされ，若しくは許可されている如何なる行為も差し控えること，又はその実行を延期することを命令すること；

(2) 出願に関連する情報又はその出願における情報に関する情報の公表又は解放を禁止又は制限すること。
(b) 防衛大臣の命令の写しは，出願人へ送付されるものとする。

１６．外国出願の制限

イスラエル国民または永久的な居住者等は、主題が兵器若しくは弾薬に関連し，若しくは軍事的価値を別の形態で有する発明等、或いは、主題がイスラエル国内における原子力の使用の開発にとって重要である発明，又はその発明の公表が，イスラエル国内における核の研究に対して損害を生ずる虞がある発明等について、外国出願が制限される（第 98 条）。

第 98 条　外国で特許出願を提出することの権利の制限

イスラエル国民，イスラエル国内の永久的な居住者又は国に対して貢献する義務のあるその他の者は，主題が兵器若しくは弾薬に関連し，若しくは軍事的価値を別の形態で有する発明又は第 95 条が取り扱う発明について，外国で特許出願を提出してはならないものとし，かつ，以下の 1 が当てはまらない限り，直接的又は間接的に当該出願を提出してはならないものとする：
(1) 上記の者が，防衛大臣からの書面による許可を前以て受領したこと；
(2) 上記の者が，当該発明に関してイスラエル国内で出願を提出し，かつ，その出願が提出された後，6 月以内に，防衛大臣がその出願について第 94 条に基づく命令を行わなかったこと，又はそのような命令を行ったが，その命令がもはや有効でないこと。

第 100 条　一定の出願の送付

大臣は，特許登録官に対して，その目的のために同大臣が指定した者へ，一定のカテゴリーの出願の写しを送付することを指示することができ，また，特許登録官は，第 99 条に基づく命令がなされるべきであるかということに関して，大臣が重みづけることを可能にするために，当該命令が全く適正であると特許登録官が考えるものに関する出願を，大臣へ送付することができる；
大臣は，その出願ごとに，当該出願が送付された後，4 月未満内に決定を下すものとし，また，大臣が決定を下していないこと又は前記の期間が満了していないことの何れか短い方の期間内に限り，特許登録官は，第 14 条に基づいて出願の提出を承認することを除き，出願に関する如何なる行為も実行してはならないものとする。

第 103 条　外国で特許出願を提出することの権利の制限

イスラエル国民，イスラエル国内の永久的な居住者又は国に対して貢献する義務のあるその他の者は，第 100 条が取り扱う発明について，外国で特許出願を提出してはならないものとし，かつ，以下の 1 が当てはまらない限り，直接的又は間接的に当該出願の提出をしてはならないものとする：
(1) 上記の者が，大臣からの書面による許可を前以て受領したこと；
(2) 上記の者が，当該発明に関してイスラエル国内で出願を提出し，かつ，その出願が提出された後，6 月以内に，大臣がその出願について第 99 条に基づく命令を行わなかったこと，又はそのような命令を行ったが，その命令がもはや有効でないこと。

１７．出願の分割

第 24 条に規定があり、出願が許諾されるまでは何時でも分割出願できる。特許登録官が許諾前に出願分割を命じることもできる。許諾後の分割出願は認められない。

第 24 条　出願の分割

(a) 出願が受理されない限り，出願人は，当該出願が幾つかの出願に分割されることを要求する権原を有する。

(b) 出願が 2 以上の発明を含む場合，特許登録官は，当該出願を受理しない限り，出願人に対して，同出願人の出願を分割することを指示することができる。

(b1) (1) 本項において -

「審査中出願」 - 本項に基づいて審査されている特許出願；

「その他の出願」 - 審査中出願ではない特許出願であって，その日付が，第 9 条の適用上，審査中出願の一部に関して当該審査中出願に先立つもの；

(2) 特許登録官は，出願人が自身の出願に関して選択するときに限り，かつ，以下が審査中出願について事実である場合に限り，審査中出願，その他の出願若しくはそれらの両方の出願を分割すること，又はそれらの出願の各々におけるクレームの一部を取り除くことを指示することができる：

(a) 審査中出願の発明主題が，全体的又は部分的に，その他の出願の存在によって特許性を有さないものと認定されたこと；

(b) その他の出願の受理が，いまだ，第 26 条に基づいて公告されていないこと；

(c) その他の出願の発明主題が，全体的又は部分的に，審査中出願の存在によって特許性を有さないものと認定されたこと；

(c) 第 23 条の規定に従うことを条件として，(a)又は(b)に基づいて分割された出願の各々の日付は，分割の元となる出願の日付と同一であるものとする。

１８．出願の変更に関する制度

出願変更に関する条項はない。

１９．異議申立てに関する制度

第 30 条に規定があり、出願が許諾され、公告された後 3 月以内に異議申立てが可能である。また 31 条に申し立て理由が列挙されている。

第 30 条　特許付与に対する異議申立のための期間

如何なる者も，第 26 条に基づく出願の公告日後 3 月以内に，書面による請求によって，特許登録官に対して，特許付与への異議を申し立てることができる。

第 31 条　異議申立の理由

以下は，特許付与に対する異議申立の理由である：

(1) 特許登録官が特許出願を受理することを拒絶することができた理由が存在すること；

(2) 発明が，特許法第 4 条(2)に基づく特許性を有さないこと；

(3) 出願人ではなくて，異議申立人が発明の所有者であること。

２０．権利期間の延長

（1）延長の登録

医薬の材料，その製造方法若しくはその使用，材料を包含する医療製剤若しくはその製剤の製造方法又は医療器具に係る発明は、申請により、一定の条件のもと5年を超えない範囲で権利期間の延長が可能である。ここで一定の条件には、米国または欧州の特定国に「参照特許」を有し、かつその国において医療上の使用承認を受けた場合も含まれている。

第 2A 節　保護期間の延長

第 64A 条　定義

本節においては，以下のとおり，定義する -

「医療製剤」獣医学において使用される製剤及び静脈内注入されることが意図された栄養価の製剤を含む，処理が施された何らかの形態の治療薬剤；

「材料」医療製剤の活性成分又は当該成分の塩，エステル，水和物若しくは結晶形；

「市販許可」参照特許によって保護される医療製剤又は医療器具のための市販許可；

「基本特許」材料の製造方法，材料の使用，材料を包含する医療製剤，材料を包含する医療製剤の製造方法又はイスラエル国内におけるライセンスを必要とする医療器具（以下「医療器具」という）を含む，材料を保護する特許；

「承認国」 第 1 附則に列挙されている国；アメリカ合衆国

「承認欧州国」 第 1 附則の B 部に列挙されている国；(1) イタリア国、(2) 英国、(3) ドイツ国、(4) スペイン国、(5) フランス国「参照特許」承認国における特許であって，当該特許がイスラエル特許と並行であるか否かに拘らず，イスラエル国内における基本特許においてクレームされている，材料の製造方法若しくは材料の使用，材料を包含する医療製剤，材料を包含する医療製剤の製造方法又は医療器具を保護する承認国における特許；

（後略）

第 64C 条　基本特許の延長申請

(a) 基本特許の出願人，基本特許の特許権者及び基本特許又は基本特許出願における排他的ライセンスの所有者は，延長を申請できる。

(b) 共同で保持された基本特許又は基本特許出願に関する延長命令は，各共同特許権者について適用することができる。

(c) 基本特許の出願人，特許権者，一部の共同特許権者又は排他的ライセンスの所有者が延長命令の付与のための申請を共同で行わなかった場合，それらの者は，延長命令を申請する者（本条において申請人）によって，応答者として共同のものとなされるものとする。

(d) 本条に従って共同の応答者となった者が，手続について参加しなかった場合，当該者は，費用を納付する義務を負わないものとする。

(e) 延長命令の申請が提出された後速やかに，特許登録官は，その申請の提出についての通知を官報に公表するものとする；その通知は，申請された延長命令が関連する申請人の名称，申請の日付及び基本特許の番号を含むものとする。

第 64D 条　延長命令の付与に関する条件

特許登録官は，次の条件が満たされていない限り，延長命令を付与してはならないものとす

る：
(1) 材料，その製造方法若しくはその使用，材料を包含する医療製剤若しくはその製剤の製造方法又は医療器具が，基本特許においてクレームされ，かつ，当該基本特許が有効であること；
(2) 医療製剤に関して，材料を包含する医療製剤は，薬剤師に係る法［新版］5741‐1981（以下「薬剤師法」という）の第 47A 条に従って，医療製剤に係る登録簿に登録されること；
(3) (2)に記載された登録は，材料が医療用途のために，イスラエル国内で使用されることを許可する最初の登録であること；
(4) 延長命令が，基本特許に関して，又は材料に関して，以前に付与されなかったこと；
(5) 市販許可がアメリカ合衆国において付与された場合，参照特許の延長命令もアメリカ合衆国において付与されており，かつ，いまだ期限切れではないこと；
(6) 市販許可が承認欧州国内において付与された場合，参照特許の延長命令も同国において付与されており，かつ，いまだ期限切れではないこと；
(7) 市販許可がアメリカ合衆国及び少なくとも 1 の承認欧州国内において付与された場合，
参照特許の延長命令もアメリカ合衆国及び同承認欧州国において付与されており，かつ，いまだ期限切れではないこと

第 64E 条　延長付与申請の審査
（略）
(c) 本節に規定されている要件が満たされたことについて，長官が認めた場合，又は長官に着目されるようになった場合，長官は，延長命令を付与するための申請に係る審査の完了後 60 日以内に，その結果についての通知であって，延長命令を付与することの自身の意向及び命令が有効となる期間を含む通知を，インターネット上で公表するものとする。
（中略）
(e) (d)の規定に拘らず，第 64D 条における(1)から(4)までに規定されている要件が満たされ，市販許可がアメリカ合衆国若しくは少なくとも 1 の承認欧州国又はその両方において付与され，かつ，参照特許の延長命令が第 64D 条における(5)、(6)又は(7)のそれぞれにおいて前述したとおりにいまだ付与されていないことについて特許登録官が認めた場合，又は特許登録官に着目されるようになった場合，以下が適用されるものとする：
(1) 特許登録官は，前述した条件が満たされ，かつ，参照特許の延長について命令が前述したとおりにいまだ付与されていないことを自身が認めた日から 60 日以内に，参照特許の延長命令が基本特許の有効期間中に付与されることを条件として，延長命令を付与することの自身の意向及び命令の有効期間についての通知を，インターネットにおいて公表するものとする。
（中略）
(3) 参照特許の延長命令が，前述したとおりに，基本特許の期間の終了前に付与されたことについて長官が認めた場合，長官は，基本特許の期間の終了後に(2)に基づく命令の付与に関する申請人による通知が同長官に送達されたとしても，その通知が同項に記載されている送達に関して定められた 90 日以内に送達されたことを条件として，(c)に従う通知（本節においては-補充通知）をインターネットにおいて 60 日以内に公表するものとする；本項の規定は，基本特許に関して補充通知が既に公表され，かつ，当該基本特許が第 64J 条(3)に基づいていまだ期限切れとなっていない場合には，適用されないものとする。
（後略）

第 64I 条　延長命令の有効期間
(a) 延長命令は，第 64J 条の規定に従うことを条件として，一時的な命令の例外を伴って，承認国における参照特許の延長命令の効力によって参照特許に付与された延長期間のなかで最短の延長期間と同等の期間のあいだ，有効になるものとする；しかしながら，前述した延長期間は，定義「参照特許についての延長命令」に係る(1)及び(2)に列挙されていない期間を含まない。
(b) ライセンスがイスラエル国内においてのみ適用された場合，延長命令は，ライセンスのための申請が提出された日から当該ライセンスが付与された日までの期間と同等の期間のあいだ，有効になるものとする；それは，申請が，申請人の名において，誠実に，かつ，適切な送付でもって，提出され，かつ，取り扱われたことを条件とする。

第 64J 条　期間に関する制限
第 64I 条の規定に拘らず,
(1) 延長命令の有効期間は，第 52 条に記述された期間から 5 年を超えてはならないものとする；
(2) 基本特許及びそれに伴う延長命令に基づく，材料，その製造方法，その使用，当該材料を包含する医療製剤，当該医療製剤の製造方法又は医療器具に関する特許の期間及び延長命令の期間の総計である全期間は，ライセンスが 1 の承認国において受理された最先の日付後 14 年以前に終了するものとする；
(3) 第 64E 条(c)又は(e)(3)に基づく，延長命令又は延長命令を付与することの意向に係る通知の有効期間は，一時的な命令の永久的な命令との置換を除き，承認国の 1 において参照特許に関する延長期間が失効し，又は参照特許が撤回された最初の日付以前に失効するものとする。

（2）延長に対する異議申立

何人も、延長登録の公表（第 64E 条(c)又は(e)(1)若しくは(3)の規定）から 3 月以内であれば、異議申し立てが可能である。

第 64F 条　異議申立
何人も，延長命令の付与及び当該命令が有効となる期間について，特許登録官に異議を申し立てる権利を有する。異議申立は，必要に応じて，第 64E 条(c)又は(e)(1)若しくは(3)の規定に基づく通知が公表された日付後 3 月以内に，特許登録官へ通知を送達することによってなされるものとする。

２１．審判制度

（1）査定不服申立て

第 161 条に規定があり、審査官の決定に対し、決定から、1 月以内に不服の申立てが可能である。

第 161 条　審査官の行為に対する不服申立審査官の決定又は行為に対して不服を申立て，かつ，その事項が特許登録官へ付託されることを請求することは許可される。

（2）特許の取消

第 73B 条に規定があり、特許権者以外の者による請求に基づき、特許登録官が特許付与に不服

を唱える理由が存在することに納得すれば、特許を取り消すことができる。

第 73B 条　特許権者ではない者による申請における特許の取消
　特許登録官は，特許の所有者ではない者による申請において，特許を取り消すことができるが，それは，当該申請において，特許付与に対して異議を申し立てることが可能であった理由が存在していると，同特許登録官が認めた場合に限られる；時効に関する法律は，本条に基づく取消のための申請には適用されないものとする。

（3）誤記の訂正の申し立て（訂正審判制度はない）

　第 69 条に規定があり、誤記の訂正に関してのみ、特許登録官に対して誤記の訂正を申し立てることができる。また、特許権者の同意のもと、特許登録官の職権での訂正が可能である。

第 69 条　誤記の訂正
(a) 特許権者は，明細書における誤記について訂正を申請することができ，かつ，特許登録官は，その訂正が誤記のみを訂正するものであると納得している場合には，当該訂正を許可するものとする。
(b) 特許登録官は，自身の裁量で，かつ，特許権者の同意を得て，自身が明細書において認知した誤記を訂正することができる。

２２．強制実施権

　第 104 条に規定があり、大臣が国家安全保障又は本質的な供給及びサービスの維持のために必要であると認める場合には，政府の部門による，又は国の企業若しくは機関による発明の実施を許可することができる。

第 104 条　発明を実施することについての国の権利
　大臣は，発明について特許が既に付与されているか否かに拘らず，又は特許が出願されているか否かに拘らず，そのことが国家安全保障又は本質的な供給及びサービスの維持のために必要であると大臣が認める場合には，政府の部門による，又は国の企業若しくは機関による発明の実施を許可することができる。

２３．国際特許出願

　イスラエルは PCT 加盟国であり、イスラエル特許庁を受理官庁とする内国民による国際特許出願および外国からの国際特許出願が可能である。国際特許出願に関する規定は第 3 章（第 48A 条～第 48M 条）に規定されている。

第 48B 条　出願の提出
(a) 特許庁は，イスラエル国の国民及び居住者によって提出された出願について宛先とされた事務局としての役割を果たすものとし，また，特許庁は，条約によって規定されている限り，当該出願を取り扱い，かつ，当該条約によって定められている手数料を徴収するものとする。
(b) 特許登録官は，その時点で有効である条約に定められた手数料の詳細及び額を官報に公表するものとする；(a)に基づくあらゆる額は，条約及び何らかのその他の法律の規定に従って定められている機関及び管轄局あてに徴収され，かつ，送付される。
(c) 特許庁又は別の国における受理官庁へ提出された国際出願は，第 98 条及び第 103 条を適用するうえで外国で提出された出願とみなされるものとする。

(d) 本条において，「機関及び管轄官庁」は，特許庁を含む。

第 48D 条　国内段階への移行
(a) イスラエル国を指定している出願を提出した出願人は，第 194 条に定められ，かつ，条約の第 22 条又は第 39 条に記述されている国内の手数料（以下国内手数料という）を納付するものとする；
(b) イスラエル国を指定している出願を提出した出願人は，条約に定められた手数料若しくは国内手数料を条約若しくは規則に設定された期限までに納付しなかった場合，又は規定された期限までに以下に特定された行為の 1 を満たさなかった場合には，自身の出願を取り下げたとみなされるものとする：
(1) 出願の写しが条約の規定に従って特許庁へ送付されなかった場合に限り，その写しが特許庁へ送付されること；
(2) 出願が英語で提出されなかった，又は公表されなかった場合に，当該出願の認証された英語翻訳文が送付されること。
(c) 特許登録官は，条約の第 48 条の規定に基づく限りにおいて，本条に基づいて設定された期間を延長することができる；しかしながら，(b)(2)の規定の適用上，特許登録官は 3 月まで期間を延長することができ，また，条約の第 48 条の規定のみに基づいて，特許登録官は，一段と長期にわたって期間を延長することができる。

２４（参考）医薬品市場独占期間（薬事法）

イスラエル薬剤師条例において、2005 年に導入された第 47D 条（医薬品の登録時に提供される秘密情報の保護）は、革新的な化学医薬品に販売独占権を付与するものである。同条例は、新薬が特許で保護されているか否かにかかわらず、先発医薬品の登録日から一定期間、革新的同等品によって提出されたデータに依拠する後発医薬品の販売を許可する薬事当局の権限を制限している。

第 47D 条によれば、一定の例外を除き、薬事当局は、イスラエルにおける新規化合物を含む医療用製剤の登録日から 6 年間、または他の法域における新規化合物を含む医療用製剤の登録日から 6 年半のいずれか早い方の期間、「新医薬品製剤」（すなわち、先に登録された医薬品の安全性および効率性に関するデータに基づいて登録された医薬品）の販売を許可しない。イスラエルでは、生物学的製剤と新しい治療適応症は市場独占保護を受けることができず、希少疾病用医薬品に対する特別な保護もない[538] [539] [540]。

第３節　意匠制度の概要

イスラエルと日本の意匠制度の比較の概要を示す。さらに、イスラエルの意匠制度の概要を条文とともに示す。

[538] Pharmacists Ordinance (New Version) 1981 (consolidated version of 2014), Israel (WIPO ウェブサイト) https://www.wipo.int/wipolex/en/text/495464
[539] Ministry of Health considers granting data exclusivity to biological drugs（IAM ウェブサイト） https://www.iam-media.com/article/ministry-of-health-considers-granting-data-exclusivity-biological-drugs
[540] Life Sciences Regulation in Israel: Overview (Liad Whatstein and Oren Weiner, Liad Whatstein & Co) https://liadwhatstein.com/wp-content/uploads/2023/07/Life-Sciences-Regulation-in-Israel-Overview-1.pdf

１．日本の意匠制度との相違点

日本制度と大きく異なる点は、以下の点があげられる。

・保護対象：意匠および製品の定義が異なる（第１条）。特に、建築物の意匠は保護対象でない。
・未登録意匠の保護：あり（但し、日本は不正競争防止法第２条１項３号による保護がある）
・出願公開制度：あり（インターネットで公開され、6 か月以内の公開延期請求は可能）
・関連意匠制度：なし（類するものとして「補足意匠」がある。）
・査定不服審判制度：日本の拒絶査定不服審判に対応する制度として、長官への異議申立がある。
・無効審判制度：日本の無効審判に対応する制度として、知的所有権裁定官への意匠の取り消し申立がある。
・訂正審判制度：なし（知的所有権裁定官に対する訂正の申立がある）

２．保護対象

第 1 条に意匠の定義がある。組物の意匠も保護対象である。また、グラフィックシンボル、スクリーンディスプレイも保護対象である。また、登録意匠だけでなく、後述する一定要件を満たす未登録意匠も保護対象である。

第 1 条　定義 本法においては，以下のとおり定義する。 「製品」とは，組物，包装，グラフィックシンボル，スクリーンディスプレイを含み，書体及びコンピュータプログラムを除く。 （略） 「意匠」とは，輪郭，色彩，形状，装飾，質感又はそれらが作製される材料を含む，場合に応じて，製品又は製品の一部の 1 以上の視覚的特徴からなる製品又は製品の一部の外観を意味する。 （略） 「組物」とは，以下の条件のすべてが満たされる少なくとも 2 の物品を意味する。 (1) 同一の類に属するもの (2) 視覚的特徴が，重要でない点のみで相互に相違するもの (3) 同時販売のために通常提供されたもの又は同時に使用されることを意図されたもの

３．権利の存続期間

第 39 条に規定があり、登録意匠は出願日から 25 年である。

第 39 条　登録意匠の有効期間 登録意匠の有効期間は，第 5 節に基づく規定に従うことを条件として，第 20 条に基づく意匠出願の提出日から 25 年である。

４．権利の効力

第 37 条(1)に規定があり、登録意匠又は登録意匠によって与えられる全体的印象とは相違しない全体的印象を知識を有する使用者に与えるその他の意匠に関して，また，意匠製品が組物である場合には、当該組物における物品の各々に関して、排他的権利を付与している。

第 37 条　登録意匠の所有者の権利 (a) 本章の規定による意匠の登録は、登録意匠又は知識を有する使用者に、登録意匠によって与え

られる全体的印象とは相違しない全体的印象を与えるその他の意匠に関して、また、意匠製品が組物である場合には当該組物における物品の各々に関して、下記に列記する行為のすべてを実施すること（以降、本節では、「登録意匠の実施」と呼称する）の排他的権利を登録意匠の所有者に対して付与する。
(1) 登録意匠製品の販売又はリースのための入札又は市場への投入を含む商業的仕様での製造、販売又はリース、当該製品の商業規模での流通又は意匠の所有者若しくはその代理人による許可を受けて国外で製造された製品のイスラエル国への輸入を除く、個人使用のためではない製品のイスラエル国内への輸入
(2) (1)に列記する行為を何れかを実施することを目的とする、登録意匠製品の所有(b)意匠が、知識を有する使用者に対して、(a)に規定したように，登録意匠が与える全体的印象と相違しない全体的印象を与えるか否かを判断する際、特に、登録意匠製品が属する分野から、製品に関する意匠を創作するために利用可能な様々な選択肢を検討するものとする。
（後略）

５．意匠出願の公開

第 22 条に規定され、出願後インターネット上で速やかに公開される。出願人は、出願日から６か月以内の期間に限り、公開時期を延期できる。

第 22 条　意匠出願の公開
(a) 意匠出願が提出されている場合，所轄官庁は，その提出後できる限り速やかに，出願に含まれる意匠の視覚的説明を含めて，当該出願を当局のウェブサイトに公開するものとする。
(b) (a)の規定に拘らず，出願人は，所轄官庁が意匠出願の公開日を当該出願の提出日から 6 月を超えない期間延期することを請求できる。所轄官庁は，当該請求に応じて出願の公開日を延期するものとする。
(c) 請求が(b)に記述したように公開日の延期のために提出されている場合，出願人は，所轄官庁が，延期期間中のあらゆる段階で，延期期間の満了前に意匠出願を公開することを請求できる。そのような請求が提出されている場合，(a)の規定が，必要な変更を加えて，適用されるものとする。

６．登録要件

第３条、第６条、第７条に規定され、新規、かつ、独自性のある意匠が登録意匠の要件である。

第 3 条　登録意匠としての保護に関する意匠の適格性
　意匠は，本章の規定により，新規で，かつ，独自性を有する場合，第 4 章の規定に基づく登録意匠としての保護に関して適格なものとなる。
第 6 条　新規な意匠
　意匠は，基準日より前に，当該意匠と同一の意匠又は重要でない点のみで相違する意匠がイスラエル国内又は国外で公知とされていない場合には，新規な意匠とみなされるものとする。
第 7 条　独自性を有する意匠
(a) 意匠は，全体的な印象が，知識を有する使用者に対して，基準日前に公知とされた他の意匠によって当該使用者に対して与えられた全体的な印象とは相違する場合には，独自性を有するとみなされるものとする。この目的上，製品のすべての類に係る意匠が検討されることになる。

(b) (a)の規定に加えて，意匠が知識を有する使用者に対して前記の項に記述したように相違する全体的印象を与えるものであるか否かを判断する際，特に，登録意匠の対象である製品が属する分野から，当該製品に関して意匠を創作するために利用可能な様々な選択肢が検討されるべきである。

７．未登録意匠の保護

第4条に規定があり、一定要件下、新規で，かつ，独自性を有する未登録意匠も保護の対象になる。保護の期間は、未登録意匠が最初に公知となった日から 3 年（第 65 条）で、第三者により、複製が同一の意匠製品を製造することによってなされるか，意匠製品が知識のある利用者に与える全体的印象と相違しない全体的印象を当該利用者に与える他の意匠製品を製造することによってなされるかに拘らず、排他的権利が与えられる。意匠製品が組物である場合，当該排他的権利は，当該組物における物品の各々に関して適用されることになる（第 61 条）。

第 4 条　公知未登録意匠としての保護に関する意匠の適格性
(a) 意匠は、以下の 2 の条件を満たす際には，第 5 章の規定に基づく未登録意匠としての保護に関して適格なものとなる。
(1) 本章の規定により、新規で、かつ、独自性を有すること
(2) 意匠製品が、基準日の 6 月以内に、インターネット上を含め、意匠の所有者又はその代理人によって商業的にイスラエル国内で、販売のために供与され又は市場に流通されていること。
(b) (a)(2)の規定に拘らず、未登録意匠の保護についてイスラエルと他国との間で条約が調印されている場合又はイスラエルが本事項についての条約に加盟している場合には，大臣は，経済問題委員会の承認を得て、命令により，当該条約がイスラエル国内の保護を義務とする未登録意匠が命令の規定によりイスラエル国内で保護されるようになることを、前項における如何なる条件もこの点に関して満たされていないときであっても、定めることができる。
ただし、そのような意匠に対する保護は、(a)(2)における条件がこの点について満たされているならば意匠に付与されるであろう保護を超えないものとなるが、条約において別段の合意がある場合を除き、その場合は合意されたものを上回らない。

第 1 条　定義
本法においては，以下のとおり定義する。
（略）
「基準日」とは，各々の場合に応じて，下記に詳述された日を意味する。
（略）
(2) 意匠出願が提出されなかった意匠に関しては、意匠の所有者又はその代理人が、イスラエル国内又は国外で意匠又は意匠製品を最初に公知とした日
（略）

第 61 条　未登録意匠の所有者の権利
第2章の規定による保護に関して適格な未登録意匠の所有者は、如何なる他者に対しても、商業的使用のために、意匠の複製である意匠製品を製造することを防止する排他的権利を付与されるものとし、その権利付与は，複製が同一の意匠製品を製造することによってなされるか、意匠製

品が知識のある利用者に与える全体的印象と相違しない全体的印象を当該利用者に与える他の意匠製品を製造することによってなされるか（以降、本節では，「未登録意匠の実施」と呼称する）に拘らず，行われるものとする。意匠製品が組物である場合，前記権利は，当該組物における物品の各々に関して適用されることになる。
(b) (a)に記述したように、意匠が、知識のある利用者に対して、意匠製品が同利用者に対して与える全体的印象と相違しない全体的印象を与えるか否かを判断する際、特に、意匠製品が属する分野から、製品に関して意匠を創作するために利用可能な複数の選択肢を検討するものとする。
第 65 条　未登録意匠の有効期間
　未登録意匠の有効期間は，基準日から 3 年である。

８．意匠保護の適格性を欠くもの

　意匠保護の適格性を欠くものとしては、公序良俗に反する意匠（第 5 条）のほか、製品の視覚的特徴の一部（第 10 条）が規定されている。

第 5 条　公序良俗に反する意匠
　第 3 条及び第 4 条の規定に拘らず、公序良俗に反する意匠は保護に関して適格なものとはならない。

第 10 条　意匠としての保護に関して不適格な製品の視覚的特徴
　本章の規定に拘らず、以下は、登録意匠又は未登録意匠としての保護に関して不適格なものである。
(1) 製品の機能によってのみ決定される製品又は製品の一部の外観
(2) 製品又は当該製品の一部が他の製品と連結するように意図され，他の製品内に統合され，又はその他の製品がその中に統合され，また，それらの前記目的を達成するために，製造時に，それらを正確な形態及び寸法で製造することが必要である場合には，当該製品又はその一部の外観

９．優先権

　第 21 条に規定され、パリ条約同盟国において先に行われた出願から 6 月以内であれば、優先権を主張することができる。

第 21 条　優先権
　意匠の所有者が，当該意匠に関して又は当該意匠とは重要でない点のみで相違する意匠に関して意匠出願を提出しており，意匠の所有者又は所有権において当該意匠の所有者の前所有者が，同盟国内での先行登録出願又は同盟国内で提出された出願（以降，本条では，「先行出願」と呼称する）であるものとしてのパリ条約に基づく先行出願を既に出願している場合には，意匠の所有者は，第 6 条、第 7 条及び第 32 条に関連して，以下のすべてが満たされていれば、先行出願の提出日が、イスラエル国内での意匠出願の提出日とみなされるようになることを要求することができる。
(1) イスラエル国内での意匠出願が先行出願の提出日から 6 月以内に提出されていること、また、2 以上の先行出願が同一の意匠を登録するために提出されている場合では、最初の先出願がパリ条約の規定により提出された日から 6 月以内に提出されていること
(2) 先行出願の提出日の承認のための請求が、大臣によって定められた期日に、かつ、様式で，提

出されていること
(3) 先行出願が提出された所轄官庁によって認証された当該先行出願の謄本が、大臣によって定められた期日に、かつ、様式で、所轄官庁へ提出されていること

１０．新規性喪失の例外

第 9 条に規定され、出願日から 12 月内に自己の情報の結果によって，情報が合法的若しくは非合法的に入手されたか否かに拘らず公知となった場合は、いわゆる登録意匠の適格性を害しない。

第 9 条　登録意匠としての保護に関する適格性を害さない公知
意匠の公知は，「基準日」の定義に係る(1)に定義される基準日前の 12 月内に意匠の所有者によって，又は情報が合法的若しくは非合法的入手されたか否かに拘らず，意匠の所有者に由来する情報の結果として，なされた場合には，第 4 章に基づく登録意匠としての保護に関する適格性を害さないことになる。

１１．審査請求制度

審査請求制度は存在しない。

１２．分割に関する制度

第 19 条（e）に規定され、多意匠を含む出願を、一意匠毎に分割することが可能である。

第 19 条　意匠出願の提出
(a)～(d)(略)
(e) 意匠出願が複数の意匠を含んでいた場合、所轄官庁は、当該意匠出願を複数の意匠登録出願に分割して、各々の出願が 1 の意匠を含むようにすることができる。

１３．出願の変更に関する制度

意匠登録の変更に関する条項はない。

１４．補足意匠

第 52 条～第 60 条に規定され、「補足意匠」として主意匠と関連する意匠登録が認められる。

第 52 条　定義
本節において，登録意匠又は提出された意匠出願に係る意匠（以降、本節では，「主意匠」と呼称する）に関連する「補足意匠」とは，以下の各々を満たす意匠を意味する。
(1) 意匠製品が主意匠製品であり、かつ、意匠の視覚的特徴が、重要でない点のみで、主意匠の視覚的特徴と相違すること
(2) 意匠製品が主意匠製品ではなく、かつ、意匠の視覚的特徴が、主意匠の視覚的特徴と同一であること

第 53 条　補足意匠としての保護に関する適格性
第 3 条の規定に拘らず，補足意匠は，新規でなく，かつ，主意匠のみに関連する独自性がなくても，補足登録意匠としての保護に関して適格性を有するものとする。

第 54 条　補足意匠に関する規定の適用

本章の規定は，必要な変更を加えて，かつ，本節に記載した変更を伴って，補足意匠に関して適用されるものとする。

第 55 条　補足意匠登録の出願

(a) 主意匠の所有者は，自身が提出した意匠出願に係る意匠が本節の規定に基づいて補足意匠として登録されることを請求（以降，本節では、「出願」と呼称する）することができる。意匠の所有者は，当該出願において、補足意匠の登録の請求に係る主意匠について記述するものとする。

(b) 補足意匠出願は、主意匠出願とともに又は主意匠の有効期間中の後日に提出されるものとする。

第 56 条　補足意匠出願の審査

補足意匠出願が提出され、かつ、当該意匠が第 52 条における「補足意匠」の定義に列記する条件を満していないと所轄官庁が認めた場合には、

(1) 所轄官庁は，その旨を出願人へ通知するものとする。

(2) 所轄官庁は，出願人による請求時に，第 26 条の規定による独立の登録意匠としての保護に関する意匠の適格性を審査するものとする。ただし，出願人が，第 112 条(a)(5)に基づいて出願提出のための手数料を納付していることを条件とする。

第 57 条　補足意匠登録に対する制限

意匠は、出願が主意匠出願の提出日前に提出された場合には、補足意匠として登録されないものとする。

第 58 条　補足意匠の有効性の失効

主意匠の有効性が失効した場合、補足意匠の有効性は、第 60 条の規定に従うことを条件として、主意匠とともに失効するものとする。

１５．審判制度

（1）長官への異議申立（拒絶査定不服審判制度ではない）

第 96 条に、長官への異議申立という形で規定されている。

第 96 条　当局の従業者の決定に対する異議

長官が第 95 条の規定により自身の権限を委譲した当局の従業者の決定又は行為によって自身が不当な扱いを受けていると考える者は，そのことに対して，書面で，大臣によって定められた期間内に，長官へ異議を申し立てることができる。

（2）意匠の取り消し申立（無効審判制度ではない）

第 48 条に規定があり、誰でも登録された意匠の取消の申立てが可能である。

第 48 条　登録意匠の所有者ではない者の請求による登録簿における意匠の登録の取消、失効した意匠の有効性の更新の取消及び登録された詳細の訂正の取消

(a) 登録意匠の所有者ではない何人も、以下の条件の 1 を満たす場合、長官による登録簿における登録意匠の登録を取り消すことを請求できる。
(1) 意匠が、第 2 章の規定による登録意匠として保護に関して不適格であること
(2) 意匠の登録出願が、第 18 条の規定に反して，意匠の所有者によって提出されなかったこと
(3) 2 以上の個別の出願が、同一の意匠又は重要でない点のみで相違する意匠の登録ために提出され、かつ、意匠が、第 32 条の規定に反して，当該意匠について最初に正当に出願した者の名義で登録されていないこと
(b) 登録意匠の所有者ではない何人も、第 43 条に記述したように失効した登録意匠の有効性更新を，前記の条に基づく有効性更新に係る条件が満たされていない旨の主張に基づいて長官による取消しを請求できる。
(c) 登録意匠の所有者ではない何人も、第 46 条に基づいて実施される登録簿又は本法に基づいて当局によって発行されたその他の書類に記録された詳細の訂正を長官が取り消す（以降、本節では、「訂正の取消」と呼称する）ことを，前記の条に基づく訂正の条件が満たされていない旨の主張に基づいて、請求できる。
(d) (a)から(c)までに基づいて請求を提出した何人も，請求の提出に関して登録意匠の所有者に通知し，請求における応答者となる。長官は，前記請求の提出についての通知を当局のウェブサイト上で公示するものとする。
(e) 長官は，当事者に対して，本条に基づく請求に係る自身の決定を通知するものとする。長官は，本条に基づいて請求を受理することを決定する場合には，場合に応じて，登録意匠の取消，有効性更新の取消又は訂正の取消について，登録簿に注記するものとする。

（3）訂正の申立（訂正審判制度ではない）

第 46 条に規定があり、誤記の訂正を特許登録官に対して申し立てることができる。なお、第 3 者による請求も可能である。

第 46 条　記録及び書類の訂正
(a) 長官は，自身の主導で又は何人かによる請求により、登録意匠の所有者に対し、本項の規定に基づいて当該所有者の事例について陳述する機会を与えた後に、事実を反映していないと確信する場合には，登録簿又は本法に基づいて当局によって発行されたその他の書類における登録された詳細を訂正することができる。大臣は，この方式で訂正できる詳細の種類及び本項に基づく訂正プロセスに係る規定を定めることができる。
(b) 長官は、自身の主導で又は何人かによる請求により、登録簿又は本法に基づいて当局によって発行されたその他の書類における誤植を訂正することができる。
(c) (a)に規定したように請求が登録意匠の所有者によって提出されていない場合には、当局は、その請求について、登録意匠の所有者へ通知するものとする。

１６．国際意匠

ハーグ協定に基づく国際意匠登録出願については、第 8 章（第 79 条～第 91 条）に規定されている。イスラエルから他国へ出願する場合（第 2 節）、とイスラエルに他国から出願された場合（第 3 節）として規定されている。

第 80 条　国際出願の提出

(a) イスラエル国民，イスラエル国居住者又はイスラエル国内で活動中の工業的又は商業的施設を有する者は，(b)の規定に従い，ハーグ協定及びハーグ協定規則に定められた手数料の納付に伴って，国際出願を提出することができる。
(b) 国際出願及びハーグ協定又はハーグ協定規則により提出しなければならない又は提出することができる出願に関連するその他の書類は、ハーグ協定及びハーグ協定規則に定められた様式、方式及び日時に，提出されるものとする。
第 82 条　イスラエル国を指定する国際意匠登録の状況
イスラエル国指定の国際意匠登録は、第 4 章第 1 節の規定に基づいて提出された意匠登録出願に係る意匠であって、ハーグ協定の規定に基づく国際登録簿への登録の日から権利発生する意匠であるとみなされる。

第４節　商標制度の概要

イスラエルと日本の商標制度の比較の概要を示す。さらに、イスラエルの商標制度の概要を条文とともに示す。

１．日本の商標制度との相違点

日本制度と大きく異なる点は、以下の点があげられる。

・未登録周知商標の排他的使用権：あり
・出願後（公開前）の複数出願の統合：あり
・出願変更制度：なし
・異議申立（出願段階）：出願公開後 3 か月以内に可能
・拒絶査定不服審判：特許庁長官（注）の出願拒絶の決定に対して、地方裁判所に対する審判請求が可能
・無効審判：特許庁長官に対する請求、又は地方裁判所に対する審判請求が可能
・不使用による商標登録取消審判：特許庁長官に対する請求、又は地方裁判所に対する審判請求が可能
・訂正審判：商標権者による商標登録の変更に関する請求（特許庁長官に対する請求、又は地方裁判所に対する審判請求が可能）

（注）商標法で規定される商標登録官は、第 5A 条に従い大臣により任命される。現地事務所によれば、商標法第５A 条の「商標登録官」は特許庁長官を意味する。

第 5A 条　商標登録官
大臣はその監督下で登記簿を保管する商標登録官（以下「商標登録官」という）を任命する。

２．保護対象

第 1 条に保護対象となる「商標」および「標章」については次の定義がある。また、登録商標だけでなく、後述する一定要件を満たす未登録周知商標も保護対象である。色、動き、音、立体商標は、イスラエル法の柔軟な商標定義の下で登録することができる。

第 1 条　定義
本法において，
「標章」とは，平面的又は立体的であるか否かに拘わらず，文字，数字，語，図形若しくはその

他の記号又はこれらの結合を意味する；
「商標」とは，商品を製造又は取り扱う関係人によって，使用され又は使用される予定である標章を意味する；

商標規則
第 15 条　標章の図面を含む出願
　商標登録出願は，登録しようとする商標の図面を含まなければならず，標章が立体的形状の標章である場合は，画像が全方向からどのように見えるかが分かるように標章の図面又は写真を出願書類に添付し，当該標章が立体的形状の標章であることの表示を記載する。音商標の登録出願は，庁のシステムで音声を聴くことができるように音声とデジタルファイルとから構成された音符を添付する。

３．権利の存続期間

第31条、第32条に規定され、存続期間は出願から10年間であり、10年ごとに更新可能である。

第 31 条　登録の有効期間
　商標の登録は出願の提出日から 10 年間有効であり，その後，第 32 条から第 35 条までの規定に従って延長することができる。
第 32 条　登録の更新
　所定の方法及び所定期間内に商標権者による申請があれば，商標登録官は登録された商品又は商品の類の一部又は全部の当該商標の登録を原登録の満了日又は登録の最後の更新日(以下「満了日」という)から 10 年間更新するものとする。

４．権利の効力

第 1 条の定義中に侵害の定義があり、登録商標と同一・類似の標章の指定商品（又は役務）と同一・類似（同種）の商品（又は役務）が侵害となる範囲として規定される。第 46 条に規定があり、商標登録は、権利者に登録商標の排他的使用の権利を与える。

第 1 条　定義
　「侵害」 以下の権原を有していない者による使用、
(1) 登録商標又は商標が登録されている商品若しくは同種の商品に係る商標に類似する標章の使用；
（略）

第 2 条　役務商標についての規定の適用可能性
　別段の定めがある場合を除き，商標に適用される本法の規定は役務商標に準用されるものとする。本法における役務商標及び商品商標へのあらゆる言及は，役務商標又は役務を含むものとみなされる。

第 46 条　排他的使用権
(a) 登録簿に記載された制限条件に従うことを条件として，商標権者である者の有効な登録は，登録された商品及びすべての関連事項の当該商標の排他的使用権を商標権者に付与するものとす

る。
（略）

５．出願公開制度

第 23 条に規定され、受理条件を満たせば速やかに公開される。

第 23 条　公開

出願が提出通りに，又は条件若しくは制限に従うことを条件として受理されたときは，商標登録官は係る受理後できる限り速やかに，かつ，所定の方法で，すべての受理条件及び制限を明記して受理された当該出願を公開するものとする。

６．審査請求制度

審査請求制度に関する条項はない。

７．登録要件

第 8 条に規定され、自他商品等と区別できるような標章が登録適格性を有する。

第 8 条　登録適格性を有する標章

(a) 標章の所有者の商品が他者の商品と区別できるように改造されない限り，標章には，商標として登録する適格性がない（区別できるように改造された標章を以下「識別性を有する標章」という）。

(b) 商標に識別性があるか否かを決定する際に，商標登録官又は裁判所は，商標を実際に使用する場合，係る使用により登録され又は登録される予定である当該商標が商品を実際に識別できるようにする度合を考慮することができる。

８．不登録事由

第 11 条から第 13 条までに規定されている。

第 11 条　登録適格性がない標章

以下の標章は登録適格性がない：

(1) 大統領若しくはその家族との何らかの関係若しくは大統領の後援に言及する標章又は係る関係若しくは後援に関与する可能性がある標章。

(2) 国又はその団体の旗章又は紋章，外国又は国際機関の旗章又は紋章及びこれらに類似する標章；

(3) 国が使用する管理又は証明用の公の紋章，公式な署名若しくは印章，またこれらに類似 する署名及び所有者が国若しくは政府の首長の後援を受け，又は首長に商品を支給し，若しくは役務を提供することが推測される署名、ただし、標章の所有者がこれを使用する権原を有することが商標登録官に証明された場合を除く；

(4) 以下の語が表示されている標章：「特許」、「特許権取得済」、「王室特許証による」、「登録済」、「登録意匠」、「著作権」、「これを模造することは偽造である」又は同様の効果がある語；

(5) 公序良俗を害し、又は害し得る標章；

(6) 公衆を欺瞞する虞のある標章，原産地の虚偽表示を含む標章及び不公正な取引競争を助長する

標章；
(6a) 表示された地理的地域が産地ではない商品に係る地理的表示を含む標章であって、[該 標章において]地理的表示[を含めること]が商品の産地である実際の地理的地域であると誤認させる標章；
(6b) 字義的には正しいが，商品が別の地域産であると思わせる効果がある虚偽表示を含む地理的表示を含む標章；
(7) 宗教性の意味合いのみの紋章と同一又は類似の標章；
(8) 本人の承諾が得られている場合を除く，人物の肖像が表示されている標章；故人の肖像の場合は，商標登録官の見解でそうされない合理的根拠が存在する場合を除き，商標登録官は遺族の同意を求めるものとする；
(9) 同一の商品又は同種の商品に関して既に登録されている、又は欺瞞であると理解されるほどに当該標章に酷似する、別の所有者に属する標章と同一の標章；
(10) 標章が第 8 条(b)又は第 9 条の意味における識別性を有するものではない限り，商品若しくは商品の類を区別若しくは記述するために取引で一般に使用され、又は特徴若しくは品質に直接言及する数字、文字若しくは語で構成される標章；
(11) 特殊な方法で表示され，又は第 8 条(b)若しくは第 9 条の意味における識別性を有するものではない限り、通常の意味が地理的又は姓である標章；
(12) 地理的表示を含むぶどう酒又は蒸留酒であって、その地理的地域産ではないぶどう酒又は蒸留酒を特定している標章；
(13) 標章が周知である商品に関して又は同種の商品に関して登録されていない場合でも、周知の標章と同一又は誤認させるほど類似する標章；
(14) 登録を求める標章が当該商品と商標権者との関係を示し、かつ、登録を求める標章の使用の結果として商標権者が損害を被る可能性があるときは，商品が同類の商品ではない場合でも周知の登録商標と同一又は類似の標章。

第 12 条　他人名義のものと同一の標章
　標章が公衆を誤認させ，又は不公正な競争を引き起こす虞があるときは、商標登録官は他人の名称又は商号と同一又は類似の商標若しくは前記の名称と同一又は類似の名称又は商号を含む商標の登録出願を拒絶することができる。

第 13 条　商品の名称又は記述
　標章が商品の名称又は記述をも含むときは，商標登録官は他の商品に係る標章の登録を拒絶することができる；ただし、実際の使用に際して使用される商品に応じて標章が異なり，出願時に出願人が係る効果を付記すれば商標登録官はこれを登録すことができる。

９．未登録周知商標の保護

　未登録周知商標については、周知である商品等と類似（同種）の商品等に係る商標を排他的に使用できる。（登録周知商標については、周知である商品等と類似（同種）の商品等に係る商標を排他的に使用でき、一定の条件の下で、非類似（同種ではない）商品等に係る当該商標を排他的に使用できる。）

第 46A 条　周知商標の排他的使用
(a) 周知商標の所有者は，当該商標が登録商標ではない場合でも、商標がイスラエルで周知である商品又は同種の商品に係る商標を排他的に使用する権原を有するものとする。
(b) 登録商標である周知商標の所有者は、所有者以外の者による当該商標の使用が商品と商標権者との関係を示す可能性があり、商標権者が係る使用により損害を被る虞がある場合は、同種ではない商品に係る当該商標の排他的使用の権原をも有するものとする。

１０．優先権

第 55 条に規定され、イスラエル出願が、パリ条約加盟国又は世界貿易機関の加盟国における最先の出願から 6 月以内であれば、優先権が認められる。

第 55 条　優先権
(a) 加盟国での商標登録出願（本条では「先の出願」という）を提出した者又は所有権におけるその先行者は，本条の規定によりイスラエルにおいて商標登録を出願し、以下の 2 の条件が満たされれば先の出願の提出日後に提出された登録出願に対する当該出願の優先権を主張することができる：
(1) 優先権主張がイスラエルにおける商標登録の出願とともに提出されたこと；
(2) イスラエルにおける商標登録の出願が最先の先の出願の提出日から 6 月以内に提出されたこと。
(b) 優先権主張は，イスラエルにおける商標登録の出願に含まれる商品又は商品の類の一部若しくは全部に関して行うことができ、優先権主張がなされた後、当該優先権主張はこれに係る(a)の規定に従うことを条件とする。
(b1) (a)の規定に基づく優先権主張が 1 以上の先の出願に基づくものであり、かつ、各出願に基づいて優先権が主張された場合は，(a)の規定は前記商品又は商品の類のそれぞれに係る最先の先の出願の提出日に従って商標登録が請求された商品又は商品の類に適用されるものとする。
(b2) 優先権主張が先の出願の一部に基づくものである場合は、(a)の規定は同じ部分が別個の先の出願における外国での登録用に提出されたものとして適用されるものとする。
(c) 本条の規定は，イスラエルにおける標章登録の出願提出日前になされた侵害による損害に対する権利を付与するものではない。

１１．出願の分割

第 17A 条に分割規定があり、複数の商品等の分類にわたる商標を出願した場合、出願人は商標が登録される前であれば、当該出願を別個の出願に分割することを商標登録官に求めることができる。

第 17A 条　出願の分割
(a) 上記の第 17 条(a)に従って商標登録官に出願を提出した者は、複数の類に関して、出願対象である商標が第 26 条に従って登録されていない限り、商品の類及び所定の方法（本項では「分割出願」という）で当該出願を別個の出願に分割することを商標登録官に求めることができる。
審査官が前記分割を承認する場合、各分割出願の日付を原出願の提出日とする。
(b) 分割出願が第 23 条に従って原出願の受理の公開後に提出される場合は、第 24 条に従って開始された原出願に対する異議申立は、当該異議がそれに関連する限り、各分割出願に対して開始さ

れたものとみなされる。

１２．出願の統合

同一標章の複数の出願は、出願後（公開前）に出願の統合が可能である。

第 17B 条　出願の統合
(a) 同一の標章を登録するために第 17 条(a)に記載の複数の出願を商標登録官に提出した者は，第 23 条に従って出願受理の公開が行われていない限り，規定の方法（本項では「統合の申請」という）で別個の出願を単一の出願に統合することを商標登録官に求めることができる。
(b) 統合の申請が提出された場合は，商標登録官は以下の 2 の条件があることを認めれば、別個の出願を単一の出願に統合することができる：
(1) 別個の出願が同時に出願されたこと；
(2) 前記別個の出願の商標の所有権を主張する者が統合の申請を提出する者と実際に同一人物であること。

１３．出願の変更

商標出願の変更制度に関する条項はない。

１４．異議申立てに関する制度

第 24 条に規定があり、出願公開日から 3 月以内に異議申立てが可能である。

第 24 条　異議申立
(a) 何人も公開日から 3 月以内に標章の登録に対する異議申立通知を商標登録官に提出することができる。
(a1) 標章の登録に対する異議申立理由は以下の通りである：
(1) 商標登録官が本法の規定に基づき登録の出願を拒絶できる理由があること；
(2) 異議申立人が当該標章の所有者であると主張すること；
(b) 通知は所定の様式により書面で提出され、異議申立理由の陳述書を含むものとする。
(c) 商標登録官は通知書の謄本を出願人に送付するものとする。
(d) 出願人は所定の様式及び所定期間内に，当該出願に関して依拠する理由を記載した異議申立に対する答弁書を商標登録官に送付するものとする。
(e) 出願人が前記答弁書を送付しない場合は、出願人は当該出願を放棄したものとみなされる。
(f) 出願人が答弁書を送付すると、商標登録官はその謄本を異議申立人に送達し、必要ならば関係当事者の聴聞を行った後、かつ、証拠を検討して当該の登録が許可されるか否か、また如何なる条件で許可されるかを決定するものとする。

１５．審判制度

（1）拒絶査定に関する審判請求（地方裁判所に対する審判請求）

第 19 条に規定があり、裁判所に出訴することになる。

第 19 条　審判請求
商標登録官が出願を拒絶した場合は、その決定は地方裁判所での審判請求の対象とすることが

でき、商標登録官は審判請求の被審人となる。

（２）商標の抹消に関する請求（商標登録官に対する請求、又は地方裁判所に対する審判請求）

第 38 条と第 39 条に規定があり、商標権者以外のものが商標の抹消を求めることができる。

第 38 条　商標権者でない者の請求による登録の変更
(a) 本法の規定に従うことを条件として、充分な理由なく登録簿への未挿入若しくはそこからの脱漏により、若しくは誤って登録簿に残置された登録により、又は登録簿における登録事項の錯誤若しくは瑕疵により被害を受けた者は、所定の方法で商標登録官に申請することができる。
(b) (a)に基づく商標登録官の決定は、地方裁判所への審判請求の対象とすることができる。
(b1) 審判請求人は(b)に基づく審判請求を提出日から 3 日以内に商標登録官に通知するものとする。
(b2) 裁判所は、必要があれば(b)に基づいて提出された審判請求において商標登録官に聴聞を行うことができる。

第 39 条　商標の抹消
(a) 本法の第 7 条から第 11 条までに基づき商標を登録適格性がないという理由で又は標章がイスラエルにおける出願人の権利に係る不公正な競争を生じるという理由で，第 38 条に基づき登録された商品又は商品の類の一部若しくは全部に係る登録簿から当該商標を抹消する申請は，第 28 条に基づく登録証書の交付から 5 年以内になされなければならない。
(a1) (a)の規定に拘わらず，標章登録の出願が悪意で提出されたという理由による商標の抹消の申請は随時提出することができる；
(b) (a)の規定に拘わらず,
(1) 本国で非居住者により登録された商標は、第 16 条に基づき登録を排除する理由を除き、登録簿から抹消されてはならない；
(2) 第 8 条から第 11 条までの規定に基づき登録適格性がなく、かつ、第 16 条の規定に基づき登録された非居住者の商標は、これが本国でもはや登録されていない場合は、第 8 条から第 11 条までの規定に基づき登録を排除する何れかの理由で随時登録簿から抹消されることができる。
本規定の何れも標章の所有者が、標章の抹消申請の時点でイスラエルの居住者の申請により標章に登録適格性があったことを示すことを妨げるものではない。

（３）商標の不使用による登録取消請求（商標登録官に対する請求、又は地方裁判所に対する審判請求）

第 41 条(a)に規定され、登録商標が正当な理由なく 3 年間使用されなかった場合、誰でも登録商標の取消を要求できる。

第 41 条　不使用による登録の取消
(a) 第 38 条から第 40 条までの規定の一般原則を害することなく、商標登録された商品又は商品の類の一部若しくは全部に係る商標の登録取消申請（以下「取消請求されている商品」という）は，当該登録の取消請求がなされている商品に係る商標を使用する誠実な意図がなかったという理由及び登録の取消請求がなされている商品に係る商標の誠実な使用が実際になかったという理由又は取消申請前の 3 年間不使用であったという理由により，利害関係者によって行うことができる。

(b) (a)の規定は，不使用が取引における特殊事情に起因し，前記商品の商標の不使用又は放棄の意図に起因するものではないことが立証された場合は適用されない。
(c) 本条の適用上，以下の何れかの場合は商標の誠実な使用がなかったものとみなされる：
(1) 裁判所又は商標登録官の見解により，イスラエルで製造又は販売された商品の商標の不使用を正当化する特殊事情がない限り，国内の新聞又はイスラエルで入手できる外国の新聞か否かに拘わらず広告のみでのイスラエルでの商標の使用。
(2) 条件の侵害により又は授権者自身が商標を使用する商品の製造を意図し，又はイスラエルの別の製造業者に授権することを意図することにより，授権が取り消される場合を除き，第 50 条に基づくイスラエルの製造業者に与えられた標章の使用の授権取消。
(d) 取消は所定の方法で商標登録官に申請することができる。
(e) 取消申請に対する商標登録官の決定は，地方裁判所での審判請求の対象とすることができる。
(e1) 審判請求人は，審判請求の提出日から 30 日以内に(e)に基づき審判請求の提出を商標登録官に通知するものとする。
(e2) 裁判所は必要があれば(e)に基づく審判請求で商標登録官を聴聞するものとする。
(f) 本条において，商標の「使用」は，以下を含む。
(1) 登録された標章の識別性を変更しないように登録簿に記載されている方法とは異なる方法で第 50 条に基づき商標権者又は被授権者による登録商標の使用；
(2) 使用が商標権者の管理に従うことを条件として第 50 条に基づく被授権者による使用。

（4）商標権者による商標登録の変更に関する請求（商標登録官に対する請求、又は地方裁判所に対する審判請求）

第 36 条に規定があり、商標権者の請求により商標登録の変更を求めることができる。

第 36 条　所有者の請求による登録の変更
(a) 商標登録官は、商標権者によって所定の方法でなされた請求により、
(1) 商標権者の名称又は住所の錯誤を訂正する；
(2) 商標権者の名称又は住所の変更を記入する；
(3) 商標が登録された商品又は商品の類からその一部を削除する；
(4) 商標に関して既存登録で付与される権利を如何なる方法でも拡張しない権利の部分放棄又は変更を記入する。
(5) 登録簿への商標の登録を取り消す。
(b) (a)に基づく商標登録官の決定は何れも審判請求の被審人として登録簿がある地方裁判所への審判請求の対象とすることができる。

１６．国際商標

マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願については、第 8 章（第 79 条～第 91 条）に規定されている。イスラエルから他国へ出願する場合（第 2 節第 56B 条～第 56D1 条）と、イスラエルに他国から出願された場合（第 3 節第 56E 条～第 56M 条）として規定されている。

第 56C 条　国際出願又は延長申請の提出
商標を国内商標として登録する出願をイスラエルで提出し，又は国内商標の所有者であるイスラエル市民，イスラエル在住者若しくはイスラエルに工業若しくは商業上の積極的な関心を有す

る者は，前記出願又は登録に基づいて，かつ，本章の規定に従って本国官庁として資格のある商標登録官に以下を提出することができる。
(1) イスラエルを指定していない国際出願；
(2) 出願人が国際商標の所有者である場合は，イスラエルを指定していない延長申請。

第 56E 条　イスラエルを指定する出願への本法の規定の適用
　商標登録官が、イスラエルを指定する出願の提出に係る国際事務局からの通知を受領した場合は，商標登録官は商標の登録適合性を審査するものとし、本法の規定が準用され、以下の変更に従うものとする：
(1) 第 17 条の規定は適用されない；
(1a) 第 17 条 A 及び第 17 条 B に関して、出願の分割又は統合はマドリッド議定書第 9 条及びマドリッド規則の規定に基づき行うものとする；
(2) 第 24 条(c)に関して、第 24 条(b)に規定の異議申立通知の謄本は、第 56 条 F の冒頭に規定の期間内にマドリッド議定書及びマドリッド規則の規定に従って国際事務局に送付されるものとする；
(3) 第 26 条に従う登録に関して、商標登録官は当該商標が国際商標である旨を登録簿に記録するものとする；
(4) 第 27 条の規定に代わり、以下の規定が適用される：
(a) イスラエルを指定する国際出願の結果としてイスラエルで登録された国際商標の登録簿の登録日は，国際商標が国際登録簿に登録された日付とする；
(b) イスラエルを指定する延長申請の結果として、イスラエルで登録された国際商標の登録簿の登録日は，延長申請が国際登録簿に登録された日付となる；

第５節　営業秘密の保護に関する制度

　イスラエルにおけるいわゆる営業秘密は「商業不法行為法」（法律第 5759-1999 号）[541]によって保護されている。同法による「営業秘密」とは、あらゆる種類のビジネス情報で、公になっておらず、他者が容易にかつ合法的に発見できないもので、所有者がその秘密を保護するために合理的な措置を講じることを条件に、その所有者がその秘密を維持することにより、その所有者がその所有者に対する競争相手に対して優位に立つことができるものいう。
　商業不法行為法において、パッシング・オフ、虚偽表示、営業秘密の不正流用が禁止されており、これらは不正競争行為である。パッシング・オフとは、同法第 1 条に以下のように定義されている：
「事業者は、その販売する商品または提供するサービスを、他の事業者の商品またはサービスであると誤認させたり、他の事業者と提携している商品またはサービスであると誤認させてはならない。」
　しかし、判例は、パッシング・オフの責任が問われるのは、原告がそのサービスや商品について信用（Goodwill）を取得した場合に限定している。信用とは、顧客を惹きつける評判価値のことである。判例法では、示唆的で恣意的な名称にはより強い保護が与えられている。
　同法第 8 条は営業秘密に関するものである。判例法では、作業方法や工程は営業秘密であるとさ

[541] イスラエル商業不法行為法、法律第 5759-1999 号（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/2375

れている。特に製造工程、広告コンセプト、顧客リストは営業秘密であるとされている。また、これらの情報は秘密として保持され、保有者にビジネス上の優位性を与えなければならない。また、同法第 9 条では、改変されたが実質的に類似する営業秘密の使用を禁止している。また、第 10 条では、商品が営業秘密と類似しており、当事者が営業秘密にアクセスしていた場合、使用の推定規定がある。

従業員の技能に関連する営業秘密や購入した営業秘密には、適格な免除がある。また、公序良俗の適用除外もある（第 7 条）。

第 6 条　営業秘密の不正流用の禁止
(a) 何人も、他人の営業秘密を流用してはならない。
(b) 次に掲げる行為は、営業秘密の不正流用に該当する：
(1) 営業秘密をその所有者の同意を得ずに不法な手段で取得すること。この目的のためには、秘密がその所有者から取得されたか、営業秘密を所有する他の者から取得されたかに違いはない；
(2) 営業秘密をその所有者の同意なく使用すること。その使用は、秘密の所有者のために使用者に課された契約上または信託上の義務に反するものであること；
(3) 営業秘密をその所有者の同意なく受領または使用する場合であって、受領者または使用者が、当該秘密が(1)または(2)で禁止される方法で当該者に譲渡されたか、または、秘密が現在の受領者又は使用者に到達する前に、当該禁止された方法で他の者に譲渡されたことを知りながら、または受領もしくは使用の時点で上記が明白であった場合。
（略）

第 7 条　責任の例外
(a) 次のいずれかに該当する者は、営業秘密の不正流用について責任を負わない：
(1) 営業秘密に潜む知識が、その営業秘密の所有者との雇用の過程でその者の所有となり、当該知識がその者の一般的な専門技能の一部となった場合；
(2) 営業秘密の使用が公序良俗の問題として正当化される場合。
(b) ある者が(a)(2)に規定する営業秘密を使用し、その結果利益を得た場合、裁判所は、事案の状況において相当と認めるときは、当該者に対し、その利益の全部または一部を秘密の所有者に返還するよう命ずることができる。

第 8 条　価値ある善意の購入
(a) 善意で誠実に営業秘密を購入し受領した者は、営業秘密の使用について第 6 条(b)(3)に基づく責任を負わない。
ただし、裁判所が当事者間の正義を実現するために営業秘密の不正流用に対して責任を課すべきであるとの見解を示した場合はこの限りでない。
(b) 裁判所が第 8 条(a)に定める責任を課す場合、裁判所は、営業秘密の不正流用について責任を負う者を、秘密の所有者が利用できる救済の全部または一部から免除することができる。

第 9 条　本質的類似性
営業秘密と実際に使用された情報との間に本質的類似性がある限り、営業秘密の使用には、改変された秘密の使用も含まれるものとする。

第 10 条　使用の推定
以下の場合、被告は原告の営業秘密を使用したと推定される。推定される：
(1) 営業秘密が被告に知られていたか、または被告がそれにアクセスできたこと；
(2) 被告が使用していた情報が、営業秘密の対象である情報と本質的に類似している。

現地事務所によれば、不当利得返還法も営業秘密に関連する法律である。風評被害は、動産法第 8 条と第 13 条を組み合わせ、財産法第 17 条でも訴えられ得る。

現地事務所によれば、形態模倣、無許可ドメイン名の使用、周知表示の混同を引き起こす行為、周知表示の不正流用、原産地混同を引き起こす国名の使用等の行為はすべて、商業不法行為法（例：パッシング・オフ）、不当利得法、消費者保護法（例：同法第 2 条に基づく不当表示、同法第 3 条に基づく不当な取引妨害）に該当する。ドメインネームは、しばしば商標権侵害の対象となる。これらはまた、評判の窃盗としても訴えられ得る。

現地事務所によれば、不正競争行為や営業秘密の不正取得等に対して、消費者保護法に不実告知を犯罪とする規定がある（第 23 条）。第 2 条(a)で定義された不実告知は、第 23 条で犯罪とされている。消費者保護法第 22 条に基づき、行政命令や罰金を科すことができる。

消費者保護法
第 2 条
(a) 販売業者は、取引締結後を含め、作為または不作為により、書面または口頭で、またはその他の方法で、消費者に取引の本質的事項について誤認させるような行為（以下「欺罔行為」という）を行ってはならない：
(1) 財産またはサービスの性質、本質、量および種類；
(2) 物品のサイズ、重量、形状、構成要素；
(3) 引渡日または役務の提供日；
(3a) 物品または役務が消費者に引き渡される場所（緊急規則（ユダヤ・サマリア-犯罪判決および法律扶助）、1967-1967（法律により随時拡張および改正される）に定義される地域への引き渡しを含む）；
(4) 財産又は役務の利用方法、それらから得られる利益及びそれに伴う危険；
(5) 物件の取り扱い方法；
(6) 製造者、輸入者、またはサービス提供者の身元；
(7) 財産またはサービスの名称または商号；
(8) 資産の生産地；
(9) 資産の製造日またはその有効期限；
(10) 資産の生産、販売またはサービスの提供のために与えられた後援、奨励または許可；
(11) 物件またはサービスが規格、仕様またはモデルに適合していること；
(12) 物件の修理またはその使用に特別または適切なスペアパーツ、付属品、または材料の存在；
(13) 与信条件および金利を含む、通常もしくは認められた価格、または過去に要求された価格；
(14) 物件または役務の性質、その性質、使用結果、および関連するリスクに関して与えられた専門家の意見または試験結果；
(15) 物件の以前の使用状況、または新築もしくは改築の状況；

(16) 保守サービスおよびその条件；
(17) 物件またはサービスの保証条件；
(18) 取引の対象となる種類の商品の在庫量；
(19) 業務上の取引でないかどうか。
(20) 売却される財産の出所が会社の破産、管財、清算によるものかどうか。
(21) 取引の取消条件。
(b) ディーラーは、欺瞞を欺く資産を販売、輸入または取引目的で保有せず、また、当該資産をサービスの提供に使用しない。
(b1) 販売業者は、営業区域内又はその敷地内において、消費者の身体に危害が生じた場合であっても、その責任を負わない旨を表示その他の方法で告知しないこと。
(b2) 販売業者は、消費者に対し、取引の取消しや金銭の返還を受ける権利がないことを何らかの方法で告知する場合には、法令により（取消しが）認められている場合には、当該告知が適用されないことを明確にする方法により、当該告知を行うものとする。
(c) 本項の規定は、広告にも適用される。

第 22 条
（略）
(b) 違反者が以下に詳述する本法に基づく規定に違反した場合、コミッショナーは本章の規定に従い、46,080 新シェケル、法人でない場合は 25,610 新シェケルの金銭的制裁を科すことができる：
(1) 第 2 項(a)または(c)の規定に反して、取引の重要事項において消費者を誤認させる可能性のある行為を行った場合；
（略）

第 23 条
(a) 以下の行為を行った取引者は、1977 年刑法第 61 条(a)(2)に記載された通り、1 年の禁固刑または 7 倍の罰金に処せられる。
(1) 第 2 条(a)、(b)または(c)の規定に反して消費者を誤認させるおそれのある行為；
（略）

商業不法行為法では、損害賠償請求や差止請求が可能である。商業不法行為法では、営業秘密侵害だけでなく、商業不法行為（上記参照）に関連するすべての物品の廃棄が認められている。

1．営業秘密の不正流用に該当する行為と例外

第 6 条に営業秘密の不正流用に該当する行為が、第 7 条にその例外が規定されている。

第 6 条
（略）
(b) 何人も他人の営業秘密を流用してはならず、次に掲げる行為は、営業秘密の不正流用に該当する。
(1) 営業秘密をその所有者の同意を得ずに不法な手段で取得すること。秘密がその所有者から取得されたか、営業秘密を所有する他の者から取得されたかは問わない。

(2) 営業秘密をその所有者の同意なく使用すること。その使用は、秘密の所有者のために使用者に課された契約上または信託上の義務に反するものであること。
(3) 営業秘密をその所有者の同意なく受領または使用する場合であって、１）受領者または使用者が、当該秘密が(1)または(2)で禁止される方法で当該者に譲渡された場合、または、２）秘密が現在の受領者又は使用者に到達する前に、当該禁止された方法で他の者に譲渡されたことを知っていた、または受領もしくは使用の時点で上記が明白であった場合。
　但し、リバースエンジニアリングによって営業秘密を明らかにすること自体は、上記(1)に基づく違法な手段とはみなされない。

第 7 条
(a) 次のいずれかに該当する者は、営業秘密の不正流用について責任を負わない：
(1) 営業秘密に潜む知識が、その営業秘密の所有者が保持する過程で当該知識を得て、当該知識がその者の一般的な専門技能の一部となった場合
(2) 営業秘密の使用が公序良俗の問題として正当化される場合
（略）

２．救済措置

　営業秘密の保有者は、営業秘密の流用に対して差止請求をおこなうことができ、営業秘密の所有者に有利な差止命令が下された場合、相手当事者はいつでも、営業秘密が公開されたことを理由として、当該差止命令の見直しを請求することができる（第 14 条）。裁判所は、原告の請求により、実損害の立証なしに、100,000NIS を超えない額の損害賠償を命ずることができる（第 13 条）。
裁判所は、訴訟の手続の終了時に、営業秘密の流用の過程で生産された、または営業秘密の流用に使用された商品の破壊を命じることができる（第 21 条）。

第 13 条　法定損害賠償
(a) 裁判所は、原告の請求により、実際の損害の証明なしに、あらゆる過ちに対して 100,000NIS 以下の損害賠償を認めることができる。
(2) 本条においては、1 つの一連の活動の一部として行われた行為は、1 つの過ちとみなされる。
(3) 法務大臣は、クネゼットの憲法・法・司法委員会の承認を得て、命令により、(a)に 定める金額を変更することができる。

第 14 条　差止命令の見直し
営業秘密の所有者に有利な差止命令が認められた場合、相手当事者は、 営業秘密が公開されたことを理由に、いつでも当該差止命令の見直しを請求することができる。裁判所が、申請者が公開前の秘密の所有により不当な利益を得たと認める場合、裁判所は、当該利益が存続する限り、差止命令を有効に維持することができる。

第 21 条　商品の破壊
裁判所は、訴訟の手続終了時に、以下のいずれかを命じることができる：
(1) 不正行為の過程で生産された物品、または不正行為のために使用された物品（本項では「物

品」）の破棄；
(2) 原告の要請があれば、商品の所有権を原告に移転し、その対価として商品の価値を支払う；
(3) 商品に関してその他の行為を行うこと。

３．訴訟手続き中の営業秘密の不開示

裁判所は、訴訟手続中に明らかにされた、訴訟当事者またはその他の者に属する商業上の秘密は、公表されない命令を発することができる。

第 23 条　営業秘密の不開示
(a) 裁判所は、自らの発意または申請により、訴訟手続の過程で明らかになった、訴訟当事者またはその他の者に属する商業上の秘密が公表されないようにする命令を発することができる。
(b) 裁判所は、何人かの申請により、訴訟手続中に、商業秘密を構成する証拠の提出方法に関して命令を発することができる。
(c) 民事訴訟手続において、裁判所は、何人かの申請により、商業秘密を構成する証拠の非開示に関する命令を発することができる。
（略）

第６節　知的財産権のエンフォースメントに関する制度

知的財産権のエンフォースメントに関する制度について、国境措置、民事措置、刑事措置に関する制度を記載する。

１．国境措置

（１）解放停止措置

・関税法第 200A 条によれば、著作権法[542]（第 65 条）、商標法[543]（第 69A 条）に基づく届出、またはその他の手段により、著作権または商標の侵害が発生したとの申立があった場合、税関は以下の措置を講じる[544]。「その他の手段」には職権行為も含まれる。
・著作権または商標権の所有者に対し、侵害品の解放が遅延したことを通知し、著作権法第 65 条または商標法第 69A 条に基づく自己保証に加え、供託すべき銀行保証の額を設定する。
・著作権または商標権の所有者に対し、保証が供託されない限り、遅延の日から 3 営業日に、或いは、裁判所に訴えを提起しないことを選択した場合には遅延の通知の交付の日から 10 営業日に、遅延が取り消されることを通知する。
・侵害の疑いのある商品の所有者に対し、解放の遅延の事実を書面で通知する。通知があった場合にはその写し及び自己保証の写しを添付する。
・イスラエルの関税法（第 200A 条）によれば、著作権法第 65 条、商標法第 69A 条に基づく届出、

[542] イスラエル著作権法　法律第 5768-2007 号（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/255135
[543] イスラエル商標法　法律第 5732-1972 号（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-shouhyou.pdf
[544] イスラエル関税法　第 200A 条（WIPO ウェブサイト）
ヘブライ語　https://www.wipo.int/wipolex/en/text/349183
英語　https://www.wipo.int/wipolex/en/text/347460

またはその他の方法により、著作権または商標権の侵害が疑われる物品を発見した場合、権利者に対して税関における措置（期間を含む）に関する通知、及び、侵害（解放停止）の認定までの措置が規定されている。また、意匠法第110条には、税関に対して意匠権者が申立てできることが規定されている。

・少なくとも商標権、著作権、著作隣接権及び意匠権の侵害品は、国境措置の範囲に含まれる。実演家及び放送事業者の権利に関する法律第5条によれば、著作隣接権の侵害は、「この法律に基づく権利を侵害された実演家は、その著作権を侵害された著作権者が法律上受けることができるすべての民事上の救済を受けることができる」とされている。したがって、著作隣接権には著作権法第 65 条が適用される。その他の知的財産権（特許、地理的表示など）は国境措置の対象とはならない。

・国境措置の対象となるのは輸入品のみである。輸出品や通過品は国境措置の対象ではない。ただし、パレスチナ自治区に出荷される商品は国境措置の対象となる。

・対象となる商品の違い（知的財産権の種類の違い）によって、具体的な手続（例：申請から侵害決定までの期間、侵害決定までの措置（解放の停止）、税関における措置に関する権利者への通知等）に違いはない。イスラエル関税条例第 200A 条(a)は、3 種類の知的財産権（商標権、著作権（著作隣接権）、意匠権）をすべて対象としている。共通の手続きは、条例の第200A条(a)(1)から(4)、第 200A 条(b)から(f)、第 200B 条に記載されている。

事実上、複数回の輸送について、ある程度の組み合わせによる申立ては可能である。しかし、規則では、権利者は輸送ごとに申請を行う必要がある。イスラエル著作権法第 65 条(c)には、権利者が申請書に記載する必要のある情報として、パッケージ ID、船舶名、到着日、自己保証が挙げられている。イスラエル意匠法 110 条(b)およびイスラエル商標法 69 条 A(c)も同様の要件を有する。

権利者から税関への情報提供（自主的な情報提供、税関からの要請に基づく情報提供）は、税関のウェブサイトで入手可能なテンプレートによって提供される。税関には知的財産保護のための専用手続がある。権利者は、自らの意思で、または税関の要請に応じて、テンプレートに記入することができる。

税関は、裁判所の命令が出るまで、または権利者から訴訟が提起されていない場合には 10 営業日の間、商品を留置することができる（関税法第 200 条 A(b)）。破棄は、裁判所命令又は当事者間の和解に基づき税関が行うことができる。税関はまた、関税法第 188 条、第 204 条及び第 200C 条に基づく迅速手続きに基づき、商品を破棄することもできる。

関税法

第 188 条

(a) 税関職員、警察官またはイスラエル国防軍の将校は、海上であるか陸上であるかを問わず、船舶、輸送船、および没収される物品または没収されると信じるに足りる相当の理由がある物品を差し押さえることができる。

(b) 押収された貨物は、税関職員の指示に従い、最寄りの税関倉庫またはその他の安全な場所に輸送される。

第 204 条

これらは国家に没収される物品である：

(1) 密輸品；

(2) 禁止、制限または命令に違反して輸入された商品。ただし、命令によって輸入が禁止または規

制された商品で、差出人が命令を知る前、およびその知らせが船積港に到達するための合理的な時間が経過する前にイスラエルに輸入のために送られたものは、差し押さえられるべきではなく、管理者の裁量で、差し戻されるか、管理者が承認した方法で処理されなければならない；
(3) 貨物の輸入が禁止されている船舶または輸送船によって輸入された貨物；
(4) いずれかの場所に不法滞在している船舶または輸送船から発見された関税品；
(5) 港又は他の場所に到着した後に船舶又は輸送船から発見された物品であって、当該物品が入国申告書又は申告書にリストされておらず、又は記載されておらず、かつ、乗組員又は乗客の貨物ではなく、税関職員が納得するような説明がなされていないもの；
(6) 不法に荷揚げされた貨物；
(7) 限税関当局の監督に服している間に、その権限と命令に従って行われたものでなく、揺さぶられ、変更され、又は触れられた物品；
(8) この条例の規定により、いずれかの方法により廃棄し、又は処理しなければならない物品であって、その処理を行っていないもの；
(9) 輸入申告書、輸出申告書、売上インボイス、申告書、回答書、陳述書、表明書または証明書が交付、作成または提出された商品で、虚偽のもの、または特定の詳細について意図的に誤解を招くもの；
(10) 国家公務船舶の指揮官もしくは監督官、または税関職員から要請された後、海岸に近づき、直ちに出航しない船舶の貨物；
(11) 旅客の貨物ではなく、かつ、引き渡し後に船上で発見された物品で、出国申告書にリストされていないか、又は記載されておらず、かつ、税関職員が納得するような説明がなされていないもの；
(12) 輸出が禁止されている貨物で、これを輸出するために船舶若しくは運送船に積み込まれ、又は埠頭若しくはその他の場所に搬入されたもの、及び輸出が制限又は規制されている貨物で、これを輸出するために制限又は命令に違反して船舶若しくは運送船に積み込まれ、又は埠頭若しくはその他の場所に搬入されたもの；
(13) 関税の支払いを免れる目的で出荷された課税対象品；
(14) 輸入申告書や輸出申告書に明記されていない、または税関職員を誤認させるような方法で梱包された貨物が確認された梱包；
(15) 船舶、輸送船から去り若しくは下船し、又はその他の方法でイスラエルに入国した者の所持品若しくは受託手荷物の中から発見された課税貨物であって、その者が、課税貨物を全く所持していないと述べたとき、又は税関職員の質問に対して、当該商品が全てその者の所持品若しくは手荷物の中にあることを明らかにしなかったとき；
(16) 禁制品または密輸品として販売に供される物品；
(17) 保管された後、容積が 60 トン未満の船舶に積み込まれ、または輸出のために登録された貨物、またはそのような船舶で出荷のために登録された貨物；

本条において「関税品」とは、他の輸入税が課される商品を含む。

第 200 c 条
法律は、イスラエルに輸入された違反物品を、この命令に従って輸出入が禁止されている物品と同じように法的に扱う。

職権による取り締まりについては、知的財産の種類による違いはない。迅速手続（前述）があり、権利者は、荷送人により訴訟が提起された場合、訴訟に参加し、税関に賠償する旨の誓約書を提出する。権利者はまた、侵害意見書を提出しなければならない。この迅速手続では、荷送人が差し押さえに異議を申し立てない場合、税関は3ヶ月経過後に商品を破棄する。

商標法において、商標法第 69A 条により、税関での水際措置として、税関長への申請により、登録商標の侵害品の輸入の差止を申請できる。

第 69A 条　税関長への通知の付与
(a) 権利が侵害され又は侵害される合理的疑いがある登録商標の商標権者は、自己が商標権者であり、かつ、当該商標権者が侵害商品であると主張する商品の放出を停止させ、当該商品を関税法に基づいて輸入が禁止されている商品として扱うことを税関長に請求する旨を税関長に書面で通知することができる。
(b) (a)に基づく通知書は以下の 1 を含むものとする：
(1) 出願人が商標権を有し、かつ、侵害商品の輸入を通知した独自の商品の例；
(2) 税関長が独自商品と侵害商品とを比較できるカタログ又は他の書類。
(c) 商標権者は、知りうる範囲で以下の情報を税関長に提供する：
(1) 商品の入荷数；
(2) 輸入手段の十分な表記又は侵害商品を輸送する船名；
(3) 侵害複製物の受領予定日。
(d) 商標権者は，商品の留置に関する全経費を賄うため，又は商品の留置が不当であったことが明らかになった場合に商品の留置の結果生じる損害を補償するために，かつ，関税法の適用上規定の手数料を納付するために税関長が定める一次証拠及び個人保証を税関長に提供しなければならない。
(e) 本条の規定は，関税法第 129 条に規定の個人使用のために輸入された侵害商品には適用されない。

上記とは別に、税関による国境措置として意匠法第110条が規定され、意匠権者は登録意匠の権利に基づき、税関長官に対して、意匠権を侵害している商品の発売を延期し、輸入が禁止されている商品として取り扱うことを要求することができる。

第 110 条　税関による延期
(a) 自身の権利が侵害されている又は侵害されているという懸念についての合理的な原因が存在していると確信している登録意匠の所有者は、自身が登録意匠における権利の所有者である旨の書面による通知(以降、本条では、「通知」と呼称する)を税関長官へ送付し、当該意匠所有者の主張に従って意匠権を侵害している商品の発売を延期し、関税規則により輸入が禁止されている商品として取り扱うよう要求することができる。
(b) 通知は、以下のすべてを含むものとする。
(1) 登録簿における意匠の記録の謄本及び税関長官が登録意匠と侵害商品を比較することを可能にする登録意匠の鮮明な視覚的説明であって、税関長官が当該比較をすることを可能にする写真、カタログ又はその他の書類を含むもの
(2) 侵害商品を輸入する輸入業者の名称又はそれらの商品が輸入される際に収容されるコンテナーの番号の十分な表示

(3) 侵害商品を輸入する船舶又は輸入手段の名称、当該商品がイスラエル国に到着する日時及び受け取られるパッケージの数を含む、登録意匠の所有者に知られている場合の補足的な詳細
(c) 登録意匠の所有者は，税関長官に対して，最初の証拠及び税関長官によって定められた金額の独立した自己保証を、延期が正当化されないことが明白になった場合に延期に関する費用をカバーし，当該延期によって生じた損害を補償するために、また，この点に関して税関条令に基づいて定められた手数料を納付するために提供するものとする。本項の適用上、
(a)及び(b)に列記する詳細の提供は，最初の証拠の提供とみなされることになる。
(d) 本条の規定は，個人使用のために輸入される侵害商品には適用されない。
(e) 本条において、「税関長官」とは，税関条令において定義された長官を意味する。

２．民事措置

（１）侵害の防止

特許法[545]（第 183 条）、意匠法[546]（第 74 条）、商標権法[547]（第 59 条）、著作権法[548]（第 53 条）には、侵害訴訟手続きにおいて、当事者に権利侵害の差止を命じることができる規定がある。

（２）損害賠償額の算定

特許法（第 183 条）、商標法（第 59 条）には、権利侵害の場合に権利者が被った損害を侵害者が補償する規定がある。意匠法、著作権法、商業不法行為法では、それぞれの侵害行為が民事上の不法行為であり、不法行為条例が適用されることが記載されているが（意匠法第 73 条、著作権法第 52 条、商業不法行為法[549]第 11 条）、それぞれ損害額の立証を行わない場合の損害賠償額を決定する規定がある（意匠法第 75 条、著作権法第 56 条、商業不法行為法第 13 条）。

（３）侵害物品等の廃棄・排除

意匠法（第 77 条）、商標法（第 59A 条）、著作権法（第 60 条）、商業不法行為法（第 21 条）において、意匠権、商標権、著作権の侵害品及び営業秘密の流用によって製造又は使用された商品については、権利者の救済措置として、侵害品の破壊、又は権利者への所有権の移転ができることが規定されている。特許法には、商品の破壊や撤去を認める正式な条文はない。しかし、イスラエルの裁判所が持つ命令発行の広範な権限に基づき、物品の破壊または撤去を命じている（例えば、裁判所法第 75 条）。最近の特許法改正案では、特に物品の廃棄または撤去に関連する条文を追加することが議論されている。

裁判所法
第 75 条

[545] イスラエル特許法　法律第 5727 - 1967 号（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-tokkyo.pdf
[546] イスラエル意匠法　法律第 5777 - 2017 号（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-ishou.pdf
[547] イスラエル商標法　法律第 5732-1972 号（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-shouhyou.pdf
[548] イスラエル著作権法　法律第 5768-2007 号（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/255135
[549] イスラエル商業不法行為法、法律第 5759-1999 号（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/2375

民事事件を審理するいかなる裁判所も、宣言判決、命令、不作為命令、現物執行命令、およびその他の救済措置を、目前の状況下で適切であると判断した場合に発令する権限を有する。

暫定措置（TRIPS 協定第 50 条、韓イスラエル FTA 第 14.43 条参照）や証拠の差押え（韓イスラエル FTA 第 14.37 条参照）に関する規定は存在する。暫定的な差止命令（民事訴訟規則第 95 条）の申立てを行うことができ、一方的な暫定命令（民事訴訟規則第 97 条）も可能である。捜索差し押さえのためのアントン・ピラー命令（民事訴訟規則第 111 条及び第 113～115 条）も可能である。

民事訴訟法

第 95 条

(a) 一時的救済の要請は書面で提出され、本章に従うものとする。

(b) 訴訟の一環として一時的救済の請求が提出された場合、裁判所は、訴因の存在、本章に記載された救済を認めるための条件の充足、および目的を達成するための一時的救済の必要性についての明白な十分な証拠に基づいて、納得すれば、請求された救済を認めることができる。

(c) (b)の規定にかかわらず、裁判所は、事件の状況において正当であると確信する場合には、請求書の提出前であっても、一時的または一過性の救済を認めることができる。但し、命令を発した日から 7 日以内または裁判所が指示するその他の時期に請求書を提出することを条件とする。

(d) 一時的救済を認めるかどうかを決定する際、また救済の種類、範囲、条件を決定する際、裁判所は特に以下の点を考慮する：

(1) 仮救済が認められた場合に被申立人に生じ得る損害と比較して、仮救済が認められない場合に申請人に生じ得る損害、及び他人又は公益に生じる可能性のある損害；

(2) 被申立人への損害がより少なく、一時的救済が意図された目的を達成する他の救済がない場合；

(3) 事案の内容、請求書の提出および一時的救済の請求に関する訴訟当事者の誠実さ、ならびに申請人が請求書の提出または一時的救済の請求書の提出において事案の状況に照らして過度に遅延しなかったかどうか。

第 97 条

(a) 第 8 章に従って裁判所に与えられた権限を損なうことなく、一時的救済の請求は、訴訟当事者の立会いの下で審理されるが、裁判所は、十分な証拠に基づき訴訟当事者の立会いの下で審理を行ったり被請求人の注意を喚起する結果生じる遅延が、一時的救済の目的を妨げる、又は、申立人に重大な損害を与えるという合理的な恐れがあると確信する場合には、特別の理由により、一方の当事者の立会いの下で、一時的暫定的救済を認めることができる。

(b) 一次的暫定的救済措置は、その内容に記載されている通り、あるいは別の決定がなされるまで、有効となる。

(c) (a)の規定にかかわらず、一時差押命令および証拠差押命令の申請は、訴訟当事者の状況について審理を行うことが命令の目的を妨げないと裁判所が判断する場合を除き、一当事者単位で審理される。

(d) 裁判所が一方の当事者として一時的暫定的救済を認めた場合、裁判所が特別な理由で後の日付を命じた場合を除き、命令、申立書、添付書類の写し、および保証書の写しは、遅滞なく、命令を発した日から 3 日以内に、被申立人に直接交付される。訴訟当事者立会いの審問が予定されている場合、審問の期日の通知は、被申立人に、および名義人がいる場合には名義人にも、一時的暫

定的救済命令の送達と同時に行われる。
(e) 裁判所は、仮の先取特権命令又は証拠差押命令を除き、一時的暫定的救済を認める決定の枠内において、できる限り速やかに、かつ、一時的暫定的救済を認めた日から 14 日以内に、訴訟当事者の状況に関する審理の期日を命ずる。その日数には、休日が含まれる。裁判所は、特別の理由があると認めるときは、審理の期日の延期を命ずることができる。
(f) 仮の先取特権命令または証拠の差押命令が、当事者の一方の立会いのもとでなされた場合、被申立人および名義人がいる場合にはその名義人は、その命令が発せられた日から 30 日以内に、その命令の取消しを請求することができる；命令の取消請求が提出された場合、裁判所は、可能な限り速やかに、遅くとも取消請求提出の日から 14 日以内に、訴訟当事者の状況について審理を行う。その日数には、休日が含まれる。裁判所は、特別の理由があると認めるときは、審理の期日の延期を命ずることができる。
(g) 裁判所は、一時的救済の請求またはその取消しに関する審理を遅滞なく行う。裁判所は、審理をできる限り 1 回の審理日に行い、証拠提出の終了後直ちに当事者の主張の要旨を口頭で聴取する。
(h) 一時的救済の請求を審理する裁判所は、当該請求に関する審理の終了時、遅くとも審理の終了後 14 日以内に決定を下す。当該期日に決定が下されなかった場合には、裁判所長に書面で理由を付して通知する。

第 111 条
(a) 裁判所は、被申立人が占有し、又は保有者が占有する一定の資産について、その価値若しくはそれらを実施する能力に著しい損害が生ずる現実の恐れがあること、又は被申立人若しくはその代理人がその資産を消滅させ、若しくは滅失させようとしていること、又はその資産が請求の対象である作為若しくは不作為を行う際に生じたものであり、若しくはその作為若しくは不作為を行うために使用されたものであり、かつ、その命令が発せられないことにより判決の執行に実質的な支障が生ずると確信する場合には、一時的な管財人（以下「管財人」を指定することができる。
（略）

第 113 条
(a) 裁判所は、管財人に対し、特に以下の行為の全部または一部を行う権限を与えることができる：
(1) 資産の所在を捜索して突き止めること；
(2) 資産の所在を突き止め、押収するために敷地内に立ち入ること；
(3) 電子媒体に保存された文書または情報である資産に関して、それらを撮影または複写すること；
(4) 資産を差し押さえ、保有し、維持し、管理し、修復すること；
(5) 資産の所有者またはその保有者に与えられた権限、権能または権利（資産に関する法的手続の実施、資産に関連する文書への署名を含む）を、資産に関して行使すること。
(b) 裁判所は、命令により、(a)に従って発せられた命令で指定された行為を実行するため に、徴収官がその所有する施設に立ち入ることを許可するように命じ、また、 徴収官が命令を実行することを妨害し、または遅延させる可能性のあるいかなる行為も控えるように命じることができる。

第 114 条
　徴収官は、施設に立ち入る前に、施設の責任者、命令が発せられた者又はその者に代わって責任を負う他の成年者と推定される者に、施設に立ち入る命令及び付表第 1 の様式 8 の文言に従って作成された命令の意味を説明する通知書を交付するものとし、また、可能であれば、弁護士との電話協議を受ける権利及び 20 日以内に手続に参加する旨の通知書を提出する権利についても通知するものとする；敷地責任者の要請があれば、 徴収官は、命令の意味と、その執行を拒否することは法廷侮辱に当たり、法的手続において証拠として使用される可能性があることを、明確な言葉で説明する。

第 115 条
(a) 本章に従った敷地内への立入り、捜索、複写、謄写または資産の差押えは、敷地責任者が証人の立会いに関心がないことを書面で確認した場合または特別の理由により裁判所が別段の命令をした場合を除き、管財人が、敷地責任者の立会いのもと、2名の証人の立会いのもとで行う；本規定における証人は、相手方訴訟当事者が同意しない限り、訴訟当事者のいずれかと個人的または職業的関係を有する証人にはならない。
(b) 受取人が、正当かつ合理的な注意を払ったにもかかわらず、施設の責任者の所在を突き止めず、または責任者との連絡ができなかった場合、または責任者が命令を遂行する目的で取立人に協力することを拒否した場合、裁判所は、取立人がその職務を遂行できるような指示を与えることができる。

３．刑事措置

（１）罰則・犯罪に該当する行為

　商標法[550]（第 60 条）、意匠法[551]（第 92 条）及び著作権法[552]（第 61 条）により、商業・取引目的の商標偽造、意匠権侵害及び著作権侵害の場合に適用される刑罰が規定されている。
　前述のように、商品等表示条例や消費者保護法でも刑事処分が可能である。さらに、「実演家及び放送事業者の権利に関する法律」の第 6 条は、著作隣接権の侵害を刑事罰の対象としている。
　商標法第 60 条、意匠法第 92 条、著作権法第 61 条は、告訴を必要としない職権による措置を認めている。刑事訴訟として、国は告訴を必要とせずに行動を起こすことができる。
　知的財産権侵害を教唆・幇助する行為も、原則的には刑事罰の対象となる。刑法の幇助罪（刑法 31 条、32 条）が適用される。

商標法
第 60 条

[550] イスラエル商標法　法律第 5732-1972 号（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-shouhyou.pdf
[551] イスラエル意匠法　法律第 5777‐2017 号（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-ishou.pdf
[552] イスラエル著作権法　法律第 5768-2007 号（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/255135

(a) 以下の行為を犯した者は，懲役 3 年又は刑法第 61 条(a)(4)，5737‐1977（以下「刑法」という）に規定の罰金の 7 倍の罰金を科せられるものとする。
(1) 取引目的で商標権者又はその者の代理人の許可なく、登録簿に商標が登録されている商品又は係る商品の包装の登録商標若しくはその模造及びそれにより他人を誤認させる虞がある登録商標若しくはその模造を出願する者；
(2) 取引目的で商標権者又はその者の代理人の許可なく、登録簿に登録されている商標又はその商標の模造及びそれにより他人を誤認させる虞がある標章を付した商品若しくは係る商品の包装を輸入する者；ただし、本項の規定は標章が作成された国の商標権者である者の許可を受けた標章を付した商品については適用されない；
(3) (1)及び(2)の規定に反して，商標を付した商品の販売、賃貸、配布又は若しくはイスラエルへの輸入に携わり、又は商業規模で係る商品を販売、賃貸若しくは配布する者；
(4) 商品を取引する目的で，(1)及び(2)の規定に反して、商標を付した商品を所持又はイスラエルに輸入する者。
(b) (a)に基づく犯罪が法人によってなされた場合は、当該法人は当該犯罪に科せられる罰金の二倍の罰金を科せられる。
(c) 標章を登録簿に登録する出願に関連して登録官に虚偽の情報を伝達した者は懲役 1 年に処される。
(d)
(1) 法人の上級役員は監督責任を負い，法人又は従業員による本条に記載の犯罪(以下「犯罪」という)を防止するために必要なあらゆる措置を講じるものとする。当該役員が上記の責務に違反した場合は，刑法第 61 条(a)(4)に記載の罰金を科せられる。
(2) 法人又はその従業員により犯罪がなされた場合は，上級役員が前記義務を果たすために必要な措置を講じたことが立証されない限り，(1)に基づく義務違反を犯したと推定される。
(3) 本項では「上級役員」は法人の現役経営者，共同経営者（有限責任社員を除く）及び犯罪がなされた問題の分野について法人に代わり責任を負う役員を意味する。

意匠法
第 92 条
(a) 第 66 条の規定に反して、下記に明記した方法の 1 において、かつ、登録意匠の所有者の許可なしで事業を通じて登録意匠を商業的に実施する者は，刑法，5737-1977（以降，本章では，「刑法」と呼称する）の第 61 条(a)(4)に定められた罰金を科せられるものとする。
(1) 登録意匠と同一の意匠製品の製造
(2) 登録意匠と同一の意匠製品の輸入
(b) 本条に基づく違反が企業によって犯された場合、当該企業は，当該違反について定められた罰金の倍額を科せられるものとする。

著作権法
第 61 条
(a) 何人も、取引を目的として著作物の侵害コピーを作成してはならない。
(b) 何人も、著作物の侵害コピーを、その取引を目的としてイスラエルに輸入してはならない。
(c) 何人も、著作物の侵害コピーの販売、貸与または頒布に関与してはならない。

(d) 何人も、著作物の侵害コピーを商業的規模で販売し、貸与し、または頒布してはならない。
(e) 何人も、著作物の侵害コピーを、それを取引する目的で所持してはならない。
(f) 何人も、第(a)項に反して、複製物を作成するために設計された物を作成し、または所持してはならない。

刑法
第 31 条
犯罪の実行前または実行中に、実行を可能にし、実行を容易にし、または実行を確保する行為をした者、実行犯の逮捕、犯罪の発見またはその否認を防止する行為をした者、または犯罪の実行のための条件作りに何らかの形で貢献した者は、幇助したことになる。

第 32 条
犯罪の実行を幇助した場合、その主な実行により、刑罰は法律に規定された刑罰の半分となる。但し、以下が規定されている。
(1) 死刑または終身刑 - 懲役 20 年；
(2) 無期懲役 - 懲役 10 年；
(3) 最低刑-その刑は最低刑の半分を下回ってはならない；
(4) 強制的な罰則 - 最高刑となり、その半分を最低刑とする。

（2）制裁

商標法（第 60 条）、意匠法（第 92 条）及び著作権法（第 62 条）に、懲役刑と罰金に関する規定がある。

商標法（第 62 条）には、同法第 60 条に基づいて起訴された者が引致された裁判所は、商品の梱包、包装若しくは広告又はブロック、ダイス及び他の装置並びに侵害商標の印刷材料若しくは他の材料の没収又は廃棄を命じることができることが規定されている。また、意匠法（第 77 条）には、権利侵害された意匠製品に関する救済として、原告が請求する場合には、裁判所は侵害製品の破壊を含む行為の実施を命令できることが規定されている。

裁判所は、他の種類の知的財産の制裁に関しても、広範な権限を有している。著作権法第 60 条および第 65 条により、裁判所は商品の破棄を命じることができ、著作権者は税関長に対して、著作物の侵害コピーであるとされる商品の解放を停止するよう要請する書面による通知を提出し、イスラエル関税条例により輸入が禁止されている商品として取り扱うことができる。著作隣接権も、これらの著作権規定に該当する。

現地事務所によれば、商品標法（Merchandise Marks Ordinance）の第 3 条(2)において、商標の不正使用（例えば、未登録周知商標の不正使用による混同惹起行為等）に対して刑事罰が課されることが規定されているが、非常に古い法律であり、最近は使われていない。より現代的な法律では、消費者保護法に不実告知を犯罪とする規定がある（（消費者保護法第 23 条））。

４．デジタル環境

（デジタル環境における知的財産権の侵害）

知的財産に関する通常の法律は、インターネット上でも適用される。

権利者は、著作権を侵害するコンテンツがイスラエルでホストされている場合、インターネットからの削除を求める裁判手続きを開始することができる（著作権法第 53 条、53a 条）。また、イスラエルの裁判所は、イスラエルのインターネット接続プロバイダー（IAP）に対し、著作権を侵害するウェブサイトへのアクセスを遮断・制限するよう命じることができる（著作権法第 53a 条）。著作権法では、このような命令を出す際に裁判所が考慮すべき手続きや要素について定めており、これには命令の必要性、申し立てられた侵害の重大性、インターネットユーザーのプライバシー、命令が他のオンラインソースに影響を与えるかどうかなどが含まれる（著作権法第 53a 条）。

（プロバイダ関連規定）

John Doe 召喚状により、著作権者は匿名の侵害者の身元開示を強制する地方裁判所命令を求めることができる（著作権法第 60b 条）。

サービスプロバイダに関しては、著作権法第 26 条は、インターネットサービスプロバイダのような仲介者が、2 つのエンドポイント間で作品をデジタル伝送する過程において、一時的かつ偶発的な複製を行う場合の例外を規定している。第 26 条は、「（偶発的な複製を含む）一過性の複製は、それが、仲介事業者による通信ネットワークを介した二者間における著作物の送信を可能にすること、または著作物のその他の合法的な利用を可能にすることのみを目的とする技術的プロセスの不可欠な部分である場合において、当該複製自体が重要な経済的価値を有しないことを条件として、許される」と規定している。

イスラエルの著作権法には、（米国の DMCA のような）ユーザー生成コンテンツに対するインターネットサービスプロバイダの責任を扱う「セーフハーバー」条項は含まれていない。しかし、イスラエルの判例法では、ユーザーによってアップロードされた著作権侵害コンテンツに対して、そのようなコンテンツが著作権を侵害していると特定する通知を受け取ったときに、そのようなコンテンツを削除する場合は、ISP は責任を負わないことが立証されている。

著作権法

第 26 条

著作物の一時的な複製（付随的な複製を含む）は、その複製が、2 者間、通信ネットワーク経由、仲介団体による著作物の伝達を可能にすること、または著作物のその他の合法的な利用を可能にすることのみを目的とする技術的プロセスの不可欠な部分である場合、当該複製自体が重要な経済的価値を持たないことを条件として、許可される。

第 53 条

著作権侵害の訴えにおいては、裁判所がそうしないことを正当化する理由があると認めない限り、請求者は差止命令による救済を受ける権利を有する。

第 53a 条

(a) 本条において、以下の定義を用いる。

「コンテンツソース」：ウェブサイトを含む電子通信ネットワーク上で動作するコンピュータソフトウェアに基づく手段であり、コンテンツまたはコンテンツのソースが保存されているサーバーの所在地がイスラエルであるかイスラエル国外であるかを問わない；

「裁判所」：地方裁判所；

「アクセスプロバイダ」：人に電子通信ネットワークへのアクセスを与えることを本質とするサ

ービスを提供する者をいい、1982 年電気通信（ベゼクおよび放送）法第 4 条 T（a）に定義されるインターネットアクセスプロバイダを含む；
「ストレージサービスプロバイダ」：電子通信ネットワークにアップロードするために提供されたコンテンツのストレージサービスを提供する者；
「独自ライセンス」：第 37 条(d)に定義されている。
(b) 裁判所は、著作権者または固有ライセンス保有者（本項において、申請者）の要請により、当該コンテンツ・ソースに含まれるコンテンツの大部分に以下のいずれかが該当すると確信する場合、アクセス・プロバイダに対し、コンテンツ・ソースへのアクセスの全部または一部を制限することを命ずる命令（本項において、アクセス制限命令）を発することができる：
(1) 第 11 条(2)、(4)または(5)に記載されているように、コンテンツの出所を通じて送信したり、公衆に利用可能にしたりすることは、第 47 条による著作権侵害にあたる；
(2) そこでの行為は、第 48 条または第 48a 条による著作権侵害を構成する。
(c) アクセス制限命令においては、裁判所は、アクセス・プロバイダに対し、裁判所が命じるところに従い、コンテンツのソースへのアクセスを制限するための合理的な措置を、その全部または一部について、かつ、すべて、著作権者または固有ライセンスの所有者を害することを可能な限り防止するために、必要とされるものを超えない条件および範囲においてとるよう命じる：前述の命令は、特に以下のすべてを含む：
(1) アクセスが制限されるコンテンツの出所の詳細；
(2) コンテンツのソースへのアクセスを制限する範囲に関する指示；
(3) コンテンツのソースへのアクセスが制限される期間。
(d)裁判所は、アクセス制限命令を発令する際、その条件を決定する際も含め、特に、請求に対する異議が提出されていない場合であっても、以下のすべてを考慮する：
(1) 命令または命令を発しないという裁判所の決定によるアクセス制限の結果、公衆に与える影響；
(2) 違反とされる行為の重大性；
(3) 著作権の侵害を可能な限り防止するための命令の必要性；
(4) 侵害者または被侵害者の身元が判明している場合、または合理的な努力をもってその所在を突き止めることができる場合には、その者に連絡することを含め、著作権者または固有のライセンス保有者が利用可能な他の救済手段の有効性；
(5) 他のコンテンツ・ソースへのアクセスに予想される損害の程度；
(6) インターネット利用者のプライバシーに対する予想される危害の程度。
(e) 盗聴法（1979-539）による盗聴のため、その執行方法にあるアクセス制限命令は発せられない。
(f)
(1) 申請人は、アクセス制限命令の申請手続（本条においては、命令の請求）に、被申請人として、コンテンツのソースの所有者、コンテンツまたはその一部のソースの運営者、および上記のいずれにも該当しないが申請人の見解において侵害者であるとされる者は、その者を添付しなければならない；
(2) コンテンツのソースが保存されているサーバーがイスラエルにある場合、またはイスラエルにある人の管理下にある場合、またはイスラエルに登録された法人の管理下にある場合には、保存サービスプロバイダーも命令請求手続に付される；

(3) 何人も、裁判所に対し、命令申請手続の当事者となることを求めることができる。
(g) 命令の請求が提出された場合、アクセス・プロバイダは、その旨の通知を提示し、その通知は、そのウェブサイトの見やすい場所に表示される。通知には、手続番号、当事者の氏名及びその請求を審理する裁判所を含む申請手続の詳細が記載される。通知には、アクセス制限が著作権侵害のために請求されたこと、及び何人も当事者として手続に参加するよう裁判所に求めることができることが記載される。
(h) 裁判所は、コンテンツのソースまたはその一部へのアクセスを制限する命令を発行する理由があると認められ、コンテンツまたはコンテンツのソースが保存されているサーバーがイスラエルにあるか、イスラエルにある人の管理下にあるか、イスラエルに登録されている法人の管理下にある場合は、アクセス制限命令を命じず、コンテンツまたは場合によってはコンテンツのソースが決定される条件の下で、サーバーから削除されることを命じる。ただし、サーバーからコンテンツまたはコンテンツのソースを削除することが状況的に不可能であるか、またはそのような削除を回避するための他の特別な理由があると判断した場合は、その限りでない。
(i) 一時的なアクセス制限命令を含め、アクセス制限命令が出された場合には、
(1) アクセス・プロバイダは、技術的な理由で不可能な場合を除き、コンテンツのソースへのアクセスが制限されている旨の通知を表示し、アクセスしようとする者にこれを表示する；
(2)何人も、裁判所に対し、命令の取消し又はその条件の変更の請求をすることができ、裁判所は、その請求に従い、又は裁判所が指示するその他の条件により、命令を取り消し、又は変更することができる。ただし、命令申立ての手続の当事者であった者は、命令が発せられた後に新たに判明した事実又は変更された事情に基づいてのみ、命令の取消し又はその条件の変更の請求をすることができる。
(j) 本項の規定は、当該権利の侵害により、著作権者または固有のライセンスの所有者に対し、いずれかの法律に従い、第(f)項(1)に記載の者から受ける権利を有する他の救済を与える裁判所の権限を損なうものではない。

第７節　知財制度の運用・執行状況

１．出願件数及び登録件数[553]

（１）特許出願件数・登録件数

	新規出願			登録
Year	内国	外国	総数	総数
2018	936	6,427	7,363	4,419
2019	625	7,113	7,738	4,213
2020	822	7,301	8,123	4,667
2021	693	8,923	9,616	5,488
2022	680	9,395	10,075	5,358

[553] イスラエル特許庁アニュアルレポート 2022（イスラエル特許庁ウェブサイト）
https://www.gov.il/BlobFolder/reports/new-annual-reports/en/annual-reports_eng_main-annual-report-2022-eng.pdf

（２）意匠登録出願件数・登録件数

	新規出願			登録
Year	内国	外国	総数	総数
2018	977	702	1,679	1,019
2019	820	663	1,438	1,021
2020	728	764	1,492	1,361
2021	595	1,296	1,891	1,388
2022	596	1,131	1,727	1,380

（３）商標登録出願・登録件数

	新規出願			登録		
Year	内国	外国	総数	内国	外国	総数
2018	4,887	5,799	10,686	5,927	7,694	13,621
2019	4,836	6,574	11,410	5,901	6,097	11,998
2020	5,317	6,010	11,327	4,260	6,348	10,608
2021	5,473	6,860	12,333	4,665	5,334	9,999
2022	5,146	7,100	12,246	4,606	5,917	10,523

２．管轄官庁及び人的体制[554]

特許、意匠、商標について、イスラエル特許庁が管轄する。職員数は、2022 年現在 182 名で、管理職を除いて、特許部門 100 名、意匠部門 6 名、商標部門 21 名、この他 PCT 部門 9 名を含む。

[554] イスラエル特許庁アニュアルレポート 2022（イスラエル特許庁ウェブサイト）
https://www.gov.il/BlobFolder/reports/new-annual-reports/en/annual-reports_eng_main-annual-report-2022-eng.pdf

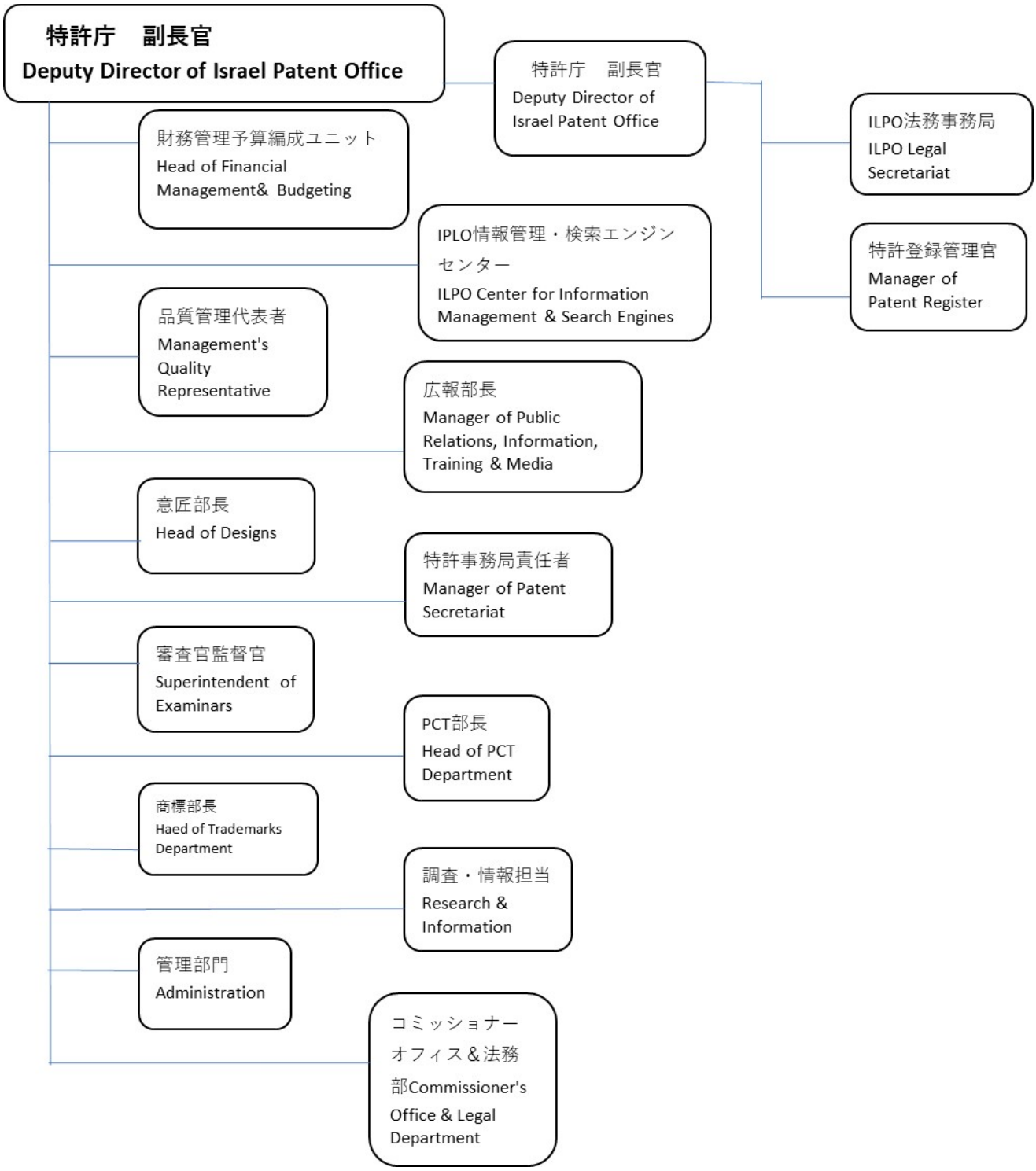
特許庁　副長官
Deputy Director of Israel Patent Office
特許庁　副長官
Deputy Director of Israel Patent Office
ILPO法務事務局
ILPO Legal Secretariat
特許登録管理官
Manager of Patent Register
財務管理予算編成ユニット
Head of Financial Management& Budgeting
IPLO情報管理・検索エンジンセンター
ILPO Center for Information Management & Search Engines
品質管理代表者
Management's Quality Representative
広報部長
Manager of Public Relations, Information, Training & Media
意匠部長
Head of Designs
特許事務局責任者
Manager of Patent Secretariat
審査官監督官
Superintendent of Examinars
PCT部長
Head of PCT Department
商標部長
Haed of Trademarks Department
調査・情報担当
Research & Information
管理部門
Administration
コミッショナーオフィス＆法務部Commissioner's Office & Legal Department

第２章　イスラエルが締結済みの EPA/FTA の知的財産章の規定

第１節　イスラエルが締結済みの EPA/FTA

イスラエルが締結している EPA/FTA を以下に示す。このうち知財条項（章）を含む EPA/FTA について、以下にその概要を紹介する。

名称	形態	発効年月	知的財産条項の有無
開発途上国間の貿易交渉に関する議定書（PTN）[555]	EPA	1973 年 2 月	無
米国・イスラエル自由貿易協定[556]	FTA	1985 年 8 月	第 14 条
EFTA・イスラエル自由貿易協定[557]	FTA	1993 年 1 月	第 15 条
イスラエル・パレスチナ経済協定	FTA	1994 年 4 月	無
カナダ・イスラエル自由貿易協定[558]	FTA	1997 年 1 月	無
トルコ・イスラエル自由貿易協定[559]	FTA	1997 年 5 月	無
EU・イスラエル連合協定[560]	FTA	2000 年 6 月	無
メキシコ・イスラエル自由貿易協定[561]	FTA	2000 年 7 月	無
メルコスール・イスラエル自由貿易協定	FTA	2009 年 12 月	無
イスラエル・パナマ自由貿易協定[562]	FTA	2019 年 10 月	無
コロンビア・イスラエル自由貿易協定[563]	FTA	2020 年 8 月	無
英国・イスラエル貿易・パートナーシップ協定[564]	FTA	2021 年 1 月	無
イスラエル・ウクライナ自由貿易協定[565]	FTA	2021 年 1 月	無

[555] Protocol Relating to Trade Negotiations Among Developing Countries （WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/234338

[556] Agreement on the Establishment of a Free Trade Area between the Government of Israel and the Government of the United States of America（Office of the United States Trade Representative ウェブサイト）
https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/israel/Israel%20FTA.pdf

[557] AGREEMENT BETWEEN THE EFTA STATES AND ISRAEL（EFTA ウェブサイト）
https://www.efta.int/free-trade/free-trade-agreements/israel
https://www.efta.int/media/documents/legal-texts/free-trade-relations/israel/EFTA-Israel%20Free%20Trade%20Agreement.pdf

[558] Canada-Israel Free Trade Agreement（Government of Canada ウェブサイト）
https://www.international.gc.ca/trade-commerce/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/israel/fta-ale/text-texte/toc-tdm.aspx?lang=eng&_ga=2.146008180.1707730134.1607933256-2131683796.160508334

[559] TURKEY-ISRAEL FREE TRADE AGREEMENT（Republic of Turkiye Ministry of Trade ウェブサイト）
https://trade.gov.tr/free-trade-agreements/israel
https://trade.gov.tr/data/5b9111bc13b8770becf1e745/426f0d88a6abd3d657519ad455099e95.pdf

[560] EURO-MEDITERRANEAN AGREEMENT establishing an association between the European Communities and their Member States, of the one part, and the State of Israel, of the other part（Europe Union ウェブサイト）
https://eeas.europa.eu/archives/delegations/israel/documents/eu_israel/asso_agree_en.pdf
https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/euro-mediterranean-association-agreements.html

[561] Mexico-Israel Free Trade Agreement（SICE ウェブサイト）
http://www.sice.oas.org/Trade/meis_s/Text/Completo.pdf
http://www.sice.oas.org/Trade/meis_s/index.asp

[562] Panama-Israel Free Trade Agreement（SICE ウェブサイト）
http://www.sice.oas.org/TPD/PAN_ISR/PAN_ISR_e.asp

[563] Text of the trade agreement with Israel-English（Colombia POTENCIA DELA VIDA ウェブサイト）
https://www.tlc.gov.co/acuerdos/vigente/israel/texto-del-acuerdo-comercial-con-israel-ingles

[564] UK/Israel: Trade and Partnership Agreement [CS Israel No.1/2019]（UK Government ウェブサイト）
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/781440/CS_Israel_1.2019_Trade.pdf

[565] FREE TRADE AGREEMENT BETWEEN THE CABINET OF MINISTERS OF UKRAINE AND THE GOVERNMENT OF THE STATE OF ISRAEL
https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/376_001-19#Text

韓国・イスラエル自由貿易協定[566]	FTA	2021 年 5 月	第 14 章（54 条）
イスラエル・UAE 自由貿易協定[567]	FTA	2023 年 4 月	第 11 章

なお、イスラエルは、1993 年 9 月、パレスチナ解放機構（PLO）と、相互承認を行い暫定自治原則宣言（オスロ合意）に署名し、その後、この暫定合意に従い、ヨルダン川西岸・ガザではパレスチナ暫定自治政府による自治が実施されているところ、パレスチナは EU、英国、EFTA、トルコ、メルコスールなどと自由貿易協定等を締結している。

第２節　米国・イスラエル自由貿易協定

全 22 条からなる。第 14 条に、知財条項が存在する。以下引用のとおり、相互にあらゆる産業財産権に関して内国民待遇および最恵国待遇を与えるとしている。

第 14 条
［知的財産について］
締約国は、知的財産に関連する二国間及び多国間協定に基づく義務を再確認する。
工業所有権を含む財産権は、締約国間で有効である。したがって、国民及び各締約国の企業に対し、発明特許権の取得、維持、行使、著作権の行使、および商標、サービスマーク、商号、貿易に関する権利の行使、ラベル、およびあらゆる種類の工業所有権に関して、引き続き内国民待遇及び最恵国待遇を与えるものとする。

第３節　EFTA・イスラエル自由貿易協定

加盟国：スイス、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン（EFTA 加盟国）
全 37 条
第 15 条が知財条項である。以下引用のとおり、相互にあらゆる産業財産権に関して内国民待遇および最恵国待遇を与えるとしている。

第 15 条　知的財産の保護
1. 締約国は、附属書Ⅴの第 1 条に規定する知的財産権の適切、効果的かつ非差別的な保護を認め、確保する。
締約国は、知的財産権の侵害に対して、特に、偽造及び海賊行為に対して、当該知的財産権を行使するための適切、実効的かつ非差別的な措置を採択し、講じる。
締約国の特定の義務は、附属書Ⅴに掲げる。
2. 締約国は、附属書 Ⅴ の第 2 条に規定する多国間条約の実体的規定を遵守し、かつ、知的財産権の保護の分野における協力を促進する多国間協定と同様に、これらを遵守するよう最善の努力を払うことに同意する。
3. 知的財産の分野において、締約国は、互いの国民に対し、他の国の国民に与えられる待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。知的財産の分野における次のものから生ずる利益、便益、特

[566] Israel - Republic of Korea Free Trade Agreement（韓国 FTA ウェブサイト）
https://www.fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/il/1/kor/14.%20%EC%A0%9C14%EC%9E%A5%20%EC%A7%80%EC%8B%9D%EC%9E%AC%EC%82%B0%EA%B6%8C.pdf
https://www.fta.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/il/1/eng/14.%20Intellectual%20Property%20Rights.pdf
[567] UAE-Israel Comprehensive Economic Partnership Agreement（United Arab Emirates Ministry of Economy ウェブサイト）
https://www.moec.gov.ae/documents/20121/1347101/IL-UAE+CEPA+Consolidated+Eng+Final.pdf

権又は免除：
(a) 締約国がこの協定の発効時に効力を有する二国間協定であって、遅くともその発効前に他方の締約国に通知されたもの、
(b) すべての締約国が締約国でない経済統合に関する地域協定を含む、既存及び将来の多国間協定、は、他方の締約国の国民に対する恣意的又は不当な差別とならないことを条件として、この義務を免除することができる。
4. 二以上の締約国は、この協定及び附属書 V の条件を超える更なる協定を締結することができる。ただし、そのような協定は、その協定に基づく条件と同等の条件で他のすべての締約国に開放され、かつ、そのために誠実に交渉に入る用意があることを条件とする。
5. 締約国は、知的財産権の保護水準を更に向上させ、かつ、知的財産権の実際の保護水準に起因する貿易の歪みを回避し又は是正することを目的として、知的財産に関する規定の実施について相互の見直しを継続することに合意する。
6. いずれの締約国も、他の締約国がこの条及びその附属書に基づく義務を履行していないと認める場合には、第 23 条に定める条件及び手続に従い、適当な措置をとることができる。
7. 締約国は、各締約国当局の技術支援及び協力のための適切な方法について合意する。このため、両締約国は、関連する国際機関と協調する。

第４節　韓国・イスラエル自由貿易協定

2021 年 5 月 12 日、韓国・イスラエル自由貿易協定（FTA）の署名式が行われた。本 FTA は、2016 年に交渉を開始、2019 年 8 月に最終妥結、その後の国内手続きを完了して署名に至った。
韓国・イスラエル FTA 知財章においては、①一般規定、②商標、③特許、④植物新品種の保護、⑤意匠、⑥不正競争と非開示情報、⑦著作権及び関連する権利、⑧エンフォースメント（一般的義務、民事および行政手続き及び救済、国境措置に関連する特別な措置、刑事手続きと救済）、⑨その他の条項、⑩協力と情報交換、⑪知的財産権委員会という幅広い項目について、かなり詳細な規定が置かれている。

このうち、環太平洋パートナーシップ（CPTPP）や RCEP で規定されていない条項としては、意匠の例外（14.19）、著作権の保護期間（14.25）がある（なお、著作権の保護期間についてはCPTPP では凍結事項となっている）

その知財章の概要は以下のとおりである 。

Section A: 一般規定

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.1	原則と目的	(1)アイデア、技術、創造的な作品の普及を通じて、国際貿易と経済的、社会的、文化的発展を促進すること、及び、(2)知的財産権の保護と執行に関して、権利所有者と知的財産の使用者の確実性を促進することを目的として知財権の維持に努める。	18・2	11・1
14.2	国際協定	TRIPS 協定および両当事者が属する知的財産に関連するその他の協定に基づく権利と義務を再確認する。ハーグ協定に同意するために合理的な努力を払うものとする。	18・7	11・9
14.3	より広範な	この章に違反しない限り、この章が要求するよりも、	18・5	11・5

	保護と強制	その法律に基づく知的財産権のより広範な保護および執行を提供することができる。		
14.4	内国民待遇	TRIPS 協定第 3 条および第 5 条を損なうことなく、知的財産の保護および享受に関して自国民に与えるものと同様に、相手方の国民に有利な扱いを与えるものとする。	18・8	11・7
14.5	透明性	知的財産権の保護または執行に関する法律、規制、および手順が書面で公開されていることを確認する。	18・9	11・77

Section B: 商標

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.6	商標の保護	ある事業の商品または役務を他の事業の商品または役務と区別することができる任意の標識または標識の組み合わせは、商標を構成することができるものとする。商品および役務の認証マーク、団体商標、サービスマークを適切かつ効果的な保護を付与する。登録の条件として、視覚的に認識できることを要求することはできず、商標を構成する記号が音であるという理由だけで商標の登録を拒否することもできない。商標権者が、商標権者の同意を得ていないすべての第三者が、それらの商品または役務と同一または類似の商品または役務の同一または類似の標識を取引の過程で使用することを防止する独占的権利を有することを規定するものとする。登録・更新期間は 10 年以上とする。	18・18 18・26	11・19
14.7	例外	商標権者および第三者の正当な利益を考慮に入れることを条件として、商標によって付与される権利に限定的な例外を提供することができる。	18・21	11・24
14.8	広く認識されている商標の保護	商標が広く知られていると判断する条件として、商標登録、著名商標リスト記載、著名商標として認識されていることを要求することはできない。 商標がよく知られているかどうかを判断する際、商標の宣伝の結果として得られた関係当事者の知識を含む、公衆の関連部門における商標の知識を考慮に入れるものとする。本条による保護は、登録商標が当事者でよく知られている同一または類似の商品またはサービスに限定されないものとする。 既存のよく知られた商標との混同を引き起こす場合、商標出願を拒絶、または商標登録を取り消すための適切な措置を講じ、その商標の使用を禁止するものとする。	18・22	11・26
14.9	商標出願、登録	拒絶理由通知、意見書、拒絶査定不服審判、付与前異議申立、取消審判、無効審判、悪意による登録商標の取消・無効化訴訟等、電子的に提供される書面を含む商標登録に関するシステム；出願、処理、登録、および維持のための電子システムを提供し、商標出願および登録の公的に利用可能なオンラインデータベースを可能な限り提供する。	18・23 18・24	11・22
14.10	地理的表示	地理的表示の保護の重要性を認識し、TRIPS 協定に従	18・30	11・29

	の保護	って地理的表示に適切かつ効果的な保護を提供する。		

Section C: 特許

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.11	特許を受けることができる対象事項	新規性・進歩性・産業上の利用可能を要件として、すべての技術分野において、物・方法のあらゆる発明について特許を受けることができる対象とする。既知物の新規用途・使用方法も特許を受けることができる対象とする。 公序良俗に反する発明、人間または動物の治療のための診断、治療、および外科的方法は、特許を受けることができる対象から除外することができる。	18・37	11・36
14.12	例外	特許の通常の利用と不当に矛盾せず、特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とし、特許によって付与される排他的権利に限定的な例外を提供することができる。	18・40	11・38
14.13	猶予期間	公表が、出願人によって出願の 12 か月前以降に行われているのであれば新規性喪失の例外として扱われる。	18・38	11・42
14.14	補正、訂正、意見	特許出願において、少なくとも一度の補正、訂正、意見の機会が与えられる。	18・43	11・41
14.15	早期審査	出願公開後に出願人以外の者が出願発明を実施する等の合理的理由や手続き的要件を満たしていれば、早期審査の請求を行うことができる。		11・46
14.16	簡素化手続	先の出願が当事者の管轄当局によって受け入れられた言語でない場合にのみ、優先権が主張される特許の先の出願の翻訳が要求されるが、翻訳の証明書は不要である。		11・83

Section D: 植物新品種の保護

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.17	植物新新種の保護	植物の新種の保護のための国際条約の権利義務を確認する。		11・48

Section E: 意匠

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.18	意匠保護	物品または物品の一部の意匠を少なくとも 15 年間保護するための適切かつ効果的な保護を確保する。登録意匠権者は、登録意匠権者の同意を得ていない第三者が商業目的で登録意匠を有するまたは具体化する物品を製造、販売または輸入することを防ぐ権利を有する。	18・55	11・49
14.19	例外	第三者の正当な利益を考慮の上で、保護された意匠の通常の利用と不当に矛盾せず、保護された意匠の所有者の正当な利益を不当に害しない限り、意匠の保護に限定的な例外を設定することができる。		

Section F: 不正競争と非開示情報

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.20	不正競争	不公正な競争に対する効果的な保護を行う義務がある。産業上または商業上の正直な慣行に競争行為は、不公正な競争行為として構成され、特に以下の行為が禁止される。 ・競合他社の施設、商品、または産業活動または商業活動に対する、混乱を引き起こすような性質のすべての行為及び信用を傷つけるような性質の取引過程での虚偽の申し立て ・取引の過程で、性質、製造プロセス、特性、目的への適合性、または商品の量に関して一般の人々を誤解させる可能性のある表示または主張	18・78	11・54
14.21	開示されていない情報の保護	TRIPS 協定第 39 条に従い、開示されていない情報を保護しなければならない。	18・78	11・56

Section G: 著作権及び関連する権利　（注）凍結条項

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.22	付与される保護	ローマ条約、ベルヌ条約を遵守する。	18・7	11・9
14.23	複製権	著作者、レコード製作者が、永続的または一時的（電子形式での一時的な保存を含む）を問わず、あらゆる方法または形式で、作品およびレコードのすべての複製を許可または禁止する権利を有することを規定する。	18・58	11・10
14.24	公衆への伝達権	著作者とレコード製作者に、公衆が個別にアクセスできるような方法で、彼らの作品とレコードを一般に公開することを許可または禁止する権利を提供する。	18・59	11・10
14.25	保護期間	作品の保護期間は、著者の死亡から 70 年後、公演から 70 年後でなければならない。	18・63（注）	
14.26	形式がないこと	この章で規定されている著作者及びレコード製作者の権利の享受および行使は形式的に行うことはできない。	18・58	11・10
14.27	契約に基づく移転	著作者及びレコード製作者の権利について、契約によってそれらの権利の全部または一部を譲渡できる。	18・60	
14.28	制限及び例外	法律において、通常の業務の利用と矛盾せず、権利者の正当な利益を不当に害することのない特定の特別な場合に、権利所有者に付与される権利の制限と例外を規定することができる。	18・65	11・18
14.29	集中管理	コンテンツへのアクセスと配信を相互に容易にし、作品、実演、またはレコードを使用するための使用料を相互に移転することを目的として、集中的に管理する団体間で取り決めを確立することの重要性を認識し、それぞれの集中的に管理する団体の任務の遂行に関して透明性を向上させるよう努めなければならない。	18・70	11・13
14.30	実演家の権利	ローマ条約に基づく権利と義務に従い、出演者に提供される保護には、出演者の同意なしに公演の放送およ	18・62	11・10

		び公の通信等を防止することの可能性が含まれることを規定する。		

Section H: エンフォースメント　Sub-section A: 一般的義務

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.31	知的財産権に関する強制慣行	知的財産権の行使に関連する一般的な適用の最終的な司法決定および行政決定が書面で行うことを規定し、事実の関連する発見および決定および決定が基づく理由または法的根拠を述べるものとする。 これらの決定および判決を公開するか、公開が実行可能でない場合は、一般の人々および権利者がそれらを閲覧できるように、その国語で公開することを規定するものとする。	18・73	
14.32	インターネットでの侵害対策	インターネットまたはデジタルネットワークにおける著作権の侵害を削減するための措置を講じるものとする。	18・71	11・75

Section H: エンフォースメント　Sub-section B: 民事および行政手続き及び救済

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.33	権利者	権利者が知的財産権の行使に関する民事司法手続きを利用できるようにするものとする。	18・74	11・59
14.34	損害賠償	民事司法手続において、その司法当局は、侵害者に権利者に損害賠償、侵害に起因する侵害者の利益を支払うよう命じる権限を有する。	18・74	11・60
14.35	事前に確立された損害	民事司法手続において、少なくとも著作権または関連する権利によって保護されている作品、表音文字、および公演に関して、および商標権侵害の場合、事前に確立された損害賠償を確立または維持することができる。	18・74	11・60
14.36	法定費用	司法当局は、侵害者に権利者の費用（弁護士費用が含まれる場合あり）を支払うよう命じる権限を有する。	18・74	11・61
14.37	押収	著作権または関連する権利の侵害および商標の偽造に関する民事司法手続において、各当事者は、その司法当局が、その法律および規制に従って、著作権を侵害しているとされる商品、材料、および行為に関連する道具の差し押さえを命じる権限を有することを規定する。	18・74	11・62
14.38	破棄を含むその他の救済	侵害に対する効果的な抑止力を生み出すために、司法当局は、侵害判明品を補償もなしで破棄するか、または、法律に違反しない範囲で権利者への危害も回避するような方法で商取引の経路の外に処分するよう命じる権限を有する。 司法当局はまた、侵害品の作成に主に使用されてきた材料および実施物を、補償もなしに商取引の経路の外に処分するよう命じる権限を有する。 偽造商標商品に関しては、例外的な場合を除いて、違法に貼付された商標を単に削除するだけでは、商品を	18・74	11・62

		商取引の経路に放出することを許可するのに十分ではないものとする。		
14.39	侵害に関する情報	知的財産権の行使に関する民事司法手続において、その司法当局は、証拠収集の目的に適切であると判断した場合、当事者に侵害に関連する情報を提供するよう命じる権限を有する。	18・75	11・64
14.40	守秘義務	司法当局が、適切な場合には、当該司法当局が発行した有効な命令に従わなかった民事司法手続の当事者に罰金または懲役を科す権限を有する。 知的財産権の執行に関する民事司法手続に関連して、司法またはその他の当局が、当事者、弁護士、専門家、または裁判所の管轄下にあるその他の人物に制裁を課す権限を有する。	18・74	11・63
14.41	権利侵害する輸出入の禁止	知的財産権の執行に関する民事司法手続において、侵害する輸入品が商取引の経路に入るのを防ぐため、及び侵害品の輸出を防止するために、その司法当局が当事者に侵害からの脱却を命じる権限を有する。	18・76	11・65 11・69
14.42	裁判外紛争解決	知的財産権に関する民事紛争を解決するための裁判外紛争解決手続きの使用を許可する場合がある。		11・59
14.43	暫定措置	知的財産権の侵害が発生するのを防ぐため、特に、知的財産権の侵害を伴う商品が当事者の管轄区域の商取引チャネルに入るのを防ぐため、申し立てられた侵害に関して関連する証拠を保存するために、司法当局は迅速かつ効果的な暫定措置を命じる権限を有する。 司法当局が、適切な場合、特に遅延が権利者に取り返しのつかない損害を引き起こす可能性がある場合、または証拠が破壊されるという明白なリスクがある場合に、暫定措置を採用する権限を有する。	18・75	11・64

Section H: エンフォースメント　Sub-section C: 国境措置に関連する特別な措置

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.44	国境措置	TRIPS 協定のパート III、セクション 4 の規定に従い、偽造商標または海賊版著作権商品の輸入が行われる可能性があると疑う正当な理由がある権利者が、国境措置手続きが適用される管轄当局（行政または司法）との書面による申請で、税関当局による当該商品の自由流通への解放の停止ができる手続きを採用する。本条の条件を満たす限り、他の知的財産権の侵害を伴う商品に関して、同様の申請を行うことができる。税関当局による、輸出を目的とする侵害品の放出停止手続きを規定することもできる。	18・76	11・65
14.45	セキュリティまたは同等の保証	その管轄当局は、このセクションに規定された手順を要求する権利者に、被告および管轄当局を保護し、虐待を防止するのに十分な合理的なセキュリティまたは同等の保証を要求する権限を有する。このセキュリティまたは同等の保証がこれらの手順への依存を不当に阻止しないものとする。	18・76	11・67
14.46	情報開示	管轄当局が、詐欺または海賊行為の疑いのある商品を	18・76	11・68

		一時停止または押収した場合、個人情報の保護に関する法律に従い、管轄当局が権利者の要求に基づき、輸入者の名前と住所を通知し、疑いのある商品を提供する権限を有する。		
14.47	デミニミスの輸入	旅行者の個人的な荷物に含まれる、または少量の貨物で送られる非営利的な性質の少量の商品をこの規定の適用から除外することができる。	18・76	
14.48	廃棄	税関当局によって留置され、海賊版または偽造品として没収された商品は、例外的な状況を除き、偽造商標商品に関しては、商標の単純な削除が違法である場合を除き、廃棄することができる。	18・76	11・72

Section H: エンフォースメント　Sub-section D: 刑事手続きと救済

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.49	刑事手続と罰則	少なくとも意図的な商標の偽造または商業規模での著作権の著作権侵害の場合に適用される刑事手続きおよび罰則を規定するものとし、関連する権利の著作権侵害を同様に扱うことができる。	18・77	11・74
14.50	罰金、破棄、放棄、破壊	当局は、職権で、懲役刑と将来の侵害を抑止するのに十分な罰金刑；適切な場合には、侵害品およびあらゆる材料の押収、没収、および破壊といった法的措置を開始することができる。	18・77	11・74

Section I: その他の条項（（注）凍結条項）

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.51	暗号化された番組を運ぶ衛星およびケーブルテレビ放送の保護	意図的な行為を通じてケーブルまたは衛星テレビ放送のサブスクリプションサービスを不正に取得することを犯罪とする。	18・79（注）	11・12

Section J: 協力と情報交換

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.52	協力と情報交換	知財の分野における既存の協力形態に加えて、権利行使、国内および国際的な知的財産政策の進展に関連する情報の交換、多国間知的財産協定の実施および工業所有権登録システムに関する経験等、本章の対象となる主題について協力するよう努める。	18・14	11・76

Section K: 知的財産権委員会

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.53	知的財産権委員会	知的財産権委員会を設置し、本知財章の履行を確認、二国間協力を検討、知財関連の法・システム等の情報交換等を行う。		
14.54	レビュー	本協定発効3年目に、未登録意匠に付与される保護、秘		

		密意匠、意匠登録要件、著作権及び関連する権利、エンフォースメントについて可能な補正を検討する。		

第５節　UAE・イスラエル自由貿易協定

イスラエル外務省は 2023 年 3 月 26 日、イスラエルとアラブ首長国連邦（UAE）が両国間の関税協定に署名し、自由貿易協定（FTA）が発効することを発表した。これにより、2022 年 4 月に両国間での合意がなされ、同 5 月に署名された FTA が 2023 年 4 月 1 日から有効になった[568]。

UAE・イスラエル FTA 知財章においては、①一般規定、②協力、③商標、④地理的表示、⑤特許、⑥意匠、⑦著作権及び関連する権利、⑧エンフォースメント（一般的義務、国境措置）について、規定が置かれている。

基本的には、CPTPP 協定や RCEP 協定に同様の規定が存在する。但し、第 11.30 条（エンフォースメントにおける一般的義務）については、RCEP 協定には同様の規定があるが CPTPP 協定には同様の規定がなく、第 11.19 条（商標の保護期間）については、CPTPP 協定には同様の規定があるが RCEP 協定には同様の規定がない。

知財章の概要は以下のとおりである 。

Section A: 一般規定

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.1	定義	知的財産権とは、著作権および関連する権利、商標権、地理的表示、工業デザイン、特許権、集積回路のレイアウト・デザイン（トポグラフィ）に関する権利、TRIPS 協定に定義・記載されている非公開情報に関する権利、および国際植物新品種保護条約（36）に基づき保護される植物品種に関する権利を指す； 締約国の国民には、関連する権利に関して、TRIPS 協定第 1 条第 3 項に掲げる協定に規定される保護の適格性の基準を満たすであろう当該締約国の自然人又は法人を含む； TRIPS 協定とは、WTO 協定の附属書 1C に含まれる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」を意味する。 WIPO とは世界知的所有権機関を意味する。	18・1	11・2
11.2	目的	1. 本章の目的は、知的財産権の保護と執行を通じて、貿易と投資から得られる利益を増大させることである。 2. 知的財産権の保護と行使は、技術革新の促進、技術の移転と普及、社会的・経済的福祉に資する形での技術知識の生産者と利用者の相互利益、権利と義務の均衡に寄与すべきである。	18・2	11・1
11.3	原則	1. 締約国は、その法令を制定し、又は改正する場合において、公衆衛生及び栄養を保護し、並びに自国の社	18・3	11・3 11・4

[568] イスラエルと UAE の FTA が発効、両国貿易は拡大傾向（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/04/0de560b34cd8ab1f.html
Press Releases Israel-UAE sign customs agreement（イスラエル外務省ウェブサイト）
https://www.gov.il/en/Departments/news/israel-uae-sign-customs-agreement-26-mar-2023

		会経済及び技術の発展にとって極めて重要な分野における公共の利益を増進するために必要な措置を採ることができるが、当該措置が TRIPS 協定に合致することを条件とする。 2. 適切な措置は、TRIPS 協定及び本章の規定と整合的であることを条件として、権利者による知的財産権の濫用、又は不当に貿易を制限し、反競争的であり、若しくは技術の国際移転に悪影響を及ぼす慣行への訴えを防止するために必要とされ得る。		
11.4	本章に関する取り決め	締約国は、自国の制度の根底にある公共政策の目的を考慮し、以下の必要性を認識する： (a) イノベーションと創造性を促進する； (b) 情報、知識、技術、文化、芸術の普及を促進する； (c) 競争とオープンで効率的な市場を促進する、 それぞれの知的財産制度を通じて、透明性と適正手続きの原則を尊重しつつ、権利者、利用者、公益の正当な利益を考慮し、適切な制限と例外を含む。	18・4	
11.5	義務の性質と範囲	各締約国は、少なくとも、この章の規定を実施する。各締約国は、この章の規定に反しない限りにおいて、自国の法律の下で、この章で要求されるよりも広範な知的財産権の保護又は執行を行うことができるが、その義務を負うものではない。各締約国は、自国の法制度及び慣行の範囲内で本章の規定を実施する適切な方法を自由に決定することができる。	18・5	11・5
11,6	国際協定	両締約国は、TRIPS 協定および両締約国が締約国である知的財産に関するその他の多国間協定の下での権利および義務を確認する。	18・7	11・9
11.7	知的財産と公衆衛生	締約国は、WTO 閣僚会議が 2001 年 11 月 14 日に採択した「TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言」（以下「ドーハ宣言」という）において確立された原則を承認し、本章の規定がドーハ宣言を損なうものではないことを確認する。	18・6	11・8
11.8	内国民待遇	1.各締約国は、本章に含まれるすべての種類の知的財産に関し、TRIPS 協定第 3 条及び第 5 条から逸脱することなく、知的財産権の保護に関し自国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の締約国の国民に与える。 2. レコードの二次的使用に関し、締約国は、他の締約国の実演家及び製作者の権利を、当該他の締約国の管轄区域内において当該締約国の者に与えられる権利に制限することができる。 3. 締約国は、自国の司法手続及び行政手続に関し、他の締約国の国民に対し自国の領域内に送達のための住所を指定すること又は自国の領域内に代理人を選任することを要求することを含め、第 1 項の規定により認められる例外を援用することができる： (a) 本章と矛盾しない法令遵守を確保するために必要な場合。	18・8	11・7

		(b) 貿易に対する偽装制限となるような方法で適用されないこと。		
11.9	透明性	1. 各締約国は、自国の法令に従い、商標、地理的表示、意匠、特許及び植物品種権の出願に関する情報をインターネット上で公開するよう努める。 2. 各締約国は、自国の法令に従い、登録され又は付与された商標、地理的表示、意匠、特許及び植物品種権に関し、公衆がこれらの登録され又は付与された権利を知ることができるようにするために十分な情報を、インターネット上で利用可能にし、又はその他の方法で公にする。	18・9	11・77
11.10	既存の主題および従前の行為に対する本章の適用	1. この章に別段の定めがない限り、この章は、締約国についてこの協定の効力発生の日に存在し、かつ、保護が主張されている締約国の領域においてその日に保護されている、又はこの章に基づく保護の基準を満たし、若しくはその後に満たすこととなるすべての主題に関する義務を生じさせる。 2. 本章に定める場合を除き、締約国は、当該締約国についてこの協定が発効した日に当該締約国の領域内において公有となった主題について保護を回復することを要しない。 3. 本章は、締約国にとって本協定の発効日前に発生した行為に関する義務を生じさせない。	18・10	
11.11	知的財産権の消尽	本章のいかなる規定も、知的財産権の消尽が自国の法制度の下で適用されるか否か又はどのような条件の下で適用されるかを締約国が決定することを妨げるものではない。	18・11	11・6
11.12	特定の登録工業所有権の審査、異議申立て及び取消しの手続的側面	各締約国は、特に次のものを含む商標、特許及び工業意匠の審査及び登録のための制度を提供する： (a) 商標，特許又は工業意匠の登録拒絶の理由を，書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること； (b) 出願人に対し、管轄当局からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶について司法不服申立をする機会を与えること； (c) 利害関係者が登録商標、特許、または工業意匠の取消し、取り消し、または無効を求める機会を提供し、さらに、利害関係者が商標、特許、または工業意匠の登録に反対する機会を提供することができる。 (d) 異議申立および取消手続における決定には、理由を付した書面を提出することを要求する。	18・23 18・43 18・39	11・22 11・41 11・51

Section B: 協力

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.13	協力活動とイニシアチブ	締約国は、締約国のそれぞれの知的財産庁又は各締約国が定めるその他の機関の間の適切な調整、訓練及び情報交換等を通じて、本章が対象とする事項について協力するよう努める。協力は、次のような分野を対象とするこ	18・13	11・76

		とができる： (a) 国内外の知的財産政策の動向； (b) 知的財産に関する教育・啓発； (c) WIPO の後援の下で締結または運営されているような多国間知的財産協定の実施； (d) 知的財産権の行使； (e) 業務分担の可能性を含む各国特許庁間の協力； (f) 両締約国が合意する知的財産に関するその他の分野		
11.14	要請に関する協力	1. 各締約国は、他方の締約国の要請があれば、知的財産権に関する問合せ及び質問について協力することを好意的に検討する。 2. 本章の下で行われる協力活動及びイニシアティブは、資源が利用可能であることを条件とし、要請があり、かつ、締約国間で相互に合意された条件に基づいて行われるものとする。	18・17	11・76

Section C: 商標

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.15	商標の保護	各締約国は、一の事業者の商品及び役務を他の事業者の商品及び役務と区別することができる標識又は標識の組合せが商標を構成することができることを確保する。 このような標識、特に、人名を含む語、文字、数字、形象的要素、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の任意の組合せは、商標として登録する資格を有する。標識が本質的に関連する商品又は役務を識別することができない場合には、締約国は、登録可能性を使用を通じて獲得される識別力に依存させることができる。 いずれの締約国も、商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。	18・18 18・26	11・19
11.16	同一または類似の標識の使用	各締約国は、登録商標の所有者が、その所有者の商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について、その所有者の同意を得ない第三者が取引上、同一又は類似の標識を使用することが混同を生ずるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有することを規定する。同一の商品または役務について同一の標識を使用する場合、混同の可能性が推定されるものとする。上記の権利は、既存の先使用権を害するものではなく、また、両当事者が使用に基づいて権利を利用できるようにする可能性に影響を及ぼすものではない。	18・20	11・23
11.17	周知商標	1. いかなる締約国も、商標が周知であると判断する条件として、当該商標が当該締約国若しくは他の法域において登録されていること、周知商標リストに掲載されていること又は周知商標として事前に認識されていることを要求してはならない。	18・22	11・26

		2. パリ条約第 6 条の 2 の規定は、商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務でない場合であって、その商品又は役務についてその商標を使用することによりその商品又は役務と登録商標の所有者との間に関連性があることを示すことができ、かつ、その使用により登録商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に準用する。 3. 両締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された第 34 回 WIPO 加盟国総会においてパリ工業所有権保護連合総会および WIPO 総会により採択された「周知標章の保護に関する規定に関する共同勧告」を想起する。 4. 各締約国は、出願を拒絶し又は登録を取り消し、かつ、同一又は類似の商標の使用を禁止するための適当な措置を定める。		
11.18	商品とサービスの分類	各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた「標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定」（1977 年ジュネーブ法、1979 年改正）に合致する商標分類制度を採択し又は維持する。	18・25	11・21
11.19	商標の保護期間	各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	18・26	
11.20	例外	締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。	18・21	11・24

Section D: 地理的表示

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.21	地理的表示	1. この章において、地理的表示とは、締約国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とする商品であって、その商品の所定の品質、評判その他の特性が本質的にその地理的原産地に起因するものを識別する表示をいう。 2. 両締約国は、地理的表示が商標または特別制度（sui generis）、あるいは TRIPS 協定に合致するその他の法的手段によって保護される可能性があることを認める。	18・1 18・30	11・29

Section E: 特許と工業意匠 Sub-section A：特許

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.22	グレースピリオド	各締約国は、自国の法令に従い、発明が新規であるか又は進歩性を有するか否かを判断するために用いられる公開開示に含まれる情報であって、当該公開開示が新規であるか又は進歩性を有するか否かを判断するために用いられる公開開示に含まれる情報を無視することができる： (a) 発明者、特許出願人、または発明者もしくは特許出	18・38	11・42

		願人から情報を入手した者が作成したものであ る こと 。 (b) 出願日前 12 ヶ月以内に発生したもの		
11.23	特許可能な主題	1. 各締約国は、発明が新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用が可能であることを条件として、すべての技術分野において、製品であるかプロセスであるかを問わず、いかなる発明に対しても特許を利用できるようにする。さらに、各締約国は、公知の製品の新たな使用又は使用方法についても特許を受けることができるものとすることを定めることができる。 2. 各締約国は、特許性から除外することができる： (a) その商業的利用をその領域内で防止することが、公序良俗を保護するために必要である発明であって、人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護すること又は環境に対する重大な害を避けることを含む。 (b) ヒトまたは動物の治療のための診断法、治療法、手術法。	18・37	11・36
11.24	例外	締約国は、特許によって与えられる排他的権利に限定的な例外を定めることができる。ただし、その例外が特許の通常の利用を不当に対立させず、かつ、第三者の正当な利益を考慮して特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。	18・40	11・38

Section E: 特許と工業意匠 Sub-section B：工業意匠

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.25	意匠の保護	1. 締約国は、国内法において、工業意匠の適切かつ効果的な保護を確保する。 2. 締約国は、登録意匠の保護を確保し又は行使するための要件が、当該保護を取得し又は行使する機会を不当に損なわないことを確保するものとする。 3. 登録された工業意匠の保護期間は、少なくとも 20 年とする。	18・55	11・49

Section F: 著作権及び関連する権利

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.26	複製権	各締約国は、著作者及びレコードの製作者に対し 、電子的形式を含むいかなる方法又は形式においても、その著作物又はレコードのすべての複製を許諾し又は禁止する排他的権利を提供する。	18・58	11・10
11.27	公衆への伝達権	ベルヌ条約第 11 条(1)(ii)、第 11 条の 2(1)(i)及び(ii)、第 11 条の 3(1)(ii)、第 14 条(1)(ii)並びに第 14 条の 2(1)を害することなく、各締約国は、著作者に対し、有線又は無線の方法による著作物の公衆への伝達を許諾し又は禁止する排他的権利(公衆の構成員が当該著作物に個々に選択した場所及び時間からアクセスすることができるような方法による著作物の公衆への提供を含む。)を与える。	18・59	11・10

11.28	関連する権利	1. 1961 年ローマ条約及び TRIPS 協定に基づく権利及び義務に従い、各締約国は、実演家に提供される保護が少なくとも以下を防止する可能性を含むことを規定する： (a) 放送または公衆通信に使用される実演自体が既に放送された実演であるか、または行われたものである場合を除き、そのライブ実演をその同意なしに放送し、公衆に伝達すること。 (b) 彼らの同意なしに、固定されていないパフォーマンスを固定すること。 2. 締約国は、実演家に対し、有線又は無線の方法による自己の実演の放送又は公衆への伝達並びに公衆が自己の選択した場所及び時間から当該実演にアクセスすることができるような方法による当該実演の公衆への提供を許諾し又は禁止する排他的権利を与えることができる。 3. 締約国は、レコード製作者に対し、有線又は無線の方法によるそのレコードの放送又は公衆への伝達を許諾し又は禁止する排他的権利を与えることができる。 各締約国は、レコード製作者に対し、有線または無線の手段により、公衆が個々に選択した場所および時間からアクセスできる方法で、そのレコードを公衆に提供することを許諾する排他的権利を与える。	18・62	11・10
11.29	制限と例外	1. 本条に関し、各締約国は、排他的権利の制限又は例外を、著作物、実演又はレコードの通常の利用に抵触せず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない一定の特別な場合に限定するものとする。 2. 本条は、TRIPS 協定、ベルヌ条約、ローマ条約、WIPO 著作権条約（WCT）（1996 年）または WIPO 実演家レコード条約（WPPT）（1996年）により認められる制限および例外の適用範囲を縮小または拡大するものではない。	18・65	11・18

Section G: エンフォースメント

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
11.30	エンフォースメントにおける一般的義務	各締約国は、侵害を防止するための迅速な救済措置及び将来の侵害に対する抑止力となる救済措置を含め、本章の対象となる知的財産権の侵害行為に対して効果的な措置をとることができるように、本条に規定する執行手続が自国の法律の下で利用可能であることを確保する。これらの手続は、正当な貿易に対する障壁の創設を回避し、かつ、その濫用に対する保護措置を提供するような方法で適用されるものとする。		11・58
11.31	国境措置	各締約国は、国内法令及び TRIPS 協定第 3 部第 4 節の規定に準拠して、商標模倣品又は著作権海賊版商品の輸入が行われるおそれがあると疑うに足りる正当な理由のある権利者が、当該締約国の税関当局による当該商品の自由流通への解放の停止を求める申請を、国境措	18・76	11・65

		置手続が適用される締約国の権限のある当局に対して書面で行うことができるようにするための手続を採択し、又は維持する。締約国は、TRIPS 協定第 3 部第 4 節の要件が満たされることを条件として、知的財産権のその他の侵害を伴う商品に関して当該申請を行うことを可能とすることができる。また、締約国は、自国の国内法及び規則に従って、自国の領域からの輸出を目的とする侵害品の税関当局による解放の停止に関する対応する手続を定めることができる。		

第６節　イスラエルと EPA／FTA 交渉中の国・地域[569]

国：インド、チリ、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、中国、グアテマラ

地域：ユーラシア経済同盟（EAEU）

第３章　第１章及び第２章の調査・分析結果と TRIPS 協定や主要 EPA/FTA の規定との関係

前述のとおり、イスラエルが締結する FTA には知財条項のないものも多数見受けられるが、対米国・対 EFTA に関してはパリ条約及び TRIPS 協定が規定する内国民待遇・最恵国待遇条項等が設けられている。

以下では、韓国・イスラエル FTA に、知的財産章として広範にわたる詳細な規定が盛り込まれている（条文数：54。UAE・イスラエル FTA では条文数 31。）ことを踏まえ、CPTPP 協定や RCEP 協定の知財章と韓国・イスラエル FTA の知財章との比較・分析を行った。

	CPTPP (TPP11 協定)	RCEP	韓イスラエル FTA
加盟国	オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、及びベトナム	日本、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国、韓国、ニュージーランド、フィリピン、ミャンマー（ミャンマーは 2023 年 9 月 8 日時点で未発効）	イスラエル、韓国
各種署名の真正の証明手続の簡素化		努力義務 （11.83 条　次の事項に関する自国が維持する手続上の要件を簡素化するよう努める。 (a) 特許出願に関する翻訳の証明 (b) 特許、意匠及び商標の出願に関する署名の真正の証	

[569] WTO・他協定加盟状況（イスラエル）（JETRO ウェブサイト）2023 年 10 月 5 日確認
https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/il/trade_01.html

		明）	
優先権証明書の翻訳文証明手続の簡素化		努力義務 （11.83 条　次の事項に関する自国が維持する手続上の要件を簡素化するよう努める。 (a) 特許出願に関する翻訳の証明 (b) 特許、意匠及び商標の出願に関する署名の真正の証明）	義務 第 14.16 条パラグラフ 2 いかなる当事者も、優先権が主張されている特許についての先の出願の翻訳証明書を要求することはできない。
拒絶理由の通知、補正・意見の機会提供、不服申立 特許	義務 第 18.43 条　出願について補正し、補充し、及び意見を述べるための少なくとも 1 の機会を提供。 ※拒絶理由通知に対する補正等に限るものではない。	義務 第 11.41 条パラグラフ 2　(a) (b) 拒絶理由通知送付、補正し、及び意見を述べるための機会の提供。 ※補正・意見が通知された拒絶理由通知に対するものであるかは、明確でない。	義務 第 14.14 条 出願に関し、補正、訂正、意見を行う機会を最低 1 回提供。 ※拒絶理由通知に対する補正等に限るものではない。
拒絶理由の通知、補正・意見の機会提供、不服申立 意匠		義務 第 11.51 条 (a) (b) 拒絶理由通知送付、及び意匠の登録又は付与の拒絶に対して異議を申し立て、又は不服を申し立てるための機会の提供。	
拒絶理由の通知、補正・意見の機会提供、不服申立 商標	義務 第 18.23 条 (a) (b) 拒絶理由通知送付、拒絶不服申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶に対して司法上の申立てを行うための機会の機会を提供。	義務 第 11.22 条パラグラフ 1 (a) (b) 拒絶理由通知送付、拒絶不服申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶に対して司法上の申立てを行うための機会の機会を提供。	義務 第 14.9 条パラグラフ 1 (a) (b) 拒絶理由通知送付、最初の拒絶に異議を唱え、最終的な登録拒絶に不服を申し立てる機会を提供。
登録への異議申立、取消・無効の機会提供 特許	義務 第 18.39 条パラグラフ 1 特許を与えることを拒絶することを正当化する事由によってのみ、特許を取り消し、又は無効にすることができることを定める （※取消、無効の機会を提供する規定ではない）	義務 第 11.41 条パラグラフ 2(d) 特許の異議、抹消、取消、無効の機会を提供	
登録への異議申立、取		義務 第 11.51 条(c) 登録又は付与の取消し、無	

消・無効の機会提供 意匠		効又は抹消を求めるための機会を提供。	
登録への異議申立、取消・無効の機会提供 商標	義務 第 18.23 条 (c) 登録の異議、又は商標の取消しを求めるための機会を提供。	義務 第 11.22 条パラグラフ 1(d) 登録の異議、抹消、取消、無効の機会を提供	義務 第 14.09 条パラグラフ 1(c) 登録前に商標出願に異議を申し立てる機会、および登録後に利害関係者が商標の取消または無効を求める機会を提供
IPC による特許分類義務		努力義務 第 11.47 条 IPC 分類の利用をするよう努める。	
ロカルノ協定による意匠分類義務		努力義務 第 11.52 条　ロカルノ分類を利用するよう努める。	
ニース協定による商標分類義務	義務 第 18.25 条 ニース協定による分類を採用し維持する。	義務 第 11.21 条パラグラフ 1 ニース協定に適合する商標分類制度を採用し、又は維持する。	
インターネット等の利用を通じた産業財産権データベースの提供 特許		努力義務 第 11.43 条 電子的な特許出願のシステムを採用するよう奨励。	
インターネット等の利用を通じた産業財産権データベースの提供 商標 （意匠については、いずれも規定なし）	義務 第 18.24 条 以下の電子システムを提供する。 (a) 商標を電子的に出願し、及び維持するためのシステム (b) 商標出願及び登録された商標に関する公に利用可能な電子的な情報システム	義務 第 11.22 条パラグラフ 2 以下を提供する。 (a) 商標を処理し、登録し、及び維持するための電子的な出願のシステム (b) 商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベース	義務（一部は努力義務） 第 14.9 条パラグラフ 2 商標の電子出願、電子手続、登録、維持のためのシステムを提供する。 第 14.9 条パラグラフ 3 可能な範囲で、オンラインデータベースも含み、商標出願及び登録の公衆がアクセス可能な電子データベースを提供する。
特許、意	努力義務		

匠、商標の出願や登録等の情報公開	第 18.09 条パラグラフ 2 商標、意匠、特許に係る出願又は申請について公表する情報をインターネット上で入手可能なものとするよう努める。 第 18.09 条パラグラフ 3 商標、意匠、特許に係る登録され、又は付与された権利について公表する情報をインターネット上で入手可能なものとする。		
知的財産保護関連情報の入手容易化	努力義務 第 18.09 条パラグラフ 1 第 26.2 条（公表）及び第 18.73 条（知的財産権に関する権利行使の実務）1 に定めるもののほか、知的財産権の保護及び行使に関する一般に適用される自国の法令、手続及び行政上の決定をインターネット上で利用可能なものとするよう努める。		義務 第 14.05 条 知的財産権の保護または執行に関する法律、規制、および手続きが書面で作成され、公開されることを確保する。 ※出願や登録と明記されていない。
ドシエの公開義務	特許：義務 第 18.45 条 公開された特許出願に関して、次の情報を公衆が利用することができるようにする。 (a) 調査及び審査の結果 (b) 出願人からの秘密でない連絡 (c) 出願人及び関係する第三者が提出した特許文献又は非特許文献の列記 ※　特許以外については規定なし。	商標：義務 第 11.22 条パラグラフ 2 各締約国は、次のものを提供する。 (a) 商標を処理し、登録し、及び維持するための電子的な出願のシステム (b) 商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベース） ※　商標以外については規定なし。また、ドシエを含むかは明確な規定無し。	
特許の保護対象 用途発明（コンピュータプログラム関連発明の保護はいずれも	（凍結項目） 義務 第 18.37 条パラグラフ 2 3 及び 4 の規定に従うことを条件として、かつ、1 の規定に適合する方法で、少なくとも既知の物の新たな用途又は既知の物を使用する新たな方法		任意 第 14.11 条パラグラフ 1 （中略）さらに、特許は、既知の製品の新しい用途または使用方法に対して利用可能であると規定することができる。

規定なし）	のうちいずれかとして請求の範囲に記載されている発明について特許が与えられることを確認する。 当該新たな方法について、当該物の用途自体を請求の範囲に記載していないものに限定することができる。		
特許の保護対象と例外	義務（例外については任意） 第 18.37 条パラグラフ１３及び４の規定に従うことを条件として、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明について特許を取得することができるようにする。 第 18.37 条パラグラフ 3 公の秩序又は善良の風俗を守ることを目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われるものでないことを条件とする。 次のものを特許の対象から除外することができる。 (a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法 (b) 微生物以外の動物並びに非生物学的な方法及び微生物学的な方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法 第 18.37 条パラグラフ 4 微生物以外の植物を特許の対象から除外することができる。もっとも、１	義務（例外については任意） 第 11.36 条パラグラフ１２及び３の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。３及び第M節（経過期間及び技術援助）の規定に従うことを条件として、発明地、技術分野及び物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。 第 11.36 条パラグラフ２ 公の秩序又は善良の風俗を守ることを目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に自国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。 第 11.36 条パラグラフ３ 次のものを特許の対象から除外することができる。 (a)人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法 (b)微生物以外の動植物並び	義務（例外については任意） 第 14.11 条パラグラフ１ 発明が新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用が可能であることを条件として、すべての技術分野において、製品であるかプロセスであるかを問わず、いかなる発明に対しても特許を利用できるようにする。 （略） 第 14.11 条パラグラフ２ 以下を特許性から除外することができる： (a) その商業的利用をその領域内で防止することが、人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護するため又は環境に対する重大な害を回避するためを含む、公序良俗を保護するために必要である発明。 (b) ヒトまたは動物の治療のための診断法、治療法、手術法。

	の規定に適合する方法で、かつ、３の規定に従うことを条件として、少なくとも植物に由来する発明について特許が与えられることを確認する。	に非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって 植物の品種の保護を定める。	
特許 優先権書類の翻訳要求			任意 第 14.16 条パラグラフ 1 先の出願が当局の受け入れ言語でない場合に、先の出願の翻訳を要求することができる。
特許 インターネット公知		任意 11.45 条 インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行技術の一部を構成し得ることを認識する。	
特許 グレースピリオド	義務 18.38 条 少なくとも、発明が新規性又は進歩性のあるものであるかどうかの判断に際して用いる公衆に開示された情報について、その開示が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、当該情報を考慮に入れない。 (a) 特許出願人又は特許出願人から直接若しくは間接に当該情報を入手した者により行われたものであること。 (b) 当該各締約国の領域における出願の日の前 12 箇月以内に行われたものであること。	任意 11.42 条 イノベーションを支えるため、発明に新規性があるかどうかを判断するに当たり発明の公衆への開示のうち一定のものを考慮に入れないとの特許の猶予期間が有益であることを認識する。 ※グレースピリオドを具体的に規定していない。	任意 第 14.13 条 発明が新規であるか又は進歩性を有するか否かを判断するために使用される公開開示に含まれる情報であって、当該公開開示が新規であるか又は進歩性を有するか否かを判断するために使用される公開開示に含まれる以下の情報を無視することができる： (a) 特許出願人により作成された、または特許出願人から許諾された、または特許出願人から派生したものであること。 (b) 締約国の領域において出願の日前 12 箇月以内に発生したものであること。
特許 早期審査	（凍結項目） 任意 18.46 条パラグラフ２ 特許出願人の特許出願の審査を迅速に行うことを当該特許出願人が要請す	努力義務 11.46 条 特許出願人がその特許出願についての迅速な審査を要請するための国内手続を定めるよう努める。	義務 第 14.15 条パラグラフ 1 出願人が、合理的な理由(請求された発明が出願人以外の者によって出願公告後に実施されたこと

	るための手続を定めることができる。		を含むがこれに限定されない)及び手続上の要件に従って、早期審査の請求を行うことができることを確保する。
特許 審査結果の相互利用	努力義務 18.14 条パラグラフ 2 締約国の各特許庁間で調査及び審査の作業の共有と利用を円滑にするための協力をするよう努める。協力には次のことを含めることができる。 (a) 調査及び審査の結果を他の締約国の特許官庁が利用することができるようにすること (b) 特許の審査に関係する品質保証に係る制度及び品質基準についての情報を交換すること）		
特許 先願主義	義務 第 18.42 条 最先の出願日又は該当するときは優先日を有するものに特許を与えることを定める。ただし、当該出願が公表の前に取り下げられ、放棄され、又は却下されたときは、この限りでない。		
特許 出願後 18 ヶ月で公開	努力義務 第 18.44 条パラグラフ 1 出願日（又は優先日）から 18 箇月を経過した後、速やかに公開するよう努める。 第 18.44 条パラグラフ 2 1 の規定に従い係属中の出願が速やかに公開されない場合には、当該出願又はこれに対応する特許を実行可能な限り速やかに公開する。	義務 第 11.44 条パラグラフ 1 出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から 18 箇月を経過した後、速やかに公開する。ただし、当該出願が先に公開され、又は取り下げられ、放棄され、 若しくは拒絶された場合は、この限りでない。 第 11.44 条パラグラフ 2 1 の規定に従って係属中の出願を速やかに公開しない場合には、当該出願又はこれに対応する特許を実行可能な限り速やかに公開す	

		る。	
特許 医薬品の特許期間延長制度	（凍結項目） 義務 18.48 条パラグラフ２ 特許の対象となっている医薬品については、販売承認の手続の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため特許期間の調整を利用可能なものとする。		
特許 不合理な遅延を補償する特許期間の調整	（凍結項目） 義務 18.46 条パラグラフ 3 特許の付与において不合理な遅延がある場合には、当該遅延について補償するために特許期間を調整するための手段を定め、及び特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整する。		
特許 パテントリンケージ	義務 （18.53 条） １．医薬品の販売を承認する条件として、安全性及び有効性に関する情報を最初に提出した者以外の者が、以前に承認された製品の安全性又は有効性に関する証拠又は情報（例えば、先行する販売承認であって、当該締約国によるもの又は他の国若しくは地域の領域におけるもの）に依拠することを認める場合には、次のものを定める。 (a) 当該最初に提出した者以外の者が当該承認された製品又はその承認された使用の方法が請求の範囲に記載されている適用される特許の期間中に当該医薬品を販売しようとしていることについ		

	て、当該医薬品が販売される前に、特許権者に通知し、又は特許権者が通知を受けられるようにする制度 (b) 特許権者が、侵害しているとされる製品の販売（注）前に、(c) に規定する利用可能な救済手段を求めるための十分な期間及び機会 (c) 承認された医薬品又はその承認された使用の方法が請求の範囲に記載されている適用される特許の有効性又は侵害に関する紛争を適時に解決するための手続（司法上又は行政上の手続等）及び迅速な救済措置（予備的差止命令又はこれと同等の効果的な暫定措置等） ２．１の規定の実施に代えて、特許権者若しくは販売承認の申請者により販売承認を行う当局に提出された特許に関連する情報に基づき又は販売承認を行う当局と特許官庁との間の直接の調整に基づき、当該特許権者の承諾又は黙認を得ない限り、請求の範囲に記載されている特許の対象である医薬品を販売しようとする第三者に販売承認を与えない司法上の手続以外の制度を採用し、又は維持する。		
特許 特許により与えられる権利の例外	任意 第 18.40 条 特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さな	任意 第 11.38 条 特許によって与えられる排他的権利につき限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とす	任意 第 14.12 条 特許により与えられる排他的権利に限定的な例外を定めることができる。ただし、その例外が特許の通常の利用を不当に妨げず、かつ、第三者の正当な利益を考慮して特許

	いことを条件とする。	る。	権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。
意匠 保護対象 部分意匠	義務 18.55 条 １．意匠の十分かつ効果的な保護を確保するとともに、次に掲げるもののいずれかが意匠としての保護の対象となることを確認する。 (a) 物品の一部に具体化された意匠 (b) 適当な場合には、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠 ２．この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第 25 条及び第 26 条の規定に従う。 ※物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠」の保護でも良い。	義務 11.49 条 1. 独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護を定める。意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。主として技術的又は機能的な考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる。 （略） ５．各締約国は、次のいずれかのものが意匠としての保護の対象となることを確認する。 (a) 物品の一部に具体化された意匠 (b) 適当な場合には、自国の法令に従い、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠 ※「物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠」の保護でも良い。	義務 第 14.18 条パラグラフ 1 少なくとも 15 年の保護期間にわたり、自国の国内法令において、物品又は物品の一部についての工業意匠の適切かつ有効な保護を確保する。
意匠 インターネット公知		任意 第 11.50 条 インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行意匠の一部を構成し得ることを認識する。	
意匠 意匠権期間	義務 18.55 条パラグラフ 2 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第 25 条及び第 26 条の規定に従う。		義務 第 14.18 条パラグラフ 1 少なくとも 15 年の保護期間にわたり、自国の国内法令において、物品又は物品の一部についての工

	TRIPS 第 26 条第 3 項 保護期間は、少なくとも 10 年とする。		業意匠の適切かつ有効な保護を確保する。
意匠 類似意匠（※意匠の類似の範囲にまで保護を与えること）	義務 18.55 条パラグラフ 2 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第 25 条及び第 26 条の規定に従う。 TRIPS 第 26 条第 1 項 保護されている意匠の権利者は、その承諾を得ていない第三者が、保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し又は輸入することを防止する権利を有する。	義務 11.49 条パラグラフ 3 保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており、又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し、又は輸入することを防止する権利を有することを定める。	
意匠 意匠の排他的権利		義務 11.49 条パラグラフ 3 保護されている意匠の権利者が、（中略）商業上の目的で製造し、販売し、又は輸入することを防止する権利を有することを定める。	義務 第 14.18 条パラグラフ 2 保護される意匠の所有者は、少なくとも、保護される意匠が付され又は具体化された物品の製造、販売又は輸入が商業目的で行われる場合には、所有者の同意を得ない第三者がその意匠を付され又は具体化した物品を製造し、販売し又は輸入することを防止する権利を有する。
意匠 意匠により与えられる権利の例外	任意 18.55 条パラグラフ 2 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第 25 条及び第 26 条の規定に従う。 TRIPS 第 26 条第 2 項 第三者の正当な利益を考慮し、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されてい	任意 第 11.49 条パラグラフ 4 第三者の正当な利益を考慮して、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。	任意 第 14.19 条 意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、その例外が、保護される意匠の通常の利用と不当に抵触せず、かつ、第三者の正当な利益を考慮して、保護される意匠の所有者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

	る意匠の権利者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。		
商標 保護対象 新しい商標（音商標等）	音商標（義務） においの商標（努力規定） 第 18.18 条 標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。さらに、匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払う。商標の簡潔かつ正確な記述若しくは図式による表示又は場合に応じてその双方を要求することができる。	音商標（義務） 第 11.19 条 ある事業に係る商品及びサービスを他の事業に係る商品及びサービスから識別することができる標識又はその組合せを商標とすることができるものとすることを確保する。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。標識を視覚によって認識することができることを商標の登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。	音商標（義務） 第 14.6 条 1. ある事業者の商品又は役務を他の事業者の商品又は役務と区別することができる標識又は標識の組合せは、商標を構成することができる。 （略） 3. 登録の条件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求することはできず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒絶することはできない。
商標 一出願多区分制度の導入		義務 第 11.28 条 二以上の商品若しくはサービス又はその組合せに係る商標の登録の出願について、当該二以上の商品若しくはサービス又はその組合せがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、単一の願書で行うことができることを定める。	
商標 更新期間	義務 第 18.26 条 商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間を少なくとも 10 年とすること		義務 第 14.6 条パラグラフ 5 商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを

	を定める。		規定する。
商標 悪意の商標出願の排除/外国周知商標の保護		義務 第 11.27 条 各締約国は、自国の法令に従い、商標の登録の出願が悪意で行われたものである場合には、自国の権限のある当局が当該出願を拒絶し、又は当該登録を取り消す権限を有することを定める。	
商標 同一類似の商品・サービスについて周知商標を保護	義務 第 18.22 条パラグラフ 4 広く認識されている商標と同一又は類似の商標の使用が先行して存在する当該広く認識されている商標との混同を生じさせるおそれがある場合には、同一又は類似の物品又はサービスについて、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適当な措置を定める。当該商標が欺くおそれがある場合についても、当該措置を定めることができる。	義務 第 11.26 条パラグラフ 1 同一又は類似の商品又はサービスについて広く認識されている商標と同一又は類似の商標を使用することが先行して存在する当該広く認識されている商標と混同を生じさせるおそれがある場合には、その登録を拒絶し、又は取り消し、及びその使用を禁止するための適当な措置を定める。	義務 第 14.08 条パラグラフ 4 同一又は類似の商品又は役務について、周知商標と同一又は類似の商標を使用することが先行する周知商標との混同を生じさせるおそれがある場合には、その商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、かつ、その商標の使用を禁止する適切な措置を定める。
商標 非類似の商品・サービスについて未登録周知商標の保護	義務 第 18.22 条パラグラフ 2 パリ条約第 6 条の 2 の規定は、広く認識されている商標（登録されているかどうかを問わない。）によって識別される物品又はサービスと同一でない及び類似していない物品又はサービスについて準用する。ただし、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスに関する当該商標の使用が、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスと当該商標の権利者との間の関連性を示		

	唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。		
周知商標と決定するための条件として、登録等を不要とする	義務 第 18.22 条パラグラフ 1 商標が広く認識されていることを決定するための条件として、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で当該商標が登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標としてあらかじめ認定されていることを要求してはならない。	義務 第 11.26 条パラグラフ 3 商標が広く認識されている商標であることを決定するための条件として、当該商標が、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標として先行して認定されていることを要求してはならない。	義務 第 14.8 条 1. いずれの締約国も、商標が周知であると判断する条件として、当該商標が当該締約国若しくは他の法域において登録されていること、周知商標リストに掲載されていること又は周知商標として事前に認識されていることを要求することはできない。 2. ある商標がある締約国において周知であるかどうかを決定する場合には、当該締約国の権限のある当局は、公衆の関連する分野における当該商標の知識（当該商標の宣伝の結果として得られた当該締約国における知識を含む）を考慮する。 （以下略）
商標の排他的権利に輸出を含む	義務（登録商標の使用の排他的権利に輸出が含まれるかは明確でない） 第 18.20 条 登録された商標の権利者の承諾を得ていない第三者が当該権利者の登録された商標に係る物品又はサービスに関連する物品又はサービスについて同一又は類似の標識（後に地理的表示となったものを含む。）を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める。同一の物品又はサービスについて同一	義務（登録商標の使用の排他的権利に輸出が含まれるかは明確でない） 第 11.23 条 登録された商標の権利者の承諾を得ていない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると	義務（登録商標の使用の排他的権利に輸出が含まれるかは明確でない） 第 14．6 条パラグラフ 4 登録商標の所有者が、その所有者の商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について同一又は類似の標識を取引上使用することが混同を生ずるおそれがある場合には、その所有者の同意を得ないすべての第三者が同一又は類似の標識を使用することを防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品または役務について同一の標識を使用する場合、混同の可

	の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。 ※国境措置では、輸出物品も差止対象。 第 18.76 条パラグラフ 5 商標権又は著作権及び関連する権利を侵害する疑いのある輸入、輸出、若しくは領域を通過する物品について、権限のある当局が職権により差止め等の国境措置を行う権限を有する。	推定される。この条に定める排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。	能性が推定されるものとする。上記の権利は、既存の権利を損なうものではなく、また、両当事者が使用に基づいて権利を利用できるようにする可能性に影響を及ぼすものではない。
商標 商標に団体標章及び証明標章を含める。GI としても用いられ得る標識を商標制度に基づく保護の対象とすることができると定める	義務 第 18.19 条 商標に団体標章及び証明標章を含めることを定める。証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。また、地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度に基づく保護の対象とすることができることを定める。	義務 第 11.20 条 1.商標には団体標章及び証明標章を含むことを定める。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。 2.地理的表示として用いられ得る標識が自国の法令に従って自国の商標制度に基づく保護の対象となることができることを定める。	義務 第 14.06 条パラグラフ 2 商品及び役務に関する認証標章、団体標章及びサービス標章を含む標章について、適切かつ効果的な保護を与える。
同一又は類似の商標と商品・役務を排他的権利の範囲とする	義務 第 18.20 条 登録された商標の権利者の承諾を得ていない第三者が当該権利者の登録された商標に係る物品又はサービスに関連する物品又はサービスについて同一又は類似の標識（後に地理的表示となったものを含む。）を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める。同一の物品又	義務 第 11.23 条 登録された商標の権利者の承諾を得ていない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせる	義務 第 14．6 条パラグラフ 4 登録商標の所有者が、その所有者の商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について同一又は類似の標識を取引上使用することが混同を生ずるおそれがある場合には、その所有者の同意を得ないすべての第三者が同一又は類似の標識を使用することを防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品または役務について同一の標識を

	はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。	おそれがある場合であると推定される。この条に定める排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。	使用する場合、混同の可能性が推定されるものとする。上記の権利は、既存の権利を損なうものではなく、また、両当事者が使用に基づいて権利を利用できるようにする可能性に影響を及ぼすものではない。
商標 記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	任意 第 18.21 条 商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。	任意 第 11.24 条 商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。	任意 第 14.07 条 商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用等、商標によって与えられる権利に対する限定的な例外を定めることができる。
商標 使用権の記録を要求しないこと	義務 第 18.27 条 次のいずれかの場合には、使用権の記録を要求することができない。 (a) 当該使用権の記録が、当該使用権が有効なものであることを確定することを目的とする場合 (b) 当該使用権の記録を、商標についての権利の取得、維持又は行使に関する手続において使用権者による商標の使用を名義人による使用とみなすための条件とする場合		

	CPTPP （TPP11 協定）	RCEP	韓イスラエル FTA
加盟国	オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、及びベトナム	日本、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国、韓国、ニュージーランド、フィリピン、ミャンマー（ミャンマーは 2023 年 9 月 8 日時点で未発効）	イスラエル、韓国

不正競争関連 不正競争からの保護手段の保証			義務 第 14.20 条 締約国は、各締約国の国民に対し、不正競争に対する効果的な保護を保証する義務を負う。 （以下略） ※具体的な保護手段についての規定無し。
不正競争関連 不正競争行為の具体例	不正ドメイン使用を明記 第 18.28 条パラグラフ 2 国別トップレベルドメインのドメイン名を管理するための各締約国の制度に関し、少なくとも、商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を登録し、又は保有する者が、利益を得る不誠実な意図を有する場合には、適当な救済措置を利用可能なものとする。	不正ドメイン使用を明記 第 11.55 条 自国の国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名を管理するための制度に関し、自国の法令並びに適用がある場合にはプライバシー及び個人の情報の保護についての関連する管理者の政策に従い、次の手続及び救済措置を利用可能なものとする。 (a) 紛争解決のための適当な手続であって、ドメイン名及びＩＰアドレスの割当てに関するインターネット法人が承認したドメイン名統一紛争処理方針に定める原則に基づいて若しくは当該原則と同様の指針に従って定めるもの又は次の全ての要件を満たすもの (i) 迅速に、かつ、合理的な費用で紛争を解決することができるものであること。 (ii) 公正かつ衡平なものであること。 (iii) 過度の負担とならないこと。 (iv) 司法手続を利用することを妨げないこと。 (b) 少なくともある者が商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を利益を得る不誠実な意図をもって登録し、又は保有する場合には、適当な救済措置	具体例の明記なし 第 14.20 条 （略） 産業上又は商業上の事項に関する公正な慣行に反する競争行為は、不正競争行為となる。特に、次のものは、禁止する： (a) どのような手段であれ、競合他社の設立、商品、または産業もしくは商業活動との混同を生じさせるような性質のすべての行為； (b) 競合他社の事業所、商品、産業活動または商業活動の信用を失墜させるような性質の、取引過程における虚偽の申し立て。 (c) 商品の性質、製造工程、特性、目的への適合性、または数量について、取引上使用することが公衆を誤認させるおそれのある表示または主張。

不正競争関連 パリ条約第10条の2の準用		パリ条約第 10 条の 2 の規定がサービスの提供に関連する不正競争行為を対象としていることを確認する規定。 第 11.54 条 各締約国は、パリ条約（注）に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。 （注）締約国は、パリ条約第 10 条の 2 の規定が、関連する場合には、商品及びサービスの提供に関する不正競争行為を対象とすることを了解する。	パリ条約 10 条の 2 と実質的に同じ規定。 第 14.20 条 ※不正競争行為の具体例として、サービスについて明記されていない。
不正競争関連 原産地の混同を招くような国名の利用禁止	義務 第 18.29 条 利害関係者に対し、物品の原産地について消費者を誤認させるような態様で当該物品に関して締約国の国名を商業的に利用することを防止するための法的手段を提供する。	義務 第 11.57 条 利害関係を有する者に対し、商品の原産地について消費者を誤認させるような態様で当該商品に関して締約国の国名を商業的に利用することを防止するための法的手段を提供する。	
不正競争関連 「開示されていない情報の保護」における「公平な商慣習に反する方法」の類型	「公正な商慣習に反する方法」は、TRIPS 39 条第 2 項と類似の類型。 第 18.78 条パラグラフ 1 パリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争からの有効な保護を確保するため、いずれかの者が、合法的に自己の管理する営業上の秘密について、公正な商慣習に反する方法（注）により自己の承諾を得ないで他の者（国有企業を含む。）が開示し、取得し、又は使用することを防止するための法的手段を有することを確保する。この章において、営業上の秘密には、少なくとも貿易		「公正な商慣習に反する方法」は、TRIPS 39 条第 2 項と同じ類型。 第 14.21 条 TRIPS 協定第 39 条に従い、未公開情報を保護する。

	関連知的所有権協定第39条2に規定する開示されていない情報を含む。 （注）この１の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。		
不正競争関連 営業秘密の保護に関する刑事罰	義務 第 18.78 条パラグラフ２ 各締約国は、3 の規定に従うことを条件として、次の一又は二以上の行為について刑事上の手続及び刑罰を定める。 (a) コンピュータ・システムに保管されている営業上の秘密への許諾を得ない、かつ、故意によるアクセス (b) 営業上の秘密の許諾を得ない、かつ、故意による横領（注）（コンピュータ・システムの手段を用いたものを含む。） (c) 営業上の秘密の詐欺的な開示又は許諾を得ない、かつ、故意による開示（コンピュータ・システムの手段を用いたものを含む。）		
エンフォースメント関連 一般的義務	第 18.73 条パラグラフ１ 知的財産権の行使に関する最終的な司法上の		第 14.31 条 知的財産権の行使に関する最終的な司法上の決定及び行政上の裁定を文書

	決定及び一般に適用される行政上の決定について、できる限り書面によって行うこと並びに関連する事実認定並びに当該司法上の決定及び当該行政上の決定が依拠する理由又は法的根拠を明示することを義務化。 また、当該司法上の決定及び当該行政上の決定を当該締約国の国語で、利害関係者及び締約国が知ることができるような方法により、公表し（※インターネット上での公表でも良い。）、又は公表が実際的でない場合には他の手段を用いて公衆が入手することができるようにすることを義務化。		で行い、関連する事実、決定及び裁定が基礎とする理由又は法的根拠の記載を義務化。 また、これらの決定及び裁定を、その国の言語で、公衆及び権利者が知ることのできるような方法により、公表し（※インターネット上での公表でも良い。）、又は公表が実務上不可能である場合には、他の手段を用いて公衆に提供することを義務化。（第 14.31 条）
国境措置（解放停止の申立て） 知財の種類	義務：不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、及び著作権（著作隣接権を含む。）侵害物品の取引停止又は侵害物品の留置申立。 第 18.76 条パラグラフ 1 当該締約国の領域に輸入される物品であって、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、及び著作権（又は関連する権利）侵害物品である疑いのあるものの取引を停止し、又は当該物品を留置するための申し立てについて定める。	義務：不正商標物品及び著作権（著作隣接権を含む。）の侵害品について解放停止申立の手続き。 第 11.65 条パラグラフ 1 貿易関連知的所有権協定第 51 条の規定に従い、輸入貨物に関し、著作権侵害物品又は不正商標商品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放を停止するよう自国の権限のある当局に対して申立てを提出することができる手続を採用し、又は維持する。	義務：不正商標物品及び著作権の侵害品について解放停止申立の手続き。 第 14.44 条 TRIPS 協定第 III 部第 4 節[570]の規定に準拠して、不正商標物品又は著作権侵害物品の輸入が行われるおそれがあると疑うに足りる正当な理由のある権利者が、当該締約国の税関当局による当該商品の自由流通への解放の停止を求める申請を、国境措置手続が適用される締約国の行政上又は司法上の権限のある当局に対して書面で行うことができるようにするための手続を採択する。締約国は、他の侵害を伴う貨物について当該申請を行うことを認めることができる。

[570] TRIPS 協定第 III 部第 4 節には、第 51 条～第 60 条が含まれる。

国境措置（解放停止の申立て）対象となる行為	（※輸入のみが義務化）（第 18.76 条パラグラフ 1）	（※輸入のみが義務化）（第 11.65 条パラグラフ 1）	（※輸入のみが義務化）（第 14.44 条）
国境措置（解放停止の申立て）合理的期間内の認定手続き	義務：解放停止の申立て手続の開始後合理的な期間内に知的財産権の侵害の認定をすることができる手続の採用・維持。 第 18.76 条パラグラフ 6 1、５(a)及び 5(b)並びに該当する場合には 5(c)に定める手続の開始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって知的財産権が侵害されているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。締約国は、侵害を認定するための行政上の手続を定める場合には、自国の当局に対し、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後行政上の罰又は制裁（当該罰又は制裁には、罰金又は侵害物品の差押えを含むことができる。）を科する権限を付与することができる。 ※パラグラフ１は被疑侵害品の引取り停止、又は当該物品を留置するための申立てについての定め。	義務：解放停止の申立て手続の開始後合理的な期間内に商標権又は著作権（著作隣接権含む）の侵害について認定することができる手続の採用・維持。 第 11.71 条 各締約国は、第 11.65 条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）及び第 11.69 条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に定める手続の開始の後合理的な期間内に、自国の権限のある当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。	
国境措置（職権による解放停止）知財の種類	義務：不正商標物品及び著作権（著作隣接権を含む。）の侵害品の疑いのあるものについて、職権により国境措置を開始することができること	義務：不正商標物品及び著作権（著作隣接権を含む。）の侵害品の疑いのあるものについて、職権により国境措置を開始することができること 第 11.69 条パラグラフ 1	

	第 18.76 条パラグラフ 5 自国の権限のある当局が、税関管理の下にある物品（注１）であって、不正商標物品又は著作権侵害物品である疑いのある次に掲げるものについて、職権により（注２）国境措置を開始することができることを定める。 (a) 輸入された物品 (b) 輸出されようとしている物品） (c) 通過物品 （注１）締約国の税関手続きの対象となる物品を意味するものとして取り扱ってもよい （注２）職権による行為は、第三者又は権利者からの告訴を必要としない。	輸入貨物に関し、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある（注）物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、又は維持する。 （以下略） （注）締約国は、当該物品が著作権侵害物品又は不正商標商品であると信ずるに足りる合理的な理由を自国の権限のある当局が有することに基づいてこの義務を履行することができる。	
国境措置（職権による解放停止） 対象となる行為	輸出、輸入、通過物品について義務化 第 18.76 条パラグラフ 5	輸入について義務化。 第 11.69 条パラグラフ 1 輸出については任意。 第 11.69 条パラグラフ 2 輸出貨物に関し、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、又は維持することができる。 （以下略）	
国境措置（職権による解放停止） 合理的な期間での侵害認定の手続き	義務：職権による手続の開始後合理的な期間内に知的財産権侵害物品の侵害について認定することができる手続とすること。 第 18.76 条パラグラフ 61、5(a)及び 5(b)並びに該当する場合には 5(c)に定める手続の開始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵	義務：職権による手続の開始後合理的な期間内に商標権又は著作権（著作隣接権含む）の侵害について認定することができる手続とすること。 第 11.71 条 第 11.65 条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）及び第 11.69 条（職権による行	

	害の疑いのある物品によって知的財産権が侵害されているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。 ※パラグラフ 5 は被疑侵害品の引取り停止、又は当該物品の留置を職権で行うことについての定め。	為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に定める手続の開始の後合理的な期間内に、自国の権限のある当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。	
国境措置 （職権による解放停止） 通知事項		義務：職権により行動する場合には、輸入の場合は輸入者及び権利者が、輸出の場合は輸出者及び権利者が、停止の通知を速やかに受けること。 第 11.69 条パラグラフ 1 （略） 各締約国は、自国の権限のある当局が職権により行動する場合には、輸入者及び権利者がその停止の通知を速やかに受けることを定める。 第 11.69 条パラグラフ 2 （略） 当該締約国は、自国の権限のある当局が職権により行動する場合には、輸出者及び権利者がその停止の通知を速やかに受けることを定める。	
国境措置 （職権による解放停止） 公務員等の責任免除		義務 第 11.69 条パラグラフ 3 職権により行動する場合には,各締約国は、措置が誠実にとられ、又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除することを定める。	
国境措置 セキュリティ又は同等の保証	義務：不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物	義務：著作権侵害物品又は不正商標物品の疑いがある物品の引取りを停止するための手続を開始する権利者に対し、権限のある当局が	義務：不正商標物品又は著作権侵害物品の輸入について、解放停止の申立を行う権利者に権限のある当局が十分な合理的な

	品の引取りを停止するための手続を開始する権利者に対し、権限のある当局が十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有すること 第 18.76 条パラグラフ 3 自国の権限のある当局が、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品の引取りを停止するための手続を開始する権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有することを定める。 当該担保又は同等の保証が当該手続の利用を不当に妨げないことを定める。 当該担保については、当該物品が知的財産権を侵害するものではないと権限のある当局が認定する場合には、当該物品の引取りが停止されたことによって生ずる損失又は損害を被申立人に与えないようにする支払の保証によることができることを定めることができる。	十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有すること 第 11.67 条 自国の権限のある当局が、第 11.65 条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に規定する手続を開始する権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有することを定める。 各締約国は、当該担保又は同等の保証が当該手続の利用を不当に妨げないことを定める。	担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有すること 第 14.45 条 各締約国は、管轄当局が、被告及び管轄当局を保護し、かつ、濫用を防止するのに十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう、本条に定める手続を請求する権利者に要求する権限を有することを規定する。 各締約国は、この担保又はこれに相当する保証がこれらの手続を利用することを不当に抑止しないことを定める。
国境措置「物品の解放の停止の通知」における物品の輸入者の氏名等の通知	第 18.76 条パラグラフ 4 任意 自国の権限のある当局が不正商標物品若しくは著作権侵害物品である疑いのある物品を留置し、又は当該物品の引取りを停止した場合	第 11.68 条 任意 情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の権限のある当局が著作権侵害物品若しくは不正商標商品の疑いのある物品を留置し、又は当該物	第 14.46 条 義務 個人情報の保護に関する法律に従い、所管官庁が不正商標物品又は著作権侵害物品であると疑われる商品の差止め又は押収を行った場合には、所管

	には、自国の権限のある当局が物品の荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について不当に遅滞することなく通知する権限を有することを定めることができる 義務 ただし、与えない場合には、少なくとも輸入物品について、認定から30日以内に上記情報を権利者に提供する権限を自国の権限のある当局に付与すること。	品の解放を停止した場合には、自国の権限のある当局が当該物品の荷送人、輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について権利者に通知する権限を有することを定めることができる。	官庁が、権利者の求めに応じて、輸入者の氏名又は名称及び住所を権利者に通知し、並びに当該商品の見本を権利者に提供する権限を有することを定める。
国境措置 手荷物及び小型貨物	第18.76条パラグラフ9 義務 この条の規定は、小型貨物で送られる商業的な性質の物品についても適用する。 任意 締約国は、旅行者の手（注）荷物に含まれる少量の非商業的な性質の物品については、この条の規定の適用から除外することができる （注）締約国は、小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品についても、この条の規定の適用から除外することができる。		第 14.47 条：最小限の輸入 任意 旅行者の個人的な手荷物に含まれ、又は小口貨物として送付される非商業的性質の少量の物品をこの条の適用から除外することができる。
国境措置 当局への廃棄を命ずる権限の付与	義務 知的財産の侵害物品について、当局が「廃棄を命ずる権限を有する」こと、及び、「廃棄されない場合、流通経路に回帰されない」ことを確保すること。	義務 「著作権侵害物品又は不正商標商品」について、当局が「廃棄」及び「処分」を命ずる権限を有すること、及び、「廃棄されない場合、流通経路に回帰されない」ことを確保すること。	任意 税関により解放が停止され、かつ不正商標物品又は著作権侵害物品として没収された商品を廃棄すること、及び、不正商標物品については、違法に付された商標を除去する

	第 18.76 条パラグラフ 7 自国の権限のある当局が、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後当該物品の廃棄を命ずる権限を有することを定める。当該物品が廃棄されない場合には、例外的な場合を除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。不正商標物品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への物品の流入を認めることはできない。	第 11.72 条 権利者の他の請求権を害することなく、及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品であると認定された物品の廃棄を命ずる権限及び当該物品の処分を命ずる権限を有することを定める。当該物品が廃棄されない場合には、例外的なときを除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。	だけでは、流通経路への解放を認めるには十分ではないことを定めても良い。 第 14.48 条 各締約国は、自国の税関当局により引渡しを停止され、かつ、不正商標物品又は著作権侵害物品として没収された商品は、例外的な場合を除き、廃棄されるものとし、不正商標物品については、不法に付された商標を単に除去するだけでは、通商の経路への商品の引渡しを認めるに足りないとする旨を定めることができる。
国境措置 手数料設定の制限	第 18.76 条パラグラフ 8 義務 申立てに係る手数料、商品保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金が当該国境措置の利用を不当に妨げる額に設定されてはならない。	第 11.73 条 義務 申立てに係る手数料、商品保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金が当該国境措置の利用を不当に妨げる額に設定されてはならない。	
国境措置 当局への情報提供	第 18.76 条パラグラフ 2 義務 自国の権限のある当局が不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品を自由に流通させるための引取りを停止するための手続を開始する権利者が、当該手続を定める締約国の法令上、当該権利者の知的財産権の侵害の事実がある	第 11.70 条 義務 各締約国は、自国の権限のある当局がこの款に定める国境措置をとるに当たって職権により行動する場合には権利者に対し当該権限のある当局を支援するために関連する情報を提供するよう要請する権限を有することを定める。 任意 権利者が自国の権限のある当局に対して関連する情報を提供することを認めるこ	

	と当該権限のある当局が推定するに足りる適切な証拠を提出すること及び当該権限のある当局による当該物品の合理的な識別のため当該権利者が知っているものと合理的に予想し得る十分な情報を提供することを要求されることを定める。当該情報の提供の要求は、当該手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。	とができる。	
民事措置 民事措置の対象	義務 第 18.74 条パラグラフ 1 この章の規定の対象となる知的財産権の行使について、民事上の司法手続を権利者が利用することができるようにする。	義務 第 11.59 条パラグラフ 1 この章の規定の対象となる知的財産権の行使に関する民事上の司法手続を権利者に利用可能なものとする。 （略）	義務 第 14.33 条 本章に含まれる知的財産権の行使に関する民事裁判手続を権利者が利用できるようにする。
民事措置 「権利者」の定義	第 18.74 条パラグラフ 1 （注）この条の規定の適用上、「権利者」には、許諾を得た者、連合及び団体であって、権利を主張する法的な地位及び権限を有するものを含む。「許諾を得た者」には、特定の知的財産に含まれる一又は二以上の排他的な知的財産権について排他的な許諾を得た者を含む。	第 11.59 条 （注）この条の規定の適用上、「権利者」には、連合及び団体であって、その権利を主張する法的な地位を有するものを含む。	第 14.33 条 「権利者」には、知財権のいずれか一つ以上を排他的に有する者及び、当該権利を主張する法的地位及び権限を有する連合及び団体を含む」ことを規定。
民事措置 手続における秘密情報・営業秘密の扱い	義務 第 18.74 条パラグラフ 14 民事訴訟手続の当事者や弁護士等に対し、営業秘密の保護に関する命令に違反した場合に制裁を科す権限を、司法当局に付与すること。	義務 第 11.63 条 民事訴訟手続の当事者や弁護士等に対し、営業秘密の保護に関する命令に違反した場合に制裁を科す権限を、司法当局に付与すること定める。	義務 第 14.40 条パラグラフ 2 民事裁判手続きにおいて、当該手続きに関連して作成又は交換された秘密情報の保護に関連する司法命令に違反した当事者弁護士等に対し制裁を科す権限を、当局に付与すること。
民事措置	義務		義務

証拠の提出	第 18.74 条パラグラフ 13 自国の司法当局が、特権、情報源の秘密の保護又は個人情報の処理に関する自国の法令の適用を妨げることなく、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、権利者の正当な要請に基づき、侵害者又は侵害したと申し立てられた者に対し、自国の関係法令に規定する関連情報であって当該侵害者又は当該侵害したと申し立てられた者が有し、又は管理するものを少なくとも証拠を収集する目的のために当該権利者又は当該司法当局に提供するよう命ずる権限を有することを定める。 当該関連情報には、侵害又は申し立てられた侵害における何らかの局面に関与した者に関する情報及び知的財産権を侵害する物品若しくはサービス又は侵害していると申し立てられた物品若しくはサービスの生産手段又は流通経路に関する情報（これらの物品又はサービスの生産又は流通に関与したと申し立てられた第三者及び当該物品又はサービスの流通経路を特定する情報を含む。）を含めることができる。		第 14.39 条 知的財産権の行使に関する民事司法手続において、自国の司法当局が証拠収集のために適当と認める場合には、侵害に関連する情報を司法当局又は権利者に提供するよう締約国に命じる権限を有することを規定する。
民事措置 侵害の防止			義務 第 14.41 条 知的財産権の執行に関する民事裁判手続において、各締約国は、特に、

			侵害品の輸入が通商の経路に入ることを防止し、かつ、侵害品の輸出を防止するために、司法当局が締約国に対し侵害行為の停止を命ずる権限を有することを定める。
民事措置 損害賠償額の算定	義務 第 18.74 条パラグラフ 3 自国の司法当局が、民事上の司法手続において、侵害活動を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、少なくとも、当該侵害者による権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。 第 18.74 条パラグラフ 4 損害賠償の額を決定するに当たり、「権利者が提示する合理的な価値の評価（逸失利益、希望小売価格等を含むことができる）」を考慮する権限を当局に付与する。 第 18.74 条パラグラフ 5 少なくとも著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用について、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、少なくとも 3 に規定する場合には、侵害者に対し、その侵害行為から生じた当該侵害者の利益を権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。	義務 第 11.60 条パラグラフ 2 締約国の司法当局は、1 の規定に基づく損害賠償の額を決定するに当たり、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮する権限を有する。（注） （注）締約国の司法当局は、損害賠償の額を決定するに当たり、適当な場合には、侵害の対象となった物品又はサービスの価値であって、その市場価格によって評価されるものを考慮する権限を有することができる。 第 11.60 条パラグラフ 3 締約国の司法当局は、著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用について、侵害行為を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、当該侵害行為から生じた当該侵害者の利益を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。（注） （注）締約国は、当該利益が 1 に規定する損害賠償に該当すると推定することにより、この 3 の規定を遵守することができる。	義務 第 14.34 条 (a) 民事裁判手続において、その司法当局は、侵害者に対し権利者への支払いを命じる権限を有する： (i) 侵害の結果、権利者が被った損害を補償するのに十分な損害賠償、または (ii) 少なくとも著作権または関連する権利の侵害および商標の偽造の場合、侵害に起因する侵害者の利益。 任意 第 14.34 条 (b) 知的財産権の侵害に対する損害賠償を決定する際、同国の司法当局は、特に、市場価格、希望小売価格、または権利者から提出されたその他の正当な価値尺度によって測定された、侵害された商品または はサービスの価値を考慮することができる。 第 14.35 条 民事裁判手続において、少なくとも著作権又は関連する権利により保護される著作物、レコード及び実演に関し、並びに商標の偽造の場合には、各締約国は、権利者の選択により利用することができる損害賠償金をあらかじめ定め、又は維持することができる。

	第 18.74 条パラグラフ 6 民事上の司法手続において、著作物、レコード又は実演を保護する著作権又は関連する権利の侵害に関し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。 (a) 権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償 (b) 追加的な損害賠償（注） （注）追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。 第 18.74 条パラグラフ 7 民事上の司法手続において、商標の不正使用に関し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。 (a) 権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償 (b) 追加的な損害賠償（注） （注）追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。		
民事措置 訴訟費用の支払い	義務 第 18.74 条パラグラフ 10 自国の司法当局が、少なくとも著作権又は関連する権利、特許及び商標の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士の費用又は当該締約国の法令に定める他の費用	義務 第 11.61 条 各締約国は、自国の司法当局が、少なくとも著作権又は関連する権利及び商標の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士の費用又は自国の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限を有することを定める。	義務 第 14.36 条 各締約国の司法当局は、侵害者に対し、適切な弁護士費用を含む費用を権利者に支払うよう命じる権限を有する。

	を支払うよう命ずる権限を有することを定める。		
民事措置 代替的紛争解決		任意 第 11.59 条パラグラフ 2 知的財産権に関する民事上の紛争を解決するために代替的な紛争解決のための手続を利用することを認めることができる。	任意 第 14.42 条 知的財産権に関する民事上の紛争を解決するために、裁判外紛争解決手続を利用することを認めることができる。
民事措置 侵害物品等の廃棄・排除	義務 第 18.74 条パラグラフ 12 民事上の司法手続について、次のことを定める。 (a) 自国の司法当局が、少なくとも著作権侵害物品及び不正商標物品について、権利者の申立てにより、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有すること。 (b) 自国の司法当局が、(a)に規定する著作権侵害物品及び不正商標物品の製造又は生産のために使用された材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様で、不当に遅延することなく、かつ、いかなる補償もなしに廃棄し、又は流通経路から排除することを命ずる権限を有すること。 (c) 不正商標物品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去が、流通経路への物品の流入を認めるために十分ではないこと。	義務 第 11.62 条パラグラフ 1 自国の司法当局が、民事上の司法手続において、少なくとも権利者の申立てにより、著作権侵害物品及び不正商標商品を、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有することを定める。（注） （注）締約国は、司法当局が、これらの物品を廃棄することを命ずる権限を有しつつ、廃棄することに代えて、これらの物品を、権利者に損害を与えないような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除することを命ずる権限も有することができることを了解する。 第 11.62 条パラグラフ 2 自国の司法当局が、民事上の司法手続において、1 に規定する著作権侵害物品及び不正商標商品の生産のために主として使用された材料及び道具を、更なる侵害の危険を最小とするような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除すること（注）を命ずる権限を有することを定める。 （注）締約国は、司法当局が、これらの材料及び道具を排除することを命ずる権限を有しつつ、排除するこ	義務 第 14.38 条 侵害に対する効果的な抑止力を創出するため、締約国の司法当局は、侵害品であると認定した商品について、いかなる種類の補償も行わずに、又はこれが自国の法令に反しない限り、廃棄を命ずる権限を有する。 締約国の司法当局は、また、侵害品の創作に主に使用された材料及び器具を、いかなる種類の補償もなしに、権利者に生じる損害を回避するような方法で商業の流通経路外に処分することを命じる権限を有する。両締約国の司法当局は、また、侵害品の作成に主に使用された材料及び器具を、いかなる種類の補償もなしに、更なる侵害の危険を最小化するような方法で商業の流通経路外に処分することを命じる権限を有する。このような要請を検討する際には、侵害の重大性と命令された救済措置との間の比例関係の必要性及び第三者の利益を考慮しなければならない。不正商標商品については、違法に付された商標を単に除去するだけでは、例外的な場合を除

		とに代えて、これらの材料及び道具を、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限も有することができることを了解する。 第 11.62 条パラグラフ 3 不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。	き、当該商品の通商経路への放出を認めるには不十分である。
暫定措置 証拠の差押え	義務 第 18.75 条パラグラフ 3 著作権（著作隣接権含む）侵害及び商標の不正使用に関する民事上の司法手続において、侵害の疑いのある物品、侵害に関連する材料及び道具並びに少なくとも商標の不正使用については侵害に関連する証拠書類を、差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる権限を当局に付与すること。	義務 第 11.64 条パラグラフ 1 各締約国は、商標の不正使用に関する民事上の司法手続において、自国の司法当局が、侵害の疑いのある物品及び次に掲げるものの双方を差押えその他の方で管理の下に置くことを命ずる暫定措置をとる権限を有することを定める。 (a) 申し立てられた侵害行為において主として使用された材料及び道具 (b) 申し立てられた侵害に関連する証拠書類 第 11.64 条パラグラフ 2 著作権又は関連する権利の侵害に関する民事上の司法手続において、自国の司法当局が、侵害の疑いのある物品及び少なくとも次のいずれかのものを差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる暫定措置をとる権限を有することを定める。 (a) 申し立てられた侵害行為において主として使用された材料及び道具 (b) 申し立てられた侵害に関連する証拠書類	民事手続における以下の義務について、暫定措置により満たすことができることが規定されている。 第 14.37 条 著作権または関連する権利の侵害および不正商標に関する民事司法手続において、各当事者は、その司法当局が、その法律および規制に従って、少なくとも不正商標に関して、侵害しているとされる商品、材料、および行為に関連する道具の差し押さえを命じる権限を有することを規定する*。 *締約国は、暫定措置によってこの義務を果たすことができる。
暫定措置 同等の補償	義務 第 18.75 条パラグラフ 2 自国の司法当局が、知的財産権に関する暫定	義務 第 11.64 条パラグラフ 4 自国の司法当局が、暫定措置に関し、申立人に対し、	義務 第 14.43 条パラグラフ 3 司法当局は、出願人が権利者であること、出願人

	措置を求める申立人に対し、当該申立人の権利が侵害されていること又はその侵害が生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって当該司法当局が確認するため、合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求する権限並びに当該申立人に対し、被申立人を保護し、及び濫用を防止するために十分な水準に定められた担保又は同等の保証を提供するよう命ずる権限を有することを定める。そのような担保又は同等の保証は、当該暫定措置のための手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。	当該申立人が権利者であること及び当該申立人の権利が侵害されていること又はその侵害が生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって確認するために合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求する権限並びに当該申立人に対し、被申立人を保護し、及び濫用を防止するために十分であり、かつ、当該暫定措置のための手続の利用を不当に妨げない担保又は同等の保証を提供することを命ずる権限を有することを定める。	の権利が侵害されていること又はかかる侵害が差し迫っていることを十分な確実性をもって納得させるために、出願人に対し、合理的に入手可能な証拠の提出を要求し、被告を保護し濫用を防止するのに十分な担保又は同等の保証の提供を出願人に命ずる権限を有する。
刑事措置 知財の種類	義務：少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権（著作隣接権を含む。）を侵害する複製。 第 18.77 条パラグラフ 1 刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定める。故意による著作権又は関連する権利を侵害する複製について、「商業的規模で行われる」行為には、少なくとも次の行為を含む。 (a) 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われる行為 (b) 商業上の利益又は金	義務：少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権（著作隣接権を含む。）を侵害する複製及び商標の不正使用 第 11.74 条パラグラフ 1 刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用について適用されるものを定める。	義務：少なくとも商業的規模における故意の不正商標又は著作権侵害（著作隣接権の取り扱いは任意） 第 14.49 条 少なくとも商業的規模における故意の不正商標又は著作権侵害の場合に適用される刑事手続及び罰則を定めるものとし、関連する権利の侵害についても同様に取り扱うことができる。

	銭上の利得のために行われるものでない重大な行為であって、市場との関連において当該著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすもの		
刑事措置 対象となる行為（輸出入・ 通過物品）	輸出、輸入について義務化 第 18.77 条パラグラフ 2 故意による不正商標物品又は著作権侵害物品の商業的規模の輸入及び輸出を刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。	輸入について義務化。 第 11.74 条パラグラフ 2 故意による著作権侵害物品又は不正商標商品の商業的規模の輸入を 1 に規定する刑事上の手続及び刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。当該著作権侵害物品又は不正商標商品の商業的規模の頒布又は販売が刑罰の対象となる不法な活動であることを定めることにより、この条の規定に基づく輸入に関する自国の義務を履行することができる。	
刑事措置 対象となる行為（ラベル又は包装における商標の使用）	義務 第 18.77 条パラグラフ 3 次の(a)及び(b)の要件を満たすラベル又は包装の故意による輸入及び国内における使用であって、商業上かつ商業的規模のものについて適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。 (a) 自国の領域において登録されている商標と同一の商標又は当該自国の領域において登録されている商標と識別することができない商標が、許諾なしに当該ラベル又は当該包装に付されていること。 (b) 自国の領域において商標が登録されている物品と同一の物品について又は自国の領域において商標が登録され		

	ているサービスと同一のサービスに関連して商業上使用するためのものであること。		
刑事措置 対象となる行為（映画盗撮）	義務 第18.77条パラグラフ4 映画館において上映中の映画の著作物の許諾を得ない複製であって、当該映画の著作物の市場において権利者に対し重大な損害を与えるものに対処すること及び当該損害を抑止することの必要性を認め、少なくとも適当な刑事上の手続及び刑罰を含む措置（刑事上の手続及び刑罰に限定することを要しない。）を採用し、又は維持する。	義務 第11.74条パラグラフ4 映画館において上映中の映画の著作物の許諾を得ない商業的規模の複製であって、当該映画の著作物の市場において権利者に対して重大な損害を与えるものに対処し、及び当該損害を抑止することの必要性を認識して、少なくとも適当な刑事上の手続及び刑罰を含む措置を採用し、又は維持する。	明記はされていないが、映画盗撮は、第14.49条に含まれると理解される。 第14.49条 少なくとも商業的規模における故意の不正商標又は著作権侵害の場合に適用される刑事手続及び罰則を定めるものとし、関連する権利の侵害についても同様に取り扱うことができる。
刑事措置 対象となる行為（教唆・幇助）	義務 第18.77条パラグラフ5 この条の規定により刑事上の手続及び刑罰を定めることを要求される犯罪について、幇助及び教唆に対する刑事上の責任を自国の法令に基づいて追及することができることを確保する。		
刑事措置 制裁	義務 第18.77条パラグラフ6 1から5までに規定する犯罪に関し、次の事項について定める。 (a) 拘禁刑及び将来の侵害行為を抑止するため十分に高額の罰金であって、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合したものを含む刑罰 （略） (c) 当該締約国の司法当局その他の権限のある	義務 11.74条パラグラフ3 1及び2に規定する犯罪に関し、次の事項を定める。 (a) 拘禁刑及び十分に抑止的な罰金であって、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合したものを含む刑罰 (b) 自国の司法当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品、犯罪のために主として使用された関連する材料及び道具並びに申し立てられた犯罪	義務 第14.50条 第14.49条に加え、各締約国は、次のことを規定する： (a) 侵害者の金銭的インセンティブを排除するという方針に合致し、将来の侵害に対する抑止力を提供するのに十分な金銭的罰金だけでなく、禁固刑を含む罰則； (b) 適切な場合、利用可能な救済措置には、侵害品、および犯罪の実行に

	当局が、不正商標物品又は著作権侵害物品であるとの疑いがある物、申し立てられた犯罪のために使用された関連する材料及び道具、申し立てられた犯罪に関連する証拠書類並びに申し立てられた侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の差押えを命ずる権限を有すること。締約国は、差押えの対象となる物件の特定をこの(c)に規定する司法上の命令を発するための前提とする場合には、差押えを目的として当該物件を特定するために必要である以上に詳細に当該物件について説明することを要求してはならない。 (d) 当該締約国の司法当局が、少なくとも重大な犯罪については、侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の没収を命ずる権限を有すること。 (e) 当該締約国の司法当局が、次に掲げる物の没収又は廃棄を命ずる権限を有すること。 (i) 全ての不正商標物品及び著作権侵害物品 (ii)主として著作権侵害物品又は不正商標物品の生産において使用された材料及び道具 (iii) 不正な商標が付され、及び犯罪のために使用されたラベル又は包装（(i)及び(ii)に掲げる物に該当するものを除く。）	に関連する証拠書類の差押えを命ずる権限を有すること。 (c) 自国の司法当局が、被告人に対するいかなる補償もなしに次に掲げる物品の没収又は廃棄を命ずる権限を有すること。 (i) 著作権侵害物品及び不正商標商品 (ii) 著作権侵害物品又は不正商標商品の生産において主として使用された材料及び道具 (iii) 不正な商標が付され、及び犯罪のために使用されたラベル又は包装（(i) 及び(ii)に掲げる物品に該当するものを除く。）	主に使用された資材や道具の押収、没収、破棄も含まれること。 （以下略）

	不正商標物品及び著作権侵害物品が廃棄されない場合には、当該司法当局その他の権限のある当局は例外的な場合を除くほか、権利者に損害を与えないような態様でそれらを流通経路から排除することを確保する。各締約国は、(c)及びこの(e)の規定に基づく没収又は廃棄が被告人に対するいかなる補償もなく行われることを更に定める。 (f)当該締約国の司法当局その他の権限のある当局が、侵害に関する民事上の手続のため、関係当局によって保管されている物品、材料、道具及び他の証拠を権利者に解放し、又はこれらに代えて利用する機会を提供する権限を有すること。 （以下略）		
刑事措置 職権による手続	第18.77条パラグラフ61から5までに規定する犯罪に関し、次の事項について定める。 (g)当該締約国の権限のある当局が、第三者又は権利者による告訴を必要とすることなく法的措置を開始するために職権により行動することができること。		第14.50条 第14.49条に加え、各締約国は、次のことを規定する： (c) 同国当局は、知的財産章に記載された違反行為に関して、私人または権利者による正式な申し立てを必要とせずに、職権で法的措置を開始することができる。
デジタル環境における権利行使 知財の種類	第18.71条パラグラフ2 第18.74条（民事上及び行政上の手続及び救済措置）、第18.75条（暫定措置）及び第18.77条（刑事上の手続及び刑罰）に定める権利行使の手続を、デジタル環境における商標	第11.75条 第二款（民事上の救済）及び第四款（刑事上の制裁）に定める権利行使の手続をデジタル環境における著作権又は関連する権利及び商標権の侵害行為についても同様に利用可能なものとすることを確認する。	第14.32条 インターネットその他のデジタル・ネットワークにおける著作権侵害を抑制するための措置をとる。

	権、著作権又は関連する権利の侵害行為についても同様に利用することができることを確認する。		
プロバイダ関連規定 インターネット・サービス・プロバイダの責任の制限	（※凍結項目） 義務 第18.82条パラグラフ1 締約国は、媒介手段として機能する正当なオンライン・サービスの継続的な発展を円滑にすることの重要性及びオンラインの環境において生ずるこの章の規定の対象となる著作権の侵害に対し権利者が効果的な行動をとることを認める権利行使の手続を貿易関連知的所有権協定第41条の規定に適合する態様で提供することの重要性を認める。このため、各締約国は、そのような著作権の侵害に対処するため権利者が法的な救済措置を利用することができることを確保し、及びインターネット・サービス・プロバイダが提供するオンライン・サービスに関する適当な免責を確立し、又は維持する。この法的な救済措置及び免責の枠組みには、次の事項を含める。 (a) インターネット・サービス・プロバイダが著作権のある素材の許可のない保存及び送信を抑止することを目的として著作権者と協力すること又はこれに代えてそのような目的のための他の行動をとることを促す法的な奨励		

	措置 (b)インターネット・サービス・プロバイダが管理し、開始し、又は指示することなく行われ、及び当該インターネット・サービス・プロバイダによって又は当該インターネット・サービス・プロバイダのために管理され、又は運営されるシステム又はネットワークを通じて行われる著作権の侵害について、当該インターネット・サービス・プロバイダに対して金銭上の救済措置を課することを排除する効果を有する当該締約国の法令における制限		
プロバイダ関連規定 インターネット・サービス・プロバイダからの情報取得	（※凍結項目） 義務 第18.82条パラグラフ7 著作権の侵害について法的に十分な主張を行った著作権者がインターネット・サービス・プロバイダの保有する侵害者であるとされる者を特定する情報を著作権の保護又は行使のために求める場合には、当該情報を当該インターネット・サービス・プロバイダから迅速に入手することができるようにするための手続（司法上の手続であるか行政上の手続であるかを問わない。）を自国の法制に従い、かつ、正当な手続及びプライバシーの原則に適合する方法で定める。		
プロバイダ関連規定	（※凍結項目） 義務	義務 第11.14条	

技術的保護手段	第18.68条パラグラフ1 著作者、実演家及びレコード製作者が自己の権利の行使に関連して用い、並びにその著作物、実演及びレコードについて許諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段に適当な法的保護を与え、及び当該技術的手段の回避に対する効果的かつ法的な救済措置を講ずるため、次のいずれかの行為を行う者が第18.74条（民事上及び行政上の手続及び救済措置）に規定する救済措置について責任を負い、及び当該救済措置に従うことを定める。 (a) 保護の対象となる著作物、実演又はレコードの利用を管理する効果的な技術的手段を権限なく回避する行為であって、そのような行為であることを知りながら又は知ることができる合理的な理由を有しながら行うもの (b) 次の要件を満たす装置、製品若しくは部品を製造し、輸入し、若しくは頒布し（注）、若しくは公衆にこれらの販売若しくは貸与を申し出、若しくは他の方法によりこれらを提供する行為又は次の要件を満たすサービスの提供を公衆に申し出、若しくは当該サービスを提供する行為 注締約国は、製造、輸入及び頒布についてこの(b)に定める義務が、それらの行為が販売若しくは貸与のために行	著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容されていない行為がその著作物、実演及びレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、この節に定める権利の行使に関連して当該著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避に対する適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。	

	われる場合又 (i) 効果的な技術的手段を回避することを目的として、この(b)に規定する行為を行う者が販売を促進し、宣伝し、又は販売すること（注）。 (ii) 効果的な技術的手段を回避すること以外の商業上意味のある目的又は用途が限られていること (iii) 効果的な技術的手段を回避するために主として設計され、生産され、又は提供されていること。 各締約国は、いずれかの者が故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のために(a)及び(b)に掲げるいずれかの行為に従事したことが判明した場合について適用する刑事上の手続及び刑罰を定める。 締約国は、当該刑事上の手続及び刑罰が非営利の図書館、博物館、記録保管所若しくは教育機関又は公共の非商業的な放送機関については適用されないことを定めることができる。また、締約国は、これらの機関のいずれについても(a)及び(b)に掲げる行為が禁じられていることを知らずに善意で当該行為を行う場合には、第 18.74 条（民事上及び行政上の手続及び救済措置）に規定する救済措置が適用されないことを定めることができる。		
プロバイダ	（※凍結項目）	義務	

関連規定 電磁的な権利管理情報	義務 第 18.69 条パラグラフ 1 権利管理情報を保護するための十分かつ効果的である法的な救済措置を講ずるため、 (a) 各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者の著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら又は知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を権限なく行う者が第 18.74 条（民事上及び行政上の手続及び救済措置）に規定する救済措置について責任を負い、及び当該救済措置に従うことを定める。 (i) 権利管理情報を除去し、又は改変する行為であって、そのような行為であることを知りながら行うもの (ii) 権利管理情報が権限なく改変されたことを知りながら当該権利管理情報を頒布し、又は頒布のために輸入する行為であって、そのような行為であることを知りながら行うもの (iii) 権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、実演又はレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により使用が可能となる状態に置く行為であって、そのような行為であることを知りながら行うもの	第 11.15 条 電磁的な権利管理情報を保護するため、この章に定める著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次のいずれかの行為を故意にかつ権限なく行う者がある場合に関し、適当かつ効果的な法的救済について定める。 さらに、民事上の救済措置については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次のいずれかの行為を故意にかつ権限なく行う者がある場合に関しても、これを定める。 (a) 電磁的な権利管理情報を除去し、又は改変すること (b) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、レコードに固定された実演又はレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆に利用可能となる状態に置くこと。	

	いずれかの者が、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のために(i)から(iii)までに規定する行為に従事したことが判明した場合について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。 刑事上の手続及び刑罰が非営利の図書館、博物館、記録保管所若しくは教育機関又は公共の非商業的な放送機関については適用されないことを定めることができる。		

CPTPP 協定、RCEP 協定との関係で、韓国・イスラエル自由貿易協定の知財章に存在する規定は、以下のように分類することができる。

なお、規定が存在しない場合であっても、他の国際条約・協定（パリ条約や TRIPS 協定等）に基づき、各国に同様の義務が課されている可能性がある点、及び、規定が存在する場合であっても、他の国際条約・協定（パリ条約や TRIPS 協定等）と実質的に同じ内容の規定であって、それによって各国に新たな義務が生じない可能性がある点には留意されたい。

① 韓国・イスラエル自由貿易協定と RCEP 協定にはあって、CPTPP 協定には存在しない規定
・民事措置 代替的紛争解決
・意匠 意匠の排他的権利
・不正競争関連 パリ条約第 10 条の 2 の準用
② 韓国・イスラエル自由貿易協定と CPTPP 協定にはあって、RCEP 協定には存在しない規定
・著作権の保護期間
・デ・ミニミスの輸入
・知的財産保護関連情報の入手容易化（出願の情報については努力義務）
・意匠 意匠権期間
・商標 更新期間
・不正競争関連 「開示されていない情報の保護」における「公平な商慣習に反する方法」の類型
・エンフォースメント関連 一般的義務
・民事措置 証拠の提出、刑事措置 職権による手続
③ 韓国・イスラエル自由貿易協定にはあって、CPTPP 協定、RCEP 協定双方に存在しない規定
・特許 優先権書類の翻訳要求（任意）
・知的財産権委員会
・レビュー
・不正競争からの保護手段の保証

・民事措置 侵害の防止

他方で、韓国・イスラエル自由貿易協定、RCEP 協定との関係で、CPTPP 協定の知財章に存在する規定は、以下のように分類することができる。

① CPTPP 協定と RCEP 協定の知財章には存在するが、韓国・イスラエル自由貿易協定の知財章には存在しない規定

・ニース協定による商標分類義務
・意匠　意匠保護（類似意匠の範囲）
・不正競争関連 原産地の混同を招くような国名の利用禁止
・国境措置 解放停止の申立て 合理的期間内の認定手続き
・国境措置 職権による解放停止 知財の種類
・国境措置 職権による解放停止 合理的な期間での侵害認定の手続き
・国境措置 手数料設定の制限
・プロバイダ関連規定 技術的保護手段
・プロバイダ関連規定 電磁的な権利管理情報）

② CPTPP 協定と RCEP 協定の知財章には存在するが、具体的な内容は両協定で異なり、かつ、韓国・イスラエル自由貿易協定の知財章には存在しない規定

・ドシエの公開義務（CPTPP 協定では特許が義務、RCEP 協定では商標が義務）
・特許 出願後 18 ヶ月で公開（CPTPP 協定では努力義務、RCEP 協定では義務）
・国境措置 職権による解放停止 対象となる行為（CPTPP 協定では輸出、輸入、通過物品について義務化されているが、RCEP 協定では、輸入のみ義務化されていて輸出は任意規定）
・国境措置 当局への情報提供（CPTPP 協定では不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品の場合に限定、RCEP 協定では、権限ある当局が職権により行動する場合に限定）
・刑事措置 対象となる行為（輸出入・通過物品）（CPTPP 協定では、故意による不正商標物品又は著作権侵害物品の商業的規模の輸入及び輸出を刑罰の対象としているが、RCEP 協定では、故意による著作権侵害物品又は不正商標商品の商業的規模の輸入を刑事上の手続及び刑罰の対象としている）

③ CPTPP 協定の知財章には存在するが、RCEP 協定と韓国・イスラエル自由貿易協定の知財章には存在しない規定

特許・意匠・商標の出願や登録等の情報公開
・特許審査結果の相互利用（努力義務）
・特許 先願主義
・特許 医薬品の特許期間延長制度（義務：凍結項目）
・特許 不合理な遅延を補償する特許期間の調整（義務：凍結項目）
・特許 パテントリンケージ
・商標 非類似の商品・サービスについて未登録周知商標の保護
・商標 使用権の記録を要求しないこと
・不正競争関連 営業秘密の保護に関する刑事罰
・刑事措置 対象となる行為（ラベル又は包装における商標の使用）
・刑事措置 教唆・幇助

・プロバイダ関連規定 インターネット・サービス・プロバイダの責任の制限
・プロバイダ関連規定 インターネット・サービス・プロバイダからの情報取得

第４章　バングラデシュの知財制度

第１節　法令整備状況

１．知的財産権に関する法律・規則

特許法（現行法）[571]：2022 年法律第 05 号（2022 年 4 月 11 日施行）

尚、バングラデシュ特許法[2023 年法律第 53 号]が、2023 年 11 月 13 日に官報に掲載された[572]。現地事務所によれば、この法律は 2024 年 2 月 29 日時点でまだ発効していないが、同法が発効され次第、2022 年特許法は廃止され、効力を失うとのことである。

意匠法（現行法）[573]：2023 年法律第 22 号（2023 年 7 月 11 日施行）

特許意匠法（旧法）[574]：2003 年法律第 15 号により改正された 1911 年法律第 2 号（2003 年 5 月 13 日施行）　現行特許法、現行意匠法の施行にともない、廃止された。

商標法[575]：2009 年法律第 19 号（2009 年 3 月 24 日施行。2015 年一部改正。）

著作権法[576]：2005 年法律第 14 号により改正された 2000 年法律第 28 号（2005 年 5 月 18 日施行）（2023 年 9 月、2023 年著作権法改正法案が国会で可決された（2023 年法律第 34 号）[577] [578] [579] [580]）。

商品に関する地理的表示法[581] [582]：2013 年 LIV（2013 年 11 月 10 日施行）

---

[571] バングラデシュ特許法（バングラデシュ特許・工業意匠・商標局ウェブサイト）：ベンガル語
http://www.dpdt.gov.bd/sites/default/files/files/dpdt.portal.gov.bd/law/5b9ae827_53be_439e_8268_ec9659102a52/2022-04-18-06-32-5b7b0bb010337f495c9dcc05025404a5.pdf

[572] バングラデシュ特許・工業意匠・商標局ウェブサイト
https://www.dpdt.gov.bd/site/view/law/Act

[573] バングラデシュ意匠法（バングラデシュ特許・工業意匠・商標局ウェブサイト）：ベンガル語
http://www.dpdt.gov.bd/sites/default/files/files/dpdt.portal.gov.bd/law/635bb3b8_eaf7_471a_b1ac_b3e1f617dc89/2023-07-24-07-34-f93d4fb68c235fabe802ef16b823ba2a.pdf

[574] バングラデシュ特許意匠法（旧法）（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/bang-tokkyo_ishou.pdf

[575] バングラデシュ商標法（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/bang-shouhyou.pdf

[576] バングラデシュ著作権法（WIPO ウェブサイト）
英語：https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587776
ベンガル語：https://www.wipo.int/wipolex/en/text/251995

[577] Copyright Bill 2023 passed in JS to widen scope for protection（The Business Standard ウェブサイト 2023 年 9 月 11 日の記事）
https://www.tbsnews.net/bangladesh/copyright-bill-2023-passed-js-widen-scope-protection-698762

[578] バングラデシュ著作権局ウェブサイト
http://www.copyrightoffice.gov.bd/site/view/law/

[579] バングラデシュ 2023 年著作権法（バングラデシュ著作権局ウェブサイト）
http://www.copyrightoffice.gov.bd/sites/default/files/files/copyrightoffice.portal.gov.bd/law/84eeb202_8570_4612_afc2_594d833a7bed/2023-10-18-10-12-6e78b3c77381e4e05e3e1866e9e0fb87.pdf

[580] Laws of Bangladesh（Government of Bangladesh ウェブサイト）
http://bdlaws.minlaw.gov.bd/act-846.html

[581] バングラデシュ商品に関する地理的表示法（バングラデシュ特許・工業意匠・商標局ウェブサイト）：英語
http://www.dpdt.gov.bd/sites/default/files/files/dpdt.portal.gov.bd/law/ccf0f124_8979_455f_8d94_de1b2a0c5045/GI%20Act-2013%20English.pdf

[582] バングラデシュ商品に関する地理的表示法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/584433

営業秘密の法令：なし

２．加盟している知的財産権に関する主な条約

バングラデシュでは知的財産権に関する以下の条約に加盟している。

・パリ条約
・ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）
・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
・特許協力条約（PCT）、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書（マドリッド協定議定書）、意匠の国際寄託に関するハーグ協定（ハーグ協定）については未加盟である。

ジェトロによる特許意匠商標局へのヒアリング（2019 年 8、12 月、2020 年 2 月）によれば、PCT マドリッド協定議定書への加盟については、国内議論を経て既に加盟方針を決定しており、国内法の整備中である[583]。現行特許法においても、第 39 条に「特許に関する国際条約の適用」が規定され、「バングラデシュが当事者である特許に関する国際条約に関して政府の事前承認があれば、それらの条約の規定が本法の関連分野に適用されるものとする。」と規定されている。

第２節　特許制度の概要

バングラデシュと日本の特許制度の比較の概要を示す。さらに、バングラデシュ特許法は、2022 年に現行法に改正されていることから、現行法と旧法との違いについても記載する。さらに、バングラデシュの特許制度の概要を条文とともに示す。

１．日本の特許制度との相違点

日本制度と大きく異なる点は、以下の点があげられる。

・保護対象：物質発明は保護対象だが、医薬品及び農薬の物質発明は当面保護対象にならない。
（特許意匠法（旧法）では、物質発明は保護対象ではなかった）
・異議申立て（登録前）：あり（特許容認の公告から 90 日以内に可能）
（特許意匠法（旧法）では、特許容認の公告（拒絶理由がない旨の公告）から 4 月以内に可能）
・仮出願制度：あり（仮出願制度により明細書の補充ができる）
（特許意匠法（旧法）でも、現行法と同じ）
・無効審判制度：特許権の取り消しは、裁判所に直接提訴しなければならない。
（特許意匠法（旧法）でも、特許権の取り消しは、裁判所に直接提訴しなければならない。）
・遺伝資源：遺伝資源は知的財産とみなされる。バングラデシュ内の遺伝的起源または生物資源は、一定要件下で明細書に記載しなければならない。
（特許意匠法（旧法）には、規定なし）

以下は、特許意匠法（旧法）では日本と異なる制度として存在したが、現行特許法では廃止や修正等により、大きな相違はなくなった。

・存続期間：特許意匠法（旧法）では出願日から 16 年であったが、現行特許法で出願日から 20 年

[583] 2019 年度インド IPG バングラデシュの知財概況（JETRO）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/in_ipg_report_202003rev.pdf

に延長された。
・権利期間の延長：特許意匠法（旧法）では、5 年以内（さらに延長で最大 10 年）の期間につき、政府へ権利期間の延長を請願することができたが、現行特許法では廃止された。
・追加特許制度：特許意匠法（旧法）では存在したが、現行法では廃止された。
・審査請求制度：特許意匠法（旧法）では存在しなかったが、現行特許法で導入された。
・出願公開制度：特許意匠法（旧法）では存在しなかったが、現行特許法で導入された。
・政府による特許の取消し：特許意匠法（旧法）では、公共の理由に基づき、政府による特許の取消しが可能であったが、現行特許法ではこの規定は廃止された。
・実用新案制度：特許意匠法（旧法）では存在しなかったが、現行特許法で導入された。

現行特許法の施行に伴い、特許意匠法（旧法）は廃止された（現行特許法第 41 条(1)）。「当該廃止にもかかわらず、当該法に基づいて係属中の出願は、本法（現行法）に基づいて解決される。」との規定（現行特許法第 41 条(2)）や、「第(2)項の規定は、必要な変更および追加を加えて発効し、本法の発効前に裁判所が下した決定は保存される。」との規定（現行特許法第 41 条(3)）があるので、現行法の施行前の出願がどのように審査されるのかは、規定上は必ずしも明確ではない。

２．保護対象

第 2 条（4）に発明の定義が規定され、製品（物質）とプロセス（方法）が対象として記載されている。但し、特許保護の範囲外となる事項を定めた第 5 条の（2）は、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の決定によれば、医薬品および農薬製品の特許保護の免除期間が有効である限り、これらの製品は特許保護の範囲外となる。」と規定されている。

一方で、現行特許法第 5 条（1）には、特許保護の範囲外となる事項が列記されており、既知の物体の新しい品質や新しい用途の単なる発見を、保護対象から除外する規定がある。

第 2 条　定義
本法の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、
（略）
(4)　「発明」とは、特定の技術的問題の解決に役立つ、製品またはプロセスに関連するあらゆる形式の発明をいう。
（略）
第 5 条　特許保護の範囲外となる事項。
(1) 以下の事項は、特許保護の範囲外となる。
（略）
(q) 既知の物体を新しい形式で発明し、当該物体が既知の意図された効果を何ら改善することができない場合。あるいは、既知の物体の新しい品質や新しい用途の単なる発見、または既知のプロセス、機械、器具の新しい用途の単なる発見。ただし、そのような既知のプロセスすべてが新しい生成物または新しい物質を生成する場合を除く。
（略）
(2) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）（以下、TRIPS 協定という）の決定によれば、医薬品および農薬製品の特許保護の免除期間が有効である限り、これらの製品は特許保護の範囲外となる。

ただし、政府は必要に応じて官報で通知することにより、期間を延長または短縮することができるものとする。

特許意匠法（旧法）では、保護対象となる発明は、製造方法の発明に限られていた。

３．権利の存続期間

現行特許法では、第 20 条に規定され、出願日から 20 年である。

第 20 条　特許の存続期間 特許期間、年会費、特許回復など。
(1) 本条の他の規定に従うことを条件として、特許の存続期間は、特許出願の提出日、または場合によっては優先日から 20 年間継続するものとする。
（略）

特許意匠法（旧法）では、第 14 条に規定され、出願日から 16 年であった。

４．追加特許

特許意匠法（旧法）では、第 15A 条に規定され、改良又は修正発明に対し追加特許が認められていたが、現行特許法では廃止された。

５．特許権の効力

特許権の効力は、第 19 条に規定されている。

第 19 条　特許によって付与される権利
(1) この法律の目的上、特許所有者は、その同意なしに、バングラデシュにおいて第三者が特許発明を使用することを阻止する権利を有するものとする。
(2) 特許発明の使用とは、以下のいずれかの行為を行うことをいう。
(a) 特許発明が物である場合には、
(i) 当該商品の製造または製作、輸入、販売の申し出、販売および使用すること。
(ii) 販売用に入手する目的で商品を保管、販売、または使用すること。
(b) 特許発明がプロセスである場合には、
(i) 当該プロセスの実施。
(ii) 当該プロセスの適用によって直接製造された製品に関連して、第(a)号に記載されている行為。

特許意匠法（旧法）では、第 12 条に規定されており、「特許権者はバングラデシュ全土において発明を生産、販売及び使用し、それらの行為を他の者に許諾する排他的権利を与える。」との規定があった。

６．出願手続要件

現行特許法第 6 条では、特許出願の手続きについて規定されている。

遺伝資源に関する規定もあり、「バングラデシュの国内で直接的または間接的に使用するために収集された遺伝的起源または生物資源は、伝統的知識の要素が含まれる発明に関する出願の場合であって、その発案者の許可なしに直接的または間接的に遺伝資源が使用される場合には、明細書に記載しなければならない。」と規定され、これに違反する場合には、関係機関や団体が当該特許の所有権の一部を主張できる（第 22 条（1））。

第 6 条　特許出願

(1) 発明者であると主張する者は、単独で、共同で、または法定代理人によって、規則で規定された形式および方法で、所定の手数料を支払った上で、以下の条件の下において、完全明細書（Complete specification）または仮明細書（Provisional specification）を添えて特許意匠商標局長に特許を申請できる。
(a) 申請者が仮明細書を提出した日から 12 か月以内に完全明細書を提出しなければならない。
(b) 仮明細書は発明の通常の特徴を有していなければならず、また、後で提出される完全明細書と一致するものでなければならない。
(2) 第(1)項に基づいて提出されるフォームには、以下の項目が含まれなければならない。
(a) 出願人および発明者の名前および身元に関する完全な情報。
(b) 発明の名称。
(c) 出願された特許の明確かつ完結された説明。
(d) 出願の特定の部分における発明の説明。
(e) 発明の特徴を説明する 1 つまたは複数の主張。
(f) 発明の概要。
(g) 優先権の主張がある場合は、その番号と日付
(3) 申請書を受領した時点で特許意匠商標局長が第(2)項に記載の条件を満たしていないと判断した場合、特許意匠商標局長は申請者に対し、指定された期間内に必要な修正を行うよう指示するものとする。上記期間内に必要な修正が行われない場合、申請は放棄されたものとみなされる。
(4) 以下の書類を特許出願に添付しなければならない。
(a) 申請者が代理人を通じて申請書を提出する場合、2012 年委任状法（2012 年法律第 35 号）に基づいて当該代表者に代わって付与された委任状の写し。
(b) 特許出願人が発明者本人ではない場合、その権利の正当性を説明する証明書または譲渡書。
(c) 優先権主張の場合、本法第 11 条第(4)項に基づく認証謄本。
(5) 特定の技術が、専門家による十分な実験が行われずに、提供された情報に基づいて発明の使用もしくは有効とされる場合、請求された発明は明確かつ完全なものとして開示されたとみなされる。
(6) 発明を明確に開示するために、必要に応じて図面（drawing）を提出しなければならない。
(7) 発明の保護の内容。
(a) 請求の形式を記載しなければならない。
(b) 明確かつ簡潔であり、説明によって完全に裏付けられていなければならない。
(c) 説明には発明の明細書および図面を使用するものとする。
(8) 特許保護を説明する目的で、簡単な技術情報を提供しなければならず、特に必要な場合を除き、当該情報文は 300 字を超えてはならない。
(9) 遺伝的起源または生物資源の場合、バングラデシュの地理的境界内で直接的または間接的に使用するために収集された遺伝的起源または生物資源と明らかに知られており、それらに関与しているか関与していないかにかかわらず伝統的知識の要素の発明に関する主張は、その発案者の事前の許可なしに直接的または間接的に使用される場合には、発明の説明の中に記載しなければならない。
(10) 特許意匠商標局長は、バングラデシュにおける特許技術の使用を促進することを目的として、特許を付与する前に、外国の特許出願人に対し、その特許の説明をバングラデシュ国民の一般的な技能に適合させるよう指示することができる。

特許意匠法（旧法）には、出願手続きについては同様の規定があったが、遺伝資源に関する規定はなかった。

７．仮出願制度

仮出願制度は、現行特許法第６条で規定されている。申請者が仮明細書を提出した日から 12 か月以内に完全明細書を提出しなければならない。仮明細書は発明の通常の特徴を有していなければならず、また、後で提出される完全明細書と一致するものでなければならない。

特許意匠法（旧法）においても、仮明細書による出願も認められていた。

８．出願公開制度

第 14 条に規定され、出願の提出から 18 か月が経過した後、特許意匠商標局長は特許出願を公衆の閲覧のために公開する。

第 14 条　出願の公開

(1) 出願の提出から 18 か月が経過した後、特許意匠商標局長は特許出願を公衆の閲覧のために公開する。

(2) 第(1)項に基づく特許出願の内容は、以下の事項について、ウェブサイト上または通常の方法での公開により公衆に通知されなければならない。

(a) 発明の名称。

(b) 特許出願人および発明者の名前。

(c) 出願書の提出日と番号。

(d) 存在する場合、優先番号および優先日。

(e) 特許の分類。

(f) 存在する場合、本発明の主要な要素を示す図面。

(g) 内容の要約。

(3) 特許出願の公開に関連する手数料は、規則によって決定されるものとする。

(4) 誰でも、必要に応じて、規則で定める手数料を支払った上で、公衆に公開された出願の特許に関する完全な写しを受け取ることができる。

(5) 特許意匠商標局長は、第(2)項で言及されたウェブサイトまたは通知で公開されない限り、出願を検閲したり、それに関する情報を提供したりする許可を与えない。

(6) 出願人は、規則で定められた手数料を支払った上で、18 か月の期間が満了する前であればいつでも、特許意匠商標局長に対し、特許出願を公衆に公開するよう要求することができる。

特許意匠法（旧法）には出願公開制度はなく、以下のような付与前公告制度を採用していた。

出願が受理されると、受理を公告するとともに、願書及び明細書、(もしあれば)図面を添えて公衆の閲覧に供される。出願の受理から、当該出願に係る特許証に公印が付与される日まで、又は公印が付与される期間が満了するまで、出願人は当該発明に係る特許出願が受理された日に公印を付与されたと同様の特権及び権利を有する。ただし、出願人は、特許証に公印が付与されるまで侵害訴訟を提起する権利は有しない。

９．優先権

第 11 条に規定され、パリ条約締約国又は WTO 加盟国において過去に行われた出願から優先権を主張することができる。優先期間は、先願（複数の先願がある場合は最先の先願）の出願日から 12 か月以内である。

第 11 条　優先権に関する主張 (1) 1883 年の工業所有権の保護に関するパリ条約（以下、パリ条約という）に従って、出願人はパリ条約および世界貿易機関（以下、WTO という）の加盟国のいずれかで特許出願を行う際に、以前に提出された 1 つ以上の国内出願または地域出願の優先権主張の宣言を行うことができる。 (2) 第(3)項に記載の期間が満了する前にバングラデシュで提出された出願は、その期間内に取られたいかなる措置によっても無効とされないものとする。その他の出願の提出、発明の開示、使用またはそのような行為の結果として第三者の権利が発生することはないものとする。 (3) 第(1)項の優先期間は 12 か月とし、当該期間はパリ条約第 4 条の規定に従って計算されるものとする。 (4) 本条に基づいて提出された出願において何らかの宣言がなされた場合、特許意匠商標局長は、規則で定められた期間内に、出願人に対し、知的財産局へ事前提出された出願に関して当該官庁が発行した証明書の提出を指示することができる。 (5) 本条の目的達成のために必要なその他の事項は規則で定められる。

特許意匠法（旧法）では、イギリスとの相互協定に基づく優先権が第 78A 条に規定されていた。

１０．登録要件

第 3 条に、特許性に関する規定があり、産業に利用可能な新規性と進歩性を有する発明は特許可能である。新規性の判断基準は、第 3 条により、特許に関連する情報が一般に公開されている場合、その情報は先行技術として扱われ、新規性は失われる。インターネット上の情報は先行技術とみなされる。

第 3 条　特許対象となる発明 (1) 技術製品またはプロセスの発明は、産業に適用可能な新規性と進歩性がある場合、特許を受けることができる。 (2) 既知の先行技術では考えられない発明には、新規性が存在するとみなされる。 (3) 発明は、既存の知識または従来技術の範囲を超え、知識における実質的な技術的進歩を表し、特許請求された発明がその特定の技術の当業者にとって明白ではない場合、進歩性を含むものとみなされる。 (4) 産業に応用または使用できる著作物はすべて発明とみなされる。 ここで先行技術とは、特許出願前に、関連する発明の情報が、あらゆる場所で視覚的に、また使用、書面、口頭その他の方法で、公衆に開示されていることをいう。ただし、いかなる発明も、当該開示が出願日以降に行われた場合、またはその所有権の前任者によって、またはそれに関連する第三者の悪用によって行われた場合には、公衆に開示されたものとみなされない。

特許意匠法（旧法）では、新規性の判断基準は、国内公知・公用であった（当該発明は、バングラデシュ国内の領域において公に使用されているか、又はバングラデシュ国内の領域において

公に知られていること）[584]。

１１．不特許事由

第 5 条に不特許事由に関する規定がある。

第 5 条　特許保護の範囲外となる事項
(1) 以下の事項は、特許保護の範囲外となる。
(a) 発見、科学理論、数学的手法。
(b) 商業的方法、精神的な活動、スポーツのルールまたは手順、およびコンピュータープログラム。
(c) 手術または療法による人体または動物の治療法、および人体または動物の病気の診断方法。ただし、この規定は、当該処置で使用されるデバイスまたはキットには適用されない。
(d) 自然物は、それが処理され、人為的に変形され、あるいは自然から分離されたものであっても、この規定は当該自然物体をその自然環境から分離するプロセスには適用されない。
(e) 既知の事項における新たな使用法の発見。ただし、そのような使用法が本法第 3 条に基づく発明につながる場合には適用されないものとする。
(f) 微生物以外の動植物およびその部分、無機および微生物プロセスを除く植物または動物およびその部分の生産に必要な生物学的プロセス。
(g) 公序良俗を保護する目的で、バングラデシュ国境内での商業利用を防止するために必要な発明。
(h) 軽微な発明、または確立された明白な自然法則に反するプロセス。
(i) 元素の性質の総和のみからなる単純な組み合わせによって得られる物質およびその物質の製造方法。
(j) 既知の発明（装置）を翻案または複製したもので、翻案前のそれ自体の特性とは無関係に機能するもの。
(k) 農業または園芸方法。
(l) 文学、演劇、音楽、芸術作品、または美的性質の作品、映画作品、およびラジオまたはテレビで放送されるドラマ。
(m) 情報の単なる説明。
(n) さまざまな要素で構成される集積回路の詳細な説明。
(o) 伝統的な知識からなる発明、伝統的に知られている要素または既知の要素の組み合わせや合計に基づく発明。
(p) その使用が公衆衛生または環境に重大な脅威をもたらす発明。
(q) 既知の物体を新しい形式で発明し、当該物体が既知の意図された効果を何ら改善することができない場合。あるいは、既知の物体の新しい品質や新しい用途の単なる発見、または既知のプロセス、機械、器具の新しい用途の単なる発見。ただし、そのような既知のプロセスすべてが新しい生成物または新しい物質を生成する場合を除く。

[584] 「新規性の判断基準は、規定上は国内公知・公用とされるものの、TRIPS 協定に準拠するために世界公知・公用で運用されている。」という報告がある。
2019 年度インド IPG バングラデシュの知財概況（JETRO）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/in_ipg_report_202003rev.pdf

１２．新規性喪失の例外

第３条（４）で、「いかなる発明も、（中略）その所有権の前任者によって、またはそれに関連する第三者の悪用によって行われた場合には、公衆に開示されたものとみなされない。」と規定されている。

第 3 条　特許対象となる発明 （略） (4) 産業上利用又は実施することができる作品は，発明であるとみなされる。 説明　用語「先行技術」とは，可視，使用，書面，口頭又は如何なるその他の方法であるかに拘らず，特許出願前に，何れかの場所において公衆に対してなされた関連する発明の開示情報をいう。ただし，如何なる発明も，当該開示が，出願日又は場合によっては出願の優先日前の 12 月以内に，出願人又はその前権利者の濫用によって若しくは関係する第三者によって発生した場合には，公衆に開示されているとみなしてはならない。

特許意匠法（旧法）では、博覧会及び学会における自己の行為等に対して、新規性喪失の例外が認められていた。

１３．先願主義

バングラデシュでは先願主義が採用されており、第 4 条に規定がある。

第 4 条　発明者の特許権 （略） (3) 2 名以上の者が同一の発明を個別になした場合，特許を最初に出願した者が当該特許を享受し，また，優先権主張の場合には，優先日は，当該特許出願の日付とみなされる。

１４．ダブルパテント

実用新案特許を規定した第 32 条にダブルパテントの規定が含まれる。

同一の発明については、特許と実用新案特許を同時に付与することはできず、他の特許出願や実用新案特許等が存在すると、当該他の特許出願や実用新案特許等の放棄等が行われない限り、特許、実用新案特許を取得できない。

第 32 条　実用新案特許に関する事項。 （略） (6) 同一の発明については、特許と実用新案特許を同時に付与することはできない。 (7) 何者かが、 (a) 実用新案特許を出願する場合。 (b) 実用新案登録証を取得する場合。 (c) 特許出願または特許証明書の内容と類似している場合。 この場合、当該出願を取り下げるか放棄するまでは、実用新案特許はその者に有利に付与されないものとする。 何者かが、 (a) 特許を出願する場合。

(b) 特許を取得している場合。
(c) 特許出願または特許の内容と類似している場合。
この場合、当該出願を取り下げるか放棄するまでは、特許はその者に有利に付与されないものとする。
(7) 何者かが、
(a) 実用新案特許を出願する場合。
(b) 実用新案登録証を取得する場合。
(c) 当該出願または特許証明書の内容と類似している場合。
この場合、当該出願を取り下げるか放棄するまでは、実用新案特許はその者に有利に付与されないものとする。
(8) 何者かが、
(a) 特許を出願する場合。
(b) 特許を取得している場合。
(c) 当該出願または特許の内容と類似している場合。
この場合、当該出願を取り下げるか放棄するまでは、特許はその者に有利に付与されないものとする。
（略）

１５．審査請求

第 17 条に規定され、特許出願の提出日から 36 か月以内に特許出願の審査請求ができる。

第 17 条　特許出願の審査
(1) 特許出願の提出日から 36 か月以内に、出願人は所定の手数料を支払った上で特許意匠商標局長に特許出願の審査を請求することができる。
(2) 第(1)項に規定された期間内に請求が提出されない場合、出願は放棄されたものとみなされる。
(3) 第(1)項に記載の期間は、必要に応じて 3 か月延長することができる。ただし、当該期間の満了前に、所定の手数料を支払って期間の延長申請を特許意匠商標局長に提出しなければならない。
(4) 特許意匠商標局長は、規則に従って特許出願の審査を行うものとする。

特許意匠法（旧法）では、審査請求制度は存在しなかった。

１６．外国特許出願提出に関する情報の提供

第 12 条で外国特許出願提出に関する情報の提出が規定される。特許意匠商標局長は、必要に応じて、特許出願人に対し、外国出願に関する以下の書類の提出通知を発行することができ、出願人が正当な理由なく特許意匠商標局長の要求に従わなかった場合、または必要な情報をすべて提供しない場合、出願は拒絶されるか無効とみなされる。

第 12 条　外国特許出願提出に関する情報
(1) 特許意匠商標局長は、必要に応じて、特許出願人に対し、外国出願に関する以下の書類の提出通知を発行することができ、通知発行後 90 日以内にそれらは提出されなければならない。つまり、
(a) 外国出願の審査結果および所見情報に関して出願人に発行された書簡の写し。

(b) 外国出願に基づいて付与された特許の写し。
(c) 外国出願の拒絶理由通知の写し。
(d) 該当する場合、付与された特許を取り消す最終決定の写し。
(2) 出願人が文書の翻訳に時間を要求した場合、特許意匠商標局長は、第(1)項で指定された期間を最大 90 日間延長することができる。
(3) 出願人が正当な理由なく特許意匠商標局長の要求に従わなかった場合、または必要な情報をすべて提供しない場合、出願は拒絶されるか無効とみなされる。

特許意匠法（旧法）では、このような制度は存在しなかった。

１７．秘密特許に関する制度

第 15 条で国家安全保障に関する特許出願が規定され、国家安全保障に関連してバングラデシュで最初に提出された出願は機密として扱われる。また、外国出願、使用、権利付与、譲渡等が制限される。

第 15 条　国家安全保障に関する特許出願
(1) 国家安全保障に関連してバングラデシュで最初に提出された出願は機密として扱われるものとする。また、特許意匠商標局長がいかなる申請も国家安全保障の利益にかなうとみなした場合、その申請は検証のために国家安全保障に関係する管轄当局に転送されるものとする。
(2) 国家安全保障に関係する管轄当局は、主張された発明が国家安全保障に関係するかどうかを受領後 90 日以内に特許意匠商標局長に通知するものとし、当該期間内に当該事項が特許意匠商標局長に通知されない場合、特許出願は公開されるものとする。
(3) 国家安全保障のため、出願人が当該特許の特許意匠商標局長から通知を受けるまで、または、場合に応じて、第(2)項に基づく期間が満了するまでは、その特許に関する特許出願を国外に提出してはならない。
(4) 国家安全保障に関連するいかなる発明も、管轄当局の承認なしに、使用、権利供与、譲渡してはならない。

特許意匠法（旧法）には、秘密特許の規定はなかった。

１８．出願の分割

第 10 条に規定があり、出願人は、特許が付与される前であればいつでも、特許出願を 2 以上に分割することができる。

第 10 条　出願の分割
(1) 出願人は、特許が付与される前であればいつでも、特許出願を 2 つ以上に分割することができる。ただし、分割出願における主張は、元の出願の主張に追加されるものとはならない。
(2) 第(1)項に基づく分割出願は、最初の出願日に提出されたものとみなされる。また、場合によっては、最初の出願の優先日が分割出願の優先日とみなされる。

特許意匠法（旧法）には、分割出願に関する規定はなかった。

１９．出願の変更に関する制度

第 32 条に規定があり、最初の拒絶理由通知書を出願人に送付した日から 3 か月以内に、特許出願と実用新案特許との間で変更出願を行うことができる。第 32 条に規定があり、最初の拒絶理由

通知書を出願人に送付した日から3か月以内に、特許出願と実用新案特許との間で変更出願を行うことができる。現地事務所によれば、2023 年 12 月時点では、第 32 条に基づく変更出願は受理されていないとのことである。

第 32 条　実用新案特許に関する事項 （略） (3) 特許出願は、所定の手数料の支払いを条件として、実用新案出願に変更され、場合によっては実用新案特許出願から特許出願に変更されなければならない。 (4) 第(3)項に基づく特許変更の申請は、最初の拒絶理由通知書を出願人に送付した日から 3 か月以内に特許意匠商標局長によって行われなければならない。 (5) 本条に基づく変更出願は、元の出願の提出時に提出されたものとみなされる。 （略）

特許意匠法（旧法）には、変更出願に関する規定はない。

２０．異議申立制度

第 16 条に規定があり、出願公開および特許付与の公表によるウェブサイトまたは通知での公開日から 90 日以内に、利害関係者は、特許出願に対する異議申立を特許意匠商標局長に提出できる。

第 16 条　申請に対する異議申し立て (1) 本法第 14 条第(2)項および第 18 条第(2)項で言及されるウェブサイトまたは通知での公開日から 90 日以内に、利害関係者は、特許出願に対する異議申し立てを特許意匠商標局長に提出することができる。 (2) 異議申し立て書では、異議の対象となった特許出願を特定し、異議の理由を記載したそれを裏付ける十分な情報および証拠を提出しなければならない。 (3) 異議を唱える当事者は、本法第 3 条、第 4 条、第 5 条および第 6 条の規定に従って特許を取得するために必要な条件を遵守していないことを訴状の中で言及することができる。 (4) 特許意匠商標局長は、異議申し立ての通知をウェブサイト上に公開し、必要に応じて通知によって公開する。 (5) 出願人は、指定された期間内に、異議に対する反論の陳述を提出することができる。 (6) 特許意匠商標局長は、必要に応じて、出願人および異議申し立て方の聴聞を行うことができ、両当事者は、議論や反論を含む口頭および書面による証拠を提示することができる。

特許意匠法（旧法）には、何人も出願公告の日から4月以内に、当該公告に係る特許を付与に対する異議申し立てができると規定されていた。

２１．審判制度

（1）拒絶査定不服審判（該当する規定はない）

現行特許法にも、特許意匠法（旧法）にも、該当する規定はないが、特許意匠法（旧法）では、出願が却下された場合、不服申立を可能とする規定があった。

第 5 条 (2) 特許意匠商標局長が出願の受理を却下し、又は補正若しくは参照の挿入を求める場合、出願人は自らの判断により政府に不服を申し立てることができる。

（2）特許の取消（無効審判制度ではない）

第 23 条に規定があり、利害関係者は、特許の取消しを裁判所に申請することができる。特許取消理由は、第 3 条（新規性、進歩性、産業上利用可能性）、第 4 条（共同出願、雇用関係によるものを含む発明の譲渡）、第 5 条（特許保護の範囲外となる事項）、第 6 条第（4）項（委任状、譲渡証、優先権証明書の提出）、第 6 条第（5）項（発明の実施可能要件）、第 6 条第（9）項（発明に利用された遺伝資源、生物資源の明細書への記載）、第 6 条第（10）項（外国の特許出願人に対して、特許をバングラデシュ国民の一般的な技能に適合させること）および、冒認出願である。

第 23 条　特許の取消
(1) 関係者は誰でも、特許の取消しを目的として裁判所に申請することができる。
(2) 特許取消しを申請する者が、本法第 3 条、第 4 条、第 5 条および第 6 条第(4)項、第(5)項、第(9)項および第(10)項に基づいて要求される条件のいずれかが満たされていないと証明できる場合、または特許所有者が発明者または権利継承者でない場合、管轄裁判所は当該特許を取り消すことができる。
(3) 発明の一部が無効となる場合に限り、関係する主張は取り消されるものとする。
(4) 取り消された特許、主張、または主張の一部は、特許付与日から取り消され、付与されなかったものとみなされる。
(5) 特許権に関する異議申し立てが生じた場合、利害関係者は特許を取り消す代わりに、管轄裁判所に特許権の譲渡を申請することができる。
(6) 裁判所の最終決定は特許意匠商標局長に通知され、通知後に特許意匠商標局長はそれを記録し、規則に従ってその覚書を発行するものとする。
(7) 特許所有者による特許意匠商標局長への申請を考慮して、特許は、特許に関する既存の規則に従って取り消されるものとする。
(8) 特許所有者による特許意匠商標局長への申請を考慮して、特許の放棄および取消しは、特許に関する既存の規則に従って行われるものとする。

特許意匠法（旧法）にも、「特許の全部又は一部の取消しは、高等裁判所への請願書により、又は高等裁判所に係属している侵害訴訟中の反訴によりすることができる。」と規定されていた。取り消しの理由も、新規性違反、進歩性違反、産業上利用可能性違反、先後願、冒認出願、実施可要件違反、明確性違反等が規定されていた。これに加えて、「政府が官報に掲示することにより特許又はそれが実施される態様が国家に害を及ぼすか 広く公衆に損害をもたらすと宣言する場合、特許は取り消されたとみなされる。」という規定も存在したが、現行特許法では廃止されている。

（3）訂正制度（訂正審判制度はない）

第 18 条(3)に規定があり、特許意匠商標局長は、特許権者の要請に応じて、特許によって与えられる保護範囲を規制する目的で、その文言および図面を変更することができる。

第 18 条　特許の付与、拒絶および変更
（略）
(3) 特許意匠商標局長は、特許所有者の要請に応じて、特許によって与えられる保護範囲を規制する目的で、その文言および図面を変更することができる。ただし、いかなる場合においても、そ

のような変更は、最初の出願で主張され付与された特許の利益を超えるものであってはならない。

特許意匠法（旧法）でも、特許意匠商標局長に訂正を申し立てることができた。訂正の申し立ては公告され、第三者は異議申立が可能となる。侵害訴訟およびと取消訴訟時の訂正は、特許意匠商標局長による訂正ではなく、裁判所の裁量で認められた。

２２．強制実施権

第 21 条に規定があり、強制実施権が認められるのは、公共の利益、特に国家安全保障、栄養、健康、または国民経済にとって重要なその他の分野の発展に必要な場合、特許発明の実施が不正競争的と判断される場合、特許権者の独占権の濫用の場合、バングラデシュ国内で特許製品が手頃な価格で容易に入手できない場合、利用発明の実施に必要な場合、等である。

半導体技術に関しては、政府による非営利的使用に限り強制ライセンスが付与される。

医薬品の輸出に対する強制ライセンスは、公衆衛生上の懸念により製薬分野が強制ライセンスの対象となっている国、および医薬品を製造する能力が不十分または欠如している国への特許医薬品の製造および輸出の場合に付与される。

また、第 36 条に、保健分野における強制ライセンスに関する特別規定がある。

2003 年 8 月 30 日に開催された WTO 総会における決定[585]では、公衆衛生の問題に対応するため、強制実施権に基づき製造された医薬品を他国へ輸出することに関して、TRIPS 協定の改訂が行われるまで、一定の条件のもとで第 31 条(f)に基づく義務を免除することが決められた。その後、開発途上国における公衆の健康の問題の対応として、特許権者以外の者が感染症に関する医薬品を生産し、これらの国に輸出することを可能とするために、加盟国がこのような生産等を認めるための条件を緩和する規定を追加する TRIPS 協定改正議定書が、112 ヵ国の受諾により 2017 年 1 月 23 日に発効した[586]。バングラデシュは、2011 年 3 月 15 日に TRIPS 協定改正議定書を受諾[587]しているが、現地事務所によれば、「2024 年 1 月時点でバングラデシュが TRIPS 協定改正議定書を批准したことが確認できなかった。」とのことである。

第 21 条　強制ライセンス

(1) 次の場合である。
(a) 公共の利益、特に国家安全保障、栄養、健康、または国民経済にとって重要なその他の分野の発展に必要な場合。
(b) 裁判所または行政当局が、特許所有者またはライセンシーによる発明の使用行為が不正競争であると判断し、政府が本項に従って発明を使用することが救済的であると結論する場合。
(c) 特許所有者が独占権を濫用した、またはライセンシーによる独占権の濫用を防止することを怠った場合。
(d) バングラデシュでは特許発明に十分な量や品質の製品が、生産や輸入を通じてあらかじめ決め

[585] 2003 年 8 月 30 日の一般理事会決定。（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/implem_para6_e.htm
[586] 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）を改正する議定書」の発効（外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004197.html
[587] Amendment of the TRIPS Agreement（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/amendment_e.htm

られた手頃な価格で容易に入手できない場合。
(e) 2 番目の特許出願で主張された発明が、最初の特許で請求された発明に関連する経済的に重要で高度な技術知識に基づくもので、最初の特許を侵害せずに 2 番目の特許を利用することが不可能である場合。
その場合、政府は、特許所有者との一切の妥協や合意なしに、政府機関または政府が指定した人物に発明を使用するための強制ライセンスを付与することができる。
(2) 政府は、強制ライセンスの各出願を個別に検討し、発明はライセンスが付与された目的にのみ使用されるものとする。このために政府は特許所有者に規則の定めるところにより、報酬を支払わなければならない。
(3) 第(1)項第(b)号に従って何らかの決定がなされた場合、ライセンシーによる特許の不正競争となる使用の是正の請求が考慮されなければならない。
(4) 特許所有者および利害関係者が聴聞を希望した場合、政府は聴聞を行った後、異議について決定を下すものとする。
(5) 第(1)項第(d)号に基づき、特許製品の不備または特許を受けた方法による製品の製造による理由で、特許出願の提出日から 4 年、または特許付与日から 3 年が経過した場合、強制ライセンスは適用されず、強制ライセンスの付与は拒否されるものとする。ただし、特許所有者がそのような不作為または不適切な行為について合理的な理由を証明できる場合に限る。
(6) 特許所有者、または政府機関、あるいは特許発明の使用を認可されたその他の者からの申請に応じて、一方の当事者または両方の当事者が意見の聴聞を希望する場合、政府は、当事者に機会を与えた後、特許発明の使用条件を変更することができるものとする。
(7) 特許所有者の申請に関して、いずれかの当事者または両当事者が聴聞を希望する意思を表明した場合、当事者に聴聞の機会を与えた後、その特許を一時停止する正当な理由が存在すると認められる場合、その反復が不可能であると判断する場合、もしくは政府機関または政府機関によって指名されたその他の人物が、当該決定の条件を遵守しなかった場合、政府は強制ライセンスを取り消すことができる。
(8) 第(7)項の内容にかかわらず、指定された政府機関または個人の法的利益を維持する決定を支持する酌量すべき事情が存在すると政府が判断する場合、または第(1)項第(b)号に基づき、不正競争を是正するために強制ライセンスが付与され、強制ライセンスの条件の反復が可能である場合、政府は強制ライセンスを取り消してはならない。
(9) 特許発明は個人または事業の利益のために使用されるものであり、その個人の組織名または事業名、またはその機関もしくは事業部の名においてのみ譲渡されなければならない。
(10) 強制ライセンスは独占的なものではなく、次の事項を含むものとする。
(a) 製造、輸入、あるいはその両方による、特許所有者によるバングラデシュ国内での発明の使用。
(b) 特許所有者によるライセンス契約の終了。および、
(c) 本法第 24 条に従い、特許所有者による権利の継続的な使用。
(11) 強制ライセンスの申請書は政府に提出されなければならず、その申請書には、強制ライセンスを求める者が特許所有者に契約上のライセンスを申請したが、未だ商業的に合理的な条件および期限内にそのようなライセンスが付与されなかった証拠を添付しなければならない。そのような場合、特許所有者は、出願人からの申請を受領するか、もしくは特許所有者による任意のライセンスの提案の却下決定通知を受けてから 6 か月以内に政府に申請しなければならない。

(12) 第(11)項に基づく任意のライセンスを取得しようとする事前の試みは、国家の緊急事態、その他の極度の緊急事態、または政府による非営利使用の場合、あるいは司法または行政手続きにおける不正競争を是正する場合、ライセンスの付与を必要としないものとする。そのような状況では、可能な限り速やかに特許所有者に政府の決定が通知されなければならない。
(13) 政府機関または政府によってライセンスを付与されたその他の者による、医薬品または医薬品の製造プロセスに関する特許請求に関連する強制ライセンスを除き、発明の使用は主にバングラデシュの国内市場への供給に適用可能である。ただし、同じ製品を製造するための代替プロセスが不明であるか、容易に利用できない場合、および特許製品または第 38 条で免除されたプロセスによって外国領土または製造能力のない国、もしくは製造能力が不十分な国に輸出することを目的としている場合を除く。
(14) 半導体技術に関しては、政府による非営利的使用に限り強制ライセンスが付与される。またこの点で特許所有者またはライセンシーによる特許発明の使用プロセスが不正競争的であると裁判所または機関が判断した場合、または政府がそのような任意ではないライセンスの付与が上記の適切な解決策となると判断する場合、その使用は許可される。
(15) 第(1)項第(e)号に基づいて強制ライセンスが付与された場合、
(a) 最初の特許所有者は、2 番目に特許主張された発明を使用するための合理的な条件でライセンスを取得する権利を有するものとする。さらに、
(b) 最初の特許ライセンスは、2 番目の特許が付与されない限り譲渡することができない。
(16) 本条の規定は、場合によって必要な変更や追加が行われるものであり、特許製品または特許プロセスによって製造された製品に不備がある場合を除き、係属中の特許出願にも適用される。
(17) 強制ライセンスの付与後、バングラデシュ国内市場の需要に適切に対処できない場合、何人も裁判所に特許の剥奪を申請することができる。
ただし、最初の強制ライセンスの付与から 2 年が経過するまでは、特許の剥奪申請を行うことはできない。
(18) 医薬品の輸出に対する強制ライセンスは、以下の場合に付与されるものとする。
(a) 公衆衛生上の懸念により製薬部門が強制ライセンスの対象となっている国、および医薬品を製造する能力が不十分または欠如している国への特許医薬品の製造および輸出。
(b) 特許意匠商標局長は、規則に定められた方法に従い申請を受領した後、当該医薬品の製造のみについての強制ライセンスの付与に必要な手続きを行うものとする。また当該製品は規則で定められた条件に従って、他国に輸出する目的で必要な措置を講じるための申請書の写しを政府に送付する。
(c) 第(a)号および第(b)号の規定に基づく強制実施権に基づいて製造された医薬品は、本法の他の該当する規定に従って輸出されるものとする。
解説。本条の目的上、「医薬品」には、特許を取得した医薬品、または公衆衛生上の問題を解決するために必要な特許を取得したプロセスによって製造された医薬品が含まれ、それには医薬品製造のための成分および診断キットが含まれる。

第 36 条　保健分野における強制ライセンスに関する特別規定
(1) 2003 年 8 月 30 日に開催された WTO 総会において決定された規定は、TRIPS 理事会協定の改正に関する規定がバングラデシュで発効するまで、バングラデシュで適用されるものとする。
(2) 医薬品または医薬品の製造プロセスに関する特許の強制ライセンスに関する報酬の支払いが考

慮され、場合によっては第(1)項で言及されている WTO 会議での決定の条件が考慮されなければならない。

特許意匠法（旧法）でも強制実施権の規定があり、バングラデシュ国内における特許品の需要が適切な範囲及び合理的な条件で満たされていないと認められた場合には、強制実施権が認められた。

２３．国際特許出願

第 39 条で、特許に関する国際条約の適用が規定されている。第 39 条第 1 項は、バングラデシュが正式に批准している全ての国際条約を対象としているが、39 条第 2 項では、国際特許出願は特許協力条約の規定に従って行わなければならないとされている。現地事務所は、39 条第 1 項は、バングラデシュが正式に批准しているすべての国際条約が適用されると考えているが、実際には、関係省庁や裁判官は異なる見解をとるかもしれない、という見解を示した。バングラデシュは、現行特許法の施行時点（2022 年 4 月 11 日）で、特許協力条約（PCT）に未加入であったが、現地事務所によれば、条文を読む限り、政府の事前承認（どのようなものかは不明）があれば、PCT の規定が現行特許法の関連部分に適用され、PCT 出願をバングラデシュに国内移行できることになる、との見解を示した。しかしながら、実務上の問題としてスムーズではないであろうとの見解も示した。

第 39 条　特許に関する国際条約の適用
(1) バングラデシュが締約国である、または締約国となる予定である特許に関する国際条約に関して、政府の事前承認があれば、それらの条約の規定が本法の関連分野に適用されるものとする。
(2) 国際特許出願は、特許協力条約および関連指令の規定に従って行われなければならない。
(3) 特許協力条約に関連するすべての行為は規則によって決定される。

２４．実用新案制度

バングラデシュに実用新案制度はなかったが、2022 年度改正により、実用新案制度が新設された。現行特許法では、第 32 条で実用新案特許制度が規定される。
実用新案特許は、製品の形状、構造、またはその両方に関する産業上の使用に適した発明を取り扱い、保護期間は、出願日から 10 年である。

第 32 条　実用新案特許に関する事項
(1) 実用新案特許は、いかなるプロセスまたは手順事項の発明にも適用されない。
(2) 実用新案特許の保護期間は、出願日、または場合によっては権利確定日から 10 年とする。
（略）
(9) 実用新案特許について優先権を主張する場合には、出願の優先日が有効となる。
(10) その他実用新案特許に関する事項は、規則で定めるものとする。
解説。「実用新案特許」とは、製品の形状、構造、またはその両方に関する産業上の使用に適した新しい技術的解決策をいう。

２５．2023 年特許法概要

参考までに 2023 年特許法の概要を以下に示す。
現地法律事務所によれば、2022 年特許法は全 42 条で構成されているが、2023 年特許法は全 72

条で構成されている。
それぞれの条文の概要については、現地事務所によれば以下のとおりであるが、2024 年 2 月 29 日時点では、公表されている情報が乏しい状況であり、今後詳しい内容の確認をしていく必要がある。尚、現地法律事務所によれば、発効の時期も明らかでない。
2023 年特許法の各条文の概要を記載する。

第 1 条　短い見出しと効果
この法律は、バングラデシュ特許法 2023 と定義される。この法律の発効日は官報に掲載される。

第 2 条　定義
この条項では 21 の用語が定義されている。旧法では 16 項目が定義されていた。約 10 の新しい定義が導入され、いくつかは削除された。また、いくつかの修正も行われている。例えば、新法では、「優先日」は世界のどの国でも先に出願された日と定義されている。　新法では「新規性」という言葉が定義された。

第 3 条　部門
特許・工業意匠・商標局（Department of Patents, Industrial Designs and Trademarks）」と表記されている。

第 4 条　特許出願の権利者
このセクションには、特許出願を行う権利を有する 8 つのカテゴリーが記載されている。

第 5 条　完全な明細書の優先日
優先権は最初の出願日から 12 ヶ月間となる。優先日が 2 つ以上ある場合は、最初の日が優先日となる。

第 6 条特許で保護されていない対象
このセクションには、特許保護がない 16 の主題からなるリストが含まれています。医薬品と農薬は、TRIPs 理事会の決定により、特許保護が免除されている。

第 7 条　原子力に関する発明は特許にならない。

第 8 条　特許出願におけるプロセス
このセクションでは、特許出願をどのように行うか、どのような書類が必要か、どのような情報を出願に含めるべきかについて詳しく説明している。

第 9 条　微生物の出願
このセクションは、微生物に関する出願のプロセスを取り扱う。

第 10 条　特許出願の取り下げと再出願
特許出願は受理前に取下げることができる。このセクションには、再出願に関する規定もある。

優先権主張がない場合、または優先権主張の権利に関する手続が係属中の場合は、再出願が認められる。バングラデシュに提出された出願は最初の出願として扱われ、再出願の場合には優先権は認められない。

第 11 条　出願の補正と技術革新の単一性
補正は、事実のみを記載することは認められる。以前の明細書に記載されていない事項の記載・修正は認めない。

第 12 条 長官に提出された出願、明細書、書類の訂正
長官は，正当な方法で出願を受理した場合，特許侵害訴訟が地方裁判所において係属中でないことを条件として，特許出願及び明細書の訂正を認めることができる。

第 13 条　地裁判事による明細書の訂正
特許取消訴訟において、地裁判事は明細書の補正を認めることができる。

第 14 条　分割出願に関する事務局長の権限
このセクションには、主に分割出願に関する規定が記載されている。分割出願は最初の出願から 3 年以内に行わなければならず、その場合 3 回までしか出願できない。

第 15 条　外国特許出願に関して要求される書類に関する情報
このセクションでは、バングラデシュに出願する者は、バングラデシュ以外の国において単独または共同で出願した出願の類似の特許出願に関する書類を提出しなければならず、その場合、要求された書類を提出しなければならないと定めている。

第 16 条　特許出願日
特許庁長官が出願を受理した日が特許出願日とみなされる。

第 17 条　出願の公表
特許は出願から 18 ヶ月後に閲覧可能となる。特許の主題は、ウェブサイトまたは既存のメディアで公開される。

第 18 条　国家安全保障に関する特許出願：
国家安全保障に関連する特許は公開されず、そのような発明を許可なく使用することはできない。

第 19 条　付与前異議申立
異議申立は、出願公開後、特許が許可される前に行うことができる。このセクションには、異議申立が可能な事項がいくつも列挙されている。この異議申立は公告される。

第 20 条　付与後異議申立：
（特許により）不当な扱いを受ける者は、特許が公式ウェブサイトに掲載されてから 24 月以内に異議申立をすることができる。このセクションには、異議申立の理由も記載されている。

第 21 条　特許審査請求：
出願人は，出願から 36 月以内であれば，手数料を支払って特許の審査を請求することができる。この請求がなされない場合、特許は放棄されたものとみなされる。この期間は，手数料を納付することにより 3 月延長することができる。

第 22 条　特許出願の審査
審査請求書と関連書類を受け取った審査官は、特許出願を審査することができる。

第 23 条　特許調査
特許出願が提出された明細書に基づいて審査される場合、審査官は請求された発明について調査を行う。

第 24 条　特許の付与、拒絶、変更
特許が付与された場合又は拒絶された場合，長官は特許出願人に書面で通知する。付与された特許は公告され，登録される。

第 25 条　特許権者の権利：
特許が製品に関するものである場合、特許権者の許可なく、誰もそれを販売することはできない。特許が製法に関するものである場合、特許権者の許可なく製法を使用することはできない。

第 26 条　特許日
出願日または優先日が特許の日付となる。

第 27 条 特許の形式、範囲および効果
特許はバングラデシュ国内で有効です。一つの発明に対して一つの特許しか発行されません。

第 28 条　特許の存続期間、年会費および回復
特許は、特許は特許出願日または優先日から 20 年間有効である。特許は、前年度の特許料を支払えば更新できる。更新料の納付は 3 ヶ月延長できる。更新料が適時に納付されない場合、特許は放棄される。更新期限満了後 2 年以内に所定の手数料を納付すれば，特許権を回復することができる。

第 29 条　特別条件による特許の付与
医薬品の特許は、その製品が政府自身の目的、または官報に掲載されることによって決定され得る政府の調剤所、病院、医療機関のために使用される場合に認められる。

第 30 条　生物資源を違法に使用した場合の特許の譲渡
生物資源の関係者に特許を与えることができる。このような特許の譲渡の場合は、申請しなければならない。

第 31 条 所有権の変更または譲渡、ライセンス契約など
どのような種類の譲渡も、長官によって公表される。このセクションでは、特許譲渡の条件について説明している。

第 32 条 特許の取り消し
（特許により）不当な扱いを受ける者は、裁判所に特許の取消しを請求することができる。（特許により）不当な扱いを受ける者は、自己のために譲渡を請求することもできる。

第 33 条　特許の無効
このセクションには、地方裁判所が特許を無効にすることができる 13 の理由が列挙されている。

第 34 条　公共の利益のための特許の取下げ
特許出願が公共の利益に反すると政府が判断した場合、政府は関係者に出願の取り下げを指示することができる。

第 35 条　特許発明における一般原則
この規定には、特許を付与する前に政府が一般的に依拠する 7 つの根拠が記載されている。

第 36 条　強制実施権
このセクションには、強制実施権の取得条件が記されている。

第 37 条　強制実施権付与のプロセス
長官は、当該セクションに記載されたプロセスに従った上でライセンスを付与する。

第 38 条　政府通知による強制実施権
このセクションでは、政府が官報告示によって強制実施権を付与できる緊急事態について言及している。

第 39 条　医薬品の特許権者に付与される輸出強制許可
このセクションには、医薬品製品所有者に輸出許可を与える条件が記載されている。

第 40 条　政府による発明の使用権
政府は、必要な場合には、出願中または登録済みの特許を使用することができる。政府の必要性も説明されている。

第 41 条　強制実施権に関する追加規定
規定に基づいて強制実施権が発行された場合、特許権者は実施権者に様々な情報、設備、データなどを提供するよう求められることがある。

第 42 条　実用新案特許の定義と対象外事項
実用新案特許は、製品、産業上の使用に適した形状であって、技術的に高度なものに関する特許

である。同法はまた、実用新案特許の対象とならない事項を列挙している。

第 43 条　実用新案特許のその他の条件
この条項には、実用新案特許の付与に関する条件が含まれる。

第 44 条　特許権の行使
本条は、特許権者が特許侵害に関して何人に対しても訴訟を提起することができる法的権利を取り扱う。

第 45 条　管轄
侵害訴訟は、地方裁判所以外の裁判所に提起することができる。

第 46 条　立証責任
それは侵害者にある。

第 47 条　差し止め
第 44 条に基づく訴訟の場合、裁判所は仮差止命令を出してはならない。ただし、相手側に聴聞の機会を与えた上で、一時的な差止命令を出すことはできる。

第 48 条　差止命令における裁判所の権限の制限
この法律のいくつかのセクションに関連する特定の行為に関しては、裁判所の差止命令を認める権限が制限されている。

第 49 条　法廷での救済
裁判所は終局的差止命令と賠償金を出すことができる。

第 50 条　侵害訴訟の抗弁
無効理由は、侵害訴訟における抗弁となり得る。

第 51 条　科学アドバイザー
侵害訴訟では、裁判所によって独立したアドバイザーが任命されることがある。

第 52 条　行政命令に対する上訴
上訴は、命令から 2 ヶ月以内に高等裁判所に提出しなければならない。

第 53 条　民事訴訟規則の利用
民事裁判所の規則が適用される

第 54 条　報酬
命令に従わない場合、裁判所は適切と考える補償を命じることができる。

第 55 条　特別裁判所、控訴など
政府は特許に関する特別裁判所を設立することができる。

第 56 条　民事裁判所に類した長官の権限
長官は民事裁判所のように行動する権限を有する。このセクションでは、民事裁判所のように長官が裁くことができる特定の手続き／行為を列挙している。

第 57 条　事務的ミスの修正と期間延長
長官は、事務的ミスの是正を許可する命令を下す権限を有する。

第 58 条　コントローラーの証拠と力
長官は、宣誓供述書および／または口頭証拠による証拠の提出を許可することができる。

第 59 条　権限の利用
命令を出す前に、長官は聴聞の機会を与えなければならない。

第 60 条　並行輸入
国際消尽の原則に関する規則はバングラデシュでも適用される。

第 61 条　特許に関する特別規定
第 25 条に基づく権利は、開発等に関する作業には適用されない。

第 62 条　研究上の例外およびその他の制限
このセクションでは、特許権が適用されない点について述べている。

第 63 条　登録とオンライン公開
一般に公開される登録簿が設けられ、同局はそのすべての出版物をウェブサイトに掲載する。

第 64 条　特許代理人
出願人の事業所が国外にある場合、出願人は代理人を任命する。

第 65 条　情報の公開
このセクションは、特許のすべての有効な情報は、無償で閲覧に供されるものと定めている。また、このセクションは、その情報に含まれるべき詳細なリストも規定している。

第 66 条　特許権者から収集すべき情報に関する長官の権限
特許存続期間中、長官は出願人に情報の提出を求めることができる。

第 67 条　特許代理人の登録
特許代表者／代理人の登録簿を作成する。

第 68 条　命令書の発行と戦略の実行
このセクションは、この法律に基づく政府の戦略や命令に関するものである。

第 69 条　困難の排除
法の包括性を損なうことなく、法の目的を達成するために、政府は官報を通じて命令を公布することができる。

第 70 条　官報を通じて政府が規則を発行する権限

第 71 条　これは 2022 年の特許法廃止に関するものである：

第 72 条　政府は本法の正文英文を公表することができる：

2023 年改正特許法は 2022 年特許法よりも詳細である。いくつかの規定が精緻化され、第 10 条、第 33 条、第 35 条、第 45 条から第 50 条など、多くの新しい規定が導入された。

第３節　意匠制度の概要

バングラデシュと日本の意匠制度の比較の概要を示す。さらに、バングラデシュ意匠法は、2023 年に現行法に改正されていることから、現行法と旧法との違いについても記載する。さらに、バングラデシュの意匠制度の概要を条文とともに示す。

１．日本の意匠制度との相違点

日本制度と大きく異なる点は以下の点があげられる。
・出願公開制度：あり（意匠登録出願の受理後、所定の方法および所定の期間内に、当該出願は電子官報または総局のウェブサイトに掲載される）
・部分意匠制度：部分意匠は、意匠の定義に含まれない。
・関連意匠制度：なし（現行意匠法でも、特許意匠法（旧法）でも規定なし）
・査定不服審判制度：なし（特許意匠商標局長の決定に対する上訴がある）
・無効審判制度：なし（特許意匠商標局長に対する意匠の取消申立がある）
・訂正審判制度：なし（特許意匠商標局長による訂正制度がある）

以下は、特許意匠法（旧法）では日本と異なる制度として存在したが、現行特許法では廃止や修正等により、大きな相違はなくなった。
・権利期間：特許意匠法（旧法）では、出願日から 5 年かつ 5 年ごとの更新制（最長 15 年）であったが、現行意匠法では、出願日から 10 年かつ 5 年ごとの更新制（最長 25 年）に変更された。
・新規性喪失の例外：特許意匠法（旧法）では、出願前 6 月以内の出願人による博覧会の出品等であれば、新規性喪失の例外が認められる規定があったが、この規定は廃止された。現行意匠法では、出願人の同意なく、出願日（又は優先日）の前に意匠を公開した場合、当該開示は当該意匠の新規性の検討に支障を及ぼすものとはならない旨が規定された。

２．保護対象

第２条(m)に意匠の定義がある。「意匠」とは、製造された製品の特徴的な形状、線、色、グラフィカルユーザーインターフェイス、カリグラフィー等の美的視認性をいう。

部分意匠に関する明確な記載はない。

第４条には、保護を受けられない意匠が規定されている。

第２条　定義 本法の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、 （略） (m) 「意匠」とは、製造された製品の特徴的な形状、線、色、グラフィカルユーザーインターフェイス、カリグラフィー等の美的視認性をいう。 （略） 第４条 特定の意匠に関する非保護 以下の意匠は、本法に基づくいかなる保護も受けない。 (a) 技術的または実用的な側面のみが考慮された意匠。 (b) 商業利用が公序良俗、環境および道徳に反する意匠。 (c) 登録されていない意匠。そして、 (d) 国のシンボルで構成された意匠。

特許意匠法（旧法）では、「物品に応用される形状、配置、模様若しくは装飾の特徴であって、完成品において視覚に訴えかつ視認のみにより判断されるもの」と定義され、建築の様式若しくは原理又は実質的に単なる機械的装置であるものを含まないとされていた。

３．権利の存続期間

第 15 条に規定があり、意匠権の存続期間は、最大で出願日から 25 年間である。

第 15　登録の期間と更新 (1) 本条の他の規定に従うことを条件として、意匠登録の期間は、登録出願の提出日、また場合によって優先日から 10 年までとする。 (2) 所定の手続きと手数料の支払いを条件として、登録期間は 5 年ごとに最大 3 回まで更新できる。 ただし、登録期間満了後に、所定の追加料金の支払いを条件として、最長 6 か月まで期間更新申請が許される。 (3) 意匠の登録が第(2)項に基づいて更新された場合、所定の方法で登録簿に登録されなければならない。

特許意匠法（旧法）では、意匠の存続期間は、出願日から 5 年とし、さらに 5 年ごとに２回の延長申請が認められ、最大 15 年の存続期間となると規定されていた。

４．権利の効力

第 21 条に規定があり、登録意匠と同一又は類似の意匠であり、かつ、それが使用されている製品又はサービスが登録意匠の製品又はサービスと同一又は類似の場合には意匠権侵害となる。

第 21 条　意匠の侵害 登録意匠の所有者またはライセンシーではないにもかかわらず、以下の分野で当該意匠を商業利

用した場合、その者は当該登録意匠を侵害したものとみなされる。すなわち、
(a) 登録意匠と同一であり、それが使用されている製品が登録意匠と類似している場合。
(b) 登録意匠に類似しており、それが使用されている製品またはサービスが登録意匠と同一である場合。もしくは、
(c) 登録意匠と同一、またそれが使用されている製品も登録意匠と同一であるために公衆に混乱を引き起こす恐れがある、または類似の工業意匠が登録意匠に関連しているかのような誤った印象を与える恐れがある場合。

特許意匠法（旧法）では、登録意匠権の侵害行為として、「販売目的で、意匠が登録されている商品区分の物品に当該意匠又は不正な若しくは明白な模倣を、使用許諾又は登録された専有権者の書面による同意を得ずに応用し若しくは応用させること、又は当該意匠がそのように応用されるよう可能とすることを目的として何かを行うこと、又は、当該意匠が登録されている区分に属する物品を登録所有者の合意を得ずに販売的で輸入し、当該意匠又はその不正な若しくは明白な模倣を応用すること」が規定されていた。

５．意匠出願の公開

第 10 条に規定され、意匠登録出願の受理後、所定の方法および所定の期間内に、当該出願を電子官報または特許意匠商標総局のウェブサイトに掲載される。

第 10 条　出願の公開
(1) 意匠登録出願を受理した後、局長は、所定の方法および所定の期間内に、当該出願を電子官報または総局のウェブサイトに掲載する。

特許意匠法（旧法）では、意匠出願公開に関する規定はなかった。

６．登録要件

第 5 条に規定され、新規性、独創性があり、産業において生産可能または使用可能な意匠は登録可能である。新規性の判断基準は、世界公知である。

第 5 条　登録可能な意匠
(1) 意匠は、新規性（novelty）、独創性があり、産業において生産可能または使用可能な場合、本法に基づいて登録できる。
(2) 単語、文字、商標、数字等を含む意匠は、出願人がそれら自体の非主張の旨を書面で提出した場合に限り登録可能となる。
(3) 意匠は、次の場合に新規とみなされる。
(a) 出願日前、また場合によっては登録出願の優先日の前に、バングラデシュでも世界中のいかなる場所においても、目に見える形での表示、展示、商取引、またはその他の形式での使用によって一般に公開されていない場合。
(b) 複合製品を構成する任意の部分に適用された意匠が通常の使用中に見える場合。
解説
本項(b)号の目的上、
(a) 「複合製品」とは、各部品を個別に製造および販売でき、さらに組み合わせると完全な 1 つの製品となる製品をいう。そして、
(b) 「通常の使用」とは、消費者による複合製品の使用をいうが、それにはメンテナンス、サービ

ス（servicing)、または修理作業は含まれない。
（略）

特許意匠法（旧法）でも、意匠の登録要件として、新規性があり、創作性のある意匠が規定されていたが、新規性の判断基準は、バングラデシュ国内公知であった。

７．優先権

第 8 条に規定され、パリ条約同盟国において先に行われた出願から 6 月以内であれば、優先権を主張することができる。

第 8 条　優先権に関する主張
(1) パリ条約により、出願人または所有者が以前にパリ条約の対象国で同じ意匠を出願したことがある場合、当該出願に記載された日を優先日として主張することができる。
(2) 第(1)項に基づく優先期間は 6 か月とし、当該期間はパリ条約第 4 条の規定に従って計算される。
(3) 第(2)項に記載の期間の満了前にバングラデシュで提出された出願は、当該期間中に取られたいかなる行為によっても無効とされず、その他の申請書、発明の開示、使用、またはそのような行為の結果として第三者の権利は発生しない。
(4) 本条に基づいて提出された出願に優先権の主張を含む宣言が含まれている場合、関係出願人は、所定の期間内に、当該出願が提出された国の当局によって認証された出願日の記載された謄本を当該出願とともに提出しなければならない。また、局長は必要に応じて、当該謄本をベンガル語または英語で翻訳したものを提出するよう出願人に指示することができる。
ただし、出願人が適切な証明書によって優先権の主張を証明できない場合、その優先権の主張は考慮されない。
(5) 本条の目的上、その他必要な事項は規則で定める。

特許意匠法（旧法）では、イギリスとの相互協定に基づく優先権は第 78A 条に規定されていた。国内優先権制度は規定されていないが、仮出願制度が規定されていた。出願日から 9 カ月以内に完全な明細書を提出すれば出願は担保された。

８．新規性喪失の例外

第 5 条(4)に規定され、出願人の意に反して、出願日（優先日）の前に意匠を公開した場合、当該開示は当該意匠の新規性に支障を及ぼさない。旧法では、6 ヶ月の期間制限があったが、廃止された。2023 年意匠法に関する新しい規則は、まだ制定されていない。

5. 登録可能な意匠
（略）
(4) 個人または団体が出願人の同意を得ずに、出願日また場合によっては優先日の前に意匠を公開した場合、当該開示は当該意匠の新規性の検討に支障を及ぼすものとはならない。

特許意匠法（旧法）では、博覧会等において、当該意匠又は物品を最初に展示した日又は当該意匠の内容を公表した日から 6 月以内に限り、新規性喪失の例外が認められている。ただし、特許意匠商標局長への事前の通知を要する。

９．審査請求制度

現行意匠法においても、特許意匠法（旧法）においても、審査請求制度に関する条項はない。

１０．出願の分割制度

現行意匠法においても、特許意匠法（旧法）においても、意匠出願の分割に関する条項はない。

１１．出願の変更制度

現行意匠法においても、特許意匠法（旧法）においても、意匠出願の変更に関する条項はない。

１２．異議申立てに関する制度

第 10 条（2）、(3)、（4）に規定され、意匠登録出願の公開日から 30 日以内であれば、いずれの当事者も、手数料の支払いを条件として、意匠登録出願に対して異議申立をすることができる。

第 10 条 出願の公開 （略） (2) 第(1)項に基づく登録出願の公開日から 30 日以内に当該登録出願に対する異議を申し立てることができる。 (3) 第(1)項に基づく登録出願の公開日から 30 日以内であれば、いずれの当事者も、所定の方法で、手数料の支払いを条件として、意匠登録出願に対して局長に書面による異議を提出することができる。 (4) 局長は、所定の方法で当該異議を処理する。

特許意匠法（旧法）では、意匠に関する異議申立制度はなかった。

１３．審判制度

（1）特許意匠商標局長の決定に対する上訴（拒絶査定不服審判制度ではない）

第 12 条(2)に、意匠出願の審査の結果、特許意匠商標局長は、登録要件を検討した結果、登録することに納得できない場合、意匠登録出願を拒絶できることが規定されている。その場合、第 30 条に規定があり、特許意匠商標局長の決定に対する上訴を、政府に対して行うことができる。

第 30 条　行政命令に対する上訴等 (1) 本法に基づいて局長が可決した決定に対して不利益を被った当事者は、決定の送達日から 60 日以内に政府に対して上訴を提起することができる。 (2) いずれかの当事者が、第(1)項に基づいて提出された上訴の決定に不服を感じた場合、当該決定の送達日から 60 日以内に高等裁判所に上訴を提起することができる。 第 12 条　意匠の登録等 (1) 局長は、第 11 条に記載の事項を含む以下の事項を検討し納得した場合、意匠を登録し、出願人に登録証明書を発行する。すなわち、 (a) 第 10 条に記載の所定の期間内に所定の手数料とともに、当該出願に対する書面による異議申し立てが受理されなかった場合。 (b) 第 10 条に基づいて受け取った異議が出願人に有利に処理された場合。そして、

(c) その他所定の事項。
(2) 局長は、第(1)項に記載の事項に納得できない場合、意匠登録出願を拒否することができ、その旨を書面で出願人に通知するものとする。
特許意匠法（旧法）にも、以下のような規定があった。
特許意匠商標局長は適切と考える場合、登録出願された意匠の登録を拒絶することができる。ただし、かかる拒絶に不服のある何人も政府に不服を申し立てることができる。

第 11 条　意匠登録出願の審査
(1) 局長またはその直属の職員は、第 7 条に基づいて提出された意匠登録出願を審査する。
(2) 第(1)項に基づく意匠登録出願の審査時に、以下の事項が確認される。
(a) 当該登録出願は、第 7 条に記載の規定に従って正式に提出されていること。そして、
(b) 登録出願された意匠は、
① 第 2 条の(m)号で定義されている意匠であること。
② 第 5 条の規定に従って新規性、独創性があり、産業において生産可能または使用可能なものであること。そして、
③ 第 4 条で言及される意匠ではないこと。
(3) 意匠登録出願に関して第(2)項に記載の規定のいずれかに違反した場合、局長は当該出願人に説明を求める通知を発行するものとし、出願人は、当該事項に関する通知を受けてから 2 か月以内に当該事項を説明する。
ただし、局長は合理的な理由がある場合に限り、当該期間をさらに 1 か月延長することができる。
(4) 出願人が第(3)項の期間内に当該事項について説明をしない場合には、出願は取り下げられたものとみなされる。
（略）

特許意匠法（旧法）にも、以下のような規定があった。
特許意匠商標局長は適切と考える場合、登録出願された意匠の登録を拒絶することができる。ただし、かかる拒絶に不服のある何人も政府に不服を申し立てることができる。

（２）意匠登録の取消（無効審判制度ではない）

第 16 条に規定があり、何人も、意匠登録の取消しを当該登録の付与日から 2 年の期間内は、特許意匠商標局長にたいして申請することができる。上記期間の満了後は、登録取消しの申請は、バングラデシュ最高裁判所高等裁判所に提出できる。

第 16 条　登録の取消し
(1) だれでも所定の手続きおよび手数料の支払いを条件として、以下の理由により意匠登録の取消しを局長に申請することができる。
(a) 当該意匠が、第 2 条の(m)号に定義されている意匠ではない場合。
(b) 当該意匠が第 5 条の規定に従い、新規性、独創性がなく、産業において生産可能または使用可能ではない場合。そして、
(c) 当該意匠が第 4 条に記載されている意匠の場合。
(2) だれでも、第(1)項に基づく意匠登録の取消しを、当該登録の付与日から 2 年の期間内に申請することができる。

(3) 第(2)項に記載の期間の満了後、登録取消しの申請はバングラデシュ最高裁判所高等裁判所に提出されるものとする。
(4) 本条に基づいて登録された意匠が取り消された場合、その意匠は登録日から取り消されたものとみなされ、登録されなかったものとみなされる。
(5) 本条に基づく意匠登録の取消しに関するその他の事項は規則で定める。

特許意匠法（旧法）にも登録意匠取消の規定があり、利害関係人は、登録された意匠の取消の申立てについて、高等裁判所または特許意匠商標局長に請願書を提出できる。

（3）特許意匠商標局長による訂正（訂正審判制度はではない）

第29条に規定され、事務上の誤り、翻訳や転記上の誤記等については、特許意匠商標局長による訂正ができる。

第29条　局長による誤りの訂正
(1) 局長は、局長に提出された文書や申請書、あるいは本法や規則に基づいて局長が作成した記録の事務上の誤りや間違い、あるいは翻訳や転記の誤りを修正することができる。
(2) 第(1)項に基づく修正は、出願人または所有者に通知されるものとし、該当する場合、修正の公表通知は電子官報または総局のウェブサイトに掲載される。

第４節　商標制度の概要

バングラデシュと日本の商標制度の比較の概要を示す。さらに、バングラデシュ商標法の概要を、条文とともに示す。

１．日本の商標制度との相違

日本と大きく異なる点は以下のとおりである。
・保護対象：立体の商標、音の商標について、規定上は保護対象とされていない。
・存続期間：7年、随時更新可能（10年）
・異議申立て：出願の公告日から2か月以内
・拒絶査定不服審判：特許意匠商標局長の出願拒絶の決定に対する裁判所への上訴が可能
・無効審判：商標登録取消の特許意匠商標局長又は裁判所への請求
・訂正審判：登録商標変更の特許意匠商標局長への請求

また、バングラデシュには、連続商標登録（第12条）、連合商標登録（第13条）、繊維製品の登録に関する制限（第67条）などの日本の商標法にはない規定が存在する。

２．保護対象

第2条に「商標」および「標章」の定義がある。証明商標制度も採用されている。色彩、音、匂い、立体に係る標章は、商標保護の対象外との報告がある[588]。

第2条　定義

[588] 2019年度インドIPG特許商標ワーキンググループ報告書 バングラデシュの知財概況（JETROウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/in_ipg_report_202003rev.pdf

(8) 「商標」とは、次に掲げるものをいう。
(a) 本法の第 77 条を除く第 10 章に関して、
(i) 取引の過程で商品と、当該標章の使用権を専有する者との関係を示す目的で商品について使用される登録商標又は標章
(ii) 取引の過程で当該標章の使用権を専有する者であることが示されるように、役務について使用される標章
(b) 本法の他の条項に関連して、取引の過程で商品と、専有権者又は登録使用権者として当該標章の使用権を有する者との関係を示す役務又は商品について使用される、又は使用を提案される標章
(c) 証明商標
（中略）
(23) 「標章」には、図案、銘柄、見出し、ラベル、券、名称、署名、単語、文字、記号、数字、図形要素、色彩の結合、又はそのいずれかの結合を含む。

３．権利の存続期間

第 22 条に規定され、登録期間は 7 年間であり、10 年ごとに更新可能である。

第 22 条　登録の存続期間、更新及び回復
(1) 商標登録の期間は 7 年間とするが本条の規定に従って随時更新することができる。
(2) 特許意匠商標局長は、登録された所有者が所定の方式で所定の期間内に出願を行うと、原登録の又は場合に応じ最新の更新の期間満了日から 10 年間について当該商標の登録を更新する。
（略）

４．権利の効力

第 25 条に規定があり、商標登録は、権利者に、商品又は役務に関する登録商標の排他的使用の権利を与える。また、第 26 条に規定があり、権利者や登録使用権者等以外の何人も、登録商標と全く同一又は誤認を生ずるほど類似する商標を使用する場合等、侵害とみなされる行為が規定されている。

第 25 条　登録により付与される権利
(1) 本法の他の規定を条件として、商品又は役務に関する商標の所有者として登録簿へ有効に登録されることにより、その者は、それらの商品又は役務(場合に応じ)に関する商標を使用し、本法に定める態様で当該商標の侵害に関し救済を受ける排他的権利が与えられる。
(2) 商品又は役務(場合に応じ)に関する商標の登録された所有者以外の何人も、登録された所有者の同意なくその商標を使用してはならない。
(3) 本条第(1)項に基づき付与された商標の排他的使用権は、登録簿に付記される条件又は制限を条件とする。
(4) 2 名以上の者が、互いに全く同じ又は非常によく似た商標登録の所有者である場合、それらの商標のいずれに係る排他的使用権も、各自の権利が登録簿に付記される条件又は制限に服する場合を除き、一方の者は単に当該商標の登録により他方の者の商標に対する対抗力を取得したとみなされない。ただし、それらの者の各自は、登録された所有者ではない他人に対しては、登録された単独の所有者が認められた使用の方法を用いると同様の権利を有する。

第 26 条　商標の侵害

(1) 登録商標は、当該商標の登録所有者又は当該商標の登録使用権者でない何人も、その者自身の取引に係る商品又は役務に関するいずれの商標であれ、当該商標と全く同一又は誤認を生ずるほど類似する商標を使用する場合、その者によって侵害されるとみなされる。

(2) 登録商標は、当該商標の登録所有者又は当該商標の登録使用権者でない何人であれ取引の過程において標章を使用する場合、その標章が次に掲げる各号のいずれかであるとき、その者によって侵害される。

(a) その標章が当該商標と同一で、当該商標が登録されている商品又は役務に類似する商品又は役務について使用されるとき。

(b) その標章が当該商標に類似し、当該商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似する商品又は役務について使用されるとき。

(c) その標章が当該登録商標と同一で、当該商標が登録されている商品又は役務と同一の商品又は役務について使用され、そのために当該商標との関連性を含め、公衆の側において混同のおそれがある。

(3) 登録商標は、当該商標の登録所有者又は当該商標の登録使用権者でない何人であれ取引の過程おいて標章を使用する場合、その標章が次に掲げる各号のいずれかであるとき、その者によって侵害され若しくは侵害されるとみなされる。

(a) その標章が当該商標と同じ又は類似するとき。

(b) 当該商標が登録された商品又は役務に類似しない商品又は役務についてその標章が使用されるとき。

(c) 当該商標がバングラデシュ国内で名声を得ており、正当な理由なくその標章を使用することにより、当該商標の識別性又は評判を不当に利用し、又はこれを損なうとき。

(4) 本条の目的上、ある者が「登録商標」を使用するとは次を意味する。

(a) 商品又はその包装に付する。

(b) その標章を貼付して商品を販売に供する又は展示し、市場に流通させ又はこれらの目的のために保管し、又はその標章を付して役務を申し出るか提供する。

(c) その標章を付して商品を輸出入する。

(d) その標章を商業文書又は広告に使用する。

(5) 商業文書として、又は、商品若しくは役務の広告向けとして、商品のラベル付け又は包装に用いられる材料に登録商標を付する者は、その者が当該標章を付した時点で、当該標章を付することが所有者若しくは登録使用権者又はその他本法に基づき当該標章の利用権を有する者により正当に許諾を得ていないことを知っていたか知っていたと信ずるに足る理由を有していた場合、当該商標の侵害者として取り扱われる。

(6) 本条のいかなる規定も、所有者若しくは登録使用権者又はその他本法に基づき使用権を有する者の商品又は役務として特定する目的における何人による登録商標の使用をも妨げると解されないものとする。ただし、産業上又は商業上の実務における正当な慣行に従わない態様による使用は、正当な理由なく、当該商標の識別性又は名声を不当に利用し、又はこれを損なうとき、登録商標を侵害するとして取り扱われる。

（略）

５．出願公開制度

出願公開制度はないが、第 17 条に商標出願の公告制度の規定がある。

第 17 条 出願の公告

(1) 商標登録出願が受理されると、制限を付さない受理であるか条件又は制限を付すかにかかわらず、特許意匠商標局長は受理後できる限り速やかに、該当する場合は受理された条件又は制限とともに受理した出願を所定の方式で公告するものとする。ただし、特許意匠商標局長は、出願が第 6 条第(2)項が適用される商標に関するものである場合、又は何らかの例外的事情のために便宜であると特許意匠商標局長が判断する場合、受理前に公告することができる。

(2) 本条第(1)項に基づく出願が次に掲げる各号の場合、特許意匠商標局長は再び当該出願を公告するか、所定の方式で出願の補正又は訂正を通知することができる。

(a) 受理前に公告されたとき。

(b) 出願の公告後、出願の過誤が補正され、第 19 条による出願の補正が認められたとき。

６．審査請求制度

審査請求制度に関する条項はない。

７．登録要件

第 6 条に規定され、例示されているような識別性のある商標が登録要件である。

第 6 条　登録簿への登録要件

商標は次に掲げる主要部の少なくとも一つが含まれているか、又は構成要素の少なくとも一つでない限り、登録簿に登録されない。

(a) 特別又は特定の方法で表現される会社、個人又は法人の名称

(b) 出願人出願人又はその事業における何らかの前身の標示

(c) 1 以上の考案された単語

(d) 商品又は役務(場合に応じ)の特性又は品質に直接言及せず、かつ、一般的な意味に照らして、地理的名称、名字、個人名、若しくはその一般的略称、又はバングラデシュ国内の党派、カースト又は部族の名称ではない 1 以上の単語

(e) その他の識別性のある標章

(2) 第 1 項(e)を除く同項(a)(b)(c)及び(d)の各号の規定に該当しない名称、標示又は単語は、識別性の証明なくして登録簿には登録されない。

(3) 本法の目的上、商標の登録が企図される商品又は役務に関する「識別性のある標章」という表現は、専有権者の商品又は役務(場合に応じて)を、当該取引における同種の商品又は役務(場合に応じて)から識別する商標をいい、一般的にも、商標登録が企図されている場所においてもかかる関連性が存在しない場合には、制限が付される。

８．不登録事由

第 8 条から第 11 条に規定されている。

第 8 条　一定事項の登録禁止

次に掲げる標章又は標章の一部は商標として登録されない。

(a) 恥ずべき又は節度を欠く事項が含まれる標章

(b) 標章の使用がそのとき施行されている法令に反するもの
(c) 標章の使用が誤認、混同を引き起こすおそれがあるもの
(d) バングラデシュ国民のいかなる階級であれ宗教的感受性を傷付けるおそれがある内容を含む標章
(e) 国家又は、国際条約、憲章若しくはその他の法律文書によって創設された国際組織の紋章、旗又はその他の記章、それらの名称又は名称の略称若しくは頭文字、それらが採用する公的標識又は印章と同一若しくは模倣又は要素として含む標章。ただし、その国家又は組織の所轄当局が認めるものを除く。
(f) その他に、裁判所で保護を受けることができない標章
(g) 出願が不正の目的で信義に反して行われる標章

第 9 条　化学物質名の禁止
　単一の化学元素又は単一の化学化合物として一般的に使用され採用された名称である単語は化学物質又は製剤に関する商標として登録されず、第 29 条のいかなる規定にもかかわらず、かかる登録がなされた場合、第 51 条の目的上、必要に応じ、十分な理由なく登録簿に記載れたか、登録簿上不当に残存しているとみなされるものとする。ただし、他の者によって作られた化学元素若しくは化合物から識別されるものとして、当該商標の又は登録使用権者が作出した化学元素又は化合物の銘柄又は組成に限って表示するために、公共利用に供される名称又は表示に付随する単語に対しては本条のいずれの規定も適用されない。

第 10 条　同一又は誤認を生ずるほど類似する商標の登録禁止
(1) 第(2)節の規定を除き、場合に応じ、商品若しくは商品表示に関し、又は役務若しくは役務表示に関し、既に異なる所有者の名前で登録されている商標と同一又は誤認を生ずるほど類似する商標は、当該同一の商品若しくは商品表示に関し、又は当該同一の役務若しくは役務表示に関し、登録されない。
(2) 善意で同時に使用する場合、又は登録の査定をすることが適切であると特許意匠商標局長が判断する特段の事情がある場合、特許意匠商標局長は、同一商品若しくは役務、又は商品若しくは役務の同一表示につき互いに全く同じ又は非常によく似た商標の 2 以上の所有者による登録を、特許意匠商標局長が適切と考える制約条件を付して、登録の査定をすることができる。
(3) 同一商品若しくは商品表示に、又は同一役務若しくは役務表示につき互いに全く同じ又は非常によく似た商標に係る登録出願が異なる者により各々所有者として行われた場合、特許意匠商標局長は先願に関する査定が確定するまで後願の審査を係属させることができ、かつ先願及びそれに対する異議について提出された証拠を斟酌して先願を処理することができる。
(4) 他の事業体の同一又は類似の商品又は役務につきバングラデシュ国内で周知の標章若しくは商品表示と全く同じ、又は混同を生ずるほど類似するか、その翻訳である商標は、当該商品又は役務につき登録されない。
(5) 出願に係る商標が出願された商品又は役務と同一でなく類似していない商品又は役務につきバングラデシュ国内で周知かつ登録された商標であり、次に掲げる各号に該当する場合、商品又は役務に関して登録されない。
(a) 当該商標が、それらの商品又は役務と登録商標の所有者との間に関連があると誤認を生ずる方法で使用されるとき。

(b) 登録商標の利益が当該使用によって損なわれるおそれがあるとき。
(6) 第(4)項および第(5)項に規定する標章が広く認識されているか否かを判断するにあたり、当該標章の宣伝の結果としてバングラデシュ国内で獲得された周知性を含め、関連部門における需要者間における当該標章の認識を考慮するものとする。
(7) 本条のいかなる規定も、先行商標又はその他の先行権利の専有権者が当該登録に同意する場合は、商標の登録を妨げない。
説明：本条の目的上、「先行商標」とは、当該商標について主張される優先権を必要に応じ考慮し、問題となる商標の出願の日より早く出願された登録商標をいい、本条にいう先行商標は、登録出願がすでに行われており登録されれば先行登録となる商標を含む。
(8) 登録の期間が満了する商標は、期間満了の直前 2 年間に誠実かつ真正な使用がなかったことを特許意匠商標局長が確信しない限り、引き続き期間満了後 1 年間、当該商標の登録可能性を判断するにあたり斟酌されるものとする。

第 11 条　生存者又は死亡者の名称使用
生存者又は商標登録出願が死後 20 年以内である者と関係があると誤信させる商標の登録出願が行われた場合、特許意匠商標局長は出願の審査を始める前に、出願人かかる生存者又は場合に応じ死亡者の法定代理人による当該商標に表される関連性に係る書面による同意を提出するよう、出願人に対して求めることができ、出願人が特許意匠商標局長にかかる同意書を提出しない場合、出願の審査開始を拒絶することができる。

９．未登録周知商標の保護

バングラデシュでは、未登録の著名商標の使用が権利の侵害となることはない。但し、パッシングオフは認められる。

１０．優先権

第２条に優先日の定義が規定されている。

第 2 条 定義
本法において、主題又は文脈に矛盾がない限り、次のとおりとする。
(1) 「優先日」とは、商品及び役務に対する商標権の優先権の基礎としてパリ条約で採択された先願の日付をいう。

１１．出願の分割

商標出願の分割に関する規定はない。

１２．出願の変更

商標出願の変更に関する規定はない。

１３．異議申立てに関する制度

第 18 条に規定があり、公告されてから 2 月以内に異議申立てが可能である。

第 18 条　登録に対する異議申立て

(1) 何人も、登録出願の公告日から 2 月以内に、所定の手数料を支払い、登録に対する異議申立ての通知書を所定の方式で特許意匠商標局長に送付することができる。
(2) 特許意匠商標局長は、異議申立ての通知書を受理してから 1 月以内に、登録出願人に所定の方式で通知書の写しを送達し、出願人が異議申立ての当該通知書の写しを受け取ってから 2 月以内に、出願人は自ら援用する出願の根拠を述べた意見書を所定の方式で特許意匠商標局長に送付する。出願人がそれを怠る場合、出願を放棄したものとみなされる。
(3) 出願人がかかる意見書を送付した場合、特許意匠商標局長はかかる意見書を受理してから 1 月以内にその写しを所定の方式で異議申立ての通知書を送付した者に送達する。
(4) 異義申立人及び出願人が援用する証拠は所定の方式で所定の期間内に特許意匠商標局長に提出し、特許意匠商標局長は、申立人及び出願人が希望する場合、聴聞の機会を与える。
(5) 特許意匠商標局長は、当事者らの聴聞を行い証拠を検討した後、登録の査定をなすべきか否か及びかかる査定は条件又は制限を付すべきか否かを判断する。
(6) 特許意匠商標局長は第(5)項に基づき条件又は制限を付して登録の査定をなすことが必要と考える場合、かかる条件又は制限に関する決定を記録する。
(7) 異議申立書を提出している者又は、かかる通知の写しを受け取った後に意見書を送付している出願人が、バングラデシュ国内に居住もせず業務も行っていない場合、特許意匠商標局長はこれを審理する前に手続き費用の保証金を納付するよう求め、当該保証金が適正に納付されない場合は、異議申立て又は出願(場合に応じ)が放棄されたものとして取り扱うことができる。
(8) 本条のいずれの規定にもかかわらず、登録行為に関するすべての異議申立ては本条第(1)項に基づく通知が行われた後 120 業務日内に終えるものとする。

１４．審判制度

（１）裁判所への上訴（査定不服審判制度ではない）

特許意匠商標局長の決定に不服がある場合は、高等裁判所に不服申立が可能である。

商標規則 第 84 条 上訴の期間
法又は本規則に基づく特許意匠商標局長の決定に対する高等裁判所への上訴は，かかる決定の日から 4 月以内に，又は特許意匠商標局長が許可する更なる期間内に行うが，当該 4 月の期間を計算するにあたり，上訴の対象となった決定の書面による写しを付与するために費消した時間（もしあれば）は除外される。

（２）商標登録の取消請求（無効審判制度ではない）

登録商標の決定に不服がある者は、高等裁判所に申し立てることにより商標の取消を求めることができる。

第 51 条　登録を取り消す若しくは変更する、又は登録簿を是正する権限
(1) 不服人が所定の方式で高等裁判所又は特許意匠商標局長へ申請を行うと、審判機関は、商標の登録について登録簿に記載された条件の違反又は不履行を理由として当該商標の登録を取り消す又は変更するため、適切と判断する命令を発することができる。
(2) 登録原簿からの何らかの記載の欠落又は脱落、又は十分な理由なく行われた記載、又は登録簿に不当に残っている記載、又は登録簿の記載における何らかの過誤又は瑕疵に対する不服人は、

所定の方式で高等裁判所又は特許意匠商標局長に申請することができ、審判機関は適正と考えるとおり、当該記載をなし、削除し又は変更する命令を発することができる。
(3) 審判機関は、本条に基づく審理において、登録簿の是正に関して決定することが必要又は目的に適ういかなる問題についても決定をなすことができる。
(4) 高等裁判所又は特許意匠商標局長は、職権で、関係当事者に所定の方式で通知を行い、聴聞の機を与えた後、本条第(1)項及び第(2)項に言及する命令を発することができる。
(5) 登録簿を是正する高等裁判所の命令により、当該是正の通知が特許意匠商標局長に所定の方式で達されるよう命令するものとし、特許意匠商標局長は、当該通知を受領次第しかるべく登録簿を補正するものとする。

（3）不使用登録商標取消請求

第 42 条に規定されており、登録後 5 年以上不使用の場合は取消の請求が可能となる。なお、類似商標の使用であっても、不使用でないとされる場合がある。

第 42 条　登録簿からの抹消及び不使用による制限の付加
(1) 登録商標は、不服を申し立てる何人によっても、次に掲げるいずれかの理由により、高等裁判所又は特許意匠商標局長に対して所定の方式で申請が行われると、登録されている商品又は役務について登録簿から削除することができる。
(a) 当該商標は当該商品又は役務(場合に応じ)につき出願人本人により又は第 41 条の規定が適用される場合は当該会社により使用されるべきとの登録出願人の誠実かつ真正の意図によらずして登録されたものであり、申請日 1 月以前までに、それらの商品又は役務に関する商標の所有者による当該商標の誠実かつ真正な使用が実際に存しないとき。
(b) 申請日 1 月前までに、当該商標が登録されて連続 5 年以上が経過しており、その間に現に当該商標を所有する者によるそれらの商品又は役務に関する当該商標の誠実かつ真正な使 用がないとき。
(2) 審判機関は本条第(1)項に基づいて提出される申請は、次に掲げる場合を除き、拒絶するものではない。(a)出願人が第 10 条により当該商品又は役務に関する同一又は非常によく似た商標の登録を認められていたとき。(b)審判機関が、基準日以前若しくは関連期間内に、商品又は役務に関して現に当該商標を 所有する者による誠実かつ真正な使用があったとする場合。
(3) 不服人による申請が所定の方式で高等裁判所又は特許意匠商標局長に行われると、審判機関は、次に掲げる場合には、登録が当該使用に及ぶことを阻止するよう保証するために適切と考える制限を当該登録に課することができる。(a)バングラデシュ国内の特定地域における販売その他の取引向けの商品若しくは役務(場 合に応じ)に関連して、又はバングラデシュ国外の特定市場への輸出向けの商品若しくは役務 (場合に応じ)に関連して、当該商標のいずれの所有者による同商標の誠実かつ真正な使用は登録後 5 年以上存在しないという状況が存するとき。(b) 第 10 条に基づき、2 名以上の者に、販売その他の取引又は輸出向けの同一商品又は役務(場合に応じ)について同一又は非常によく似た商標を登録することが認められていたとき。
(4) 本条第(1)項(b)又は第(2)項の目的上、申請人は次に掲げる商標の不使用を援用する権利を有するものではない。(a)当該商標の不使用が特別な状況によることが証明されており、かつ(b)当該商標の不使用は当該事業を放棄する又は当該商標を使用しないという意図のためではないとき。

（4）登録商標変更の請求（訂正審判ではない）

第 53 条に規定され、当該商標の同一性に本質的影響を与えない方法で商標に付加又は変更するための許可の請求を行うことができる。

第 53 条　登録商標の変更
(1) 商標の登録所有者は、当該商標の同一性に本質的影響を与えない方法で商標に付加又は変更するための許可を求めて所定の方式で特許意匠商標局長に請求することができ、特許意匠商標局長は、これを拒絶する、あるいは適切と考える範囲の条件を課して当該許可を与えることができる。
（略）

１５．防護商標

ある商品または役務において周知となった商標につき、その他の商品および役務について防護商標として登録することができる。

第 43 条　周知商標の防護商標登録
(1) 考案された何らかの単語を含む商標が登録され使用されている商品又は役務について、その他の商品又は役務(場合に応じ)に関連するその商標の使用が、取引の過程において後者の商品又は役務と前者の商品又は役務について当該商標の使用権者との間の関係を示唆すると受け取られるほどに周知となった場合、前者の商品又は役務に関して登録された所有者が それら他の商品若しくは役務に関連する商標を使用していない、又は使用しようとしないにもかかわらず、さらに第 42 条の内容にかかわらず、当該商標は、当該所有者が所定の方式で出願することにより、そのようなその他の商品又は役務（場合に応じ）に関してその者の名前 で防護商標として登録されることができ、たとえそのように登録されても、第 42 条に基づいてそれらの商品又は役務に関して登録簿から抹消されることはない。
(2) 登録された商標の所有者は、当該商標につき、いかなる商品又は役務についてであれ、防護商標として以外で自己の名称ですでに登録されているにもかかわらず、当該商品又は役務につき防護商標の登録を出願することができる。
(3) 防護商標として登録された商標及び同一所有者の名前で防護商標以外として登録された当該商標は、それぞれの登録が異なる商品又は役務（場合に応じ）についてであるにもかかわらず、連合商標とみなされ、連合商標として登録される。
(4) 不服人による申請が所定の方式で高等裁判所又は特許意匠商標局長になされると、防護商標としての商標の登録は次に掲げる理由により取り消すことができる。
(a) 本条第(1)項の要件が、当該商標が防護商標として以外に同一所有者の名前で登録された任意の商品又は役務について、もはや充足されなくなったとき。
(b) 防護商標として登録された任意の商品又は役務（場合に応じ）について、もはやそれらの商品又は役務に関する当該商標の使用が本条第(1)項に述べる示唆を与えると受け取られるおそれがなくなったとき。
(5) 特許意匠商標局長は、防護商標として以外に同一所有者の名称の登録がもはやない商標について、防護商標としての登録をいつでも取り消すことができる。
(6) 本条項に別段の明示的定めがない限り、その他の場合に適用される本法の規定は防護商標としての商標の登録及び防護商標として登録された商標について準用される。

第５節　営業秘密の保護及び不正競争の防止に関する制度

バングラデシュには、営業秘密の侵害についてのみ規定した制定法はない。但し、バングラデシュにおいても、個別案件ごとに、法令、秘密保持契約等の契約、判例法等によって、営業秘密の保護が図られている[589]。

現地事務所によれば、ドメインの無断使用に関して、2006 年情報通信技術法（Information & Communication Technology Act 2006）、2023 年デジタルセキュリティ法（Digital Security Act 2023）、2001 年バングラデシュ電気通信規制法（Bangladesh Telecommunication Regulatory Act 2001）には、「無許可ドメイン使用」の具体的な行為に関する条文はない。情報通信技術法に基づき、商標権侵害とパッシングオフに対する民事訴訟は可能である。しかし、実際には、バングラデシュ電気通信規制委員会（BTRC）に苦情を申し立て、不正使用に対する措置を取ることができる[590]。

また、原産地の混同を招くような国名の利用については、 地理的表示の侵害を防止するため、利害関係者、または利害関係者である生産者もしくは消費者のグループは、その名称の使用または商品の提示が、当該商品の地理的原産地が真の原産地以外の地域であることを何らかの方法で表示または示唆し、商品の地理的原産地について公衆を誤認させる可能性がある場合には、管轄地方裁判所に訴訟を提起することができる（商品の地理的表示(登録および保護)法 第 28 条第 4 項）。

＜参考：バングラデシュの競争法＞

現地事務所によれば、バングラデシュ競争法（Bangladesh Competition Act 2012）は、「反競争的行為」として扱われる特定の行為について定めている。同法第 15 条は、反競争的協定の締結について規定している。例えば、市場において独占を生み出すために、他者と共謀して生産、貯蔵、供給に関する契約を締結することが挙げられる。第 16 条は、市場における支配的地位の濫用について規定している。このような濫用には、略奪的な価格の設定、差別的な条件の賦課、他者の市場参入を妨げる行為などが含まれる。第 21 条は、競争を排除するために連合して働くことを扱う。

第 17 条は、協定、優越的地位の濫用または談合が、従前の市場における競争に重大な悪影響を及ぼし、または影響活動を引き起こす場合であって、市場における消費者及び競争者の利益を保護するために、委員会が直ちにこれを防止することが必要であると考える場合、委員会は、関係当事者に聴聞のための合理的な時間を与えなければならないと規定している。法律に基づく調査を実施する前に、委員会は必要な指示により和解または解決を行うことができる。

競争法第 18 条によると、ある組織が協定を結んだり、当該市場に有害な支配的地位を濫用したりしたと委員会が信じるに足る合理的な理由が調査等により判明した場合、委員会は独自の判断で、あるいは誰からの苦情を受けても、同様の調査を行うことができる。

競争法第 19 条は、同法第 15 条、第 16 条、第 21 条に違反する行為を行った者に対して、委員会に禁止命令を下す権限を与えている。日常的な活動を含め、一人または複数の当事者の行為を禁

[589] バングラデシュの知的財産法　最終更新日：2020 年 10 月 21 日（BLJ 法律事務所ウェブサイト）
https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/bangladesh_chizaihou_01.pdf

[590] Domain Name Disputes and Cyber-squatting in Bangladesh: Legal Remedies and Resolution（Legal And Consultancy Services Bangladesh ウェブサイト）
https://www.lacsb.com/post/domain-name-disputes-and-cyber-squatting-in-bangladesh-legal-remedies-and-resolution

止する命令は、回復不可能な損害を与えないという条件付きで出すことができる。委員会の命令に従わない者がいた場合、それは犯罪として扱われ、1 年以下の懲役または 100,000 タカ以下の罰金に処せられる。

第 6 節　知的財産権のエンフォースメントに関する制度

知的財産権のエンフォースメントに関する制度について、国境措置、民事措置、刑事措置に関する制度を記載する。

1．国境措置

税関での産業財産権に基づくエンフォースメントについては、関税法[591]に基づく税関での水際措置は可能であるとされている。

商標法第 109 条により、税関職員は、関税法第 15 条(d)、(e)及び(f)に基づき禁止される物品の輸入元を示す記録の開示を要求する権限を与えられている。知財侵害に対する刑事規定は、関税法第 156 条(1)第 9 号にも定められており、輸出品又は輸入品に関する違反又は侵害について、かかる物品を没収することができる[592]。

商標法第 109 条 虚偽の商標が付された輸入商品に関する情報請権
(1) 1969 年税関法（1969 年法律第 4 号）の第 15 条(d)、(e)又は(f)の各号によりバングラデシュ国内への再輸入が禁じられており、同法により輸入に際して留置及び押収を免れない商品がバングラデシュ国に輸入される場合、当該商品の通関手続地を管轄する税関長は、同税関長に対し説明がなされた際に当該商標が虚偽の商標として使用されている旨を信ずるに足る理由がある場合、当該商品の輸入者又はその代理人に当該商品に関してその者が所持する書類を提出し、当該商品をバングラデシュ国内に託送した者の住所及び名称並びに当該商品の送付先とされたバングラデシュ国内の者の住所及び名称に関する情報の提供を求めることができる。
(2) 輸入者又はその代理人は、本条第(1)項に基づく税関長の命令を受領した日から 14 日以内に、前述の要求を遵守するものとし、遵守しない場合は 5,000 タカ以下の罰金を科せられる。
(3) 税関長は、本条に基づき当該商品の輸入者又はその代理人から得られた情報を、虚偽の商標として使用されたとされる商標の登録所有者又は登録使用権者に通知することができる。

関税法第 15 条　禁止事項
次の各号に定める物品は、空路、陸路、海路を問わず 、バングラデシュに持ち込んではならない。
（略）
(d) 刑法第 39 条（1860 年法律第 XLV 号）に規定される偽造商標、または 1889 年商品標章法（1889 年法律第 4 号）に規定される虚偽の商品説明を付した商品
(e) バングラデシュ国外で製造または生産された商品であって、バングラデシュ国内の製造業者、

[591] 関税法（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/198650
[592] 2019 年度インド IPG バングラデシュの知財概況（JETRO）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/in_ipg_report_202003rev.pdf

販売業者または貿易業者の名称または商標である、または商標であると称する名称または商標をバングラデシュ国外で出願したもの。
(i) その名称または商標は、その出願のすべてについて、その商品が以下のような方法で製造されたものであることを示す明確な表示を伴っていなければならない。
バングラデシュ国外で製造または生産されたもの。
(ii) その場所が所在する国が、その表示において、名称または商標の文字と同じ大きさかつ目立つ文字で、名称または商標と同じ言語および文字で表示されていること。

関税法第 156 条　犯罪に対する処罰
(1) 次の表の第 1 欄に記載された犯罪を犯した者は、他の法律により責任を負う可能性のある刑罰に加えて、その刑罰を軽減することなく、同表の第 2 欄に記載された刑罰を科される。

現地事務所によれば、関税法第 15 条は、商標権、意匠権、著作権に違反する商品の輸出入を禁止している。1969 年関税法［2012 年改正］第 15 条(h)に、著作権侵害が含まれる。2023 年新関税法が公布されたが、2024 年 2 月 29 日時点で、まだ発効されていない。2023 年新関税法第 17 条は、1969 年法の第 15 条に対応する条文である。2023 年関税法第 17 条には、偽りの地理的表示と特許権侵害の両方が導入されている。

関税法第 127 条は、「第 15 条および規則の規定に従い、輸送手段で輸入され、バングラデシュ国内の税関またはバングラデシュ国外の目的地まで同じ輸送手段で通過することが輸入申告書に記載されている物品は、通過する税関で当該物品に課される関税がある場合は、その関税を支払うことなく通過することができる。」と規定している。したがって、税関当局は、第 15 条に違反した場合、通過貨物に対して措置を講じることができる。

知的財産権施行（輸出入）規則 2019 に基づき、知的財産権の権利者は、知的財産権を侵害する無許可の輸出入を抑制するため、税関当局に申請・通知を登録申請することができる。
権利者は、規則の様式 A に従った通知を税関当局に送付して申請しなければならない。その際、以下の書類／情報が必要となる。

- 権利者の氏名、住所、連絡先電話番号。
- 権利者の正式な代理人の氏名および住所。
- 知的財産権の所有権を証明する書類
- 更新を伴う登録日
- 不服のある商品の出荷の通関を一時停止するための詳細な議論。
- 疑惑のある特定の貨物の詳細情報。
- オリジナル商品の詳細（H.S.コード、サンプル、写真を含む）。
- 税関／税関支署／税関港の名称

・規則に従い、税関当局は 1 ヶ月以内に通知を受理または拒否することができる。登録は 1 年間有効である。登録取得後、権利者は税関の定める安全保証金（a security and safety bond）を供託しなければならない。従って、税関当局は、無許可の輸出入を制限する措置をとることができる。
・現地事務所によれば、権利者による申立てについては、輸送ごとに申立てが必要なわけではないが、効果的な結果を得るためには、税関当局に輸送予定であることを書面で通知することが推奨される、とのことである。

・権利者から税関への情報提供（自主的な情報提供、税関からの要請に基づく情報提供）に関する規定はない。
・関税法第 17 条に従い、税関当局は同法第 15 条に違反して輸入された商品を留置し、没収する権限を有する。没収された物品は所定の方法で処分される。・現地事務所によれば、「職権による取り締まりはほとんど行われていない。尚、職権による強制執行をカバーする規定はない。権利者の申請に基づくものと、その対象において違いはない。」とのことである。

２．民事措置

（１）侵害の防止

現行特許法（第 24 条）、現行意匠法（第 24 条）、商標法（第 97 条）には、侵害訴訟手続きにおいて、当事者に権利侵害の差止を命じることができる規定がある。

（２）損害賠償額の算定

現行特許法（第 24 条）には、裁判所はその裁量で権利侵害に対する賠償額を決定するとの規定があるが、具体的な算定方法の規定はない。現行意匠法（第 25 条）には、何者かが故意に、または故意であると認められる合理的理由のある者が本法に基づいて登録された意匠を侵害した場合、裁判所は当該侵害者に対して最低 10 万タカ、あるいは被害者の損失額を考慮した上で最大 100 万タカの賠償金の支払いを命じることができる、との規定がある。

バングラデシュにおける知的財産権の行使に関する民事訴訟手続において、企業秘密の保護を直接扱う特定の法律や規則はない。具体的な合意がない場合、そのような権利を民事裁判で行使することはできない。契約法第 73 条は、当事者が秘密情報を保護するために秘密保持契約を締結した場合、契約義務違反の賠償を請求できると規定している。

意匠法（第 53 条）、商標法（第 97 条）には、権利侵害の場合に権利者が被った損害を侵害者が補償する規定がある。

（３）侵害物品等の廃棄・排除

現行意匠法（第 26 条）、商標法（第 97 条）において、意匠権、商標権の侵害品によって製造又は使用された商品については、権利者の救済措置として、侵害品の破壊ができることが規定されている。

民事訴訟法第 30 条は、特に裁判所に対し、証拠として作成可能な物品の引渡しに関する命令を下す権限を与えている。裁判所は差し押さえ命令を下すことはできない。

バングラデシュにおいて、暫定措置や証拠の差押えに関する規定は存在しない。

３．刑事措置

（１）罰則・犯罪に該当する行為

包装への登録商標の付与は、商標法上の禁止権としての侵害行為と規定されている（商標法第 26 条第 4 項(a)）。また、商標法第 73 条により、不正な商標及び虚偽の商品表示等を付することに対する罰則が、第 74 条により、不正な商標又は虚偽の商品表示を付した商品販売に対する罰則が規定されている。これらにより、刑事訴追が可能になる。

更に著作権法 82 条において、著作権（著作隣接権を含む）に適用される刑罰が規定されている。現地事務所によれば、「権利者からの申告がなくとも、権限のある当局の職権によって、刑事上の手続が行われる可能性は極めて低い。尚、職権による強制執行をカバーする規定はない。権利者の申請に基づくものと、その対象において違いはない。」とのことである。

商標法第 88 条には、バングラデシュ国内に在る者が、バングラデシュ国内であれば本法により罪となる行為についてバングラデシュ国外での犯行を教唆する場合、教唆した行為をその地で自ら犯した場合に科せられるであろう刑罰をもって処罰される旨が記載されており、著作権法第 82 条には、映画フィルムの場合を除き、著作物の著作権または本法により付与されるその他の権利（第 23 条により付与される権利を除く）を故意に侵害し、または侵害を教唆した者は、4 年以上 6 月以下の懲役および 2,000 タカ以上 50,000 タカ以下の罰金に処せられる旨が記載されている。

また、商標法第 82 条には、「商標法に違反している者が会社である場合、その会社はその責任を負うすべての個人と同じく、当該違反行為時にその業務を行っていた会社が当該違反行為をなした者とみなされ、しかるべく訴追され処罰される責任主体とされる。」という両罰規定があり、著作権法第 91 条にも、「著作権法に基づく犯罪が会社によって行われた場合、犯罪が行われた当時、会社と同様に、会社の業務執行を担当し、会社に対して責任を負っていたすべての者は、当該犯罪を犯したものとみなされ、それに応じて訴訟および処罰される責任を負う。」という規定がある。

（2）制裁

商標法 73 条により、不正な商標及び虚偽の商品表示等を付することに対する罰則の制裁が、第 74 条により、不正な商標又は虚偽の商品表示を付した商品販売に対する罰則の制裁が規定されている。

商標法第 79 条、著作権法第 86 条に基づき、裁判所は破棄命令を下す権限を有する。

刑法の第 483 条、第 483 条、第 486 条は、商標および所有権標章の使用に関する犯罪のみを扱っている。

関税法第 156 条に基づき、第 15 条に違反して商品を輸出入した場合、(i) 商品の没収と、(ii) 商品価値の 2 倍を超えない罰金の罰則がある。

商標法 第 73 条 人の場合 (a) 商標を偽造する者 (b) 商標を不正に付する者、又は商品若しくは役務に不正に付する者 (c) 商標を偽造する目的、又は商標を偽造するために使用する目的で、金型、版、機器、板材又はその他の器具を制作し、処分し又は自ら所持する者 (d) 商品又は役務に不正な商品表示を付する者 (e) 本法第 108 条により、製造若しくは生産された国若しくは地域、又は製造者、生産者若しくは供給者(場合に応じ)の名称及び住所、又はその者のために商品若しくは役務が製造、生産若しくは供給される者の表示が求められる商品に対して、そのような国、地域、名称又は住所の不正表示をする者 (f) 第 108 条により表示が求められる商品又は役務に付された出所表示を改ざん、改変若しくは削

除する者
(g) (a)から(f)項に述べる事柄が行われるようにさせる者。この者は本法の規定に従って、期間 6 月以上 2 年以下の禁固、若しくは 5 万以上 20 万タカ以下の罰金、又はこれの併科、再犯若しくは累犯の有罪判決の場合は、期間 1 年以上 3 年以下の禁固、又は 10 万以上 30 万タカ以下の罰金、又はこれを併科する。

商標法
第 74 条
不正な商標若しくは虚偽の商品表示を付して、又は、第 108 条の規定により付すことが求められる製造若しくは生産される国若しくは地域、又は製造者若しくは生産者又は商品がその者のために製造若しくは生産される者の名称及び住所を表示することなく、商品又は物品を販売する者、又は販売用の展示を行う者、又は販売目的、取引若しくは製造の目的で所持する者は、次に掲げる事項が証明されない限り、2 年以下の禁固又は罰金若しくはこれを併科、再犯若しくは累犯はいずれの場合も 3 年以下の禁固又は罰金若しくはこれを併科する。
(a) 本条に定める侵害に対して合理的なすべての予防措置を講じており、侵害があったとされる時点で、当該商標若しくは商品表示の真実性を疑う、又は当該商品に関して何らかの違反があったことを疑う、どのような理由もなかったこと。
(b) 検察官の要求に応じて、又は検察官のために、当該商品又は物品の入手先である者について自己の権限が及ぶ限りすべての情報を提供したこと。
(c) その他の点においても正直に行動したこと。

商標法
第 79 条
(1) 本法第 73 条若しくは第 74 条に基づき同条の違反につき有罪判決を受け、又は詐欺の意図なく行った旨の立証により本法第 73 条の違反につき、若しくは本条第 76 条(a)、(b)及び(c) の各号に規定する事項の立証により同条に基づき無罪判決を受けた場合、有罪又は無罪の判決をなす裁判所は、既遂の犯罪、若しくは前述のように立証された事由がなければ成立していたであろう犯罪を組成し、又はそれに関連するすべての商品及び物品の没収を政府に命令することができる。
(2) 没収が有罪判決について命令されその有罪判決が上訴された場合、上訴は没収に対しても成立する。
(3) 没収が無罪判決について命令され、命令に係る商品又は物品の価格が 500 タカを超える場合、没収に対する上訴は、上訴可能な事件につき没収を命じた裁判所の判決文によって上訴が係属する裁判所に、命令が出された日から 30 日以内に提訴することができる。
(4) 没収が有罪判決について命令された場合、裁判所は、有罪を宣告された者に、没収が命じられたいかなる物品についても廃棄又は裁判所が適切と考えるその他の処分を命ずることができる。

著作権法
第 86 条
本法に基づく犯罪を審理する裁判所は、被疑者が有罪判決を受けたか否かにかかわらず、被疑者が所持する著作物のすべての複製物またはすべての版下であって、侵害複製物または侵害複製物を作成するための版下と思われるものを、裁判所が適当と考えるところに従い、著作権者に引

き渡すか、またはその他の方法で処分するよう命じることができる。

関税法
第 156 条
以下の表の第 1 欄に記載された犯罪を犯した者は、他の法律により責任を負う可能性のある刑罰に加え、それを軽減することなく、その犯罪に対して同表の第 2 欄に記載された刑罰を受けるものとする。

刑法
第 482 条
虚偽の商標または虚偽の財産標章を使用した者は、詐取の意図がないことを証明しない限り、1 年に及ぶ有期懲役、罰金、これらの併科に処せられる。

第 483 条
他人の使用する商標または財産的標章を偽造した者は、2 年に及ぶ懲役もしくは罰金、またはこれらの併科に処せられる。

第 486 条
偽造商標または財産的標章が付された又は刻印された商品または物品を販売し、展示し、或いは、販売、もしくは取引又は製造の目的のために所持する者、或いは、そのような商品が収納されているケース、包装もしくはその他の容器に、偽造商標または財産的標章が付された又は刻印された商品または物品を販売し、展示し、或いは、販売もしくは取引又は製造の目的のために所持する者は、もし以下を証明できなければ、1 年に及ぶ懲役もしくは罰金、またはこれらの併科に処せられる。
(a) 本条に違反する犯罪を犯すことのないようあらゆる合理的な予防措置を講じた上で、被疑事犯の実行時に標章の真正性を疑う理由がなかったこと。そして、
(b)検察官が行った又は検察官のために行った要求に対して、当該商品又は物を入手した者に関し、自己の知り得るすべての情報を提供したこと。

４．デジタル環境

以下、デジタル環境における知的財産権侵害に関する情報については、著作権法は、14 条 1 項 f 号及び 3 項 g 号に規定する「著作物を放送すること」を著作権に含まれる権利としており、2 条 43 項では「放送」を「インターネット接続を伴うコンピュータ」等の形態による無線拡散の手段による公衆への伝達を含むものと定義している。現地事務所によれば、これらの規定は、インターネット上での著作権侵害を抑制するためのものである。また、現地事務所によれば、2000 年著作権法第 14 条(1)(f)、第 14 条(3)(g)および第 2 条(43)に対応する条文は、それぞれ 2023 年著作権法第 2 条(7)(a)(vi)、第 2 条(7)(c)(vii)および第 2 条(47)である。

著作権法
第２条　定義
本法において、主題または文脈に抵触するものがない限り、以下のとおりとする。

（略）
（43）「放送」とは、有線もしくは無線機器またはその両方によるテレキャストまたは放送を含む、信号、標識、音、インターネット接続を伴うコンピュータ、衛星または映像のいずれか1つ以上の形態であるか否かを問わず、無線拡散の手段による公衆への伝達を意味し、再放送／再々放送も含まれる；
(略)
第 14 条　著作権の意味
　本法において「著作権」とは、本法の規定に従い、著作物またはその実質的な一部に関して、以下のいずれかの行為を行い、または行うことを許諾する権利をいう。
(1) 文学、演劇または音楽の著作物（コンピュータ・プログラムを除く）。
（略）
（f）その著作物を放送すること、またはその著作物の放送を拡声器その他類似の機器によって公衆に伝達すること
（略）
(3) 芸術作品について
（略）
（g）その著作物を放送すること、またはその著作物の放送を拡声器その他類似の機器によって公衆に伝達すること。

第 7 節　知財制度の運用・執行状況

1．出願件数と登録件数

（1） 特許出願件数・登録件数[593]

	新規出願			登録			Mail Box（注）
Year	内国	外国	総数	内国	外国	総数	
2013	60	243	303	16	118	134	105
2014	44	249	293	21	100	121	79
2015	40	300	340	11	90	101	74
2016	72	272	344	7	99	106	40
2017	53	249	302	7	137	144	25
2018	69	299	368	19	119	138	24
2019	66	347	413	8	121	129	22
2020	38	363	401	5	135	140	21
2021	69	378	447	29	211	240	18
2022	71	347	418	7	147	154	-

（注）メールボックス制度
　医薬品に関する TRIPS 協定第 70 条第 8 項に基づく義務の免除、及び同条第 9 項に基づく義務の

[593] Latest statistics of Patents Application Last updated: 27th August 2023（バングラデシュ特許意匠商標局）
http://www.dpdt.gov.bd/site/page/cda6b625-2ebd-4354-bc48-46e40c14656d/-

免除の更なる延長を求める LDCs（後開発途上国）加盟国からの要請を考慮し、2015 年 11 月 6 日に行われた TRIPS 理事会は、2033 年 1 月 1 日又は後発開発途上国でなくなる日のいずれか早い日まで、TRIPS 協定第 70 条第 8 項及び第 9 項に基づく義務を免除するという決定を行った[594]。この TRIPS 理事会の決定を承認した 2015 年 11 月 30 日の一般理事会において、「適用可能な場合、TRIPS 協定第 70 条第 8 項及び第 9 項に基づく義務は、宣言第 7 項及び 2015 年 11 月 6 日に採択された TRIPS 理事会の決定(IP/C/73)の目的の達成を妨げるべきではないことを考慮する。」との確認がなされた[595]。

TRIPS 協定第 70 条第 8 項に規定されたメールボックス制度は、TRIPS 協定発効時に医薬品等を特許対象として認めていない加盟国が、医薬品等の特許出願に関して、当該加盟国における医薬品等の特許対象の実現の日までの間に講ずべき措置であり、将来導入されるはずの特許制度を前提として、医薬品等の物質特許の出願を受理することを加盟国に義務付けたものである。バングラデシュは、従前の特許意匠法（旧法）では物質特許を認めていなかったため、このような特許出願は「メールボックス」出願として行われ、審査が保留されてきた。

バングラデシュ特許意匠商標局は 2022 年 4 月 11 日に、物質特許を認めた新しい改正特許法（現行法）を施行した。そして、2022 年 9 月 18 日付の通達[596]において、『2015 年の世界貿易機関（WTO）の決定により、発開発途上国としてバングラデシュは特許に関して「メールボックス」から免除されたため、「メールボックス」は閉鎖され、提出されたすべての出願は拒絶された。』と発表した。現行特許法において、特許保護の範囲外となる事項を定めた第５条の（２）に、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の決定によれば、医薬品および農薬製品の特許保護の免除期間が有効である限り、これらの製品は特許保護の範囲外となる。」と規定されている。従って、2022 年 9 月 18 日の通知でメールボックス制度が廃止されると、メールボックスに含まれていたと思われる医薬品等に関する出願は、現行法第５条（２）によって拒絶されたと考えられる。

---

[594] LEAST DEVELOPED COUNTRY MEMBERS – OBLIGATIONS UNDER ARTICLE 70.8 AND ARTICLE 70.9 OF THE TRIPS AGREEMENT WITH RESPECT TO PHARMACEUTICAL PRODUCTS (IP/C/74, November 6, 2015)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/74.pdf&Open=True

[595] LEAST DEVELOPED COUNTRY MEMBERS – OBLIGATIONS UNDER ARTICLE 70.8 AND ARTICLE 70.9 OF THE TRIPS AGREEMENT WITH RESPECT TO PHARMACEUTICAL PRODUCTS DECISION OF 30 NOVEMBER 2015 (WT/L/971, December 2, 2015)（WTO ウェブサイト）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S009-DP.aspx?language=E&CatalogueIdList=225405&CurrentCatalogueIdIndex=0&FullTextHash=&HasEnglishRecord=True&HasFrenchRecord=True&HasSpanishRecord=True

[596] メールボックス通知 2022 年 9 月 18 日（バングラデシュ特許意匠商標局）
http://www.dpdt.gov.bd/sites/default/files/files/dpdt.portal.gov.bd/notices/23f52c27_6433_43f1_b95e_480e83a36c9a/2022-09-19-08-27-58d08d7d5d4a8ef13aa8c27f12276dc8.pdf

（２）意匠登録出願件数・登録件数[597]

	新規出願			登録		
Year	内国	外国	総数	内国	外国	総数
2013	1,100	132	1,232	843	141	984
2014	1,245	134	1,379	677	125	802
2015	1,284	92	1,376	681	90	771
2016	1,357	97	1,454	721	83	804
2017	1,577	130	1,707	701	128	829
2018	1,897	117	2,014	772	110	882
2019	1,494	104	1,598	521	53	574
2020	1,162	79	1,241	631	57	688
2021	1,230	86	1,316	1,789	133	1,922
2022	1,172	132	1,304	1,076	121	1,197

（３）商標登録出願・登録件数[598]

	新規出願			登録		
Year	内国	外国	総数	内国	外国	総数
2013	8,001	3,580	11,581	688	2,333	3,021
2014	7,930	3,611	11,541	865	3,307	4,172
2015	9,322	3,482	12,809	1,130	3,392	4,522
2016	8,570	3,835	12,405	704	2,617	3,321
2017	9,247	3,843	13,090	919	3,545	4,464
2018	7,960	4,120	12,080	940	2,660	3,600
2019	8,043	4,392	12,435	780	1,819	2,599
2020	9,785	3,915	13,699	362	1,000	1,362
2021	10,837	4,671	15,508	630	3,315	3,945
2022	8,928	4,759	13,687	878	2,576	3,454

２．管轄官庁及び人的体制

特許、意匠、商標について、特許意匠商標局（DPDT）が存在する。DPDT には、4 部門（特許意匠、商標、行政・財務、国際・IT）が存在する[599]。

DPDT のトップである局長（Registrar）は、産業省の事務次官補（Additional Secretary）のポストである。

[597] Latest statistics of Industrial Designs Application Last updated: 24th August 2023（バングラデシュ特許意匠商標局）
http://www.dpdt.gov.bd/site/page/8506dcc7-5b77-408d-bc39-c58b3bd08cd7/-

[598] Latest statistics of Trademarks Application Last updated: 23th August 2023（バングラデシュ特許意匠商標局）
http://www.dpdt.gov.bd/site/page/fcc0c892-e541-4fb3-8d1d-4b79697e27e3/-

[599] 特許庁「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等「バングラデシュ」（日本特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/bd.pdf

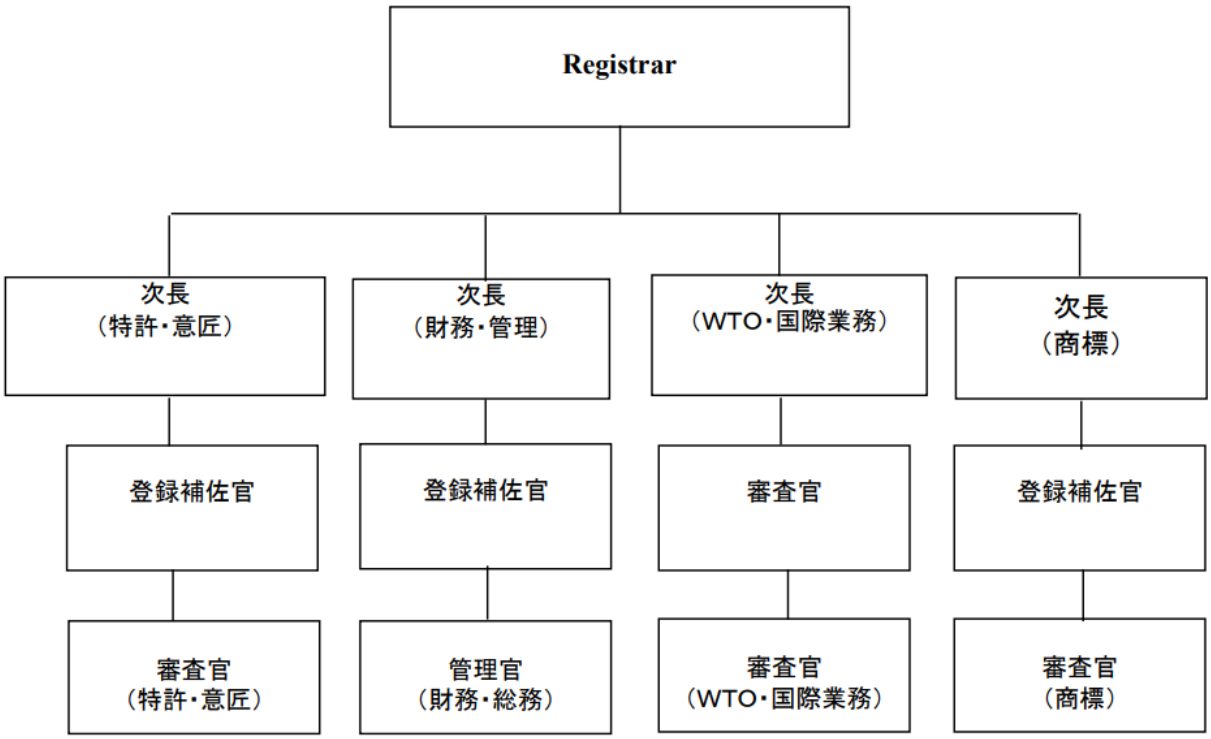

第５章　バングラデシュが締結済みの EPA/FTA と知的財産章の規定

第１節　バングラデシュが締結した EPA/FTA

バングラデシュがこれまでに締結した EPA を以下に示す。知財章を有する協定はない。

名称	形態	発効年月	バングラデシュ以外の締結国	知的財産章の有無
途上国間貿易交渉関連プロトコル（PTN）[600]	EPA	1973 年 2 月	ブラジル、チリ、エジプト、イスラエル、韓国、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、セルビア、チュニジア、トルコ、ウルグアイ	無
アジア太平洋貿易協定（APTA）（旧バンコク協定）[601]	EPA	1976 年 6 月	中国、韓国、インド、ラオス、スリランカ、モンゴル	無
途上国間貿易特恵関税制度（GSTP）[602]	EPA	1989 年 4 月	アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベナン、ボリビア、ブラジル、カメルーン、チリ、キューバ、北朝鮮、エク	無

[600] Protocol Relating to Trade Negotiations Among Developing Countries（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/234338

[601] Asia-Pacific Trade Agreement (APTA)（The Economic and Social Commission for Asia and the Pacific ウェブサイト）
https://www.unescap.org/sites/default/files/2-1-First-Amendment-to-Bangkok-Agreement.pdf
https://www.unescap.org/sites/default/files/3-1-Second-Amendment-to-the-APTA_Certified-copy.pdf

[602] Agreement on the Global System of Trade Preferences among Developing Countries Publication GSTP/MM/BELGRADE/10 12 Apr 1988（UNCTAD ウェブサイト）
https://unctad.org/system/files/official-document/ditcmisc57_en.pdf

			ンマーニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、韓国、シンガポール、スリランカ、スーダン、タイ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、タンザニア、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ	
南アジア自由貿易地域（SAFTA）[603]	EPA	2006年1月	インド、ミャンマー、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、パキスタン、アフガニスタン	無
イスラム諸国会議機構特恵貿易制度（TPS-OIC）[604]	EPA	2022年7月	イスラム諸国会議機構（OIC）加盟40国・地域	無
バングラデシュ・ブータン特恵貿易協定[605]	EPA	2022年7月	ブータン	無

第２節　FTA 交渉状況

バングラデシュ高官の発言によれば、2026 年のバングラデシュの後発開発途上国（LDC ）卒業に、日本の他、EU、英国、カナダ、日本、オーストラリアと FTA もしくは PTA を結ぶ可能性がある[606]。

第６章　第４章及び第５章の調査・分析結果と TRIPS 協定や主要 EPA/FTA の規定との関係

第１節　産業財産権・エンフォースメント関連規定と TRIPS 協定との関係の分析

2021 年 11 月 24 日、国連は、第 76 回国連総会でバングラデシュが要件を満たして後発開発途上国（LDC）を 2026 年 11 月 24 日に卒業見込みとなることが決定したことを発表した[607]。

バングラデシュは、2018 年に LDC 卒業資格の要件を満たし、2021 年 2 月には 2 度目の審査（トリエンナーレ・レビュー）を経て、国連の開発政策委員会が 2026 年の LDC 卒業を推薦していた。バングラデシュは 1975 年の LDC 認定以降、諸外国への輸出に際して、LDC 向けの関税優遇措置

[603] Agreement on SAARC Preferential Trading Arrangement (SAPTA)（Department of Commerce, Ministry of Commerce and Industry, Government of India ウェブサイト）
https://commerce.gov.in/wp-content/uploads/2020/05/safta.pdf

[604] Trade Preferential System among the Member States of the OIC (TPS-OIC) (The Standing Committee for Economic and Commercial Cooperation of the Organization of the Islamic Cooperation（COMCEC)ウェブサイト）
https://www.comcec.org/wp-content/uploads/2021/05/Framework.pdf

[605] Trade and Commerce with Bhutan（Embassy of the people's public of Bangladesh Thimphu Bhutan ウェブサイト）
https://thimphu.mofa.gov.bd/en/site/page/trade-commerce-and-investment
https://www.dhakatribune.com/business/economy/275413/pta-with-bhutan-comes-into-effect

[606] 先進国などとの FTA 締結示唆、バングラデシュ貿易投資サミット（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/6a219db57ae752e3.html

[607] Graduation of Bangladesh, Lao People's Democratic Republic and Nepal from the LDC category（United Nations ウェブサイト）
https://www.un.org/development/desa/dpad/2021/graduation-of-bangladesh-lao-peoples-democratic-republic-and-nepal-from-the-ldc-category/

を受けている。例えば、衣料品の日本向け輸出では、所定の条件を満たすことで特別特恵関税（原則無税）が適用されており、同ビジネスに携わる進出日系企業にとって大きな利点となっていた。しかしながら、LDC の卒業に伴い、移行期間を経てこれらの恩恵を受けられなくなるため、2 国間 RTA 等の準備を進めている[608]。

TRIPS 第 66 条　後発開発途上加盟国
(1) 後発開発途上加盟国は,その特別のニーズ及び要求,経済上,財政上及び行政上の制約並びに存立可能な技術的基礎を創設するための柔軟性に関する必要にかんがみ,第 65 条(1)に定めるところによりこの協定を適用する日から 10 年の期間、この協定（第 3 条,第 4 条及び第 5 条の規定を除く。）を適用することを要求されない。貿易関連知的所有権理事会は、後発開発途上加盟国の正当な理由のある要請に基づいて,この期間を延長することを認める。
(2) 先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。

産業財産権においても LDC 卒業に伴い、徐々に免除されていた TRIPS 協定上の義務規定に調和すべく国内産業財産権法の改正を行っている（2022 年：特許法、2023 年：意匠法）。例えば、特許権の権利期間の延長（現行特許法第 20 条：出願日から 16 年→20 年）や特許対象となる発明の定義の拡大（現行特許法第 2 条及び第 3 条：製品とプロセスが発明の対象）等の改正が行われている。

以下に、TRIPS 協定とバングラデシュの産業財産権及びエンフォースメント関連規定との関係を、特許の保護対象と例外、意匠の保護対象（部分意匠）、商標の保護対象（新しい商標）、国境措置（認定までの期間）、民事措置（侵害物品等の廃棄・排除）、刑事措置（刑事上の手続き及び罰則）について記載する。特許法と意匠法については、現行法に加えて旧法とも比較を行う。また、参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定に関しても記載する。

特許の保護対象と例外

特許の保護対象

TRIPS 協定では、原則として、新規性、進歩性、産業上の利用性のある発明は、いかなる技術分野であっても、物の発明であれば物質特許を、方法の発明であれば方法特許（或いは製法特許）を与えなければならない。

バングラデシュ現行特許法では、物質及び方法の発明が特許を受けることができる対象になるが、特許意匠法（旧法）では、製造方法に関する発明のみが特許を受けることができる発明であった。

CPTPP 協定も RCEP 協定も特許の保護対象の規定は、TRIPS や現行特許法と同様である。

[608] 国連総会、バングラデシュの LDC 卒業を決議（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/b8e9e64ec95f5670.html

尚、バングラデシュのメールボックス制度は廃止され、提出されたすべての出願は拒絶されたので、メールボックスに含まれていたと思われる医薬品等に関する物質特許出願は、現行法第 5 条(2)によって拒絶されたと考えられる。

例外

特許の保護対象の例外については、TRIPS 協定、CPTPP 協定、RCEP 協定は、全て任意規定であり、同様の内容が含まれる。現行特許法は、TRIPS 協定に記載された内容と同様の事項を含んで、特許保護からの例外を規定している。

TRIPS 第 27 条　特許の対象

(1) (2)及び(3)の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。) について与えられる。

（略）

(3) 加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし,加盟国は,特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この(b)の規定は,世界貿易機関協定の効力発生の日から 4 年後に検討されるものとする。

バングラデシュ現行特許法第３条　特許対象となる発明

(1) 技術製品またはプロセスの発明は、産業に適用可能な新規性と進歩性がある場合、特許を受けることができる。

バングラデシュ現行特許法第５条　特許保護の範囲外となる事項

(1) 以下の事項は、特許保護の範囲外となる。

(a) 発見、科学理論、数学的手法。

(b) 商業的方法、精神的な活動、スポーツのルールまたは手順、およびコンピュータープログラム。

(c) 手術または療法による人体または動物の治療法、および人体または動物の病気の診断方法。ただし、この規定は、当該処置で使用されるデバイスまたはキットには適用されない。

(d) 自然物は、それが処理され、人為的に変形され、あるいは自然から分離されたものであっても、この規定は当該自然物体をその自然環境から分離するプロセスには適用されない。

(e) 既知の事項における新たな使用法の発見。ただし、そのような使用法が本法第 3 条に基づく発明につながる場合には適用されないものとする。

(f) 微生物以外の動植物およびその部分、無機および微生物プロセスを除く植物または動物およびその部分の生産に必要な生物学的プロセス。

(g) 公序良俗を保護する目的で、バングラデシュ国境内での商業利用を防止するために必要な発明。

(h) 軽微な発明、または確立された明白な自然法則に反するプロセス。

(i) 元素の性質の総和のみからなる単純な組み合わせによって得られる物質およびその物質の製造方法。

(j) 既知の発明（装置）を翻案または複製したもので、翻案前のそれ自体の特性とは無関係に機能するもの。
(k) 農業または園芸方法。
(l) 文学、演劇、音楽、芸術作品、または美的性質の作品、映画作品、およびラジオまたはテレビで放送されるドラマ。
(m) 情報の単なる説明。
(n) さまざまな要素で構成される集積回路の詳細な説明。
(o) 伝統的な知識からなる発明、伝統的に知られている要素または既知の要素の組み合わせや合計に基づく発明。
(p) その使用が公衆衛生または環境に重大な脅威をもたらす発明。
(q) 既知の物体を新しい形式で発明し、当該物体が既知の意図された効果を何ら改善することができない場合。あるいは、既知の物体の新しい品質や新しい用途の単なる発見、または既知のプロセス、機械、器具の新しい用途の単なる発見。ただし、そのような既知のプロセスすべてが新しい生成物または新しい物質を生成する場合を除く。
(r) 第(q)号の目的上、塩、エステル、多形体、代謝物、純構造、粒径、異性体、異性体の組み合わせ、化合物、既知の物質、または他の抽出物の組み合わせは、それが産出的で意味ある変化とならない場合、同じ物質とみなされる。

バングラデシュ特許意匠法（旧法）第 2 条 定義

「発明」とは、新規な製造に係る一切の態様をいい、改良及び発明であると主張されるものを含む。

メールボックス出願の取り扱い

バングラデシュ特許意匠商標局は、2022 年 9 月 18 日付の通達において、『2015 年の世界貿易機関（WTO）の決定により、発開発途上国としてバングラデシュは特許に関して「メールボックス」から免除されたため、「メールボックス」は閉鎖され、提出されたすべての出願は拒絶された。』と発表した。これにより、新規なメールボックス出願はできなくなった。また、現行特許法において、特許保護の範囲外となる事項を定めた第 5 条(2)に、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）（以下、TRIPS 協定という）の決定によれば、医薬品および農薬製品の特許保護の免除期間が有効である限り、これらの製品は特許保護の範囲外となる。」と規定されているので、メールボックスに含まれていたと思われる医薬品等に関する物質特許出願は、現行法第 5 条(2)によって拒絶されたと考えられる。

参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定を以下に示す。

CPTPP 協定 第 18・37 条 特許を受けることができる対象事項

1. 各締約国は、3 及び 4 の規定に従うことを条件として、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（注）のある全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について特許を取得することができるようにする。
（略）

3. 締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は自然若しくは環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われるものでないことを条件とする。締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。
(a)人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法
(b)微生物以外の動物並びに非生物学的な方法及び微生物学的な方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法
4. 微生物以外の植物を特許の対象から除外することができる。もっとも、各締約国は、1 の規定に適合する方法で、かつ、3 の規定に従うことを条件として、少なくとも植物に由来する発明について特許が与えられることを確認する。

RCEP 協定 第 11・36 条 特許を受けることができる対象事項

1. 2 及び 3 の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（注）のある全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。3 及び第 M 節（経過期間及び技術援助）の規定に従うことを条件として、発明地、技術分野及び物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。
（注）この節の規定の適用上、締約国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するものとみなすことができる。
2. 締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に自国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。
3. 締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。
(a)人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法
(b)微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、各締約国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。締約国は、貿易関連知的所有権協定第 27 条 3 (b)の規定が改正される場合には、この(b)の規定について類似の改正を行うかどうかを決定するためにこの(b)の規定の見直しを行う。

意匠の保護対象（部分意匠）

TRIPS 協定では、独自に創作された新規性又は独創性を意匠保護の要件としている。

バングラデシュ現行意匠法では、新規性又は独創性に加えて、産業における生産可能性または使用可能性が意匠登録要件である。部分意匠に関する明確な記載はない。

特許意匠法（旧法）では、新規性又は創作性は登録要件であったが、産業における生産可能性または使用可能性は登録要件ではなかった。

また特許意匠法（旧法）では、建築の様式や単なる機械的装置が意匠の定義に含まれないと規定されていたが、現行意匠法では、そのような除外規定はない。

尚、CPTPP 協定も RCEP 協定も意匠保護の要件は、TRIPS 協定と同様である。
TRIPS 協定、バングラデシュ現行意匠法、特許意匠法（旧法）いずれも、部分意匠を保護対象とする明確な規定はないが、CPTPP 協定も RCEP 協定も、部分意匠を保護対象とする規定がある。

TRIPS 協定　第 25 条　保護の要件

(1) 加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。加盟国は,意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。加盟国は,主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については,このような保護が及んではならないことを定めることができる。

バングラデシュ現行意匠法第 2 条　定義

「意匠」とは、製造された製品の特徴的な形状、線、色、グラフィカルユーザーインターフェイス、カリグラフィー等の美的視認性をいう。
部分意匠に関する明確な記載はない。

第 5 条 登録可能な意匠

(1) 意匠は、新規性（novelty）、独創性があり、産業において生産可能または使用可能な場合、本法に基づいて登録できる。

特許意匠法（旧法）第 1 条

（略）
(5) 「意匠」とは、手作業であるか、機械的又は化学的であるか、若しくは分離又は結合であるかを問わず工業的過程又は手段により物品に応用される形状、配置、模様若しくは装飾の特徴であって、完成品において視覚に訴えかつ視認のみにより判断されるものをいう。これには、建築の様式若しくは原理又は実質的に単なる機械的装置であるものを含まず、また、刑法第 478 条に定める商標又は同第 479 条に定める財産権を示す標章を含まない。

第 43 条 意匠登録出願

(1) 特許意匠商標局長は、バングラデシュ国内で従前公表されたことがない、新規性又は創作性のある意匠の専有権者であることを主張する何人の出願においても、本章に基づき当該意匠を登録することができる。

参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定を以下に示す。

CPTPP 協定 第 18・55 条　保護

1. 各締約国は、意匠の十分かつ効果的な保護を確保するとともに、次に掲げるもののいずれかが意匠としての保護の対象となることを確認する。
(a)物品の一部に具体化された意匠
(b)適当な場合には、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠

2. この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第 25 条及び第 26 条の規定に従う。

RCEP 協定 第 11・49 条　意匠の保護

1. 各締約国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護を定める。締約国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。締約国は、主として技術的又は機能的な考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる。

（略）

5. 各締約国は、次のいずれかのものが意匠としての保護の対象となることを確認する。

(a)物品の一部に具体化された意匠

(b)適当な場合には、自国の法令に従い、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠

商標の保護対象（新しい商標）

TRIPS 協定では、その標識、特に単語(人名を含む)、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとして例示されている。また、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができることから、音や香りは、TRIPS 協定上登録は義務付けられない。

バングラデシュ商標法では、「標章」が例示列挙されている（図案、銘柄、見出し、ラベル、券、名称、署名、単語、文字、記号、数字、図形要素、色彩の結合、又はそのいずれかの結合）が、音や香りは明示されていない。色彩、音、匂い、立体に係る標章は、商標保護の対象外との報告がある[609]。

CPTPP 協定と RCEP 協定では、音を商標の保護対象とすることが義務付けられている。CPTPP 協定では、香りを商標の保護対象とすることが努力義務とされている。

TRIPS 協定　第 15 条　保護の対象

(1) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは,商標とすることができるものとする。その標識、特に単語(人名を含む。)、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には,加盟国は,使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

バングラデシュ商標法第 2 条　定義

（略）

(8) 「商標」とは、次に掲げるものをいう。

[609] 2019 年度インド IPG 特許商標ワーキンググループ報告書 バングラデシュの知財概況（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/in_ipg_report_202003rev.pdf

(a) 本法の第 77 条を除く第 10 章に関して、
(i) 取引の過程で商品と、当該標章の使用権を専有する者との関係を示す目的で商品について使用される登録商標又は標章
（略）
(23) 「標章」には、図案、銘柄、見出し、ラベル、券、名称、署名、単語、文字、記号、数字、図形要素、色彩の結合、又はそのいずれかの結合を含む。

参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定を以下に示す。

CPTPP 協定 第 18・18 条　商標として登録することができる標識の種類

いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払う。締約国は、商標の簡潔かつ正確な記述若しくは図式による表示又は場合に応じてその双方を要求することができる。

RCEP 協定 第 11・19 条　商標の保護

各締約国は、ある事業に係る商品及びサービスを他の事業に係る商品及びサービスから識別することができる標識又はその組合せを商標とすることができるものとすることを確保する。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを商標の登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。（注）

（注）締約国は、商標の適切な記述（図式によって表示することができるもの）を要求することができる。

国境措置　解放停止の申立て

TRIPS 協定では、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知することが規定されている。

バングラデシュでは、
CPTPP 協定では、手続の開始後合理的な期間内に認定することができる手続とすることが規定されており、RCEP 協定では、手続の開始後合理的な期間内に、商標権又は著作権（著作隣接権含む）の侵害について認定することができる手続とすることが規定されている。

TRIPS 協定　第 52 条　申立て

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は,輸入国の法令上,当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し,及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限

のある当局は,申立てを受理したかしなかったか及び,権限のある当局によって決定される場合には,税関当局が措置をとる期間について,合理的な期間内に申立人に通知する。

バングラデシュ

知的財産権施行（輸出入）規則 2019 に基づき、知的財産権の権利者は、知的財産権を侵害する無許可の輸出入を抑制するため、税関当局に申請・通知を登録申請することができる。

権利者は、規則の様式 A に従った通知を税関当局に送付して申請しなければならない。その際、以下の書類／情報が必要となる。

- 権利者の氏名、住所、連絡先電話番号。
- 権利者の正式な代理人の氏名および住所。
- 知的財産権の所有権を証明する書類
- 更新を伴う登録日
- 不服のある商品の出荷の通関を一時停止するための詳細な議論。
- 疑惑のある特定の貨物の詳細情報。
- オリジナル商品の詳細（H.S.コード、サンプル、写真を含む）。
- 税関／税関支署／税関港の名称

規則に従い、税関当局は 1 ヶ月以内に通知を受理または拒否することができる。登録は 1 年間有効である。登録取得後、権利者は税関の定める安全保証金（a security and safety bond）を供託しなければならない。従って、税関当局は、無許可の輸出入を制限する措置をとることができる。

参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定を以下に示す。

CPTPP 協定 第 18・76 条　国境措置に関する特別の要件

6. 各締約国は、1、5 及び並びに該当する場合には 5 に定める手続の開始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって知的財産権が侵害されているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する（注）。締約国は、侵害を認定するための行政上の手続を定める場合には、自国の当局に対し、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後行政上の罰又は制裁（当該罰又は制裁には、罰金又は侵害物品の差押えを含むことができる。）を科する権限を付与することができる。

（注）締約国は、5 に定める侵害の疑いのある物品が知的財産権を侵害していることの判断については、当該侵害の疑いのある物品に虚偽の貿易上の記載がされていることを判断することにより、この条に規定する義務を履行することができる。

RCEP 協定 第 11・71 条　条権限のある当局による合理的な期間内における侵害の認定（注）

（注）締約国は、第 11・69 条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に規定する疑いのある物品が知的財産権を侵害していることの認定について、当該疑いのある物品に貿易上の虚偽の記載がされていることを認定することにより、この条の規定に基づく義務を履行することができる。

各締約国は、第 11・65 条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのあ

る物品の解放の停止）及び第 11・69 条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に定める手続の開始の後合理的な期間内に、自国の権限のある当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。

民事措置　侵害物品等の廃棄・排除

TRIPS 協定では、侵害物品を「流通経路から排除」又は「廃棄」する権限、並びに、侵害物品の生産のための材料及び道具を「流通経路から排除」する権限を、司法当局に付与することを規定している。（第 46 条）

バングラデシュでは

CPTPP 協定では、「少なくとも著作権侵害物品及び不正商標物品」を「廃棄」する権限、並びに、その生産のための材料及び道具を「廃棄」又は「流通経路から排除」する権限を、司法当局に付与することを規定している。

RCEP 協定では、「著作権侵害物品及び不正商標商品」を「廃棄」することを命ずる権限、及び「著作権侵害物品及び不正商標商品の生産のための材料及び道具」を、「廃棄」又は「流通経路から排除」することを命ずる権限を司法当局に付与することを規定している。

TRIPS 協定 第 46 条　他の救済措置

侵害を効果的に抑止するため,司法当局は,侵害していると認めた物品を,権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は,現行の憲法上の要請に反さない限り,廃棄することを命じる権限を有する。司法当局は,また,侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を,追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命じる権限を有する。このような申立てを検討する場合には,侵害の重大さと命ぜられる救済措置との間の均衡の必要性及び第三者の利益を考慮する。不正商標商品については,例外的な場合を除くほか,違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。

バングラデシュ

商標法（第 97 条）において、商標権の侵害によって製造又は使用された商品については、権利者の救済措置として、侵害品の破壊ができることが規定されている。

現行意匠法 第 26 条 その他の救済策

意匠の反復的な侵害を防止するために、裁判所は侵害の深刻さと所有者の利益を考慮して、いかなる賠償も支払うことなく、意匠が使用されているすべての製品の差し押さえまたは破壊を命令することができ、また偽造意匠を含む製品の製造に使用された原料または材料の廃棄を命令することができる。

商標法 第 97 条 侵害又は詐称通用に関する訴訟における救済

(1) 本法の第 96 条にいう侵害又は詐称通用に関する訴訟において裁判所が与える救済は、差止命令、並びに原告の選択により、破棄又は削除のための侵害ラベル及び標章の引渡し命令と共になされると否と問わず、損害賠償又は不当利益弁済金を含む。
著作権法には、侵害物品等の廃棄・排除に関する規定はないが、侵害物品等が著作権者の財産とみなされる規定がある。

著作権法 第 79 条

著作権が存続する著作物のすべての侵害複製物、およびそのような侵害複製物の作成に使用され、または使用されることが意図されるすべての版、およびコンピュータ・プログラムに関連するソース・コード、コンパイル、データ、設計文書および関連図表は、著作権者の財産とみなされるものとし、著作権者はそれに応じて、その占有を回復するため、またはその変換に関して手続をとることができる：

ただし、著作権者は、相手方が以下のことを証明した場合、侵害コピーの変換に関して救済を受ける権利を有しないものとする。
(a) 当該複製物が侵害複製物であると主張される著作物に著作権が存続していることを知らず、また信じるに足る合理的な根拠がなかったこと。
(b) そのような複製物または版が、いかなる著作物の著作権も侵害するものではないと信じるに足る合理的な根拠があること。
特許意匠法（旧法）には、侵害物品等の廃棄・排除に関する規定はない。

参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定を以下に示す。

CPTPP 協定 第 18・74 条 民事上及び行政上の手続及び救済措置

12. 各締約国は、民事上の司法手続について、次のことを定める。
(a)自国の司法当局が、少なくとも著作権侵害物品及び不正商標物品について、権利者の申立てにより、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有すること。
(b)自国の司法当局が、(a)に規定する著作権侵害物品及び不正商標物品の製造又は生産のために使用された材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様で、不当に遅延することなく、かつ、いかなる補償もなしに廃棄し、又は流通経路から排除することを命ずる権限を有すること。
(c)不正商標物品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去が、流通経路への物品の流入を認めるために十分ではないこと。

RCEP 協定 第 11・62 条　侵害物品並びに材料及び道具の廃棄

1. 各締約国は、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、少なくとも権利者の申立てにより、著作権侵害物品及び不正商標商品を、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有することを定める。（注）
（注）締約国は、司法当局が、これらの物品を廃棄することを命ずる権限を有しつつ、廃棄することに代えて、これらの物品を、権利者に損害を与えないような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除することを命ずる権限も有することができることを了解する。

2. 各締約国は、更に、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、1 に規定する著作権侵害物品及び不正商標商品の生産のために主として使用された材料及び道具を、更なる侵害の危険を最小とするような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除すること（注）を命ずる権限を有することを定める。

（注）締約国は、司法当局が、これらの材料及び道具を排除することを命ずる権限を有しつつ、排除することに代えて、これらの材料及び道具を、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限も有することができることを了解する。

3. 不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。

刑事措置　刑事上の手続き及び罰則

TRIPS 協定：少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作権の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

バングラデシュ国内法：不正な商標若しくは虚偽の商品表示を付して、（中略）、商品又は物品を販売する者、又は販売用の展示を行う者、又は販売目的、取引若しくは製造の目的で所持する者。映画フィルムの場合を除き、著作物の著作権または本法により付与されるその他の権利（第 23 条により付与される権利を除く）を故意に侵害し、または侵害を教唆した者は、4 年以上 6 月以下の懲役および 2,000 タカ以 上 50 ,000 タカ以下の罰金に処せられる。「本法により付与されるその他の権利」には、放送複製権（著作権法第 33 条）、実演家の権利（著作権法第 35 条）が含まれる。

刑法の第 483 条、第 483 条、第 486 条は、商標および所有権標章の使用に関する犯罪のみを扱っている。これらは、2009 年商標法によってカバーされている。

CPTPP 協定：少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定める。

RCEP 協定：少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用について適用されるものを定める。

TRIPS 協定 第 61 条

加盟国は,少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

バングラデシュ

商標法第 73 条 不正な商標及び虚偽の商品表示等を付することに対する罰則

人の場合

(a) 商標を偽造する者

(b) 商標を不正に付する者、又は商品若しくは役務に不正に付する者

(c) 商標を偽造する目的、又は商標を偽造するために使用する目的で、金型、版、機器、板材又はその他の器具を制作し、処分し又は自ら所持する者

(d) 商品又は役務に不正な商品表示を付する者

(e) 本法第 108 条により、製造若しくは生産された国若しくは地域、又は製造者、生産者若しくは供給者(場合に応じ)の名称及び住所、又はその者のために商品若しくは役務が製造、生産若しくは供給される者の表示が求められる商品に対して、そのような国、地域、名称又は住所の不正表示をする者
(f) 第 108 条により表示が求められる商品又は役務に付された出所表示を改ざん、改変若しくは削除する者

商標法第 74 条 不正な商標又は虚偽の商品表示を付した商品販売に対する罰則

不正な商標若しくは虚偽の商品表示を付して、又は、第 108 条の規定により付すことが求められる製造若しくは生産される国若しくは地域、又は製造者若しくは生産者又は商品がその者のために製造若しくは生産される者の名称及び住所を表示することなく、商品又は物品を販売する者、又は販売用の展示を行う者、又は販売目的、取引若しくは製造の目的で所持する者は、次に掲げる事項が証明されない限り、2 年以下の禁固又は罰金若しくはこれを併科、再犯若しくは累犯はいずれの場合も 3 年以下の禁固又は罰金若しくはこれを併科する。
(a) 本条に定める侵害に対して合理的なすべての予防措置を講じており、侵害があったとされる時点で、当該商標若しくは商品表示の真実性を疑う、又は当該商品に関して何らかの違反があったことを疑う、どのような理由もなかったこと。
(b) 検察官の要求に応じて、又は検察官のために、当該商品又は物品の入手先である者について自己の権限が及ぶ限りすべての情報を提供したこと。
(c) その他の点においても正直に行動したこと。

著作権法

第 82 条 著作権または本法により付与されるその他の権利の侵害の罪

（1）映画フィルムの場合を除き、著作物の著作権または本法により付与されるその他の権利（第 23 条により付与される権利を除く）を故意に侵害し、または侵害を教唆した者は、4 年以上 6 月以下の懲役および 2,000 タカ以 上 50 ,000 タカ以下の罰金に処せられる：
ただし、侵害が取引または事業の過程で利益を得るために行われたものではないことが裁判所を満足させる程度に証明された場合、裁判所は 6 ヶ月未満の懲役および 5 万タカ未満の罰金を科すことができる。

第 33 条 放送複製権

(1) すべての放送機関は、その放送に関して「放送複製権」と呼ばれる特別な権利を有する。
（略）
(3) 放送に関する放送複製権 が 存続している間、権利者の許諾を得ずに、放送について以下の行為を行う者。
(a) その放送を再放送する。
(b) 放送を、料金を支払って公衆に視聴させること。

第 35 条 実演家の権利

(1)実演家が実演に出演しまたはこれに従事する場合、当該実演家は、当該実演に関して「実演家の権利」として知られる特別の権利を有する。

（略）
(3) 実演に関する実演家の権利が存続している間、実演家の同意なしに、実演またはその実質的な部分に関して以下のいずれかの行為を行う者は、以下の通りである。
(a) パフォーマンスを固定化する。
(b) 演奏の固定化されたものを複製する。
刑法の第 483 条、第 483 条、第 486 条は、商標および所有権標章の使用に関する犯罪のみを扱っている。これらは、2009 年商標法によってカバーされている。
特許意匠法（旧法）には、特許権、意匠権の侵害の罰則に関する規定はない。

参考までに、CPTPP 協定及び RCEP 協定の関連規定を以下に示す。

CPTPP 協定 第 18・77 条 刑事上の手続及び刑罰
1. 各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定める。故意による著作権又は関連する権利を侵害する複製について、「商業的規模で行われる」行為には、少なくとも次の行為を含む。
(a)商業上の利益又は金銭上の利得のために行われる行為
(b)商業上の利益又は金銭上の利得のために行われるものでない重大な行為であって、市場との関連において当該著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすもの
（注 1、注 2）
（注 1）締約国は、1 の締約国が自国の法令において保護の対象となる著作物、実演及びレコードの許諾を得ない使用に関する自国の刑事上の手続及び刑罰によってこの(b)に規定する重大な行為に対処することにより、この(b)の規定を履行することができることを了解する。
（注 2）締約国は、侵害行為が市場との関連において著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすかどうかを認定するに当たり、当該著作権又は関連する権利を侵害する物品の量及び価額を考慮することができることを定めることができる。

RCEP 協定 第 11・74 条 刑事上の手続及び刑罰
1. 各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用について適用されるものを定める。
（注）
（注）この条の規定の適用上、この 1 の規定は、締約国が自国の法令に従って、故意により商業的規模で行われる関連する権利を侵害する複製の場合における刑事上の手続及び刑罰の適用範囲を決定することを妨げるものではない。

第３部　各国における知的財産制度を巡る状況に関する調査

はじめに

近年、企業活動やサプライチェーンのグローバル化が進む現状において、知的財産の重要性はますます高まっている。特に、人工知能や情報通信技術の急速な発展は様々な分野でイノベーションを創出し、知的財産保護の重要性は益々増している。このような背景から、各国の知的財産制度の改正状況や知財関連の注目裁判例等について、最新の情報を把握することは、グローバルに企業活動を行う産業界にとって重要である。

とりわけ、市場規模の大きさを考慮すれば、欧州における知的財産制度の改正状況や司法判断は企業へ与える影響の程度・可能性も大きいと考えられることから、その最新情報を把握することは、グローバルに企業活動を行う産業界にとっても有意義と考えられる。特に、本年6月に欧州単一特許制度の運用が開始されたところ、企業の知財戦略に大きな影響を及ぼすと考えられ、その制度概要を整理することは有用である。

そこで、本調査においては、欧州の知的財産制度の動向に関して、EU 及び主要国における最近の知財関連注目判決や「知的財産に関する行動計画」の進展状況等、知財制度の改正動向について関連情報を収集、整理するとともに、欧州単一特許制度を巡る状況等について、関連情報の整理・分析を行った。

第１章　欧州における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正動向

第１節　欧州における最近の知財関連注目判決

欧州における最近の知財関連判決のうち、注目の判決を以下に紹介する。

１．欧州統一裁判所（CJEU）、欧州一般裁判所（GCEU）、EPO 拡大審判部、EPO 法律審判部の最近の知財関連注目判決・審決

（１）CJEU

① Phoenix Contact GmbH & Co. KG v HARTING Deutschland GmbH & Co. KG, Case C 44/21 Judgment on April 28, 2022, CJEU[610] [611]

2022 年 4 月 28 日判決。EU エンフォースメント指令 (Directive 2004/48/EC) の第 9 条第 1 項について、少なくとも異議申立手続又は無効訴訟の第 1 審により、係争の対象特許の有効性が確認されていない場合には、原則として、特許侵害の暫定的救済のための申請は却下されなければならないというドイツでの判例は排除されると解釈されなければならない旨を判示した判決。

なお、本件を付託したミュンヘン地方裁判所の事案に関して、本判決後のミュンヘン地方裁判所の判断の内容は公開情報からは確認できなかったが、本判決以後のドイツでの下級審判決は、

[610] Case C-44/21（THE COURT OF JUSTICE OF THE EUROPEAN UNION ウェブサイト）
https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf;jsessionid=28E9FAF815176E1B368500627C28CD3A?text=&docid=258493&pageIndex=0&doclang=EN&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=270554

[611] 欧州連合司法裁判所（CJEU）、特許の有効性が確認されていない場合の暫定措置に関するミュンヘン地方裁判所の付託質問に対して判決（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2022/20220509.pdf

従来の実務を踏襲する意見を述べた判決（デュッセルドルフ地方裁判所 2022 年 9 月 22 日判決 - 4b O 54/22[612]）、CJEU の判決に沿った意見を述べた判決（ミュンヘン地方裁判所 2022 年 9 月 29 日判決 - 7 O 4716/22[613]）等がある[614]。

（i）事案の概要

2013 年 3 月 5 日、フエニックス・コンタクトは、保護導体ブリッジを含むプラグコネクタに関する特許を出願した。この特許が付与される前に、ハーチング・エレクトリックから製品の特許性に関する見解が提出された。

2020 年 11 月 26 日、特許はフエニックス・コンタクトに付与された。

2020 年 12 月 14 日、フエニックス・コンタクトは、ミュンヘン地方裁判所に対し、ハーチング・ドイツ及びハーチング・エレクトリックによる当該特許の侵害行為の差止を求める仮処分申請を行った。

2021 年 1 月 15 日、ハーチング・エレクトリックは欧州特許庁に当該特許に対する異議申立を行った。ミュンヘン地方裁判所は、当該特許が有効であり、侵害されているとの予備的結論に達したと述べている。また同裁判所は、当該特許の有効性は脅かされていないとも述べている。しかしながら、同裁判所は、特許侵害に対する仮差止命令を出すためには、「特許付与機関（この場合、EPO）がその特許性について詳細な審査を行った上で当該特許を付与したこと、および、当該特許の有効性の問題が差止仮処分申請の審査中に裁判所によって更に検討されたことだけでは不十分である。」というミュンヘン高等裁判所の拘束力のある判例を理由に、仮処分を命じることができないと述べた。当該判例法によれば、差止仮処分が命じられるためには、当該特許が、異議申立てまたは上訴手続において、欧州特許庁（EPO）の決定の対象となっていること、あるいは、無効手続において当該特許が当該製品に保護を付与することを確認するドイツ連邦特許裁判所の決定の対象となっていることが必要である。

2021 年 1 月 19 日、このような判例は、EU 法、特に EU 指令 2004/48 の第 9 条第 1 項と相容れないとの見解に基づき、ミュンヘン地方裁判所は訴訟手続を停止し、予備的判決を得るために以下の問題を欧州司法裁判所に付託することを決定した。

＜ミュンヘン地方裁判所から CJEU に付託された質問＞

暫定的救済のための訴訟の最終審を管轄するドイツの高等裁判所が、係争中の特許の有効性が第 1 審の異議申立手続又は無効訴訟で確認されていない場合、原則として特許侵害に対する暫定的措置を認めることを拒否することは、EU 指令第 9 条第 1 項と両立するか？

（ii）判決要旨

EU 指令 2004/48 は知的財産権の執行に関する最低基準を定めており、加盟国がより保護的な措置を定めることを妨げるものではない。同指令の規定が、第一に知的財産権の行使、第二に知的

612 LG Düsseldorf, Urteil vom 22.09.2022 - 4b O 54/22 （openJur ウェブサイト）
https://openjur.de/u/2452574.html

613 LG München I, Endurteil v. 29.09.2022 – 7 O 4716/2（Bayere.Recht ウェブサイト）
https://www.gesetze-bayern.de/Content/Document/Y-300-Z-GRURRS-B-2022-N-26511?hl=true

614 Rechtsbe-stands-vermu-tung als Chance für Patenti-nhaber (Eilrechts-schutz)?（GvW Graf von Westphalen Rechtsanwälte Steuerberater Partnerschaft mbB ウェブサイト）
https://www.gvw.com/aktuelles/blog/detail/rechtsbeshystandsshyvermushytung-als-chance-fuer-patentishynhaber-eilrechtsshyschutz

財産権の侵害に関連する知的財産権の側面を規定することを意図していることは、裁判所の判例からも明らかであり、既存の知的財産権の侵害を防止、終了または是正するために設計された効果的な法的救済措置が存在しなければならないと定めている。

既存の知的財産権の侵害を即時に終了させることを目的とする国内手続は、その手続の適用が本判決の第 33 段落で言及された国内判例（当該特許の有効性が特許有効性訴訟の第 1 審判決によって確認された場合に限り、当該特許が暫定的な司法保護を受けることができる。）が定めるような要件に従うのであれば、実効性がなく、その結果、知的財産の高水準の保護という目的を無視することになる。

そのような観点から、出願された欧州特許は、特許付与の公告日から有効であるという推定を享受することを念頭に置かなければならない。したがって、その日から、それらの特許は特に EU 指令 2004/48 によって保証された保護の全範囲を享受することになる。

付託裁判所が指摘するように、本件で争点となっているドイツの法律には、特許侵害を禁止するための仮処分の決定は、当該特許が特許有効性訴訟で下された判決の対象でなければならないという条件を必要とする規定は含まれておらず、結果として当該法律は EU 指令 2004/48 と完全に整合することになる。

EU 指令に適合するように国内法を解釈するという要件は、国内法が EU 指令の目的と両立しない国内法の解釈に基づいている場合、国内裁判所は必要に応じて確立した判例を変更する義務を伴わなければならない。

したがって、EU 指令 2004/48 の第 9 条第 1 項が完全な効力を与えられるようにすることは、付託裁判所であるミュンヘン地方裁判所の責任であり、必要であれば、その判例法が当該規定と両立しない場合には、国内判例法の適用を自ら拒否することも必要である。

以上に照らして、付託された質問への回答として、CJEU は、EU 指令第 9 条第 1 項は、係争特許の有効性が少なくとも異議申立手続又は無効訴訟の第 1 審により確認されていない場合、原則として特許侵害の暫定的救済のための申請は却下されなければならないというドイツ国内判例は排除されると解釈されなければならない、との判決を下した。

② Comité Interprofessionnel du Vin de Champagne v GB, Case C-783/19 Judgement on September 9, 2021, CJEU[615]

2021 年 9 月 9 日判決。EU 規則 1308/2013 の第 103 条第 2 項(b)（＊注）は、以下のように解釈されなければならないことを示した判決。

１．製品とサービスの両方に関する行為について保護原産地呼称（PDO）を保護することを意味すると解釈されなければならない。

２．同条項でいう「喚起」は、第一に、PDO で保護される産品と問題となる標識の対象となる産品又はサービスが同一又は類似していることを事前条件として要求するものではなく、第二に、名称の使用が、合理的な知識を持ち、合理的な観察力と周到さを有する平均的な欧州の消費者の心において、当該名称と PDO との間に十分明確かつ直接的な結びつきを生じさせる場合に成立することを意味すると解釈されなければならない。

[615] Case C-783/19（THE COURT OF JUSTICE OF THE EUROPEAN UNION ウェブサイト）
https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=245745&pageIndex=0&doclang=EN&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=2323159

３．同規定が不正競争に関する国内法の規定とは無関係に適用される特定の保護を定めているため、同規定で言及されている「喚起」は不正競争の認定を条件とするものではないことを意味すると解釈されなければならない。

（＊注）EU 規則 1308/2013 第 103 条：
第２項　保護される原産地呼称および保護される地理的表示、ならびに製品仕様に適合する当該保護される名称を使用するワインは、以下から保護されるものとする：
（略）
(b) 製品又は役務の真の原産地が表示されている場合、又は保護される名称が翻訳され、転写され、若しくは音訳され、若しくは「様式」、「型式」、「方法」、「現実の産地を記載」、「模倣」、「風味」、「類似」若しくはこれらに類する表現を伴っている場合であっても、誤用、模倣又は喚起；

(i) 事案の概要
GB はスペインでタパスバーを経営しており、CHAMPANILLO という標識を使って、ソーシャルメディアや広告チラシでバーを宣伝していた。GB は特に、スパークリング飲料が入った 2 つのクーペをカチカチと鳴らす図形とこの標識を組み合わせている。
2011 年と 2015 年の 2 度にわたり、スペイン特許商標庁は、シャンパン生産者の利益保護を担当する団体である CIVC が、GB が申請した標章「CHAMPANILLO」の登録申請に対して行った異議申し立てを支持した。GB は 2015 年まで CHAMPANILLO というスパークリング飲料を販売していたが、CIVC の要請により販売を中止した。
CIVC は、「CHAMPANILLO」という標識の使用が「シャンパーニュ」の PDO を侵害しているとの見解を示したため、バルセロナ商業裁判所に対し、ソーシャルメディア（インスタグラムおよびフェイスブック）を含む「CHAMPANILLO」という標識の使用停止、当該標識を使用した標識や広告、商業文書の市場およびインターネットからの撤退、「champanillo.es」というドメイン名の取り消しを求める命令を求める訴訟を GB に提起した。
GB 社は弁明の中で、ケータリング施設の商号として CHAMPANILLO の標章を使用することは、PDO である「シャンパーニュ」がカバーする製品と混同を生じる可能性はなく、同 PDO の評判を利用する意図はないと主張した。
バルセロナの商業裁判所は、CIVC の訴えを棄却した。同裁判所は、CHAMPANILLO という標識はアルコール飲料を意味するものではなく、シャンパンが販売されていないケータリング施設を意味するものであり、したがって、PDO によって保護されている製品とは異なる一般消費者向けの製品を意味するものであるため、GB による CHAMPANILLO という標識の使用は PDO である「シャンパン」を想起させるものではない。したがって、この標識は PDO を侵害していないと判断した。
この判断は、スペイン最高裁判所が 2016 年 3 月 1 日に下した判決に基づくもので、同裁判所では、2 つの標識の間に音韻上の類似性があるにもかかわらず、当該製品とその対象である公衆の違いを考慮すると、子供向けパーティーで消費されることを意図したノンアルコールのフルーツベースの炭酸飲料を販売するために「Champín」という用語を使用することは、PDO である「シャンパン」を侵害しないと判断していた。
CIVC は、バルセロナ商業裁判所の判決を不服として、バルセロナ州裁判所（付託裁判所）に上

訴した。付託裁判所は、EU 規則 510/2006 の第 13 条第 1 項(b)および EU 規則 1308/2013 の第 103 条第 2 項(b)の解釈、特に製品ではなくサービスを指定する標識の取引における使用から PDO を保護する規定であるかどうかを問題にしている。付託裁判所は、訴訟手続きを停止し、以下の質問を司法裁判所に付託し、予備判決を得ることを決定した。

１．原産地呼称の保護範囲は、類似の製品に対してだけでなく、それらの製品の直接的または間接的な流通に関連するあらゆるサービスに対しても原産地呼称を保護することを可能にするか？

２．EU 規則の当該条文が言及している権利侵害のリスクは、まず第一に、それが平均的消費者に及ぼす影響を判断するための名目的な分析を必要とするか、あるいは、権利侵害のリスクを検討するためには、まず第一に、問題となっている製品が同一または類似の製品であること、あるいは、その構成要素が原産地呼称によって保護される製品を含む複合製品であることを立証する必要があるか。

３．喚起による侵害のリスクは、名称が全く同一又は酷似している場合に、客観的基準を用いて定義されなければならないか、又は、喚起のリスクが希薄又は無関係であると結論付けるためには、そのリスクは、喚起し或いは喚起される製品及びサービスを参照して調整されなければならないか。

４．喚起や搾取のおそれがある場合、法律で規定されている保護は、当該製品の特徴に関連する具体的な保護なのか、それとも不正競争に関する規定に関連した保護でなければならないのか。

（ii）判決要旨

まず本裁判所は、PDO の保護制度は統一的かつ包括的な性質を有することから、呼称または地理的表示の国内的保護制度の適用と、加盟国間の協定によって定められた保護制度の適用の両方を排除している。従って、本案で争点となっているような PDO の保護に関する紛争では、付託裁判所はその点で適用される EU 法のみを適用することが求められる、とした。

質問 1 については、第 1 に、EU 規則 1308/2013 の説明 97 は、欧州議会が、同規則の対象外の製品およびサービスによる PDO の使用から PDO を保護することを意図したことを示している。第 2 に、農産物および食品の品質スキームに関する EU 規則 1151/2012 の説明 32（同規則の関連規定は EU 規則 1308/2013 のものと同等である）にも、高水準の保護を確保し、ワイン部門に適用される保護と整合させるために、登録名の誤用、模倣、喚起に対する PDO の保護をサービスにも拡大すべきであると記載されている。この観点から、問題となる標識が役務を指定する場合、PDO に保護を認めない EU 規則 1308/2013 第 103 条第 2 項 (b)の解釈は、登録地理的表示の保護に付与される広範な範囲と矛盾するだけでなく、同条項で言及される行為が役務に関係する場合、PDO を有する製品の評判も不当に利用される可能性があることから、保護の目的が完全に達成されることを妨げることになる。以上を踏まえると、最初の質問に対する回答は、EU 規則 No 1308/2013 の第 103 条第 2 項(b)は、製品とサービスの両方に関する行為に関して PDO を保護することを意味すると解釈されなければならない。

質問２と３については、裁判所の確定判例によれば、「喚起」の概念は、製品を指定するために使用される標識が保護される地理的表示又は PDO の一部を組み込んでいるため、消費者が当該製品の名称に直面したときに、消費者の頭の中で引き起こされるイメージがその表示又は指定が保護される製品のイメージとなる状況を対象とする（2018 年 6 月 7 日判決、Scotch Whisky Association, C-44/17 参照）。EU 規則 1308/2013 の第 103 条第 2 項(b)の意味における喚起は、事件のすべての関連する側面を含む付託裁判所による総合的な評価によってのみ立証できる。したがっ

て、EU 規則 1308/2013 の意味における「喚起」の概念は、PDO の対象となる製品と、問題となっている名称の対象となる製品又はサービスが同一又は類似であることを要しない。

裁判所は、そのような喚起があるかどうかを評価する際には、合理的に十分な情報を持ち、合理的に観察し慎重である、平均的な欧州の消費者の認識を参照しなければならないと説明している（2018 年 6 月 7 日判決、Scotch Whisky Association, C-44/17 参照）。

以上のことから、2 番目と 3 番目の質問に対する回答は、EU 規則 1308/2013 の第 103 条第 2 項(b)は、同条項で言及されている「喚起」は、第 1 に、PDO で保護される製品と、問題となっている標識でカバーされる製品またはサービスが同一または類似していることを事前条件として必要とせず、第 2 に、名称の使用が、合理的で十分な知識を持ち、合理的な観察力と慎重さを持つ平均的な欧州の消費者の心において、当該名称と PDO との間に十分明確かつ直接的な結びつきを生じさせる場合に成立することを意味すると解釈されなければならない、ということである。

質問 4 については、EU 規則 1308/2013 の第 103 条第 2 項(b)に規定される PDO の喚起に対する保護制度は、発動に故意又は過失の証明を要しないため、客観的な保護制度である。さらに、同規定によって確立される保護は、登録名によって保護される製品と、問題となっている標識が使用される製品またはサービスとの間に競争関係が認められること、またはそれらの製品および／またはサービスに関して消費者の心理に混同が生じる可能性があることを条件とするものではない。同じ行為が EU 規則 1308/2013 の第 103 条第 2 項(b)に基づき禁止される行為と、適用される国内法に基づく不正競争行為の条件を同時に満たす可能性はあるが、同規定の範囲は後者よりも広い。

以上に照らして、第 4 の質問に対する回答は、EU 規則 1308/2013 の第 103 条第 2 項(b)は、同規定が不正競争に関する国内法の規定とは無関係に適用される特定の保護を定めているため、同規定で言及されている「喚起」は不正競争の認定を条件とするものではないことを意味すると解釈されなければならない。

③ Soda-Club (CO2) SA, SodaStream International BV v MySoda Oy, Case C-197/21 Judgement on October 27, 2022[616].

2022 年 10 月 27 日判決。CJEU は、リターナブルボトルの詰め替えに関する商標の消尽に関する判例法を明確化し、以下のように判示した。

元の製造業者（商標権者）が再販売業者との経済的つながりについて、誤解から混同が生ずるという理由から、商標権者が再販業者を訴える正当な理由を有するかどうかを評価する際には、特に新たに貼付されたラベルに含まれる情報を考慮しなければならない。また、ボトルが何度も詰め替えられることを意図しているかどうかや、当該業界において、元の製造業者以外の製造業者によっても詰め替えられることを消費者が認識しているかどうかも重要である。流通経路も評価に含めるべきである。

（i）事案の概要

多国籍企業である SodaStream は、消費者が水道水からスパークリングウォーターやフレーバー付きノンアルコール飲料を作ることができる炭酸マシンを製造・販売している。フィンランドでは、SodaStream は炭酸ガス詰め替え用ボンベ付きの炭酸マシンを販売しており、別売りもしてい

[616] Case C-197/21（THE COURT OF JUSTICE OF THE EUROPEAN UNION ウェブサイト）
https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=267606&pageIndex=0&doclang=EN&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=2323305

る。SodaStream を構成する各社は、EU 商標および国内商標「SODASTREAM」および「Soda-Club」の所有者である。これらの商標はシリンダーのラベルに表示され、シリンダーのアルミ製ボディに刻印されている。

フィンランドに登録事務所を置く企業である MySoda は、同加盟国において、MySoda の商標のもと、通常は炭酸ガスボンベを含まないパッケージの飲料用炭酸マシンを販売している。2016 年 6 月以降、MySoda はフィンランドで充填され、自社の炭酸マシンと SodaStream の炭酸マシンの両方に対応する炭酸ガスボンベを販売している。これらの炭酸ガスボンベの一部は、もともと SodaStream によって販売されていたものである。

消費者によって空になって返品された SodaStream のボンベを販売業者から受け取った後、MySoda はそのボンベに炭酸ガスを充填する。MySoda は、ボンベに刻印された SodaStream の商標はそのままに、元のラベルを独自のラベルに貼り替える。

その際、MySoda は 2 種類のラベルを使用する。前者はピンク色で、大きな文字で MySoda のロゴと「Finnish carbon dioxide for carbonating machines」の文字、小さな文字で MySoda の文字、ボンベに充填された会社名、詳細情報については同社のウェブサイトへの参照が表示されている。後者のラベルは白色で、大文字で「炭酸ガス」と 5 カ国語で表示され、小さな文字で書かれた製品情報には、ボンベに充填された会社である MySoda という社名と、ボンベの元の供給業者や、ボンベに表示されている会社名や登録商標とは無関係である旨が記載されている。このラベルには、詳細情報については MySoda のウェブサイトへの言及も含まれている。

SodaStream は、MySoda がフィンランドにおいて、これらの商標を付した炭酸ガスの詰め替え用ボンベを、これらの商標権者の許可なく市場に出し販売することにより、SODASTREAM および SODACLUB の商標を侵害したという宣言を求める訴訟をフィンランド市場裁判所に提起した。

SodaStream は、MySoda の行為がこれらの商標により付与された権利に悪影響を及ぼし、SodaStream と MySoda の間に商業的または経済的なつながりがあるという誤った印象を与えることにより、二酸化炭素ボンベの出所について関係する公衆に著しい混同の可能性を生じさせると主張している。

SodaStream はまた、フィンランド市場で販売されている二酸化炭素ボンベはすべて同じ品質ではなく、すべて同じ特性を持っているわけでもないと述べている。

MySoda は、ラベルが二酸化炭素の原産地と、その原産地がボンベ本体に刻印されたボンベに再充 填した再販売業者の身元のみを示すものであることを関係公衆が理解しているため、ラベルを変更しても、 ボンベの原産地を示すという商標の機能に悪影響を及ぼすことはないと反論している。

2019 年 9 月 5 日の暫定判決により、市場裁判所（the markkinaoikeus）は SodaStream の請求を一部支持した。白ラベルに関しては、同裁判所は、MySoda と SodaStream の経済的つながりに関する虚偽の印象を与えるものではなかったとの見解を示した。対照的に、ピンク色のラベルの使用は、合理的な知識を持ち、合理的な観察力を持つ平均的消費者の心に、そのようなつながりがあるという印象を植え付ける可能性があるとした。従って、同裁判所は、これらのピンクのラベルの使用は、MySoda の行為に対する SodaStream の主張を正当化するものであるとした。

SodaStream と MySoda はこの判決に対し、付託裁判所であるフィンランド最高裁判所に上訴した。付託裁判所は、まず、EU 法は、商標権者が商品の上市後に商品の商品化に反対することを正当化する正当な理由があるかどうかを判断するための条件について詳細な規則を定めていないことを指摘した。

最高裁判所は訴訟手続きを停止し、以下の質問を欧州司法裁判所に委ね、予備的判決を仰ぐことを決定した：

１．並行輸入の場合の再包装および再ラベル表示に関する欧州司法裁判所の判例で展開されている、 いわゆる Bristol-Myers Squibb 基準、特に「必要性」の条件は、商標権者により、またはその同意により、同一加盟国での再販を目的として、ある加盟国で市場に出された商品の再包装または再ラベル表示の場合にも適用されるか。

２．二酸化炭素を含有するボンベを上市する際、商標権者がラベル上およびボンベの頸部に刻印された商標をボンベに付した場合、上記の Bristol-Myers Squibb 基準は適用されるか、第三者が再販目的でボンベに二酸化炭素を充填し、元のラベルを剥がして独自のロゴを付したラベルに貼り替えると同時に、ボンベの首部にある刻印に、ボンベを上市した者の商標が引き続き表示される場合、上記の Bristol-Myers Squibb 基準、特に「必要性」の条件が適用されるか。

３．上記の状況において、商標を付したラベルを除去して貼り替えることは、原則として、シリンダーの出所表示としての商標の機能を損なうという見解が成り立つか。或いは、再包装及び再ラベル貼付の条件の適用可能性に関して、次のような意義があるか。

- 関係する者は、ラベルがボンベに含まれる二酸化炭素の出所（したがって、ボンベに再充填した者）のみを示すものと認識すべきであると想定されること。又は、

- 関連する公衆は、ラベルが、少なくとも部分的に、ボンベの当初の充填者に言及していると認識すべきであると想定されること。

４．二酸化炭素ボンベに貼付されたラベルの取外し及び取替えが必要性の条件に基づいて評価される場合、商標権者が市場に出したボンベに貼付されたラベルが偶発的に破損したり、剥がれたりした事実、または、ある者が以前に詰め替えたことによって取外され、取替えられた事実は、詰め替えたボンベを市場に出すために、詰め替えた者のラベルに定期的に取り替えることが必要であるとみなされる根拠となり得るか。

（ii）判決要旨

まず、新ラベルに表示される情報の範囲が重要な意味を持つことに留意すべきである。新しいラベルが作り出す全体的な印象は、シリンダーを製造した商標権者に関連する情報、およびシリンダーを再充填した再販業者に関連する情報が、合理的な知識を持ち、合理的な観察力を持つ消費者にとって明確かつ不明瞭でないかどうかを判断するために評価されなければならない。新しいラベルに表示される情報は、特に、シリンダーを再充填した再販業者と元の商標の所有者との間に経済的なつながりがあるかのような印象を与えてはならない。

第二に、新ラベルによって生じる印象を評価するためには、当該分野における慣行や、消費者が元の商標の所有者以外の事業者によってシリンダーが再充填されることに慣れているかどうかも考慮しなければならない。その点で、ボンベとその内容物の機能的な関係から、一般の消費者は両者が通常同じ商業的起源を持つと考える可能性が高いという事実を考慮しなければならない。しかし、圧縮ガスや液化ガスを、それを収容する金属容器から独立して使用することが不可能であり、それに応じてその種のシリンダーが包装とみなされる可能性がある場合には、それらのシリンダーは、リサイクルの論理に従って何度も再使用され、再充填されることが意図されている限り、それが収容するガスと同じ商業的起源を有するとは必ずしも認識されない。

本事件では、元の商標の所有者も再販売業者も二酸化炭素ボンベを直接消費者に提供していない。再販売業者との直接の接触がないため、当該再販売業者と元の商標の所有者との関係につい

て、消費者が混同する可能性がある。したがって、そのような状況は商標の本質的な機能が果たされることを妨げる可能性がある。

第三に、再販業者によって追加ラベルが貼付されたにもかかわらず、ボンベの元のマークが視認可能なままであるという事実は、ラベルがその出所を隠すことによってボンベの状態を変更したことを除外するように思われる限り、裁判所の判例から関連する要素を構成する（この点に関しては、2011 年 7 月 14 日判決、Viking Gas, C-46/10, EU:C:2011:485, paragraph 41 を参照）。

前述のすべての考慮事項に照らして、付託された質問に対する回答は、EU 規則 2017/1001 の第 15 条第 2 項および EU 指令 2015/2436 の第 15 条第 2 項は、加盟国において当該商標が付され、何度も再使用され、再充填されることを意図した商品を上市した商標の所有者は、当該規定に基づき、権利を有しないことを意味すると解釈されなければならない、ただし、その新たな表示が、消費者の心において、再販業者と商標権者との間に経済的つながりがあるとの誤った印象を与える場合はこの限りではない。混同の可能性は、製品に表示される情報およびその新しいラベルに照らして、また、当該部門の流通慣行および消費者がそれらの慣行について有する知識レベルを考慮して、グローバルに評価されなければならない。

④ Novartis Pharma GmbH v Abacus Medicine A/S, Case C-147/20 Judgement on November 17, 2022[617].

2022 年 11 月 17 日判決。医薬品の再包装について、再包装の必要性はなく再ラベル添付で足りる場合には、製造者は商標権に基づいて再包装された医薬品のさらなる流通を防御する権利があることを確認した判決。具体的には、並行輸入者による再包装は、並行輸入された医薬品を輸入する加盟国で流通させるために必要なことが立証されなければならず、この点に関して、裁判所は、再ラベル貼付と再包装の間の選択にも関わることを再確認し、再包装の必要性を考慮して、再包装が不要な場合には、並行輸入者は再ラベル添付に限って行ってよく、再包装を選択することはできない旨の判示をした。

尚、同趣旨の判決として、Bayer Intellectual Property GmbH v kohlpharma GmbH, Case C-204/20 Judgement on November 17, 2022[618] 及び Merck Sharp & Dohme BV et al, Case C-224/20 , Judgement on November 17, 2022[619]がある。

（i）事案の概要

Novartis Pharma は、Novartis AG が所有者である EU 商標「Novartis」および「Votrient」のドイツ国内における独占的使用権を有している。Novartis Pharm はこれらの商標を医薬品「Votrient 400 mg フィルムコーティング錠」および「Votrient 200 mg フィルムコーティング錠」（以下「本件医薬品」）に使用している。遅くとも 2019 年 2 月 9 日から、すなわち、委任規則 2016/161 が適用されるようになった日から、その第 50 条第 2 項に従い、Novartis Pharm の外箱には改ざん防止装置が施されている。

Abacus Medicine は、主にドイツにおいて、他の EU 加盟国からの並行輸入医薬品を販売してい

[617] Case C-147/20 (THE COURT OF JUSTICE OF THE EUROPEAN UNION ウェブサイト)
https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=268021&pageIndex=0&doclang=EN&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=2323353

[618] Case C-204/20 (THE COURT OF JUSTICE OF THE EUROPEAN UNION ウェブサイト)
https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=268022&pageIndex=0&doclang=EN&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=2323431

[619] Case C-204/20 (Euro-Lex ウェブサイト)
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:62020CJ0224

る。Abacus Medicine は、医薬品の販売に関する法律第 10 条を遵守するため（医薬品の外装に記載される医薬品に関する情報はドイツ語で記載されなければならない）、問題となっている医薬品の外箱を開封する義務があると考え、その外箱の改ざん防止装置も含めて、Novartis にこれらの医薬品を元の外箱で供給することはなく、その外箱を新しい外箱と交換することを通知した。さらに、Abacus Medicine は Novartis にこれらの医薬品のサンプルパッケージを送付した。

付託裁判所であるハンブルク地方裁判所において、Novartis Pharm は、並行輸入され、再包装された問題の医薬品を Abacus Medicine がドイツ市場に出すこと、または同市場で販売促進することを禁止するよう求めている。その申請の裏付けとして、ドイツにおけるこれらの標章に関する権利の所有者として、EU 規則 2017/1001 の第 9 条第 2 項に基づき、Abacus Medicine が想定している医薬品の再包装に反対する権利があると主張している。

この点に関して、Novartis Pharma は、同規定に基づき当該商標により付与された権利は、EU 規則 2017/1001 第 15 条第 2 項の意味において消尽していないと主張する。また、ヒト用医薬品に関する EU 指令 2001/83 の第 47 条 a および第 54 条 a が課す要件は、EU 指令 2001/83 を補足する委任規則 2016/161 の第 3 条第 2 項(a)の意味における一意の識別子を付したバーコードを粘着ラベルによって元の外箱に貼付し、ドイツ語の添付文書を元の包装に入れた後、元の包装の開封の痕跡を覆う新たな改ざん防止装置を取り付けることで満たすことができるため、問題となる医薬品を新たな外箱で再包装する必要はないと主張している。

Abacus Medicine は、Novartis Pharma が貼付した封印ラベルの開封により、外箱、ラベルまたは粘着 テープに目に見える不可逆的な変更または変化が生じる証拠を提出した。さらに、問題となっている医薬品の元の包装に、固有の識別子を付した粘着ラベルを貼付することは、これらの医薬品の外包装のシリコーンコーティングにより、そのラベルは容易に剥がすことができるため、満足のいく解決策ではない、と主張した。つまり、Abacus Medicine は、ドイツで問題となっている医薬品を販売するためには、新しい外箱で再包装することが必要であり、Novartis Pharma にはその再包装に反対する権利はないと主張した。

付託裁判所によれば、本案訴訟の争いの結果は EU 指令 2001/83 の第 54 条(o)および第 47 条 a、ならびに委任規則 2016/161 の第 5 条第 3 項の解釈次第である、とした。同裁判所は、Abacus Medicine が行った再包装が 1996 年 7 月 11 日判決の Bristol-Myers Squibb and Others (C-427/93, C-429/93 and C-436/93)で裁判所が示した原則に反していた場合、Novartis Pharma は EU 規則 2017/1001 の第 9 条第 2 項に基づく異議申立権を有すると考えた。対照的に、同裁判所は、Novartis Pharma が上記第 2 項で言及された標章によって付与された権利に依拠することが市場の人為的な分割をもたらす可能性がある場合、Abacus Medicine の主張は支持されなければならないと考えた。委任規則 2016/161 の第 5 条第 3 項が、医薬品の包装にバーコードを直接印刷する義務を課すと解釈される場合、新たな外包装の使用も必要となる可能性がある。このような状況において、ハンブルク地方裁判所は、訴訟手続きを停止し、以下の質問を欧州司法裁判所に付託し、予備的判断を仰ぐことを決定した。

１．並行輸入業者がその元の包装を保持する場合、EU 指令 2001/83 の第 54 条(o)及び第 47 条 a に規定されている元の外包装／元の包装の安全機能が、元々存在する安全機能の一部又は全部が除去及び／又は被覆された後に、開封の可視的な痕跡が残るような方法でのみ、当該指令の第 47 条 a 第 1 項(b)に準拠して交換されることができる場合、司法裁判所の判例の意味において、市場の人為的な分割につながるか。

２．開封の痕跡が、医薬品が、卸売業者及び／又は薬局のような公衆に医薬品を供給する権限又

は権利を有する者により、委任規則 2016/161 第 10 条、第 24 条及び第 30 条に基づく義務を履行するために徹底的に検査された場合にのみ可視化されるか、又は表面的な検査で見過ごされる可能性があるかは、最初の質問に答えるために重要であるか。
３．開封の徴候が、例えば患者によって医薬品の包装が開封された場合にのみ見えるようになるか どうかは、最初の疑問に対する回答のために重要か。
４．委任規則 2016/161 の第 5 条第 3 項は、同規則の第 3 条第 2 項(a)にいう一意の識別子を含むバーコードが包装に直接印刷されなければならず、並行取引者が追加の外部ステッカーを使用して元の外包装に一意の識別子を貼付する場合には、第 5 条第 3 項が遵守されないことを意味すると解釈されるか。

（ii）判決要旨

併せて検討するのが適切である第 1 から第 3 の質問により、付託裁判所は、要するに、EU 指令 2001/83 の第 47a 条第 1 項に従って実施される元の外部包装の改ざん防止装置の交換が、当該包装に開封の痕跡を目に見える形で残す場合、EU 商標の所有者は、当該商標が貼付された新しい外部包装で再包装された医薬品の並行輸入業者による販売に反対する権利を有すると解釈しなければならないかどうかを尋ねている。

判例によれば、商標の所有者は、他の加盟国から輸入された自己の商標が付された医薬品を、その輸入者が再包装し、商標を再付した場合、以下の場合を除き、加盟国での販売に合法的に反対することができる：

- 再包装された製品をその商標の下で販売することに反対するために、その商標権者が商標権を使用することが、加盟国間の市場の人為的な分割に寄与することが立証されている場合；
- 再包装が包装内の製品の元の状態に影響を及ぼし得ないことが示されていること；
- 新しい包装には、誰がその製品を再包装したのか、製造者名が明記されていること；
- 再包装された製品の表示が、商標およびその所有者の評判を傷つけるようなものでないこと；
- 輸入者は、再包装された製品が販売される前に商標権者に通知し、要求があれば再包装された製品の見本を提供すること（2018 年 5 月 17 日判決、Junek Europ-Vertrieb, C-642/16 参照）。

特に、上記の最初の条件に関して、裁判所は、並行して輸入される製品を輸入加盟国で販売できるようにするために再包装が必要である場合、医薬品の再包装に対する商標権者の異議申立ては、加盟国間の市場の人為的な分割に寄与すると判断している（2007 年 4 月 26 日判決、Boehringer Ingelheim and Others, C-348/04）。

EU 指令 2001/83 の第 47 条第 1 項に従って実施された、同等の装置による既存の改ざん防止装置の取り替えによって生じた開封された痕跡が、目に見える形で外箱に残っている医薬品を入手することに対して、輸入元の加盟国の消費者のかなりの割合が反対している場合、当該加盟国の市場への当該医薬品の効果的なアクセスが妨げられているとみなさなければならず、したがって、当該加盟国で販売されることを目的として新しい外箱への再包装が必要であるとみなさなければならない。

したがって、上記の状況では、商標権者がそのような再包装に反対することは、加盟国間の市場の人為的な分割に寄与することになる。

しかし、並行輸入業者は、改ざん防止装置が交換された再表示された医薬品に対する消費者の抵抗に関する一般的推定に依拠することはできない。そのような消費者の抵抗の可能性およびその程度は、特に、当該医薬品が上市された時点で輸入元の加盟国で一般的であった状況、ならび

に、開封の痕跡が目に見えるか、またはそれが、委任規則 2016/161 の第 10 条、第 24 条および第 30 条に基づく検証義務に従って、医薬品を公衆に供給する権限または権利を有する卸売業者等による徹底的な検証の後にのみ検出できるか、という事実を考慮に入れて、具体的に評価されなければならない。

よって、裁判所は以下のように判断した。

EU 規則 2017/1001 の第 9 条第 2 項及び第 15 条は、以下の場合には、EU 商標の所有者が、その商標を付した新たな外包装で再包装された医薬品の並行輸入者による販売に反対する権利を有しないことを意味すると解釈されなければならない。

EU 指令 2001/83/EC の第 47a 条第 1 項に従って実施される医薬品の元の外包装の改ざん防止装置の交換が、その包装に開封の痕跡を目に見える形で残し、かつ、そのような痕跡が、そのように再包装された医薬品に対して、輸入加盟国の市場またはその市場の相当部分において、かなりの割合の消費者の強い抵抗を引き起こし、その市場への効果的なアクセスの障害となる場合。但し、これはケースバイケースで立証されなければならない。

第 4 の質問により、付託裁判所は、要するに、委任規則 2016/161 の第 5 条第 3 項は、同委任規則の第 3 条第 2 項(a)に言及された一意の識別子を含むバーコードが、粘着ラベルによって医薬品の外包装に貼付されることを排除すると解釈しなければならないかどうかを尋ねている。

医薬品の原包装に記載される一意の識別子は、委任規則 2016/161 の第 5 条第 3 項に規定された条件に従って、その包装に印刷されなければならない。さらに、委任規則 2016/161 の第 6 条によれば、一意の識別子を含むバーコードの印刷品質は、少なくとも医薬品の包装の有効期限から 1 年、または包装が販売もしくは頒布のために発売された日から 5 年のいずれか長い期間まで、サプライチェーン全体にわたってその正確な読み取り可能性を確保しなければならない。

しかし、EU 指令 2001/83 の第 47a 条第 1 項(b)から明らかなように、欧州議会は、一意の識別子が同等の装置で置き換えられる可能性を明示的に想定している。したがって、この委任規則は、並行輸入業者に対して、再ラベル貼付された医薬品の外箱に直接、バーコードと同等の一意の識別子を印刷することを要求していると解釈することはできない。

しかしながら、同委任規則の説明 15 から明らかなように、一意の識別子の真正性の検証は、医薬品が正規の製造業者に由来することを保証することを目的としている。したがって、一意の等価識別子を含むラベルを、別の包装に貼付する目的で剥がすことができないことが重要である。そのラベルは破損しなければ、剥がすことができないものでなければならない。よって、裁判所は以下のように判断した。

委任規則 2016/161 の第 5 条第 3 項は、当該委任規則第 3 条第 2 項(a)に言及される一意の識別子を含むバーコードが、粘着ラベルによって医薬品外包装に貼付されることを妨げるものではないと解釈されなければならない。ただし、当該ラベルが破損することなく剥がすことができず、特に、バーコードがサプライチェーン全体を通じて、かつ、当該委任規則第 6 条に言及される全期間を通じて完全に読み取り可能なままであることを条件とする。

⑤ Christian Louboutin v Amazon Europe Core Sàrl (C-148/21), Amazon EU Sàrl (C-148/21), Amazon Services Europe Sàrl (C-148/21), Amazon.com Inc. (C-184/21), Amazon Services LLC (C-184/21),

Joined cases C-148/21 and C-184/21 Judgement on December 22, 2022[620].

2022 年 12 月 22 日判決。この事件は、Amazon のインターネットマーケットプレイスにおける、第三者による商標侵害の広告に対する Amazon の責任に関するものである。インターネットマーケットプレイスに出品された第三者の商品広告による商標権侵害であったとしても、当該標識とインターネットマーケットプレイス運営者（Amazon）が提供するサービスとの間に関連性が確立されるような方法で当該標識が使用されている場合には、商標権侵害の責任はインターネットマーケットプレイス運営者（Amazon）にあるとした判決。

（i）事案の概要

C-148/21

2019 年 9 月 19 日、Louboutin 氏は、問題となっている商標により付与された独占的権利の侵害に基づき、C-148/21 事件の付託裁判所であるルクセンブルク地方裁判所に対し、Amazon に対する侵害訴訟を提起した。Louboutin 氏は、(i)Amazon は問題となっている商標の侵害責任を負うこと、(ii)ベネルクス領域を除く欧州連合全域において、当該商標と同一の標識の取引を目的とした使用を停止すること、(iii)当該使用により生じたとされる損害に対する損害賠償の支払いを命ずること、の宣言を求めた。

Louboutin 氏の訴えは EU 規則 2017/1001 の第 9 条第 2 項(a)に基づくものである。Louboutin 氏は、Amazon が Louboutin 氏の同意なく、当該商標が登録されている商品と同一の商品について、当該商標と同一の標識を使用しており、その理由は特に、同社のオンライン販売ウェブサイト上で、当該同一の標識が付された商品に関連する広告を表示しているためであり、また、当該商品の在庫、出荷および配送を行っているためであると主張した。Louboutin 氏は、「このような使用は、同社が問題の標識の使用において積極的な役割を果たし、侵害商品に関連する広告が同社自身の商業コミュニケーションの一部を形成している限りにおいて、Amazon に帰属する。したがって、Amazon は単なるウェブサイトのホスティング業者や中立的な仲介業者と見なすことはできない。なぜなら、Amazon は第三者である出品者に対して、特に出品物の最適な見せ方に関する支援を提供しているからである。」と主張した。

Amazon は、商標の使用が Amazon に帰属するかどうかを争った。Amazon は、eBay などのオンラインマーケットプレイス運営者に関するいくつかの裁判所の判決に依拠して、自社もオンラインマーケットプレイス運営者として、自社のオンラインマーケットプレイスを利用する第三者出品者が問題となる商標と同一の標章を使用することに対して責任を負うことはできないと主張した。Amazon は、自社のオンライン販売サイトに組み込まれているマーケットプレイスの運営方法は、他のマーケットプレイスと大きく異なるものではなく、第三者出品者の広告に Amazon のロゴが掲載されているからといって、その広告を採用したことにはならないと主張した。さらに、Amazon は、「第三者の販売者に提供する付随的なサービスは、その提供が Amazon 自身の商業的コミュニケーションの一部とみなされることを正当化することはできない。サービス提供者が、保護される商標と同一の標識の使用に必要な技術的条件を作成し、そのサービスに対して報酬を受けるという事実は、そのサービス提供者自身が問題となる標識の使用を行うことを意味しな

[620] Joined Cases C-148/21 and C-184/21（THE COURT OF JUSTICE OF THE EUROPEAN UNION ウェブサイト）https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=268788&pageIndex=0&doclang=EN&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=664

い。」と主張した。
C-148/21 の付託裁判所によれば、Amazon が運営するオンライン販売サイトの運営方法は、同じカテゴリーの商品について、自社の広告と、当該サイトに含まれるオンラインマーケットプレイス上の第三者の出品者の広告の両方をグループ化するものである。この点で、eBay や楽天のように、オンライン・マーケットプレイスを運営するだけで、自ら販売活動を行わず、第三者の広告のみを掲載する他社の運営方法とは異なる。

したがって、裁判所の判例、特に 2011 年 7 月 12 日の判決、L'Oréal and Others, (C-324/09)に照らして、Amazon のオンライン販売サイトのそのような運営方法が、そのサイトの運営者により、自社の商業的コミュニケーションに標章を表示することによって第三者販売者の広告を組み入れることにより、問題となっている商標と同一の標章を使用することにつながるかどうかを判断する必要がある。裁判所は、そのような事業者が当該標識が付された商品の出荷を請け負う場合、保護される商標と同一の標識を使用しているとみなされるべきかどうかについては、明確にしていない。2020 年 4 月 2 日の判決（Coty Germany (C-567/18,)）では、同判決の根拠となった事案では、出荷が外部のサービス提供者によって行われていたため、裁判所はこの点について裁定しなかった。

このような状況において、ルクセンブルク地方裁判所は、訴訟手続きを停止し、以下の質問を司法裁判所に付託して予備的な判断を仰ぐことを決定した：

１．EU 規則 2017/1001 の第 9 条第 2 項は、ウェブサイトに表示される広告における商標と同一の標識の使用は、ウェブサイト運営者またはその経済的関連事業者の商業コミュニケーションにそれらの広告が組み込まれることにより、ウェブサイト運営者またはその経済的関連事業者自身のオファーと第三者の販売者のオファーがウェブサイト上で組み合わされることにより、ウェブサイト運営者またはその経済的関連事業者に帰属すると解釈されるか。

そのような組み込みは、以下の事実によって強化されるか：

- 広告がウェブサイト上で一様に表示されているか。
- 運営者自身の広告、経済的につながりのある事業体の広告、および第三者の販売者の広告が、その出所について区別なく表示されるが、「ポップアップ」の形で第三者のウェブサイトの広告カテゴリーに、運営者または経済的につながりのある事業体のロゴが明確に表示されているか。
- 運営者または経済的につながりのある事業体が、広告の準備や販売価格の設定、商品の仕入れや発送の支援など、包括的なサービスを第三者の販売者に提供しているか。
- 事業者及び経済的につながりのある事業者のウェブサイトが、「ベストセラー」、「最も求められている」、「最も人気のある」といったショップやラベルの形で表示されるようにデザインされており、事業者及び経済的につながりのある事業者の自社商品と第三者販売者の商品との間に、一見して明らかな区別がないか。

２．EU 規則 2017/1001 の第 9 条第 2 項は、合理的に十分な知識を持ち、合理的に観察しているインターネット利用者の認識において、当該事業者又は経済的に関連する事業者が当該広告の作成に積極的な役割を果たした場合、又は当該広告が当該事業者自身の商業的コミュニケーションの一部 を形成していると認識される場合、オンラインストアに表示される広告における商標と同一の標識 の使用は、原則として、当該事業者又は経済的に関連する事業者に帰属すると解釈されるか。

そのような認識は、以下の影響を受けるか：

- 当該事業者及び／又は経済的に関連する事業体が、広告に掲載されている商品の範疇の商品を含

む広範な商品の有名な販売業者であるという事実、又は
- そのように表示された広告が、当該事業者又は経済的につながりのある団体のサービスマークが複製された見出しを示し、そのマークが販売業者のマークとして周知であること。
- 当該事業者又は経済的につながりのある団体が、その表示とともに、広告に掲載された商品が属するカテゴリーと同じカテゴリーの商品の販売業者によって伝統的に提供されてきた役務を提供しているという事実。
３．EU 規則 2017/1001 の第 9 条第 2 項を、当該標章と同一の標章が付された商品を、取引の過程において、商標の所有者の同意なしに、最終消費者に出荷することは、荷送人が当該標章が商品に付されていることを実際に知っている場合に限り、荷送人に帰せられる使用に該当すると解釈しなければならないか。
荷送人自身又は経済的に関連する団体が、その目的のために商品を在庫した後、出荷を引き受けると最終消費者に通知した場合、そのような荷送人は当該標識の使用者か。
荷送人自身又は経済的に関連する団体が、取引の過程において、当該標識が付された商品の広告の表示に以前から積極的に寄与していた場合、又は当該広告に基づいて最終消費者の注文を受けていた場合、当該荷送人は、当該標識の使用者であるか。
C-184/21
2019 年 10 月 4 日、Louboutin 氏は、問題となっている商標によって付与された独占的権利の侵害に基づき、C-184/21 事件の付託裁判所であるブリュッセル企業裁判所に提訴した。Amazon は、C-148/21 事件で付託裁判所に提訴した請求と本質的に同じ主張に基づいて、Amazon に対して当該商標の侵害訴訟を提起し、Amazon による当該商標の使用の停止と当該使用によって生じた損害に対する損害賠償を求めていた。
Amazon は、同社がそのオンライン販売ウェブサイトに組み込まれたオンラインマーケットプレイス上で、模倣品であると主張される靴の第三者販売者の商業的申し出を公表し、それらの靴を発送しているという事実は、同社が問題となっている商標を使用したことにはならない、と主張した。
C-184/21
事件における付託裁判所は、本件紛争を解決するために、まず、第三者の売主からの商業的オファーにおける侵害標識の使用が、どのような状況において、オンライン・マーケットプレイスを組み込んだオンライン販売サイトの運営者に帰属しうるか、第二に、当該使用の帰属可能性を判断するために、当該オファーに関する公衆の認識を考慮しなければならないかどうか、また、どのような状況において考慮しなければならないか、第三に、Amazon が商標と同一の標章を付した商品を出荷するという事実自体が、EU 規則 2017/1001 の第 9 条第 2 項(a)に基づき、当該企業に帰属させることができる当該商標の使用を構成するかどうか、また、適切な場合、どのような状況において構成するか、を知る必要があると考えた。
このような状況下、ブリュッセル企業裁判所は、訴訟手続きを停止し、以下の質問を司法裁判所に付託し、予備判決を得ることを決定した。
１．EU 規則 2017/1001 の第 9 条第 2 項は、合理的に十分な知識を持ち、合理的に観察しているインターネット利用者の認識において、当該事業者が当該広告の作成に積極的な役割を果たした場合、または当該広告が当該事業者自身の商業コミュニケーションの一部を形成していると当該インターネット利用者に認識される可能性がある場合、ウェブサイトに表示される広告における商標と同一の標識の使用は原則として当該事業者に帰属することを意味すると解釈しなければなら

ないか。
その認識は以下によって影響を受けるか：
- 当該事業者が、広告に掲載されている商品の範疇にある商品を含む、幅広い商品の有名な販売業者であるという事実によって、又は
- そのように表示された広告が、その事業者のサービスマークが複製された見出しを提示しており、そのマークが販売業者の商標として周知であるという事実によって。
- さらに、その広告を表示するだけでなく、その事業者が、広告に掲載された商品が属するカテゴリーと同じカテゴリーの商品の販売業者によって伝統的に提供されてきた役務を提供しているという事実によって。
２．EU 規則 2017/1001 の第 9 条第 2 項は、荷送人が当該標章が当該商品に付されていることを実際に知っている場合に限り、当該標章と同一の標章が付された商品を、取引の過程で、かつ、商標の所有者の同意なしに、最終消費者に出荷することが、荷送人に帰属する使用を構成することを意味すると解釈しなければならないか。
荷送人自身又は経済的に関連する団体が、その目的のために商品を在庫した後、出荷を引き受けると最終消費者に通知した場合、そのような荷送人は当該標識の使用者か。
荷送人自身又は経済的に関連する事業体が、取引の過程において、当該標識が付された商品の広告の表示に以前から積極的に寄与していた場合、又は当該広告に基づいて最終消費者の注文を受けていた場合、当該荷送人は、当該標識の使用者であるか？
C-148/21 事件と C-184/21 事件は口頭審理および判決の目的で併合された。

（ii）判決要旨
付託裁判所は、要するに、EU 規則 2017/1001 の第 9 条第 2 項(a)は、オンラインマーケットプレイスを組み込んで、自らの販売オファーも併せて行うオンライン販売サイトの運営者が、当該商標の所有者の同意なしに第三者の販売者が当該マーケットプレイスにおいて当該商標を付した商品を販売する場合、当該商標が登録されている商品と同一の商品について他人の EU 商標と同一の標章を使用しているとみなされる可能性があることを意味すると解釈しなければならないかどうかを尋ねている。
裁判所はオンラインマーケットプレイスの運営者に関して、同マーケットプレイスに表示される売物における商標と同一または類似の標識の使用は、同運営者の顧客である売り手によってのみ行われ、運営者自身によって行われるものではないと考えた（2011 年 7 月 12 日判決、L'Oréal and Others C-324/09 および 2020 年 4 月 2 日判決、Coty Germany C-567/18 参照）。標識の使用に必要な技術的条件を作成し、そのサービスに対して対価が支払われるという単なる事実は、たとえそれが自らの経済的利益になるとしても、サービスを提供する当事者自身が標識を使用することを意味するものではない（2020 年 4 月 2 日判決、Coty Germany, C-567/18 参照）。
しかし、この判決の原因となった事件は、オンラインマーケットプレイスを組み込んだ同じオンライン販売サイトの運営者、すなわち Amazon に関するものであったが、当該運営者（Amazon）は、問題となっている商品が商標権を侵害しているという事実を知らなかったこと、当該商品を自ら販売のために提供しておらず、市場に出していなかったこと、また、自らそのようなことを行う意図もなかったことを明らかにしていた。同裁判所はまた、当該商品が外部のサービス提供者によって発送されたことも指摘していた（2020 年 4 月 2 日判決、Coty Germany, C-567/18 参照）。
さらに、Amazon が当該判決で依拠し、本判決でも引用されている 2011 年 7 月 12 日の判決

（L'Oréal and Others (C-324/09)）の事案でも、裁判所は、当該オンライン販売サイトがオンラインマーケットプレイスだけでなく、当該サイトの運営者自身の販売オファーも組み込んでいるという事実の影響については問われていない。しかし、本判決において、付託裁判所は、その影響と、その文脈における当該ウェブサイトの利用者の認識や、運営者がそのウェブサイトに掲載された販売オファーを統一的な方法で提示しているという事実などの他の事情の重要性を特に問題にしている。また、第三者の販売者に対して、広告の表示や商品の保管・発送のサポートなど、商品の販売に関連する付加的なサービスを提供している事実もある。

この点に関して、裁判所は、サービスの供給者が、その顧客の1つが当該サービスの支援を受けて販売している商品を宣伝するために他人の商標と同一または類似の標識を使用する状況において、当該事業者が当該標識と当該事業者が提供するサービスとの間に関連性を確立するような方法で当該標識を使用する場合、当該事業者自身が当該標識を使用することになると既に認定している（2011 年 7 月 12 日判決、L'Oréal and Others, C-324/09、2011 年 12 月 15 日判決、Frisdranken Industrie Winters, C-119/10）。したがって、裁判所は、当該サービス提供者が提供するサービスが、その性質上、当該標章を付した商品の販売促進を目的とするサービスに匹敵するものではなく、当該標章と当該サービスとの間の関連の創出を意味するものではない場合、当該サービス提供者は他人の商標と同一または類似の標章を自ら使用することはなく、当該サービス提供者は消費者にとって明白でないため、そのサービスと問題となっている標章との間の関連性は排除されると判断している（2011 年 12 月 15 日判決、Frisdranken Industrie Winters, C-119/10 参照）。

他方、裁判所は、オンラインマーケットプレイスの運営者が、インターネット参照サービスを利用し、他人の商標と同一のキーワードに基づいて、オンラインマーケットプレイス上でその顧客によって販売のために提供される当該商標が付された商品を広告する場合、関連性は存在すると判示している。キーワードに基づいて検索を行うインターネットユーザーにとって、このような広告は、その商標の付いた商品と、そのマーケットプレイスを通じてその商品を購入する可能性との間に明白な関連性を生じさせる。そのため、十分な情報と合理的な観察力を有するインターネット利用者が、当該商品が当該商標の所有者または当該所有者と経済的に関連する事業者に由来するのか、或いは、販売している第三者に由来するのかを確認することが不可能であるか、或いは、可能であるが困難が伴うという事実の下で、当該広告が商標権を侵害する場合、当該商標の所有者は、当該事業者の当該使用を禁止する権利を有する（2011 年 7 月 12 日判決、L'Oréal and Others, C-324/09 参照）。当該判例から明らかなように、オンラインマーケットプレイスを組み込んだオンライン販売サイトの運営者自身が、当該マーケットプレイス上で第三者の販売者が提供する商品に関する広告に表示される他人の商標と同一の標章を使用しているかどうかを判断するためには、当該ウェブサイトの十分な知識を持ち、合理的に観察している利用者が当該運営者のサービスと当該標章との間に関連性を立証するかどうかを評価する必要がある。

オンラインマーケットプレイスを組み込んだオンライン販売ウェブサイトの運営者が、そのウェブサイトに掲載される提供物を画一的な方法で表示し、自らの広告と第三者の販売者の広告の両方を表示し、第三者の販売者が提供する商品に関するものも含め、自らのウェブサイト及びすべての広告に著名な販売者としての自らのロゴを掲載しているという事実は、運営者と第三者の販売者を明確に区別をすることを困難にする。したがって、十分な知識を持ち、合理的に観察している利用者に、その運営者が第三者の販売者が販売のために提供する商品を自らの名前で、自らのために販売しているという印象を与える可能性がある。その結果、それらの商品に他人の商標と同一の標識が付されている場合、その統一的な表示は、利用者の目には、その標識と同じ事

業者が提供するサービスとの間に関連性を示すことになる。特に、オンライン販売ウェブサイトの運営者が、特に一部の商品を宣伝する目的で、自社または第三者から提供される様々な商品を、その出所について区別することなく、「ベストセラー」または「最も人気がある」と説明している場合、このような表示は、十分な情報を持ち、合理的に観察している利用者に対し、このように宣伝されている商品が当該運営者により、自己の名において、自己のために販売されているという印象を強める可能性が高い。

これらに照らして、付託された質問への回答は以下の通りである。

以下の場合には、EU 規則 2017/1001 の第 9 条第 2 項(a)は、オンラインマーケットプレイスを組み込んで、自らの販売の申し出も併せて行うオンライン販売サイトの運営者が、当該商標の所有者の同意なしに第三者の販売者が当該マーケットプレイスにおいて当該商標を付した商品を販売する場合、当該商標が登録されている商品と同一の商品について他人の EU 商標と同一の標章を使用しているとみなすことができることを意味すると解釈されなければならない。

・当該サイトの十分な知識と合理的な観察力を有する利用者が、当該事業者のサービスと当該標識との関連性を立証する場合、特に、当該状況のあらゆる状況から見て、当該利用者が、当該事業者自身が、自己の名において、自己の責任において、当該標識が付された商品を販売しているとの印象を持つ可能性がある場合。

この点に関しては、当該事業者は、そのウェブサイトに掲載されるオファーを統一的な方法で提示し、自らの名前で、自らの代理として販売する商品に関する広告と、第三者の販売者がマーケットプレイスで提供する商品に関する広告の両方を表示しているという事実、すべての広告に有名な販売業者としての自らのロゴを掲載している事実、問題の標識が付された商品の販売に関連して、第三者の販売者に、特に当該商品の保管と発送からなる付加的なサービスを提供している事実が関連する。

（2）GCEU

① The KaiKai Company Jaeger Wichmann v EUIPO, T-579/19 Judgement on April 14, 2021, THE GENERAL COURT[621]

2021 年 4 月 14 日判決。PCT 特許出願を優先権主張した欧州共同体意匠出願に対する優先権主張期間は、6 月ではなく 1 年であると判決した判決。

(i) 事案の概要

2018 年 10 月 24 日、ドイツの The KaiKai Company Jaeger Wichmann GbR（以下、KaiKai）は、出願日 2017 年 10 月 26 日の PCT 特許出願 PCT/EP2017/077469 に基づく優先権を主張した欧州共同体意匠出願（第 5807179-0001-0012 号）を行った。

EUIPO の審査官は、先行出願日が後の意匠出願日より 6 ヶ月以上前であったため、すべての意匠出願に関する優先権を拒否した。審査官は、2018 年 10 月 1 日付の商標・意匠ガイドライン（「EUIPO ガイドライン」）の 6.2.1.1 項に基づき、PCT に基づく出願が原則として EU 規則

[621] Judgment of the General Court（Third Chamber) of 14 April 2021 (EUR-Lex ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:62019TJ0579

No.6/2002[622]の第 41 条に基づく優先権の基礎となり得るとしても、PCT 第 2 条における「特許」の概念の広範な定義には実用新案も含まれることから、当該出願も 6 ヶ月の優先期間の対象となり、本件ではそれが遵守されていなかったと述べた。

出願人は、審査官の決定に対して EUIPO に上訴した。

2019 年 6 月 13 日、EUIPO 第 3 審判部は、審査官の決定に対して出願人が提起した審判を却下し、審査官はパリ条約の規定を正確に反映した EU 規則 No.6/2002 の第 41 条第 1 項を正しく適用したと判断した。この点に関して審判部は、「パリ条約第 4 条(A)(1)及び第 4 条(C)(1)に基づき、工業意匠又は実用新案の国内出願を正当に行った者は、特許及び実用新案については 12 ヶ月間、工業意匠及び商標については 6 ヶ月間の優先権を享受する。」「パリ条約第 4 条(E)(1)は、工業意匠について後に出願する場合、実用新案出願の優先権は、工業意匠に適用される 6 ヶ月の優先期間内にのみ主張できることを明確にしている。」「パリ条約には、特許出願が工業意匠出願の優先権を生じさせることを規定するものはない。」と判断した。審判部は、EU 規則 No.6/2002 の第 41 条の文言が明確であり、優先期間は先の出願の出願日から 6 ヶ月であり、優先権は意匠権または実用新案出願の正当な出願からのみ生じ、特許出願からは生じないと認定した。審判部は、EUIPO ガイドライン第 6.2.1.1 項に基づき、PCT 第 2 条(ii)の定義によれば、実用新案出願は実用新案を包含しているため、実用新案の概念は、PCT に基づいてなされた国際特許出願を含むように広義に解釈されなければならないことを認めたが、その広義の解釈は、規定された 6 ヶ月の優先権期間には影響を及ぼさないと判断した。

（ii）判決要旨

EU 規則 No.6/2002 が先の国際特許出願による優先期間について規定していないため、基礎となる法律、すなわちパリ条約を参照する必要があるという出願人の主張は正しい。後の意匠出願において特許出願に基づく優先権を主張できる期間の決定に関する同条約の規定は、同規則を解釈し補完するための参考として考慮されなければならない。

パリ条約第 4 条において、原則として、優先期間の長さを決定するのは先の権利の性質であることは、優先制度の固有の論理から明らかである。この点に関して、パリ条約第 4 条(C)(1)に基づき、特許及び実用新案の優先期間が工業意匠及び商標の優先期間よりも長いのは、特許及び実用新案がより複雑な性質を有するためであることに留意しなければならない。優先権の存在と優先権の存続期間の開始がともに先の権利とその登録出願に依存するのであれば、優先権の存続期間も先の権利に依存するのが合理的である。これとは対照的に、優先権の存続期間は原則として後の権利に依存すべきであるという推定を導くものは何もない。パリ条約第 4 条(E)(1)が、優先期間の長さは先の権利の性質によって決定されるという原則の例外を構成する特例とみなされることは、その規定の文言そのものに見ることができる。

EUIPO の結論が、パリ条約の根底にある一般的な規則が、優先期間の長さを決定する上で先の権利の性質が決定的であるという結論に疑問を投げかけるものではないことは明らかである。特に、EUIPO は、実用新案について設けられた特別な規則を特許にも適用すべきであることを立証する論拠を提示していない。

以上から、欧州一般裁判所（GCEU）は、共同体意匠規則には特許に基づく優先権主張を想定し

[622] 共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則 No.6/2002、2012 年 4 月 24 日 L112/2012 により改正、2013 年 7 月 1 日統合版（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ec6_02j.pdf

た具体的な規定はなく、パリ条約がこの部分を補完すると判断し、PCT 特許出願に基づく優先権主張に適用される期間が 6 か月とした EUIPO の判断は誤りであるとし、KaiKai の主張を認めた。

② Lego v EUIPO - Delta Sport Handelskontor, T-515/19 Judgement on March 24, 2021, THE GENERAL COURT[623]

2021 年 3 月 24 日判決。意匠は、その外観の特徴のすべてが当該意匠に係る製品の技術的機能によってのみ決定される場合には、無効と宣言されなければならない。したがって、争点となっている意匠に係る製品の外観の特徴の少なくとも 1 つが、当該製品の技術的機能によってのみ決定されるものではない場合、問題となっている意匠は、EU 規則 No.6/2002 の第 8 条第 1 項に基づき無効と宣言することはできないと判示した判決。

（i）事案の概要

2010 年 2 月 2 日、レゴは、欧州連合知的財産庁（EUIPO）に共同体意匠の登録を申請し、同日にコミュニティ意匠 No 1664368-0006 として登録された。登録意匠は、ビルディングセットのブロック（下図参照）を対象としている。

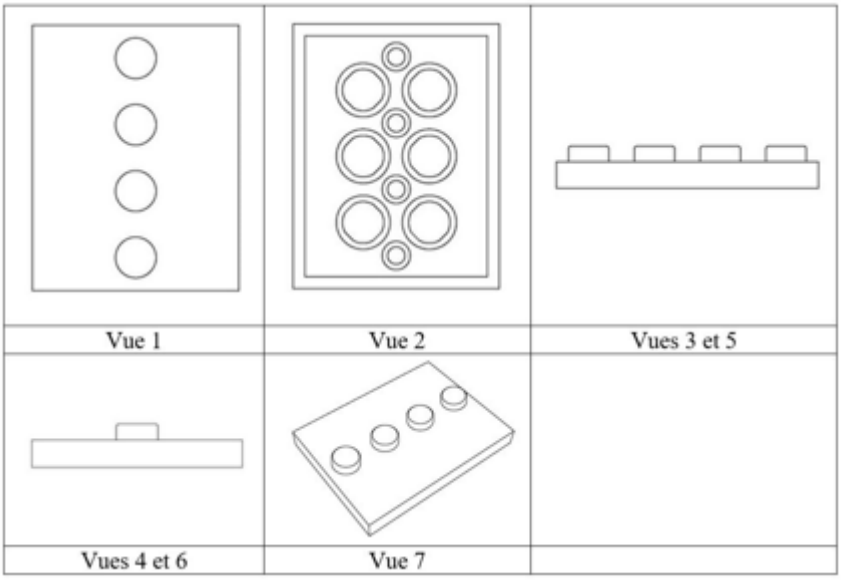

2016 年 12 月 8 日、参加人である Delta Sport Handelskontor GmbH は、EU 規則 No.6/2002 第 52 条に基づき、係争中の意匠の無効宣言を申請し、争点となっている意匠が関係する製品の外観のすべての特徴は、製品の技術的機能によってのみ決定され、そのため、EU 規則 No.6/2002 第 8 条第 1 項に基づき、意匠保護から除外されていると主張した。

2017 年 10 月 30 日、EUIPO の無効部は無効宣告申請を却下した。特に、ブロックの技術的機能は、遊ぶことを目的として他のブロックと相互に連結されることであり、その機能を果たすことが、争われた意匠に係る製品の外観の特徴を決定した唯一の要因であることを、参加人は立証できなかったと判断した。本件では、要素の相互運用性を理由に、ブロックの設計者の自由が制限されるという参加人の主張に反論するため、無効部は、特に、ブロックセットはモジュラーシス

[623] JUDGMENT OF THE GENERAL COURT（Second Chamber) 24 March 2021 (EUR-Lex ウェブサイト）
https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf;jsessionid=729D1549DD383C453DA552D370166F77?text=&docid=239258&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=3049092

テムの定義に該当し、相互運用性を理由に争われた意匠を保護から除外することは適切ではないと判断した。
2018 年 1 月 5 日、参加人は、無効部の決定に対して、EU 規則 No.6/2002 の第 55 条から第 60 条に基づき、EUIPO に審判を請求した。
2019 年 4 月 10 日、EUIPO の第 3 審判部は上訴を支持し、無効部の決定を取り消し、当該意匠を無効とした。
争点となっている意匠に係る製品の外観の特徴はすべて、製品の技術的機能、すなわち、セットの他のブロックと組み立てること、およびセットの他のブロックから分解することを可能にすることによってのみ規定されるものであると判断した。
そもそも、審判部は、争点となっている意匠に係る製品は、より大きなブロックのセットの一部であり、そのセットの他のブロックと組み立てて物を作ることを意図したブロックであると判断した。したがって、そのブロックが果たさなければならない技術的機能とは、玩具の建物を作るために、セットの他のブロックと十分な安定性をもって組み立てる能力である。
第二に、審判部は、製品の外観上の特徴、すなわち、(i) ブロックの上面にある画鋲の列、(ii) ブロックの下面にある小さい円の列、(iii) ブロックの下面にある 2 列の大きい円、(iv) ブロックの長方形の形状、(v) ブロックの壁の厚さ、および (vi) 画鋲の円筒形の形状を特定した。
第三に、審判部は、審判部が特定し出願人が承認したすべての特徴は、組立用ブロックの技術的機能、すなわち、セットの他のブロックとの組立てと、他のブロックからの分解によってのみ決定されると判断した。

（ii）判決要旨
EU 規則 No.6/2002 第 8 条第 1 項に従い、共同体意匠は、その技術的機能のみによって決定される製品の外観の特徴に存在してはならない。一方、EU 規則 No.6/2002 第 8 条第 2 項では、共同体意匠は、意匠が組み込まれた製品又は意匠が適用された製品を他の製品に機械的に接続したり、他の製品の周囲に配置したり、他の製品に対して配置したりして、いずれかの製品がその機能を果たすことができるようにするために、必ず正確な形状及び寸法で再現されなければならない製品の外観の特徴（「相互接続の特徴」）としては存在しないと規定している。
EU 規則 No.6/2002 の第 8 条第 3 項は、「第 2 項に拘らず、共同体意匠は、モジュールシステムにおいて、相互に交換可能な製品の複合的組立又は連結を可能にする目的にかなう意匠には、第 5 条及び第 6 条に規定した条件の下で、存在するものとする。」と規定されている。ここでモジュール製品の機械的付属品はモジュール製品の革新的特徴の重要な要素を構成し、主要なマーケティング資産となる可能性があるため、保護の対象とすべきである。EU 規則 No.6/2002 の第 8 条第 3 項が同規則の第 8 条第 2 項の例外であり、相互接続の可能性があるにもかかわらず、モジュールシステムの一部を構成する製品を対象とする意匠の保護を可能にしていることに留意すべきである。
EU 規則 No.6/2002 第 8 条第 3 項が有効とするためには、EUIPO が同規則第 25 条第 1 項(b)に基づく無効宣言の申請を審査する際、争われている意匠に関係する製品の外観の特徴が同規則第 8 条第 1 項および第 8 条第 2 項の両方に該当すると判断した場合に、EU 規則 No.6/2002 第 8 条第 3 項が有効になることを検討しなければならない。また、係争意匠の所有者の主張が同規則第 8 条第 3 項の規定に依拠している場合、無効宣言の申請者が同規則第 8 条第 2 項に依拠していない場合を含め、当該特徴が EU 規則 No.6/2002 第 8 条第 3 項の目的上、モジュールシステムの保護の恩恵を受けることができるかどうかを検討しなければならない。

EU 規則 No.6/2002 の第 8 条第 1 項と第 8 条第 2 項の両方に該当する意匠による関係製品の外観の特徴が存在する場合、無効宣言の申請者がその主張を裏付けるために同規則の第 8 条第 1 項にのみ依拠した場合には、争われている意匠の所有者が同規則の第 8 条第 3 項の恩恵に依拠することができないことになる。

したがって、前述のすべての考慮事項に照らして、審判部は争われた意匠が EU 規則 No.6/2002 の第 8 条第 3 項の要件を満たしているかどうかを評価しなければならなかった。それを怠ったため、法律上の誤りがあった。EU 規則 No.6/2002 第 8 条第 3 項の適用条件の検討結果を予断することは不可能であるため、ここでは規則の第 8 条第 1 項の侵害を主張する申請人の主張の検討を継続することが適切である。

意匠は、その外観の特徴のすべてが当該意匠に係る製品の技術的機能によってのみ決定される場合には、無効と宣言されなければならない。したがって、争点となっている意匠に係る製品の外観の特徴の少なくとも 1 つが、当該製品の技術的機能によってのみ決定されるものではない場合、問題となっている意匠は、EU 規則 No.6/2002 の第 8 条第 1 項に基づき無効と宣言することはできない。

審判部は、争点となった意匠に係る製品の外観の特徴を特定した。争点となる意匠に係る製品の上面の滑らかな表面は、審判部が特定した特徴の中には含まれていないことを明記しなければならない。

この点に関して、審判部は、製品の表面は製品の一要素であり、本件では鋲がないことによって特徴付けられ、EU 規則 No.6/2002 の第 8 条第 1 項に照らして評価されるべきものではないと主張した。しかしながら、玩具用ブロックの上面の滑らかな表面は、争点となる意匠が関係する製品の具体的な外観の特徴であり、単なる「ブロックの上面に鋲がない」ことに限定されるものではないと判断されなければならない。控訴審はこれを考慮しなければならなかった。

以上のことから、審判部は、争点となっている意匠による当該製品の外観の特徴をすべて特定しておらず、また、当該意匠の特徴のすべてが当該製品の技術的機能によってのみ決定されることを立証していないという点で、EU 規則 No.6/2002 の第 8 条第 1 項に従っていない。このような状況では、申請人のその他の申し立てを検討する必要はなく、申請人の法的抗弁は支持されるべきであり、争われた決定はその全体が取り消されなければならない、と判断された。

（3）Enlarged Board of Appeal (EPO)

① SYNGENTA LIMITED v Sumitomo Chemical Company Limited, G0002/21 Judgement on March 23, 2023, Enlarged Board of Appeal (EPO)[624] [625]

2023 年 3 月 23 日審決。進歩性を検討する際、出願日後に提出された証拠に関して、1）出願後に提出されたという理由のみで無視することはできないこと、2）技術常識を考慮し、当初の出願に基づき、当初開示された発明によって具体化されるものとして当該効果を導き出せる場合、出願日後に提出された証拠に示される技術的効果に依拠して進歩性を判断することができることを示した審決。

[624] G0002/21 Data sheet for the decision of 23 March 2023（EPO ウェブサイト）
https://link.epo.org/web/G2_21_Decision_%20of_the_Enlarged_Board_of_Appeal_of_23_March_2023_EN.pdf

[625] 欧州特許庁（EPO）審判部、出願日後に提出された証拠に関する拡大審判部審決を公表（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2023/20230323.pdf

（i）事案の概要

欧州特許第 2484208 号（以下、本特許）は殺虫剤組成物に関するものであり、欧州特許出願第 05 719 327.8 号の分割出願である欧州特許出願第 12002626.5 号に由来する。本特許は、EPC 第 100 条(a)～(c)に基づき、新規性及び進歩性の欠如、開示の不十分さ、並びに主題の追加を理由に、全ての異議申立理由に基づき異議申立がなされた。異議申立人は、EPC101 条 2 項に基づき異議申立を却下した異議部の決定を不服として控訴した。

2021 年 10 月 11 日付暫定審決 T116/18（以下、付託審決）により、技術審判部（以下、付託審判部）は、EPC 第 112 条第 1 項(a)と RPBA 第 22 条 2020 の組み合わせに基づく決定のため、以下の法律問題を拡大審判部に付託した。

進歩性の認定について、特許権者が技術的効果に依拠しており、かつ、当該効果を証明するための実験データ等の証拠を提出し、当該証拠は訴訟特許の出願日前に公開されておらず、出願日後に提出されたものである（公開後証拠）場合において、

1. 証拠の自由評価の原則（例えば G3/97 の理由 5 及び G1/12 の理由 31 を参照）の例外として、効果の立証が専ら公表後の証拠に基づいているという理由で、公表後の証拠を無視しなければならないという例外を認めるべきか。

2. 回答がイエス（効果の立証が専らこの証拠に基づいている場合、公開後の証拠は無視しなければならない）である場合、訴訟が提起された特許出願の情報又は一般的な知識に基づいて、問題となった特許出願の出願日における当業者が、その効果をもっともらしいと考えたであろう場合（ab initio plausibility）、公開後の証拠を考慮することができるか。

3. 最初の質問に対する回答がイエス（効果の立証が専らこの証拠に基づいている場合、公開後の証拠は無視しなければならない）である場合、訴訟が提起された特許出願の情報又は一般的な知識に基づいて、問題となった特許出願の出願日における当業者が、問題となった特許出願の情報または一般的な知識に基づいて、問題となった特許出願の出願日における当業者が、その効果をあり得ないと考える理由を見いだせなかった場合（ab initio implausibility）、公開後の証拠を考慮することができるか。

（ii）審決要旨

拡大審判部は、付託された質問に以下のように回答した。

1. 特許出願人または特許権者が、クレームされた主題事項の進歩性を認めるために依拠した技術的効果を証明するために提出した証拠は、その効果の根拠となる当該証拠が問題特許の出願日前に公開されておらず、その日後に提出されたという理由のみでは、無視できない。

2. 特許出願人または特許権者は、技術常識を念頭に置き、かつ、当初の出願に基づいて、当業者が技術的教示に包含され、かつ、同一の当初開示された発明によって具体化されるものとして当該効果を導き出せる場合には、進歩性に関する技術的効果に依拠することができる。

上記１．については、主に以下の通り述べられている。

EPC 第 113 条第 1 項及び第 117 条第 1 項は、EPC 締約国において一般に認められている基本的な手続上の権利、すなわち、適切な形式で証拠を提出する権利及びその証拠を審理してもらう権利を具体化したものである。決定は、決定に不可欠な事実、証拠及び論拠を詳細に論じるべきである。

ある事実が証明されたとみなすことができるかどうかは、事件を審理する権限のある決定機関が、

関連するすべての証拠を考慮して評価しなければならない。

EPC 第 117 条第 1 項は証拠を提出または取得する手段について規定し、EPC 第 117 条第 2 項は規則 4、第 117 条から第 124 条まで、および第 150 条と関連して、そのような証拠を取るための手続を規定している。しかし、EPC には証拠の評価に関する明確な手続規定はない。したがって、EPC 第 125 条に従って、EPC 締約国において一般的に認められている手続法の原則が考慮される。証拠の自由評価の原則は、民法制度を有する多くの締約国で知られ、適用されているようである。EPC 締約国に関する考察から、証拠の自由な評価の原則は、審判部による証拠の手段を評価する際に普遍的に適用可能な原則として適格であると結論づける。

証拠の自由評価の原則は、EPC 第 106 条第 1 項に従って EPO の行政部門であれ、かかる行政部門の決定を審査する管轄司法機関としての審判部であれ、EPC に基づく手続において当事者が提出するあらゆる証拠の手段を評価する際に手続法および実体法の両方において普遍的に適用される原則を示すものである。

証拠の自由評価の原則は、EPC 第 113 条第 1 項および第 117 条第 1 項に従い、EPC に基づく手続の各当事者が適切な形式で証拠を提出する権利の中に謳われているため、その妥当性が争われ、最終決定に決定的な影響を及ぼす推論を裏付けるために当事者が提出し、依拠する限り、証拠それ自体を無視するために使用することはできない。

したがって、特許出願人または特許権者が、クレームされた主題の進歩性を認めるために依拠した技術的効果を証明するために提出した証拠は、その効果の根拠となる証拠が問題特許の出願日前に公開されておらず、出願日後に提出されたという理由だけで無視することはできない。

上記 2. については、主に以下の通り述べられている。

質問 2 と 3 について、2 つの異なる「もっともらしいアプローチ（plausible approach）」と呼ぶ概念上の用語に関係なく、拡大審判部は、控訴審判部の判例法の検討から、核心的な問題は、技術常識を念頭に置いた当業者が、出願日において、クレームされた発明の技術的教示として、当初出願された出願内容から何を理解するかという問題に存在するということを共通認識として理解する。

もっともらしさ（plausibility）に関する AIPPI の 2019 年の調査によれば、以下で言及される EPC 締約国の法的枠組みのいずれにも、質問 2 および 3 におけるもっともらしさの概念に関係する明示的な特許性要件は含まれていない（スイス、ドイツ、フランス、英国（イングランドおよびウェールズ）、オランダ）。

一方で、拡大審判部は、EPC 締約国の裁判所が、進歩性の評価において主張される技術的効果の審査や、特許権者がその技術的効果を確認するために公表された後の証拠に依拠することができるか否かという問題に直面した場合、技術常識を念頭に置いた当業者が特許出願から理解する、クレームされた主題の技術的教示について考慮する、という一定の共通点を認識している。

EPO 審判部の判例法に見られ、付託審判部が付託の第 2 と第 3 およびその理由において依拠した「もっともらしい（plausibility）」という用語は、EPC、特に EPC 第 56 条と第 83 条の下で特徴的な法概念や特定の特許法上の要件に相当するものではない。それはむしろ、審判部、一部の国内裁判所、および欧州特許制度の利用者の法理論に見られる一般的なキャッチフレーズを表している。

クレームされた対象が進歩性を伴うか否かを評価する際に技術的効果と称されるものに依拠する際の基準は、技術常識を念頭に置いた当業者が、クレームされた発明の技術的教示として出願当初の出願から出願日に何を理解するかという問題に関係する。このような技術的効果は、クレー

ムされた発明の性質を変更するものではないからである。

したがって、特許出願人又は特許権者は、一般的な一般知識を念頭に置き、出願当初の出願に基づき、当業者が当該効果を技術的教示に包含され、当初開示された発明と同じ発明によって具体化されると考える場合には、進歩性を技術的効果に依拠することができる。

② SIMULATION OF THE MOVEMENT OF AN AUTONOMOUS ENTITY THROUGH AN ENVIRONMENT, Bentley Systems (UK), G0001/19 decided on March 10, 2021, Enlarged Board of Appeal (EPO)[626] [627]

2021 年 3 月 10 日審決。コンピュータ利用発明（computer-implemented inventions）に関する確立された審決例（COMVIK アプローチ[628]）がコンピュータ利用のシミュレーションの発明にも適用される旨の審決。

（i）事案の概要

欧州特許出願第 03793825.5 号の発明は、建物などの環境を通過する歩行者の動きについてのコンピュータシミュレーションに関する発明であるが、審査部は、当該シミュレーションは発明の技術的性質に貢献しないことを主な理由として、進歩性の欠如により当該出願を拒絶した。出願人はこれを不服として審判請求を行ったが、当該手続において、技術審判部（以下「付託審判部」）は EPC 第 112 条第 1 項(a)に基づき、拡大審判部にコンピュータ利用のシミュレーションの特許性に関する 3 つの質問を付託した（T 489/14）。

・付託された質問

1. 進歩性の評価において、コンピュータに実装されたシミュレーションがクレームされている場合、技術システムまたはプロセスのコンピュータに実装されたシミュレーションは、コンピュータ上でのシミュレーションの実装を超える技術的効果をもたらすことにより、技術的課題を解決することができるか。

2. ([2A]及び[2B]は拡大審判部により追加)

[2A] 第一の質問に対する答えが「イエス」である場合、そのように主張されるコンピュータ実装のシミュレーションが技術的課題を解決するかどうかを評価するための関連する基準は何か。

[2B]特に、シミュレーションが、少なくとも部分的に、シミュレーションされるシステム又はプロセスの基礎となる技術的原理に基づいていることは、十分な条件か。

3. コンピュータに実装されたシミュレーションが設計プロセスの一部として、特に設計の検証のために主張される場合、第 1 及び第 2 の質問に対する答えは何か。

---

[626] G0001/19 Data sheet for the decision of 10 March 2021（EPO ウェブサイト）
https://link.epo.org/web/G_1_19_decision_of_the_Enlarged_Board_of_Appeal_of_10_March_2021_en.pdf

[627] 欧州特許庁（EPO）審判部、コンピュータ利用のシミュレーションの特許性に関する拡大審判部審決を公表（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210310.pdf

[628] コンピュータ実施発明の進歩性の評価における非技術的特徴の取り扱いについて、COMVIK 審決（T641/00）で確立された、以下に示した原則を、「COMVIK アプローチ」と呼ぶ。
技術的特徴と非技術的特徴の混合物からなり、全体として技術的特徴を有する発明は、当該技術的特徴に寄与する全ての特徴を考慮して進歩性の要件に関して評価される。クレームが非技術分野で達成されるべき目的に言及している場合、この目的は、解決されるべき技術的課題の枠組みの一部として、特に満たさなければならない制約として、解決課題を定式化する際に正当に現れる場合がある。

EPC 第 52 条第 2 項には、「非発明」すなわち、技術的でないために特許を受けることができない主題の非網羅的なリストが含まれているところ、当該リストには「コンピュータ・プログラム」が含まれている（EPC 第 52 条第 2 項(c)）が、当該特許性の除外は、「そのような主題又は行為それ自体」に限定されている（EPC 第 52 条第 3 項）。

コンピュータ利用発明のクレームは、通常、技術的特徴（例えば、コンピュータ又は携帯電話）と非技術的特徴（例えば、コンピュータ・プログラム）の混在したものからなるが、そのような発明は、混合発明（mixed inventions）と呼ばれる。混合発明が進歩性を有するか否かは、EPO により、COMVIK アプローチ（T641/00）を用いて評価される。このアプローチでは、発明の技術的性質に貢献するクレームの特徴のみが進歩性の評価において考慮されるところ、単独では非技術的な特徴であっても、クレームされた発明の文脈では技術的課題の技術的解決に寄与し、それにより発明の技術的性質に貢献する場合がある。

（ii）審決要旨

拡大審判部は、付託された質問に以下のように回答した。

拡大審判部の意見では、COMVIK のアプローチは、コンピュータに実装されたシミュレーションの評価に適している。他のコンピュータ実装発明と同様に、数値シミュレーションも、クレームされたシミュレーション方法の技術的特徴に寄与する特徴に進歩性があれば、特許可能である。

COMVIK アプローチをシミュレーションに適用する場合、基礎となるモデルは技術的または非技術的な境界を形成する。シミュレーション自体の観点からは、これらの境界は技術的なものではない。しかし、例えば、コンピュータやその機能を適合させる理由となる場合や、シミュレーションの結果をさらに技術的に利用するための基礎となる場合（例えば、物理的現実に影響を与えるような利用）には、技術的なものとなる可能性がある。非特許対象物に特許保護が付与されることを避けるためには、そのような更なる利用は、少なくともクレームにおいて暗黙のうちに特定されなければならない。

設計プロセスの一部としてクレームされたシミュレーションにも同様の考慮が適用される。設計プロセスは通常、認知的な作業である。しかし、将来、設計プロセスの中に、発明の技術的特徴に寄与するシミュレーションを含むステップが存在する可能性は否定できない。さらに、「設計」は明確に定義された用語ではなく、「設計」に関連する、あるいは「設計」に帰結するソフトウェア機能が存在する可能性も十分にある。

・付託された質問に対する検討

質問 1：シミュレーションによる技術的課題の解決

コンピュータに実装された発明のいかなるグループも、先験的に特許保護から除外することはできない。さらに、COMVIK のアプローチは、コンピュータ実装発明の個々の特徴の技術的貢献の評価を必要とする。他のコンピュータ実装方法と同様に、物理的現実と直接的に関連する出力を持たないシミュレーションも、技術的課題を解決する可能性がある。

質問 2B-十分条件としての技術的原理

COMVIK アプローチでは、技術的文脈によっては、それ自体が非技術的である特徴も、クレームされた発明の技術的特徴に寄与することがある。同様に、非技術的なプロセスのシミュレーションが発明の技術的特徴に寄与することもある。一方、技術的なシステムのシミュレーションは

技術的特徴に寄与しない場合もある。質問 2B においては、数値シミュレーションについても、コンピュータ実装発明の標準的な技術的基準を満たすかどうかは、ケースバイケースで検討されなければならないことになる。拡大審判部は、数値シミュレーションが、少なくとも部分的には、シミュレートされたシステムまたはプロセスの基礎となる技術的原理に基づいていることは、十分条件でも必要条件でもないとの見解を示した。

質問 3 設計プロセスの一環としてのシミュレーション

拡大審判部の理解では、質問 3 は、設計プロセス、特に設計を検証するためのプロセスについて明示的に言及しているクレームを指す。設計プロセスは通常、認知的活動である。しかし、COMVIK アプローチに従い、また技術的な文脈に応じて、設計に関する特徴はクレームされた発明の技術的特徴に寄与する場合もあれば寄与しない場合もある。拡大審判部は、シミュレーションが設計プロセスの一部としてクレームされる場合、特別な規則を適用する必要はないと考える。「設計」は明確な基準ではなく、設計プロセスのクレームではこの用語自体について言及する必要すらないため、このような組み合わせについて特別な取扱いをすることは、区切りの問題を引き起こすことになる。

以上の理由により、拡大審判部に付託された法律問題は以下のように回答される：

1. コンピュータに実装された技術システムまたはプロセスのシミュレーションであって、そのようなものとしてクレームされたものは、進歩性の評価において、コンピュータ上でのシミュレーションの実装を超える技術的効果をもたらすことにより、技術的課題を解決することができる。
2. その評価のためには、シミュレーションが、全体的または部分的に、シミュレーションされたシステムまたはプロセスの基礎となる技術的原理に基づいていることは十分条件ではない。
3. コンピュータに実装されたシミュレーションが、設計プロセスの一部として、特に設計の検証のために主張される場合、最初の質問と 2 番目の質問に対する答えは変わらない。

③ PREVENTION AND TREATMENT OF ALLERGIC DIARRHOEA, Société des Produits Nestlé S.A. , G0004/19 decided on June 22, 2021, Enlarged Board of Appeal (EPO)[629] [630]

2021 年 6 月 22 日審決。出願が以下のいずれであるかにかかわらず、欧州特許出願は二重特許の禁止を理由に拒絶され得るとした審決。

a) 同一の日に出願されたか、又は
b) 先行出願又は分割出願（EPC 第 76 条(1)）。
c) 既に付与された欧州特許につながる欧州特許出願と同じ優先権（EPC 第 88 条）を主張する出願。

（i）事案の概要

付託審判部（以下、「審判部」という）に対する審判請求は、欧州特許出願第 10718590.2 号を EPC 第 97 条第 2 項および EPC 第 125 条に基づき拒絶した審査部の決定に対するものであった。審査部は、提出された唯一のクレーム請求のクレーム 1 が、本出願が優先権を主張する欧州特許出願に対して付与された欧州特許第 2251021 号でクレームされた主題と同一の主題を対象としていると

[629] G 0004/19 Data sheet for the decision of 22 June 2021（EPO ウェブサイト）
https://link.epo.org/web/G_4_19_decision_of_the_Enlarged_Board_of_Appeal_of_22_June_2021_en.pdf
[630] 欧州特許庁（EPO）審判部、二重特許の特許性に関する拡大審判部審決を公表（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210702.pdf

判断した。このクレームについて2つ目の特許を付与することは、二重特許禁止の原則（以下、単に「禁止」ともいう）に反するとされた。この原則は、ガイドラインに記載されているように、ほとんどの特許制度で認められている原則である。この禁止の適用可能性は、拡大審判部の審決G1/05およびG1/06の前掲書によっても確認された。

控訴人は控訴審において、内部優先権の状況では禁止は適用されないと主張した。審決G1/05およびG1/06は分割出願に関するものであり、その文脈でのみ適用された。EPC第125条は、二重特許を禁止する適切な法的根拠とはならなかった。条約の準備文書、特に条約を設立する外交会議の議事録の665.および666.は、外交会議において、1969年5月23日の条約法に関するウィーン条約31条第2項（a）の意味におけるこの問題についての合意がなかったことを示している。禁止に関する多数合意があったかもしれないが、それは同じ出願日を有する出願に限定されていた。EPC139条第3項も禁止の根拠とはなり得なかった。

2019年2月7日付の審判事件T0318/14の審決及び2019年12月20日付の書面により、審判部は拡大審判部に以下の質問を付託した：

1.欧州特許出願が、同一の出願人に付与された欧州特許と同一の主題を請求し、かつEPC第54条(2)及び(3)に基づく技術の現状を形成していない場合、EPC第97条(2)に基づき拒絶することができるか。

2.1 第1の質問に対する答えがイエスである場合、そのような拒絶の条件は何か。また、審査中の欧州特許出願が次のいずれであったかによって、異なる条件が適用されるか。

a) 欧州分割出願と同じ日に出願されたか、又は

b) 欧州分割出願（EPC第76条第1項）であるか、または

c) 同じ出願人に欧州特許が付与された欧州特許出願の優先権（EPC第88条）を主張するか。

2.2 特に、最後の場合、優先日ではなく出願日がEPC第63条(1)に基づき欧州特許の存続期間を計算するための関連日であることに鑑み、出願人は（後続の）欧州特許出願に対する特許付与に正当な利益を有するか。

（ii）審決要旨

拡大審判部は、付託された質問に以下のように回答した。

体系的な解釈に基づけば、二重特許の規制はEPC第125条の範囲から除外されないように思われる。したがって、条約はこの問題について明確ではなく、むしろ沈黙している。したがって、二重特許に関する条約上の立場やEPC第125条の意味を判断するために、補足的な解釈手段、特にEPCの準備文書を用いることができない、あるいは用いるべきでない理由はまったく明らかではなく、準備文書を参照する正当な理由がある。

EPC第125条は、条約に規定がない場合、手続法において一般に認められた原則を考慮する権限を欧州特許庁に明示的に与えており、また、場合によっては、それを指示または義務付けている。したがって、所管立法者、ここでは外交会議が、二重特許の禁止が事実問題として一般に認められている原則であることを確定し、さらに、これが法の解釈の問題としてEPC第125条の原則に該当することを明確にしたので、国内官庁はこの原則を適用する権限を与えられただけでなく、事実上その義務を負うことになった。

条約調印の時点では、議事録665.での代表団の声明は、二重特許禁止の原則が締約国で一般に認められている原則であり、したがって国内官庁が当初からこの原則を適用することが正しかったという証拠と見なさざるを得なかった。これらの理由から、質問1は肯定的に答えられるべきで

ある。
審判部は、付託審決において、EPC 第 76 条第 1 項の分析との関連で分割出願の文脈において、同じ主題に関連するクレームを禁止する規定が削除された理由、およびこのことがより一般的な禁止を支持する理由を詳細に説明している。原文と改正後の第 137a 条（欧州分割出願）の条文を比較すれば、この点がよくわかる。

第 1 作業部会の第 9 回会合（1971 年 10 月）で承認された第 137a 条 2 項は以下の通りであった：
(2)原出願及び分割出願の請求の範囲は、他のいずれの出願においても保護を求める対象に関するものであってはならない。明細書及び図面は、可能であれば、当該出願で保護を求める主題にのみ言及しなければならない。ただし、ある出願に、他の出願で保護が求められている主題を記載する必要がある場合には、当該他の出願を参照しなければならない。

第 10 回会合で「原出願及び分割出願の請求の範囲は、他のいずれの出願においても保護を求める対象に関するものであってはならない。」が削除された。

条約草案第 137 条 a の条文から削除されたこの部分は、二重特許保護の一般的な禁止とは一致せず、逆に、（原出願と分割出願の間で）同一の主題を請求する可能性を是認しているように思われる。この点で、議事録 120 には、ドイツ語版（BR/144 d/71）として、以下の記載がある。

「分割出願の場合を除き、後の出願の特許請求の範囲は先の出願の特許請求の範囲と同じ主題を含むことができるという、第 137a 条第 2 項からの逆の結論を防ぐために、作業部会はこの規定の第 1 文を削除することを決定した。」

このように、ドイツ語版では、この削除は、分割出願のみが異なる主題に向けられなければならず、同じ出願人の他の出願は同じ発明を請求することが許されるという逆の結論を防ぐためのものであったことがより明確になっている。仏語版（BR/144 f/71）は独語版と同じ意味を伝えている。したがって、議事録の 120.は、二重特許の禁止は一般的なものであり、設問 2.1 のすべての組合せに適用される。

以上の理由により、拡大審判部に付託された質問に対する回答は以下の通りである：
1. 欧州特許出願は、同一の出願人に付与された欧州特許と同一の主題を主張し、かつ、EPC 第 54 条(2)および(3)に従い当該技術の現状を形成しない場合、EPC 第 97 条(2)および第 125 条に基づき拒絶することができる。
2.1 出願が以下のいずれであるかにかかわらず、その法的根拠に基づいて拒絶することができる。
a) 同一の日に出願されたか、又は
b) 先行出願又は分割出願（EPC 第 76 条(1)）。
c) 既に付与された欧州特許につながる欧州特許出願と同じ優先権（EPC 第 88 条）を主張する。
2.2 質問 2.1 の回答を考慮し、個別の回答は必要ない。

④ Andrew AG v Rohde & Schwarz GmbH & Co KG, G0001/21 decided on July 16, 2021, Enlarged Board of Appeal (EPO)[631] [632]

2021 年 7 月 16 日審決。ビデオ会議による口頭手続の欧州特許条約（EPC）との整合性に関する

[631] Press Communiqué of 16 July 2021 on referral G 1/21 to the Enlarged Board of Appeal（EPO ウェブサイト）
https://www.epo.org/en/law-and-practice/boards-of-appeal/communications/press-communique-16-july-2021-referral-g-121

[632] 欧州特許庁（EPO）拡大審判部、審判部におけるビデオ会議による口頭手続の欧州特許条約（EPC）との整合性に関する決定を公表（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210716.pdf

質問付託（G1/21）について、審判部での口頭審理は、EPO 施設内で対面での口頭手続に当事者が出席する可能性を損なうような緊急事態（general emergency）の期間中は、当事者の同意がなくてもビデオ会議により行うことができるとした審決。

（i）事案の概要

COVID-19 パンデミックとそれに伴う渡航制限に対応するため、2020 年に審判部におけるビデオ会議による口頭審理を行うための技術的前提条件が作成された。2021 年 1 月以降、審判部におけるビデオ会議による口頭審理は、当事者の同意なしに行われるケースもあった。ビデオ会議による口頭審理は、EPO の第一審部門における審査および異議申立手続においても、当事者の同意なしに行われた。

技術審判部は、2021 年 3 月 12 日に下した中間決定（T1807/15 事件）において、EPC 第 112 条第 1 項(a)に基づき、以下の質問を拡大審判部に付託した：

ビデオ会議の形式による口頭手続の実施は、手続当事者の全員がビデオ会議の形式による口頭手続の実施に同意していない場合、EPC 第 116 条第 1 項に規定される口頭手続を受ける権利と両立するか。

（ii）審決要旨

G1/21 において拡大審判部は、その命令を、当事者が EPO 構内で直接口頭手続きに出席する可能性を損なう一般的緊急事態の期間中に開催され、さらに審判部に対して特別に実施される口頭手続きに限定し、技術審判部が言及した、より広範に定式化された質問に対する回答の範囲を限定した。

従って、その命令において拡大審判部は、一般的緊急事態の期間がない場合、当事者の同意なしにビデオ会議による口頭審理を行うことができるかどうかという問題を扱っていない。また、EPO 審査部における審査または異議申立手続において、当事者の同意なしにビデオ会議による口頭審理を行うことができるかという問題も扱っていない。

拡大審判部の審決は以下の通りである：

EPO の施設において当事者が直接口頭審理に出席する可能性が損なわれるような一般的な緊急事態が発生した場合、審判部に対する口頭審理をビデオ会議の形で行うことは、すべての当事者がビデオ会議の形で口頭審理を行うことに同意していない場合であっても、EPC に適合する。

⑤ Alexion Pharmaceuticals, Inc. v Novartis AG, F. Hoffmann-La Roche AG /Chugai Pharmaceutical Co. Ltd Consolidated cases G 0001/22 and G 0002/22 decided on 10 October 2023, Enlarged Board of Appeal (EPO) [633] [634] [635]

2023 年 10 月 10 日審決。１）EPO は優先権の有効性を評価する権限を有していること、２）欧州特許条約（EPC）の形式的な要件に従って優先権を主張する出願人に優先権を享受する資格があるという、反証を許す推定（rebuttable presumption）が成り立つこと、を判示した審決。

---

[633] Consolidated cases G 0001/22 and G 0002/22（EPO ウェブサイト）
https://link.epo.org/web/case-law-appeals/Communications/G1_22-G%202_22-Decision-of-the-EBA-of-10-October-2023.pdf

[634] Press Communiqué of 10 October 2023 concerning decision G 1/22 and G 2/22 of the Enlarged Board of Appeal（EPO ウェブサイト）
https://www.epo.org/en/law-and-practice/boards-of-appeal/communications/press-communique-10-october-2023-concerning

[635] 欧州特許庁（EPO）審判部、優先権の有効性評価に関する拡大審判部審決を公表（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2023/20231011.pdf

（i）事案の概要

中間審決 T1513/17 及び T2719/19 の併合審理において、技術審判合議体が付託した第 1 の質問は、EPO が優先権を主張する当事者の資格を評価する権限を有するか否かに関するものである。第 2 の質問は、発明者が出願人として米国特許出願を行い、その出願が後の PCT 出願の優先権の基礎出願として使用される場合、PCT 出願において米国を指定した米国出願のみで発明者が出願人とされていたのに対し、PCT 出願において欧州を指定した欧州特許出願では発明者以外の法人の氏名が出願人として記載されるという状況において、PCT 出願の共同出願人のうち、優先権の基礎となる米国特許出願に記載された発明者とは異なる者が、PCT 出願の欧州移行段階において、EPC 第 87 条第 1 項に基づく優先権を有効に援用できるかどうかに関するものである。

付託された質問の基礎となった 2 つの事案において、異議部と審査部はそれぞれ、PCT 出願前に優先権の基礎となる米国特許出願の出願人として名前が挙げられていた発明者全員が、優先権を主張する欧州特許出願の前に、それぞれの出願人に優先権を譲渡したわけではないとして、優先権の主張が無効であると判断した。

（ii）審決要旨

拡大審判部は、以下のように述べた。

拡大審判部は、特許出願およびその後の特許に対する適法な権利としての欧州特許出願を行う権利と、EPC 第 87 条第 1 項の「優先権」としての当該出願の優先日を主張する権利とを区別した。EPC 第 60 条第 3 項に基づけば、EPO は出願人の特許出願の権利を評価する権限を有さない。しかしながら、この規定は、EPC 第 87 条第 1 項の優先権には、直接適用も類推適用もされない。したがって、EPO は出願人の優先権を評価する権限を有する。

拡大審判部によれば、優先権とその移転は、EPC の自律的な法によって決定される問題である。優先権を主張するための形式的な要件が満たされていれば、出願人の優先権は存在すると推定される。この推定が正当化される理由は、(i)当事者は通常、出願が優先権の利益を享受することに利害関係を有すること、(ii)優先権の移転には形式的要件がないこと、(iii)優先権の基礎となる出願の出願人は、例えば、未公表の文書を提供するなどして、優先権を主張する出願人に支援を提供しなければならないことである。この（出願人の優先権は存在するとの）推定は反証を許すものであり、優先権の基礎となる出願の出願人が後の出願（優先権の主張を伴う出願）の出願人と同一でない場合にも、後の出願が PCT 出願であるか否かにかかわらず適用される。

さらに拡大審判部は、この反証を許す推定は、付託された質問 2 に記載された状況にも適用されるとした。そのうえで、PCT 出願の共同出願は、これに反する実質的な示唆がない限り、優先権の共同使用に関する黙示の合意を証明するのに十分であるとの解釈を支持した。

そのうえで、拡大審判部は、付託された質問に以下のように回答した。

1. EPO は、当事者が EPC 第 87 条第 1 項に基づく優先権を主張する権利を有するかどうかを評価する権限を有する。EPC 第 88 条第 1 項および対応する規則に従って優先権を主張する出願人が、優先権を主張する権利を有することは、EPC の自律的な法において、反証を許す推定が成り立つ。

2. この反証を許す推定は、欧州特許出願が PCT 出願から派生している場合、および／または、後の出願の出願人が優先権の基礎となる出願の出願人と同一でない場合にも適用される。PCT 出願が当事者 A 及び B によって共同出願され、(i)当事者 A を 1 つ又は複数の指定国について指定し、当事者 B を 1 つ又は複数の他の指定国について指定し、(ii)当事者 A を出願人として指定した先の

特許出願からの優先権を主張している場合、共同出願は、これに反する実質的な事実表示がない限り、当事者 B が優先権に依拠することを認める当事者 A 及び B 間の合意を意味する。

（4）Legal Board of Appeal (EPO)

① Designation of inventor/DABUS, Designation of inventor/DABUS II, J 0008/20, J 0009/20 decided on December 21, 2021, Legal Board of Appeal (EPO)[636] [637] [638]

2021 年 12 月 21 日審決。DABUS と呼ばれる人工知能システムが出願書類に発明者として指定されていた出願 EP18275163 を拒絶するという EPO 受理部の決定を確認し、1）発明者として「DABUS」を指定し、控訴人が権原承継人として特許を受ける権利を取得することを求めた主請求を認めず、2）発明者として誰も指定せず、自然人である控訴人が AI システム DABUS の所有者であり創造者であることにより、欧州特許を受ける権利を有することを求めた補助請求を拒否した審決。

（i）事案の概要

以下、J0008/20 について記載する。

2018 年 10 月 17 日および 2018 年 11 月 7 日、出願人（以下：控訴人）は EPO に 2 件の欧州特許出願を行い、第 1 出願 EP18275163 は「食品容器」に関するものであり、第 2 出願 EP18275174 は「強化された注意を引くための装置および方法」に関するものであった。いずれの出願も、願書において発明者を指定しておらず、また、被控訴人も発明者を指定する書類を別途提出していなかった。この不備により、受理部は EPC 第 90 条第 3 項および規則第 60 条に基づき、EPC 規則第 60 条第 1 項に定める期限内に EPC 第 81 条および規則第 19 条第 1 項に基づき作成された発明者指定の提出を求める通知を送付した。

控訴人は 2019 年 7 月 24 日、2 通の EPO フォーム 1002 を提出した。いずれの場合も、被控訴人が発明者として「DABUS」と記載し、「発明は人工知能によって自律的に生成された」とのコメントを添えている点で、書式の内容は同じであった。さらに、使用者として特許を受ける権利を取得した旨が記載されていた。控訴人は 2019 年 8 月 2 日、EPO フォーム 1002 を提出し、権原承継人として特許を受ける権利を取得したと述べた。

発明者指定の問題について、口頭審理が行われた。2020 年 1 月 27 日に控訴人に送付された決定により、受理部は EPC 第 90 条第 5 項に従って出願を拒絶した。決定はいずれも以下の 2 つの理由に依拠していた：

a) 発明者として機械を示す指定は、EPC にいう発明者は自然人でなければならないため、EPC 第 81 条および規則第 19 第 1 項の要件を満たしていない；

b)「出願人が使用者として DABUS から欧州特許の権利を取得したことを示す記載」、および「権利の承継を示すこの記載の訂正」は、機械には法人格がないため、EPC 第 60 条第 1 項および第 81 条の要件を満たしていない。したがって、機械は出願人の従業員となることも、出願人に権利を

---

[636] J 0008/20 (Designation of inventor/DABUS) 21-12-2021（EPO ウェブサイト）
https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/j200008eu1

[637] J 0009/20 (Designation of inventor/DABUS II) 21-12-2021（EPO ウェブサイト）
https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/j200009eu1

[638] 欧州特許庁（EPO）審判部、人工知能「DABUS」を発明者とする特許出願の拒絶を確認（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20211221.pdf

移転することもできない。

控訴人は両決定に対して審判請求した。本決定はこれら 2 件の控訴のうち最初のものであり、EP 18275163.6 に関するものである。

控訴人は 2021 年 9 月 14 日付の書簡で補助請求を行った。この補助請求は以下に基づいていた：
- 訂正明細書（「AI システム DABUS による発明の着想に関する情報の提供」）；
- 本発明は「DABUS によって自律的に考案された」ため、発明者として特定された者はおらず、控訴人は「DABUS の所有者であり創作者であることによって」欧州特許を受ける権利を得たとする発明者指定の補正（EPO フォーム 1002）。

審判部における口頭審理において、控訴人は、最終的な要望が以下のとおりであることを確認した：
- 2019 年 8 月 2 日に提出された発明者申述書（主請求）または 2021 年 9 月 14 日に提出された発明者申述書（補助請求）および欧州特許の権利の出所を示す添付書類が EPC の要件を満たしていることを理由に、受理部の決定を破棄し、受理部に審理を差し戻すこと。
- 上記いずれの請求も認められない場合、控訴人は、以下の質問を拡大審判部に付託するよう求めた：
1. 従来の人間の発明者がいない場合に人工知能によってなされた発明（AI が生成した発明）の場合、EPC 第 81 条第 1 文および EPC 規則第 19 条は引き続き適用可能か。
2. その場合、EPC 第 81 条前段及び EPC 規則第 19 条の要件を満たすために、出願人はどのような方法で指定発明者を表示すべきか。

J 0009/20 事件は、出願 EP18275174 に対する受理部の拒絶を理由とするものである。本訴訟において提出された書類および提起された法的問題は、出願 EP18275163 に関する J 0008/20 事件と同一である。第一審審判に対する提出書類も同様である。J 0008/20 事件および本手続で上訴された決定は、いずれも同じ（統合された）口頭審理を経て EPO 受理部が下したものである。口頭審理終了後、審判部は２つの事件について同じ結果を発表した。このような背景から、J 0009/20 の決定は J 0008/20 とほぼ同じである。

（ii）審決要旨

法律審判部は、以下のように述べた。

・主請求について

発明者の指定が EPC 第 81 条第 1 文に準拠していないため、主請求は認められない。EPC の下では、指定発明者は法的能力を有する者でなければならない。これは、EPC が起草された際の単なる仮定ではない。これは、発明者という用語の通常の意味である（例えば、オックスフォード英語辞典を参照：「特定のプロセスや装置を発明した人、または職業として物事を発明する人」、コリンズ英語辞典（Collins Dictionary of the English language）参照：「特に職業として発明する人」）。

要約すると、機械は EPC の意味における発明者ではないため、主請求は EPC に準拠しない。EPC 第 81 条第 2 文に定める要件を検討する必要はない。

・補助請求について

補助請求は、出願が人為的な発明に関するものでない場合、EPC 第 81 条第 1 文は適用されないという主張に依拠している。審判部はこの考え方に同意する。指定に関する規定は、発明者に特定の権利を付与するために作成された。人為的な発明者が特定できない場合、EPC 第 81 条第 1 文の規定が適用されないことは議論の余地がある。

しかし、発明者と出願人が異なる場合は、EPC 第 81 条第 2 文に基づき、欧州特許の権利の出所に関する陳述が必要である。この規定は、発明が人によってなされたか、装置によってなされたかにかかわらず適用される。補助請求書に添付された陳述書によると、被控訴人は機械の所有者及び創作者として欧州特許を受ける権利を得た。この陳述書は、控訴人を EPC 第 60 条第 1 項の範囲に含めるものではない。実際、EPC の意味における発明者の権利承継者となるような法的状況や取引には言及していない。このため、補助請求は、EPC 第 60 条第 1 項と併せ、EPC 第 81 条第 2 文に適合せず、認められない。

・拡大審判部への付託について

控訴人は、EPC 第 81 条第 1 文の適用可能性に関する 2 つの質問を拡大審判部に付託するよう求めた。

EPC 第 112 条に基づき、審判部は、その回答が審判の決定に必要である場合に質問を付託しなければならない。この要件は当該質問については満たされていない。補助要求は、EPC 第 81 条後段により許されず、EPC 第 81 条前段により許されないわけではない。主請求は、EPC 第 81 条前段の要件が本件には適用されないという主張には依拠していない。その代わりに、控訴人は発明者として機械を表示することによってその要件を満たす権利を有するという主張に依拠している。したがって、本請求に関連する唯一の問題は、法的能力を有しない団体が EPC の意味における発明者になれるかどうかということである。上記の理由から、この質問に対する答えは、EPC の平易な文言と指定要件の機能から導かれる。この回答に対して異議を申し立てることができるような、その後の慣行や合意は存在しない。このため、この要請を処理するために付託を行う必要はないと思われる。

従って以下の理由から、審判部は EPC 第 81 条後段の解釈について拡大審判部を職権で関与させる必要はないと判断した。

第 1 に、控訴人が求める付託が、EPC の客観的な目的に抵触し、法の発展的な解釈を必要とする特定の出願人や発明のカテゴリーに対する不平等な扱いの問題を含むとは、審判部は確信していない。

第 2 に、EPC を改正し、現実の問題が存在するかどうかを評価するのは法律家の仕事である。控訴人が提起した問題に対しては、さまざまな解決策が考えられる。可能性のあるアプローチのひとつを理事会が選択することはできない。

２．主要国（イギリス、ドイツ、フランス等）における最近の知財関連注目判決

（1）イギリス

① Unwired Planet International Ltd and another (Respondents) v Huawei Technologies (UK) Co Ltd and another (Appellants) Huawei Technologies Co Ltd and another (Appellants) v Conversant Wireless Licensing SÀRL (Respondent); ZTE Corporation and another (Appellants) v Conversant Wireless Licensing SÀRL (Respondent), [2020] UKSC 37, On appeal from [2018] EWCA Civ

2344 and [2019] EWCA Civ 38(26 August 2020) [639] [640]

2020 年 8 月 26 日判決。Unwired Planet は、Huawei 等のスマートフォンメーカーに対し、英国特許権侵害を主張し提訴した。

Huawei は、英国の訴訟は英国のライセンスのみに関係し、英国の手続きに基づく紛争を解決するために支払われるライセンス料は英国のみを対象とし、グローバルな特許は対象としないと主張したが、英国最高裁はその主張を認めず、Huawei が Unwired Planet の特許を侵害しているとし、差止を認めるとともに、FRAND ライセンスはグローバルである必要があるとの判断を下し、Huawei に対するグローバル FRAND ライセンスレートを決定した。

また、以下の論点についても判断した。

・英国の裁判所は、訴訟対象の英国特許が有効であり、侵害されているかどうかを判断する管轄権、実施者が依拠した契約上の抗弁についても判断する管轄権を有する。

・少なくとも全当事者による合意がない限り、中国の裁判所にはグローバル FRAND ライセンスの条件を決定する管轄権は、現時点では存在しない。

・FRAND の非差別的要件は、別個の要件を考慮するのではなく、単一の統一的な義務を表す。提示されるライセンス条件は、ライセンスに関する SEP の価値が反映されるよう、一切の市場参加者にとって公正な市場価格として一般に利用できるものでなければならない。

・裁判所が FRAND と判断した条件でのライセンスを拒否した実施権者は、裁判所が有効であると判断した英国特許の侵害に対する差止命令を受ける可能性がある。

・差止命令の代替の救済として、損害賠償は適切ではない。

（i）事案の概要

英国最高裁への上告審では、3 件の控訴を取り上げた。第 1 の控訴において、控訴人は、電気通信技術を開発し、他社の技術も導入する中国企業である Huawei Technologies Co Ltd および Huawei（中国）の英国子会社である Huawei Technologies (UK) Co Ltd（以下、総称して「Huawei」）である。被控訴人は、アイルランドと米国でそれぞれ登録されている Unwired Planet International Ltd と Unwired Planet LLC（以下、総称して「Unwired」）である。第 2 および第 3 の控訴において、控訴人はそれぞれ(i)Huawei、(ii)中国企業である ZTE Corporation およびその英国子会社 ZTE（UK）Ltd（総称して「ZTE」）であり、いずれも電気通信および情報技術機器の世界的サプライヤーである ZTE グループの一員である。両訴訟の被控訴人は Conversant Wireless Licensing SÀRL（「Conversant」）で、ルクセンブルグに登記され、米国を拠点とするカナダ企業グループの一員である。これらが併合された。

1）Unwired は、2014 年 3 月 10 日、Huawei、Samsung、Google に対し、6 つの英国特許権の侵害を主張し、その後の侵害を防止するための差止も請求して提訴した（Unwired は、2015 年に Google と、2016 年に Samsung と和解した）。第一審の 2017 年 4 月 5 日の判決（[2017] EWHC 711 (Pat)、後に 2017 年 11 月 30 日に修正を加えて再発行された[2017] EWHC 2988 (Pat)）において、FRAND の合意は英国の裁判所で正当に評価され、執行可能であり、裁判所が FRAND と判断した条件でのライセンスを拒否した実施権者は、裁判所が有効であると判断した英国特許の侵害に対する差止

[639] [2020] UKSC 37 On appeals from: [2018] EWCA Civ 2344 and [2019] EWCA Civ 38 https://www.supremecourt.uk/cases/docs/uksc-2018-0214-judgment.pdf

[640] Oike Library No.53 2021/4 標準必須特許のライセンスに関する英国最高裁判決 https://www.oike-law.gr.jp/wp-content/uploads/OL53-14_wakatake.pdf

命令を受ける可能性があると結論付けた。Huawei が主張した英国のポートフォリオ・ライセンスは FRAND にはならず、Unwired と Huawei との間の FRAND ライセンスはワールドワイド・ライセンスでなければならないとした。Huawei は判決を不服として控訴した。2018 年 10 月 23 日、控訴裁判所（Lord Kitchin, and Floyd and Asplin LJ）は控訴棄却の判決を言い渡した（ [2018] EWCA Civ 2344; [2018] RPC 20.）。

2）Conversant は、2017 年 7 月、Huawei 及び ZTE を提訴し、Conversant は、自ら提案したグローバルライセンスが FRAND であることの宣言、仮にその宣言が得られない場合には、どのような条項が FRAND といえるのかの宣言を求めた。また、補正して有効かつ侵害が認められた英国特許に基づいて、裁判所が FRAND と判断するライセンスを被告らが締結するまで続く差止命令も求めた。Huawei と ZTE は、(a)外国特許の有効性を判断する管轄権の欠如、(b)便宜でない法廷地（forum non conveniens）という理由で、英国裁判所の管轄権に異議を申し立てた。2018 年 4 月 16 日の英国特許裁判所の判決([2018] EWHC 808 (Pat); [2018] RPC 16)では、管轄権に関する異議を棄却し、英国の裁判所は IPR ポリシーに含まれる契約を執行する管轄権を有し、紛争となっているライセンス条件を決定する管轄権を有すると判示した。Huawei と ZTE は、管轄権に関する判決を不服として控訴した。2019 年 1 月 30 日、控訴裁判所は判決を言い渡し、控訴を棄却した([2019] EWCA Civ 38; [2019] RPC 6)。Conversant の最高裁への控訴は、管轄権と不適切な法廷地に関する予備的な問題に関するものである。

（ii）判決要旨

英国最高裁は、以下のように判示した。

・英国裁判所の管轄権：Huawei は、英国の裁判所は、実施者が係争中の外国特許の実施許諾を受けることに同意しない限り、英国特許の侵害に対する差止命令を認める権利を有しない、等の主張をした。上記の理由は、(a)当該外国特許の有効性、及び、(b)当該外国特許が外国の法域における標準の使用における SEP であるとの主張に対して、異議を唱える権利を含む外国の権利を実施者が譲歩しなければならなくなるためである。また、Huawei は、「IPR ポリシーは国際的な特許ポートフォリオを対象としているのではなく、特定の SEP を対象としており、その有効性と侵害が争われる場合には、国内裁判所で立証されなければならない。IPR ポリシーの解釈において重要なことは、ETSI（欧州電気通信標準化機構）が特許ポートフォリオのグローバルライセンスの条件を決定する国際法廷やフォーラムを設立していないことである。このことは、国内裁判所がグローバルライセンスを決定することを認めるような解釈を否定するものである。」と主張した。ZTE は概ねこれらの主張に同意した。

これに対して、英国の裁判所は、以下のように述べた。

a)国内特許の有効性と侵害に関する問題は、特許を付与した国の裁判所の専属管轄権に属し、(b)IPR ポリシーがない場合、英国の裁判所は、外国特許を含む特許ポートフォリオの FRAND ライセンスを決定できないと認識しており、ETSI が IPR ポリシーで定めた契約上の取り決めこそが、裁判所に FRAND ライセンスを決定する管轄権を与えるものである。

最高裁の見解では、この Huawei の主張は実施者の保護に重きを置きすぎ、SEP 権利者に公正かつ十分な報酬を確保しようとする「ホールドアウト」に対する保護を十分に重視していない。IPR ポリシーは、国内市場から実施者を排除する SEP 権利者の権利を削除する一方で、 実施者による譲歩がない場合には、SEP 権利者がその主張する各国の SEP の有効性と侵害を立証することを要求している、という Huawei の主張は、IPR ポリシーが達成しようとするバランスに反している。

また、英国最高裁は、米国、ドイツ、中国、日本、欧州委員会の判断を検討し、英国裁判所のアプローチが他の国の裁判所のものと比較して、大きな違いはないとした。

最終的な分析として、英国裁判所は、訴訟対象の英国特許が有効であり、侵害されているかどうかを判断する管轄権を有し、また、SEP 所有者が ETSI 制度に従って行った取消不能の契約の意味と効果に対して、実施者が依拠した契約上の抗弁についても判断する管轄権を有する、とした。

・便宜でない法廷地：フォーラム・コンビニエンス（裁判地の便宜）を理由とする裁判地に対する異議申立では、異議申立人は、紛争を判断する裁判権を有する他の裁判地を特定する必要がある。管轄区域外での裁判を許可する必要があり、イングランドがより適切な裁判地であることを示す責任が請求人に移る場合であっても、必要な管轄権を有する他の裁判地候補が存在する必要がある。本件では、控訴人らが提示している候補は中国だけである。

広範な専門家による証拠を聴取した結果、英国最高裁は、中国の裁判所は、少なくとも全ての当事者が合意していない限り、現時点ではグローバルな FRAND ライセンスの条件を決定する管轄権を有していないと判断した。仮にそのような合意があったとしても、中国の裁判所がその行使に乗り出すという見込みは推測の域を出ないとした。

Huawei は控訴裁判所において、グローバルな FRAND の問題は、英国特許侵害の請求に関する英国での判断の前に、まず中国で判断される可能性があり、従って、中国で判断されるべきであると主張した。これらの主張について控訴審では、第一に、中国での係属中の訴訟では Conversant の中国特許の FRAND ライセンス条件を決定することのみを求めており、英国特許の使用にも及ぶグローバルライセンスは求めていないこと、第二に、Conversant のポートフォリオの老朽化により、これ以上の遅延は許されないことという理由から、却下された。最高裁判所は、控訴裁判所の判断に非はないと考えた。更に、中国の裁判所がグローバルな FRAND ライセンスを決定する可能性があるという見込みは、推測の域を出ないと結論付けた。

・非差別要件：非差別義務について英国最高裁は、ETSI の IPR ポリシーの文言、当該 IPR ポリシーが最恵待遇ライセンス条項を採用しなかった経緯等を検討した。Huawei の主張は、非差別要件は、SEP 所有者が、同様に位置するすべてのライセンシーに最も有利なライセンス条件と同等のライセンス条件を付与することであった。これに対して第 1 審は、FRAND の約束における非差別要素は「強硬な」ものではなく、「一般的な」ものであるとした。即ち、Huawei に提供されるライセンスのロイヤルティ料率は、ライセンシーにとって最も有利である Samsung のライセンスのロイヤルティ料率を参照して固定されるべきことを要求するものではない。これに基づき、裁判官は、Huawei に提示されたワールドワイド・ライセンスは非差別的要件であると判断した。控訴裁判所もこれに同意した。最高裁も結論として、Unwired の主張を支持し、Huawei の主張を認めなかった。

・EU 競争法（欧州連合の機能に関する条約：TFEU）違反：英国最高裁は、CJEU の判断を正しく解釈しているとして、下級審の判断を支持した。侵害疑義者との通知や事前の協議なしに「禁止差止命令の訴え」を提起することは、CJEU 判決に示されているように、TFEU 第 102 条の侵害になる。SEP の所有者は、第 102 条を侵害することなく訴訟を提起することはできない。しかしながら、要求される通知／協議の性質は事案の状況に依存しなければならないという点を考慮し、「裁判所が FRAND と判断した条件でのライセンスを拒否した実施権者は、裁判所が有効であると判断した英国特許の侵害に対する差止命令を受ける可能性がある。」という第 1 審及び控訴裁判所の意見に同意した。また、英国最高裁は、欧州委員会が 2017 年 11 月 29 日付で欧州議会、欧州理事会、欧州社会経済委員会に宛てた通信（COM (2017) 712 final）に続き、SEP に対する欧州のア

プローチを示したことに言及した。CJEU のスキームは、事前の警告により、善意の技術利用者に対する不意の差止請求を防止する一方で、SEP 権利者が支配的地位の濫用の評価を受けずに差止請求を行えるための助けとなるものであり、SEP 権利者の知的財産権及びその技術の善意の利用者の利益の保護を図っていることから、このような考え方が、個別ケースへの対応の柔軟性につながることを指摘した。

・禁止差止を命じる衡平法上の管轄権：Huawei は、仮に同社が請求人らの英国 SEP を侵害しており、請求人らは、裁判所が FRAND と認定した条件でのライセンスを提供する意思があるとしても、裁判所は請求人らの特許侵害の継続を防止するための差止命令を与えるべきではないと主張した。英国 SEP の遵守に対する請求人の唯一の利益は合理的なロイヤルティを得ることであり、その利益は差止命令に代わる損害賠償の裁定によって完全に認められるため、侵害された各英国特許のライセンスについて合理的に合意されるであろうロイヤルティに基づく裁定が適切かつ比例的な救済策であると主張した。しかしながら本件では、下級裁判所は差止命令の代わりに損害賠償を裁定する可能性を検討するよう求められていないことから、英国最高裁は、第 1 審が認め控訴裁判所が支持した差止命令の代わりに、損害賠償の裁定を適切に下すことができる根拠があるとは思われない、とした。理由として、以下の点を挙げた。

第 1 に、差止命令の脅しは、請求者が法外な手数料を請求したり、交渉で不当な影響力を行使したりするための手段として用いることはできない。というのも、裁判所が公正かつ合理的で非差別的であると納得する条件で特許の実施許諾を申し出ない限り、権利を行使できないからである。

第 2 に、グローバルな標準必須特許権の侵害について、その救済が金銭的なものに限られるとすれば、必須特許権者は、あらゆる国で訴訟を提起する必要があり、そのコストは膨大なものとなるところ、実施者側は、その損害賠償請求による支払を命じられるまで支払をしないと考えるであろう（所謂ホールドアウトの問題）。

② Thaler v Comptroller General of Patents Trade Marks And Designs [2021] EWCA Civ 1374 (21 September 2021)[641] [642] [643]

2021 年 9 月 21 日判決。英国の 1997 年特許法（以下「英国特許法」という。）の意味において発明者は人（person）である旨を結論付けた判決。

この控訴院判決は上告されたが、2023 年 12 月 20 日、英国最高裁は全会一致で上告を棄却した。規則第 10 条 3 項に規定された 16 ヶ月の期間が満了した時点で、特許出願は取り下げられたものとみなされると判断した控訴院の判断は正しかったとした[644] [645]。

---

[641] [2021] EWCA Civ 1374, England and Wales Court of Appeal (Civil Division) Decisions https://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2021/1374.html

[642] AI と知的財産に関する英国高等法院及び英国知的財産庁の動向（JETRO ウェブサイト）https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2020/20200925.pdf

[643] 英国控訴院、AI「DABUS」を発明者とする特許出願について判決（JETRO ウェブサイト）https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210923.pdf

[644] 2023 UKSC 49 On Appeal From: [2021] EWCA 1374 (UK Supreme court, Press summary) https://www.supremecourt.uk/cases/docs/uksc-2021-0201-press-summary.pdf

[645] 英国最高裁判所、AI「DABUS」を発明者とする特許出願について判決（JETRO ウェブサイト）https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2024/20240108.pdf

（i）事案の概要

AI マシン「DABUS」を発明者とする英国特許出願（GB1816909.4 及び GB1818161.0）について、英国知的財産庁（UKIPO）は、「AI マシンのような人間以外の発明者は、法の下での発明者とみなされるのか」、「本来は発明者に帰属する特許を受ける権利は、いかにして出願人に移転されるのか（すなわち、出願人は、単に当該出願人が DABUS の所有者であるという理由で、DABUS に優先して特許を出願する資格を有するのか）」という観点から検討し、以下の理由により、当該出願は、規定された期間の満了時に、第 13 条の方式要件を満たさないために取り下げられたものとみなされることになる旨を決定した。

＜英国知的財産庁（UKIPO）の判断＞

発明者について「person（人）」であるとする法律及び規則における言及は「human person（人間）」を意味し、AIマシンを発明者とすることは第13条第2項（a）に基づく要件を満たさない。

機械は法人格を有さず、財産を所有することができないことを考慮すると、単に AI マシンを所有していることをもって AI マシンから出願人に財産権を移転することはできない。したがって、第 13 条第 2 項（b）の要件も満たさない。

出願人は、当該決定を不服として英国高等法院（特許裁判所）に出訴した。英国高等法院は、2020 年 9 月 21 日に「DABUS」は、単に a person（人）ではないという理由から、1997 年特許法の意味における発明者ではないので、発明者になることはできないとし、上記 UKIPO の決定に対する上訴を棄却（UKIPO の決定を支持）する旨の判決を行った。出願人は、当該判決を不服として英国控訴院に控訴した。

＜英国高等法院の判断＞

DABUSは、単に人（a person）ではないという理由から、英国特許法の意味における発明者ではない。また、出願人である Thaler 博士は特許を付与される権利を立証していない。よって、英国特許法第 13 条に関して提起された上訴は棄却されなければならない。

（ii）判決要旨

第 1 に、DABUS は 1977 年特許法にいう「発明者」に該当するかとの問題については、1977 年法を体系的に解釈すれば、「発明者」になれるのは人だけであることは明らかである。

第２に、出願人である Thaler 博士は発明に関して特許を申請する権利があるのかとの問題については、Thaler 博士が主張するように、既存の有形財産によって生み出された新しい無形財産が有形財産の所有者の財産であるという法規則は存在せず、また、機械によって生み出された発明の第 7 条第 2 項(b)が意図する財産が機械の所有者の財産であるという規則も存在しない。従って、DABUS が発明を行ったという前提に立てば、Thaler 博士には発明に関して特許を出願する権利はないとした UKIPO と英国高等法院の判断は正しい。

最後に、1977 年法第 13 条第 2 項により、申請は取り下げられたとみなされるとした判断は正しかったかとの問題については、Thaler 博士は第 13 条第 2 項(a)が要求する「発明者または発明者と思われる者」を特定していない。また、Thaler 博士は「特許を受ける権利の由来」を特定することもしなかった。彼は単に、自分が DABUS を所有していれば十分だと主張しただけである。法律上、それは誤りである。その結果、Thaler 博士は提出したフォーム 7 の表面上、第 13 条第 2 項が規定するいずれの要件も満たしておらず、必然的に申請は取り下げられたものとみなされる。これは、1) 発明者は人でなければならず、2) 発明者でない出願人は、少なくとも原則として、その発明に関して特許を出願する資格を見出すことができなければならない、という法定要件を実現するものである。出願が 2 つの重要な法定要件を満たしていないことを考慮すると、出願を許可すること

はできない。

③ SANDOZ LIMITED v BRISTOL-MYERS SQUIBB HOLDINGS IRELAND UNLIMITED COMPANYEWCA, (And, TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LIMITED and TEVA UK LIMITED v BRISTOL-MYERS SQUIBB HOLDINGS IRELAND UNLIMITED COMPANY) [2023] EWCA Civ 472 (May 4, 2023)[646]

2023 年 5 月 4 日判決。本件は妥当性（plausibility）に焦点を当てたものである。控訴審において考慮された重要な点は、特許が潜在的な有用性の主張とともに単一の化合物およびその合成方法をクレームする場合、明細書において有用性が（その主張が明らかに推測的であったり間違っていない限り）もっともらしい（plausible）とされる必要があるかどうかという点であった。控訴審は、妥当性に関する EPO 拡大審判部の G2/21 審決も考慮した。そのうえで、単に化合物を特定するだけでは発明とは言えず、重要なのはその化合物の用途が特定されることであり、技術的貢献は、技術常識との組み合わせにより、出願時の明細書の開示に基づき、もっともらしい（plausible）ものでなければならない、と判示した。これは G2/21 で承認されたアプローチと一致している。

尚、同一の製品及び特許に関する争いは英国以外の国でも行われており、欧州では、G2/21 審決と前後して、スイス（特許無効訴訟：第 1 審審理中[647]）、オランダ（特許侵害訴訟：控訴審 2023 年 8 月 15 日判決[648] [649]：特許権者勝訴）、アイルランド（特許侵害訴訟：控訴審 2023 年 6 月 29 日判決[650] [651]：特許権者勝訴）、フランス（特許無効訴訟：第 1 審 2023 年 6 月 8 日判決[652]：特許権者勝訴）、ノルウェー（特許無効訴訟：第 1 審 2023 年 5 月 22 日判決[653]：特許権者勝訴）、スウェーデン（特許無効訴訟：第 1 審 2022 年 11 月 2 日判決[654]：特許権者勝訴）、ポルトガル（特許侵害訴訟：最高裁 2022 年 9 月 15 日判決[655] [656]：特許権者勝訴、下級審へ差戻し）で特許侵害訴訟や特許無効訴訟が起きている。

---

646 [2023] EWCA Civ 472, England and Wales Court of Appeal (Civil Division) Decisions https://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2023/472.html

647 Mepha Pharma AG v Bristol-Myers Squibb Holdings Ireland Unlimited Company (Bundespatentgerichts, ch-bu-O2022_007)

648 Bristol-Meyers Squibb Holdings Ireland Limited Company v Sandoz B.V., Centrafarm B.V., Centrafarm Services B.V., Centrafarm Nederland B.V., Stada Service Holding B.V (Gerechtshof 's Gravenhage, 200.327.532/01 en 200.328.173/01)

649 Gerechtshof oordeelt dat de voorzieningenrechter de uitspraak G2/21 verkeerd heeft uitgelegd
Lees meer op: https://www.ie-forum.nl/artikelen/gerechtshof-oordeelt-dat-de-voorzieningenrechter-de-uitspraak-g2-21-verkeerd-heeft-uitgelegd（Uitgeverij deLex ウェブサイト）
https://www.ie-forum.nl/artikelen/gerechtshof-oordeelt-dat-de-voorzieningenrechter-de-uitspraak-g2-21-verkeerd-heeft-uitgelegd

650 Bristol-Myers Squibb Holdings Ireland Unlimited Company v Norton (Waterford) Limited T/A Teva Pharmaceuticals Ireland (Irish Court of Appeal, [2023] IECA 173)

651 Bristol-Myers Holdings Ireland Unlimited Company v Norton（Waterford) Ltd (vLex Ireland ウェブサイト）
https://ie.vlex.com/vid/bristol-myers-holdings-ireland-936740581

652 S.A.S. TEVA SANTE v BRISTOL-MYERS SQUIBB HOLDINGS IRELAND UNLIMITED CO MPANY (TRIBUNAL JUDICIAIRE DE PARIS,N° RG 21/12727)

653 Teva Norway AS, Teva Pharmaceutical Industries Ltd. V Bristol-Myers Squibb Holdings Ireland Unlimited Company (OSLO TINGRETT, no-22-083997TVI-TOSL-03)

654 Teva Sweden Aktiebolag v Bristol-Myers Squibb Holdings Ireland Unlimited Company (STOCKHOLMS TINGSRÄTT Patent- och marknadsdomstolen, se-pmt-9987-21)

655 Bristol-Myers Squibb Holdings Ireland Unlimited Company, Swords Laboratories, and Bristol-Myers Squibb Farmaceutica Portuguesa, S.A. v Sandoz, B.V. and Sandoz Farmaceutica, Lda.(Supremo Tribunal de Justi^a, 358/20.5YHLSB.L1.S1 SJ20220915358/20.5YHLSB.L1.S1)

656 Acordão de 2022-09-15 (Processo nº 358/20.5YHLSB.L1.S1), de 15 de setembro（Diário da República Portuguesa ウェブサイト）
https://diariodarepublica.pt/dr/detalhe/acordao/358-2022-209343775

（i）事案の概要

被告(BRISTOL-MYERS SQUIBB HOLDINGS IRELAND UNLIMITED COMPANY。以下「BMS」)は、「第 Xa 因子阻害剤としてのラクタム含有化合物およびその誘導体」と題する欧州特許（英国）第 1427415 号（以下「本特許」）の所有者であり、2022 年 9 月 16 日に失効し、2026 年 5 月 19 日に失効する本特許に基づく英国 SPC/GB11/042 号（補充的保護証明書。以下「SPC」）の所有者である。特許請求の範囲は、2011 年 5 月 20 日に付与された販売許可に基づき BMS 社が Eliquis の商標で販売している apixaban と呼ばれる化合物に関するもので、血栓塞栓症の治療に使用される。原告（SANDOZ LIMITED。以下「Sandoz」および TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LIMITED and TEVA UK LIMITED。以下「Teva」）は本特許が無効であり、したがって SPC も無効であると主張した。apixaban の治療における使用は、第 Xa 因子阻害剤としての活性に依存する。

その後、apixaban が強力な第 Xa 因子阻害剤であり、血栓塞栓症に有用な治療薬であることが証明されたことは争点とならないが、原告は、明細書では apixaban が有用な第 Xa 因子阻害活性を有するともっともらしく説明されていなかったため、本特許は無効であると主張している。もっともらしいことが要求される場合は、WO 03/026652（以下「本出願」）として発行された本特許の出願を参照して検証されるべきであるというのが一般的な見解であるが、もしもっともらしいことが本特許にのみ記載され、本出願には記載されていないことから生じるのであれば、本特許は新規事項の追加により無効となる。

原告は、もっともらしさの欠如により、クレームされた発明は当技術分野への技術的貢献がなく、従って進歩性を欠き、開示も不十分であると主張している。この問題を進歩性の問題と見るか、開示十分性の問題と見るかは結果に影響を与えないというのが一般的な見解である。

英国高等法院は、特許は無効であるとした。BMS は控訴した。

（ii）判決要旨

BMS の上告理由は、判決が誤りであると BMS が主張する点を簡潔に特定するものではなかった。さらに悪いことに、原告は BMS の骨子弁論から、BMS は控訴理由で予見されていない主張を展開していることを察知した。この立場を正すため、裁判所は BMS にその根拠を修正するよう指示した。これに対し、BMS は修正控訴理由を提出した。その控訴理由はそのような主張を展開しているようには見えなかったが、口頭弁論により、BMS の控訴理由は以下のように要約できると思われる：

１．単一の化合物に対するクレームの場合、その化合物が有用であることを明細書がもっともらしく説明する必要はないため、原審は法律上の誤りを犯した。明細書には、化合物の構造と合成方法が開示され、化合物の潜在的な有用性の主張が含まれていれば十分である。

２．原審は、少数派の主張する基準を適用するか、多数派の基準をより厳格に適用すべきであったのに、Warner-Lambert 判決において多数派が示したもっともらしいという基準を適用したため、法律上の誤りを犯した。

３．原審は、クレームされた化合物の効能を試験することを当業者に促し、そのために当業者が実施でき、実施すればその化合物がクレームされた効能を有する可能性が高いことを確認できる簡単な試験を特定するには、明細書だけでは不十分であると誤って判断したため、法律上の誤りを犯した。

４．原審は、クレームされた発明が「パテント・バーゲン」を満たしているかどうかを立ち戻って検討することを怠ったため、法律上または原則上の誤りを犯した。

５．apixaban が第 Xa 因子に対してナノモル Ki を有すること、または（技術常識に関する裁判官の認定からすると同じことになるが）治療用に適した Ki を有することが本出願明細書に暗黙のうちに開示されていたと判断すべきであったため、原審は原則を誤った。
６．明細書 170 ページの 28-32 行目と実施例 18 を合わせて考慮して、apixaban が効果的な第 Xa 因子阻害剤であることをもっともらしく示すものではないとした原判決は誤りである。
これらの根拠を検討する前に、BMS は、本特許の請求項 1 に記載された発明は進歩性を伴うものであり、本願発明によって解決された技術的課題及び技術的貢献は単に新規化合物の同定に過ぎないとして、本願発明が十分に開示されていたとは主張していないことに留意することが重要である。これに対し、BMS は、apixaban が有効な第 Xa 因子阻害剤であることが後に確認されていることから、クレームされた発明には進歩性があり、十分な開示がなされたと主張している。
・理由 1～4 について
これらの理由は本質的に代替的な主張であるため、一緒に検討することができる。ここでの出発点は、Warner-Lambert 判決での多数意見が、少なくとも第二の医療用途に対するクレームが関係する場合には当裁判所を拘束するものであることは共通認識であるという点と、そのような場合において、Warner-Lambert から逸脱することにより、G 2/21 が当裁判所を正当化する、とは、BMS は主張していないという点である。しかし、同様に、本特許のクレーム 1 は単一の化合物に対するクレームであるため、Warner-Lambert 判決と本件との間に事実上の相違があることは共通認識である。問題は、この事実上の相違が、BMS が主張するように、本件が Warner-Lambert 判決と法的に区別可能であることを意味するかどうかである。

その答えは No である。基礎となる原則は、単一の化合物に対するクレームにも、化合物のクラスに対するクレームや第 2 医療用途のクレームにも適用可能である。その基本原則は、特許の独占範囲は特許権者の技術的貢献によって正当化されなければならないということである。これは、クレームの範囲が広かろうと狭かろうと変わらない。したがって、進歩性を検討する際には、クレームされた発明がどのような技術的課題を解決するのかを検討する必要がある。発明が技術的課題を解決することが妥当でない場合、特許権者は技術的貢献をしておらず、発明は進歩性を伴わない。同様に、不十分さを検討する際には、明細書がクレームされた発明を十分に開示しているかどうかを検討する必要がある。発明が技術的課題を解決することが妥当でない場合、特許権者は技術的貢献をしておらず、明細書は発明を開示していないことになる。従って、単一の化学化合物に対するクレームが特許性を有するためには、当業者の一般的な知識に照らして明細書を読んだ場合に、その化合物が主張する有用性を有することを、当該特許出願がもっともらしく説明しなければならない。さらに、クレームに化合物の使用が技術的特徴として盛り込まれているかどうか、という点と、クレームが単に化合物それ自体に対するものであり、有用性の主張は明細書にのみ記載されているかどうか、という点についての違いはない。というのも、新しい化合物を特定するだけでは発明にはならず、発明はその有用性を特定した場合にのみ存在し得るからである。

本件が Warner-Lambert 判決と区別できないことを考慮すると、クレームされた発明が進歩性を含み、十分に開示されているかどうかを判断する際には、もっともらしいという基準を適用しなければならないことになる。裁判所は理由 1 を却下する。

また、適用されるべき妥当性の基準は、Warner-Lambert 事件で多数意見により採用された基準であり、少数意見が支持した基準ではないということになる。多数意見が採用した基準は「住友」事件で特定された「ab initio plausibility（当初からもっともらしいこと）」テストに相当し、少数

派が支持する基準は「ab initio implausibility（当初からありえないこと）」テストに相当すると言ってよい。拡大審判部が採用した調和的アプローチは、「ab initio plausibility」と「ab initio implusibility」という言葉を避けながらも、実質的な問題としては、後者よりも前者に近いように思われる。それはともかく、すでに述べたように、Warner-Lambert から逸脱することにより、G 2/21 が当裁判所を正当化する、とは、BMS は主張していない。従って、裁判所は理由 2 を却下する。

適用されるべき妥当性の基準は、当業者がクレームされた製品の有効性を確認するために明細書中で特定された簡単な試験を実施することを促すだけでは不十分である。（出願後の）後続のデータは明細書における十分な開示の代わりにはなり得ない。したがって、裁判所は理由 3 を却下する。

最後に、原審が評価の最後に、クレームされた発明が「パテントバーゲン」を満たしているかどうかを立ち戻って検討すべきだったという BMS の主張を支持するものはない。また、もし原審がそうしていれば、異なる結論に達したと考える理由もない。パテント・バーゲンを満たすには、明細書に十分な開示が必要である。したがって、裁判所は理由 4 を却下する。

もっともらしさの評価に対する原審のアプローチには、法律上も原則上も誤りはなかったと結論づける。原審は Warner-Lambert 判決を適用したが、その判断は正しかった。

・理由 5 について

原告は、本訴訟は原審では争われていない新たな争点を提起するものであり、控訴審で新たな争点を提起する許可を与えられるべきではないと主張している。被告 BMS は、新しい争点であることを否定した。また、仮に新しい争点であったとしても、BMS は控訴審でそれを主張することを許可されるべきであると主張しなかった。判事の見解は、BMS は、特許出願において apixaban がナノモル Ki を有することを暗黙のうちに開示していたという主張を、公判で行っていないというものであった。裁判所は、原審の見解は明らかに正しく、これは新しい争点であると考える。上述したように、BMS の訴えのもっともらしさに関する陳述は、技術常識に基づいて本出願を読んだ当業者が、apixaban（または本発明の化合物）がナノモル Ki を有することが試験され、発見されたことを（明示的であろうと暗黙的であろうと）開示していると本出願を解釈することを主張するものではなかった。BMS はそのような証拠を提出したり、原告の証人にそのような提案をしたり、提出書類でそのようなケースを提唱したりはしなかった。その代わり、BMS が公判で主張したのは、当該特許出願において、apixaban が試験され Ki が 10μM 未満であることが判明したことが黙示的に開示された、ということであった。

いずれにせよこの理由は、BMS を支持できない。以下に説明する理由により、本出願が apixaban を試験して＜10μM の Ki を有することを黙示的に開示していなかったとすれば、本出願が apixaban を試験してナノモルの Ki を有することを黙示的に開示していなかったことになる。

・理由 6 について

理由 6 は、もっともらしいという裁判官の評価が間違っていたという、はっきりとした主張である。しかし、もっともらしさには多要素の評価が含まれる。原審が法律または原則に誤りを犯した場合にのみ、当裁判所が介入することが正当化されるということになる。BMS は特許明細書に記載された実施例 18 を含む、以下の記述に集中して主張した。

「本出願では、188 ページ 27 行目から 298 ページ 7 行目にかけて、特定の化合物の合成例を 140 例示しているが、特性データは 110 例についてのみ報告されている。実施例 18（220 頁 1 行目～222 頁 30 行目）は apixaban である。最終反応生成物をクロマトグラフィーで精製し、3.5g の固体

を得た。最初の再結晶で 2.5g の apixaban を得た。2 回目の再結晶でさらに 0.57g が得られ、総収量は 3.07g（68%）であった。」

BMS は、他の実施例で報告されているよりもはるかに多くの apixaban が製造されたこと、他の実施例とは異なり 2 回目の再結晶工程が行われたことを強調した。

しかしながら問題は、特許権者が 3g の apixaban を製造した理由を当業者がどう考えるかであり、本出願明細書にその説明はない。BMS は、当業者であれば、初期の結果が良好であったため、特許権者が化合物の研究を前進させたかったからだと推測するだろうと主張した。この主張の問題点は、裁判官が専門家証拠に基づいて、実施例 18 を読んだ当業者は、そのような説明もあり得るが、特許権者がこれほど大量の apixaban を製造した理由は他にも考えられると考えるであろうとの認定を行った、との主張だった点である。BMS は、技術常識と本出願明細書に基づいて当業者が思いつくであろう他の可能な理由の存在に関する裁判官の認定が、証拠に照らして明らかになっていない、とは主張しなかった。当然、当業者は BMS 社が主張するような推論を行うことはなかった、ということになる。BMS の主張は、特許権者が実施例 18 で報告された apixaban の合成に先行して合成を行ったことを前提としているが、本出願にはそのような示唆はないことを付言する。

BMS はまた、原審は実施例 18 で行われた 2 回目の再結晶を考慮していないと主張した。原審がこのことに触れていないのは事実であるが、それは BMS にとって何の助けにもならない。実施例 18 から明らかなように、再結晶の追加工程は収率を上げるために行われたものである。したがって、他のどの化合物よりもはるかに多量の apixaban が製造されたという開示には何の意味もない。従って、原審は実施例 18 の重要性の評価に誤りはなかったことになる。実際、当裁判所も同意する。

BMS の最後の主張は、裁判官は 170 頁 28 行目から 32 行目の箇所と実施例 18 の複合的効果を考慮しなかったというものであった。この主張は 2 つの理由から成り立たない。第一に、原審は BMS が依拠した点の累積的効果を明確に考慮し、全体の効果は部分の効果の合計より大きくないと判断している。第二に、本出願の 170 ページ 28 行目から 32 行目に簡潔に要約されている以下の試験結果の記載と、apixaban を結びつけるものは何もない。

「上記のアッセイで試験された化合物は、＜10μM の Ki を示せば活性があるとみなされる。本発明の好ましい化合物は＜1μM の Ki を有する。より好ましい本発明の化合物は、＜0.1μM の Ki を有する。本発明のさらに好ましい化合物は、<0.01μM の Ki を有する。さらに好ましい本発明の化合物は、＜0.001μM の Ki を有する。上述の方法論を用いると、多数の本発明の化合物が<10μM の Ki を示すことが見出され、それによって本発明の化合物の有効な Xa 阻害剤としての有用性が確認された。」

apixaban は試験された化合物の一つであったかもしれないが、そうでなかったかもしれない。本出願ではどの化合物が試験されたのか特定されておらず、実際に得られた結果も明らかにされていないため、わからないのである。したがって、本出願は、apixaban が試験され、＜10μM の Ki（ナノモル Ki は言うに及ばず）を有することが判明したことを明示的にも黙示的にも開示していない。apixaban の構造などに基づく理論や明細書のデータがない以上、apixaban が第 Xa 因子阻害剤であり、ましてや治療に有用な十分な効力を有する第 Xa 因子阻害剤であるという主張を裏付けるものは、本出願明細書には存在しない。本出願明細書は、その主張が真実であると証明される合理的な見込みがあると当業者が考える理由を何ら与えていないため、その主張はもっともらしくない。従って、特許請求の範囲 1 に記載された発明は当業者にとって技術的貢献はない。その

後、BMS が主張の根拠を証明し、クレームを apixaban に限定したことは無関係である。
上記の理由により、本訴を棄却する。

（2）ドイツ

① Bundesgerichtshof (German Federal Supreme Court), no KZR 36/17-Sisvel v Haier (5 May 2020)[657] [658]

2020 年 5 月 5 日判決。Huawei 対 ZTE 事件の 2015 年 7 月に下された判決（Huawei 判決）における欧州司法裁判所（CJEU）の判断を受け、ドイツ最高裁判所は、以下のように判示した。

・SEP 保有者が、侵害請求訴訟を提起する前に係争特許の侵害使用について実施者に対して通知義務を負い、実施者が FRAND 条件にてライセンスを取得する必要があるか否かを検討できるよう、裁判手続きの開始前に実施者に対して特許の使用についての情報を提供しなければならない。侵害の技術的かつ法的分析についての詳細は必要なく、実務上使用されるクレームチャートも必須ではない。

・実施者は、権利侵害の通知に対して、ライセンス契約締結を検討する意思を示したり、ライセンス取得の是非及びその条件についての協議に入る意思を示したりするだけでは不十分であり、SEP 保有者とのライセンス契約を締結する意思について、「明確に」かつ「疑義の生じないよう」宣言しなければならない。

・係争特許が GPRS 規格に必須であり、侵害を受けていると判断し、Haier に対する侵害訴訟を開始することによって、Sisvel が EU 競争法（TFEU）第 102 条違反により支配的市場地位を濫用したとはいえない。特許権者が支配的な市場地位を有するとしても、SEP の実施者に対してライセンスを与える義務はない。

(i) 事案の概要

被告 Haier は、中国に本社を置く Haier group のドイツ及びフランスの子会社である。Haier グループは、とりわけ、GPRS 規格に適合した電子機器の製造及びマーケティングを行なっている。

原告 Sisvel は 2012 年 12 月 20 日付の書簡および 2013 年からの 2 通の被告親会社宛書簡において、Sisvel の特許を公開番号などで特定し、親会社のグループ会社が携帯電話を製造・販売することにより Sisvel の特許を侵害しているなどと述べた。更に Sisvel は、FRAND 条件でのライセンスを提供することも示した。

Sisvel は、2013 年 4 月 10 日、ETSI に対し、原告特許を公正、合理的かつ非差別的（以下「FRAND」という。）の条件で原告特許を実施許諾する用意があることを明らかにした。

2013 年 8 月及び 11 月に、Sisvel は、Haier China に対し、自社のライセンスプログラムに関する情報を記した追加の書簡を送付した。Haier China は、2013 年 12 月のみ、Sisvel に対して回答し、Sisvel と正式な交渉を行うことを望んでいる旨を明示すると共に、これまでのやりとりで Sisvel が提示した割引の可能性に関する情報の提供を求めた。

2014 年 8 月、Sisvel は、Haier に対してライセンスの申出を行ったが、この申出は、2014 年 9 月

[657] KZR 36/17（ドイツ連邦司法裁判所ウェブサイト）
https://juris.bundesgerichtshof.de/cgi-bin/rechtsprechung/document.py?Gericht=bgh&Art=en&az=KZR%2036/17&nr=107755

[658] Sisvel v Haier, Federal Court of Justice (Bundesgerichtshof)（4iP Council ウェブサイト）
https://caselaw.4ipcouncil.com/jp/german-court-decisions/federal-court-of-justice-bgh/sisvel-v-haier-federal-court-justice-bundesgerichtshof

に拒絶された。その直後、Sisvel は、Haier に対し、GPRS 規格に従い、データ送信技術を対象とした SEP に基づき、デュッセルドルフの地方裁判所（本地方裁判所）に特許権侵害訴訟を申し立てた。これに対応して、Haier は、2015 年 3 月に、係争特許の無効の訴えを求め、ドイツ連邦特許裁判所に訴訟を提起した。

2015 年 11 月 3 日に、本地方裁判所は、Haier に対して差止命令を出した。本地方裁判所はまた、侵害製品のリコール及び破棄を命じた。さらに本地方裁判所は、実体的事項に関する Haier の損害賠償責任を認めると共に、Haier に対して、Sisvel に対する侵害製品の販売にかかわる完全かつ詳細な会計書類の提示を命じた。

Haier は、この決定を上訴すると共に、本地方裁判所により下された差止命令の執行の停止を命じるよう、デュッセルドルフ高等裁判所（Higher District Court of Duesseldorf）（本控訴裁判所）に要請した。

控訴手続きにおいて、Haier は、とりわけ、Sisvel が侵害訴訟を提起した後の、Huawei 対 ZTE 事件の Huawei 判決において、欧州司法裁判所（CJEU）が SEP 保有者に示した行動要件について、本地方裁判所が、これを適切に考慮しなかった旨を主張した。 本控訴裁判所での手続き中、2016 年 1 月 16 日に、Haier はさらに、ドイツの裁判所が係争特許の有効性及び侵害性を最終的に認めた場合のみ、Sisvel から FRAND ライセンスを受けるつもりであることを宣言した。2016 年 3 月 23 日に、Haier は、Sisvel に別の書簡を送り、状況が何も変わっていないことを示し、Sisvel の全ての特許に関するクレームチャート及びロイヤルティの算定についての追加の情報を要請した。2016 年 12 月、Sisvel は、Haier に対して新たなライセンスの申出を行ったが、この申出はまた拒絶された。2017 年 3 月 30 日付の判決により、本控訴裁判所は、Haier の控訴を部分的に認めた。本控訴裁判所は、実体的事項に関する Haier の損害賠償責任及び会計書類の提示義務を確認した。しかしながら、本上訴裁判所は、Haier が侵害製品のリコール及び破棄についていかなる義務も負うものではないと判断した。Sisvel が、特に Haier に対して FRAND ライセンスの申出を行わなかったことにより、Huawei 判決に基づく自らの義務を遵守しなかったという理由である。本上訴裁判所は、両当事者が本件については和解することに合意したため、差止命令による救済の請求について決定を下す必要はなかった。係争特許が 2016 年 9 月に満了となるからである。Sisvel は、本控訴裁判所の決定に対して不服申し立てを行った。

2017 年 10 月、ドイツ連邦特許裁判所は、係争特許の一部のクレームを減縮したが、それ以外はその有効性を確認した。2020 年 3 月、ドイツ最高裁判所は、ドイツ連邦特許裁判所の決定を確認した。

（ii）判決要旨

最高裁は控訴審の判決を破棄した。Sisvel の損害賠償請求、情報提供および口座開設の請求については、一審地裁の判決が確定した。Sisvel の侵害製品の回収・廃棄請求は、2016 年 9 月の訴訟特許満了までに Haier が保有していた、または生産・納品された製品に限定された。差し止めによる救済を求める Sisvel の請求は、訴訟中の特許が失効した後、控訴裁判所での審理中に取り下げられたため、裁判所の判決の対象とはならなかった。

最高裁は、提訴された特許は GPRS 規格に不可欠なものであり、侵害にあたると判断した。さらに、Sisvel が支配的市場地位にあると認めたが、控訴裁判所とは異なり、Haier に対して侵害訴訟を開始することにより、Sisvel は EU 競争法（TFEU）第 102 条に違反して市場支配的地位を濫用していないと判断した。最高裁の見解では、Sisvel は Huawei 判決に基づき、侵害訴訟を提起する前に自社の SEP の侵害的使用について Haier に通知する義務を果たしていた。一方、Haier は、Sisvel

とライセンス契約を締結する意思を十分に表明するという Huawei 判決で述べられた義務を果たしていなかった。

・市場における支配的地位

最高裁は、Sisvel が TFEU 第 102 条の意味における市場支配的地位を有していたと判断した。最高裁は、係争特許は、GPRS 標準の実施に不可欠であり、GPRS に準拠していない携帯電話は、（川下）市場で競争することができなかったことから、Sisvel が支配的市場地位にあると判示したが、Sisvel の市場支配的地位は、訴訟中の特許が失効した時点で終了したと指摘した。

・市場支配的地位の濫用

両当事者の行為を検討し、最高裁は、本控訴裁判所とは異なり、Sisvel がその市場支配的地位を濫用していないと判断した。最高裁は、SEP 保有者が、本質的に自らの特許から生じる独占的な権利を行使することを妨げられていないことを明言した。一方、SEP の使用を許可しなければならないという義務は、実施者が FRAND 条件にてライセンスを取得するつもりのない場合には存在しないし、特許権者はライセンス契約の締結を要請する法的権利を有しない。従って、特許権者が支配的な市場地位を有するとしても、SEP の実施者に対してライセンスを課す義務はないと判断した。

・権利侵害通知

最高裁は、SEP 保有者が、侵害請求訴訟を提起する前に係争特許の侵害使用について実施者に対して通知義務を負うという見解を示した。特許権者は、実施者が FRAND 条件にてライセンスを取得する必要があるか否かを検討し、それにより差止命令を回避できるよう、裁判手続きの開始前に実施者に対して特許の使用についての情報を提供しなければならない。通知には、侵害対象となった特許を明記すると共に、特定の侵害使用及びクレームの対象たる実施形態について説明しなければならない。侵害の技術的かつ法的分析についての詳細は必要ない。実際にはクレームチャートを提示することで十分な場合多いが、強制されるものではない。最終的には実施者は、専門家や弁護士の助言に従い、侵害の申立について専ら評価しなければならない。

・誠実意思

最高裁は、以下のように述べて、Haier が Sisvel から FRAND 条件よるライセンスを取得する意思のあるライセンシーとして行為しなかったと判断した。

Haier がほぼ 1 年にわたって Sisvel から Sisvel からの通知に対応せず、Sisvel からの通知に対する Haier China の当初の回答が遅かったことに注目した。侵害通知に回答するのに数ヶ月を要する実施者は、通常は、ライセンスを取得することに関心がないことを示しており、実施者は、どのような条件が実際に FRAND にあたるのかにかかわらず、SEP 保有者とのライセンス契約を締結する意思について、「明確に」かつ「疑義の生じないよう」宣言しなければならない。権利侵害の通知に対して、ライセンス契約締結を検討する意思を示したり、ライセンス取得の是非及びその条件についての協議に入る意思を示したりするだけでは不十分であり、Haier の 2014 年 12 月の回答は、「正式な交渉」を行うという見込みのみが示されているだけであって、誠実意思を宣言するには不十分である。この宣言は、上記の「明確なもの」でも「疑義の生じないもの」でもなかった。

② Mannheim (Regional Court), no 2 O 34/19-Nokia v Daimler (18 August 2020) [659]

2020 年 8 月 18 日判決。ドイツにおいて、SEP 保有者が適切に権利侵害通知を行い、情報提供義務を果たし、非差別的な権利主張を行っていることを認め、1）実施者の誠実意思（FRAND ライセンス契約締結の意思を十分に明示していなかった点）、2）特許権利者がサプライチェーンの中で権利を主張する段階を自由に選択できることを踏まえて、差止請求、損害賠償責任を認めた判決。

（i）事案の概要

・原告 Nokia は、大手通信事業者であり、欧州電気通信標準化機構（「ETSI」）が開発した各種無線通信規格の実施に不可欠（と見込まれる）と宣言されている、重要な特許ポートフォリオ（標準必須特許又は SEP）を保有している。被告 Daimler は、ETSI が開発した規格を実装する接続機能を備えた車をドイツで製造し、販売している。

・2016 年 6 月 21 日、Nokia は、ETSI に実施に不可欠（と見込まれる）と宣言した特許及び特許出願を網羅したリストを提出して自社の SEP ポートフォリオを Daimler に知らせた。これに対し Daimler は、自社製品が実際に Nokia の特許を侵害しているとの条件でライセンスを取得できると回答した。

・2016 年 11 月 9 日、Nokia は、Daimler に 1 回目のライセンスの申し出を行った。2016 年 12 月 7 日、Nokia は、自社の特許ポートフォリオに関する詳細情報を Daimler に提供した。2016 年 12 月 14 日、Daimler は、Daimler の車に組み込まれている、いわゆる「テレマティクス制御ユニット」（TCU）を製造するサプライヤーへライセンスを付与する方が効率的と思われる旨回答した。2017 年 1 月から 2019 年 2 月まで、Daimler は、Nokia との交渉の場に再度就くことはなく、Nokia が Daimler のサプライヤーと行った協議にも参加しなかった。その後、Nokia は、Daimler に対し、ドイツのミュンヘン、デュッセルドルフ及びマンハイム（本裁判所）地方裁判所に複数の権利侵害訴訟を申し立てた。

（ii）判決要旨

本裁判所は、係争中の特許を Daimler が侵害したと認定し、Daimler に差止命令を下すとともに、本案に関する Daimler の損害賠償責任を認めた。

Daimler 及び当該訴訟に参加したそのサプライヤーは、Nokia が権利侵害訴訟の申立てにより市場支配的地位を濫用しており、差止命令が却下されるべきとして、いわゆる「FRAND 宣言を理由とする抗弁」を主張した。しかし、本裁判所は、抗弁を理由がないとして棄却した。

・権利侵害通知：支配的地位に付される「特段の責任」により、SEP 保有者は、原則としてライセンス取得の意思を有するライセンシーに契約締結を促すよう「十分な努力」を払う義務を負う。本裁判所によれば、上記の「十分な努力」には、その実施者に特許侵害について通知するだけでなく、権利侵害訴訟申立前におけるライセンス取得の可能性および必要性を通知する義務が含まれる。具体的な事例を参照した結果、本裁判所は、Nokia が当該義務を履行したと認めた。上記の権利侵害通知には、被侵害特許の明示並びに侵害性を有する使用法及び訴えの対象たる実施形態を記載しなければならない。権利侵害について技術的・法的観点から詳細に分析する必要はない。

---

[659] Nokia v Daimler, Regional Court (Landgericht) of Mannheim 18 August 2020 - Case No. 2 O 34/19（4iP Council ウェブサイト）
https://caselaw.4ipcouncil.com/jp/german-court-decisions/lg-mannheim/nokia-v-daimler

本裁判所は、2016年6月21日、2016年11月9日及び2016年12月7日付のNokiaのEメールは、上記要件を満たしている、と判断した。

・誠実意思：本裁判所は、Daimlerが Nokia との FRAND ライセンス契約締結の意思を十分に明示していないことから、差止命令を回避するためにFRAND宣言を理由とする抗弁に依拠できないと認定した。本裁判所は、実施者は、どのような条件が実際にFRANDにあたるのかにかかわらず、SEP 保有者とのライセンス契約を締結する意思について、「明確に」かつ「疑義の生じないよう」宣言した上で、その後目的志向の意図にて、ライセンス供与の協議に従事しなければならなかった、と認定した。

・FRAND 料金の算定：本裁判所は、Nokia の SEP ポートフォリオに対するロイヤルティ料率の算定に、TCU(Telematics Control Unit)を「参考値」として使用することは適正でなかったと認定した。一般に、FRAND 条件は単一ではなく、FRAND のライセンス供与条件及び料金には幅が設定されるのが通例である。また、何がFRANDとみなされるかは、業界及び時期によって異なる場合がある。しかしながら、本裁判所は、原則として「バリューチェーンの最終段階で商品として通用する最終製品にかかる技術の経済上の利益」を特許権者に「配分」しなければならないとして、以下のように指摘した。

TCUの販売価格が相応するのはDaimlerのそれぞれのコストのみである。むしろDaimlerは、接続機能により、顧客に追加サービスを提示してこれによる収入を得て、コストを節減し、研究開発費を最適化した。接続機能はこの価値創出の機会を保証するものである。

・非差別性：本裁判所は、Nokia の Daimler に対する特許クレームの権利主張は差別的なものではないため、サプライヤーがライセンスを取得するべきとのDaimlerの主張が正当化されないことを認めた。本裁判所は、特許権利者が基本的に、サプライチェーンの中で権利を主張する段階を自由に選択できることを示した。その上で、本裁判所は、支配的地位を有する特許権利者は、すべての見込ライセンシーに標準料率を申出る義務を負うものでないし、TFEU 第 102 条が定める非差別義務は、上流市場又は下流市場における競争の歪曲を防止することを意図しているが、十分な正当性が存在する場合には、ライセンシーに対する異なる待遇を排除するものではないと認定した。

本件においては、本裁判所は、最終製品をロイヤリティのベースとして使用するというNokiaの主張が競争に影響を与えうるという兆候はないと判断した。さらに本裁判所は、最終製品メーカーに SEP を主張することにより生産、販売及び技術発展の制限がもたらされ、これにより消費者が不利益を被るとはみなさなかった。

・SEP保有者の申出/情報提供義務：本裁判所は、Nokiaがライセンス供与に関する十分な情報の提供を拒否したと主張することで、Daimler がライセンス取得を望まないことを正当化することはできないと判示した。特許権利者は、第三者との間で非標準的な条件に基づき既に契約を締結している場合、一般的には、別の契約条件の申出を受けているかどうか実施者が評価できるようにするため、少なくとも重要な契約条項の内容を開示し、提示する義務を負う。各々の義務の範囲および詳細なレベルは、ケースバイケースで判断される。上記に鑑みて、本裁判所は、車両の接続機能の価値に関する調査や他の主要自動車メーカーとの署名済みライセンス締結等を共有することにより、Nokiaが Daimlerに十分な情報を提供していたとの見解を示した。

③ Bundesgerichtshof (German Federal Supreme Court), no. KZR 35/17-Sisvel v Haier (24 November

2020) [660]

2020 年 11 月 24 日判決。ドイツ最高裁（最高裁）は、係争特許が UMTS 規格に必須であり、侵害を受けているとしたうえで、Sisvel が TFEU 第 102 条の意味の範囲内で市場での支配的な地位にあると判断した。

一方で、最高裁は、Sisvel が Haier に対する侵害訴訟を開始することにより市場での支配的な地位を濫用したとは言えないと判断した。支配的地位の濫用は、SEP 保有者について以下のいずれかが当てはまるときに発生しうることを示した。

１）ライセンス契約を締結する意思のある実施者に対して、FRAND 条件でのライセンス許諾を拒否し、差止命令による救済（並びに／又は侵害製品のリコール及び破棄）を主張して裁判を起こす場合。

２）基本的にライセンスを取得する意思のある実施者に対して、SEP 保有者がその市場での支配的な地位に付される「固有の責任」に従ってライセンス契約の締結を円滑に進める「十分な努力」を尽くしていない場合。

更に最高裁は、実施者は、FRAND 条件により SEP 保有者とのライセンス契約を締結する意思について、「明確に」かつ「疑義の生じないよう」宣言し、「目標志向で」交渉を行わなければならならず、権利侵害の通知に対して、ライセンス契約締結を検討する意思を示したり、ライセンス取得の是非及びその条件についての協議に入る意思を示したりするだけでは不十分である、と判示した。

（i）事案の概要

・原告 Sisvel は、各種無線通信規格の標準必須特許（SEP）を保有する。Sisvel は、公平、合理的、かつ非差別的（FRAND）な条件にてユーザーに SEP の利用を認めることを欧州電気通信標準化機構（「ETSI」）に誓約した。被告「Haier」は、GPRS 規格と UMTS 規格を含む各種規格に適合した携帯電話とタブレットの製造及びマーケティングを行なっている。

・2012 年 12 月 20 日、Sisvel は、Haier group の親会社（Haier China）に対し、自社の SEP についてライセンスの申出を行う旨を知らせ、自社のポートフォリオに包含されたおよそ 235 件の特許の一覧を提示した。Haier China は、2013 年 12 月のみ、Sisvel に対して回答し、Sisvel と正式な交渉を行うことを望んでいる旨を明示すると共に、これまでのやりとりで Sisvel が提示した割引の可能性に関する情報の提供を求めた。

2014 年 8 月、Sisvel は Haier に対してグローバルポートフォリオ・ライセンスの申出を行ったが、この申出は拒絶された。その直後、Sisvel は、Haier に対し、デュッセルドルフの地方裁判所（本地方裁判所）に権利侵害訴訟を申し立てた。訴訟のうち一件は UMTS 規格に対応する特許に関するものである（係争特許）。その他の訴訟は GPRS 規格への対応に関するものである。

2015 年 11 月 3 日に、本地方裁判所は、両案件とも Sisvel に有利な判決を下した。本地方裁判所はまた、Haier に対して差止命令を出し、侵害製品のリコール及び破棄を命じた。さらに本地方裁判所は、本案に関する Haier の損害賠償責任を認めると共に、Haier に対して、Sisvel に対する侵害製品の販売にかかわる完全かつ詳細な会計書類の提示を命じた。Haier は、この 2 つの決定につい

[660] Sisvel v Haier, Federal Court of Justice (Bundesgerichtshof) 24 November 2020 - Case No. KZR 35/17（4iP Council ウェブサイト）
https://caselaw.4ipcouncil.com/jp/german-court-decisions/federal-court-of-justice-bgh/sisvel-v-haier

て控訴した。

2017 年 3 月 30 日付の 2 件の判決により、本控訴裁判所は、並行訴訟について Haier の控訴を部分的に認めた。差止命令による救済、並びに侵害製品のリコール及び破棄の請求は棄却された。Sisvel が、特に Haier に対して FRAND ライセンスの申出を行わなかったことにより、Huawei 判決に基づく自らの義務を遵守しなかったというのが理由である。Sisvel は、本控訴裁判所の決定に対して不服申し立てを行った。

2020 年 4 月、ドイツ最高裁判所（最高裁）は、係争特許の有効性に対する Haier の異議を最終的に棄却した。

2020 年 5 月 5 日、最高裁は、GPRS 規格に対応する特許に関し当事者間で係属中の並行訴訟について判決を下した((1) Bundesgerichtshof (German Federal Supreme Court), no KZR 36/17-Sisvel v Haier (5 May 2020)を参照)。

（ii）判決要旨

・市場での支配的な地位

最高裁は、係争特許が UMTS 規格に必須であり、侵害を受けているとしたうえで、Sisvel が TFEU 第 102 条の意味の範囲内で市場での支配的な地位にあると判断した。

・市場での支配的な地位の濫用

最高裁は、Sisvel が Haier に対する侵害訴訟を開始することにより市場での支配的な地位を濫用したとは言えないと判断した。支配的地位の濫用は、SEP 保有者について以下のいずれかが当てはまるときに発生しうる、とした。

１）ライセンス契約を締結する意思のある実施者に対して、FRAND 条件でのライセンス許諾を拒否し、差止命令による救済（並びに／又は侵害製品のリコール及び破棄）を主張して裁判を起こす場合。

２）基本的にライセンスを取得する意思のある実施者に対して、SEP 保有者がその市場での支配的地位に付される「固有の責任」に従ってライセンス契約の締結を円滑に進める「十分な努力」を尽くしていない場合。

・権利侵害通知

最高裁は、市場支配的特許保有者の「固有の責任」は、規格への適合に際し当該特許が使用されていることを実施者が認識していない（可能性がある）場合に、訴訟を提起する前に当該特許の侵害について実施者に通知する義務を構成すると示した。本事件においては、Sisvel が 2012 年 12 月 20 日付の書簡及びその後のやりとりによって所定の適切な侵害通知を Haier に交付したと判断した。

・誠実意思

最高裁は、Haier が Sisvel から FRAND 条件によるライセンスを取得する意思のあるライセンシーとして行為しなかったと判断した 。この点において、最高裁は、逆の結論に至った控訴裁判所による評価に異議を示した。最高裁は、実施者は、FRAND 条件により SEP 保有者とのライセンス契約を締結する意思について、「明確に」かつ「疑義の生じないよう」宣言し、「目標志向で」交渉を行わなければならず、権利侵害の通知に対して、ライセンス契約締結を検討する意思を示したり、ライセンス取得の是非及びその条件についての協議に入る意思を示したりするだけでは不十分であると判示した。

・特許の待ち伏せ

最高裁は、「特許の待ち伏せ（patent ambush）」の主張に基づく Haier の抗弁を棄却した。Haier は、Sisvel が当該特許を取得した最初の特許権者が UMTS 規格の開発中に ETSI に対し特許を適切に開示しなかったことから、係争特許の行使はできないと主張していた。最高裁は、上記の意味での「特許の待ち伏せ」が本事件で実際に発生したか否かについては検討しなかった。実施者が「特許の待ち伏せ」を主張できるのは、規格の開発プロセスに実際に参加した特許保有者を相手方とする場合に限られ、逆に、その後継者（ここでは Sisvel）に対してそのような抗弁はできないとの見解を示した。上記にかかわらず、最高裁は、「特許の待ち伏せ」は、情報が開示されないことにより該当する標準化団体における意思決定プロセスが歪められた場合に認められると指摘した。本件において、実施者は、関連する特許出願を考慮した情報が事前に開示されていたならば規格が異なる形をとっていたことを示すなんらかのものを少なくとも立証しなければならないが、Haier はそれを行っていなかった。

・損害賠償金

最高裁は、Sisvel の損害賠償請求は認められたと判断した。Haier の損害賠償責任を立証する過失が認められた。実施者は、原則として、製品の製造や販売を始める前に第三者の権利を侵害していないことを確認する義務を負うが、Haier はこれを怠っていた。さらに、Sisvel の損害賠償請求は、FRAND 実施料（「ライセンスの類推」）に限定されたものではなかった。実施者が SEP 保有者がその市場支配的地位から生じる義務を履行していた場合の立場に置かれることを要求する反訴を主張することができない限り、SEP 保有者は、完全な損害賠償を請求する権利を有する。しかし、実施者がそのような請求をする権利を有するのは、ライセンスを締結する意思を十分に表明している場合に限られる。

④ Bundesgerichtshof (German Federal Supreme Court), no. X ZR 123/20-BGH (24 January 2023)[661]

2023 年 1 月 24 日判決。最後に訴えられるという特約は、そのような特約に基づいて市場に出された製品については消尽につながらないという控訴審の判決を破棄し、（特許権者が特許権に基づく権利を主張しないと宣言しているが、そのような権利を主張する権利を明示的に留保している契約は、特許権者がその権利を放棄することを望んでいないことを意味すると解釈されることがあり、契約にそのような同意が含まれているかどうかは常に慎重に検討されなければならないが、）訴えを提起されないという特約は、一般的に、その特約に基づいて市場に出された製品に関する権利の消尽につながると判示した判決。

（i）事案の概要

本特許（欧州特許第 2294737 号）は、基地局から制御チャネル信号を受信する方法およびこの方法を実行するための移動端末装置に関する。クレーム 9 は、移動局を保護するものである。被告が本特許に対して提起した無効訴訟は不成立となった（BGH、2022 年 1 月 18 日判決 - X ZR 14/20, GRUR 2022, 546 - CQI report）。

被告は、「ロング・ターム・エボリューション」（LTE）規格に対応する携帯端末をドイツで

[661] BGH 10. Zivilsenat X ZR 123/20（Rechtsprechung im Internet Bundesministerium der Justiz and Bundesamt für Justiz ウェブサイト）
http://www.rechtsprechung-im-internet.de/jportal/portal/t/19ke/page/bsjrsprod.psml?pid=Dokumentanzeige&showdoccase=1&js_peid=Trefferliste&documentnumber=1&numberofresults=10908&fromdoctodoc=yes&doc.id=jb-KORE300052023&doc.part=L&doc.price=0.0&doc.hl=1#focuspoint

販売している。原告は、これらの機器の販売は本特許を侵害すると主張している。

マンハイム地方裁判所は、被告に損害賠償責任があることを立証し、差止命令による救済、廃棄、リコールを求める訴えを却下した（2018 年 9 月 28 日審判番号：7 O 165/16 判決）。原告の控訴により、カールスルーエ高等裁判所は、請求を全面的に支持し、被告の控訴を棄却した（2020 年 11 月 25 日審判番号：6 U 104/18）。

控訴裁判所の判決理由は以下の通りである。

・被告のデバイスは、本特許のクレーム 9 を利用している。これらの機器は LTE 規格に従って動作しクレーム 9 の特徴を実現するのに十分であった。この点に関して、被告は異議を唱えなかった。

・被告は、消尽を主張することはできない。原告がチップセットの様々なメーカーと締結していた契約は、本訴訟で請求権を主張することを妨げるものではなかった。争われた携帯端末に使用されたチップセットのメーカー2 社との契約において、原告は、侵害行為について訴えられる可能性のあるすべての第三者の後にのみ、チップセットメーカーに対して権利行使することを約束していた。契約相手を特許侵害で訴えないという契約があっても、特許製品の販売に同意したことにはならない。このことは、契約相手に対する訴訟を排除するものではなく、訴訟を先延ばしにするだけであり、ここで問題とされている内容の合意（最後に訴えられる特約）について当てはまる。

・最後に、TFEU 第 102 条に基づく市場支配的地位の濫用の禁止は、訴訟対象特許から生じる請求権の行使を妨げるものではない。

被告は控訴審判決の却下を求めて、上告した。

（ii）判決要旨

ドイツ最高裁（最高裁）は、上告には理由があると認め、以下のように判断し、控訴審判決の取り消しと、控訴裁判所への事件の差し戻しを命じた。

1）控訴裁判所が、被告が LTE 規格の仕様に準拠した訴訟対象機器を市場に流通させることにより、本特許のクレーム 9 を利用しているとしたことに、法律上の誤りはない。

2）しかしながら、控訴裁判所が示した理由をもって、本特許に基づく権利の消尽を否定することはできない。

a) 控訴裁判所が正しく判断しているように、特許権者と第三者との間の契約上の合意からどのような効果が生じるかという問題は、保護国の法律、すなわち本件の場合にはドイツ法に従って評価されなければならない（BGH、2022 年 2 月 22 日判決-X ZR 103/19, GRUR 2022, 1209 パラ 42 - Bakterienkultivierung; Busse/Keukenschrijver/McGuire, PatG, 9th ed., Sec. 15 para. 17）。製品を市場に出すことで、特許権が消尽するかどうか、またどの程度消尽するかという問題も同様である。この点でも、特許が第三者に及ぼす保護効果が問題となる。

b) 控訴裁判所の検討は、最後に訴えられるという特約は、そのような特約に基づいて市場に出された製品については消尽につながらないという結論を支持するものではない。控訴裁判所の見解に反して、訴えを提起されないという特約は、一般的に、その特約に基づいて市場に出された製品に関する権利の消尽につながる。

c) 連邦司法裁判所の確立した判例法によれば、製品特許から生じる排他的権利は、特許権者またはその同意を得て第三者が市場に出した保護対象製品の複製物に関して消尽する。合法的取得者及びその後の第三者取得者は、これらの製品を意図したとおりに使用すること、第三者に販売す

ること、又はこれらの目的のために第三者に提供することが認められる（連邦司法裁判所、2022年11月8日判決-X ZR 10/20, GRUR 2023, 47 パラ 41 - Scheibenbremse II; 2017年10月24日判決-X ZR 55/16, BGHZ 216, 300 パラ 35 - Trommeleinheit）。特許権者が、自ら又は第三者の同意を得て、特許された対象物を市場に出すことによって排他的権利に付随する権限を行使した場合、特許権者との関係で合法的に対象物を取得した取得者が、この対象物を処分することができる（BGH、1996年9月26日判決-X ZR 72/94, GRUR 1997, 116, 117 - Prospekthalter; 1999年12月14日判決-X ZR 61/98, BGHZ 143, 268, 271 = GRUR 2000, 299 - Karate）。

d) 第三者によって上市された製品の場合、消尽効果の発生は、必ずしも第三者が有効な実施権を付与されていることを要しない。したがって、特許権者がライセンス契約において、ライセンスに基づいて上市される製品の使用権に関して合意した制限は、原則として消尽効果の発生に影響を及ぼさない（BGH、1958年11月21日判決-I ZR 129/57, GRUR 1959, 232, 234 - Förderrinne）。

e) 特許権者が契約当事者に対して特許に基づくいかなる請求も主張しないことを約束する契約は、原則として、この契約に基づいて上市された製品に関する消尽につながる。決定的な要素は、特許権者が契約上のパートナーに対して特許に基づくいかなる権利も主張しないことを十分に明確にすることである。このような内容の有効な義務により、特許権者は、消尽効果が発生するのに十分な方法で、契約上のパートナーの頒布行為に関してその権利を完全に行使したこと、すなわち、その製品がその同意を得て販売されていることを表明する（Hauck, ZGE 2013, 203, 218; Busse/Keukenschrijver/McGuire, PatG, 9th ed., Section 15 para. 123も参照）。

f) これらの条件が満たされる場合、契約当事者の顧客に対して特許の侵害を主張することを宣言した留保は、第三者との関係においては原則として無関係である。消尽の法的結果は、第三者との関係では契約によって排除することはできない。しかし、特許権者が特許権に基づく権利を主張しないと宣言しているが、そのような権利を主張する権利を明示的に留保している契約は、特許権者がその権利を放棄することを望んでいないことを意味すると解釈されることがある。契約にそのような同意が含まれているかどうかは常に慎重に検討されなければならない。しかし、契約において、特許権者が、契約相手による製品の販売に対して特許に基づく権利行使をしないことを約束することが十分に明確になっている場合、一般的には、消尽につながる同意を確認するのに十分である。

それゆえ、最後に訴えられるという特約は消尽を引き起こさない、とする控訴裁判所の結論は根拠がない。控訴人が正しく主張するように、これらの事項は、最後に訴えられる特約も消尽をもたらすことはできないとするものである。

g) 控訴審判決は、その他の理由でも正しいことが証明されない。控訴裁判所の認定によれば、原告は、争われた携帯端末が搭載されているチップセットの製造業者 2 社のそれぞれと契約を締結し、その中で、契約によってカバーされる知的財産権の侵害に対する請求を、問題となるすべての第三者に対して請求した後の場合に限り、これらの製造業者に対して主張することを約束した。控訴裁判所は、訴訟対象の特許がチップ製造業者2社との間で締結された契約の対象となるかどうかについては未解決としている。また、控訴裁判所は、締結された協定の時間的制約に関する所見を示さなかったため、合意は訴訟で争われているどの使用行為を対象としているかを示していない。原告が協定を締結したチップメーカーは携帯電話を販売しておらず、携帯電話用の部品のみを販売しているため、上記の認定内容では不十分であり、消尽効果を否定することはできない。

h) 消尽効果は、一般に、財産権の所有者の許諾を得て上市された製品に限定される。この効力は、当該製品を複数の構成要素の一つとして含む装置には自動的に及ばない。しかし、争点となって

いる事案では、問題とされているチップセットの経済的に意味のある使用はモバイル機器への搭載だけであるという被告の主張から、チップセットの頒布に対する原告の同意は、チップセットを搭載したモバイル機器の頒布に対する黙示の同意と解釈される可能性がある。
i) チップメーカーとの契約が、原告が携帯端末にチップセットを搭載することに同意していないことを意味すると解釈されるとしても、訴訟特許の技術的効果が本質的にチップセットによってもたらされ、携帯端末の他のすべての構成要素がこの点において決定的な重要性を持たない場合には、消尽が考慮され得る。しかし、携帯無線機器への搭載がチップセットを使用する経済的に実行可能な唯一の方法である場合には、そのような技術的効果は考慮されない。むしろ、消尽が考慮されるには、特許権者の携帯端末にチップセットを搭載することに対する同意が、実質的に装置全体の上市に関係することが必要である。本件では、クレーム 9 で定義されたすべての特性と機能が、チップ製造業者との協定の対象となるチップセットによって実現され、争点となっている携帯端末のその他の構成部品がこの点で重要でない場合である。
j) 控訴裁判所は、原告とチップ製造業者との間の具体的な契約内容については、まだ何ら認定していないので、この点を補う必要がある。控訴裁判所は、これらの所見に基づき、契約が本特許をカバーするかどうかを検討しなければならない。契約が本特許に関連するものである場合、控訴裁判所は、原告が契約上のパートナーに対し、本特許から得られるいかなる権利も主張しないことを表明したかどうかという問題を扱わなければならない。
k) 控訴裁判所が、チップメーカーの頒布行為に対する原告の同意を肯定する場合、この同意が移動無線機器の頒布にも関係するのか、あるいはチップセットの頒布に対する同意がチップセットを搭載した移動無線機器との関係でも消尽をもたらすのかについても検討する必要がある。控訴裁判所が消尽につながる同意を肯定した場合、最終的には、この同意がチップ製造業者による頒布行為全てに関連するものであるか、それとも対象物や時間の点で限定されたものであるかを検討する必要がある。
３）差止命令による救済、流通経路からの破棄および回収の請求が正当であると証明される限り、控訴裁判所は、最高裁が策定した基準に従って、補足された調査結果に照らして、被告の反トラスト法上の反論の正当性を再検討する必要がある（BGH、2020 年 5 月 5 日判決 - KZR 36/17, BGHZ 225, 269 - FRAND-Einwand I; 2020 年 11 月 24 日判決 - KZR 35/17, BGHZ 227, 305 - FRAND-Einwand II）。

⑤ Goldhase III (Golden Rabbit III) (German Federal Supreme Court), no. I ZR 139/20 (July 29, 2021)[662]

2021 年 7 月 29 日判決。本件は、Lindt の「ゴールデンラビット」（「リンツ・ゴールドバニー」）に使用されている金の色合いに関するものであり、抽象的な色彩標章を構成する商標法第 4 条第 2 項に規定する商標（未登録周知商標）の侵害に関するものである。

2019 年 1 月 14 日施行の商標法第 3 条 2 項（＊注）は、色彩の商標にも当てはまるが、その遡及

[662] BGH 1. Zivilsenat I ZR 139/20（Rechtsprechung im Internet Bundesministerium der Justiz and Bundesamt für Justiz ウェブサイト）
http://www.rechtsprechung-im-internet.de/jportal/portal/t/19ke/page/bsjrsprod.psml?pid=Dokumentanzeige&showdoccase=1&js_peid=Trefferliste&documentnumber=1&numberofresults=10908&fromdoctodoc=yes&doc.id=jb-KORE304812021&doc.part=L&doc.price=0.0&doc.hl=1#focuspoint

効を否定した。商標法第 4 条第 2 項に規定する商標（未登録周知商標）の場合、周知性を取得した日から保護されるので、本件については 2019 年 1 月 14 日施行の商標法第 3 条 2 項は適用されない。

（＊注）

ドイツ商標法　第 3 条 商標として保護することができる標章

(1) 如何なる標章も、特に個人名を含む語、図案、文字、数字、音響標章、商品若しくはその包装その他梱包の形状を含む立体形状、色彩及び色彩の組み合わせを含むものであって、ある事業に係る商品又はサービスを他の事業に係る商品又はサービスから識別することができるものは、商標として保護することができる。

(2) 次の形状又はその他の特徴のみからなる標章は、商標として保護することができない。

1. 商品自体の内容に由来するもの
2. 技術的結果を得るために必要なもの、又は
3. 商品に実質的価値を与えるもの

（i）事案の概要

原告は Lindt & Sprüngli グループの企業である。原告 2 はスイスに本社を置くグループの親会社であり、原告 1 はドイツで生産と販売を担当するドイツの子会社である。Lindt & Sprüngli グループは、何十年もの間、高品質のチョコレートを製造するメーカーとして世間に知られてきた。

原告の最も人気のある商品のひとつは、金箔に包まれた座ったチョコレートのウサギ「リンツ・ゴールドバニー」である：

リンツ・ゴールドバニーには、10g、50g、100g、200g、500g、1kg のチョコレートバニーがある。主に首輪の色で区別される。リンツ・ゴールドバニーは 1952 年に開発され、それ以来ドイツでは金箔入りで販売されている。現在の金色は 1994 年からドイツで販売されている。この 30 年間で、原告はドイツ国内だけで 5 億個以上のゴールドバニーを販売した。リンツ・ゴールドバニーはドイツで圧倒的に売れているイースターバニーである。2017 年のドイツにおける市場シェアは 40%を超えている。原告は、イースターの前とイースターの時期に、さまざまな媒体でリンツ・ゴールドバニーを大規模に宣伝している。

被告はチョコレート製品を製造するメーカーで、2018 年のイースターシーズンには、22g と 50g の大きさの座っているチョコレートバニーを販売し、それらはまた金色のホイルに包まれ、以下のようにデザインされていた：

原告は、以下の通り主張した。リンツ・ゴールドバニーの金色は極めてよく知られている。2018 年 9 月からのマーケッティングレポートによれば、調査対象のほぼ 80%が、原告への出所表示として金色を理解している。原告らは、リンツ・ゴールドバニーの金色の色合い（色合い「CIELAB 86.17、1.56、41.82」）についての商標の共同所有者である。この商標は「チョコレートバニー」という商品に対して有効である。係争中の被告のバニーの販売は、この周知商標の権利を侵害する。

原告らは次のことを要求した。

証拠物件 K27［被告のオリジナル 50g のチョコレートバニー］および/または K28［被告のオリジナル 22g チョコレートバニー］のように使用された場合、被告が、特定の行政措置の罰則の下で、原告の同意なしに、ビジネスおよび/または広告の過程で、金色の配色のチョコレートイースターバニーの販売オファーすること、市場に置くこと、前述の目的のために所持すること、販売オファーをしていること、市場に出していること、製造すること／していること、輸入すること、輸出すること／していること、および/または、使用すること/していること、を禁止する。

或いは（代替請求）：

要求 1 に基づき、被告に対して、座ったチョコレートイースターバニー、附属書 K27a[被告の 50g のチョコレートウサギのイラスト]および K28a［被告の 22g のチョコレートバニーのイラスト］に関連するという但し書きを付して命じる。

原告はまた、被告に情報を請求し、損害賠償責任の宣言を求めた。

地方裁判所は代替請求に関する訴えを認めた（LG Munich I, WRP 2019, 1625）。被告側の控訴により、控訴裁判所は地方裁判所の判決を覆した（OLG Munich, WRP 2020, 1633）。原告側は、控訴審判決を不服とし、上訴している。

（ii）判決要旨

A. 控訴裁判所は、本訴は認められるが根拠がないと判断していた。同裁判所は、原告にはリンツの金色のウサギを商標として使用する権利はないと判断していた。以下は控訴裁判所の判断である。：

リンツ・ゴールドバニーの金色は、製品であるチョコレートバニーの評判を獲得するものではなかった。マーケティング意見書は、原告がチョコレートバニー全般に金色を使用したのではなく、非常に有名で成功した製品にのみ金色を使用したという事実を考慮していない。チョコレートバニーの金色が「Lindt」に帰属するという主張は、リンツ・ゴールドバニーの並外れた名声のみに基づくものであり、対応する金箔に包まれたチョコレートバニーのあらゆる形態に対する金色バニーの色の市場妥当性を正当化するものではない。従って、被告のバニーに金色を大規模に使用することのみでは商標使用とはならない。

B. この控訴裁判所の決定に対する原告の上告は成功し、判決は破棄され、事件は控訴裁判所に差し戻された。最高裁は以下のように判断した。

控訴裁判所が示した理由により、控訴を却下することはできない。

控訴裁判所は、本訴請求が認められる場合を正しく仮定した（BI 参照）。しかし、原告は、リンツ・ゴールドバニーの金色シェードの商標権を有していないという控訴裁判所の判断を覆すことに成功した（BII 参照）。

BI：

控訴裁判所は、本件を判例法に該当する例外的なケースとして正しく分類した。該当する判例によれば、添付書類 K27 および K28 として提出された被告のチョコレートバニーを参照する必要がある。抽象的色彩標章の侵害の主張は、被告がチョコレートバニーに使用した光沢箔の正確な色調に依存する。主張される使用商標の色調から侵害される形状がどの程度逸脱しているかは、陰影のため、附属書 K27 及び K28 による複写に基づいて評価することは困難である。

BII：「CIELAB 86.17, 1.56, 41.82」というチョコレートバニーの色調の抽象的色彩標章という形態の商標を取得していないため、原告には差止命令による救済を受ける権利がないという控訴裁判所の決定に対して、原告の主請求を容認する。

商標法第 4 条第 2 項に従い、標識の保護は、標識が関連する公衆の中で商標としての評判を獲得している限りにおいて、取引過程における標識の使用から生じる。控訴裁判所は、商標としての一般的な基準を満たし（商標法第 3 条）、標識が使用を通じて評判を獲得した場合、商標法第 4 条第 2 項に従い、特定の輪郭を有しない色彩または色彩の組み合わせからなる標識についても、使用者標章の権利を取得できると当然に仮定している。商標法第 3 条第 2 項によれば、特定の標識は商標保護の対象とならないが、この規定は、Lindt の金色の色調の商標権取得を妨げるものではない。改正後の 商標法第 3 条第 2 項に基づく拡張された拒絶理由が、2019 年 1 月 14 日より前に存続する商標権に適用されることに関する経過規定はない。しかし、一般原則によれば、商標法第 3 条第 2 項の「その他の特徴」に関連する拒絶理由が、法改正前に出願され、法の運用により登録又は取得された商標に遡及的に適用されることは問題外である。したがって、改正後の商標法第 3 条第 2 項の規定も、2019 年 1 月 14 日の本規定発効前に登録された商標には適用されない。

これらの基準は、商標が登録商標（第 4 条第 1 項）であるか未登録商標（第 4 条第 2 項及び第 3 項）であるかにかかわらず適用される。商標法は、第 4 条に記載されているすべての形態の商標の同等性を前提としている。原告が主張する使用商標（第 4 条第 2 項）は、第 4 条第 2 項に規定する要件を満たす限り、登録商標（第 4 条第 1 項）と同じ保護を享受する。第 4 条第 2 項によれば、標識の保護は、標識が関連する公衆の間で商標としての評判を獲得している限りにおいて、取引過程における標識の使用から生じる。保護は、関連する公衆における評判の取得の程度と時点において生じる。

原告らが提出した市場調査（附属書 K 26）を考慮すると、原告らは、原告らが主張するリンツ・ゴールドバニーの金色の色合いが、商標法第 4 条第 2 項の意味において、関連する公衆の間でチョコレートバニーの商標としての名声を獲得していることを証明している。被告は、前回の口頭審理の関連時点で、そのような取引上の信用が消滅していたとは主張しておらず、また、そのような取引上の信用が消滅していたとは認められない。控訴裁判所の想定に反して、金色の色調と原告会社との関連性の程度は、Lindt のゴールドバニーの並外れた評判のみに基づくものであり、対応する金箔で包まれたチョコレートバニーの形状ごとに金色のバニーの色調の市場性を立証するものではないため、金色の色調の市場性を否定することはできない。

C 従って、控訴審判決は破棄され、審理と判決をやり直すために上訴裁判所に差し戻されなければならない。

（3）フランス

① Le directeur général de l'Institut national de la propriété industrielle (INPI) v Bull, Pourvoi n° 20-10.935 Judgement on January 11, 2023[663].

2023 年 1 月 11 日判決。破棄院（COUR DE CASSATION。以下 CDC）は控訴裁判所の決定を支持し、係争中の発明は特許性から除外されないとした。係争中の発明は技術的手段によって技術的課題を解決するものであり、したがって発明として適格であるとした判決。

（i）事案の概要

Bull は、モニターを通じて軍事ユニット全体を視覚化できる装置に関する特許を出願した。本発明は、「通信装置、特に複数のユーザーを含む情報／表面比を最大にする装置」に関する。従来技術では、戦闘員とその支援部隊は、作戦地域とそこに配備された部隊に関するデータを表示できる情報システムを備えており、これらのシステムによって、各戦闘員の識別子、任務、作戦能力を表示できると説明されている。しかし、複数の戦闘員で構成される部隊の情報を見たい場合は、部隊の全メンバーを表示し、各メンバーについて対応する情報を保持しなければならない。本発明は、ユニットレベルでの情報のグローバル表示方法を提案することにより、この問題を解決することが可能であり、本発明により、1 つの画面上で、状況の 1 つの側面についてグローバルなビューを持つことが可能になる、と説明されている。

INPI は、この出願は単なる「知的活動の行使」であり、フランス知的財産法典 L.611-10 条の「発明」の基準を満たさないとして拒絶した。Bull はこの判決を不服として控訴したが、控訴裁判所は、方法のみが特許性から除外されるのであって、マイクロプロセッサ、記憶手段、通信インターフェースおよびスクリーンからなる装置は特許性から除外されないとし、Bull に有利な判決を下した。INPI は、パリ控訴裁判所が 2019 年 11 月 22 日に下した判決に対し、Bull との間の紛争について、破棄院に控訴を申し立てた。

（ii）判決要旨

フランス知的財産法 L.612-12 は、「その主題が、L.611-10 第 2 項の意味において明らかに発明と見なすことができないものは、いかなる特許出願も、その全部または一部を拒絶する。」とし、L.611-10 条第 2 項は、「（略）c)知的活動を実施するための計画、原理及び方法（略）」は発明とはみなされないとし、第 3 項は、「本条第 2 項の規定は、特許出願が（略）そのようなものとみなされる要素の 1 つだけに関係する限りにおいてのみ、（略）列挙された要素の特許性を除外する。」と規定している。これらの規定は、発明を定義することなく、発明の存在を特許性の条件とし、「知的活動を行うための方法」など、特許性のある発明とはみなされない様々な活動を列挙している。

INPI 長官は、特許請求の範囲の表題にもかかわらず、提案された解決策には具体的な技術的特徴が含まれておらず、一般的な計算手段によって実施される知的活動を実施するための方法が記載されているに過ぎないため、同出願の請求項 1 から 6 の主題は、特許可能な発明とはみなされな

[663] Pourvoi n° 20-10.935（Cour de cassation ウェブサイト）
https://www.courdecassation.fr/decision/63be61e613ef607c90ab620b

い知的活動を実施するための方法に関するものであるとして、同特許出願を拒絶した。しかしながら、特許請求の範囲、明細書、および特許請求の範囲を解釈するために使用される図面によって保護範囲が決定される、出願された係争特許出願からは、マイクロプロセッサ、ハードディスクやメモリカードなどの記憶手段、通信インターフェース、およびスクリーンから構成される通信を確立するための端末に関するものであり、本出願の主題は、上記の L.611-10 条の意味におけるそのような知的活動を行うための方法のみに関するものではないことが分かる。INPI 長官は、本出願が非特許除外の範囲に属すると主張するために、本願発明は技術的課題に対応するものではなく、いかなる特定の技術的特徴も含まず、汎用の計算手段によって実施される知的活動を実施するための方法を示しているに過ぎないと主張する。しかし、本発明は、通信機器の分野、特に、複数のユーザーが関与する情報／表面比を最大化しなければならない分野、より詳細には、軍事作戦地域で使用されるような持ち運び可能な端末を意図したものであり、1 つの画面上で、ある状況の側面をグローバルに視覚化する方法を提案するものであると説明されている。戦闘員は、各戦闘員の識別子、任務および作戦能力を表示することが可能な情報システムを装備しているが、複数の戦闘員からなる部隊のビューを提供しないため、戦闘ストレス状況において、各戦闘員に対応する情報を保持することができないという、従来技術の問題点を緩和するためのものである。その結果、提起された技術的課題は、複数の戦闘員からなる部隊の状況を全体的に視覚化することであり、ストレス状況における記憶の問題ではない。したがって、現段階では、本発明が技術的課題に対する技術的解決策を提案するものではないと考えることはできない。

INPI 長官はさらに、値のテーブルの使用による関連付けの手段は、その機能によって特徴付けられ、技術的なレベルでは特徴付けられないこと、データの記憶専用のメモリ空間手段は、そこに含まれるデータによってのみ特徴付けられ、データの関連付けの手段は、その機能によってのみ特徴付けられ、ユーザー入力に従って現在の状態の値を更新することは、非技術的なデータの知的な比較であり、ディスプレイの適応には、「画面の所定領域」と同様に、「アクティブなグループ内のユーザー数による画面の所定領域の分割」が曖昧で技術的に特徴付けられない態様で記載されており、記載されている手段（メモリ、マイクロプロセッサ、画面）は、それらに割り当てられた機能によってのみ特徴付けられ、基本的かつ一般なコンピュータツールの場合には技術的に非特異的である汎用的なプログラマブルメモリに記憶された情報の管理から構成されていると主張する。

しかしながら、フランス知的財産法 L.611-10 条は、特に、同条 c)に規定される知的活動を実施するための方法の特許性を排除しているに過ぎず、当該出願が、そのような方法として、1 つまたは複数の方法のみに関するものである場合に、特許性を排除していると裁判所は指摘した。したがって、知的活動の実施において、全部または一部の人間の介入を排除した方法を実施するための技術的手段の使用は、技術的特性と非技術的特性の混合物の特許性が認められるのと同様に、当該方法に技術的特性を付与し、したがって発明とみなすことを認めることができる。

さらに、INPI 長官は明白な新規性の欠如を理由に特許出願を拒絶することができるが、INPI 長官は、調査報告書を求めた EPO の審査官が、使用されたコンピュータ技術は普遍的に知られており、広く普及しているため、そのような先行技術の評価を合理的に争うことはできないと指摘した、と主張していることから、当裁判所は、INPI は、明白な新規性の欠如ではなく、特許出願の主題が「フランス知的財産法 L.611-10 の意味において明らかに発明とみなすことができない」場合にのみ特許性を排除することを認める L.612-12 条第 5 項に基づいて拒絶決定を下したと考えた。L.612-12 条第 5 項では、特許出願の主題が、明細書の十分性、新規性、進歩性の条件を考慮するこ

となく、「明らかに、フランス知的財産法 L.611-10 条にいう発明とみなされる」ことができない場合にのみ、特許性を排除することができる。

これらの知見に照らして、当裁判所は、「互いに相互作用する異なる技術的手段からなる通信を確立するための端末に関する請求項1の主題は、そのような知的活動の分野における方法に関するものではないと考える。したがって、特許性から除外されることはない。」と考えた。請求項 1 に従属する請求項 2～6 も、その結果、特許性から除外されない。従って、INPI は、フランス知的財産法 L.612-12 条に基づき、同法 L. 611-10 条第 2 項の意味において明らかに発明とみなすことができない主題を有する特許出願として、Bull の特許出願を拒絶することはできなかった、と考えた。

控訴裁判所は、Bull が提出した特許出願の請求項 1 および従属請求項 2～6 は、「複数のユーザーからなる情報／表面比率」を最大化することによって情報を携帯端末に表示できるようにすることからなる実施手段が、「複数の戦闘員からなる部隊の状況をグローバルに表示」することを可能にするとして、技術的課題に対する技術的解決策を提案しているという点で、特許性から除外されるものではないと判断した。しかしながら、ある配置（この場合は画面上にできるだけ多くの情報を統合すること）に従って情報を表示する方法を定義する特性は、技術的貢献とはみなされない。なぜなら、そのような配置は、せいぜい「よりグローバルな」方法でユーザーに情報を伝達し、したがって認知の観点からより効率的に過ぎないからである。

一方で、控訴裁判所は、特許出願の技術分野が「通信装置、特に複数のユーザーを含む情報／表面比を最大化しなければならない装置」に関するものであり、先行技術では、画面は戦闘部隊のレベルでの情報の表示を提供せず、「本発明は、部隊のレベルでの情報のグローバル表示のモードを提案することによってこの問題を解決し、本発明は、1 つの画面で状況の 1 つの側面に関するグローバルな表示を可能にする」ことを想起した。控訴裁判所は、これらの認定に基づき、問題の請求項は特許性から除外されないと判断した上で、「提起された技術的課題は、複数の戦闘員からなる部隊の状況を全体的に視覚化することであり、ストレス状況における記憶に関する問題ではない」とし、「互いに相互作用する様々な技術的手段からなる通信を確立するための端末に関する請求項1の主題は、そのような知的活動の分野における方法に関するものではない」と述べた。このように、特許の唯一の目的から技術的課題に対する技術的解決策の存在を推論することによって、特許の貢献は、軍事状況に関連する情報を、その記憶を最適化する目的で、単一の画面上に提示することに限定される。フランス知的財産法 L.611-10 第 2 項および L.612-12 第 5 項に基づき、INPI の決定は再び法的根拠を失った。；

判決は以下の通りである。

1. 争われた決定に対して提起された上訴は、上訴を必要とするようなものではないことは明らかである。

2. したがって、民事訴訟法第 1014 条第 1 項に従い、本控訴について特別の理由ある決定をする必要はない。

第２節　欧州における知財制度改正動向

第１章第２節では、欧州統一特許及び欧州統一特許裁判所協定以外の改正動向を示す。

１．EU における動向（規則等の改正動向、「知的財産に関する行動計画」の各項目の進展状況等）

（１）欧州特許条約

最新版は第 17 版（2020 年 11 月）[664]である 。

第 17 版の具体的な内容は次のとおり。

・2007 年 12 月 13 日以降に発効した欧州特許付与条約(EPC)の条文
・2020 年 7 月 1 日以降に施行された EPC 実施規則
・2020 年 7 月 1 日以降に施行された料金に関する規則
・審判部及び拡大審判部の手続規則
・EPC の不可欠な部分である議定書(EPC 第 69 条の解釈に関する議定書、中央集権化に関する議定書、承認に関する議定書、特権および免除に関する議定書、スタッフ補足に関する議定書)
・2000 年 11 月 29 日の EPC 改正法からの抜粋
・2001 年 6 月 28 日の改正法第 7 条に基づく経過規定に関する行政評議会の決定。

（２）欧州共同体意匠規則(CDR)

最新版は 2013 年 7 月 1 日版である[665]。

過去 3 年間に改正等は行われていない。

（３）欧州連合商標規則（EUTMR）

最新版は 2017 年 6 月 14 日版（2017 年 10 月 1 日から適用）である[666]。

過去 3 年間に改正等は行われていない。

（４）地理的表示(GI)

地理的表示の制度を定めた主な法令は欧州議会・理事会規則(EU) No 1151/2012[667]で、さらなる詳細が欧州委員会実施規則(EU) No 668/2014 および欧州委員会委任規則(EU) No 664/2014 によって規定されている。

英国の EU 離脱に伴う 2020 年 12 月 31 日の移行期間終了前に、EU で登録済みの GI は、離脱協定に基づき、移行期間の終了後も、英国において引き続き保護の対象となる[668]。今後、EU において、新たに英国産品の GI 登録を申請する際は、英国は EU 域外国としての手続きに依ることになる。

なお、工芸品や工業製品の GI 保護に関する規則については、以下の（６）(vii)を参照。

（５）営業秘密（EU 指令（2016/943））

現在の版は、2016 年 6 月 8 日に制定された。

---

[664] The European Patent Convention（EPO ウェブサイト）
https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/epc.html

[665] Consolidated text: Council Regulation (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community design（EUR-Lex ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A32002R0006

[666] Regulation (EU) 2017/1001 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2017 on the European Union trade mark (codification)(Text with EEA relevance.（EUR-Lex ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R1001

[667]農産品および食品の品質制度（PDO、PGI、TSG）に関する欧州議会・理事会規則(EU) No 1151/2012（EUR-Lex ウェブサイト）
http://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32012R1151

[668] Guidance Protected geographical food and drink names: UK GI schemes（Gov UK ウェブサイト）
https://www.gov.uk/guidance/protected-geographical-food-and-drink-names-uk-gi-schemes

2016 年 6 月 8 日、欧州委員会の提案を受け、欧州議会と理事会は、営業秘密の違法な取得、開示、使用を禁止する EU 諸国の国内法を標準化することを目的とした指令を採択した[669]。この指令は、既存の国際的に拘束力のある基準に従って営業秘密の定義を調和させる。また、関連する不正流用の形態を定義し、営業秘密が排他的な知的財産権の一形態ではないことを考慮している。刑事制裁を設けることなく、この指令は、営業秘密の不正流用の被害者が以下のような保護を求めることができる民事上の手段を調和させている。

・不正に流用された営業秘密の違法な使用とさらなる開示の阻止
・違法に取得された営業秘密に基づいて製造された商品の市場からの排除
・不正に流用された営業秘密の違法な使用または開示によって引き起こされた損害に対する補償を受ける権利

EU 諸国は、2018 年 6 月 9 日までに、指令を遵守するために必要な法律および行政規定を発効させなければならない[670]。

（6）知的財産に関する行動計画策定後の動向

欧州委員会は、2020 年 11 月 25 日、知的財産に関する行動計画（Action Plan on Intellectual Property）を採択・公表した[671]。

本行動計画では、①知財保護の改善、②中小企業による知財利用の促進、③知財共有の促進、④模倣品との闘い及び知的財産権行使の改善、⑤グローバルレベルの競争環境の改善と 5 つの主要分野における施策が発表されている。

その後これに沿う形で、上記①～⑤それぞれについて行動計画内で触れられた具体的課題について次々と規則案の改正提案等が行われている。単一特許制度以外で公表された規則案等について、以下に記載する。

① 知財保護の改善

（i）補充的保護証明書（SPC）に関する規則案等の公表

【背景及び課題】

欧州委員会は、2023 年 4 月 27 日、システムを最適化し、透明性と効率性を高める目的で、補充的保護証明書（SPC）規則案を発表した[672]。

現在、欧州では SPC による保護は加盟国レベルでしか受けることができないため、制度は断片化し、複雑で費用のかかる手続きや法的不確実性につながっているという課題がある。

【改正案の方向性】

---

669 Directive (EU) 2016/943 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on the protection of undisclosed know-how and business information (trade secrets) against their unlawful acquisition, use and disclosure (Text with EEA relevance)（EUR-Lex ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32016L0943

670 Trade secrets（European Commission ウェブサイト）
https://single-market-economy.ec.europa.eu/industry/strategy/intellectual-property/trade-secrets_en

671 COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS Making the most of the EU's innovative potential An intellectual property action plan to support the EU's recovery and resilience
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0760

672 Proposals for regulations on supplementary protection certificates（European Commission ウェブサイト）
https://single-market-economy.ec.europa.eu/publications/proposals-regulations-supplementary-protection-certificates_en

本規則案では、欧州単一効特許を補完するために、単一 SPC を導入する。さらに、欧州連合知的財産庁（EUIPO）が EU 各国の知的財産庁と緊密に連携して実施する集中審査制度を導入する。同制度では、1 つの出願に対して 1 回の審査が行われ、いずれかの加盟国で SPC が付与されれば、出願で指定された各加盟国に対して国内 SPC が付与されることになる。また、同じ手続きで単一 SPC が付与されることもある。今回、補充的保護証明書（SPC）に関するものとして、下記に示す 4 つの規則案が提示されている[673]。

１）医薬品の単一 SPC 規則案（COM(2023)222 final）及び２）植物保護製品の単一 SPC 規則案（COM(2023)221 final）

2023 年 6 月 1 日に発効した統一特許裁判所(UPC)協定を批准した加盟国において有効となる欧州単一効特許につき、新たに医薬品と植物保護製品に関する単一 SPC を導入することで、欧州単一効特許が有効な国の範囲で単一 SPC を取得可能とするもの。

３）医薬品の SPC 規則案（COM(2023)231 final）及び４）植物保護製品の SPC 規則案（COM(2023)223 final）

EU 加盟国毎に存在した既存の手続きを、単一の集中的な手続きで補完するもの。

１）～４）はいずれも EUIPO に SPC を申請し、EUIPO でその審査がなされることとなる。

② 中小企業による知財利用の促進

EU の 2021～2027 年の研究開発支援プログラム「ホライズン・ヨーロッパ」の立ち上げにつき、2020 年 9 月 29 日に EU 理事会が設立規則案に大筋合意した。

ホライズン・ヨーロッパの総予算規模は、名目額で 955 億ユーロ（2018 年基準で 849 億ユーロ）となった。2020 年 7 月 21 日の EU 首脳会議での合意 809 億ユーロに加え、欧州議会の要求で 40 億ユーロ（いずれも 2018 年基準額）が増額された（2020 年 11 月 11 日記事参照）。欧州委員会によると、英国を除いた 27 カ国ベースかつ物価変動を考慮した金額で比較した場合、前回のプログラム「ホライズン 2020」（2014～2020 年）に比べて 30%の増強となる。

ホライズン・ヨーロッパの予算は、（イ）エクセレント・サイエンス、（ロ）グローバルな課題と産業競争力、（ハ）イノベーティブな欧州という 3 つの柱に分配される。さらに、重点分野として「EU ミッション」と名付けられた次の 5 つのテーマが設定されている。

１）がんの克服
２）社会の変革を含む気候変動への適応
３）海洋・海岸・内陸水における健康の回復
４）気候中立を達成するスマートシティー
５）健全な土壌と食糧

これらの分野における「ミッション志向型研究」は、第 2 の柱「グローバルな課題と産業競争力」の下で重点的に予算が配分され、他の EU 予算も活用した重層的な支援が予定されている。例えば「がんの克服」については、2021 年 2 月 3 日に欧州委員会は、政策文書「がん克服計画」を発表し、ホライズン・ヨーロッパや、新たに設置される EU の保健衛生政策「EU・フォー・ヘルス」なども活用して、多面的に取り組むとしている[674]。

---

673 欧州委員会、補充的保護証明書に関する規則案を発表（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2023/20230504.pdf

674 EU 研究開発支援枠組み「ホライズン・ヨーロッパ」を立ち上げ（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/02/829dda4a9d63bb27.html

欧州イノベーション評議会(European Innovation Council)は、個人投資家にとってリスクが高すぎる可能性のある、ブレークスルーや破壊的な性質を持ち、スケールアップの可能性を秘めたイノベーションを支援する。予算の 70%を中小企業向けに割り当てる[675]。

2021 年 10 月 14 日、欧州イノベーション評議会は、画期的なイノベーションのために 3 億 6,300 万ユーロの資金を受け取る 65 の革新的な新興企業と中小企業を選出した。各企業は、ヘルスケア、デジタル技術、エネルギー、バイオテクノロジー、宇宙などの分野で画期的なイノベーションを開発・拡大するために、最大 1,700 万ユーロの助成金と株式投資の組み合わせを受ける[676]。

2022 年 11 月 17 日、欧州イノベーション評議会の株式投資部門である EIC ファンドは、ディープテック・イノベーションの特定、開発、拡大を目的とした「新欧州イノベーション・アジェンダ」の重要な要素であり、ホライズン・ヨーロッパ傘下の第 1 弾として、35 件の投資決定を行った。35 件の決定により、株式投資総額は約 1 億 9,000 万ユーロとなる。このうち以下の 2 つの企業については、すでに投資協定を締結している[677]。

・Apix Analytics:再生可能ガスに対応する初の小型ユニバーサルガス分析装置を提供する企業。
・Lattice Medical:患者自身の組織を用いた乳房の自己再建に取り組む会社。

③ 知財共有の促進

（i）強制実施権に関する改正規則案の公表

【背景及び課題】

欧州委員会は、2023 年 4 月 27 日、強制実施権に関する規則案について公表した[678]。強制実施権の付与は、政府が特許権者の同意なしに特許発明の使用を許可するものである。製造業者との自主的なライセンス契約は、一般的に生産を増強するための好ましい手段だが、自主的な契約が利用できない、または適切でない場合、強制実施権の付与は、危機の際の最後の手段として、危機に関連する主要な製品や技術へのアクセスを提供するのに役立つことがある。

【改正規則案の方向性】

・第 1 条：強制実施権に関する規則案は、危機の際に EU が危機関連製品にアクセスできるようにすることを目的として、知的財産権の EU 強制実施権の付与に関する手続きと条件について定める。
・第 2 条：対象とする知的財産権は特許、実用新案、補充的保護証明書である。
・第 4 条：EU レベルで緊急モードまたは危機モードが発動された後にのみ、EU の強制実施権が付与される。
・第 7 条第 3 項：EU 強制実施権の付与に先立ち、欧州委員会は、権利者及び被許諾者に、意見

675 New elements in Horizon Europe（European Commission ウェブサイト）
https://research-and-innovation.ec.europa.eu/funding/funding-opportunities/funding-programmes-and-open-calls/horizon-europe_en

676 European Innovation Council announces new wave of start-up champions（European Commission ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_5225

677 European Innovation Council Fund: first equity investments for a total of €190 million under Horizon Europe（European Commission ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_6953

678 COM(2023)224 - Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on compulsory licensing for crisis management and amending Regulation (EC) 816/2006（European Commission ウェブサイト）
https://single-market-economy.ec.europa.eu/publications/com2023224-proposal-regulation-compulsory-licensing-crisis-management_en

（製造業者と任意のライセンス契約を締結する可能性、EU 強制実施権を付与する必要性、ライセンス料等の条件）を述べる機会を与えなければならない。
・第 7 条第 6 項：欧州委員会は、強制実施権の付与を評価するにあたって、諮問機関の意見、権利者及び被許諾者の権利及び利益、欧州委員会に報告された既存の国内の強制実施権を考慮する[679]。

（ii）標準必須特許（SEP）に関する規則案の公表
欧州委員会は、2023 年 4 月 27 日、標準必須特許（SEP）に関する規則案を公表した[680]。2024 年 1 月 24 日、欧州議会法務委員会は、本規則案を、賛成 13 票、反対 0 票、棄権 10 票で採択した。次のステップとしては、最終的な法案について EU 諸国と協議を開始する前に、合意された文章を議会全体で採択する必要がある[681] [682]。
【背景及び課題】
SEP とは、標準化団体（SDO）が採択した技術標準の実施に不可欠とされた技術を保護する特許である。例えば、第 5 世代移動通信システム（5G）、Wi-Fi、ブルートゥース（Bluetooth）、NFC（近距離無線通信）などの標準技術に関連するものである。標準に準拠した製品を製造するには SEP の使用が必要なため、SEP 保有者は公正、合理的かつ非差別的（FRAND）な条件でライセンスすることを約束することで、これらの SEP に関する技術の利用を可能としてきた。一方で、SEP のライセンスに関しては、透明性や予見可能性の欠如のため、長引く紛争や訴訟が問題とされてきた。
SEP に関する規則案は、バランスの取れたシステムを構築により、透明性を向上し、紛争や訴訟を減少させ、効率的な交渉のためのグローバルなベンチマークを設定することを目的としている。

【改正規則の方向性】
・第 1 条第 1 項：本規則は、標準必須特許（SEP）のライセンス供与に必要な情報に関して、透明性を高め、SEP の登録、登録された SEP の必須性判断、FRAND 決定に関する手続を定める。
・第 3 条：EUIPO 内に設置するコンピテンスセンターの主な業務は以下のとおり。
  ・SEP に関する電子登録及び電子データベース管理
  ・評価者（登録された SEP の必須性を判断）及び調停人（累積ロイヤリティの決定や FRAND 決定を調停）の名簿作成・管理及びトレーニング
  ・SEP に関する判例、ロイヤリティ等の情報収集
  ・中小企業に対する SEP に関する研修・支援・助言
・その他にも、SEP の登録（第 4 条、第 20 条）、サンプルチェック等による必須性判断（第 28 条、第 29 条）、累積ロイヤルティの公表（第 15 条、第 17 条）、調停による FRAND 決定（第 34 条）

[679] 欧州委員会、欧州全体の強制実施権の付与に関する規則案を発表（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2023/20230503.pdf
[680] COM(2023)232 - Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on standard essential patents and amending Regulation (EU) 2017/1001（European Commission ウェブサイト）
https://single-market-economy.ec.europa.eu/publications/com2023232-proposal-regulation-standard-essential-patents_en
[681] New rules to promote standard-setting innovation in new technologies（European Parliament ウェブサイト）
https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20240122IPR17029/new-rules-to-promote-standard-setting-innovation-in-new-technologies
[682] 欧州議会、法務委員会にて SEP 規則案に対する立場を採択（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2024/20240124.pdf

などの規定を導入している[683]。

④ 模倣品との闘い及び知財権行使の改善

2022 年 11 月 16 日、デジタルサービス法（DSA：Digital Services Act）が施行された。

DSA はデジタル市場法（DMA：Digital Markets Act）とともに、“A Europe fit for the Digital Age”として知られる EU のデジタル戦略の一環として適用される新しい法令である。

DSA は、オンライン仲介サービスに対して、サービスと手順をどのように設計する必要があるかについて、包括的な新しい一連のルールを導入している。新しい規則には、オンラインでの違法なコンテンツや違法な製品の拡散を制限し、未成年者の保護を強化し、ユーザーにより多くの選択肢とより良い情報を提供するという新しい責任が含まれている。4,500 万人以上のユーザーを抱えるプラットフォームには、特別な制度が導入されており、このような非常に大規模なオンラインプラットフォームや検索エンジンについては、違法な商品やコンテンツへの露出や偽情報の拡散など、サービス上のオンライン上の危害のリスクを幅広く毎年評価することが義務付けられている[684]。

⑤ 意匠保護の近代化のための規則改正案及び意匠の法的保護に関する指令案の提案

【背景及び課題】

欧州委員会は、2022 年 11 月 29 日に共同体意匠規則を改正する規則の提案[685]及び意匠の法的保護に関する指令の提案[686]を採択した旨をプレスリリース等で公表した。本改正は、知的財産行動計画（intellectual property action plan）1 で示された行動のうちの「EU 意匠保護の近代化」に沿ったものであり、2021 年にパブリック・コンサルテーションを実施していた 。今回は、提案と共にインパクト・アセスメントを公表した。

【規則及び指令の提案の目的】

１．EU 全域での意匠登録手続きを簡素化・合理化すること

登録のための出願における意匠の提示（例えば、ビデオファイルの提出などを認める）や、複数の意匠を 1 つの出願にまとめることにより出願手続きを容易にする。

また、保護期間の最初の 10 年間に支払う手数料を引き下げることにより、特に個人デザイナーや中小企業にとって、登録共同体意匠保護をより身近で 効率的かつ手頃なものにする。

２．手続きの調和と各国の意匠制度との補完性を確保すること

新しい枠組みは、例えば、意匠登録の要件や登録意匠の無効化に関するルールの簡素化など、EU レベルと各国の意匠保護規定との間の補完性を高めることを目的としている。これにより、欧州全域の企業にとって公平な競争条件が整うこととなる。

３．複雑な製品の修理のためのオリジナルデザインの複製を許可

[683] 欧州委員会、標準必須特許など知的財産に関する一連の規則案を発表（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2023/20230427.pdf

[684] Digital Services Act: EU's landmark rules for online platforms enter into force（European Commission ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_6906

[685] Proposal for a Regulation on Community designs（European Commission ウェブサイト）
https://single-market-economy.ec.europa.eu/publications/proposal-regulation-community-designs_en

[686] Proposal for a Directive on the legal protection of designs (recast)（European Commission ウェブサイト）
https://single-market-economy.ec.europa.eu/publications/proposal-directive-legal-protection-designs-recast_en

意匠の法的保護に関する指令に、EU 全体の「修理条項」を導入することで、新しい規則はスペアパーツ市場の開放と競争力強化に貢献する。

【現状と今後の予定】

2023 年 9 月 25 日、EU 理事会（閣僚理事会）は、2022 年 11 月 28 日に欧州委員会から提案された共同体意匠規則を改正する規則案及び意匠の法的保護に関する指令案に対し、その立場（一般的アプローチ（General Approach）[687]）を採択した[688] [689]。

2023 年 12 月 5 日、欧州理事会と欧州議会は、意匠パッケージの 2 つの立法案（意匠の法的保護に関する指令と共同体意匠に関する規則）の改正に関する暫定合意に達した[690] [691]。

最も重要な点は、複雑な製品（例：自動車のボディ部品）の修理に使用される部品スペアパーツの意匠保護をさらに調和させることである。この条項では、複雑な製品の交換部品で、元の外観を復元するために使用されるが、修理の目的に限られ、交換部品が元の部品とそっくりである場合（例えば、破損したドアや、車の外観を元通りにするために交換すべき車の壊れたライトなど）は、意匠保護の対象から除外されるこの措置は、スペアパーツ市場を自由化し、消費者に低価格をもたらす。この「修理条項」は将来の意匠にのみ適用されるが、既存の意匠の保護は 10 年間維持される。

それ以外に、以下の改正点を含んでいる。

・「意匠」と「製品」の定義を更新し、デジタル時代と将来の技術発展に適合させる。例えば、「デジタル」は「非物理的」に置き換えられる。

・意匠の表示要件を簡素化し、意匠登録出願日に書類が不足していたとしても、意匠の表示が十分に明確であれば、その日に意匠登録を受けることができる。

・意匠の公開時期を最大 30 ヶ月まで繰り延べることができる柔軟性を導入し、加盟国は意匠権者の要請に応じて（繰り延べ期間の終了時ではなく）繰り延べを停止する選択肢を与えることができる。

・意匠権の無効を宣言する規則を明確化し、加盟国が行政的な審判手続を規定することで、当事者が裁判を起こす必要がないようにする。

・国内のみの保護にかかる費用は、欧州の保護にかかる費用よりも引き続き低廉であることが保証される。

・国内著作権法を含む、意匠と著作権の保護の併合の可能性

---

[687] 欧州議会が意見を提出する前に、EU 理事会は「一般的アプローチ（General Approach）」を採択して、欧州委員会の提案に対する EU 理事会の意見を欧州議会に伝えることができる。一般的アプローチは立法手続きを迅速化し、欧州議会と EU 理事会の合意を容易にする。
https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/decision-making/ordinary-legislative-procedure/

[688] EU 理事会、意匠保護に関する法律を近代化するための提案に対する立場を採択（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2023/20231009.pdf

[689] Intellectual property: Council adopts two positions on designs protection legislation（EU Council ウェブサイト）
https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/09/25/intellectual-property-council-adopts-two-positions-on-designs-protection-legislation/

[690] Council and Parliament strike provisional deal on design protection package（Council of the EU ウェブサイト）
https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/05/council-and-parliament-strike-provisional-deal-on-design-protection-package/

[691] EU 理事会、意匠保護に関する法律を近代化するための提案について欧州議会と暫定合意（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2023/20231206.pdf

・加盟国が新法を適用するために必要な措置を講じる時間を確保するため、移行期間を 24 ヶ月から 36 ヶ月とする。

⑥ 農業に関する GI の保護の強化に関する制度改定案の公表

【背景及び課題】

欧州委員会は 2022 年 3 月 31 日、農産品〔ワイン、蒸留酒（スピリット）を含む〕の地理的表示（GI）制度を見直し、新たな登録手続きなどを定めた規則案[692])を発表した。

欧州委は 2020 年に発表した知財行動計画で GI 製品の知的財産権の保護強化の方針を打ち出していたが、EUIPO が協力することで、EU 域内外での GI 製品の名称保護や模倣品対策を強化する狙いがある。

欧州委員会は 2021 年に GI 制度の評価を行い、GI 制度が EU 産品の付加価値創出につながっているとしたが、一方で、一部の加盟国で消費者の認知度が低い、また知的財産のエンフォースメント（権利行使）が十分ではない、と指摘し、さらに製品の特性に「環境に対する持続可能性」などを盛り込むべきだとした。

【改正案の方向性】

① これまで複数の規則によって定められていた登録手続きを統合、単一化する。EU 域内、域外の申請者に共通したルールが適用される。これにより手続きを簡素化、迅速化し、登録申請を増やす。

② オンライン・プラットフォームでの販売、ドメインネームシステム（DNS）における悪意ある GI の登録や名称の使用からの保護など、特にインターネット上における GI の保護を強化する。

③ Farm to Folk 戦略の直接的なフォローアップとして、生産者が製品仕様に社会、環境、または経済的持続性に関する取り組みを盛り込み、認定要件として定めることを可能とし、持続可能性の向上を目指す。

④ 加盟国に申請し、GI 製品の生産者グループとして認定を受けたグループが、加盟国の模倣品取り締まり機関や税関と協力し、GI 認定の活用、保護に取り組むことを可能とする[693]。

2023 年 6 月、欧州委員会の本規則案について、欧州議会と欧州理事会の三者協議が開始され[694]、2023 年 11 月に、欧州議会と欧州理事会がワイン、スピリッツ飲料、農産物の地理的表示（GI）制度の改革と強化に合意した[695]。

---

[692] Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on European Union geographical indications for wine, spirit drinks and agricultural products, and quality schemes for agricultural products, amending Regulations (EU) No 1308/2013, (EU) 2017/1001 and (EU) 2019/787 and repealing Regulation (EU) No 1151/2012（European Commission ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0134R%2801%29

[693] Commission strengthens geographical indications to preserve high quality and reinforce protection（European Commission ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_2185

[694] Geographical indications for wine, spirit drinks and agricultural products（European Parliament ウェブサイト）
https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI(2023)739304

[695] New Regulation on EU Geographical Indications for Wine, Spirit Drinks and Agricultural Products（European Commission ウェブサイト）
https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/news-events/news/new-regulation-eu-geographical-indications-wine-spirit-drinks-and-agricultural-products-2023-11-06_en

⑦ 工芸品や工業製品の GI 保護に関する規則を制定

欧州理事会と欧州議会は 2023 年 5 月 2 日、工芸品および工業製品の地理的表示（GI）保護に関する規則について暫定的な合意に達し[696]、2023 年 10 月に欧州議会と理事会で正式に承認された。その後、2023 年 11 月 16 日に発効した[697]。

【背景及び課題】

欧州地理的表示の保護は、シャンパーニュやプロシュット・ディ・パルマのような農産物については以前から確立されている。しかし、16 の加盟国が工芸品や工業製品の保護制度を設けているのに対し、EU レベルではそのような制度が欠けていた。

EU には工芸品や工業製品のための統一的な地理的表示保護の枠組みがないため、EU 加盟国によって法的保護にばらつきが生じていた。Craft and Industrial Geographical Indication (CIGI) 規則は、この格差を是正し、貴重な欧州産品の保護を調和させることを目的としている。

この政治的合意は、昨年 2022 年 4 月 13 日に採択された地理的表示に関する新しい EU 規則に関する欧州委員会の提案[698]に基づくものである。欧州委員会は、2020 年 11 月に採択された知的財産行動計画に基づき、EU レベルでの工芸品および工業製品の地理的表示保護システムの実現可能性を検討すると発表した。さらに、新しい規則は、生産者、地域当局、欧州議会、地域委員会からの呼びかけに基づいており、欧州委員会に工芸品および工業製品の保護のための規制の枠組みを作成するよう求めていた。ガラス、テキスタイル、磁器、カトラリー、陶器、鳩時計、楽器、家具などの製品は、EU 内で、或いは、世界的な評判や地位の恩恵を受けていたが、これらの生産者は製品の原産地と評判と品質との関連性を認識した EU の保護を得られていなかった。2019 年 11 月、世界知的所有権機関(WIPO)が管理する条約である原産地呼称および地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ・アクトに EU が加盟したことで、さらなる勢いが増した。

現在の EU 法は、農産物、食品、ワインの地理的表示を保護している。新しい規則は、高度な知的財産保護、消費者情報の改善、地域の回復の促進も目的とし、補完的な保護システムを構築する。新しいシステムは、工芸品と工業製品の異なる性質を考慮しながら、同じレベルの保護を提供する。

【規則及び指令の提案の目的】

新しい規則により、EU の生産者は、ヨーロッパ内外で、工芸品や工業製品とその伝統的なノウハウを保護することができる。この規制により、消費者はそのような製品の品質を認識し、より多くの情報に基づいた選択をすることが容易になる。これは、欧州の地域における技能と雇用の促進、誘致、維持に役立ち、経済発展に貢献する。また、この規制により、伝統工芸品や工業製

---

696 Intellectual property: Commission welcomes the political agreement to boost the protection of European craft and industrial products in the EU and beyond（European Commission ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_2590

697 The Craft and Industrial Geographical Indication (CIGI) Regulation enters into force today.（European Commission ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_5813

698 PROPOSAL FOR A REGULATION Regulation on Geographical Indications for craft and industrial products documents（European Commission ウェブサイト）
https://single-market-economy.ec.europa.eu/publications/regulation-geographical-indications-craft-and-industrial-products-documents_en

品は、農業地域にすでに存在する保護された地理的表示と最終的に対等な立場に置かれることが保証される。欧州委は、想定される保護対象産品の例として、ムラーノガラス（イタリア）、リモージュの磁器（フランス）、ゾーリンゲンの刃物類（ドイツ）などを挙げている。

工芸品および工業製品の地理的表示に関する新しい EU 規則の概要は、以下の通りである。

・工芸品や工業製品の地理的表示を EU 全域で保護し、生産者が EU 全域で製品の知的財産権を保護・行使できるよう支援する。また、現在、国レベルで存在する断片的で部分的な保護にも対処する。また、新しい規則は、工芸品や産業用地理的表示のオンライン保護や、オンラインで販売されているものを含む偽造品に対する措置を促進する。
・2 段階の申請プロセスを確立することにより、工芸品および工業製品の地理的表示の簡単かつ費用対効果の高い登録を可能にする。これにより、生産者は指定された加盟国の当局に地理的表示申請を提出し、当局はさらなる評価と承認のために欧州連合知的財産庁(EUIPO)に申請を提出する必要がある。国内登録手続きを行っていない加盟国に対しては、EUIPO への直接申請手続きも可能である。また、新しい規制により、特に中小企業の地理的表示(GI)の登録が容易になり、新しい規制により、生産者は自社製品が製品仕様に準拠していることを自己申告できるため、システムの軽量化とコスト削減が可能になる。
・EU が、2019 年 11 月に加盟した世界知的所有権機関(WIPO)の原産地呼称および地理的表示に関するジュネーブアクトの署名国であり、工芸品および工業用地理的表示を対象とするすべての国で、登録された工芸品および工業用地理的表示の生産者が製品を保護できるようにすることで、国際的な地理的表示保護との完全な互換性を確保する。
・生産者、特に中小企業が新しい本物の製品に投資し、ニッチ市場を創出するインセンティブを提供することにより、ヨーロッパの農村およびその他の地域の発展を支援する。新しい規則は、特にヨーロッパの農村部や発展途上地域で、消滅しかねない独自のスキルを維持するのに役立つ。地域は、新しい GI の評判から恩恵を受ける。これは、観光客を誘致し、地域に新たな高度なスキルを持つ雇用を創出し、経済回復を後押しすることに貢献する。

【今後の予定】

加盟国、EUIPO、欧州委員会、利害関係者は、2025 年 12 月に予定されている新制度の完全適用に向けて、2 年間の猶予期間を設ける。既存の国内の工芸品および工業製品の地理的表示は、規則の適用日から 1 年後に消滅する[699]。

⑧ EUIPO のマンデートの拡大

GI、SEP、SPC のそれぞれの規則改正案おいて、EUIPO のマンデートを拡大する内容が含まれており、EU 規則 2017/1001[700]の第 151 条の以下の下線部及び括弧内に、どの規定案によって追加予定の条文であるかを記載した。

---

[699] The Craft and Industrial Geographical Indication (CIGI) Regulation enters into force today.（European Commission ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_5813

[700] Regulation (EU) 2017/1001 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2017 on the European Union trade mark (codification)（Text with EEA relevance.)(EUR-Lex ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R1001

EU 規則 2017/1001
第 151 条 EUIPO の職務
(1) EUIPO は下記の職務を負う。
(a) 本規則において設定される EU 商標制度の運営及び推進
(b) 欧州連合理事会規則 (EC) No.6/2002 によって設定される欧州連合意匠制度の運営及び推進
（GI の規則案で追加予定のもの）【(ba)手工芸品および工業製品の地理的表示の管理および促進、特に欧州議会および理事会規則(EU) 2023/2411(*1)に基づき付与された業務、および地理的表示の保護制度の促進；】
（SEP の規則案で追加予定のもの）【(ba)欧州議会及び理事会規則(EU)第...号に基づき、コンピテンス・センターに与えられた業務の管理、促進及び支援。】
(c) 商標、意匠及び【補充的保護証明書】の分野における慣行及び手段を集約することであって、ベネルクス知的財産庁を含む、加盟国の中央工業所有権官庁と協力して行うもの
(d) 欧州議会及び欧州連合理事会の規則 (EU) No.386/2012 にいう職務
(e) 欧州議会及び理事会の指令 2012/28/EU に基づいて同庁に与えられた職務
（SPC の規則案で追加予定のもの）【(f)規則[COM(2023) 231]の第 III 章及び規則[COM(2023) 223]の第 III 章並びに規則[COM(2023) 222]及び[COM(2023) 221]で言及されている業務；】
（SPC の規則案で追加予定のもの）【(g) 集中審査手続への参加要請に基づいて、欧州委員会に意見を述べる機会を与えた上で、異議申立手続を含む、規則[COM(2023)231]及び[COM(2023)223]に基づく集中証明書申請、並びに異議及び無効手続を含む、規則[COM(2023)222]及び規則[COM(2023)221]に基づく一元証明書申請の集中審査に審査官が参加できる管轄国内官庁を、協定を締結することによって任命する；】
(2) EU 知財庁は、(1)によって同庁に与えられた責務に関し、機関、当局、団体、工業所有権官庁、国際的及び非政府組織と協力する。
(3) EU 知財庁は、あっせん、調停、仲裁、【ロイヤルティの決定及び FRAND 決定】を含む裁判外紛争解 決サービスを提供することができる。

（7）欧州医薬品戦略

2020 年 11 月 25 日、欧州委員会は、患者が革新的で手頃な価格の医薬品にアクセスできるようにし、EU の製薬業界の競争力、革新的な能力、持続可能性を支援するために、欧州の医薬品戦略を採択した[701]。この戦略により、欧州は危機時を含め、強固なサプライチェーンを通じて医薬品のニーズをカバーできるようになる[702] [703]。

【背景及び課題】

EU 全域の人々は、安全で近代的で手頃な価格の治療法への平等なアクセスの恩恵を受けること

[701] COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS Pharmaceutical Strategy for Europe（European Commission ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020DC0761

[702] Affordable, accessible and safe medicines for all: the Commission presents a Pharmaceutical Strategy for Europe（European Commission ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_2173

[703] A pharmaceutical strategy for Europe（European Commission ウェブサイト）
https://health.ec.europa.eu/medicinal-products/pharmaceutical-strategy-europe_en

を期待している。医薬品は、病気の診断、治療、予防のための治療選択肢を提供するため、この点で重要な役割を果たす。欧州の製薬部門は、高度なスキルを持つ雇用の創出とイノベーションへの投資において、EU 経済に大きく貢献している。

リアルワールドデータの利用におけるデジタル化とイノベーションは、医薬品の開発と使用の方法に新たな可能性をもたらす。しかし、革新的な治療法がヨーロッパ中のすべての患者に同じスピードで届くわけではなく、患者は不足のために必要な医薬品にアクセスできない可能性がある。未曾有のコロナウイルスのパンデミックは、危機に強いシステムを持ち、あらゆる状況下で医薬品の入手可能性を確保することがいかに重要であるかをさらに示した。

同時に、欧州の人口は高齢化しており、EU は COVID-19 などの疾病や新たな健康上の脅威の増大に直面している。さらに、医療制度や患者は医薬品の費用を負担することが困難になっている。EU はまた、医薬品とその有効成分の輸入において、非 EU 諸国への依存度を高めている。また、薬剤の薬剤耐性や環境持続性などの問題も懸念されている。

この戦略は、上記の目的を通じて、これらの重要な課題に取り組み、今後数年間で EU の医薬品システムを適応させることを目的とした政策手段である。

【規則の目的及び実装】

（主な 4 つの目的）

欧州の医薬品戦略には、主に 4 つの目的がある。

・患者が手頃な価格の医薬品にアクセスできるようにし、満たされていない医療ニーズ(抗菌薬耐性、がん、希少疾患などの分野)に対処する。

・EU の製薬業界の競争力、イノベーション、持続可能性、および高品質で安全、効果的、かつ環境に優しい医薬品の開発を支援する。

・危機への備えと対応メカニズムを強化し、供給の安全保障に取り組む。

・高いレベルの品質、有効性、安全基準を促進することにより、世界における EU の強力な発言力を確保する。

（主なアクション）

・薬事基本法制の改正を、将来を見据えたイノベーションに配慮したものにする（＊）。

・EU 保健緊急対応機関の提案

・小児医薬品及び希少疾病医薬品の規制の改正

・医薬品製造および公的機関のすべての関係者との構造化された対話を開始し、重要な医薬品のグローバルサプライチェーンにおける脆弱性を特定し、EU における供給の継続性と安全性を強化するための政策オプションを形成する。

・医薬品の手頃な価格、費用対効果、保健システムの持続可能性を改善するための、価格、支払い、調達政策に関する各国当局間の協力

・欧州保健データスペースの提案を含む、堅牢なデジタルインフラの構築

特にホライズン 2020 と EU4Health を通じた研究とイノベーションへの支援

・抗菌薬及びその代替薬に関する EU の研究開発及び公共調達に対する革新的なアプローチ及びその使用を制限し最適化するための措置を促進するための行動

（＊）2023 年 4 月 26 日、欧州委員会は、既存の一般的な医薬品法に代わる新しい指令[704]と新しい規則[705]（EU 薬事法の改正）の提案を採択した。

（医薬品戦略と知的財産行動計画の関連性[706]）

知的財産権、特に特許と補充的保護証明書(SPC)は、革新的な医薬品を保護し、競合製品が市場に出回る時期を規制する。医薬品のアクセス、入手可能性、手頃な価格を確保しながらイノベーションを奨励することは、医薬品戦略の重要な考慮事項である。

EU の知的財産制度は、EU の医薬品インセンティブ制度(市場保護、データ保護など)と連携して機能し、どちらもこれらの目的に貢献し得る。

SPC システムの近代化など、欧州委員会が現在検討しているいくつかのイニシアチブは、知的財産と医薬品政策の両方に関連している。知的財産と医薬品のインセンティブに関する規則の改訂は、イノベーションを促進し、すべての患者が手頃な価格で医薬品にアクセスし、利用できるようにする必要性に対するそれらの効果の補完性を認識することになる。

① 薬事上のデータ保護期間と市場独占期間

EU 薬事法改正案は 2 つの立法案から構成される：

- 欧州議会および理事会の指令 2001/83/EC および指令 2009/35/EC を廃止・置換し、小児用医薬品規則（Regulation (EC) No 1901/2006）の関連部分を組み込んだ新規指令[707]；
- 新規則[708]は、規則（EC）No 726/2004 を廃止し、オーファン規則（規則（EC）No 141/2000）を廃止して置き換え、小児用規則（規則（EC）No 1901/2006）の関連部分を廃止して組み入れる。

EU の現在の薬事法では、新たに認可された有効成分に関する医薬品は、8 年間のデータ独占権と 2 年間の市場独占権を受けることができる[709]。今回の薬事法改正案（新規 EU 指令）は、データの独占期間を 2 年間短縮し、6 年間のデータ独占権と 2 年間の市場独占権にすることを提案している

---

[704] Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the Union code relating to medicinal products for human use, and repealing Directive 2001/83/EC and Directive 2009/35/EC（European Commission ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52023PC0192

[705] Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL laying down Union procedures for the authorisation and supervision of medicinal products for human use and establishing rules governing the European Medicines Agency, amending Regulation (EC) No 1394/2007 and Regulation (EU) No 536/2014 and repealing Regulation (EC) No 726/2004, Regulation (EC) No 141/2000 and Regulation (EC) No 1901/2006（European Commission ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52023PC0193

[706] A Pharmaceutical Strategy for Europe: Questions and Answers（European Commission ウェブサイト）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_20_2174

[707] Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the Union code relating to medicinal products for human use, and repealing Directive 2001/83/EC and Directive 2009/35/EC（European Commission ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52023PC0192

[708] Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL laying down Union procedures for the authorisation and supervision of medicinal products for human use and establishing rules governing the European Medicines Agency, amending Regulation (EC) No 1394/2007 and Regulation (EU) No 536/2014 and repealing Regulation (EC) No 726/2004, Regulation (EC) No 141/2000 and Regulation (EC) No 1901/2006（European Commission ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52023PC0193

[709] Regulation (EC) No 726/2004 article 14 (11)（European Commission ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32004R0726

[710]。ただし、一定の基準が満たされている場合、データ保護期間が延長される可能性がある。具体的な基準と延長期間は以下のとおりである。

・製品が「高いアンメット・メディカル・ニーズ」に対応する場合、6カ月の延長期間。
・新規活性物質を含有する医薬品の場合、臨床試験で、当局の科学的助言に従い、関連性があり、かつ、エビデンスに基づく比較対照物質を使用する場合、6ヵ月の延長期間。
・データ保護期間中に、販売承認者が、既存の治療法と比較して有意な臨床上の有益性を裏付けデータにより証明した追加的な治療適応症の承認を取得した場合、12ヶ月の延長期間。
・製造販売承認者が、製造販売承認が付与された日から2年以内に、当該医薬品について、有効な加盟国における患者のニーズを満たすために必要な十分な量及びプレゼンテーションで、サプライチェーンに放出され、継続的に供給されることを証明する場合、24か月の延長期間。

新規EU指令
Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the Union code relating to medicinal products for human use, and repealing Directive 2001/83/EC and Directive 2009/35/EC
の上記の該当部分の日本語仮訳は以下の通りである。

第80条　規制データ及び市場保護
1. 製造販売承認を取得するために最初に提出された附属書Iに記載されたデータは、第81条に従って決定された期間（「規制データ保護期間」）中、後続の製造販売承認のための他の申請者によって参照されてはならない。
2. 第1項の後続製造販売承認に係る医薬品は、第81条にいう関連する規制データ保護期間の満了後2年間は上市してはならない。
（略）
4. 第1項及び第2項の適用除外により、公衆衛生上の緊急事態に対処するために、欧州連合の関係当局がある締約国に対して強制実施権を付与した場合、当該締約国については、強制実施権が要求する限りにおいて、強制実施権の存続期間中、データ及び市場の保護が一時停止されるものとする。
（略）

第81条　規制データ保護期間
1. 規制上のデータ保護期間は、第6条第2項に従って当該医薬品の製造販売承認が付与された日から6年間とする。同一の国際的な製造販売承認に属する製造販売承認の場合、データ保護期間は、最初の製造販売承認が欧州連合で付与された日から開始するものとする。
2. 所轄官庁による科学的評価を条件として、第1項のデータ保護期間は、以下の期間延長されるものとする：

[710] Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the Union code relating to medicinal products for human use, and repealing Directive 2001/83/EC and Directive 2009/35/EC（European Commission ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52023PC0192

(a) 製造販売承認者が、製造販売承認が付与された日から 2 年以内に第 82 条第 1 項に規定される条件が満たされることを証明する場合、または、以下のいずれかの事業体については、その日から 3 年以内に、24 ヶ月間延長する：
(i) 欧州委員会勧告 2003/361/EC にいう中小企業；
(ii) 経済活動を行っていない事業体（「非営利事業体」）；および
(iii) 製造販売承認の付与までに、当該事業について、又は、グループに属する事業については、当該事業又はグループの設立以来、そのグループが属するグループについて、集中製造販売承認を 5 回以上受けていない事業。
(b) 製造販売承認申請者が、最初の製造販売承認申請時に、当該医薬品が第 83 条にいうアンメット・メディカル・ニーズに対応するものであることを証明した場合は 6 ヶ月；
(c) 新規活性物質を含有する医薬品の場合、初回製造販売承認申請を裏付ける臨床試験が、当局の科学的助言に従い、関連性があり、かつ、エビデンスに基づく比較対照物質を使用する場合は 6 ヵ月；
(d) データ保護期間中に、販売承認者が、既存の治療法と比較して有意な臨床上の有益性を裏付けデータにより証明した追加的な治療適応症の承認を取得した場合は 12 ヶ月。

［改正規則（EC）第 726/2004 号］の第 19 条に従って付与された条件付販売承認の場合、第 1 号(b)の延長は、条件付販売承認の付与から 4 年以内に、［改正規則（EC）第 726/2004 号］の第 19 条第 7 項に従って医薬品が販売承認された場合にのみ適用される。
第 1 号の(d)の延長は 1 回に限り認められる。

（略）

第 82 条　加盟国内で供給される医薬品のデータ保護期間の延長
1. 第 81 条第 2 項第 1 号(a)にいうデータ保護期間の延長は、医薬品が、製造販売承認が有効な加盟国における患者のニーズを満たすために必要な十分な量及びプレゼンテーションで、サプライチェーンに放出され、継続的に供給される場合にのみ認められるものとする。
第 1 号の延長は、第 5 条に規定する中央製造販売承認（［改正規則（EC）No 726/2004］に従う製造販売承認）を受けた医薬品、または第Ⅲ章第 3 節に規定する分権手続により国内製造販売承認を受けた医薬品に適用される。

（略）

第 83 条　アンメット・メディカル・ニーズに対応する医薬品
1. 医薬品は、その治療適応症の少なくとも 1 つが生命を脅かす疾患又は重度に衰弱させる疾患に関するものであり、かつ、以下の条件を満たす場合、アンメット・メディカル・ニーズに対応するものとみなされる：
(a) 当該疾病について承認された医薬品が域内に存在しない場合、又は域内で当該疾病について承認されているにもかかわらず、当該疾病が依然として高い罹患率又は死亡率を伴う場合；
(b) 当該医薬品の使用により、関連する患者集団の疾病の罹患率又は死亡率が有意に減少すること。

2. ［改正規則(EC) No 726/2004]の第 67 条で言及されている指定希少疾病用医薬品は、アンメット・メディカル・ニーズに対応しているとみなされるものとする。
3. 国内官庁は、本条を適用するための科学的ガイドラインを採択する場合、欧州委員会及び[改正規則（EC）No 726/2004]の第 162 条で言及されている当局又は機関と協議するものとする。

また、新規 EU 規則案では、希少疾病用医薬品に関する制度変更も提案されており[711]、市場独占権の期間が 10 年から 9 年に短縮されている。ただし、「高いアンメット・メディカル・ニーズ」がある場合には、10 年間の市場独占権を得ることができる。

少なくとも 10 年間、EU 域内で、同一の治療用途及び投与経路において有効性が認められた使用実績があり、一定の安全性の水準であることが証明できることにより、文献データによる申請がされた希少疾病用製品には、5 年間の市場独占権が付与される。

ただし、市場独占権が 9 年間又は 10 年間の希少疾病用製品は、一定の基準が満たされている場合、さらに市場独占権の期間が延長される可能性がある。具体的な基準と延長期間は以下のとおりである。

・製造販売承認者が、製造販売承認が付与された日から 2 年以内に、当該医薬品について、有効な加盟国における患者のニーズを満たすために必要な十分な量及びプレゼンテーションで、サプライチェーンに放出され、継続的に供給されることを証明する場合は、12 か月の延長期間。
・独占期間終了の少なくとも 2 年前に、希少疾病用医薬品の製造販売業者が異なる希少疾病の 1 つ以上の新たな治療適応症について製造販売承認を取得した場合は、12 ヶ月の延長期間。
このような延長は、新たな適応症が異なる場合、2 回認められる。

新規 EU 規則
Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL laying down Union procedures for the authorisation and supervision of medicinal products for human use and establishing rules governing the European Medicines Agency, amending Regulation (EC) No 1394/2007 and Regulation (EU) No 536/2014 and repealing Regulation (EC) No 726/2004, Regulation (EC) No 141/2000 and Regulation (EC) No 1901/2006
の上記の該当部分の日本語仮訳は以下の通りである。

第 71 条　市場での独占権
1. 希少疾病用医薬品の製造販売承認が付与された場合、知的財産法を害することなく、EU および加盟国は、第 2 項に定める市場独占期間の間、類似の医薬品について、同一の治療適応症について、製造販売承認を付与または既存の製造販売承認を延長してはならない。
2. 市場独占期間は以下のとおりとする：
(a) (b)及び(c)以外の希少疾病用医薬品については、9 年間；

[711] Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL laying down Union procedures for the authorisation and supervision of medicinal products for human use and establishing rules governing the European Medicines Agency, amending Regulation (EC) No 1394/2007 and Regulation (EU) No 536/2014 and repealing Regulation (EC) No 726/2004, Regulation (EC) No 141/2000 and Regulation (EC) No 1901/2006（European Commission ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52023PC0193

(b) 第 70 条に規定するアンメット・メディカル・ニーズの高いオーファンドラッグ医薬品については、10 年間；
(c) [改正指令 2001/83/EC]の第 13 条に従って承認された希少疾病用医薬品については、5 年間。
3. 製造販売業者が同一の活性物質について複数の希少疾病用医薬品の製造販売承認を有している場合、これらの承認は別々の市場独占期間の利益を享受してはならない。市場独占期間は、最初の希少疾病用医薬品の製造販売承認が域内で付与された日から開始される。
4. 第 1 項の適用除外として、知的財産法を害することなく、以下の場合、同一の治療適応症について、類似の医薬品に販売承認を与えることができる：
(a) 元の希少疾病用医薬品の販売承認者が、第 2 の申請者に同意した場合。
(b) 元の希少疾病用医薬品の製造販売業者が、十分な量の医薬品を供給できない場合。
(c) 2 番目の申請者が、2 番目の医薬品が、既に承認されている希少疾病用医薬品と類似しているが、より安全で、より効果的で、臨床的に優れていることを、申請書において証明できる場合。

（略）

6. 希少疾病用医薬品の市場独占性は、市場独占性の残りの期間が 2 年未満である場合、ジェネリック医薬品及びバイオシミラー医薬品を含む類似医薬品の販売承認申請の提出、検証及び評価を妨げないものとする。

（略）

第 72 条　市場独占期間の延長
1. 第 71 条第 2 項(a)及び(b)に規定する市場独占期間は、希少疾病用医薬品製造販売業者が［改正指令 2001/83/EC］の第 81 条第 2 項第(a)号及び第 82 条第 1 項に規定する条件を満たしていることを証明できる場合、12 ヶ月延長されるものとする。
これに応じて、［改正指令 2001/83/EC］の第 82 条(2)から(5)に規定された手続が市場独占権の延長に適用されるものとする。
2. 第 71 条第 2 項(a)及び(b)の希少疾病用医薬品については、独占期間終了の少なくとも 2 年前に、希少疾病用医薬品の製造販売業者が異なる希少疾病の 1 以上の新たな治療適応症について製造販売承認を取得した場合、市場独占期間をさらに 12 ヶ月延長するものとする。
このような延長は、新たな適応症が異なる場合、2 回認められる。
3. 第 2 項で言及された市場独占権の延長の恩恵を受ける希少疾病用医薬品は、［改正指令 2001/83/EC］の第 81 条第 2 項(d)で言及されたデータ保護の追加期間の恩恵を受けないものとする。
4. 第 71 条第 3 項は、第 1 項および第 2 項で言及される市場独占権の延長にも同様に適用される。

2023 年 10 月 3 日、欧州製薬団体連合会（EFPIA）は、2023 年 4 月 26 日公表の EU 薬事法の改正

案に対する公式回答を発表した[712]。その概要は以下の通りである。

EFPIA は、この法律案が現状のままでは EU における患者の医薬品アクセスとイノベーションに悪影響を及ぼすという製薬業界の見解を改めて表明した。

イノベーションに対する欧州の薬事データ保護（RDP）が 4 分の 1 に削減され、それを回復するために複雑で達成不可能な目標が企業に追加されることは、競争力を損なうことになる。過去 20 年間で、すでに研究開発投資の 4 分の 1 を米国や中国などの国に奪われているこの地域の傾向を加速させることになる。

この提案によって医薬品やワクチンの入手が容易になるという主張は誤解を招く。調査によると、患者が直面する遅れの約 75%は、企業が加盟国で価格設定と償還を申請した後に生じている。EU 承認後 2 年以内に 27 の EU 加盟国すべてで新薬を上市しなければ 2 年間の薬事データ保護期間を失うと企業に義務づけることは、イノベーターがコントロールできない決定に対してペナルティを課すことになる。

加盟国における遅れの真の原因は、EU の法律で解決できるものではない。緊急の協調行動と、その国の支払い能力に応じた公正な価格設定のような現実的な解決策を見出すための新たな協力方法が必要である。

欧州議会のメンバーが法案を討議する中で、産業界は、以下の修正案が、アクセスを改善し、新たな治療法の発見と開発における欧州のリーダーとしての地位を取り戻すという 2 つの目的を達成するのに役立つと考えている：

・欧州理事会の結論（2023 年 3 月）に従い、欧州では規制データ保護基準および希少疾病用医薬品の市場独占性を削減するのではなく、強化する必要がある。
・現在よりも研究開発投資を促進するような、有意義で予測可能なインセンティブを公平に提供する。
・欧州アクセスハードルポータルから得られたエビデンスの共通理解に基づき、アクセスの障壁と遅延に共同で対処する。
・薬事承認申請に関連する活動に対するボーラー免除を制限する。
・患者中心の、より包括的なアンメット・メディカル・ニーズの定義を策定する。イノベーションの価値を認め、予防、治療、ケアにおける進歩を奨励することにより、欧州はいかなる患者も取り残されないようにすることができる。

（8）生成 AI を巡る欧州での知財に関する動向

2023 年 6 月 14 日、欧州議会は、人工知能に関する調和された規則を定めた欧州議会および理事

[712] European Commission’s draft Pharmaceutical Legislation proposals will harm patient access to medicines and European science (October 3, 2023)（EFPIA ウェブサイト）
https://www.efpia.eu/news-events/the-efpia-view/statements-press-releases/European-commission-s-draft-pharmaceutical-legislation-proposals-will-harm-patient-access-to-medicines-and-european-science/

会規則（人工知能法）の提案[713]に対する修正案を採択した[714]。2023 年 6 月 14 日、欧州議会は AI 法に関する交渉見解を採択した。今後、EU 理事会において、法律の最終的な形について EU 諸国との協議が開始される。2023 年内の合意を目指している。

・目的[715]

本規制は、特に、EU の価値観に適合した人工知能の開発、市場投入、実用化、使用に関する統一的な法的枠組みを定めるものである。その目的は、人間中心で信頼できる人工知能の普及を促進し、健康、安全、基本的権利、民主主義、法の支配、環境を人工知能システムの有害な影響から高いレベルで保護することである。

・適用範囲（第 2 条）

1. この規則は、次の者に適用される：

(a) 域内又は第三国のいずれに設立された事業者であるかを問わず、域内において AI システムを市場に投入し又はサービスを開始する事業者；

(b) 域内に設置又は所在する AI システムの配備者

(c) 国際公法により加盟国法が適用されるか、又は当該システムにより生成される出力が同盟国内で使用されることを意図している、第三国に事業所を有するか又は第三国に所在する AI システムの提供者及び配備者；

(ca) 第 5 条に規定する AI システムを域外に市場投入又は使用するプロバイダであって、当該システムのプロバイダ又は販売業者が域内に所在するもの；

(cb)AI システムの輸入業者及び販売業者並びに AI システムの提供者の公認代理人であって、当該輸入業者、販売業者又は公認代理人が域内に事業所を有するか又は域内に所在するもの；

(cc) 第 3 条(8a)に定義される、域内に所在し、域内で上市又は使用開始される AI システムの使用により健康、安全又は基本的権利に悪影響を及ぼす影響を受ける者。

2. 製品又はシステムの安全コンポーネントである、又はそれ自体が製品又はシステムであり、附属書Ⅱ-セクション B に列挙された整合化法令の範囲内にある高リスクの AI システムについては、本規則の第 84 条のみが適用されるものとする；

3. 本規則は、軍事目的のみに開発または使用される AI システムには適用されないものとする。

（以下略）

・リスクレベルごとに異なるルール[716]

---

[713] Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL LAYING DOWN HARMONISED RULES ON ARTIFICIAL INTELLIGENCE (ARTIFICIAL INTELLIGENCE ACT) AND AMENDING CERTAIN UNION LEGISLATIVE ACTS（EUR-Lex ウェブサイト）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021PC0206

[714] Amendments adopted by the European Parliament on 14 June 2023 on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on laying down harmonised rules on artificial intelligence (Artificial Intelligence Act) and amending certain Union legislative acts (COM(2021)0206 – C9-0146/2021 – 2021/0106(COD))(1)（European Parliament ウェブサイト）
https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2023-0236_EN.html?_ga=2.173365920.2096537910.1699701095-550353978.1699701094&_fsi=VrWnXnrH

[715] European Parliament (European Parliament ウェブサイト)
https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/summary.do?id=1747977&t=e&l=en

[716] EU AI Act: first regulation on artificial intelligence (European Parliament ウェブサイト)

新規則は、人工知能によるリスクのレベルに応じて、プロバイダーとユーザーに義務を課すものである。多くの AI システムは最小限のリスクしかもたらさないが、それらを評価する必要がある。

・許容できないリスク（タイトル II / 第 5 条）
許容できないリスク AI システムは、人々にとって脅威と見なされるシステムであり、禁止される。(第 5 条第 1 項)
(a) 人の意識を超えたサブリミナル技法、又は意図的に操作的若しくは欺瞞的な技法を展開する AI システムを市場に投入、使用開始又は使用することであって、その人の十分な情報に基づいた意思決定を行う能力を著しく損なうことにより、その人又はその人の集団の行動を実質的に歪め、それにより、その人、他の人又はその集団に重大な危害をもたらす、又はもたらすおそれのある方法で、その人が他の方法では行わなかったであろう意思決定を行わせることを目的とし、又はその効果を有するもの；
第 1 項にいうサブリミナル技術を用いた AI システムの禁止は、それにさらされる個人又は該当する場合にはその法定後見人の具体的なインフォームド・コンセントに基づき、承認された治療目的に使用されることを意図した AI システムには適用されない；
(b) 人又は特定の集団の脆弱性（当該人又は当該集団の既知又は予測される性格的特徴又は社会的若しくは経済的状況、年齢、身体的若しくは精神的能力の特徴を含み、当該人又は当該集団に属する人の行動を、当該人又は他の人に重大な危害を与えるか又は与えるおそれがある態様で、実質的に歪めることを目的とし、又はそのような効果を有するもの）を悪用する AI システムを市場に流通させ、使用させ、又は使用すること；
(b a) 自然人を機微な又は保護される属性若しくは特性に従って、又はこれらの属性若しくは特性の推論に基づいて分類するバイオメトリクス分類システムを市場に投入し、使用し、又は使用すること。この禁止は、承認された治療目的のために使用されることを意図した AI システムには適用されない。
(c) 自然人又はその集団の社会的行動又は既知、推論若しくは予測される個人的若しくは人格的特徴に基づき、一定期間にわたり、社会的スコアを評価又は分類するための AI システムを市場に投入、使用開始又は使用することであって、社会的スコアが以下のいずれか又は両方につながるもの：
(i) データが当初生成または収集された文脈とは無関係な社会的文脈において、特定の自然人またはその集団全体が不利益または不利な扱いを受けること；
(ii) 特定の自然人またはその集団全体に対する、その社会的行動またはその重大性に不当または不釣り合いな不利益または不利な取扱い；
(d) 公にアクセス可能な空間における「リアルタイム」遠隔バイオメトリクス識別システムの使用

・高リスク（タイトル III / 第 6 条～第 51 条）
高リスク AI システムの分類(第 6 条)
AI システムが(a)及び(b)の製品から独立して上市されるか又は使用開始されるかにかかわらず、その AI システムは、次の両方の条件が満たされる場合、高リスクとみなされるものとする：

https://www.europarl.europa.eu/news/en/headlines/society/20230601STO93804/eu-ai-act-first-regulation-on-artificial-intelligence

(a) AI システムが製品の安全コンポーネントとして使用されることが意図されているか、又は AI システム自体が附属書 II に列挙された EU ハーモナイゼーション法の対象となる製品であること；
(b) (a)に従った安全コンポーネントが AI システムである製品、又は製品としての AI システムそれ自体が、附属書 II に列挙された EU ハーモナイゼーション法に基づき、その製品の上市又は使用開始を目的として、安全衛生上のリスクに関連する第三者適合性評価を受ける必要があること（第 6 条第 1 項）；
第 1 項で言及される高リスクの AI システムに加え、附属書 III で言及される 1 つ又は複数の重要分野及びユースケースに該当する AI システムは、自然人の健康、安全又は基本的権利に危害を及ぼす重大なリスクをもたらす場合、高リスクとみなされるものとする。AI システムが附属書 III のポイント 2 に該当する場合、環境に重大な危害を及ぼすリスクがある場合は、高リスクとみなされるものとする。
欧州委員会は、本規則の発効 6 ヶ月前に、AI 事務局および関係利害関係者と協議の上、附属書 III で言及されている AI システムの出力が、自然人の健康、安全、または基本的権利に重大な危害を及ぼす危険性がある場合、あるいはそうでない場合を明確に規定したガイドラインを提供するものとする。（第 6 条第 2 項）

・特定の AI システムに対する透明性の義務（タイトル IV / 第 52 条）
限定的リスクの AI システムは、ユーザーが十分な情報を得た上で意思決定できるよう、最低限の透明性要件に従うべきである。
(a) 自然人と対話することを意図した AI システム（第 52 条第 1 項）
提供者は、自然人と対話することを意図した AI システムが、状況及び使用の文脈から明らかな場合を除き、AI システム、提供者自身又は利用者が、AI システムに接する自然人に対し、AI システムと対話することを適時に、明確かつ分かりやすい方法で通知するように設計及び開発されることを確保しなければならない。適切かつ関連性がある場合、この情報には、どの機能が AI によって実現されているか、人間の監視がある場合、意思決定プロセスの責任者は誰か、また、EU 連合法及び国内法に基づき、自然人又はその代理人が、当該システムの適用に反対し、説明を求める権利を含め、AI システムによって下された決定又は AI システムによって引き起こされた損害に対して司法的救済を求めることを可能にする既存の権利及びプロセスも含まれるものとする。この義務は、刑事犯罪の検知、予防、捜査、訴追のために法律で認可された AI システムには適用されない。
(b) 感情認識システム（第 52 条第 2 項）
第 5 条に従って禁止されていない感情認識システムまたはバイオメトリクス分類システムの使用者は、適用される場合、EU 規則 2016/679、EU 規則 2016/1725 および EU 指令 2016/280 に従って、そのシステムの運用について、適時に、明確かつ分かりやすい方法で、それにさらされる自然人に通知し、バイオメトリクスデータおよびその他の個人データの処理に先立ち、その同意を得なければならない。この義務は、犯罪の検知、防止、捜査のために法律で認められている、バイオメトリクス分類に使用される AI システムには適用されないものとする。
(c) テキスト、音声、または視覚的なコンテンツを生成または操作する AI システム（第 52 条第 3 項）
真正または真実であるかのように偽るテキスト、音声、または視覚的なコンテンツを生成または操作する AI システムの利用者は、そのコンテンツが人為的に生成または操作されたものであるこ

と、および可能な限り、そのコンテンツを生成または操作した自然人または法人の名前を、適切、適時、明確かつ目に見える方法で開示しなければならない。開示とは、コンテンツが真正でないことを通知する方法で、かつコンテンツの受信者にとって明確に見えるように、コンテンツを表示することを意味する。コンテンツにラベル付けするために、利用者は、一般的に認められている最新技術、および関連する調和された基準および仕様を考慮するものとする。
第 3 項は、テキスト、音声または映像コンテンツを生成または操作する AI システムの使用が法律で許可されている場合、または EU 基本権憲章で保障された表現の自由および芸術・科学の自由の権利の行使のために必要であり、かつ第三者の権利と自由のための適切な保護措置が適用される場合には、適用されない。コンテンツが、明らかに創作的、風刺的、芸術的、虚構的な映画、ビデオゲーム映像および類似の作品またはプログラムの一部を形成する場合、第 3 項に定める透明性の義務は、作品の展示を妨げない適切な明確かつ可視的な方法で、そのような生成または操作されたコンテンツの存在を開示し、関連する場合には該当する著作権を開示することに限定される。
また、法執行当局が、ディープフェイクを検知することを目的とした AI システムを使用し、その使用に関連する犯罪を防止し、捜査し、訴追することを妨げないものとする。

２．主要国における動向（関係法令の改正動向、意見募集等）

（１）英国

① 特許法

最新版は、2022 年 1 月 1 日改訂版[717]である 。主な改正点は以下のとおりである[718]。
（離脱関連）
・「EU 強制ライセンス」が「強制医薬ライセンス」に変更（128A 条）。
（離脱以外）
・従業員への補償金の規定における国の機関として「英国研究・イノベーション機構」を追加（41 条）。

② 意匠法

最新版は、2021 年 1 月 1 日改訂版[719]である。主な改正点は以下のとおりである[720]。
（離脱関連）
・移行日直前に登録されていた欧州共同体意匠及び EU 指定の国際意匠は、2021 年 1 月 1 日以降も英国において従来と同等の権利が再登録意匠又は再登録国際意匠として自動的に付与。（12A 条、12B 条、附則 1A、附則 1B）
・「欧州経済地域」が「連合王国及び欧州経済地域」に変更（1B 条、7A 条）

---

[717] 英国特許法（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-tokkyo.pdf
[718] 英国特許法改正概要説明書（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-tokkyo_kaisei.pdf
[719] 英国意匠法（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-ishou.pdf
[720] 英国意匠法改正概要説明書（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-ishou_kaisei.pdf

・「共同体」に係る条文の修正（11ZA 条、11ZB 条、20 条、24D 条、24G 条、35ZA 条、44 条）（離脱以外）
・官庁名称変更（11AB 条）
・登録意匠/関連書類の閲覧に関する条文一部削除（22 条）
・秘匿特権の条文追加（25A 条）
・裁判所の管轄変更（27 条）

③ 商標法

最新版は、2021 年 1 月 1 日改訂版[721] [722]である 。

この最新版は、商標（改正等）（EU 離脱）規則 2019、意匠及び国際商標（改正等）（EU 離脱）規則 2019、知的財産（権利の消尽）（EU 離脱）規則 2019 までの改正を考慮し、2020 年 12 月 31 日に発効した。この最新版は、2021 年 8 月 13 日に更新され、将来に向かって適用される規定が追加された（第 3 部第 62 条及び第 71 条、附則第 3 第 6 項及び第 16 項、附則第 4 第 6 項参照）[723]。

④ 営業秘密

営業秘密の保護については、営業秘密（施行等）規則 2018（S.I. 2018/597）[724]が 2018 年 6 月 9 日より施行されている。

本規則は、未公表のノウハウ及び営業情報（企業秘密）の違法な取得、使用及び開示に対する保護に関する 2016 年 6 月 8 日の欧州議会及び理事会指令（EU）2016/943（以下「指令」）の規定を英国で実施するものである。

指令の多くの規定は、秘密情報の秘密保持違反に関するコモンロー及び衡平法の原則、並びに法令及び裁判所規則によって英国で実施されてきた。本規則は、隙間が生じている分野や、英国における指令の規定の実施が、その管轄権を超えて、より透明で首尾一貫したものとなる可能性がある分野に対処するものである。

⑤ 意見募集など

2021 年以降、5 つの意見募集・協議に関する結果や成果、政府の対応等が公表されている。

（i）AI と知的財産の関係に関する意見募集

2021 年 3 月 23 日、英国知的財産庁は、AI と知的財産の関係に関する意見募集の結果と、それに基づく行動計画を公表した[725]。公表された行動計画は、以下の通り。

・2021 年後半に、発明者の判断基準を満たさない AI により生み出された発明を保護するため、法改正を含む様々な可能な政策オプションについて協議する。

---

[721] 英国商標法（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-shouhyou.pdf
[722] Trade Marks Act 1994 (Chapter 26, updated on August 13, 2021)（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/text/588780
[723] Trade Marks Act 1994 (Chapter 26, updated on August 13, 2021)（WIPO ウェブサイト）
https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/21140
[724] The Trade Secrets (Enforcement, etc.) Regulations 2018 No.597（legislation.gov.uk ウェブサイト）
https://www.legislation.gov.uk/uksi/2018/597/made
[725] 英国知的財産庁（UKIPO）、AI と知的財産の関係に関する意見募集の結果を公表（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/world/ipnews/europe/2021/406ed69089488b85.html

・AI 発明のための特許除外実務に関する改訂版の英国知的財産庁のガイドラインを公表する。英国の特許除外実務と AI 発明に関する理解を深めるため、中小企業を含む AI に関心のあるセクターや弁理士業界に関与してもらう。英国知的財産庁は、ガイドラインに備えて特許業務を見直し、英国知的財産庁と欧州特許庁に出願された AI 特許出願の結果の違いについて検討する。
・知的財産の枠組みが、他の要因と並んで AI への投資にインセンティブを与える際に果たす役割に関する理解を深めるため、国際的なエビデンスをまとめる経済調査を委託する。更に、英国における AI セクターの推進要因に関する新たなデータと理解を収集するため、他の政府部門と協力する。これにより、この分野へのさらなる介在の論理的根拠が存在するか否かを判断するためのエビデンスが提供される。
・特許出願に開示された、AI システムをトレーニングするために使われるデータを寄託するシステムの実現性、コスト、メリットを確認するため、利害関係者や国際的なパートナーと協力する。

（ii）AI により生み出された発明、著作権の保護に関する協議

AI と知的財産の関係や AI が知的財産の枠組みに与える影響についての意見募集の結果を受けて、2021 年 10 月 29 日、英国知的財産庁は標記の協議を開始した[726]。この協議は、3 つの分野において、これらの課題に対処する特許法及び著作権法の改正の可能性に係る様々なオプションについてエビデンスや意見を求めるものであった。この協議は、2021 年 10 月 29 日から 2022 年 1 月 7 日まで実施され、クリエイティブ産業、テクノロジー産業、製薬、第三セクター、学界、法律・知財専門家など、88 件の書面による提出があった。2022 年 6 月 28 日に英国政府が公表した上記 3 分野に関する協議の成果は、以下の通りである[727] [728]。

(a) 人間の著作者が存在しないコンピュータによって生成された著作物（computer-generated works：CGW）の著作権保護。これらは現在英国では 50 年間保護される。しかし、それらはそもそも保護されるべきか、保護されるべきならばどのように保護されるべきか？
(成果)　CGW については、法改正を予定していない。現在のところ、CGW の保護が有害であるという証拠はないし、AI の利用はまだ初期段階にある。そのため、選択肢の適切な評価は不可能であり、いかなる変更も意図しない結果をもたらす可能性がある。私たちはこの法律を検討し続け、将来、証拠がそれを支持するならば、保護を修正、代替、削除する可能性がある。

(b) AI の利用・開発において重要な意味を持つことが多いテキスト・データマイニングに対するライセンシング及び著作権の例外。
(成果）テキストマイニングとデータマイニングについては、著作権とデータベースの例外を新たに導入し、あらゆる目的の TDM を認める予定である。権利者は、合法的なアクセスの要件など、コンテンツを保護するためのセーフガードを引き続き有することになる。

(c) AI によって考案された発明（AI-devised inventions）の特許保護。それらは保護されるべきか、

[726] 英国知的財産庁（UKIPO）、AI と知的財産（著作権・特許）に関する協議を開始（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/world/ipnews/europe/2021/c149fd361881dd72.html
[727] Consultation outcome Artificial Intelligence and IP: copyright and patents（GOV.UK ウェブサイト）
https://www.gov.uk/government/consultations/artificial-intelligence-and-ip-copyright-and-patents
[728] 英国知的財産庁（UKIPO）、AI と知的財産（著作権・特許）に関する協議結果を公表（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2022/20220628.pdf

保護されるべきならばどのように保護されるべきか？
（成果）AI が発明したものについては、英国特許法に変更はない予定である。ほとんどの回答者は、AI はまだ人間の介入なしに発明できるほど進歩していないと考えている。しかし、英国の特許制度が AI のイノベーションと英国における AI の利用を確実にサポートするよう、この分野の法律を見直す予定である。英国の経済的利益を支援するため、AI の発明に関する議論を国際的に進めていく。

（iii）知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集

2022 年 1 月 18 日、英国知的財産庁は、知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集（Open consultation）の結果概要を公表した[729]。

・2021 年 6 月から 8 月までの間、知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集を実施し、企業、業界団体、個人などから 150 件の回答を得た。
・政府は以下の 4 つの政策オプションについて協議した：
選択肢 1：欧州経済領域（EEA）の消尽制度を英国が一方的に適用する（「何もしない」）。
選択肢 2：国内制度に移行する
選択肢 3：国際的な制度に移行する
選択肢 4：「混合」制度への移行

寄せられた回答の概要

製薬業界とクリエイティブ業界からの回答が最も多かった。したがって、この優位性は全体的な結果にも反映されている。医薬品については、国際的な制度に反対する権利者と、国内的な制度に反対する医薬品販売業者/再販業者との間で意見が分かれた。

回答者のうち、いずれかの選択肢を希望すると回答したのは以下の通りである：
・大多数が、EEA 消尽制度の現行の英国単独適用を支持した（選択肢 1 は「UK+」とも呼ばれる）。
・3 分の 1 以上が国内消尽制度を支持した。
・少数が国際的消尽制度を支持した。
・混合消尽制度を支持する回答は少数であった。

回答者の約 4 分の 1 が希望を示さなかった。回答者の多くは、利害や見解の異なる様々な団体を代表する業界団体などの代表的な組織であった。そのため、特定の消尽制度の賛否を主張するのではなく、収集された様々な意見を代表することに限定して回答した。また、提示された 4 つの選択肢のいずれにも賛成しないと述べた回答者もおり、英国とアイルランドのみの消尽制度、EEA の相互消尽制度の再交渉、特定の国々と別の形の地域消尽制度といった選択肢に触れていた。

英国政府のコメントは以下の通りである[730]。

---

[729] Closed consultation UK's future exhaustion of intellectual property rights regime: Summary of responses to the consultation（GOV.UK ウェブサイト）
https://www.gov.uk/government/consultations/uks-future-exhaustion-of-intellectual-property-rights-regime/uks-future-exhaustion-of-intellectual-property-rights-regime-summary-of-responses-to-the-consultation#assessment-of-options-for-the-uks-future-exhaustion-regime-questions-9-to-13

[730] Closed consultation UK's future exhaustion of intellectual property rights regime（GOV.UK ウェブサイト）
https://www.gov.uk/government/consultations/uks-future-exhaustion-of-intellectual-property-rights-regime?utm_medium=email&utm_campaign=govuk-notifications-topic&utm_source=c56dc014-15c5-4010-9eb6-bb62d8850af3&utm_content=daily

政府は最近の協議の初期分析を完了した。残念ながら、現在の UK+制度に対する代替案の経済的影響を理解するのに十分なデータはない。その結果、当初意図していた基準に基づく決定を下すことはできなかった。しかし、政府は UK+制度の変更によってもたらされる可能性のある機会を探ることに引き続き全力を尽くしている。証拠を再検討し、将来の知的財産権の消尽制度について決定を下す前に、政策枠組みをさらに発展させる必要がある。

現在のところ、決定までのタイムフレームはないが、いずれ利害関係者や企業に対して更なる最新情報を提供する予定である。

（iv）意匠制度の意見募集

2022 年 7 月 12 日、英国知的財産庁は、意匠制度についての意見募集結果を公表した旨、プレスリリース等にて発表した。今回の意見募集は、英国における意匠制度の枠組みを改善するため、2022 年 1 月～3 月に実施し、新しい機会、将来の技術、規制の改善という 3 つの分野について、幅広い証拠を求めていたもので、57 件の回答があった[731]。

英国知的財産庁の意見募集結果とそれに対する政府の対応の概要は、以下のとおりである[732]。

（a）登録意匠-先行意匠調査（サーチ）と審査

（意見募集結果の概要）

・回答から明らかなように、顧客は英国の登録意匠制度が提供するスピードと価値を評価している。回答者は、先行技術調査に関する変更がこれを損なうことを望んでいない。

・登録前の調査・審査の義務化については、様々な意見があった。賛成派は、意匠保護の有効性の確実性が高まると考えている。反対派は、意匠登録の潜在的な遅延やコスト増を懸念している。また、未登録意匠の存在による包括的な調査の困難性を懸念する意見もあった。

・一般的な見解として、AI を使用した質の高い検索ツールは、回答者が提起した懸念のいくつかを克服できる可能性がある。このようなツールは、IPO と出願前調査を行う顧客の両方が使用することができる。

・複数の回答者から、意匠登録簿を検索するための強固なツールの必要性についてコメントがあった。現在のシステムでは、意匠番号や所有者名でしか検索できない。これではクリアランス調査を行う顧客にとって役に立たないとの意見があった。ある法律専門家団体からは、オンライン・ファイル閲覧サービスが有用であるとの意見があった。

・回答者の多くは、IP Australia が提供するような二段階システムについて肯定的な意見を述べた。この制度では、権利行使の前に新規性調査が必要となるが、初期登録取得のスピードと低コストは維持される。これは、両方の長所を提供できる可能性があると言われている。

・不誠実規定の導入については、様々な意見があった。回答者の中には、顧客にとって有益なツールになると考える者もいた。また、既存の新規性の根拠を考慮すれば不要であるとの意見もあった。また、悪意は商標において多くの議論の対象であるとの意見もあった。

・異議申立期間の導入に対する支持は限定的であった。これは登録に不必要な遅れをもたらし、

[731] 英国知的財産庁（UKIPO）、意匠制度についての意見募集結果を公表（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/world/ipnews/europe/2022/b313a338959c5a56.html

[732] Consultation outcome Call for views on designs: Government response（(GOV.UK ウェブサイト）
https://www.gov.uk/government/consultations/reviewing-the-designs-framework-call-for-views/outcome/call-for-views-on-designs-government-response

長引く法廷闘争につながると思われる。賛成派は、異議申立は明らかに無効な登録に処する方法を提供すると述べた。
・英国が世界知的所有権機関（WIPO）の意匠のデジタル・アクセス・システム（DAS）に参加することを要望する意見が複数あった。これにより、複数の地域で出願する出願人の管理負担が軽減される。

政府の対応
　政府は、顧客が英国意匠登録サービスのスピードと価値を重視していることを認識している。また、登録前の調査や審査が意匠登録にかかる時間に影響を与えるという懸念も認識している。一方、調査により、意匠保護の有効性の確実性を高めることができる。また、反競争的な出願に対抗することもできる。政府は、調査・審査の選択肢をさらに検討する予定である。利害関係者の意見を協議の場で求める予定である。
　意匠の WIPO DAS システムへの加盟も検討する。これは IPO のデジタル変革プログラムの一環として検討される。

（b）意匠制度の簡素化
（意見募集結果の概要）
・回答者の一般的な意見として、意匠保護の形態が重複しているため、英国の制度は複雑であり、簡素化されるべきであるというものがあった。また、様々なタイプの意匠保護が利用可能であるため、設計者は創作物を保護する最良の方法を柔軟に選択することができるという回答もあった。顧客は、簡素化によって保護レベルが下がることを望んでいない。
・最も一般的な提案は、現行の未登録意匠保護の最良の要素を備えた単一の未登録意匠であった。一般的に、期間、適格基準、侵害規定、例外規定、脅威規定、及び無実の侵害者の責任を未登録意匠間で調和させることが望ましいと考えられている。また、コンピュータで生成された意匠の著作者性に関する規定を、すべての意匠保護に調和させることも提案された。また、意匠制度と著作権制度の重複を見直し、意匠法を単一の法律に統合することを検討するよう政府に求める声もあった。
・意匠法における定義は概ね目的に適合していると考えられるが、一部の回答では、特定の用語については政府がさらに検討すべきであるとする意見もあった。一部の回答者は、"get up "（注）の範囲が不明確であるとした。また、定義が技術的発展に直面しても適切であり続けることが重要であるとの意見もあった。
（注）：「get up」とは、ファッションやスタイルの文脈において、衣服、装飾品、化粧品などの特定の外観やトレンドを表すために使用される用語。
・回答者の中には、EU の意匠制度との高いレベルの調和を維持し、国際的な意匠の調和をより高めることを求める意見もあった。これはグローバルに事業を展開する企業にとって有益である。
・法律代理人を雇う余裕のない一介のデザイナーや小規模企業が、英国の意匠制度を理解するのが 難しいことは明らかである。意匠調査では、小規模な意匠会社は意匠の保護方法についてほとんど知識がないことが示された。回答者の半数近くが意匠が登録できることを知らず、4 分の 3 が未登録の意匠保護に関する知識が乏しいと回答した。知的財産法に詳しくないクリエイターが制度を利用し、自社製品を保護する最善の方法を理解できるよう、ガイダンスの充実を求める声が複数寄せられた。

・アンケートの回答者の半数は、著作権による意匠の保護についてほとんど知識がないと回答したが、4 分の 1 近くが知識は十分または非常に十分であると回答した。これは、意匠保護に比べて著作権に対する認識が高いことを示唆しているのかもしれない。

政府の対応

政府は、英国の意匠制度が複雑であることを認めている。これは、法的代理権を持たない顧客にとって特に問題となり得る。政府は、意匠制度、特に未登録意匠を簡素化するための選択肢を調査する。

また、意匠法と著作権法との関係、改革や指針の必要性についても検討する。

政府は、デザイナーに対するガイダンスをどのように改善できるかを検討する。特定の分野により的を絞ったガイダンスを提供するなどの選択肢を検討する。主要な利害関係者と協力し、政府と直接関わっていないデザイナーにも手を差し伸べる。

（c）補充的未登録意匠の開示

（意見募集結果の概要）

・多くの回答が、最近の開示要件の変更により、ビジネスがより複雑化し、コストがかかるようになったと述べている。補充的未登録意匠（SUD）の開示要件の明確化を求める意見が多かった。回答者の中には、SUD を EU や世界のどこかで開示した後に、英国で存続できるように法改正を行うべきと 考える者もいた。

・回答者は、グローバルに事業を展開する企業は、英国での SUD 保護か EU での未登録の共同体意匠保護（UCD）のどちらかを選択しなければならなくなったと述べた。ファッション業界は特に現状に懸念を表明した。すでに一部の企業は、より大きな EU 市場での開示を選択しているという。ロンドン・ファッション・ウィークのようなイベントの将来が危ぶまれているという。

・いくつかの回答は、企業が両地域で未登録意匠の保護を得るために同時開示に頼っていることを示唆している。この方法は裁判所で検証されていないため、法的リスクがないわけではないとの意見があった。何をもって同時開示とするのかが明確でないことが指摘された。政府は明確化するよう求められた。法制化すべきとの意見もあった。

・調査回答者の約半数が EU 域内で事業を行っているが、未登録意匠の自動保護の変更について知っているのは約 3 分の 1 に過ぎない。英国政府のガイダンスがあるにもかかわらず、である。回答者の大多数（83%）は、EU 離脱後、製品の発売方法や展示方法を変更する予定はないと回答している。変更を行った、または行う予定がある回答者のうち、約 40%は今後 EU で意匠を販売または登録しないと回答している。その他の回答者（15%）は、より大きな EU 市場での販売を好むと答えた。また、回答者の 10%が、まずオンラインで製品を開示するなど、開示に関する方針を変更したと回答している。

政府の対応

政府は、補足的な未登録意匠の開示要件について、現在、制度利用者の間に不確実性があることを認識している。これには同時開示に関する不確実性も含まれる。政府はこの問題をさらに検討する。提起された問題に対処するための選択肢について、利害関係者の意見と証拠を追加で求める予定である。

（d）将来の技術

（意見募集結果の概要）

・現行の枠組みが、将来の技術のニーズを十分に満たしているかどうかについては、意見が分かれた。現行制度は、3D や 4D プリンティングによる侵害行為に対して適切な保護を提供しないのではないかという懸念があった。回答者は、これらの技術に関連する状況を監視するよう政府に求めた。

・英国特許庁がデジタル表示を受け入れ、許可されるファイル形式のリストを拡大することを求める声が大きかった。回答者は、技術が発展するにつれて、政府に対してこの点を検討し続けるよう要請した。回答者の一人は、表示要件の国際的な調和が欠けているため、複数の法域で出願する顧客にとって問題が生じる可能性があると指摘した。

・一般的な見解として、コンピュータで作成された意匠を取り扱うための既存の法律上の規定は適切であるとの意見があった。コンピュータ意匠の著作者責任に関する規定を SUD に導入することを提案する意見もあった。回答の大多数は、AI を意匠の所有者又は著作者として認めるべきではないと考えている。これは、政府が 2021 年に行った AI と知的財産に関する意見募集に対する回答と一致している。その他の回答者は、AI に関する全ての知的財産権に一貫したアプローチを求めている。

・回答者は概して、李国特許庁が物理的な検体の受け入れを停止することに賛成であった。何人かの回答者は、説得力のあるデジタル 3D 表現が代わりに認められる場合にのみ、これを行うべきだと考えていた。標本提出の選択肢を残すことに賛成する回答もいくつかあった。

・技術の進歩が意匠の保護方法に影響を与えたと回答したのは、調査回答者のわずか 4 分の 1 であった。３分の１は、影響はないと回答した。回答からは、技術には利益と不利益があることが示唆された。技術によって、デザイナーはコピーを見つけやすくなり、いつデザインを制作したかを証明しやすくなる。その一方で、侵害コピーの販売が容易になる可能性もある。

・所有権を証明し、監査証跡を提供するための NFT（non-fungible tokens）とブロックチェーンの使用は、アンケートと意見募集の両方の回答で言及された。調査回答者の一人は、商品の仮想コピーの販売に関連して NFT に言及した。意見募集に対する複数の回答者は、意匠保護はバーチャルデザインにも及ぶべきであると述べた。

政府の対応

技術の発展に伴い、利害関係者はデザインを表現する方法が更新されることを望んでいる。政府は、追加のファイル形式を認めることが顧客にとって有用であることを認識している。また、複数の地域での出願が複雑になる可能性があることも認識している。政府はこの問題をさらに検討する。政府は、協議の場でさらに利害関係者の意見を求める予定である。

より一般的には、新技術が社会に採用されるにつれ、設計者に影響を与える可能性があることを政府は認識している。政府は、技術的変化が意匠制度に与える影響を常に検討する。また、設計制度が技術の発展を支えるのに十分な柔軟性を確保する方法についても検討する。

（e）公告延期

（意見募集結果の概要）

・商業的な理由から据置規定が望ましいというのが一般的な意見であった。据置期間の長さについては様々な意見があった。12 ヶ月、18 ヶ月、30 ヶ月が提案された。回答者の中には、30 ヶ月で

欧州知的財産庁と調和させれば、複数の地域で保護を求めるデザイナーや企業の混乱を避けることができると考える者もいた。
・延期された出願についてどのような情報を公表すべきかに関しても、様々な意見があった。基本的な情報（出願人名、出願日／優先日、意匠分野／分類）から、全く情報がないものまで様々であった。

政府の対応
政府は、関係者が猶予規定を望んでいることを認めている。また、この問題に関して、設計者と第三者の利益のバランスを取る必要があることも認識している。政府は、猶予規定の選択肢を検討し、関係者の意見を協議によって求める予定である。

（f）エンフォースメント
（意見募集結果の概要）
・回答者の多くが、英国のエンフォースメントには費用がかかると考えている。また、エンフォースメント制度は効果的であるという意見もあった。また、実効性がなく、財力のある者に有利であるとの意見もあった。この後者の見解は、調査やいくつかの円卓会議での回答に反映されている。
・登録意匠紛争を知的財産企業裁判所（IPEC）の小額審判部（SCT）に導入すべきかどうかについては、 様々な意見があった。回答者の中には、登録意匠紛争を SCT に含めることを望む者もいたが、登録意匠紛争は 複雑であるため、含めるべきでないと考える者もいた。
・意匠意見サービスの導入を求める意見もあった。これは「訴訟費用を伴わない専門家による判断」を提供するものである。また、調停などの裁判外紛争解決サービスの利用拡大を支持する意見もあった。
・刑事制裁に関する意見は分かれた。未登録意匠の故意の侵害に刑事制裁を適用することに強く賛成する回答者もいた。また、同様に強く反対する回答者もいた。調査回答者のうち、大多数（80%）は登録意匠の故意の模倣に刑事制裁があることを知っていた。また、同様の割合（78%）が、権利行使の方法に変更はないと回答している。 回答からは、その理由は明らかではなかった。

政府の対応
英国には優れた権利行使制度がある。しかし、法的措置の複雑さと費用は、権利行使を望む小規模な意匠会社にとって問題となる可能性がある。そこで政府は、すべての権利者にとってエンフォースメントを容易にするために導入できる措置があるかどうかを検討する。
政府は、登録意匠に対する現行の刑事罰、および未登録意匠に対する刑事罰の拡大について、反対意見があることを認識している。回答者の中には、刑事罰は潜在的な侵害者に対する抑止力であると主張する者もいる。また、未登録意匠に刑事制裁を拡大することはビジネスに問題を引き起こすと考える者もいる。しかし、これらの立場を裏付ける確たる証拠は提供されていない。
政府は、この問題が意匠分野の一部にとって重大な関心事であることを認識している。そのため、政府は協議の場で関係者に更なる証拠の提出を求める予定である。政府は、次のステップを決定する前に、提出された証拠を検討する。

⑥ 標準必須特許（SEP）に関する協議

2022 年 8 月 5 日、英国知的財産庁は、標準必須特許（SEP）についてのユーザーコンサルテーシ

ョンの結果の公表につき、プレスリリース等にて発表した[733]。このユーザーコンサルテーションは、2021 年 7 月 29 日に公表した「英国の新たなイノベーション戦略における知財に関する取組」に基づくもので、2021 年 12 月から 2022 年 3 月までの 12 週間行われ、56 件の回答が寄せられた。意見募集に対する回答は、以下の 6 つのテーマに関係する。

・エコシステムのバランスとイノベーションと消費者への利益
・競争と市場機能
・システムにおける透明性
・特許権侵害と救済措置
・SEP のライセンス供与
・SEP 訴訟

政府のコメント

多くの回答者が、技術革新と消費者にとって標準と SEP が重要であると述べている。SEP の保有者と実施者の両方が、SEP を取り巻くエコシステムの効率性や有効性に関連する問題を報告していることがわかった。しかし、この分野における問題の性質、程度、原因、影響に関するコンセンサスはほとんどなく、SEP 保持者と実施者は、提起された質問に対してしばしば対立する議論を展開した。

政府が介入する必要性についても、意見の一致はほとんど見られなかった。SEP 保持者の中には、何も変えないか、最小限の変更にとどめることを主張する者もいた。パテントプールのような市場主導の解決策の可能性を指摘する回答者もいた。しかし、一部の実施者等は、法改正、ガイダンスの発行、制度やプロセスの確立・強化を通じて、政府の介入を求めた。こうした提案の中には、最高裁を含む英国の裁判所で慎重な推論が行われた判決の影響に対抗することを意図したものもあった。また、回答者の中には、国家間の協調や協力が必要となるような国際レベルでの変更を求めるものも少なくなかった。

提起された問題の幅広さと、政府介入のケースに関する見解の相違を考慮し、英国知的財産庁は、問題を評価し、必要に応じて、提出された提案のメリットを検討するために、さらなる期間を必要とする。この期間中、英国知的財産庁は企業やその他の関係者に働きかけ、彼らの懸念を確実に理解し、必要な場合にはさらなる証拠を求める。英国知的財産庁は 2023 年に英国閣僚に調査結果を報告する予定であり、重要な政策介入は協議の対象となることを期待している。

英国知的財産庁は、英国の他の公的機関や政府省庁とも引き続き緊密に協力していく。文化・メディア・スポーツ省は、5G サプライチェーン多様化戦略で示された野心を推進するため、この継続的な作業に貢献する。司法省は、紛争解決と司法アクセスに関する問題の検討に貢献する。競争市場庁（Competition and Markets Authority：CMA）は、標準化協定を含む水平協定に関するガイダンス案を 2022 年後半に作成し、協議する予定である。

また、SEP はグローバルなビジネスや技術に利用されていることを認識し、他の特許庁等と国

[733] 英国知的財産庁、標準必須特許（SEP）のユーザーコンサルテーション結果を公表（JETRO ウェブサイト）https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2022/20220805.pdf

際的なレベルでの関与を継続する予定である[734]。

（その他のトピック）
・英国政府が欧州単一効特許、統一特許裁判所制度への参加を追求しない旨公表[735]。（2020 年 3 月 1 日）

（2）ドイツ

① 特許法

最新版は「特許法の簡素化及び近代化のための第 2 法」によるものであり、2021 年 8 月 30 日改訂版[736] [737]である。「特許法の簡素化と近代化のための第 2 の法律」による主な改正点は以下のとおりである[738] [739] [740]

（すべての IP 手順に関する一般規定）
・テレビ会議を用いた手続（発効日：2022 年 5 月 1 日）
特許法、実用新案法、商標法、意匠法、半導体保護法に基づく手続きについては、民事訴訟法（Zivilprozessordnung）第 128a 条（民事法廷における口頭弁論及び審理のための聴聞）を類推適用することにより、画像及び音声の伝送によって聴聞、手続に参加し、証拠を提出する選択肢が提供される（特許法第 46 条第 1 項、実用新案法第 17 条第 2 項第 6 文、商標法第 60 条第 1 項第 2 文、意匠法第 34a 条第 3 項第 4 文、半導体保護法第 8 条第 5 項）。
・DPMA の全拠点における祝日に関する統一ルール（発効日：2022 年 5 月 1 日）
少なくとも 1 つの DPMA 拠点で適用されるすべての祝日は、期限を延長する目的で認められる（DPMA 条例 18a 項）。
・明らかに公序良俗に反する内容の場合の公表義務およびファイル閲覧権の制限（発効日：2021 年 8 月 18 日）
今後、明らかに公序良俗に反する内容の特許・商標出願の公表は、公表義務を制限することで

---

[734] Standard Essential Patents and Innovation: Executive summary and next steps Updated 5 July 2023（gov.uk ウェブサイト）
https://www.gov.uk/government/consultations/standard-essential-patents-and-innovation-call-for-views/outcome/standard-essential-patents-and-innovation-executive-summary-and-next-steps#next-steps
[735] 英国公認特許代理人協会等、英国政府が欧州単一効特許・統一特許裁判所制度への参加を追求しない旨公表（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2020/20200301.pdf
[736] ドイツ特許法（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo.pdf
[737] Zweites Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts（Bundesgesetzblatt ウェブサイト）
https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav#__bgbl__%2F%2F*%5B%40attr_id%3D%27bgbl121s3490.pdf%27%5D__1700541902480
[738] Notice of 7 September 2021 concerning the Second Act to Simplify and Modernise Patent Law (Zweites Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts) of 10 August 2021 and the Act on Further Duties of the German Patent and Trade Mark Office and to Revise the Patent Costs Act (Gesetz über weitere Aufgaben des Deutschen Patent- und Markenamts und zur Änderung des Patentkostengesetzes) of 30 August 2021（German Patent and Trademark Office ウェブサイト）
https://www.dpma.de/english/our_office/publications/important_notices/hinweis_07092021/index.html#a10
[739] ドイツ特許法改正概要説明書（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo_kaisei.pdf
[740] ドイツ連邦政府、特許法等改正法を公布（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210817.pdf

回避される（特許法第 32 条（2）、商標法第 33 条（3））。同様に、公序良俗に明らかに反する要素を含むファイルについては、すべての知的財産権においてファイル閲覧権が排除される（特許法 31 条第 3b 項、実用新案法 8 条 7 項、商標法 62 条 4 項、意匠法 22 条 3 項）。

（特許法特有の規定）

・PCT 出願の国内段階への移行期間の延長（発効日：2022 年 5 月 1 日）

PCT 出願の国内段階移行期間は、出願日又は優先日から 30 ヶ月から 31 ヶ月に延長される。今後、出願人は、国内段階移行手数料を DPMA に納付し、該当する場合には、出願のドイツ語翻訳文を提出するために、さらに 1 ヶ月の期間が与えられる（国際特許条約に関する法律第 3 条第 4 項および第 6 項）。

・異議申立手続における当事者変更の簡素化（発効日：2022 年 5 月 1 日）

新たに登録簿に権利者として記載された者は、進行中の異議申立手続において、他の手続当事者の同意なく、旧権利者に代わって手続を行うことができる（特許法第 30 条第 3 項第 3 文）。

・明らかな欠陥の審査の拡大（発効日：2021 年 8 月 18 日）

審査部による特許出願の明白な欠陥の審査が、特許法第 1a 条第 1 項（人体）及び特許法第 2a 条第 1 項（動植物）の特許性の除外（特許法第 42 条第 2 項第 3 号）にまで拡大される。

・発明者の氏名（発効日：2022 年 5 月 1 日）

特許公報及び登録簿の発明者の氏名及び地名の表示について、出願人が指定した発明者が要求した場合、記載は完全に又は地名の表示に関して省略される（特許法第 63 条第 1 項）。

・補充的保護証明証の取消し及び追加処理（発効日：2021 年 8 月 18 日）

従来の慣行に従い、補充的保護証明書は特許法第 64 条に基づき、所有者の請求により取り消すことができ、また、追加処理（特許法第 123a 条）という手続上の選択肢が補充的保護証明書にも適用されることが法律により明確化される（特許法第 16a 条第 2 項）。

・知的財産権の共同所有者又は出願人に対する手数料の減額(発効日:2021 年 8 月 18 日)

知的財産権を有する者のみが法的救済を求めることができる DPMA の手続きにおいて、料金の公平性を考慮し、共同所有者または出願人は料金上 1 人として扱われる（特許費用法第 2 条第 1 項の附属書 A 第 2 項）。控訴手続において、影響を受ける知的財産権の共同所有者または出願人が共同で控訴を行う場合、同じ手数料の減額が認められる（特許費用法第 2 条第 1 項　附属書 B 第 1 項）。

・民事裁判所での侵害訴訟と連邦特許裁判所での無効訴訟の同期

無効訴訟の被告（特許権者）が訴状送達から 2 月以内（1 月延長可）に反論を述べる旨を規定特許法第 82 条第 3 項）（発効日：2021 年 8 月 18 日）。特許無効の手続において連邦特許裁判所が、（当該特許権の有効性等の）その決定にとって特別に重要である局面等に関して、当事者に速やかに通知する旨の規定（特許法第 83 条第 1 項）に、当該通知が当該無効訴訟の被告への訴状送達から 6 月以内に侵害訴訟の裁判所にもなされるべき等を追加（発効日：2022 年 5 月 1 日）。

・差止による救済規定の明確化（発効日：2021 年 8 月 18 日）

特許法第 139 条第 1 項（特許権侵害に対する差止請求権の規定）に、以下が追加された。

個別の事案の特段の事情及び信義則の要件により、排他的権利が正当化されない、侵害者又は第三者にとって不相応な困難が生ずる場合に限り、差止請求が排除される。

そのような場合には被侵害者は相当の金銭的補償を受ける。

このことが同条第 2 項の損害賠償請求権には影響を及ぼさない。

・営業秘密保護法の規定の特許訴訟への導入（発効日：2021 年 8 月 18 日）
特許訴訟において、営業秘密保護法第 16 条から第 20 条（裁判手続における営業秘密の取り扱いに関する規定）を準用する旨、また、原告及び被告によって訴訟に持ち込まれる全ての情報は、営業秘密保護法第 16 条第 1 項の意味における係争対象の情報とみなされる旨を規定する（特許法第 145a 条）。
・刑事罰の除外規定の拡充（第 142 条第 7 項及び第 8 項）
特許権に基づく差止請求権が排除された場合、侵害者は刑事罰に処せられない。
特許取消手続が係属している場合、刑事手続は停止される。

② 実用新案法

最新版は「特許法の簡素化及び近代化のための第 2 法」によるものであり、2021 年 8 月 10 日改訂版[741]である。「特許法の簡素化と近代化のための第 2 の法律」による、実用新案法の主な改正点は以下のとおりである[742] [743]。

・実用新案分割手続きの簡素化（発効日：2022 年 5 月 1 日）
今後、実用新案分割手続において、特許出願の写し又はその翻訳文が特許出願の際に既に DPMA に提出されている場合には、これらの書類を提出する義務はなくなる（実用新案法第 5 条、実用新案条例第 8 項）。
・実用新案取消手続きの簡素化（発効日：2022 年 5 月 1 日）
ヒアリングは、特許異議申立手続におけるヒアリングと同様に、当事者から要求があった場合、または DPMA が好都合と判断した場合にのみ行われる（実用新案法第 17 条第 2 項、第 3 項）。事件の本案について決定がなされない場合、費用に関する決定は請求があった場合にのみなされる。費用に関する決定がなされない場合、各当事者は自己の費用を負担する（実用新案法第 17 条第 4 項）。
・特許法の改正に伴う改正
差止め請求権の制限(24 条、25 条)、訴訟及び強制ライセンス手続における営業秘密保護(26a)。

③ 意匠法

最新版は「特許法の簡素化及び近代化のための第 2 法」によるものであり、2021 年 8 月 10 日改訂版[744] [745]である。「特許法の簡素化と近代化のための第 2 の法律」による、意匠法の主な改正点

---

[741] ドイツ実用新案法（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-zituyo_shinan.pdf
[742] Notice of 7 September 2021 concerning the Second Act to Simplify and Modernise Patent Law (Zweites Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts) of 10 August 2021 and the Act on Further Duties of the German Patent and Trade Mark Office and to Revise the Patent Costs Act (Gesetz über weitere Aufgaben des Deutschen Patent- und Markenamts und zur Änderung des Patentkostengesetzes) of 30 August 2021（German Patent and Trademark Office ウェブサイト）
https://www.dpma.de/english/our_office/publications/important_notices/hinweis_07092021/index.html#a10
[743] ドイツ実用新案法改正概要説明書（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-zituyo_shinan_kaisei.pdf
[744] Act on the Legal Protection of Designs (Designgesetz – DesignG)（German Patent and Trademark Office ウェブサイト）
https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_geschmmg/index.html
[745] Federal Republic of Germany (DE)（意匠制度）（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/de.pdf

は以下のとおりである[746]。

・意匠手続きにおける会議開催要件廃止（発効日：2021 年 8 月 18 日）
　意匠部門は、会議なしで（例えば、書面による手続きで）決定を下すことができるようになる（DPMA 条例第 6 条第 3 項）。
・無効手続における職権による費用の価値の決定
　意匠手続費用の価値を職権で決定することが可能となる（意匠法第 34a 条第 6 項）。

④ 商標法

　最新版は「特許法の簡素化及び近代化のための第 2 法」によるものであり、2021 年 8 月 10 日改訂版[747]である。「特許法の簡素化と近代化のための第 2 の法律」による、商標法の主な改正点は以下のとおりである[748]。

・マドリッドシステムの現在の法的状況との調和。
　商標法、商標条例（Markenverordnung）および料金表が、マドリッド制度の現在の法的状況（商標法第 107 条ほか、商標条例第 25 条 31 号、第 43 条、第 45 条および第 46 条第 1 項、特許費用法 2 条第 1 項の付属書 A 部第 3 節第 5 号）に沿うようになった。
・商標法における保護期間の計算の明確化
　商標法および欧州連合商標規則の保護期間に関する規定が完全に調和される。商標法第 47 条第 1 項が、調和によって明確にされる。
・欧州連合商標の国内商標への変換のための「1 クラスモデル」から「3 クラスモデル」への切り替え（発効日：2022 年 5 月 1 日）
　欧州連合商標の国内商標への変更については、「3 クラスモデル」と呼ばれる料金体系を再び導入する（特許費用法第 2 条（1）の付属書の A 部第 3 節第 5 号）。これまで適用されていた「1 クラスモデル」では、欧州連合商標を国内商標に変更する場合、「3 クラスモデル」が適用される国内商標出願と比較して、審査労力は基本的に同じであるにもかかわらず、手数料が高くなる。これは改正により改善される。

⑤ 営業秘密

　最新版は 2019 年 4 月 26 日に新しい営業秘密保護法（Geschäftsgeheimnisgesetz: GTSA）によるものである[749]。これは営業秘密の保護に関する EU 指令（2016/943）に対応し、国内法化したもので

[746] Notice of 7 September 2021 concerning the Second Act to Simplify and Modernise Patent Law (Zweites Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts) of 10 August 2021 and the Act on Further Duties of the German Patent and Trade Mark Office and to Revise the Patent Costs Act (Gesetz über weitere Aufgaben des Deutschen Patent- und Markenamts und zur Änderung des Patentkostengesetzes) of 30 August 2021（German Patent and Trademark Office ウェブサイト）
https://www.dpma.de/english/our_office/publications/important_notices/hinweis_07092021/index.html#a10

[747] Act on the Protection of Trade Marks and other Signs Trade Mark Act（German Patent and Trademark Office ウェブサイト）
https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_markeng/

[748] Notice of 7 September 2021 concerning the Second Act to Simplify and Modernise Patent Law (Zweites Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts) of 10 August 2021 and the Act on Further Duties of the German Patent and Trade Mark Office and to Revise the Patent Costs Act (Gesetz über weitere Aufgaben des Deutschen Patent- und Markenamts und zur Änderung des Patentkostengesetzes) of 30 August 2021 (German Patent and Trademark Office ウェブサイト)
https://www.dpma.de/english/our_office/publications/important_notices/hinweis_07092021/index.html#a10

[749] Gesetz zum Schutz von Geschäftsgeheimnissen (GeschGehG)
http://www.gesetze-im-internet.de/geschgehg/BJNR046610019.html

ある。

ドイツの従来の法規定では、不正競争防止法（UWG）17～19 条に営業秘密侵害に関する刑罰規定が置かれていたが、それ以外に規定はなく、民事については刑罰規定が営業秘密侵害不法行為の根拠とされ、一般法で対応（ドイツ民法典 823、826 条、1004 条と併せて読む）されていた。このような民事上の保護では EU 指令の要請に十分に応えられていないとして、2018 年 10 月に政府案が提出された。この案は修正を経て、2019 年 4 月に可決し、営業秘密保護法が成立した。

営業秘密保護法により、営業秘密侵害行為が民事上の不正行為であることが示され、損害賠償請求権、差止請求権、妨害排除請求権、情報開示請求権（Anspruch auf Auskunft）、侵害品の破棄（Vernichtung）・返還（Herausgabe）・回収（Rückruf）請求権が規定された。そして、民事上の不法行為のうちの一部が刑事罰であることも示された。刑事罰については、不競法 17～19 条は削除され、新営業秘密保護法 23 条に同様の規定がおかれた[750]。

⑥ トピックス

（i） UP 批准に向けた動き

・2021 年 6 月 23 日：ドイツ連邦憲法裁判所は、2021 年 7 月 9 日、統一特許裁判所（UPC）協定承認法（UPC 協定を批准する目的で 2020 年 12 月 18 日に採択された承認法）に対する 2 件の仮差止申請を却下し、プレスリリースにて公表した[751]。

・2023 年 2 月 17 日：ドイツ連邦司法・消費者保護省は、2023 年 2 月 17 日、同日にドイツが統一特許裁判所（UPC）協定を批准し、プレスリリースにて公表した。さらに、欧州特許庁（EPO）も同日に、ドイツ政府は欧州連合理事会に UPC 協定の批准書を寄託したことを、ニュースリリースを公表した[752]。

（ii） ドイツ特許商標庁のさらなる任務と特許費用法の改正に関する法律の制定（特許維持年金等の改定）[753]（発効日:2022 年 7 月 1 日）

特許出願又は特許の維持のための年間手数料（特許法第 17 条）が緩やかに値上げされる（特許費法附属書（手数料表）の番号 312 050 から 312 207）。この値上げは、1999 年以降のインフレによる料金水準の下落を考慮したものである。

（3）フランス

---

[750] ドイツ営業秘密保護法罰則について　山田雄大　高岡法学 第 41 号 2022 年 12 月
https://www.jstage.jst.go.jp/article/takahogaku/41/0/41_39/_pdf/-char/ja

[751] ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所（UPC）協定承認法に対する憲法異議は認められないと判断（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20210709.pdf

[752] 欧州単一効特許・統一特許裁判所、2023 年 6 月 1 日に開始予定（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2023/20230217.pdf

[753] Notice of 7 September 2021 concerning the Second Act to Simplify and Modernise Patent Law (Zweites Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts) of 10 August 2021 and the Act on Further Duties of the German Patent and Trade Mark Office and to Revise the Patent Costs Act (Gesetz über weitere Aufgaben des Deutschen Patent- und Markenamts und zur Änderung des Patentkostengesetzes) of 30 August 2021（German Patent and Trademark Office ウェブサイト）
https://www.dpma.de/english/our_office/publications/important_notices/hinweis_07092021/index.html#a10

① PACTE 法

PACTE 法とは、「企業の成長及び変革のための行動計画に関する法律（Le Plan d’Action pour la Croissance et la Transformation des Entreprises）」（法律第 2019-486 号）[754]であり、2019 年 4 月 11 日にフランス国会で可決され、2019 年 5 月 22 日に公布された[755]。

2019 年 5 月 16 日、憲法評議会は、「企業の成長と変革に関する法律（PACTE 法）」を承認し、以下のように述べた[756]。

憲法評議会は、フランスの中小企業の成長を促進するための最も重要な措置の 1 つが合憲であることが認めた。

PACTE 法は、フランスの経済変革における新たな段階を示すものである：

- あらゆる発展段階における事業成長への障害が取り除かれ、事業の立ち上げ、成長、立ち直りを支援する措置が講じられた；
- 企業の資金調達と技術革新の開発は、株式と長期資金調達手段の開発、退職貯蓄の改革、技術革新と産業のための基金の創設、知的財産の枠組みの大幅な改革を通じて、大幅に強化された；
- 民法を改正し、従業員を企業の存続と成功により密接に関与させ、株主としての国の役割を見直すことによって、社会における企業の位置づけが見直されている。

知的財産法の改正については、第 118 条、第 122 条、第 206 条に記載されている。

② 知的財産法（特許関係）

最新版は、知的財産法としては 2020 年 8 月 2 日改正[757] [758]である 。主な改正点は以下のとおりである[759] [760] [761]。

・実用証の保護期間が従前の 6 年から 10 年に延長された。また、公開のための技術的な準備が始まる（出願から約 16 か月）までの期間、実用証出願から特許出願への変更を請求することも可能

---

[754] LOI n° 2019-486 du 22 mai 2019 relative à la croissance et la transformation des entreprises （Journal officiel de la République française (JORF)ウェブサイト）
https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000038496102/

[755] La loi PACTE adoptée par le Parlement（MINISTÈRE　DE L'ÉCONOMIE DES FINANCES ET DE LA SOUVERAINETÉ INDUSTRIELLE ET NUMÉRIQUE ウェブサイト）
https://www.economie.gouv.fr/plan-entreprises-pacte#0

[756] MINISTERE DE L’ECONOMIE ET DES FINANCES Le Conseil constitutionnel valide la loi pour la croissance et la transformation des entreprises (PACTE)（MINISTÈRE　DE L'ÉCONOMIE DES FINANCES ET DE LA SOUVERAINETÉ INDUSTRIELLE ET NUMÉRIQUE ウェブサイト）
https://minefi.hosting.augure.com/Augure_Minefi/r/ContenuEnLigne/Download?id=B7AD5CA7-DF52-418C-A449-6266126FCFE8&filename=1224%20-%20PACTE%20-%20Validation%20Conseil%20constitutionnel.pdf

[757] フランス知的財産法（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan.pdf

[758] Code de la propriété intellectuelle（la République française Institut National de la Propriété Industrielle ウェブサイト）
https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006069414/LEGISCTA000006161676?init=true&page=1&query=Code+de+la+propri%C3%A9t%C3%A9+intellectuelle&searchField=ALL&tab_selection=all&anchor=LEGIARTI000043975023#LEGIARTI000043975023

[759] フランス改正概要説明書（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan-kaisegaiyo.pdf

[760] 欧州の知的財産に関する最近の動向等 tokugikon 36 2021.9.24. no.302
http://www.tokugikon.jp/gikonshi/302/302tokusyu4.pdf

[761] Loi PACTE : la propriété industrielle s’adapte aux nouvelles attentes des entreprises（la République française Institut National de la Propriété Industrielle ウェブサイト）
https://www.inpi.fr/comprendre-la-propriete-intellectuelle/les-enjeux-de-la-propriete-intellectuelle/loi-pacte-la-propriete-industrielle-s-adapte-aux-nouvelles-attentes-des-entreprises

となった[762]（発効日：2020 年 1 月 10 日）。
・正式な特許出願に先立って仮特許出願をすることができる。最先の仮特許の出願日から 12 か月以内に、補充書類を提出することにより仮特許出願を特許出願又は実用新案登録にすることができる。仮特許出願の技術的内容に関して技術的追加が必要である場合、又は仮特許出願が不完全である場合、この優先権が有効に主張されるのであれば、仮特許出願の優先権に基づいて特許（又は実用証）出願をすることができる[763]（発効日：2020 年 7 月 1 日）。
・知的財産権公報に掲載された特許について、最長 9 か月以内にフランス産業財産庁（INPI）に対して特許の有効性に異議を申し立てることが可能となった。この手続により、第三者は、裁判所で訴訟を提起する代わりに、INPI に対して直接特許の有効性を争うことができる。フランスで付与された特許が対象であり、実用新案証明書、欧州特許のフランス部分、または補充的保護証明書に対して異議を申し立てることはできない[764]（発効日：2020 年 4 月 1 日）。
・2020 年 5 月 22 日以降、全てのフランス特許出願は、審査段階終了時に特許が付与されるためには、進歩性を有し、産業上の利用が可能な新規発明に関するものでなければならない。PACTE 法は、進歩性の基準をフランス知的財産法典 L.612-12 条に組み込み、この基準を満たさない場合、INPI は出願を拒絶できるようにした。この基準の影響を受けるのは 2020 年 5 月 22 日以降に出願された特許出願のみであり、それ以前に出願された特許出願は従来通り審査される[765]。
・特許侵害訴訟提起の出訴期限を、改正前の「行為が発生してから 3 年」を「権利所有者が知った又は知るべきであった日から 5 年」へと変更した(第 L615 条 8)。一方で、特許無効請求訴訟には出訴期限を設けない旨の規定を新設した（第 L615 条 8-1）。

③ 知的財産法（意匠関係）

最新版は、知的財産法としては 2020 年 8 月 2 日改正[766] [767]である。主な改正点は以下のとおりである[768]。
・侵害訴訟提起の出訴期限を、「事件から 5 年」から「権利所有者が知った又は知るべきであった日から 5 年」へと変更した(第 L521 条 3)。一方で、無効請求訴訟には出訴期限を設けない旨の規定を新設した(第 L521 条 3-2)。

---

[762] Loi PACTE : entrée en vigueur des nouvelles mesures sur le certificat d'utilité（la République française Institut National de la Propriété Industrielle ウェブサイト）
https://www.inpi.fr/nationales/loi-pacte-entree-en-vigueur-des-nouvelles-mesures-sur-le-certificat-d-utilite#collapse-no-anchor-gui-22313-1

[763] Cas particulier : la demande provisoire de brevet（la République française Institut National de la Propriété Industrielle ウェブサイト）
https://www.inpi.fr/comprendre-la-propriete-intellectuelle/le-brevet/cas-particulier-la-demande-provisoire-de-brevet

[764] S'opposer à un brevet délivré à compter du 1er avril 2020（la République française Institut National de la Propriété Industrielle ウェブサイト）
https://www.inpi.fr/valoriser-vos-actifs/faire-vivre-votre-brevet/s-opposer-un-brevet

[765] Loi PACTE : prise en compte de l'activité inventive pour la délivrance des brevets（la République française Institut National de la Propriété Industrielle ウェブサイト）
https://www.inpi.fr/loi-pacte-prise-en-compte-de-l-activite-inventive-pour-la-delivrance-des-brevets

[766] フランス知的財産法（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan.pdf

[767] Code de la propriété intellectuelle（la République française Institut National de la Propriété Industrielle ウェブサイト）
https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006069414/LEGISCTA000006161676?init=true&page=1&query=Code+de+la+propri%C3%A9t%C3%A9+intellectuelle&searchField=ALL&tab_selection=all&anchor=LEGIARTI000043975023#LEGIARTI000043975023

[768] フランス改正概要説明書（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan-kaisegaiyo.pdf

・フランス産業財産庁（INPI）は、自動車のスペアパーツに関する修理条項（いわゆる「修理条項」とは、一般に、「仮に権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有していたとしても、複合製品の本来の外観を回復させるように修繕する目的で当該スペアパーツを使用する場合には、その権利行使が認められない」というもの。）がフランス意匠法（フランス知的財産法（CPI）の一部）に導入される（2023 年 1 月 1 日施行[769]）旨、INPI の法務ジャーナルにて公表した[770]。CPI の意匠に関する改正点の概要は次のとおりである。

(a) 意匠権を行使することができない行為が挙げられている CPI 第 L513 条 6 に、新たな行為のカテゴリー（4）を追加する。

4 道路交通法典（code de la route）第 L110 条 1 の意味における自動車又はトレーラーの初期の外観を復元することを目的とした行為であって次のものをいう：

a) グレージング 2 に関する部品に関連するもの

b) 又は、オリジナル部品を製造する部品メーカーによるもの

(b) 意匠の保護期間に関する CPI 第 L513 条 1 に、「CPI 第 L513 条 6 の 4 の規定のもののうち、当該 4 が意匠権の行使の例外を規定していないものについては、25 年の最大期間は 10 年に短縮される。」旨を追加する。

④ 知的財産法（商標関係）

最新版は、知的財産法としては 2020 年 8 月 2 日改正[771] [772]である。主な改正点は以下のとおりである[773] [774] [775]。

・音、動き、マルチメディアマークなどの標識が登録可能になる（発効日：2019 年 12 月 11 日）[776]。

・出願時に手数料を納付すべき旨を追加して出願要件を整備した（第 L712 条 2）。

・商標登録要件について絶対的不登録事由及び相対的不登録事由をそれぞれ具体的に規定して明確化した（第 L711 条 3、第 L711 条 4）。

・情報提供ができる者について、改正前は利害関係人に限られていたのを何人もできるように変

---

[769] Code de la propriété intellectuelle (Legifrance gouv ウェブサイト)
https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006069414/LEGISCTA000006161676?init=true&page=1&query=Code+de+la+propri%C3%A9t%C3%A9+intellectuelle&searchField=ALL&tab_selection=all&anchor=LEGIARTI000043975023#LEGIARTI000043975023

[770] フランス政府、自動車のスペアパーツに関する修理条項を意匠法に導入（2023 年 1 月 1 日施行）（JETRO ウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2022/20220118.pdf

[771] フランス知的財産法（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan.pdf

[772] Code de la propriété intellectuelle（la République française Institut National de la Propriété Industrielle ウェブサイト）
https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006069414/LEGISCTA000006161676?init=true&page=1&query=Code+de+la+propri%C3%A9t%C3%A9+intellectuelle&searchField=ALL&tab_selection=all&anchor=LEGIARTI000043975023#LEGIARTI000043975023

[773] フランス改正概要説明書（日本国特許庁ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan-kaisegaiyo.pdf

[774] 欧州の知的財産に関する最近の動向等 tokugikon 36 2021.9.24. no.302
http://www.tokugikon.jp/gikonshi/302/302tokusyu4.pdf

[775] Loi PACTE : la propriété industrielle s'adapte aux nouvelles attentes des entreprises（la République française Institut National de la Propriété Industrielle ウェブサイト）
https://www.inpi.fr/comprendre-la-propriete-intellectuelle/les-enjeux-de-la-propriete-intellectuelle/loi-pacte-la-propriete-industrielle-s-adapte-aux-nouvelles-attentes-des-entreprises

[776] Loi PACTE : entrée en vigueur des premières mesures en matière de marques le 11 décembre 2019（la République française Institut National de la Propriété Industrielle ウェブサイト）
https://www.inpi.fr/nationales/loi-pacte-entree-en-vigueur-premieres-mesures-en-matiere-de-marques

更した(第 L712 条 3)。
・商標出願が拒絶される場合について、異議申立が支持される場合を追加した(第 L712 条 7(4))。
・フランス商標の更新手続が変更となり、より前倒しで更新手続が可能になった(第 L712 条 9)[777]（発効日：2019 年 12 月 11 日）。
・商標異議申立の要件、手続、決定、及び拒絶についての規定を整備した(第 L712 条 4 -第 L712 条 5-1)。会社名やドメインネーム等に対する権利行使可能な権利とすることにより、異議申立手続をよりビジネス生活に適したものに強化する[778]（発効日：2019 年 12 月 11 日）。
・商標登録の無効・取消・不使用取消の要件・効果・費用負担・決定・不服申立等についての規定を見直し、INPI に対する無効または取消手続を創設し、このような訴訟の費用と遅延を削減する。（第 L716 条 1 - 第 L716 条 3-1）。この手続きは 2020 年 4 月 1 日に施行される[779]。
・証明商標・団体商標について、定義、登録要件、拒絶・無効・取消の理由、効力等に関する規定を整備した（第 L715 条 1 - 第 L715 条 10）（発効日：2019 年 12 月 11 日）。
・ 商標権の排他的効力について、登録された商標及び商品・サービスの類似範囲の使用並びに評判を有する商標の類似範囲の使用を禁止した（第 L712 条 2，第 L713 条 3）。
・禁止される行為及び使用について特定する規定を新設（第 L713 条 3-1 - 第 L713 条 3-4）。
・商標権の効力が及ばない場合の規定を整備した（第 L713 条 6）。

⑤ 営業秘密

最新版は、2018 年 7 月 30 日に秘密情報の盗取のリスクから企業を守ることを目的とした追加的法体制として、営業秘密の保護に関する法律（第 2018-670 号）[780]が制定された。これは営業秘密の保護に関する EU 指令（2016/943）に対応し、国内法化したものである。

従前、フランスには営業秘密の保護に関して特別に規定する法律がなかった。知的財産保護法に営業秘密の保護が、労働法に競争相手の営業秘密を不正に開示する不正競争行為に対する制裁がそれぞれ規定されているが、いずれも営業秘密や違法行為は定義されておらず、制裁の対象となるか否かは判例に基づいて決定されていた。

2016 年 6 月 8 日、営業秘密の保護に関する EU 指令（2016/943）が採択された。同指令は、国を超えた研究開発や知識の流通の促進及び EU 域内での営業秘密の統一的な保護を目的として採択された。同指令第 19 条により、加盟国は 2018 年 6 月 9 日までに、営業秘密保護指令を遵守するのに必要な手続を採ることが義務付けられた。フランスでは、2018 年 6 月 30 日に「営業秘密の保護に関する法律第 2018-670 号」が制定された。

営業秘密として保護される情報とは、①情報それ自体として又はその要素の正確な構成及び組合せにおいて、その分野で活動しその種の情報に精通している者にとって、一般的に知られ又は

---

[777] Loi PACTE : entrée en vigueur des premières mesures en matière de marques le 11 décembre 2019（la République française Institut National de la Propriété Industrielle ウェブサイト）
https://www.inpi.fr/nationales/loi-pacte-entree-en-vigueur-premieres-mesures-en-matiere-de-marques

[778] Loi PACTE : entrée en vigueur des premières mesures en matière de marques le 11 décembre 2019（la République française Institut National de la Propriété Industrielle ウェブサイト）
https://www.inpi.fr/nationales/loi-pacte-entree-en-vigueur-premieres-mesures-en-matiere-de-marques

[779] Loi PACTE : entrée en vigueur des premières mesures en matière de marques le 11 décembre 2019（la République française Institut National de la Propriété Industrielle ウェブサイト）
https://www.inpi.fr/nationales/loi-pacte-entree-en-vigueur-premieres-mesures-en-matiere-de-marques

[780] LOI n 2018-670 du 30 juillet 2018 relative à la protection du secret des affaires (1)
https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?dateTexte=&categorieLien=id&cidTexte=JORFTEXT000037262111&fastPos=2&fastReqId=201979663&oldAction=rechExpTexteJorf

容易にアクセスできる情報ではない、②秘密であるという特徴によって、実質的又は潜在的な商業的価値を有する、③秘密であるという特徴を保持するために、適法な情報の保有者による適切な保護の対象となるという特徴を全て満たす情報である。

その他、違法な営業秘密の取得、使用及び開示、営業秘密の保護の例外、営業秘密の侵害の防止、停止及び賠償について、規定されている[781]。

⑥ トピック

（i）日本-フランスの PPH 開始（2021 年 1 月 1 日）[782]。

日本国特許庁（JPO）は、フランスで PACTE 法に基づき知的財産法が改正され審査手続が強化されたことを踏まえ、フランス産業財産庁（INPI）と PPH の試行を開始することに合意した。INPI はこれまでどの庁とも PPH を実施しておらず、JPO が初めて INPI と PPH の試行を開始した。

[781] 安藤英梨香「フランス 営業秘密の保護に関する法律」外国の立法-立法情報・翻訳・解説 279-2 号 12-13 頁（2019 年）
https://dl.ndl.go.jp/pid/11281068/1/1

[782] 世界に先駆けてフランスと「特許審査ハイウェイ」を開始します（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/press/2020/11/20201127002/20201127002.html

第２章　欧州単一特許制度概要

第１節　経緯

1973 年：欧州特許条約（EPC：European Patent Convention）の一つの取組みとして、共同体特許条約（CPC：Community Patent Convention）が起案されたが、批准に至らなかった。

2000 年：欧州共同体による共同体特許規則（Community Patent Regulation）の草案、及び、欧州特許庁（EPO）による欧州特許訴訟協定（EPLA：European Patent Litigation Agreement）の草案が作成されたが、管轄等の争い等により、うまくいかなかった。

2008 年：欧州委員会は、ECPC（European and Community Patents Court）とよばれる欧州共同体特許裁判所の設立を計画した。しかし、非 EU 加盟国における EU 法の準拠に関する問題等により、この計画は頓挫した。

その後、欧州統一裁判所協定（UPCA：Unified Patent Court Agreement：UPC 協定）の草案が作成された。2017 年、ドイツにおいて憲法上の訴えが提起され、ドイツの憲法を実質的に修正するものであるにも関わらず、連邦議会の採択において定足数を満たしていなかった点が憲法違反とされた。その後、再度ドイツ連邦政府により UPC 協定の承認法案が提出され、2021 年 8 月に大統領による署名を経て公布された。

第２節　制度の概要

１．欧州単一特許（Unitary Patent：UP）

欧州では、欧州特許条約（EPC）に基づく欧州特許制度が存在し、欧州特許を取得するためには、出願人は、EPC 加盟国の特許庁へ個別に出願することなく、EPO に出願するだけで足りる。

しかしながら、EPO が欧州特許を付与した場合であっても、欧州特許は所謂「国ごとの特許の束」であるため、国ごとに取得した特許の管理や権利行使を行う必要があり、手間やコストがかかるといった課題があった。

「単一特許」は、欧州における特許取得のための新たな選択肢を提供するものである。

これまで使われてきた「国内特許」と「従来型の欧州特許」に加えて、「欧州単一特許」が新たに加わり、特許取得の選択肢としてこれら３つが併存する形になる。

（１）単一特許制度の法的枠組み[783]

EU 規則第 1257/2012 号（OJ EPO 2013, 111）は、「単一効力を有する欧州特許」を創設するもので、一般に「単一特許（Unitary Patent）」と呼ばれている；

EU 規則第 1260/2012 号（OJ EPO 2013, 132）は、欧州単一特許の翻訳に関する取り決めを定めている。

一部の EU 加盟国が単一特許プロジェクトへの参加を希望しなかったため、欧州理事会は欧州議会の意見を聞き、2011 年 3 月、欧州連合条約第 20 条に基づき、単一特許保護の分野で「強化された協力」を実施する加盟国グループを認可することを決定した。現在、クロアチアとスペインを除くすべての EU 加盟国がこの「強化された協力」に参加している。2012 年 12 月に欧州議会と欧

[783] Unitary Patent Legal framework（EPO ウェブサイト）
https://www.epo.org/en/applying/european/unitary/unitary-patent/legal-framework

州理事会で採択された後、2 つの EU 規則は 2013 年 1 月 20 日に発効した。これらは UPC 協定の発効日である 2023 年 6 月 1 日から適用される。

（2）主な特徴[784]

・付与された欧州特許に基づく権利

欧州単一特許は、EPC の規則と手続きに基づいて EPO が付与した欧州特許に基づいている。欧州特許の付与後、「強化された協力」に参加し、UPC 協定を批准している EU 加盟国の領域に対して、単一効力を要求することができる。欧州単一特許は、EPO の日常的な調査、審査、付与手続には影響を与えない。欧州における既存の特許保護手段に取って代わるものではなく、国内特許や「従来の」欧州特許と並ぶ新たな選択肢となる。

・EPO でのワンストップサービス

EPO は、欧州単一特許制度を実施するために、多くの新しい業務を引き受ける。特に、特許権者から提出された単一効力の請求を審査し、要件が満たされれば、欧州単一特許を新しい保護登録簿に登録する。

・単一効力の請求

特許権者は、欧州特許を複数の国で有効化する代わりに、単一効力の請求を行い、EPO が一元的に行う簡単な手続きで、“強化された協力”に参加し、UPC 協定を批准している EU 加盟国において単一的な保護を提供する欧州単一特許を取得することができる。単一効力を請求するための手数料は無料である。これにより、行政の複雑さと関連する検証コストが大幅に削減される。

・単一の登録簿

EPO は、欧州単一特許保護のための新しい登録簿を提供する。この登録簿には、欧州単一特許の法的地位に関する情報、例えばライセンス、移転、制限、取消、失効に関する情報が含まれる。欧州単一特許に関連するすべての契約上および所有権上の取引は、各国の特許登録簿に国ごとに並行して登録するのではなく、単一の法制度に基づき EPO で一元的に登録することができる。

・単一の更新料

欧州単一特許の更新料は、毎年 EPO に支払われる。特許権者にとっては、複数の国の特許庁にそれぞれ異なる通貨で更新料を支払う必要がなくなり、料率、期間、支払方法、代理人に関する各国の法的要件が適用されるため、大きなメリットとなる。

２．統一特許裁判所協定（UPCA：Unified Patent Court Agreement：UPC 協定）

統一特許裁判所（UPC）は、欧州連合の全加盟国の裁判官で構成される裁判所である。特に欧州単一特許と従来型の欧州特許の侵害と有効性について判断するために設立された。UPC は、統

[784] Unitary Patent Main features（EPO ウェブサイト）
https://www.epo.org/en/applying/european/unitary/unitary-patent/features

一特許裁判所に関する協定（UPC 協定）[785]が 2023 年 6 月 1 日に発効した現在 17 の EU 加盟国に共通する裁判所である[786]。

・UPC の構造[787]

UPC は、UPC 協定が発効している 17（現在）の EU 加盟国共通の国際裁判所である。UPC 協定は、UPC 協定に署名した他の 7 つの EU 加盟国のいずれもが、いつでも批准することができる。さらに、残りの EU 加盟国も、いつでも UPC 協定に加盟することができる。

UPC は、欧州レベルでの特許訴訟のための統一された、専門的かつ効率的な枠組みを提供する。侵害訴訟と取消訴訟の両方を審理する。同裁判所は、従来型の欧州特許および単一効力を有する欧州特許（欧州単一特許）に関する専属管轄権を有する。ただし、従来型の欧州特許に関する専属管轄権は、7 年間の移行期間中（期間が延長された場合は当該協定発効後最長 14 年）は例外となる。この期間中も、従来型の欧州特許に関する訴訟は、国内裁判所またはその他の管轄官庁に提起することができる。さらに、従来型の欧州特許は、UPC の管轄から完全に除外することができる。

UPC は、第一審裁判所、控訴裁判所、登録所から構成されている。さらに、円満な和解を促進するために、UPC は、リスボンとリュブリャナに専任の特許調停・仲裁センター（Patent Mediation and Arbitration Centre）を設置している。センターは、従来型の欧州特許および欧州単一特許に関連する紛争の解決を支援している。裁判所は、特許調停仲裁センターの施設を利用して和解に達する可能性を当事者とともに検討することができる[788]。

同裁判所は、ヨーロッパ全土から集まった裁判官で構成される。パネルは、特許訴訟に精通し、法的および技術的な資格を有する裁判官で構成される。2023 年 6 月 2 日付で、新たに 21 名の技術的資格を有する裁判官が UPC に任命された[789]。

第一審裁判所（Court of First Instance）

第一審裁判所は、パリにある中央部とミュンヘンにある支部、そしてヨーロッパ各地にある様々な地方部（Local Divisions：ビエナ（オーストリア）、ブリュッセル（ベルギー）、コペンハーゲン（デンマーク）、ヘルシンキ（フィンランド）、パリ（フランス）、デュッセルドルフ（ドイツ）、ハンブルグ（ドイツ）、マンハイム（ドイツ）、ミュンヘン（ドイツ）、ミラノ（イタリア）、ハーグ（オランダ）、リスボン（ポルトガル）、リュブリャナ（スロベニア））

[785] AGREEMENT on a Unified Patent Court 2013/C 175/01 Official Journal of the European Union
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=OJ:C:2013:175:FULL
[786] About the Unified Patent Court（UPC ウェブサイト）
https://www.unified-patent-court.org/en
[787] UPC Structure（UPC ウェブサイト）
https://www.unified-patent-court.org/en/court/presentation
[788] Patent Mediation and Arbitration Centre（UPC ウェブサイト）
https://www.unified-patent-court.org/en/court/patent-mediation-and-arbitration-centre
[789] The Unified Patent Court appoints 21 technically qualified judges（Unified-Patent-Court ウェブサイト）
https://www.unified-patent-court.org/en/news/unified-patent-court-appoints-21-technically-qualified-judges

や地域部（Regional Division：ストックホルム（スウェーデン）、リガ（ラトビア）、タリン（エストニア）、ヴィリニュス（リトアニア））から構成される分散型組織である[790]。
　第一審裁判所のいかなるパネルも、法的資格を有する裁判官が議長を務める。

控訴裁判所（Court of Appeal）
　控訴院はルクセンブルクに所在地を置き、第一審裁判所の決定に対する控訴および裁判所の最終決定に対する再審理請求について判決を下す。
　控訴裁判所のパネルは、UPC 協定第 9 条 1 項に基づき、法曹資格を有する裁判官 3 名と、当該技術分野における資格と経験を有する技術資格を有する裁判官 2 名の多国籍構成で構成される。
　第 32 条第 1 項第 1 号に基づく訴訟を扱うパネルは、UPC 協定第 9 条第 2 項に従い、3 名の法律適格裁判官からなる多国籍の構成で構成される。
　控訴裁判所のパネルはすべて、法的資格を有する裁判官が議長を務める。

・EU 司法裁判所（CJEU）の役割
　UPC は EU 法を尊重、適用し、EU 司法裁判所とともにその正しい適用と統一的な解釈を保証しなければならない。特に UPC は、欧州連合の機能に関する条約第 267 条に従い、予備的判決を CJEU に要求する国内裁判所と同じ義務を負う。

３．UPC 協定の参加国

　統一特許裁判所協定の発効時における参加国は以下の通り[791]。なお、イギリスは EU 離脱に伴い批准を撤回している。

① 統一特許裁判所協定の発効時における参加国　17 カ国
オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロベニア、スウェーデン
② 統一特許裁判所協定に署名しているが未批准国 7 カ国
キプロス、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ルーマニア、スロバキア
③ 統一特許裁判所協定非参加国
〇EU 加盟国であるが UPC 協定の非参加国 ３ヶ国
スペイン、ポーランド、クロアチア

４．手続言語[792]

・控訴審における審理言語

[790] Locations（UPC ウェブサイト）
https://www.unified-patent-court.org/en/court/locations
[791] UPC 加盟国は、以下のサイトから確認できる。
https://www.unified-patent-court.org/en/organisation/upc-member-states
[792] Language of Proceedings（UPC ウェブサイト）
https://www.unified-patent-court.org/en/court/language-proceedings

控訴審では、一般的に第一審で使用された言語が使用される。

・第一審裁判所の訴訟言語

第一審裁判所の地方部または地域部における訴訟手続で使用される言語は、当該部を管轄する国の公用語または複数の公用語の中の一つである EU の公用語、または地域部を共有する国が指定する公用語である。各国は、EPO の公用語（英語、フランス語又はドイツ語）の一つ又は複数を、その地方部又は地域部の手続言語として指定することができる。中央部又は地方部において当事者が同意した場合には、手続言語は、特許が付与された言語（英語、フランス語又はドイツ語）とすることができる。

５．UPC の管轄権[793]

UPC は、UPC 協定第 32 条に規定されているように、従来型の欧州特許、単一効力を有する欧州単一特許、そのような特許の対象となる製品について発行された補充的保護証明書（SPC）、および欧州特許出願について排他的管轄権を有する。UPC は、特に、実際の侵害またはそのおそれのある侵害訴訟および関連する抗弁、非侵害宣言訴訟、仮処分・保護措置・差止請求訴訟、取消訴訟、取消反訴に関する管轄権を有する。UPC は、また、EPO が欧州単一特許保護に関する規則（EU）1257/2012 に規定された任務を遂行する際の決定に関する訴訟についても排他的管轄権を有する。UPC の専属管轄権に属さない訴訟については、各国の裁判所が引き続き管轄権を有する。

UPC 協定の発効日から 7 年間の移行期間中は、従来型の欧州特許に関する訴訟は、UPC 協定第 83 条第 1 項に規定されているように、国内裁判所またはその他の管轄権を有する国内当局に提起することができる。

・第一審裁判所の各部門の権限

UPC 協定第 33 条は、UPC の第一審裁判所の各部門の権限を定めている。主な概要は以下の通り：

- 侵害、仮処分、保護措置、差止命令、仮保護及び／又は先使用から生じる損害賠償又は補償金に関する訴訟は、以下の裁判所に提起される：

① 侵害が発生した地方／地域部門、又は被告が住所若しくは営業所を有する地方／地域部門

② 被告が締約国内に住所又は事業所を有しない場合：侵害が発生した地方／地域部門又は中央部門

③ 当該締約国に地方／地域部門がない場合：中央部門

- 取消訴訟又は非侵害訴訟は、同一の特許に係る同一の当事者間の侵害訴訟が地方部又は地域部に提起されていない限り、中央部に対して提起される。この場合、これらの訴えは同一の地方部又は地域部に対してのみ提起することができる。

- 侵害訴訟において取消しの反訴が提起された場合、地方／地域部は次のことができる：

① 両方の訴訟を続行する；

② 取消しの反訴を中央部に付託する（Bifurcation）；

[793] Jurisdiction of UPC（UPC ウェブサイト）
https://www.unified-patent-court.org/en/faq/jurisdiction-upc

③ 当事者の合意により、事件全体を中央部に付託する。
④ 訴訟当事者は、中央部を含む選択した部に対して訴訟を提起することに合意することができる。
- 欧州単一特許保護に関する規則（EU）1257/2012 第 9 条に言及された業務の実施における EPO の決定に関する訴訟は、常に中央部に提起されるものとする。

６．オプトアウト[794] [795]

統一特許裁判所協定（UPC 協定）第 83 条第 3 項によれば、従来型の欧州特許の出願人および特許権者、ならびに従来型の欧州特許で保護される製品について発行された補充的保護証明書（SPC）の保有者は、その出願、特許または SPC を裁判所の専属的管轄権から除外することができる。その結果、UPC は、この出願、特許または SPC に関連するいかなる訴訟についても管轄権を有さない。
欧州単一特許は、UPC の管轄から外すことはできない。
有効なオプトアウトには以下の条件が満たされなければならない：
- オプトアウトは、欧州特許が付与された、または出願で指定されたすべての国に関してのみ可能。
- オプトアウトは、当該出願、特許又は SPC に関して UPC に提訴されていない限り可能。
- 既に UPC に提訴されている場合を除き、欧州特許で保護された製品について発行された SPC の保有者、欧州特許の権利者、出願人は、移行期間の終了前に、オプトアウトが可能。
- オプトアウトの申請は、UPC 手続規則第 5 規則および第 5A 規則に従い、オプトアウトまたは未承認オプトアウトの取下げに関するすべての手続要件を実施する裁判所の事件管理システムを通じてのみ行うことができる。
また、オプトアウトの修正、オプトアウトの撤回、未承認のオプトアウト申請または未承認のオプトアウト撤回の削除申請も可能である。

７．移行期間

UPC 協定の発効日から 7 年間の経過期間中、欧州特許の侵害もしくは取消訴訟、または欧州特許によって保護される製品について発行された補充的保護証明書（SPC）の侵害もしくは無効宣告を求める訴訟は、引き続き国内の裁判所またはその他の管轄当局に提起することができる。
この協定の発効から 5 年後、行政委員会は、特許制度の利用者との広範な協議を実施し、欧州特許によって保護される製品について発行された欧州特許および補足保護証明書のうち、第 1 項に従って侵害訴訟、取消訴訟、無効宣告訴訟が依然として国内裁判所に提起されているものの数、その理由、およびその影響に関する調査を実施するものとする。この協議と裁判所の意見に基づき、行政委員会は経過措置期間を最長 7 年まで延長することを決定することができる（UPC 協定第 83 条第 1 項、第 5 項）。

[794] Filing an Opt-out（UPC ウェブサイト）
https://www.unified-patent-court.org/en/registry/opt-out
[795] Frequently Asked Questions Opt-out（UPC ウェブサイト）
https://www.unified-patent-court.org/en/faq/opt-out

８．手続の流れ[796]

侵害訴訟の手続には、書面手続（Written procedure）、中間手続（Interim procedure）および口頭手続（Oral procedure）がある。

（１）書面手続

以下の書面を提出する流れになることが予定されている。

① 原告の訴状（claim）
② 被告からの答弁書（defense）
③ 原告からの弁駁書（reply）
④ 被告からの再答弁書（rejoinder）

基本的に各当事者からの２回の書面提出が予定されている。

被告は、係争特許の有効性を争うことができる。その場合には、以下の書面を提出する流れになることが予定されている。

① 被告による特許取消しの抗弁（counter-claim for revocation）
② 原告による抗弁書（defense）
③ 抗弁書に対する被告の弁駁書（reply）
④ 弁駁書に対する原告の再抗弁書（rejoinder）

被告から特許取消の抗弁が提出された場合、書面手続の最後に、手続を分離する（split off the counterclaim for revocation/bifurcated proceeding）かどうかの決定が行われる。

特許権者は、特許請求の範囲に構成要件を追加することで補正請求（amendment(s) of patent）を行い、当該補正に関する特許補正請求を伴う抗弁書の提出を行うこともできる。この場合も各当事者からそれぞれ２回の書面の提出が予定されている。

それぞれの書面提出には、厳しい期限が設定される。

（２）中間手続

書面手続に続いて行われる中間手続には、目的が２つある。第１の目的は、和解の可能性を検討することであり、第２の目的は、和解しない場合に、口頭審理が１日で終結するための準備をすることである。中間手続を行う主任裁判官（judge-rapporteur）は、必要に応じて、当事者の提出物について争点を明確化する。口頭審理のために証人や専門家を手配することもできる。

（３）口頭弁論

中間手続後に行われる口頭弁論（Oral hearing）では、裁判官は、事案の予備的評価（preliminary introduction to the case）を行うことができる。その後、当事者の弁論が行われ、証人や専門家の意見聴取が行われる。

口頭弁論は、通常、裁判合議体の面前で行われるが、当事者や代表者が希望する場合は遠隔地から参加が許可される場合がある。口頭弁論は通常１日で終結するが、事件が複雑だったり、裁判所が判断するために必要な事実がすべて立証されていなかった場合は、後日あらためて審理す

[796] 鈴木將文「〔特報〕国際シンポジウム『欧州の単一特許制度・統一特許裁判所の動向』の概要報告」 Law and Technology 101 号 53-54 頁（2023 年）

ることもできる。

第３節　論点及び課題

１．統一特許裁判所の判断基準

統一特許裁判所は新たに設立された裁判所である。そのため判例の蓄積がない。したがって、各国裁判所で蓄積された判例との対比で、どのような基準で判断がなされるかといった法的安定性の確立が当面の課題である。

特に、統一特許裁判所の管轄下にある特許は、一度に無効が確定するとすべての国で無効となる（セントラルアタック）。そのため、各国の特許の有効性基準が統一裁判所とのこれまでの登録要件の判断基準について相違が現れる可能性があるので、注視する必要がある。

２．欧州特許条約、欧州単一特許、統一裁判所制度が利用できる国の違い

EPOの管轄国であるEPC加盟国（39ヵ国）とEUの制度である欧州単一特許の批准国（17ヵ国）が一致していないことや、EU 加盟国であっても UPC 協定を批准していない国（スペイン等）やEPC の加盟国ではあるが、EU 加盟国でない国（英国、スイス等）に対しては、単一特許が申請できない等の複雑さから、権利化や権利行使の際の自らの権利の管理が複雑になることに注意を要する。特に、権利関係が複雑になりやすい共有特許は、更に注意が必要である。

第４節　我が国企業に対する影響（メリット・デメリットなど）

欧州外である我が国企業にとって、欧州単一特許・統一裁判所制度には、以下のようなメリット・デメリットがあると考えられる。従って、各企業は権利保護を希望する国・地域限定的である場合、各国への直接出願、従来型の登録（バリデーション）、もしくは移行期間中にはオプトアウト、のいずれかを選択することも検討することが考えられる。

１．メリット

・有効化した国数が複数の場合、各国裁判所で個々に訴訟を行う場合と比べ、費用削減の可能性
・有効化した国数が複数の場合、各国にわたる差止命令を一括で得られる可能性
・複数国ベースの算定により高額な損害賠償額が認められる可能性
・迅速な手続きが期待できる可能性

２．デメリット

・無効訴訟を受けた場合、単一の手続きで各国の権利が消滅する可能性（セントラルアタック）
・統一特許裁判所のスタート後暫くは、各国の制度を盛り込んだ手続規則の運用及び判例の蓄積がない中での法理の適用が不透明
・権利行使を想定している国が少ない場合、登録・維持費用が各国ごとに行った場合に対して割高になる可能性

第３章　単一特許・統一特許裁判所制度の動向

早稲田大学法学学術院教授
鈴木　將文

第１節　はじめに

EU の単一特許制度及び統一特許裁判所は、長年にわたる紆余曲折を経て、ついに 2023 年 6 月に運用が開始された。両制度の概要については本報告書の別章等[797]に譲り、本稿では、運用の動向や法的観点から興味深い点について簡単に述べることとしたい。

第２節　単一特許制度の動向[798]

欧州特許に係る単一効の申請数は 21,820 件（欧州特許付与数に対する利用率（uptake rate）18.1％）、登録数は 21,274 件である。単一効の申請数が多い技術分野は、医療技術（medical technology）が 2,600 件（全体の 11.9％、利用率は 24.4％）、土木工学（civil engineering）が 1,280 件（5.9％、利用率は 29.6％）、運輸（transport）が 1,179 件（5.4％、利用率は 15.2％）などとなっている。「life science 関係業種の単一効申請が、予想以上に多く、他方、デジタル技術関係業種は、予想以上に慎重」という欧州の実務家の声も聞かれる[799]。

国籍別統計によると、権利者（主たる申請者）が多いのは、ドイツ（4,140 件）、米国（3,211 件）、フランス（1,519 件）、中国（1,174 件）、イタリア（1,167 件）、スウェーデン（1,064 件）、英国（894 件）、日本（794 件）、韓国（665 件）等となっている。また、単一効の権利を得た特許数が多い企業は、Johnson & Johnson（364 件）、Siemens（340 件）、Qualcomm（264 件）、Samsung（258 件）、Ericsson（241 件）、Volvo（194 件）等である。日本企業では、Canon が 51 件で上位 20 位となっている。

第３節　統一特許裁判所の動向

１．オプトアウトの動向

欧州特許（のうち統一特許裁判所協定（UPCA）の加盟国において有効な特許）は、それに係る侵害訴訟や無効手続きにつき、統一特許裁判所の専属管轄に服することになる。しかし、単一効を持つ特許以外は、UPCA 施行から 7 年間（最長 14 年間）は移行期間として、国内裁判所にも管

---

[797] 単一特許制度及び統一特許裁判所に関する最近の文献として、例えば次のものがある。邦語文献として、Dr. Marco Stief & Heike Röder-Hitschke「単一特許と統一特許裁判所(1)・(2)」AIPPI68 巻 5 号 2 頁、同 68 巻 7 号 3 頁（2023）、国際第 2 委員会第 1 小委員会「単一特許制度及び統一特許裁判所制度に関する調査・研究」知財管理 73 巻 9 号 1067 頁（2023）、鈴木將文=加藤志麻子＝服部誠＝Christoph Rademacher「国際シンポジウム『欧州の単一特許制度・統一特許裁判所の動向』の概要報告」L&T101 号 53 頁（2023）。英語文献については、書籍のみを挙げると、*European Patent Law: the Unified Patent Court and the European Patent Convention* (Duncan Matthews & Paul Torremans eds., 2023); *The Unitary Patent Package & Unified Patent Court* (L. Desaunettes-Barbero et al. eds., 2023).

[798] 数字は、2024 年 3 月 11 日にアップデートされた欧州特許庁（EPO）の次のサイトによる。https://www.epo.org/en/about-us/statistics/statistics-centre#/unitary-patent（2024 年 3 月 11 日アクセス）。

[799] 2023 年 10 月 5 日にアップされた"Podcast: The Launch of the Unitary Patent Package – Towards a Truly European Patent System" (https://www.wolterskluwer.com/en/expert-insights/the-launch-of-the-unitary-patent-package?utm_campaign=11327-1023%20-%20RESEND%20-%20PA%20KIPL&utm_medium=email&utm_source=Eloqua&elqTrackId=41A2147B5C081B069179572DF184029A&elq=3761730394e046b89698693b85735445&elqaid=47388&elqat=1&elqCampaignId=17291)（2024 年 3 月 11 日アクセス）による。

轄が認められる。ただし、権利者又は出願人は、移行期間中、統一特許裁判所の管轄に服さないことを恒久的に確保するためのオプトアウトを選択することができる。

UPCA 施行前、2023 年 3 月から 3 か月間は、登録済み又は出願中の欧州特許について、早期のオプトアウトを宣言することが認められた（サンライズ期間）。この期間中にオプトアウト宣言された欧州特許は 50 万件程度（出願中のものを含め対象欧州特許の 45%以上）だったようである[800]。

２．手続継続状況[801]

（１）一審裁判所

統一特許裁判所の運用開始（2023 年 6 月 1 日）から 2024 年 2 月末までの間に、第一審が受理したのは 274 件であった。

うち 96 件が侵害訴訟で、ミュンヘン地方部が 36 件、デュッセルドルフ地方部が 20 件、マンハイム地方部が 11 件、パリ地方部が 9 件、ノルディック・バルト地域部とハンブルク地方部がそれぞれ 5 件、ミラノとハーグの各地方部がそれぞれ 3 件、ブラッセル、ヘルシンキ、コペンハーゲン、ウィーンの各地方部がそれぞれ 1 件であった。また、39 件の侵害訴訟において、合計 129 件の無効の反訴（counterclaims）が提起された。

暫定措置（provisional measures）、証拠保全又は検証命令の申立ては、23 件であった。

また、無効手続きは、パリ中央部に 20 件、ミュンヘン中央部に 4 件が申し立てられた。

（２）上訴裁判所

上記期間に、上訴裁判所に対し、一審における最終判決又は手続中止決定に対する上訴（手続規則 220.1(a)･(b)）が 3 件、命令に対する抗告（同(c)）が 9 件、その他の抗告（手続規則 220.2）が 15 件であった。

（３）使用言語

一審裁判所の手続における言語は、ドイツ語が 48%、英語が 43%、フランス語が 4%、イタリア語が 3%、オランダ語が 2%であった。

（４）暫定措置

暫定措置について、統一特許裁判所では認められるまでに時間を要し、利用しにくいのではないかという予測が多かったようである。しかし、暫定措置（仮差押え）が迅速に認められた事例がある[802]。

---

[800] Kluwer Patent Blog, Unified Patent Court: 465.247 Opt-outs in the Sunrise Period (https://patentblog.kluweriplaw.com/2023/06/07/unified-patent-court-465-247-opt-outs-in-the-sunrise-period/)（2024 年 3 月 11 日アクセス）による。

[801] 数字は、統一特許裁判所のサイト上の Case load of the Court since start of operation in June 2023 – update （2024 年 2 月 29 日アップデート）(https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc_documents/Case%20load%20of%20the%20Court_end%20Feb%202024_clean_final.pdf)（2024 年 3 月 11 日アクセス）による。

[802] myStromer AG v Revolt Zycling AG, デュッセルドルフ地方部 2023 年 6 月 22 日命令 UPC_CFI 177/2023；10x Genomics v. NanoString, ミュンヘン地方部 2023 年 9 月 19 日決定 UPC_CFI_2/2023（申立ては同年 6 月 1 日。対象はハーバード大学を権利者とするバイオ系発明に係る単一特許。）。一方、後者の同一当事者間の別特許を巡る事案では、同年 10

第４節　統一特許裁判所に関する諸論点

１．法的に未解決の問題の例（その 1）

7 年間の経過期間中に、欧州特許に係る訴訟が国内裁判所に係属した場合、適用すべき法は国内法か EU 法（又は条約）かという問題がある。例えば、ドイツとフランスで有効な欧州特許に関し、間接侵害行為はドイツ、対応する直接侵害的行為はフランスで実行されたという事案において、間接侵害につきドイツ国内裁判所に提訴された場合、UPCA26 条によれば、間接侵害が成立し得る。しかし、ドイツ特許法では、間接侵害について、直接侵害行為と間接侵害行為の双方が国内で行われることが要件とされることから（二重の国内要件）、同法によれば間接侵害が不成立となる。このような事案では、国内裁判所は国内法を適用すべきと解されている模様である[803]。

２．法的に未解決の問題の例（その 2）

EU 司法裁判所（CJEU）は、特許権の問題についてどの範囲で審理・判断可能か。侵害関係の規定は、EU 法である単一特許規則ではなく、条約である UPCA に置かれている。そのため、特許権侵害に係る事項については、CJEU が判断する法的根拠を欠くとの見方もあるが、他方、それらの規定は、単一特許規則に（特に同 5 条を通じて）“incorporate”されているとの見解もある。

なお、特許に関する法のうち、EU 法であるバイオテク指令や IP エンフォースメント指令、あるいは共通通商政策に関する法の性格を持つ TRIPS 協定[804]については、CJEU の審理対象となる。

３．法的に未解決の問題の例（その 3）

統一特許裁判所が審理・判断可能な領域についても、不明な面が残る。例えば、 権利帰属、譲渡、ライセンス等についての訴訟は扱わないとのことだが、抗弁や非侵害確認訴訟で争点になった場合にはどうなのかは、未だ明らかでないようである。

また、特許に関する多数の法理、法的判断基準等につき、今後の裁判例の集積を待つ必要がある。例えば、 特許要件、クレーム解釈、均等論、損害額認定、（絶対的）物質特許保護の可否等である。

４．先使用権

UPCA28 条は、侵害行為国の国内法によれば（仮想の）国内特許につき先使用権が認められる場合、欧州特許についても当該国で先使用権を認める。すなわち、統一特許裁判所によって、国境を超えた領域に効力を認められる特許に関し統一的な運用が図られることになるものの、先使用権については、国の領域がなお意味を持つということになる。この点は、特許制度における国の意義を考える上で、有意義な事例と思われる。

月 10 日の決定により、仮差押えが否定された。Matthias Leistner/Sebastian Berns, Zu den Grenzen von einstweiligen Verfügungen vor dem EPG, GRUR 2024, 184. また、仮差押えを認めた 9 月 19 日決定は、2024 年 2 月 26 日、控訴裁判所によって覆され、仮差押えは否定された（UPC_CoA_335/2023, App_576355/2023. 対象特許が無効である可能性が高いことが理由とされている。）。

[803] なお、ドイツ、フランス等では、同一発明・出願人につき、単一特許又は（オプトアウトしていない）従来型欧州特許と、国内特許の「二重保護(double protection)」を認める。

[804] 特許の対象に係る TRIPS 協定 27 条が、共通通商政策に関する規定であることにつき, C-414/11 Daiichi Sankyo Co, EU:C2013-520, paras. 60-62）

５．消尽

欧州特許については、従来から域内消尽原則が採られており、その根拠はTFEU34条（輸入制限の禁止）とされてきた。しかし、UPCA の 29 条に消尽原則が明文化された（特許権者の同意によりEU域内市場に拡布された場合に消尽する。）。他方、単一特許規則6条は、単一効が及ぶ域内国で拡布された場合の消尽を規定している。したがって、同じ欧州特許であっても、単一効特許とそれ以外とでは、消尽が認められるための要件（最初の拡布地の範囲）が異なることになる。

６．統一特許裁判所の国際裁判管轄

統一特許裁判所の国際裁判管轄については、EU における民事及び商事事案に関する国際裁判管轄等に関する一般的規則であるブラッセルⅠ規則[805]、又はルガーノ条約[806]に従う[807]。

統一特許裁判所の創設に備えて、ブラッセルⅠ規則の改正が規則 542/2014[808]によって行われている。規則 542/2014 によれば、第一に、統一特許裁判所を含む共通裁判所（"common court". 複数の加盟国にまたがる裁判所で、改正後のブラッセルⅠ規則 71 条 a が定めるもの）は、ブラッセルⅠ規則上、加盟国の裁判所として扱われる。例えば、イタリア企業が、中国で製造された製品をリトアニアに輸出した行為が、単一効欧州特許を侵害するとして統一特許裁判所に訴えられる場合、権利者である原告は、被告企業の住所（ブラッセルⅠ規則 4 条(1)、63 条）のあるイタリアのミラノ地方部か、不法行為地（ブラッセルⅠ規則 7 条(2)）であるリトアニアの侵害事件を所管するノルディック・バルト地域部（ストックホルム）に訴えることが考えられる。

第二に、改正後のブラッセルⅠ規則 71 条 b は、共通裁判所の国際裁判管轄について定めている。具体的には、EU 加盟国内に住所を持たない者を被告とする場合、ブラッセルⅠ規則 6 条(1)は法廷地の法に従うとしているところ、共通裁判所については、同規則第2章の管轄規定が適用されるとしている。そこで、例えば、単一効欧州特許の権利者であるドイツ企業は、同特許権侵害がドイツ国内で生じたとの主張に関し、統一特許裁判所のドイツの地方部に訴訟を提起することができる（ブラッセルⅠ規則7条(2)）[809]。

第三に、改正後の 71 条 b(3)は、統一特許裁判所に関する特別規定として、欧州特許の侵害によりEU域外で発生した損害についての管轄につき、次のように定めている。

「EU 内で損害を発生させた欧州特許の侵害に関する紛争において、共通裁判所（引用者注、統一特許裁判所を意味する。）が、本条(2)に基づき被告に対する裁判管轄を有する場合、同裁判所は、かかる侵害によってEU域外で生じた損害についても管轄を有するものと認めることができる。ただし、かかる管轄は、共通裁判所を創設した法の当事国であるEU加盟国（引用者注、UPCA締約国を意味する。）の領域内に被告に属する財産が存在し、かつ、その紛争がそのような加盟国

---

[805] Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast). 2015年1月10日に施行された改正規則は、「ブラッセルⅠa規則」又は「ブラッセルⅠbis規則」とも呼ばれる。

[806] Convention on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters.

[807] UPCA31条。

[808] Regulation (EU) No 542/2014 of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 amending Regulation (EU) No 1215/2012 as regards the rules to be applied with respect to the Unified Patent Court and the Benelux Court of Justice.

[809] EU域内に住所を持たない者に対する訴訟についての統一特許裁判所の管轄の根拠としては、不法行為地（ブラッセルⅠ規則7条(2)）のほか、支店等の活動から生じた紛争の地（同7条(5)）、共同被告の住所地（同8条(1)）、反訴に対する本訴に係る管轄（同8条(3)）等がある。

と十分な関連性を持つ場合に限る。」

"Article 71b

The jurisdiction of a common court shall be determined as follows:

(3) where a common court has jurisdiction over a defendant under point 2 in a dispute relating to an infringement of a European patent giving rise to damage within the Union, that court may also exercise jurisdiction in relation to damage arising outside the Union from such an infringement.

Such jurisdiction may only be established if property belonging to the defendant is located in any Member State party to the instrument establishing the common court and the dispute has a sufficient connection with any such Member State."

この規定の読み方については、異なる見解がみられる。ある説は、欧州特許について域外で侵害がなされた場合の損害（例えば、トルコで有効な欧州特許のトルコにおける侵害によりトルコで発生した損害）についてまで管轄を持つという意味と解釈している[810]。他方、あくまで侵害行為自体は域内で実行された場合であって、それによって生じた損害について、域外で生じた分についても管轄を持つという趣旨だと論じているものもある[811]。後者の説によれば、上記のトルコの事例では管轄が認められないが、ドイツで有効な欧州特許のドイツにおける侵害によってトルコ、日本、米国等の域外国で発生した損害については管轄を認め得ると解することになる。この点は、後説の方が妥当と思われる。

また、「EU 域外で生じた損害」とされているために、EU 域内であるが、UPCA を締結していない国（例えばスペイン）に生じた損害については、少なくとも上記 71 条 b(3)に基づく管轄は認められない[812]。さらに、「被告が UPCA 締約国内に財産を有し、その紛争が締約国と十分な関連性を持つ場合に限る」旨の定めについて、当該財産が存在する国と、紛争が関連性を有する国は同一である必要があるか、同一でなくてもいいのかについても、解釈が分かれているようである[813]。このように、71 条 b(3)については解釈が分かれる論点があり、今後の統一特許裁判所の判断によって意味が明確にされていくと考えられる。

第四に、改正後の 71 条 c 及び d は、共通裁判所と国内裁判所との間で訴訟が競合する場合の扱い、判決の承認と執行等について定めている。

---

[810] Pierre Véron, Extent of the Long-arm Jurisdiction Conferred upon the Unified Patent Court by Art.71b(3) of the Brussels I Regulation as amended by Regulation 542/2014 of May 15, 2014, 37 E.I.P.R. 588, 594 (2015).

[811] Philippe Campolini, Unified Patent Court's International Jurisdiction and Related Issues Addressed by EU Regulation No. 542/2014: Much Ado about Nothing or New Playground for the CJEU?, in *The Unitary Patent Package & Unified Patent Court*, *supra* note 1, at 338-39. Paul LC Torremans, Regulation 542/2014 on Jurisdiction, in *European Patent Law: the Unified Patent Court and the European Patent Convention*, in *supra* note 1, at 193 も、71 条 b(3)は管轄を根拠づける規定ではないと述べる。

[812] Campolini, *supra* note 15, at 338.

[813] Véron, *supra* note 14, at 595 は同一性必要説、Campolini, *supra* note 15, at 334 は同一性不要説を採っている。

第４部　国際的な知的財産制度の議論に関する調査

第１章　諸外国における地理的表示保護制度

はじめに

企業活動のグローバル化が進み、新興国への市場拡大や生産拠点の海外進出など、国外における知的財産権取得の意識が高まっている。企業は各々の知的財産について、これまで以上に多数の国における戦略を検討することとなり、各国・地域の知的財産制度を踏まえつつ、それぞれの国において権利を取得し、活用する必要がある。

したがって、国際的な知的財産制度の動きを俯瞰的に眺めつつ、各国・地域における最新の状況をタイムリーに把握することは、我が国企業が国際的な知財戦略を検討する上でも極めて重要な観点となり得る。

特に地理的表示（GI）制度に関しては、昨年度、EU において工芸品や工業製品向けの新たな GI 保護制度の設置規則案が発表され、また、2020 年には、EU と中国の GI 相互保護協定が署名に至り、2022 年 2 月には日 EU・EPA に基づく相互保護 GI の対象拡大が発効するなど、欧州を中心に活発な動きが見られるところ、EU や中国を含めた諸外国の GI 制度を調査・分析し、GI 保護についての最新の国際動向を把握することは、我が国企業の国際戦略にも非常に有用である。

そこで、本調査研究においては、米国、中国、韓国、ベトナム、インドネシア、オーストラリア、EU、フランス、イタリア、ブラジル、メキシコ、アンデス共同体、タイ、英国の地理的表示の保護制度の概要や近時の動向について、平成 23 年度産業財産権制度各国比較調査研究調査報告書「諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際的動向に関する調査研究」の内容も踏まえながら、最新の状況を収集・整理し、分析を行うとともに、近時の活発化している国際協定における地理的表示の保護を巡る EU や米国の動きについても整理・分析を行った。

第１節　地理的表示保護制度の概要及び最近の動向

１．概要

地理的表示（Geographical indications, Indication géographique）及びこれに係る原産地呼称（Appellation of origin, Appellations d’origine）に関する規定は、様々な法律や規則において地理的表示の定義を行っている。

現在、用いられている地理的表示の定義として、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（以下「TRIPS 協定」という）の 22 条及び「原産地呼称の保護及びその国際登録に関するリスボン協定」（以下「リスボン協定」という）の 2 条の規定が代表的である。

◇TRIPS 協定

22 条（地理的表示の保護）

１　この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的表示原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであ

ることを特定する表示をいう。

◇リスボン協定

２条（原産地呼称及び原産国の概念の定義）

１　この協定において、「原産地呼称」とは、ある国、地域又は地方から生じる製品を指し示すために用いるものをいう。ただし、当該製品の品質及び特性が自然的要因又は人的要因を含む地理的環境に専ら又は本質的に由来する場合に限る。

地理的表示の定義において「主として」の関連性で足りるとしていることに対して、原産地呼称は「専ら又は本質的」な関連性が構成要件として求められている。

なお、TRIPS 協定の 23 条では、ワイン及びスピリッツの地理的表示について追加的保護がなされている。

◇TRIPS 協定

23 条（ブドウ酒及びスピリッツの地理的表示の追加的保護）

１　加盟国は、利害関係を有する者に対し、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類(kind)」、「型(type)」、「様式(style)」、「模造品(imitation)」等の表現を伴う場合においても、ブドウ酒又はスピリッツを特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないブドウ酒又はスピリッツに使用されることを防止するための法的手段を確保する。（注）

（　　注　　）

加盟国は、これらの法的手段を確保する義務に関し、42 条第 1 段の規定にかかわらず、民事上の司法手続に代えて行政上の措置による実施を確保することができる。

２．地理的表示保護制度の最近の動向

14 の国・地域を対象に地理的表示保護制度を調査し、調査対象国・地域における地理的表示保護制度の最近の動向（平成 23 年度の調査[814]以降）について、以下に示す。

	国・地域名	保護制度（平成 23 年現在）	最近の動向
1	米国	・商標法 ・アルコール管理法 ・連邦規則第 27 章	
2	中国	・商標法 ・国際標準化法 ・産品質量法 ・団体標章、証明標章登録と管理弁法 ・地理的表示産品保護弁法 ・国外地理的表示産品保護弁法 ・地理的表示専用標識使用管理弁法（試行） ・反不正当競争法	・関連する法律と行政組織の再編 ・米中合意 ・EU・中国地理的表示保護規定
3	韓国	・農水産物品質管理法	・農産物品質管理法と水産物品

[814] 日本国際知的財産保護協会「諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際的動向に関する調査研究」平成 24 年 3 月。

		・商標法 ・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（不正競争防止法） ・人参産業法	質管理法の統合（農水産物品質管理法） ・米国・韓国 FTA ・EU・韓国 FTA
4	ベトナム	・知的財産法	
5	インドネシア	・商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律	
6	オーストラリア	・商標法 ・ワインオーストラリア公社法（AU ワイン公社法） ・オーストラリア・ニュージーランド食品基準（AU・NZ 食品基準）	
7	EU	・農産品及び食品の地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則№510/2006（EU 農産品等規則） ・ワイン市場の共通組織に関する理事会規則№479/2008（EU ワイン規則） ・スピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則№110/2008（EU スピリッツ規則） ・農産品及び食品の品質体制に関する 2012 年 11 月 21 日付欧州議会・理事会規則 No.1151/2012（EU 品質体制規則） ・工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する 2023 年 10 月 18 付欧州議会・理事会規則 No.2023/2411（EU 工芸品及び工業製品規則）	・工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する 2023 年 10 月 18 付欧州議会・理事会規則の採択（2023 年 10 月 9 日） ・上記規則は、数日以内に欧州議会議長と理事会議長の署名を経て欧州連合官報に掲載され[815]、公告後 20 日目の 2023 年 10 月 27 に発効
8	フランス	・消費者法典 ・農業・海洋漁業法典 ・知的財産法典	
9	イタリア	・EU 規則 No1151/2012 の国内施行に関する 2013 年 10 月 14 日付省令（イタリア・農産品等手続き規則） ・ワインの栽培及びワインの製造並びに取引に関する有機的規律に関する法律 2016 年第 238 号（イタリア・ワイン法令）	

[815] https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/10/09/geographical-indications-for-craft-and-industrial-products-council-gives-its-final-approval/

		・2008 年 1 月 15 日付のスピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則№110/2008 の実施規則に関する 2010 年 5 月 13 日付省令№5195（イタリア・スピリッツ実施規則） ・イタリア産業財産法	
10	ブラジル	・連邦法№9279（ブラジル産業財産法）	
11	メキシコ	・産業財産法	
12	アンデス共同体	・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定（№486）（アンデス共同体委員会決定№486） ・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定（№689）（アンデス共同体委員会決定№689）	
13	タイ	・商標法 ・地理的表示保護法	
14	英国	・商標法	EU 離脱と独自の地理的表示スキームの構築

第２節．諸外国の地理的表示の保護制度

１．米国

（１） 地理的表示保護に関連する主な法律

・米国商標法（1947 年 7 月 6 日施行）[816]（Trademark Act of 1946 ("LANHAM ACT") as Amended (15 U.S.C. §§1051-1141n(§§ 1-74)、以下「ランハム法」又は「15 U.S.C.」という)

米国は、コモンローを採用し、また州法と連邦法が併存する。したがって、地理的な表示に関しても、それぞれの法により保護を図ることができる。

ただし、州際取引に使用されている商標（団体標章及び証明標章を含む）を保護するランハム法による保護が一般的である。

なお、ランハム法による登録がなく、コモンロー上の商標として保護された例として、「Cognac」の例がある[817]。

また、ワイン及びスピリッツに関しては、下記の法律及び規則によって規定されている。

・アルコール管理法（Federal Alcohol Administration Act）

[816] 日本語訳は、日本特許庁のウェブサイトにより入手。以下、明記されないもの同様。
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-shouhyou.pdf

[817] Institut National Des Appellations v. Brown-Forman Corp, 47 USPQ2d 1875 (TTAB 1998).

・連邦規則第 27 章：アルコール、煙草及び重火器（Code of Federal Regulations Title 27：Alcohol, Tobacco and Firearms、以下「連邦規則第 27 章」という）[818]

（法律の目的）

ランハム法は、法目的について下記の通り規定している（ランハム法§45（15U.S.C.§1127））。

「取引を、議会の支配内において、当該取引における標章の欺瞞的及び誤認を生じさせる使用を提訴可能なものとすることによって、規制すること；当該取引において使用される登録標章を州又は準州の法令による干渉から保護すること；当該取引に従事する者を不正競争から保護すること；登録標章の複製、複写、偽造又はもっともらしい模造の使用による当該取引における詐欺及び欺瞞を防止すること；並びに合衆国と外国との間で締結された、商標、商号及び不正競争に関する条約によって規定された権利及び救済を提供すること。」

（２）地理的表示の定義

ランハム法上は、地理的表示の定義はない。

なお、証明標章及び団体標章の定義は、次のようになっている。

① 証明標章の定義（15 U.S.C.§1127）

語、名称、記号若しくは図形又はその結合であって、次の条件に該当するものを意味する。(1)その所有者以外の者によって使用されているか、又は(2)それを、その所有者が所有者以外の者に取引上使用させる誠実な意図を有しており、かつ、本章によって設定された主登録簿への登録を出願するものであって、その目的が当該人の商品若しくは役務に関する地域的若しくはその他の出所、材料、製造方法、品質、精度若 しくはその他の特徴、又はその商品若しくは役務についての作業若しくは労働が組合若しくはその他の組織の構成員によって行われたことを証明することにあるもの

② 団体標章の定義（15 U.S.C.§1127）

団体標章とは、次の条件に該当する商標又はサービスマークを意味し、かつ、組合、社団又は他の組織における構成員であることを表示する標章を含む。(1)協同組合、社団又はその他の集合的な団体若しくは組織の構成員によって使用されているか、又は(2)それを、当該の協同組合、社団又はその他の集合的な団体若しくは組織が取引上使用する誠実な意図を有しており、かつ、本法によって設定された主登録簿への登録を出願するもの

ワインに関する原産地呼称（appellation of origin）の定義に関しては、連邦規則第 27 章 4.25 条(1)に下記の通り規定されている。

・米国のワインの原産地呼称の名前は、「米国」の名前、一つの州の名前、隣接する 2 ないし 3 つの州の名前、1 つの郡の名前、同一州内の 2 ないし 3 つの郡の名前又はブドウ栽培地域（viticultural area）の名前である。

・輸入ワインの原産地呼称の名前は、国、州や郡又はこれに相当する地域、2 ないし 3

[818] https://www.ecfr.gov/current/title-27/chapter-I/subchapter-A

つの州や準州又はこれに相当する地域、又はブドウ栽培地域の名前である。

スピリッツに係る規定において、別の意味が必要な文脈で他の定義が用いられる場合を除き、ワインに関する規定が準用される（連邦規則 27 章 5.1）。

（３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

制度上では、全てのものが対象となる。

（４）地理的表示についての保護を受けるための手続き

原則として、通常の（連邦）商標登録出願と同様である。

・団体標章及び証明標章（15 U.S.C.§1054）

適用可能な限り、商標登録に関する規定に従うことを条件として、団体標章及び証明標章は、原産地表示を含め、登録を求める商標の使用に関して正当な統制を行う者及び国、州、地方公共団体その他同類のものが、工業上又は商業上の事業所を有していない場合であっても、本章に基づき、商標と同一の方式により、かつ、同一の効力をもって、登録することができる。また、登録されたときは、それらは、商標に関して本章に定められる保護を受ける権原を有する。ただし、商標標章が、その標章の所有者又は使用者が、商品又は役務であって、それに付して又は関連してその標章が使用されるものを製造、販売又は提供する旨の虚偽の表示をするように使用されるときは、この限りでない。本条に基づく出願及び手続は、商標の登録に関して定められたものに実際上可能な限り密接に合致していなければならない。

・団体標章又は団体サービスマークの適用要件（Trademark Manual of Examining Procedure, July 2022, §1303.01）（以下「TMEP」という）

団体標章は、団体により所有されなければならない。そして、団体標章または団体サービスマークの使用は、団体の構成員により行われるため、団体標章の出願では、標章を所有する団体が、構成員による標章の使用に対し適法な管理を行っていることを述べなければならない。

地理的名称に係る証明標章については、TMEP に特則がある。

・地理的証明標章

地理的証明標章は、単語、名前、シンボル、デバイス、又はこれらの要素の組み合わせであり、単独でまたは複合商標の一部として使用され、商品又はサービスがその用語によって特定される地理的地域、状況によってはその用語によって識別される地域を含むより広い地域で生産されていることを証明する。

他の証明標章と同様に、地理的証明標章は、商標やサービスマークと同様に権利者によって使用されない。地理的証明標章の権利者は、他の当事者による証明標章の使用を管理する。これらの当事者は、商品又はサービスが認証機関によって定められた基準を満たしていると証明されたことを消費者に示すために、商品又はサービスに標章を使用する。したがって、地理的証明標章が使用される商品又はサービスは、関連する地域の様々な証明生産者を含む多数の供給源から発信される可能性がある。（TMEP §§1306.01-1306.01(b)、

1306.04(b)）

地理的名称は、証明標章として登録されるためにセカンダリーミーニングを必要としない。第 1054 条で、証明標章は「該当する限り商標登録に関する規定に従う」と規定しているが、1052 条(e)(2)において特に第 1054 条に基づいて登録可能な「地域起源の表示」を除き、主に地理的に説明的な名称の登録を禁止している。したがって、地理的名称は、主に地理的説明的なものであっても、証明標章として登録される場合がある。（TMEP §§1306.05(a)）

地理的用語が地域の起源を示すための証明標章として使用されている場合、出願は標章が証明する地域の起源を定義する必要がある。特定される地域は、国ほど大きい場合もあれば、村ほど小さい場合もあり、申請者は証明資料において一般的な用語でそれを定義できる（例えば、「インドのダージリン地域」又は「フランスのアヴェロン県ロックフォールのコミュニティ」）。ただし、証明基準は、通常関係する特定の地理的境界に関してより具体的になる。（TMEP §1306.05(b)(i)）

地理的証明標章が、特定の地域起源を示すものとして認識されるだけで十分であり、そのような場合に、当該標章は地理的証明標章として機能し、登録可能である。（TMEP §1306.05(c)）

ただし、ワインとスピリッツに使用される場合に、一般的登録要件に加え、特別な要件が存在する。

15U.S.C. §1052(a)は、「ワインやスピリッツに使用される場合、またはワインやスピリッツに関連して使用される場合、商品の原産地以外の場所を特定する地理的表示であり、1996 年 1 月 1 日以降に出願人によってワイン又はスピリッツ又は関連して初めて使用される地理的表示」からなるもの、又はそれらを含む名称の登録を禁止する。（この規定は、関税及び貿易に関する一般協定（「GATT」）の貿易関連知的財産（「TRIPS」）部分を実施するウルグアイ・ラウンド協定法によって追加された。）

この規定は、1996 年 1 月 1 日より前にワインやスピリッツの商取引で、又はそれに関連して初めて使用された地理的表示には適用されない。（TMEP §1208.08）

（５）異議申立制度

通常の商標出願と同様、異議申立制度が存在する。（ランハム法 1063 条）

・何人も、1125 条(c)に基づく不鮮明化による希釈化又は質の低下による希釈化を生ずる虞のある標章の登録を含め、特定の標章の主登録簿への登録によって同人が損害を受けると考えるときは、登録が求められているその標章についての 1062 条(a)に基づく公告から 30 日以内に、所定の手数料を納付して、理由を付した異議申立を USPTO に提出することができる。

・前記 30 日の期間の満了前に書面による請求があったときは、異議申立期間は、更に 30 日延長されるものとし、また、延長期間の満了前に請求され、正当な理由がある際に、長官は異議申立提出期間の再延長を許可することができる。長官は、異議申立期 間に関する個々の延長を申立人に通知しなければならない。

（６）地理的表示保護の効力

証明標章は、商標に関して定められた保護を受ける権限を有する（ランハム法 4 条）。

したがって、登録証明標章の権利者は、他人による当該証明標章の複製、偽造等の使用が混同若しくは錯誤を生じさせ又は欺瞞する恐れがある場合は、差止請求、損害賠償請求の権利を有する。

また、何人も、取引において虚偽の原産地呼称を使用し、それが a）商品・サービスの出所等について混同・誤認を生じさせ又は欺瞞するおそれがあるとき、b）商業広告・販売促進において原産地を不実表示している場合は、民事訴訟において責めを負う（ランハム法 43 条）。

加えて、証明標章の偽造については、18 U.S.C.§2320 に基づく刑事的制裁（罰金、禁固、物品の没収及び廃棄）が課せられる。

ワインに関する連邦規則第 27 章は、4.39 条の「表示禁止事項」において、原産地表示等に関する表示が禁止されている。

・地理的なブランド名（ブドウ栽培地域を意味するようなブランド名）。ただし、原産地呼称の条件に従っていない場合（4.39 条(i)）

・地理的な意味を持つ産品名（4.39 条(j)）

・他の原産地表示（すなわち、真の原産地以外のその他の産地を示し、又は示唆する表示）（4.39 条(k)）

（７）一般名称の扱いに関する規定

（一般名称の扱い）

明文規定はなし。

ただし、該当する特定の標識が商品／サービスのある種類の一般名称を主に意味する表示であることが証明された場合、登録は拒絶される。（審決例：In re Cooperativa Produttori Latte E Fontina Valle D'Acosta, 230 USPQ 131 (TTAB 1986)）[819]

（保護された地理的表示の一般名称化の扱い）

何人も登録された標章が指定商品又は役務の一部又は全部に関して普通名称化したときには、かかる商品又は役務のみについての登録取消しを請求することができる。（ランハム法 14 条 3 項（15 U.S.C.§1064））

なお、ワインに関する連邦規則 27 章 4.24 条には、一般名称（generic）、準一般名称（semi-generic）、非一般名称（non-generic）的な地理的表示について規定されている。

・米国財務省・酒類タバコ税貿易管理局（以下「TTB 長官」という）が認定した場合に限り、ワインの分類又は種類を示している地理的な名称は、一般名称（generic）になっているとみなされなければならない。（例、「Vermouth」、「sake」）

・ワインの分類や種類を示しているもので、地理的な意味をもつ名称について TTB 長官が認める場合において、準一般名称（semi-generic）になっているとみなされなければな

[819] 「Geographical Indication Protection in the United States」（http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/globalip/pdf/gi_system.pdf）4 頁、パラグラフ 1）In re Cooperativa Produttori Latte E Fontina Valle D'Acosta の事例：
「FONTINA」は、該当地域外の非証明対象の生産者が、非証明対象のチーズを特定する用語として使用しており、ある地域の原産地とすることを表示する証明標章ではなく、ある種類のチーズの一般名称であると判断された事例。

らない。（例：Angelica、Burgundy、Claret、Chablis、Champagne、Chianti、Malaga、Marsala、Madeira、Moselle、Port、Rhine Wine (syn. Hock)、Sauterne、Haut Sauterne、Sherry、Tokay）[820]

・TTB 長官が一般名称（generic）又は準一般名称（semi-generic）と認めない地理的名称は、その名称に示された原産地のワインを示す場合のみに使用することができる。このような名称については、特定の産地を示すものとして消費者に及び貿易上知られ、他のワインと識別できるものとしてTTB長官が認めたものでなければ、識別できる名称とはみなされない。

（例：識別不可能な非一般名称的な名称：American、California、Lake Erie、Napa Valley、New York State、French、Spanish／識別可能な非一般名称的な名称：Bordeaux Blanc、 Bordeaux Rouge、Graves, Medoc、Saint-Julien、Chateau Yquem、Chateau Margaux、Chateau Lafite、Pommard、Chambertin、Montrachet、Rhone、Liebfraumilch、Rudesheimer、Forster、Deidesheimer、Schloss Johannisberger、Lagrima 及び Lacryma Christi）

（８）商標に関する規定との調整規程

地理的表示であって，ワイン若しくはスピリッツに付して又は関連して使用される場合，その商品の原産地以外の場所を特定するものであり，かつ，出願人によって，（19 U.S.C. §3501(9)に定義されている）WTO協定が米国に対して効力を生じる日から1年以後に初めてワイン若しくはスピリッツに付して又は関連して使用されているものは、商標として登録されない。（15 U.S.C. §1052（§2））

（９）運用の状況（判例・事例など）

情報なし。

（１０）地理的表示の登録リスト

参考情報："Geographical Indications and Property Rights: Protecting Value-Added Agricultural Products" Bruce A. Babcock and Roxanne Clemens, MATRIC Briefing Paper 04-MBP 7, May 2004

（１１）地理的表示に係る国際協定

・2012年3月発効、「米国・韓国自由貿易協定」（18.2条　地理的表示を含む商標）
・2012年5月発効、「米国・コロンビア自由貿易協定」（16.3条　地理的表示）
・2012年10月発効、「米国・パナマ自由貿易協定」（15.3条　地理的表示）
・2020年1月発効、「日米貿易協定」（規定なし）

[820] なお、2006年の「ワイン貿易に関するアメリカとＥＵとの間の協定2006年（Agreement between the United States of America and the European Community on trade in wine 2006）」の8条4項において、次のEUを起源とする名前をワインのクラス又はタイプを示すものとして使用することを許可するものとする、としている。対象となる名称は下記の通り。なお、米国が該当する準一般名称的（semi-generic）な名称の使用を下記の16に限定することに対して議会の承認を得られていない。
対象となる名称：Burgundy、Chablis、Champagne、Chianti、Claret、Haut Sauterne、Hock、Madeira、Malaga、Marsala、Moselle、Port、Retsina、Rhine、Sauterne、Sherry、Tokay（Annex II）

・2020 年 2 月発効、「米国・中国経済・貿易協定」（1 章 6 節　地理的表示（1.15-1.17 条））

・2020 年 7 月発効、「米国・メキシコ・カナダ協定」（セッション E（20.29-20.35 条）地理的表示）

（上に掲載されている地理的表示に係る国際協定は、2011 年以降に締結されたもので、発効済みのものである。以下同じ。）

２．中国

中国では、「知識産権強国建設綱要（2021 年～2035 年）」、「“第 14 回五か年”国家知識産権保護と運用企画」及び「知的財産保護の強化に関する意見」における地理的表示の管理職責を積極的に履行し、地理的表示の保護と運用レベルを有効に向上させるために、国家知識産権局が 2019 年から「地理的表示保護と運用“第 14 回五か年”企画」の素案作成に着手し、2022 年に通知したが、当該企画の主な目標の 1 つが 2025 年までに地理的表示の保護制度を一層整備するものである[821]。なお、上記「地理的表示保護と運用“第 14 回五か年”企画」を具体化するために、2024 年 1 月 22 日に中国国家知識産権局は「地理的表示保護プロジェクト実施方案」を各管轄機関に通知した[822]。

中国では、従来、商標法による団体商標制度及び証明商標制度による保護（国家工商行政管理総局）の他に、地理的表示産品保護規定（国家質量監督検験検疫総局）に基づく保護、及び農産品地理的表示管理弁法（国家農村農業部）に基づく保護があった。組織再編により、国家工商行政管理総局と国家質量監督検験検疫総局が市場監督管理総局へ統合され、近年になって従来国家工商行政管理総局の商標管理の職責や国家質量監督検験検疫総局の原産地地理的表示管理の職責が統合され、国家知識産権局へ移管となった。さらに、国家質量監督検験検疫総局が制定した「地理的表示産品保護規定」は、2023 年 12 月 29 日に名称を「地理的表示産品保護弁法」に改められ、内容も改正された[823]。当該弁法は、2024 年 2 月 1 日より施行された。

さらに、2022 年 11 月に、国家農村農業部は農業産品の地理的表示の登録を行わない旨の通知を公布した[824]。これに伴い、農産品地理的表示管理弁法は廃止された。

（１）地理的表示保護に関連する主な法律[825]

・中華人民共和国商標法（2019 年改正）

（法律の目的）

商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質を保証させることを促し、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者

---

821 中国の国家知識産権局の「地理的表示保護と運用“第 14 回五か年”企画」を公表する通知
http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/21/content_5669776.htm

822 中国の国家知識産権局弁公室の「地理的表示保護プロジェクト実施方案」公布の通知
http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/21/content_5669776.htm

823 中国の国家知識産権局の令：
https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/2/art_3324_189481.html

824 中国の農業農村部の公告：
http://www.moa.gov.cn/nybgb/2022/202212/202301/t20230104_6418225.htm

825 中国知識産権局のウェブページ
https://www.cnipa.gov.cn/col/col104/index.html

の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的としてこの法律を制定する（1条）。

・中華人民共和国国際標準化法（1988年12月29日全人代通過、2017年11月4日改正）

（法律の目的）

標準化を強化し、産品とサービスの質を向上し、科学技術の進歩を促し、人心の健康と生命・財産の安全を保障し、国家安全と生態環境の安全を維持し、経済社会の発展レベルを向上させるために、この法律を制定する（1条）。

・中華人民共和国産品質量法（1993年2月22日全人代通過、2000年7月8日第1回改正、2009年8月27日第2回改正、2018年12月29日第3回改正）

（法律の目的）

産品品質の監督・管理を強化し、産品の品質水準を向上し、産品品質の責任を明確にし、消費者の適法な権益を保護し、社会経済秩序を維持するために、この法律を制定する（1条）。

・団体標章、証明標章登録と管理弁法（2022年6月7日、法改正に向けての意見募集）

（法律の目的）

団体標章、証明標章の登録と使用の管理を規範化し、商標権益を保護し、社会の公共の利益を維持し、産業発展を促進させるため、商標法や商標法実施条例の規定に基づいて制定する（1条）

・地理的表示産品保護弁法（2005年6月7日制定、2023年11月2日まで意見募集稿、2024年2月1日施行）

（法律の目的）

地理的表示を有効に保護し、地理的表示産品の名称と地理的表示専用標識の使用を規律し、地理的表示産品の品質と特性を保証するため、中華人民共和国民法典、中華人民共和国商標法、中華人民共和国産品質量法、中華人民共和国標準化法、中華人民共和国反不正当競争法等の関連規定に基づいてこの規定を制定する（1条）。

・国外地理的表示産品保護弁法（2019年11月27日改正）

（法律の目的）

中国で販売されている国外地理的表示を有効に保護し、国外地理的表示の名称と専用標識の中国における使用を規律するため、地理的表示産品保護規定の26条の規定によりこの弁法を制定する（1条）。

・地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）（2020年4月3日）

（法律の目的）

中国における地理的表示標識の保護を強化し、地理的表示専用標識の使用を統一させ、規律させるために、中華人民共和国民法総則、中華人民共和国商標法、中華人民共和国産品質量法、中華人民共和国標準化法、中華人民共和国商標法実施条例、地理的表示産品保護規定、団体標章証明標章登録と管理弁法、国外地理的表示産品保護弁法の規定に依りこの弁法を制定する（1条）。

・中華人民共和国反不正当競争法（1993年9月2日全人代通過、2017年11月4日第1回改正、2019年4月23日第2回改正）

（法律の目的）

社会主義市場経済の健全な発展を促し、公平な競争を奨励・保護し、不正な競争行為を制止させ、経営者と消費者の適法な権益を保護するために、この法律を制定する（1条）。

（2）地理的表示の定義

中華人民共和国商標法 16 条 2 項において、「地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、名声又はその他の特性が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成されたものの表示をいう」と定められている。

地理的表示産品保護弁法の 2 条によれば、「地理的表示産品とは、特定の地域で生産され、当該産品が有する品質、名声或いはその他の特性が本質的に当該産地の自然的要素及び人文的要素に由来した産品」であり、「当該地域で栽培、養殖された産品」及び「原材料の全てが当該地域に由来するか、或いは部分的に他の地域に由来し、かつ、当該地域で特定の工芸により生産、加工された産品」を含むとされている。

（3）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

現行制度の枠組みにおいて、他の商標同様に工芸品や工業製品を含む全てのものを対象とする。

（4）地理的表示についての保護を受けるための手続き

地理的表示産品が保護を受けるためには、申請を行う必要があるが、「地理的表示産品の保護申請は、提出する産地範囲の県レベル以上の人民政府或いは当該人民政府により指定した代表的な社会団体、保護申請機構（以下、申請人と略す。）により提出する」と定められている（地理的表示産品保護弁法 9 条）。

保護を申請する産品の産地が県域範囲内である場合、県レベル以上の人民政府により産地範囲の意見を提出し；県域の範囲を跨ぐ場合、共通する上級地方人民政府により産地範囲の意見を提出し；地市の範囲を跨ぐ場合、関係する省レベルの人民政府により産地範囲の意見を提出し；省域の範囲を跨ぐ場合、関係する省レベルの人民政府により共同で産地範囲の意見を提出する（同 10 条）。

申請人は、地理的表示産品の保護申請にあたり、地方人民政府による地理的表示産品の産地範囲の画定に関する意見、地方人民政府による地理的表示産品の申請と保護メカニズムに関する資料、地理的表示産品自体に関連する資料及びその他の説明資料と証明資料を省レベルの知的財産管理部門に提出する（同 11 条）。

地理的表示を証明標章、団体標章として出願する場合、出願人は当該地理的表示を管轄する地方人民政府又は地方行政主管部門の許認可資料を添付しなければならない（団体標章、証明標章登録と管理弁法改正案 4 条 1 項）。

外国人又は外国企業が地理的表示を証明標章、団体標章登録を出願する場合、出願人は当該地理的表示が自らの名義で自国において法律の保護を受けていることの証明を提出しなければならない（同条 2 項）。

（５）異議申立制度

商標法においては、地理的表示についてのみ規定されたものでないが、「初歩的な審査を経て公告された商標について、公告された日から 3 か月以内に、先使用者や利害関係者が商標法の 13 条 2 項と 3 項、15 条、16 条 1 項、30 条、31 条、32 条の規定に反するとした場合や、何人も商標の 4 条、10 条、11 条、12 条、19 条 4 項の規定に反するとした場合、国家知識産権局に対して異議を提起することができる。公告の期間内に異議がない場合、登録を認め、商標登録証書を発行し、公告する。」（商標法 33 条）と規定されている。

地理的表示産品保護弁法において、異議申立について 15 条と 16 条に定められている。

「関係する単位又は個人が初歩的な認定を受け公告された地理的表示産品について異議がある場合、公告された日から 2 か月以内に国家知識産権局に申立てなければならず、申立書を提出し、理由を説明し、関連証拠資料を付さなければならない。」（15 条 1 項）

「国家知識産権局は、異議申立を受理後に速やかに被申立人に通知し、双方の協議をセッティングする。協議が成り立たない場合、国家知識産権局は地理的表示産品の専門家審査委員会を組織し審議後に裁決を行う。異議が成立する場合、国家知識産権局は認定しない決定を作成し、書面により異議申立人と被申立人に通知する。異議が不成立の場合、異議申立を却下し、書面により異議申立人と被申立人に通知し、国家知識産権局は認定公告を行う。」（16 条）

（６）地理的表示保護の効力

商標に地理的表示が含まれ、当該商品がその標章が示す地区の由来でなく、公衆の誤認を引き起こす場合、登録を認めず使用を禁止する。ただし、善意で取得した場合には継続して有効である（商標法 16 条 1 項）

他人が証明標章、団体標章として登録したブドウ酒、スピリッツの地理的表示を当該地理的表示が指し示す地区に由来しないブドウ酒、スピリッツに使用した場合、当該商品の真正出所を示し、或いは使用したものが翻訳文字であること、或いは「種」、「型」、「式」、「類」等の記述を伴うものであっても、商標法 16 条の規定を適用する。（団体標章、証明標章登録と管理弁法 12 条）

地理的表示産品保護弁法により保護されるものに対して、以下のような行為を行った場合には、関連法律法規により処理される（地理的表示産品保護弁法 30 条）。

産地範囲外の同一又は類似産品に保護を受ける地理的表示産品名称を使用する場合（同条 1 号）、産地範囲外の同一又は類似商品に保護を受ける地理的表示産品名称と類似する名称を使用し、公衆を誤認・誘導させる場合（同条 2 号）、保護を受ける地理的表示産品名称を産地範囲外の同一又は類似の商品に使用する場合で、真の産地の表記、或いは翻訳名称の使用、或いは「種」、「型」、「式」、「類」、「風格」等の記述を伴うものであっても（同条 3 号）、産地範囲内において地理的表示産品の標準と管理規範の要件を満たさない産品に保護を受ける地理的表示産品名称を使用する場合（同条 4 号）、産品に地理的表示の専用標識を冒用する場合（同条 5 号）、産品に地理的表示の専用標識に類似するもの或いは消費者を誤認・誘導する可能性のある文字又は図案標識を使用し、公衆を誤認・誘導させる場合（同条 6 号）、上記産品を販売する場合（同条 7 号）、地理的表示の専用標識を偽造する場合（同条 8 号）、その他関連法律法規の規定に反する場合（同条 9 号）。

（７）一般名称の扱いに関する規定

団体標章、証明標章登録と管理弁法の改正案 31 条では、「登録人が権利の行使を怠り、団体標章、証明標章の識別性が失われた場合、何人も商標 49 条の規定により登録商標の取消を請求することができる。」と定められ、地理的表示が団体標章や証明標章として登録され、一般名称化された場合に取消されるとしている。

なお、商標法 49 条の規定は、「登録商標が当該使用される商品の一般名称になったり、正当な理由なく継続して 3 年間使用しなかったりした場合、いかなる団体や個人は国家知識産権局に対して当該商標の取消を請求することができる。国家知識産権局は請求された日から 9 か月以内に決定しなければならない。特殊な状況があり延長が必要な場合、国務院工商行政管理部門の批准を経て、3 か月延長することができる。」である。

（８）商標に関する規定との調整規程

明文規定なし。

（９）運用の状況（判例・事例など）

・北京市高級人民法院（2017）京行終第 5225 号「泰山緑茶事件」

本件において、「泰山緑」という普通商標が先に登録されたところ、泰山茶葉協会により登録出願された地理的表示「泰山緑茶」に対して、商標局や商標評審委員会は、既に登録された「泰山緑」と「類似」であると判断し、地理的表示の登録を拒絶した。その後、北京知識産権法院は、「消費者の誤認を避ける」等を理由に商標局や商標評審委員会の判断を支持したが、北京市高級人民法院は、本件のような場合において直ちに標章自体の類似性を判断することは適切でなく、標章自体の類似如何は地理的表示の登録の障害とならないと判断した[826]。

（１０）地理的表示の登録リスト

2023 年 6 月現在まで、中国における地理的表示登録産品は 2498 あり、団体標章、証明標章として登録された地理的表示が 7173 件ある[827]。

（１１）地理的表示に係る国際協定

・2011 年 8 月発効、「中国・コスタリカ自由貿易協定」（116 条　地理的表示）

・2014 年 7 月発効、「中国・アイスランド自由貿易協定」（チャプター6（知的財産権）2.）

・2014 年 7 月発効、「中国・スイス自由貿易協定」（11.13 条　地理的表示）

・2015 年 12 月発効、「中国・オーストラリア自由貿易協定」（11.15 条　地理的表示）

・2015 年 12 月発効、「中国・韓国自由貿易協定」（15.26 条　国境措置と関連した特別要件、脚注 11「この条の目的上、「知的財産権を侵害する商品」とは、…地理的表示を侵害する商品を含む」）

・2018 年 1 月発効、「中国・ジョージア自由貿易協定」（13 条　地理的表示）

---

826 中華商標協会ウェブ記事
http://www.cta.org.cn/ldjh/202202/t20220208_52255.html

827 中国国家知識産権局ウェブページ
https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=186425&colID=88

・2019 年 10 月発効、「EAEU・中国貿易経済協力協定」（7.12 条　産品の地理的表示及び原産地呼称）

・2020 年 2 月発効、「米国・中国経済・貿易協定」（1 章 6 節　地理的表示（1.15-1.17 条））

・2021 年 1 月発効、「中国・モーリシャス自由貿易協定」（チャプター10 の 2 条で TRIPS 協定における権利義務を再確認すると規定）

・2021 年 3 月 1 日発効、「中国・EU 地理的表示保護と協力協定」（全編）

・2022 年 1 月発効、「地域的な包括的経済連携（RCEP）」（11.25 条　地理的表示に先行する商標の保護、D 節　地理的表示（11.29-11.35 条））

・2022 年 1 月発効、「中国・カンボジア自由貿易協定」（チャプター1 の 2 条で TRIPS 協定及び締約国になっている現行国際協定の権利義務を確認すると規定）

・2023 年 5 月発効、「中国・ニカラグア自由貿易協定」（14 章 13 条　地理的表示）

３．韓国

（１）地理的表示保護に関連する主な法律

・商標法（法律第 18817 号、2022 年 2 月 3 日一部改正、2023 年 2 月 4 日施行。）

（法律の目的）

この法律は、商標を保護することにより商標使用者の業務上の信用維持を図り、産業発展に寄与し、需要者の利益を保護することを目的とする（1 条）。

なお、2004 年 10 月に政府が提出した商標法改正法律案において、「地理的表示団体標章権者及びその所属団体員の営業上の信用維持を図り、地理的表示を使用する商品の取引者及び消費者を保護」することを目的としていることを示した。

・農水産物品質管理法[828]（法律第 18599 号、2021 年 12 月 21 日一部改正、2022 年 6 月 22 日施行）※

（法律の目的）

当該法律全体の法目的としては、「農水産物の適切な品質管理を通じて農水産物の安全性を確保し、商品性を向上させ、公正で透明な取引を誘導することで、農漁業人の所得増大と消費者保護に寄与することを目的とする」（1 条）と示してあるが、32 条でさらに地理的表示の登録制度を設けた法目的を「地理的特性を有する農水産物又は農水産加工品の品質向上と地域特化産業の育成及び消費者保護のため」であると定めている。

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（法律第 19289 号、2023 年 3 月 28 日一部改正、2023 年 9 月 29 日施行予定。）

（法律の目的）

この法律は、国内で広く知られている他人の商標・商号などを不正に使用するなどの不正競争行為と他人の営業秘密を侵害する行為を防止し、健全な取引秩序を維持することを目的とする（1 条）。

[828] 2011 年 7 月 21 日、「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」を統合して、全部改正で制定。2012 年 7 月 22 日より施行。

・人参産業法（法律第 18534 号、2021 年 11 月 30 日一部改正）

（法律の目的）

この法は、人参及び人参類の耕作、製造、検査等に必要な事項を規定することにより、人参を特産物として保護、育成し、人参産業の健全な発展に寄与することを目的としている。

※2011 年の法改正により、農産物品質管理法と水産物品質管理法が「農水産物品質管理法」に統合、理由は以下のとおりである[829]。

水産関連業務が農林水産食品部への所管と移行されたため「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」を統合し、政府委員会の整備計画により農産物品質管理審議会と水産物品質管理審議会を農水産物品質管理審議会へと統合し、水産物の地理的表示の保護及び安全性の確保のための制度強化を行うと共に、法律の文書を原則的にハングルで記載し、難しい用語を分かりやすい用語へ変更し、長く複雑な文書は体系などを整備して簡潔にするなど、国民が法律の文章を理解しやすくするために改正した。

（改正内容）

・「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」の統合

１）農産物と水産物の品質管理機能を融合するために「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」を統合し、「農水産物品質管理法」に法の名称を改正する。

２）「水産物品質管理法」のうち、水産物加工業務等は機能が類似する「食品産業振興法」に移管する。

３）農産物及び水産物の品質管理規定を機能別に整備することにより、農水産物の品質管理が効率的に行われることが期待される。

・農産物品質管理審議会と水産物品質管理審議会の統合（改正法案３条）

１）政府委員会整備計画に従って農産物品質管理審議会と水産物品質管理審議会を農水産物品質管理審議会に統合する。

２）農水産物品質管理に関する事項を審議する農水産物品質管理審議会の運営がさらに活性化されることが期待される。

・水産物の地理的表示権の保護及び安全性の確保のために制度を強化（改正法案第３章から第５章）

１）現行の「水産物品質管理法」には地理的表示権に対する保護及び水産物の安全性確保のための規定が不備。

２）法の統合により現行「農産物品質管理法」にある地理的表示権侵害予防のための審判、安全管理計画の樹立及び安全関連教育などの制度が水産物分野にも導入されることにより、水産物の地理的表示権保護と安全性確保が強化されることが期待される。

（２）地理的表示の定義

・商標法 2 条 1 項 4 号

[829] 韓国国家法令情報センターウェブサイト https://www.law.go.kr/LSW//lsInfoP.do?lsiSeq=114984&ancYd=20110721&ancNo=10885&efYd=20120722&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000

「地理的表示」とは、商品の特定の品質、名声又はその他の特性が本質的に特定の地域に由来する場合に、その地域で生産、製造又は加工された商品であることを表す表示をいう。

・商標法 2 条 1 項 5 号

「同音異義語地理的表示」とは、同一商品に対する地理的表示が他人の地理的表示とが、発音が同一であるが、該当地域が異なる地理的表示をいう。

・商標法 2 条 1 項 6 号

「地理的表示団体標章」とは、地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工する者が共同で設立した法人が直接に使用したり、その所属団体員に使用させたりするための標章をいう。

・商標法 2 条 1 項 8 号

「地理的表示証明標章」とは、地理的表示を証明することを業とする者が他人の商品に対して、その商品が定められた地理的特性を充足することを証明するのに使用する標章をいう。

・農水産物品質管理法 2 条 1 項 8 号

「地理的表示」とは、農水産物又は 13 号による農水産加工品の名声、品質、その他の特徴が本質的に特定の地域の地理的特性に起因する場合に、当該農水産物又は農水産加工品がその特定地域で生産、製造及び加工されたことを示す標示をいう。

・農水産物品質管理法 2 条 1 項 9 号

「同音異義語地理的表示」とは、同一の品目に対して地理的表示をする場合に、他人の地理的表示と発音は同一であるが該当地域が異なる地理的表示をいう。

・農水産物品質管理法 2 条 1 項 10 号

「地理的表示権」とは、この法により登録された地理的表示（同音異義語地理的表示を含む。以下同様）を排他的に使用できる知的財産権をいう。

（３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

商標法枠組みにおける保護対象は全ての商品や役務を含むものと解されている。

他方、農水産物品質管理法における地理的表示の保護は、農産物、水産物に限られる。

（４）地理的表示についての保護を受けるための手続き

商標法 3 条 2 項で定める「商品を生産、製造、加工、販売したり、サービスを提供したりする者が共同で設立した法人（地理的表示団体標章の場合にはその地理的表示を使用することができる商品を生産、製造又は加工する者で構成された法人に限定する)」は、「自己の団体標章を登録」することができ、同 3 項で定める「商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理することを業にできる者」は、「他人の商品に対して、その商品が所定の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を充足していることを証明するためにのみ証明標章を登録することができる」。

農水産物品質管理法で地理的表示の登録（32 条）制度が設けられ、同 33 条の「地理的表示原簿」には原簿に地理的表示権の設定、移転、変更、消滅、回復に関する事項を登録、

保管すると記載し、同34条の「地理的表示権」には登録より地理的表示権を持つと定め、35 条には「地理的表示権の移転及び承継」、36 条には「権利侵害の禁止請求権など」、37条には「損害賠償請求権など」、38 条には「虚偽表示などの禁止」、39 条には「地理的表示品の事後管理」、40条には「地理的表示品の表示是正など」を定めている。

さらに、41 条には特許法の準用について規定し、地理的表示の登録が特許権の出願登録手続きを準用している

（５）異議申立制度

商標法 60 条の規定によれば、「出願公告がなされた場合には、何人も出願公告日から 2か月以内に以下のいずれの 1 に該当することを理由に特許庁長官に異議申請をすることができる」が、ここでの該当理由は同 1 項 1 号の「54 条[830]による商標登録拒絶決定の拒絶理由に該当すること」及び同 2 号の「87 条 1 項[831]による追加登録拒絶決定の拒絶理由に該当すること」である。異議申請をしようとする者は、「申請者の氏名及び住所（法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)」、「申請者の代理人がいる場合にはその代理人の氏名及び住所や営業所の所在地（代理人が特許法人・特許法人（有限）である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名をいう)」、「異議申請の対象」、「異議申請事項」、「異議申請の理由及び必要な証拠の表示」を記載した異議申請書に必要な証拠を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

農水産物品質管理法の 32 条（地理提起表示の登録）6 項によれば、「何人も 5 項による公告された日から 2 か月以内に異議事由を記した書類と証拠を添付し、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に異議申請をすることができる」。

（６）地理的表示保護の効力

・商標として登録した場合

商標権者は、指定商品に関してその登録商標を使用する権利を独占する。ただし、その商標権に関して専用使用権を設定した場合には、商標法 95 条 3 項により専用使用権者が登録商標を使用する権利を独占する範囲においてこの限りでない（89 条)。

登録商標等の保護範囲は、商標登録出願書に記した商標及び記載事項により定められ、指定商品の保護範囲は、商標登録出願書又は商品分類転換登録申請書に記載された商品により定められる（91 条)。

商標権等の登録により、商標権の移転（相続やその他の一般承継による場合を除く)、変更、放棄による消滅、存続期間の更新、商品分類転換、指定商品の追加又は処分の制限の効力が発生（96 条 1 項 1 号）し、商標権を目的とした質権の設定、移転（相続やその他の一般承継による場合を除く)、変更、消滅（権利の混同による場合を除く）又は処分の制限という効力が生じる（同項 2 号)。

また、地理的表示団体標章権は、商標法 90 条 1 項 1 号、2 号（産地に該当する場合を除

[830] 商標法 54 条（商標登録拒絶決定)。
[831] 商標法 87 条（指定商品の追加登録拒絶決定及び拒絶理由通知)。

く）又は 5 号[832]に該当する商標、地理的表示登録団体標章の指定商品と同一と認定されている商品に対して慣用する商標、地理的表示登録団体標章の指定商品と同一と認定されている商品に使用する地理的表示として該当地域でその商品を生産、製造又は加工することを業として営む者が使用する地理的表示又は同音異義語地理的表示、先出願による登録商標が地理的表示登録団体標章と同一、類似した地理的表示を含む場合に商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が指定商品に使用する登録商標には効力が及ばない。

商標権を侵害した場合に差止請求権（107 条)、損害賠償請求権（109 条）が認められ、108 条 2 項の各号[833]が該当する場合に地理的表示団体標章権侵害とみなされる。

・農水産物品質管理法により登録した場合

地理的表示登録を受けた者は、登録した品目に対して地理的表示権を有する（34 条 1 項)。

ただし、地理的表示権は、同音異義語地理的表示（該当地理的表示が特定地域の商品を表示するものとして需要者らが顕著に認識している該当商品の原産地と異なる地域を原産地として混同する場合を除く)、地理的表示登録申請書の提出前に商標法により登録された商標又は出願審査中の商標、地理的表示登録申請書の提出前に種子産業法及び植物新品種保護法により登録された品種名称又は出願審査中の品質名称、32 条 7 項[834]により地理的表示登録を受けた農水産物又は農水産加工品と同一の品目に使用する地理的名称として登録対象地域で生産される農水産物又は農水産加工品に使用する地理的名称のいずれかに該当すれば、各号の利害当事者相互間に対してその効力が及ばない（34 条 2 項)。

地理的表示権者は、地理的表示品に農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定めるところにより地理的表示をすることができる。ただし、地理的表示品のうち人参産業法による人参類の場合には農林畜産食品部令で定める表示方法以外に人参類とその容器、包装等に「高麗人参」、「高麗水参」、「高麗紅参」、「高麗太極参」又は「高麗白参」等「高麗」が入

---

832 商標法 90 条 1 項　商標権（地理的表示団体標章権は除く）は、以下の各号のいずれかに該当する場合にはその効力が及ばない。
1．自己の氏名、名称又は商号、肖像、署名、印章又は著名な雅号、芸名、筆名とこれらの著名な略称を商取引慣行により使用する商標
2．登録商標の指定商品と同一、類似した商品の普通名称、産地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格又は生産方法、加工方法、使用方法及び時期を普通に使用する方法で表示する商標
5．登録商標の指定商品又はその指定商品包装の機能を確保することにおいて不可欠な形状、色彩、色彩の組合せ、音又はにおいとなる商標

833 商標法 108 条 2 項　以下の各号のいずれかに該当する行為は、地理的表示団体標章権を侵害したものとみる。
1．他人の地理的表示登録団体標章と類似した商標（同音異義語地理的表示を除く。以下、この項で同じ）をその指定商品と同一と認められる商品に使用する行為
2．他人の地理的表示登録団体標章と同一、類似した商標をその指定商品と同一と認められる商品に使用又は使用目的で交付、販売、偽造、模造又は所持する行為
3．他人の地理的表示登録団体標章を偽造又は模造、偽造又は模造目的でその用具を制作、交付、販売又は所持する行為
4．他人の地理的表示登録団体標章と同一、類似した商標が表示された指定商品と同一と認められる商品を譲渡又は譲渡のために所持する行為

834 農水産物品質管理法 32 条 7 項　農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、以下の各号の場合には、地理的表示の登録を決定して申請者に知らせなければならない。
1．第 6 項による異議申請を受けた場合には第 3 条第 6 項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て登録を拒絶する正当な事由がないと判断される場合
2．第 6 項による期間に異議申請がない場合

る用語を使用して地理的表示をすることができる（34 条 3 項）。
地理的表示権が侵害された場合、権利者は権利を侵害した者又は侵害の虞がある者にその侵害の禁止または予防を請求でき（36 条）、損害賠償を請求できる（37 条）。

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律
正当な法的原因を有しない者が自由貿易協定によって保護される地理的表示に対して当該表示で示される場所を原産地としない産品に以下の行為等ができないように 3 条の 2 において定めている[835]。
-真正な原産地表示以外に別途地理的表示を使用する行為
-地理的表示を翻訳又は音訳して使用する行為
-種類、類型、様式又は模造品等の表現を伴って地理的表示を使用する行為
-上に列挙された方式で地理的表示を使用した商品を譲渡・引き渡し又は展示、輸出入する行為等

（７）一般名称の扱いに関する規定
商標法 33 条（商標登録の要件）1 項で「以下の各号のいずれかの 1 に該当する商標を除いて商標登録を受けることができる」と定めているが、同 1 号に「その商品の普通名称を普通に使用する方法で表示する標章のみからなる商標」が挙げられている。
商標登録又は指定商品の追加登録が 33 条の規定を違反した場合、利害関係者又は審査官は無効審判を請求することができる。（商標法 117 条）

農水産物品質管理法の 32 条 9 項には「登録の拒絶を決定し申請者に知らせる」事項について定めているが、同 4 号に「一般名称（農水産物又は農水産加工品の名称が起源的に生産地や販売場所と関連するが長く使用され普通名詞化された名称をいう）に該当する場合」が列挙されている。

（８）商標に関する規定との調整規程
農水産物品質管理法 32 条（地理的表示の登録）4 項では、「農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、3 項の規定により登録申請を受けた場合、3 条 6 項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て、9 項による登録拒絶事由がない場合、地理的表示登録申請公告決定をしなければならない。この場合、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、申請された地理的表示が「商標法」による他人の商標（地理的表示団体標章を含む。以下同じ）に抵触するかについて、あらかじめ特許庁長の意見を聞かなければならない。」と定められている。
さらに、同条 9 項では、「農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、3 項による登録申請された地理的表示が、以下の各号のいずれかの 1 に該当する場合、登録の拒絶を決定し、申請者に知らせなければならない。」と定めた上で、同 2 号で「商標法により先に出願され、又は登録された他人の商標と同一又は類似の場合」と規定し、同 3 号で「国内で広く

835 https://www.better.go.kr/ba.rgst.RegulCardSlPopup.laf?smode=view&s_ref_no=0000031813&s_ref_renew_no=00

知らされた他人の商標又は地理的表示と同一又は類似の場合」と規定している。

また、農水産物品質管理法34条（地理的表示権）では、同2項で「地理的表示権は、以下の各号のいずれかの 1 に該当する場合、各号の利害関係者相互間に対してその効力が及ばない」とした上で、同 2 号で「地理的表示登録申請書の提出前に商標法により登録された商標又は出願審査中の商標」を挙げている。

商標法34条（商標登録を受けることができない商標）の1項18号において、「農水産物品質管理法32条により登録された他人の地理的表示と同一・類似した商標として、その地理的表示を使用する商品と同一であると認定される商品に使用する商標」と定めている。

なお、商標法 51 条（商標専門機関の登録など）の 5 項では、「特許庁長官は、農水産物品質管理法による地理的表示の登録対象品目に対して地理的表示団体標章が出願された場合には、その団体標章が地理的表示に該当するか否かについて、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の意見を聞かなければならない」と定められている。

（9）運用の状況（判例・事例など）

今現在、農産物地理的表示の登録件数は112件、林産物地理的表示の登録件数は60件、水産物地理的表示の登録件数は27件ある[836]。

なお、2017年9月現在、地理的表示団体標章は590件が出願された中で359件が登録され、地理的表示証明標章は97件が出願された中で14件が登録された[837]。

（１０）地理的表示の登録リスト

農水産物品質管理法による地理的表示登録のリストは、韓国地理的表示特産品連合会のウェブページで確認できる[838]。

地理的表示団体標章や地理的表示証明標章として登録されているものは、特許情報検索サイト（www.kipris.or.kr）で個別に検索できるが、リストになっているものは見当たらない。

（１１）地理的表示に係る国際協定

・2011 年 8 月発効、「韓国・ペルー自由貿易協定」（17.6 条　地理的表示の認定及び保護）

・2012年3月発効、「米国・韓国自由貿易協定」（18.2条　地理的表示を含む商標）

・2013年5月発効、「韓国・トルコ自由貿易協定」（2.4条　地理的表示の保護）

・2014年12月発効、「韓国・オーストラリア自由貿易協定」（13.2条　商標[839]）

---

836 韓国地理的表示特産品連合会のウェブページ
http://kpgi.co.kr/page/?mo_id=specialty&id=181&&page=10

837 韓国特許庁報告書「地域ブランド活性化のための地理的表示制度改善方案研究」第49番120頁、133頁。

838 http://kpgi.co.kr/page/?id=181

839 ２．各当事国は、商標が団体標章及び証明標章を含むように規定する。各当事国は、また地理的表示が商標として保護される資格があることを規定する。

３．各当事国は、所有者の同意を得ない全ての第三者が所有者の登録された商標に関する商品又は役務と同一又は類似した商品又は役務に対して、地理的表示を含めて同一又は類似した標章を取引の過程で使用し、その使用により混同の虞を惹起する場合、登録された商標の所有者がそのような使用を禁止できる排他的権利を有するように規定する。同一商品又は役務に対する同一の標章使用の場合、混同の虞があると推定される。

・2015 年 1 月発効、「韓国・カナダ自由貿易協定」（16.10 条　地理的表示の保護）
・2015 年 12 月発効、「韓国・ベトナム自由貿易協定」（規定なし）
・2015 年 12 月発効、「韓国・ニュージーランド自由貿易協定」（規定なし）
・2015 年 12 月発効、「中国・韓国自由貿易協定」（規定なし）
・2015 年 12 月発効、「EU・韓国自由貿易協定」（第 3 款　地理的表示（10.18 条　農産物及び食品とブドウ酒に対する地理的表示の認定、10.19 条　ブドウ酒、芳香ブドウ酒及びスピリッツに対する特定地理的表示の認定、10.20 条　使用権、10.21 条　保護の範囲、10.22 条　保護の執行、10.23 条　商標との関係、10.24 条　保護のための地理的表示の追加、10.25 条　地理的表示作業班、10.26 条　地理的表示保護のための個別出願））
・2016 年 7 月発効、「韓国・コロンビア自由貿易協定」（規定なし）
・2019 年 10 月発効、「韓国・中米自由貿易協定」（規定なし）
・2021 年 1 月発効、「英国・韓国貿易協定」（第 3 款　地理的表示（10.17 条　農産物及び食品とブドウ酒に対する地理的表示の認定、10.18 条　ブドウ酒、芳香ブドウ酒及びスピリッツに対する特定地理的表示の認定、10.19 条　使用権、10.20 条　保護の範囲、10.21 条　保護の執行、10.22 条　商標との関係、10.23 条　保護のための地理的表示の追加、10.24 条　地理的表示の作業班、10.25 条　地理的表示保護のための個別出願））
・2022 年 1 月発効、「地域的包括的経済連携（RCEP）」（第 D 節　地理的表示（11.29 条　地理的表示の保護、11.30 条　地理的表示の保護のための国内の行政上の手続、11.31 条　異議申立て及び取消しの根拠、11.32 条　複数の要素から構成される用語、11.33 条　地理的表示の保護の日、11.34 条　国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定、11.35 条　妥結された国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定））
・2022 年 12 月発効、「韓国・イスラエル自由貿易協定」（14.10 条　地理的表示の保護）
・2022 年 12 月発効、「韓国・カンボジア自由貿易協定」（規定なし）
・2023 年 1 月発効、「韓国・インドネシア包括的経済連携協定」（規定なし）

４．ベトナム

（１）地理的表示保護に関連する主な法律

・知的財産法（改正法 07/2022/QH15 号、2022 年 6 月 16 日国会可決、2023 年 1 月 1 日施行）[840] [841]

（法律の目的）

知的財産法 1 条によれば、その規制範囲は「著作権、著作隣接権、工業所有権、植物品種の権利、及びこれらの権利の保護について規定するもので、同 3 条で知的財産権の対象についての規定があり、「（1）著作権の対象は、文学的、美術的及び科学的著作物を含む。著作隣接権の対象は、実演、録音、録画、放送番組、暗号化された番組を送信する衛星信号を含む。（2）産業財産権の対象は、発明、産業意匠、半導体集積回路配置、営業秘密、商標、商号及び地理的表示を含む。（3）植物品種の権利の対象は、植物の繁殖素材及び収穫素材を含む。」と明記されている。

[840] 今回の法改正は、外国組織・個人が、その国の法律に基づいて地理的表示の所有者と認められる場合、ベトナムにおいて当該地理的表示を登録する権利を有するとの規定を追加した。
[841] https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_38.pdf

（２）地理的表示の定義

ベトナム知的財産法４条 22 項において、「地理的表示とは、特定の地域、場所、地方又は国を原産とする製品を表示するために使用される標識である」と定められており、TRIPS 協定やリスボン協定の定義のように「該当する産品の地理的原産地に主として帰せられる要因（「品質」、「特性」、「社会的評価」など）についての規定がないが、ベトナム知的財産庁のウェブサイトの解説では、地理的表示とは「製品特性が特定の地域、地方、領土、国から生産されたものであることを示す標識」であるとし、地理的表示に関連する地理的条件とは「その地理的表示が付された産品の評判、品質、特性を決定づける自然的要因と人的要因を意味」すると記している[842]。

2022 年の法改正では、22 項の次に 22a が新設され、「同音の地理的表示とは、同じ発音のし方、又は書き方を有する地理的表示を指す」と定められている。

（３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

明文規定はないが、ベトナムでは地理的表示を知的財産の１つの類型として位置付けられ、定義上限定されていない。

（４）地理的表示についての保護を受けるための手続き

ベトナムにおいて地理的表示の保護を受けるためには知的財産庁での登録が必要である。その際に以下の一般的要件を満たさなければならい（79 条）。

地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国を原産地とすること、及び地理的表示を有する製品の名声、品質又は特質が、主として当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国の地理的特徴によって決定されるものであること（79 条 1 項 a、b）。

また、地理的表示に係る要件を満たす同音の地理的表示は、当該地理的表示を付した商品の地理的原産地について消費者の間に混乱を生じさせない方法で実際に使用され、当該地理的表示を付した商品を生産する組織及び個人間の公正な取り扱いの原則を遵守する場合に限り、保護される（同 2 項）。

2022 年の法改正により 88 条の地理的表示を登録する権利が改正され、以下の内容になっている。

・ベトナムの地理的表示を登録する権利は、国家に属する。国家は、地理的表示を付した製品を生産する組織及び個人、当該組織及び個人を代表する団体組織、又は当該地理的表示が属する地方行政当局に対し、当該地理的表示を登録する権利の行使を許可する。地理的表示を登録する権利を行使する者は、当該地理的表示の所有者となってはならない。

・当該国の法律に基づき地理的表示の所有者である外国組織及び個人は、ベトナムにおいて当該地理的表示を登録する権利を有する。

106 条では「地理的表示出願の要件」が定められているが、2022 年の法改正で 1 項 dd 号の次に e 号が加えられ、以下のような規定になっている。

---

842 ベトナム知的財産庁のウェブサイト
https://ipvietnam.gov.vn/en_US/web/english/geographical-indications

1項 地理的表示出願において保護を求める地理的表示を特定する書類、見本及び情報は、次のものを含まなければならない。

a 地理的表示である名称又は標識

b 地理的表示を付した製品

c 地理的表示を付した製品の固有の特質若しくは品質又は名声、及び当該固有の特質若しくは品質又は名声を決定付ける自然条件の特質についての説明（以下「特有の特質の説明」という）

d 地理提起表示に対応する地理的地域の地図

dd 外国が原産地のときは、当該地理的表示が原産国における保護を受けていることを証明する書類

e 同音の地理的表示にあっては、それぞれの同音の地理的表示を区別することができるように、当該地理的表示の利用条件及びその開示方法について説明する書類

（5）異議申立制度

112a 条（工業所有権の登録出願に対する異議申立て）によれば、如何なる第三者も、保護証明書の付与に関する決定をする前に、定められた期限内に当該保護証書の付与に対して異議申立てをすることができるが、「地理的表示の登録出願の公開日から 3 か月以内」（同 1 項 d）と挙げられている。

（6）地理的表示保護の効力

知的財産権の一種として定められているベトナムの知的財産権について、202 条（民事救済が適用されるが、以下のように定められている。

・202 条　民事救済[843]

裁判所は、知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人に対処するため、次の民事救済措置を講じる。

（1）知的所有権の侵害の終了を強制すること

（2）評判の是正及び謝罪を強制すること

（3）民事的義務の遂行を強制すること

（4）損害に対する補償を強制すること

（5）知的所有権侵害商品の創出又は取引に主として使用された商品、素材及び用具について、廃棄、非商業目的での頒布又は使用を強制すること、ただし、当該頒布及び使用が知的所有権所有者による権利行使に影響を与えないことを条件とする。

また、「第ⅩⅧ章　行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱、知的所有権関係の輸入及び輸出の管理」において、「偽造の商標又は地理的表示を付したスタンプ、ラベル又は他の物品を生産し、輸入し、輸出し、取引し、保有するか又は他人にこれらの行為をするように委託」（211 条（1）(c)）する組織、個人は行政罰に服するものとして定められ、同 214 条（1）によれば、「211 条（1）にいう知的所有権の侵害行為を起こした組織及び個人は、強制的に当該侵害を終了させられ、次の主たる行政罰の 1 に処せられるものとする。(a) 警告 (b) 罰金」と規定されている。

[843] JETRO の訳文による。

・ワイン又はスピリッツに関する保護された地理的表示の場合、下記の行為について、誤 認混同が生じなくても保護の効力が及ぶ。

ワイン又はスピリッツの保護された地理的表示を，商品の真正な原産地が表示され、又は地理的表示が翻訳若しくは翻字により使用され、又は「kind」、「type」、「style」、「imitation」などの語を伴う場合であっても、当該地理的表示に対応する地域を原産としないワイン又はスピリッツに使用する場合、侵害とみなす。（知的財産法 129 条（３）（d））

（７）一般名称の扱いに関する規定

80 条では「地理的表示として保護されない主題」が定められているが、同 1 項で「ベトナムにおける商品の一般名称となっている名称、表示」が列挙されている。

（８）商標に関する規定との調整規程

74 条では標章の識別性について定められているが、1 項（i）において「保護されている地理的表示と同一又は類似であって、当該標識の使用が商品の原産地について消費者に誤認を与える虞があるもの」、（m）において「ブドウ酒及びスピリッツについて保護されている地理的表示と同一であるか、又は当該地理的表示を含むか、又は当該地理的表示から翻訳され若しくは転写された標識であって、当該標識が当該地理的表示を付している地理的地域の原産でないブドウ酒及びスピリッツついての使用に関して登録されているもの」は標章として保護されないとしている。

また、125 条(2)(g)では、「保護された地理的表示と同一又は類似の標章が、当該地理的表示に係る登録出願の出願日前に真正な方法により保護を取得している場合において、当該標章を使用することについては、地理的表示の保護の効力は及ばない。」と定められている。

（９）運用の状況（判例・事例など）

情報なし。

（１０）地理的表示の登録リスト

ベトナム知財庁のホームページにおける掲載情報によれば、2023 年 2 月 22 日現在の登録件数は 128 件である[844]。

（１１）地理的表示に係る国際協定

・2014 年 1 月発効、「チリ・ベトナム自由貿易協定」（地理的表示規定なし）
・2015 年 12 月発効、「韓国・ベトナム自由貿易協定」（規定なし）
・2016 年 10 月発効、「ベトナム・EAEU 自由貿易協定」（9.8 条　地理的表示/原産地呼

[844] ベトナム知財庁ウェブページ
https://ipvietnam.gov.vn/en_US/web/english/news-events/-/asset_publisher/ZMuTgR44COLR/content/geographical-indication-protection-na-hang-for-yeast-corn-wine-product

称商品）

・2018 年 12 月発効、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」（18.1 条　定義、18.19 条　団体標章及び証明標章、第 E 節　地理的表示（18.30-18.36 条））

・2019 年 6 月発効、「香港・ASEAN 自由貿易協定」（チャプター10　知的財産で TRIPS レベルの権利義務を確認している）

・2020 年 8 月発効、「EU・ベトナム自由貿易協定」（チャプター12 サブセクション 3　地理的表示（12.23-12.33 条））

・2021 年 1 月発効、「英国・ベトナム自由貿易協定」（73-74 条で EVFTA レベルでの地理的表示の保護を確認、2022 年 7 月 14 の改訂で 5.地理的表示のアップデートで合意）

・2022 年 1 月発効、「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」（11.25 条　地理的表示に先行する商標の保護、D 節　地理的表示（11.29-11.35 条））

※2021 年 6 月 30 日に農林水産省は、タイ及びベトナムにおいて日本の地理的表示（GI）産品の登録が行われたことを知らせた[845]。農林水産省は、平成 29 年からタイ王国商務省及びベトナム社会主義共和国科学・技術省との間で、協力覚書（MOC）等に基づき地理的表示の相互保護に向けた協力を進め、その一環として各国の地理的表示保護制度の自国の産品を申請して登録を行う協力事業に取り組んでいたが、タイとベトナムに我が国の地理的表示の産品の登録が行われたとのことである。

５．インドネシア

（１）地理的表示保護に関連する主な法律

・商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律（2016 年第 20 号としての新法）[846]

（法律の目的）

商標及び地理的表示の保護（商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律の冒頭の趣旨説明文）

具体的には、「a.ビジネスグローバル化の時代、批准している国際条約に沿った商標と地理的表示法が果たす役割は、健全な競争、公平性、消費者保護、並びに国内のミクロビジネス、中小企業及び産業を保護する上で非常に重要なものとなった」こと、「b.地方、国家、地域、国際的な経済発展、並びに情報とコミュニケーション技術の発展に対応するにあたって、産業界、商業界、投資界に更なるサービスの向上と法的確実性を与えるため、商標及び地理的表示分野でのより適切な法をもって支援する必要が生じた」こと、「c.商標法 2001 年第 15 号は、未だ欠点が多く、商標及び地理的表示分野における、地域社会発展のニーズ又は地域及び国内経済の潜在性への対応が不十分であり改正が必要となった」こと、「d.a 項 b 項 c 項にいう考慮事項に基づき、商標及び地理的表示に関する法律の制定が必要である」ことが挙げられている。

[845] 農林水産省ウェブサイト https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/210630.html

[846] https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syoku/attach/pdf/index-11.pdf

（２）地理的表示の定義

商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律では、「地理的表示とは、商品/製品の出所を示すマークで、生産された商品/商品の評判、品質、及び特性が、自然的要因、人為的要因、又はこれらの組合せを含む地理的環境に由来すること」（１条６.）と定義されている。

また、地理的表示権とは、「地理的表示保護が与えられた根拠となる評判、品質、特性の存在する間、登録対象の地理的表示権利保有者に対して国家から与えられる独占的な権利である」（同条７.）と定められている。

（３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律53条における地理的表示を登録するための主体的な要件に関する規定（④参照）で明らかなように、「天然資源、手工芸品、工業製品」（同条3項）が保護の対象となっている。

（４）地理的表示についての保護を受けるための手続き

商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 53 条によれば、「地理的表示は、大臣によって地理的表示が登録された後に保護を受ける」ことができる。

上記の保護を受けるため、出願人は大臣宛に地理的表示を出願するが、その主体は、天然資源、手工芸品、工業製品の製品/商品を事業とする特定の地理的領域の地域社会を代表する機関（同条3項a）又は「州や県/市の地方行政機関」（同項b）と定められている。

（５）異議申立制度

商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 53 条 4 項の規定による 16 条の準用によれば、「大臣は、登録出願が受理された日付から 15 日以内に、官報上で当該出願についての公告を行う」（53 条 4 項による 14 条準用）が、「14 条にいう公告期間中、何人もそれぞれ大臣宛の書面で手数料を支払い、当該出願に異議を申立てることができる」（16 条）と定められている。

（６）地理的表示保護の効力

地理的表示権の侵害（66 条）について、訴訟を提起することができ（67 条)、地理的表示権所有者は、権限なく地理的表示を使用した者に対し、損害賠償及び使用の差止め並びに、地理的表示を権限なく使用したラベルの廃棄を求め、訴訟を起こすことができる（69 条 1 項）とともに、権利の侵害を受けた者の損害がさらに拡大することを防ぐため、裁判官は違反者に製造や複製の活動を差止めること、並びに権限なく使用された地理的表示ラベルの廃棄を命令することができる（69 条 2 項)。

（７）一般名称の扱いに関する規定

明文規定なし。

（８）商標に関する規定との調整規程

商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 21 条 1 項（d）によれば、登録済

みの地理的表示と類似する場合、商標出願は拒絶される。

（９）運用の状況（判例・事例など）

地理的表示の登録に関連して争われた裁判例は確認できなかった。

他方、現地の報道によれば、地理的表示の登録に関し、我が国企業等との関係が問題になった例としては、以下のものが見られた。

・2012 年、「Ayam Pelung」（鶏の一種）について地理的表示の登録の申請がなされたが、日本から異議申し立てがなされている[847]。

（その後の経緯は確認できていないが、現時点では、インドネシアの地理的表示の登録リストに「Ayam Pelung」の記載はない。）

・「2013 年 10 月 9 日、「Kopi Arabika Toraja」が地理的表示として登録された[848]。

インドネシアの地理的表示審査部門の責任者によれば、トラジャコーヒーは、オランダ植民地時代から既によく知られており、海外でも特に日本市場でよく知られている。日本では、既にキーコーヒーにより、トラジャコーヒーが商標登録されており、本件に関連して日本におけるトラジャコーヒーの商標の取消を求める法的措置が必要であるが、（この当時）日本ではワイン・スピリッツ以外の地理的表示の保護の制度がなく、これが問題を難しくしているとのこと[849]。

（１０）地理的表示の登録リスト

今現在インドネシアで登録された地理的表示は 135 件である[850]。

（１１）地理的表示に係る国際協定

・2011 年 8 月発効、「イスラム開発協力会議（D-8）特恵貿易協定」（地理的表示規定なし）

・2013 年 9 月発効、「インドネシア・パキスタン特恵貿易協定」（規定なし）

・2019 年 6 月発効、「香港・ASEAN 自由貿易協定」（チャプター10　知的財産で TRIPS レベルの権利義務を確認している）

・2019 年 8 月発効、「チリ・インドネシア包括的経済連携協定」（規定なし）

・2020 年 7 月発効、「オーストラリア・インドネシア包括的経済連携協定」（規定なし）

・2021 年 11 月発効、「EFTA・インドネシア包括的経済連携協定」（附属書 17　5 条規定の知的財産権の保護、8 条　地理的表示）

・2022 年 1 月発効、「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」（11.25 条　地理的表示に先行する商標の保護、D 節　地理的表示（11.29-11.35 条））

・2022 年 6 月発効、「インドネシア・モザンビーク特恵関税協定」（規定なし）

・2022 年 7 月発効、「イスラム諸国会議機構特恵貿易制度（TPS-OIC）」（規定なし）

---

847 発明推進協会「インドネシア知財ニュース」２号１頁（平成 24 年 11 月 16 日発行）

848 https://pdki-indonesia.dgip.go.id/detail/3a171b36cbbbdf5afb8caab5b602843120129e6fe4dc660195f5059ca409ff1a%3Fnomor=G002012000007?type=gi&keyword=toraja

849 発明推進協会「インドネシア知財ニュース」19 号 3 頁（平成 26 年 4 月 14 日発行）。

850 デジタル地理的表示ウェブページや知的財産庁ウェブページ：
https://ig.dgip.go.id/
https://dgip.go.id/menu-utama/indikasi-geografis/listing

・2023 年 1 月発効、「韓国・インドネシア包括的経済連携協定」（規定なし）

６．オーストラリア

（１）地理的表示保護に関連する主な法律

・商標法（Trade Marks Act 1995、2019 年 2 月 24 日改正）[851]

・ワインオーストラリア公社法（Wine Australia Corporation Act 1980、2011 年改正、以下「公社法」という）[852]

・オーストラリア・ニュージーランド食品基準（Australia New Zealand Food Standards Code）[853]

オーストラリアでは、商標法における証明標章で地理的表示の保護を図っている。2019 年 2 月 24 日に法改正がなされ、61 条において虚偽の地理的表示を含んでいるか又はそれから構成されている商標が登録に対する異議申し立ての理由となっている。

また、ワイン（及びワインから蒸留されるブランデーを含む）における地理的表示については公社法があり、スピリッツに関してはオーストラリア・ニュージーランド食品基準によって基準項目を置き、スピリッツの地理的表示を TRIPS 協定 23 条に基づいて付与する旨が定められている。

（法律の目的）

公社法では、法律の目的を次のように規定している（3 条）。

・ブドウ産品の輸出を促進し、管理すること

・ブドウ産品の輸出後の販売と流通を促進し、管理すること

・オーストラリアの州間でのブドウ産品の取引を促進すること

・ブドウ産品の生産の改良及び消費を促進すること

・ワイン貿易に関する協定その他の国際合意をオーストラリアが遵守できるようにすること

オーストラリア・ニュージーランド食品基準では、「TRIPS 協定 23 条に基づく地理的表示の保護」（基準 2.7.5）を目的として掲げている。

（２）地理的表示の定義

商標法 6 条では、「地理的表示とは、当該商品がある国又はその国のある地方若しくは地域を原産としており、当該商品の品質、名声その他の特徴が本質的にそれらの地理的出所に帰することを特定する標識をいう」と定義づけられている。

公社法パート I のセクション 4 では、「ワイン製品に関連した地理的表示とは、商品がある国又はその国のある地方もしくは地域を原産とし、当該商品の特定の品質、評判、又はその他の特性がそれらの国、又はその国の地方もしくは地域に本質的に由来することを識別する標識をいう」と定義されている。

[851] https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2017-02-24/text
[852] https://faolex.fao.org/docs/pdf/aus17070.pdf
[853] https://www.foodstandards.gov.au/code/Pages/default.aspx

（３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

商標法の枠組みによる保護であり、定義上は限定されていない。

（４）地理的表示についての保護を受けるための手続き

商標法の場合、証明標章の登録出願をオーストラリア知的財産庁に行い、通常の商標と同一の方法で審査を受け、オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission: ACCC）による証明標章（地理的表示を構成要素とする商標を含む）の登録に必要な使用規則の審査を受けて保護が与えられる。

その登録要件は、通常の商標登録出願の出願要件に加えて、使用規則の写しを提出しなければならない（173 条（１））。

公社法によって保護されるためには、地理的表示委員会（Geographical Indications Committee: GIC）[854]に書面で申請を行い、地理的表示としての決定を受け、オーストラリア地理的表示登録簿（The Register of Protected Geographical Indications and Other Terms）に登録されなければならない。なお、当該決定は、GIC の職権に基づいて行われる場合もある（40Q 条）。公社法及び公社規則において、決定申請書の様式について規定はないが、公社規則 25 条に地理的表示決定の基準が規定されており、当該基準を満たしていることを説明する記述と資料が申請書に記載されることが求められる。

GIC は申請書を受領した後、提案されている区域と地名についての中間決定を下し、その結果を連邦府官報及び地元の新聞に掲載する。当該中間決定に対し、関係者からの意見を受付け、GIC はこれらの意見を検討した上で最終決定を下す[855]。

外国の地理的表示及びその翻訳についても、国内の地理的表示と同様の手続きに基づき、オーストラリア地理的表示登録簿に登録することができる（公社法 40ZAQ 条）。ただし、当該外国の地理的表示が本国で保護されていなければならない（公社規則 88 条 3 項（a））。

（５）異議申立制度

商標法 61 条（虚偽の地理的表示を含んでいるか否か又はそれから構成されている商標）の規定により、「特定の商品（関連商品）に関する商標の登録に対しては、その商標が次の場所を原産とする商品（指定商品）についての地理的表示である標識を含んでいるか又はその標識によって構成されていることを理由として、関連商品が指定商品に類似しているか又は関連商品に関する商標の使用が欺瞞又は混同を生じる虞がある場合は、異議申立をすることができる」（同 1 項）が、その具体的な場所とは、「a.関連商品の原産地である国以外の国又は国の地域若しくは地方、又は b.関連商品の原産地である国の地域若しくは地方であって、関連商品の原産地以外の地域又は地方」と定められている。

また、同条 2 項では、「1 項にいう理由に基づく異議申立は、出願人が次の事項を立証し

---

[854] GIC の役割は以下の通りである（40P 条）。
・ワインに関するオーストラリアの地理的表示の申請を取り扱う
・オーストラリアの地理的表示の決定を行う
・オーストラリアの地理的表示の取消しの決定を行う
・規則によって与えられたその他の機能を実施する

[855] GIC の最終決定に不服がある者に対し、28 日以内に行政控訴審判所（Administrative Appeals Tribunal: AAT）に控訴でき、当該審判所の判断に不服がある場合に、連邦裁判所に上訴することも可能である。

た場合は成立しない」としたうえで、「a.関連商品が、その地理的表示によって特定される国、地域又は地方を原産とすること、aa.その標識が、指定商品の原産国において指定商品に係る地理的表示として認められていないこと、b.その標識が、指定商品の原産国において指定商品の地理的表示として使用されなくなったこと、又は c.出願人又はその前権原者が、その標識を関連商品に関して善意で使用していたか又は関連商品に関してその商標の登録を善意で出願しており、その時期が次の日、すなわち、（ｉ）1996 年 1 月 1 日、又は（ii）その標識が原産国において特定商品の地理的表示として認められた日、のうち何れか遅い日より前であったこと、又は d.商標登録がブドウ酒又はスピリッツに関して求められている場合、その標識が 1995 年 1 月 1 日現在、関連ブドウ酒又はスピリッツの原産国において関連ブドウ酒又はスピリッツの製造に用いられたブドウ酒の品種についての慣用名であった名称と同一であること」と定められている。

公社法において、登録商標に基づく場合のみならず、出願中の商標、未登録商標に基づいても、提案された地理的表示が当該商標と同一の語、表現又はその他の表示からなる場合、あるいはそれらの表示と出所混同の虞がある場合に、当該商標の権利者は地理的表示に対して異議申立をすることができる（40RB 条）。

異議制度は先行する商標権利者を保護するものであるが、地理的表示の公告の監視負担は商標の権利者にある。登録官は異議申立てがあった場合にでも、提案された地理的表示の登録を認めるか否かについて裁量権を有する。すなわち、提案された地理的表示が商標に係る権利の発生前から使用されていた場合などに、商標登録官は委員会に勧告することができ（40RC 条 3 項）、この勧告を受け委員会は地理的表示の決定をすることができる（40SA 条 4 項）。商標登録官の決定に対して申請者は連邦裁判所に控訴できる。

（６）地理的表示保護の効力

商標法 120 条（どのような場合に登録商標が侵害されるか）及び 121 条（一定の制限に違反することによる商標の侵害）に規定する商標の登録商標の侵害に当たる場合、同 126 条（裁判所からどのような救済措置を得られるか）の規定に基づき、裁判所から差止命令、損害賠償又は利益の返還、更に同 2 項各号で規定する場合に追加金額を含む損害賠償の命令を受ける。

公社法 44AB 条によれば、地理的表示及びその他の用語の保護に反する行為を行った場合、連邦裁判所は差止命令を下すことができると定められている。

なお、同法 40F 上（4）では、地理的表示の使用には、登録された地理的表示に「type」、「style」、「imitation」、「method」又はそれらと類似する表現が伴っていた場合であっても、当該使用に保護の効力が及ぶと定められている。

食品基準 2.7.5-4 条によれば、(1)地理的表示は、スピリッツの真の起源が示されている場合や、地理的表示が翻訳で使用されている場合、又は「種類」、「タイプ」、「スタイル」、「模倣」などの表現を伴う場合でも、スピリッツに関して使用してはならない。(2)地理的表示に基づいて合法的に輸出されたスピリッツであっても、その地理的表示が示す領土、地域、又は地方以外で瓶詰めされたものは、下記（a）と(b)の場合、その地理的表示に基づいて販売してはならない。(a)スピリッツのアルコールの体積当たりの濃度が、その地理的表示によって示される領土、地域、又は地方の地理的表示の法律に基づいて許可されたレベルにない場合。(b)スピリッツのその他の際立った品質又は特性が、地理的表示によっ

て特定されるもので、公衆を誤解又は欺瞞させるようなものである場合。(3)本基準において、明示的か黙示的かを問わず、地理的表示は次のような表示を意味する。(a)スピリッツが特定の国、地域、又は地方に由来するものであると特定するもの。そして、(b)スピリッツの特定の品質、名声、又はその他の特性が、本質的にその特定の国、地域又は地方を起源に起因する場合。

（７）一般名称の扱いに関する規定

一般名称の扱いについて明文規定はないが、善意で商品又はサービスについて原産地を表示する標識を使用する場合には、商標権侵害とはならない。（商標法 122 条）

ワインの表示が、真正の原産地を表示する場合であって、登録された地理的表示の関連する国、地域又は地方の文字又は単語を含む場合、当該文字又は用語が英語における一般名称になっており、ワインの表示として原産地において使用されてない善意の使用には、保護の効力が及ばない。（ワイン公社法 40D(2)）

（８）商標に関する規定との調整規程

登録商標に基づく場合のみならず、出願中の商標、未登録商標に基づいても、提案された地理的表示が当該商標と同一の語、表現又はその他の表示からなる場合、あるいはそれらの表示と出所混同の虞がある場合に、当該商標の権利者は地理的表示に対して異議申立てができる。（ワイン公社法 40RB 条）

異議制度は先行する商標権利者を保護するものであるが、地理的表示の公告の監視負担は商標の権利者にある。商標登録官は異議申立てがあった場合でも、提案された地理的表示の登録を認めるかについて裁量権を有する。すなわち、提案された地理的表示が商標に係る権利の発生前から使用されていた場合等に、商標登録官は委員会に勧告することができ（公社法 40RC 条(3)）、この勧告を受け委員会は地理的表示の決定をすることができる。（公社法 40SA 条(4)）

異議申立てがあったにも関わらず、登録官が提案された地理的表示を登録した場合、若しくは同一又は類似の商標が出願又は登録された後に、地理的表示の提案又は登録があった場合、商標権者は地理的表示により示された地域を産地としないワインであっても、ワインの産地について誤認を避ける適当な記述をラベルに表示すれば、当該ワインの表示に当該商標の使用を継続することができる。（公社規則 17A 条）

一方、商標法においては、以下の調整規定がある。

地理的表示のみからなる商標の 場合は、商標登録出願は拒絶される。（商標法 40 条）

当該商品が原産地表示により保護される商品と類似の場合、又は当該商標の使用が誤認混同を起こすおそれがある場合にのみ、原産地表示を含む商標に異議申立てをすることができる。（商標法 61 条）

（９）運用の状況（判例・事例など）

情報なし。

（１０）地理的表示の登録リスト

Wine Australia のウェブサイトには、登録簿で保護されているすべてのオーストラリア

の地理的表示がリスト化されている[856]。

（１１）地理的表示に係る国際協定

・2013 年 1 月発効、「マレーシア・オーストラリア自由貿易協定」（13.10 条　地理的表示）

・2014 年 12 月発効、「韓国・オーストラリア自由貿易協定」（13.2 条　商標[857]）

・2015 年 1 月発効、「日本・オーストラリア経済連携協定」（16.10 条　地理的表示）

・2015 年 12 月発効、「中国・オーストラリア自由貿易協定」（11.15 条　地理的表示）

・2018 年 12 月発効、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」（18.1 条　定義、18.19 条　団体標章及び証明標章、第 E 節　地理的表示（18.30-18.36 条）

・2020 年 1 月発効、「香港・オーストラリア自由貿易協定」（14.11 条　地理的表示）

・2020 年 2 月発効、「オーストラリア・ペルー自由貿易協定」（セクション E　地理的表示（17.24 条））

・2020 年 7 月発効、「オーストラリア・インドネシア包括的経済連携協定」（規定なし）

・2020 年 12 月発効、「太平洋諸国経済緊密化協定（PACER－Plus）」（規定なし）

・2022 年 1 月発効、「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」（11.25 条　地理的表示に先行する商標の保護、D 節　地理的表示（11.29-11.35 条））

・2022 年 12 月発効、「インド・オーストラリア経済協力・貿易協定」（規定なし）

・2023 年 5 月発効、「英国・オーストラリア自由貿易協定」（規定なし）

７．EU

（１）地理的表示保護に関連する主な法律

欧州においては、ワインとスピリッツ以外の農産品及び食品を対象とする規則、ワインを対象とする規則、スピリッツを対象とする欧州議会及び理事会規則が個別に存在している。

また、欧州委員会は、2022 年 4 月 13 日に EU として初めて原産地の独自性のある真正な伝統的製法で生産された工芸品や工業製品を地理的表示として保護する枠組みを発表した[858]さらに、2023 年 5 月、欧州理事会と欧州議会は、工芸品及び工業製品の GI 保護に関する規則について暫定的な合意に達し、同年 10 月 9 日に採択され[859]、同 27 日に発効した。

---

[856] https://www.wineaustralia.com/labelling/register-of-protected-gis-and-other-terms/geographical-indications

[857] ２．各当事国は、商標が団体標章及び証明標章を含むように規定する。各当事国は、また地理的表示が商標として保護される資格があることを規定する。

３．各当事国は、所有者の同意を得ない全ての第三者が所有者の登録された商標に関する商品又は役務と同一又は類似した商品又は役務に対して、地理的表示を含めて同一又は類似した標章を取引の過程で使用し、その使用により混同の虞を惹起する場合、登録された商標の所有者がそのような使用を禁止できる排他的権利を有するように規定する。同一商品又は役務に対する同一の標章使用の場合、混同の虞があると推定される。

[858] JETRO ウェブサイト https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/05/149055006efa6007.html

[859] https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/10/09/geographical-indications-for-craft-and-industrial-products-council-gives-its-final-approval/

その品質が生産地と本質的に結びついている工芸品及び工業製品（宝飾品、織物、ガラス、陶器など）に対して、EU レベルで直接適用できる GI 保護の確立を目的としている。

・2006 年 3 月 20 日付の農産品及び食品の地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則 No.510/2006（Council Regulation (EC) No 510/2006 of 20 March 2006 on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs、以下「EU 農産品等規則」という）[860]。

（法律の目的）

✓ 関連領域における経済発展の促進
✓ 関連商品を生産する農家の保護
✓ 原産地に関する明白で簡明な情報を消費者に与えることにより商品の最善の選択を可能にするため

（EU 農産品等規則前文（１）、（２）及び（４））

・2008 年 4 月 29 日付のワイン市場の共通組織に関する理事会規則 No.479/2008（Council Regulation (EC)No 479/2008 of 29 April 2008 on the common organization of the market in wine、以下「EU ワイン規則」という）[861]。

（法律の目的）

域内の質の高いワイン製品と消費者を結びつけていた保護原産品呼称及び地理的表示に関する不十分な制度をより洗練されたものにするため、農産品及び食品の地理的表示又は原産地呼称の保護に関する EU 規則に適用されている域内全域に及ぶ品質政策に基づき行われている手法に沿って、ワインの原産地呼称又は地理的表示の出願審査が行われる体制を設けるため（EU ワイン規則前文（27））[862]。

・2008 年 1 月 15 日付のスピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No. 110/2008（Regulation(EC) No. 110/2008 of the European Parliament and of the Council of 15 January 2008 on the definition, description, presentation, labelling and the protection of spirit drinks、以下「EU スピリッツ規則」という。）。

（法律の目的）

スピリッツ製品を管理する法規においてより体系だった手法を確保するため、本規則においてスピリッツ製品の生産、記述、表示及びラベルに関する明確な基準、並びに地理的表示の保護について規定する（EU スピリッツ規則前文（4））。

・農産品及び食品の品質体制に関する 2012 年 11 月 21 日付欧州議会・理事会規則（Regulation(EU)1151/2012 of the European Parliament and of the Council of 21 November 2012 on Quality schemes for Agricultural Products and Foodstuffs、以下「EU 品質体制規則」という。）[863]。

[860] http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:093:0012:0025:EN:PDF
[861] http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:148:0001:0061:EN:PDF
[862] http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:039:0016:0054:EN:PDF
[863] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012R1151

（法律の目的）

農産物又は食品の生産者が、自らの製品や食品の製品特性又は農業特性を購入者、消費者に伝えることを支援するために、付加価値のある特性や属性を有する農産物又は食品の農家及び生産者のための公正な競争、消費者が製品に関する信頼できる情報の入手、知的財産権の尊重及び域内市場の健全性を保証し、高品質の製品に関する農業、加工活動及び農業システムを支援し、それによって農業開発政策目標の達成に貢献することを目的とする（EU 品質体制規則 1 条）。

・工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する 2023 年 10 月 18 付欧州議会・理事会規則（Regulation(EU)2023/2411 of the European Parliament and of the Council of 18 October 2023 on the protection of geographical indications for craft and industrial products and amending Regulations (EU) 2017/1001 and (EU) 2019/1753、以下「EU 工芸品及び工業製品規則」という）[864]

（法律の目的）

国内市場における工芸品及び工業製品の生産者の公正な競争を確保し、関連製品に関する信頼できる情報が消費者に確実に提供させ、文化遺産と伝統知識を保護・発展させ、工芸品及び工業製品の地理的表示が連合レベルと国際レベルで効率的に登録でき、電子商取引を含む域内市場全体で工芸品及び工業製品の地理的表示に関連した効果的な管理と執行を図り、原産地呼称及び地理的表示に関するリスボン協定ジュネーブ法に基づく国際登録及び保護システムとの整合を図るため規定する（EU 工芸品及び工業製品規則前文（9））。

（２）地理的表示の定義

規則ごとに、地理的表示及び原産地呼称に関する定義が規定されている。

・EU 農産品等規則

「地理的表示」とは、農産物又は食品を説明するために使用される地域、特定の場所又は例外的には国の名前を意味し、その地域、特定の場所又は国に由来する者であり、その地理的由来に起因する特定の品質、評判又はその他の特性を備え、定義された地理的領域で生産及び/又は加工され及び/又は準備されたものをいう。（ＥＵ農産品等規則 2 条（1）（b）[865]）。

「原産地呼称」とは、農産物又は食品を説明するために使用される地域、特定の場所又は例外的には国の名前を意味し、その地域、特定の場所又は国に由来するもので、その品質や特性が本質的に又は専ら固有の自然要素及び人的要素に由来する特定の地理的環境に起因するもので、生産、加工、準備が定義された地理的領域で行われたものをいう。（E

[864] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302411

[865] EU 農産品等規則 2 条（1）（b）
(b)‘geographical indication’ means the name of a region, a specific place or, in exceptional cases, a country, used to describe an agricultural product or a foodstuff: — originating in that region, specific place or country, and — which possesses a specific quality, reputation or other characteristics attributable to that geographical origin, and — the production and/or processing and/or preparation of which take place in the defined geographical area.

U農産品等規則２条（1）（a）[866]。

・EU ワイン規則

「原産地呼称」とは、以下の要件を満たす第 33 条第 1 項で言及される製品を説明するために使用される地域、特定の場所又は例外的には国の名前を意味するものである。（EU ワイン規則 34 条 1 項（a）[867]。

（ｉ）その品質と特性が、本質的に又は専ら固有の自然要素及び人的要素を伴う特定の地理的環境によるものである

（ii）生産されるブドウがこの地理的地域のみから供給される

（iii）その生産が、当該地理的地域で行われる

（iv）ヴィティス・ヴィニフェラに属するブドウ品種から得られるものである

・EU スピリッツ規則

「地理的表示」とは、スピリッツの特定の品質、評判、その他の特性が認められる国の領域又はその他の領域内の地域若しくは地方で製造されたスピリッツが本質的にその地理的由来に起因することを特定する表示をいう。（EU スピリッツ規則 15 条 1 項868）。

・EU 品質体制規則

「原産地呼称」とは、製品を識別する名称で、特定の場所、地域、又は例外的な場合には国に由来するもので、その品質又は特性が本質的又は排他的に、固有の自然要素及び人的要素を伴う特定の地理的環境に起因するもので、全ての生産工程が定められた地域的領域内で行われたものをいう（EU 品質体制規則 5 条 1 項）。

「地理的表示」とは、製品を識別する名称で、特定の場所、地域、又は国に由来するもので、その品質、評判、又はその他の特性が本質的に当該地理的起源に由来するものであり、少なくとも 1 つの生産工程が定められた地理的領域で行われたものをいう（EU 品質体制規則 5 条 2 項）。

・EU 工芸品及び工業製品規則

---

[866] EU 農産品等規則 2 条（1）（a）

「(a) ‘designation of origin’ means the name of a region, a specific place or, in exceptional cases, a country, used to describe an agricultural product or a foodstuff: — originating in that region, specific place or country, — the quality or characteristics of which are essentially or exclusively due to a particular geographical environment with its inherent natural and human factors, and — the production, processing and preparation of which take place in the defined geographical area.

[867] EU ワイン規則 34 条 1 項（a）

(a) ‘designation of origin’ means the name of a region, a specific place or, in exceptional cases, a country used to describe a product referred to in Article 33(1) that complies with the following requirements:
(i) its quality and characteristics are essentially or exclusively due to a particular geographical environment with its inherent natural and human factors;
(ii) the grapes from which it is produced come exclusively from this geographical area;
(iii) its production takes place in this geographical area;
(iv) it is obtained from vine varieties belonging to Vitis vinifera.

[868] EU スピリッツ規則 15 条 1 項

1. For the purpose of this Regulation a geographical indication shall be an indication which identifies a spirit drink as originating in the territory of a country, or a region or locality in that territory, where a given quality, reputation or other characteristic of that spirit drink is essentially attributable to its geographical origin.

「地理的表示」とは、地理的起源に関連する特定の品質、評判又はその他の特性を備えた工芸品及び工業製品を指し示すものいう（EU 工芸品及び工業製品規則 1 条[869]）。

「工芸品及び工業製品」とは、完全に手作業で又は手動又はデジタルツールを使用して作られたもの、或いは機械的手段によって作られ手作業による寄与が最終製品の重要な要素である場合のもの、機械を使用した連続生産を含む標準化された方法で製造されたものをいう（EU 工芸品及び工業製品規則 4 条（1）[870]）。

（３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

・農産品等規則

農産品及び食品を保護対象としている。

・EU ワイン規則

規定上ワインを保護対象としている。

・EU スピリッツ規則

規定上スピリッツを保護対象としている。

・EU 品質体制規則

農産物及び食品を保護対象としている。

・EU 工芸品及び工業製品規則

工芸品及び工業製品を保護対象としている。

（４）地理的表示についての保護を受けるための手続き

・農産品等規則について

EU 農産品等規則の規定に基づいて出願し、登録する。

EU 農産品等規則 5 条 2 項によれば、登録出願には「1）製品明細書の主要な項目（産品の名称、説明（該当する場合、包装及びラベルに関する特別規則を含む）及び地理的地域の正確な定義）、2）対象産品及び原産地呼称又は地理的表示の定義において言及されている地理的環境又は地理的原産との関係に関する説明。該当する場合、当該関係を正当化する製品の説明又は製法の特別要素を含むことができる」内容を含む書類の提出が求められている。

各国の審査機関が理事会規則の条件に適合し合致するか否かを適切な方法で審査し（5 条 4 項）、十分な出願の公開と異議を申立てるのに合理的な期間を確保し、各国の異議手続きを行い、出願が理事会規則における必要事項を満たすと判断した場合には、最終判断のために、出願書類を欧州委員会に送付する（5 条 5 項）。

欧州委員会は、出願を審査し、加盟国の審査機関の判断と一致した場合には、加盟国や第三国に登録の提案に対する異議を申立てる機会を与えるため、欧州連合官報で公告する

---

[869] EU 工芸品及び工業製品規則 1 条

This Regulation lays down rules on:

(a)Registration and protection of, and controls in relation to, geographical indications designating craft and industrial products with a give quality, reputation or other characteristic linked to their geographical origin;

[870] EU 工芸品及び工業製品規則 4 条

(1)‘craft and industrial products’ means products:

(a)produced either entirely by and with the aid of manual or digital tools, or by mechanical means, whenever the manual contribution is an important component of the finished product; or

(b)produced in a standardized way, including serial production and by using machines;

（6 条、7 条）。公告後 6 か月以内に異議申立てがなかった場合、欧州委員会は当該地理的表示を登録する（7 条 4 項）。異議申立てを認め得る場合、欧州委員会は利害関係人による適切な協議の場を設定するが、合意に至らなかった場合には、再度出願審査を行い、当該地理的表示が登録されるべきか否かを判断し、その判断を欧州連合官報で公開する（7 条 5 項）。

また、EU 域外の地理的地域に関する登録出願の場合、域内の出願要件に加え、当該名称が本国において保護されている旨の証明を提出しなければならない（規則 5 条 9 項）。

・EU ワイン規則について

EU ワイン規則に基づいて出願し、登録することで保護される。

その要件として、ワインに関する原産地呼称又は地理的表示の保護出願には、「（ｉ）原産地呼称を有するワインについて、主な分析的な又は官能上の特性、（ii）地理的表示を有するワインについて、主な分析的特性及び官能上の特性に関する評価又は表示」というワインに関する説明内容が含まれる技術書類を作成し提出しなければならない（35 条 2 項）。

域内を原産とするワインに関する原産地呼称又は地理的表示の出願は、EU ワイン規則に従い、国内予備手続きの対象とされる（38 条 1 項）。出願は、原産地呼称又は地理的表示の領域を有する加盟国に対して行う（38 条 2 項）。

加盟国は、本規則の要件を満たしているかどうかについて審査を行う。加盟国は、出願の十分な公開を確保し、少なくとも公開日から 2 か月間、当該領域内に事業所若しくは居所を有する法的利害を有する自然人又は法人が、加盟国において、明確な理由を提出することにより、提案されている保護に対して異議申し立てを行うことができるように、国内手続きを実行しなければならない（38 条 3 項）。加盟国が原産地呼称又は地理的表示が関連する要件を満たしていないと判断した場合、出願を拒絶する（38 条 4 項）。

関連する要件が満たされていると判断した場合、加盟国は、商品仕様書の概要をまとめた単独書類及び商品仕様書を少なくともインターネット上に公開し、出願を欧州委員会に転送する（38 条 5 項）。転送された保護出願は、欧州委員会において、本規則の要件を満たしているか否かを審査する。当該出願が要件を満たしていると判断された場合、欧州連合官報において商品仕様書の概要をまとめた単独書類及び商品仕様書が公開される（39 条）。

第三国の地理的表示に関する出願に対して、域内の地理的地域に関する出願要件に加え、当該名称が本国において保護されている証明を含まなければならない（36 条 1 項）。

・EU スピリッツ規則について

EU スピリッツ規則の規定に基づいて出願し、登録する。

EU スピリッツ規則の場合に、EU の公用語のいずれかの言語、又は当該言語のいずれかの言語の翻訳を添付して、欧州委員会に出願する。EU 域内の地理的表示について、該当するスピリッツ製品の原産である加盟国によって出願されなければならない（17 条（1））。

出願する際に、当該スピリッツ製品の原産である加盟国が出願を行う際、少なくとも下記について詳細を含んだ技術書類を添付しなければならない（17 条（4））。

―地理提起表示を含むスピリッツ製品の名称及び分類

―製品の主な物理的、化学的及び/又は官能上の特性、並びに該当する分類に含まれるスピリッツ製品の特性を含むスピリッツ製品の詳細
―該当する地理的地域の定義
―スピリッツ製品を得るための方法及び、該当あれば、申請で不変な現地の手法
―地理的環境又は地理的原産地との間の関係が生じる詳細
―共同体及び/又は国内及び/又は地域の規則に規定されている要件
―出願人の名前及び連絡先
―関連する技術書類に従った地理的表示に関する補足及び/又は特別なラベル規則

登録出願が行われると、欧州委員会は 12 か月以内に当該出願が EU スピリッツ規則の規定をみなしているかの審査を行う（17 条（5））。欧州委員会は、当該出願が本規則の規定を遵守していると判断した場合、技術書類の主な内容を欧州連合官報で公告する（17 条（6））。

公告日から 6 か月以内に、法的利害関係を有するいずれかの自然人又は法人は、本規則に規定されている要件を満たしていないとの理由に基づき、当該登録出願に対して異議申立てを行うことができる（17 条（7））。欧州委員会は、規定の手続きに従い地理的表示の登録の決定を行い、当該決定を欧州連合官報で公告する（17 条（8））。

第三国の地理的表示の登録出願に関しては、第三国が直接又は他の国の管轄機関を経由するかのいずれかによって、欧州委員会に送付しなければならず、かつ、当該出願は対象となる名称が本国で保護されている証拠を含まなければならない（17 条（3））。

・EU 品質体制規則について

原産地呼称又は地理的表示として保護されるためには、(a)原産地呼称又は地理的表示として保護される名称が、貿易用語であれ共通言語であれ、定義された地理的範囲内で特定の製品を表す現在又は歴史的に使用されてきた言語でのみ使用されているもの、(b)製品の説明が必要に応じて、原材料及び製品の主な物理的、化学的、微生物学的又は官能的な特性を含むもの、(c)区切られた地理的領域の定義及び必要に応じてその要件の根拠を示す詳細なもの、(d)製品が定義された地理的地域で生産されたことを示す証拠、(e)出願人団体が品質を保証するために定義された地理的領域で包装しなければならない理由について製品固有の正当性により決定され提供する場合、製品の入手方法の説明、必要に応じて信憑性及び変わらぬ現地の方法及び包装について、連合法、特に商品の自由な移動とサービスの自由な提供に関する法律を考慮した原産地の確保及び管理確保に関する情報、(f)製品の品質又は特性と 5 条 1 項（原産地呼称）記載の地理的環境との関連性、又は該当する場合に製品の特定の品質、評判又はその他の特性と 5 条 2 項（地理的表示）で言及されている地理的起源との関連性を確立させる詳細なもの、(g)当局の名称と住所、又は可能であれば、37 条に基づく製品仕様の規定とその特定のタスクの遵守を検証する機関の名称と住所、(h)当該製品の特定のラベル表示規則を含む仕様に準拠する必要がある（7 条）。

49 条 2 項又は 5 項に基づく原産地呼称又は地理的表示の登録申請は、少なくとも以下が含まれなければならない。(a)申請者団体の名称と住所、及び当局又は可能であれば製品仕様の規定への準拠を検証する機関名と住所、(b)7 条に規定する製品仕様書、(c)製品仕様の要点や製品と 5 条で言及される地理的環境又は地理的起源との間の関連性の説明を正当化する内容を記載した単一の文書である。また、49 条 5 項に規定される申請には、製品の名

称が原産国で保護されていることの証明を含むものが必要となる（8 条）。

・EU 工芸品及び工業製品規則について

工芸品又は工業製品の名称が地理的表示として保護の対象となるためには、当該製品が下記の要件を満たさなければならない。

(a)製品が特定の場所、地域、又は国で生産されていること

(b)製品に付与された品質、評判、又はその他の特性が、本質的に地理的起源に起因すること

(c)製品の製造過程の少なくとも 1 つが定義された地理的エリアで行われていたこと

公序良俗に反する製品は、地理的表示の保護対象から除外される（6 条）[871]。

登録手続は、2 つのフェーズで構成される。第一段階は、12 条から 16 条[872]に従って国レベルで行われる。第二段階は、21 条から 30 条[873]に従って連合レベルで行われる（7 条 1 項）。

7 条 1 項の除外として、加盟国は 19 条[874]に従って、登録手続の国内段階からの除外を求めることができる。この場合、登録申請は直接事務局に提出する（7 条 2 項）。

（５）異議申立制度

・EU 農産品等規則について

―加盟国における異議申立制度

各国は、十分な出願の公開と異議を申し立てるのに合理的な期間を確保して、異議手続きを設けなければならない。各国の審査機関は、欧州委員会と同様の見地から、異議を認めるかどうかを判断しなければならない（5 条 5 項及び 7 条 3 項）。詳細は、各国ごとに決められる。

―欧州委員会における異議申立制度

欧州委員会は、出願を審査し、加盟国の審査機関の判断と一致した場合には、加盟国や第三国に登録の提案に対する異議を申し立てる機会を与えるため、欧州連合官報で公告する（6 条、7 条）。公告後 6 か月以内に異議申立がなかった場合には、欧州委員会は当該地理的表示を登録する（7 条 4 項）。異議申立を認めうる場合には、欧州委員会は、利害関係人による適切な協議の場を設定するが、合意に至らなかった場合には、再度出願を審査し、当該地理的表示が登録されるべきか否かを判断し、その判断は欧州連合官報で公開される（7 条 5 項）。

---

[871] EU 工芸品及び工業製品規則 6 条

1.In order for the name of a craft or industrial product to qualify for protection as a geographical indication, the product shall comply with the following requirements: (a) the product originates in a specific place, region or country; (b) the product's given quality, reputation or other characteristic is essentially attributable to its geographical origin; and (c) at least one of the production steps of the product takes place in the defined geographical area.

2.Products that are contrary to public policy shall be excluded from geographical indication protection.

[872] EU 工芸品及び工業製品規則 12 条（所轄官庁の指定）、13 条（申請書の提出）、14 条（管轄当局による申請の審査）、15 条（国内異議申立て手続き）、16 条（国内段階の決定）。

[873] EU 工芸品及び工業製品規則 21 条（登録）、22 条（事務局への申請書の提出）、23 条（異議申立てを目的とした出願の審査及び公開）、24 条（国内段階の決定に対するチャレンジ）、25 条（連合レベルでの異議申立て手続き）、26 条（登録性と異議の理由）、27 条（意見手続の通知）、28 条（地理的表示使用の移行期間）、29 条（申請に対する事務局の決定）、30 条（申請に対する委員会の決定）。

[874] EU 工芸品及び工業製品規則 19 条（国内段階からの除外）。

異議申立の理由は、下記の通り（7 条 2 項）。

―本規則の原産地呼称及び地理的表示の定義を満たしていない。

―名称が、植物品種又は動物品種の名称と抵触しており、その結果、産品の真正な原産地について消費者を誤認させる可能性がある。

―該当する名称の全部又は一部が、本規則に基づいて既に登録されている名称の全部または一部と同音である場合、その名称を登録することにより、地方での取り扱い及び伝統的な使用に反し、混同が生じるおそれがある。

―原産地呼称又は地理的表示が、商標の社会的評価、名声及び使用されている時期の長さから、産品を真に特定するものとして消費者を誤認する可能性がある。

・EU ワイン規則について

―加盟国における異議申立制度

加盟国は、出願の十分な公開を確保し、少なくとも公開日から 2 か月間、域内に事業所若しくは居所を有する法的利害を有する自然人又は法人が、加盟国において明確な理由を提出することにより、出願されている保護に対して異議申立てを行うことができるように、国内手続きを実行しなければならない（38 条 3 項）。

―欧州委員会における異議申立制度

欧州連合官報において、商品仕様書の概要をまとめた単独書類及び商品仕様書の公開後 2 か月以内に、出願が行われた加盟国以外の加盟国又は第三国に事業所若しくは居所を有する法的利害を有する自然人又は法人が、明確な理由を提出することにより、出願されたものに対して異議申立てを行うことができる。

第三国に事業所若しくは居所を有する自然人又は法人の場合、直接又は関連する第三国の管轄機関を経由して、上述の異議申立てを行うことができる（40 条）。

・EU スピリッツ規則について

公告日から 6 か月以内に、法的利害関係を有するいずれの自然人又は法人は、本規則の要件を満たしていないとの理由に基づき、当該登録出願に対して異議申立てを行うことができる。異議申立ては、その理由を示して、EU の公用語のいずれかの言語、又は当該言語のいずれかの語の翻訳を添付して、欧州委員会に提出しなければならない（17 条(7)）。

・EU 品質体制規則について

複数の国に係る共同出願について、国内異議申立て手続きを実施するためのルールを確定し、それを補完するためのルールを採択することができる（49 条 7 項）。

・EU 工芸品及び工業製品規則について

－国内段階での異議申立て制度

14 条 1 項に規定する審査の後、管轄当局は国内異議申立て手続きを行う。当該手続きは、出願の公開と公開日から少なくとも 2 か月の期限を規定するものとし、その期間内に正当な利益を有し、国内段階の登録を担当する加盟国に設立又は居住する者が参加できるものとし、当該製品の原産地である加盟国（国内異議申立人）は、管轄当局に出願に対する異議申立てを提出できる。加盟国は、かかる異議申立て手続きに関する詳細な取り決め

を行う（15 条 1 項）。

管轄当局が、異議申立てが認められると考える場合には、異議申立ての受理から２か月以内に、国内異議申立人と出願人に対して、３か月を超えない妥当な期間において、和解を目的とした協議を行うよう求め、当該期間中いつでも、管轄当局は、国内異議申立人と出願人の共同の要請に応じて、期間を最大３か月延長することができる。協議の結果は、申請に対する合意された修正を含めて、申請者によって管轄当局に知らせる（15 条 2 項）。

異議申立ての理由は、(a)出願された地理的表示が当該規則に定められている保護要件を満たさない、(b)42 条、43 条、又は 44 条 2 項に反する、(c)取引過程で使用される同一又は類似の名称又は商標の存在、或いは地理的表示が出願される少なくとも５年以上から合法的に市場で流通されている製品の存在を危険にさらす可能性がある場合が、含まれる（15 条 3 項）。

－連合段階での異議申立て制度

単一文書の発行日、及び 23 条 7 項に規定されている欧州連合登録簿における製品仕様書の電子公開の日から 3 か月以内に、異議申立人は 25 条 2 項で言及されているように事務局に異議申立てることができる。出願者と異議申立人は、手続きの当事者とみなされる（25 条 1 項）。

異議申立人は、15 条 1 項で言及された国内異議申立人を除き、加盟国若しくは第三国の管轄当局、又は正当な利益を有し第三国若しくは他の加盟国に設立した法人又は居住する自然人も可能である（25 条 2 項）。

事務局は、26 条に基づき異議申立ての許容性を確認する（25 条 3 項）。

事務局が、異議申立てが認められると考える場合には、異議申立ての受理から２か月以内に、異議申立人と出願人に対し、和解を目的として３か月を超えない合理的な期間協議するよう求める。当該期間中いつでも、事務局は異議申立人と出願人の共同の請求に応じて、その期間を最大３か月延長できる。事務局は、規則（EU）2017/1001 の 170 条に規定されているとおり、出願人と異議申立人との間の協議に対して、調停などの裁判外紛争解決を提供する（25 条 4 項）。

25 条 4 項で言及されている協議中、出願人と異議申立人は、出願が当該規定に定められた要件を満たすかどうかを評価するために必要な情報を相互に提供する（25 条 5 項）。

地理的表示部門は、異議申立て手続きのどの段階でも諮問委員会に諮問することができ、その場合には当事者に通知され、25 条 4 項で言及される期間は停止される（25 条 6 項）。

25 条 4 項に規定する協議終了後 1 か月以内に、出願人は協議の結果を事務局に通知する（25 条 7 項）。

協議後 23 条 7 項に従って公開された情報が変更された場合、事務局は変更された出願について新たな審査を行う。出願が大幅に変更され、変更された出願が登録要件を満たしていると事務局が判断する場合、事務局は 23 条 7 項に従って変更された出願を公開する（25 条 8 項）。

委員会は、反対意見の提出に関する規定を設け、理由のある反対意見陳述の形式とオンライン表示方法を示す。これらの実施方法は、68 条 2 項に記載の審査手順に従って採択される（25 条 9 項）。

（６）地理的表示保護の効力

・EU 農業品等規則について

―登録された地理的表示は、対象製品に対して直接的に又は間接的な商業的使用が認められるが、当該製品が登録されたものと同等であり、対象製品の評判を落とさない場合に限り（EU 農業品等規則 13 条（1）1 項(a)）保護される。

―いかなる誤用、模倣であったり、当該製品の真の出所を表す場合や、保護される名称が翻訳されたり或いは「スタイル」、「タイプ」、「方法」、「製造元」、「模倣」等を伴う場合（同項(b)）保護される。

―関連する製品の内箱又は外箱、広告素材又は文書及び輸送に適した容器による製品における出所、原産地、性質又は基本的な品質に関する虚偽又は誤解を招く表示によりその出所についての誤解を招く場合（同項(c)）保護される。

―製品の真の産地に関する消費者を誤認させる虞があるその他の行為（同項(d)）から保護される。

・EU ワイン規則について

―保護された原産地呼称及び地理的表示は、対応する製品仕様に基づいて製造されたワインを販売するすべての事業者が使用できる（EU ワイン規則 45 条）。

―保護された原産地呼称及び地理的表示、製品仕様に基づいて保護された名称を使用するワインは、保護された名称の直接的又は間接的な商標利用する場合（同（a））、製品又はサービスの真の出所が示されている場合又は保護された名称が翻訳されているか「スタイル」、「タイプ」、「方法」、「生産時」、「模倣」、「種類」、「好み」等の表現が付随しても、誤用、模倣、又は喚起する場合（同（b））、製品の出所、原産地、性質、又は本質的な品質、内包装又は外包装、関連ワイン製品に関する広告資料や資料、出所に関する誤認を引き起こす虞がある容器への製品の包装に虚偽又は誤解を招く表示がなされた場合（同（c））、製品の真の産地に関する消費者を誤解させる虞があるその他の場合（同（d））において保護される。

・EU スピリッツ規則について

―第 10 条に影響を与えることなく、附属書 III に登録された地理的表示は、以下から保護される。

(a)登録の対象とならない製品に関する直接的又は間接的な商業的使用や、その製品がその地理的表示に基づいて登録されたスピリッツに匹敵する場合、又はそのような使用が登録された地理的表示の評判を利用する場合

(b)製品の真の原産地が示されている場合や、地理的表示が翻訳で使用されている場合、又は「～のような」、「タイプ」、「スタイル」、「製造元」、「風味」又はその他の同様の用語などの表現を伴う場合でも、誤用、模倣、又はそれらを喚起する場合

(c)製品の説明、表示、又はラベル上の出所、由来、性質又は本質的な品質に関して、その起源について誤った印象を与える虞のあるその他の虚偽表示又は誤解を招く表示

(d)製品の本当の産地に関して消費者を誤解させる虞のあるその他の行為

・EU 品質体制規則について

－登録された原産地呼称又は地理的表示は、下記より保護される（13 条）。

(a)登録の対象とならない製品に関する登録名の直接的又は間接的な商業的使用が、当該製品の使用と同等である場合、又は保護された名称の評価を悪用する場合、登録されている製品が材料として使用される場合を含む

(b)製品やサービスの真の出所が示されている場合、又は保護された名称が翻訳されている場合、又は「スタイル」、「タイプ」、「方法」、「製造元」、「模倣品」又はそれに類する表現を伴う場合であっても、登録された用語の誤用、模倣、又はこれらを喚起する場合、これらの製品が原材料として使用されている場合を含む

(c)関連製品に関連する内箱又は外箱、広告素材又は文書に使用され、製品の出所、原産地、性質又は本質的な品質に関する虚偽又は誤解を招く表示、及びその他の原産地について誤った印象を与えやすい容器に製品を梱包すること

(d)製品の真の産地に関して消費者を誤解させるおそれのあるその他の行為

保護された原産地呼称又は地理的表示の中に一般名称が含まれる場合、当該一般名称の使用は、(a)又は(b)の冒頭部分の規定に反するとはみなされない。

・EU 工芸品及び工業製品規則について

－連合登録簿に記載された地理的表示は、以下から保護される（40 条 1 項）。

(a)登録の対象外の製品に関する地理的表示の直接的又は間接的な商業的使用が、登録の対象となる製品と同等である場合、又は名称の使用が保護された地理的表示の評判を悪用、弱体化、希釈化又は悪影響を与える場合、

(b)製品やサービスの本当の起源を示されている場合や、保護された地理的表示が翻訳して使用されている場合、又は「スタイル」、「タイプ」、「方法」、「製造元」、「模倣」、「風味」、「香り」、「～のような」又はその他の同様な用語などの表現を伴う場合であっても、地理的表示として保護されている名称の誤用、模倣、又はそれらを喚起する場合、

(c)内箱又は外箱、広告資料や製品関連のオンラインインターフェースで表示される文書又は情報に使用され、製品の出所、起源、性質又は本質的な品質に関するその他の虚偽又は誤解を招く表示、若しくは製品の原産地について誤った印象を与えやすい容器に関連製品を梱包する場合、

(d)製品の真の産地に関して消費者に誤解を与える可能性のあるその他の行為。

（７）一般名称の扱いに関する規定

EU 農産品等規則に基づく場合、一般名称は EU で登録されない（3 条 1 項）。

ただし、EU 農産品等規則では、一般名称を含む地理的表示は登録可能とされている（13 条 1 項）。

一度地理的表示として EU で保護された地理的表示は、一般名称にはならない（13 条２項）。

EU ワイン規則に基づく場合、一般名称は EU において登録されない（43 条 3 項）。

EU において保護される原産地呼称又は地理的表示は一般名称にならない（13 条 2 項）。

EU スピリッツ規則に基づく場合、一般名称は EU において登録されない（15 条 3 項）。

EU で保護される地理的表示は一般名称にならない（15 条 3 項）。

EU 品質体制規則においても、一般名称は原産地呼称又は地理的表示として登録されない（6 条）と定められている。
保護された原産地呼称又は地理的表示は、一般名称にならない（13 条 2 項）と定められている。

EU 工芸品及び工業製品規則に基づく場合、保護される地理的表示は、EU 内で一般名称にならない（40 条 6 項）。
一般名称は地理的表示として登録できないと定められており（42 条 1 項）、特定の名称が一般名称に当たるかどうかの判断は、特に消費分野の現状や関連する連合又は国内法など関連する全ての要素を考慮して判断すると定められている（同条 2 項）。

（8）商標に関する規定との調整規程

EU 農産品等規則では、14 条 1 項において「本規則に基づいて地理的表示等が登録されている場合、地理的表示等の登録出願日後に行われた商標出願であって、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、かつ、同一分類の商品について行われていた場合は、拒絶される。上記の商標出願に基づき登録された商標は無効になる」と定めている。
また、「商標の著名性及び域内での使用期間の観点から、真の製品の特定に関して、消費者を誤認させる虞のある場合、地理的表示等は登録されない」（3 条 4 項）と定められている。
一方、地理的表示の出願・申請等以前より善意で使用されていた標識の使用は可能とされている。本国における地理的表示等の保護日又は 1996 年 1 月 1 日前に、共同体法に基づいて善意で登録された商標（先使用商標）は、別段の定めがある場合を除き、地理的表示等の登録に係らず、継続的に使用することができる。ただし、商標に関する EU 規則（First Council Directive 89/104/EEC of 21 December 1988 及び Council Regulation (EC) No 40/94 of 20 December 1993）に規定されている無効又は取消事由がない場合に限る（14 条 2 項）。
商標に関する規定においても地理的表示との調整規定が定められ、欧州共同体商標規則 7 条 1 項（k）によれば、「地理的表示等を含む又はそれらから構成される商標は、商標登録出願が、欧州委員会への該当する地理的表示等の登録出願後であることを条件として、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、かつ、同一分類の商品について行われていた場合は、登録の絶対的拒絶理由の対象となる」と定められている。

EU ワイン規則に基づいて地理的表示等が登録されている場合、地理的表示等の登録出願後に行われた商標出願であって、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、且つ、同一分類の商品について行われていた場合は、拒絶され、登録された場合の商標は無効となる（44 条 1 項）。
商標の著名性及び域内での使用期間の観点から、真のワインの特定に関して、消費者を

誤認させる虞のある場合、地理的表示等は登録されない（43 条 2 項）。

一方、地理的表示の出願・申請等以前より善意で使用されていた商標の使用は、一定条件において認められる。本国における地理的表示等の保護日又は 1996 年 1 月 1 日前に、共同体法に基づいて善意で登録された商標（先使用商標）は、別段の定めがある場合を除き、地理的表示等の登録に係らず、継続的に使用することができる。ただし、商標に関する EU 規則（First Council Directive 89/104/EEC of 21 December 1988 及び Council Regulation (EC) No 40/94 of 20 December 1993）に規定されている無効又は取消事由がない場合に限る（44 条 2 項）。

商標に関する規定上も地理的表示との間の調整規定があり、欧州共同体商標規則では、ワイン又はスピリッツを特定する地理的表示を含む又はそれから構成される商標であって、地理的表示の対象となっていない原産地のワイン又はスピリッツに関するものである場合は、登録の絶対的拒絶理由の対象となっている（欧州共同体商標規則 7 条 1 項（j））。

EU スピリッツ規則に基づいて登録されているスピリッツの地理的表示を含む又はそれらから構成される商標の登録は、当該商標出願が、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当する場合、拒絶又は無効となる（23 条 1 項）。商標の著名性及び域内での使用期間の観点から、真の製品の特定に関して、消費者を誤認させる虞のある場合、地理的表示等は登録されない（23 条 3 項）。

一方、地理的表示の出願・申請等以前より善意で使用されていた商標の使用は、一定条件において認められており、本国における地理的表示等の保護日又は 1996 年 1 月 1 日前に、共同体法に基づいて善意で登録された商標（先使用商標）は、別段の定めがある場合を除き、地理的表示等の登録に係らず、継続的に使用することができる。ただし、商標に関する EU 規則（First Council Directive 89/104/EEC of 21 December 1988 及び Council Regulation (EC) No 40/94 of 20 December 1993）に規定されている無効又は取消事由がない場合に限る（23 条 2 項）。

同様に商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定が設けられ、欧州共同体商標規則では、ワイン又はスピリッツを特定する地理的表示を含む又はそれから構成される商標であって、地理的表示の対象となっていない原産地のワイン又はスピリッツに関するものである場合は、登録の絶対的拒絶理由の対象となっている（欧州共同体商標規則 7 条 1 項（j））

EU 品質体制規則の規定によれば、原産地呼称又は地理的表示として出願された名称が、商標の評判、周知性及び使用期間の長さを考慮して、当該名称の登録が製品の真の出所について消費者に誤認を与えるおそれのある場合には登録されない（6 条 4 項）。

原産地呼称又は地理的表示が EU 品質体制規則に基づいて登録され、商標の使用が 13 条 1 項に反し、同種の製品に関する商標の登録出願が原産地呼称又は地理的表示に関する出願の欧州委員会への出願以降に提出された場合に、当該登録出願は拒絶される。また、上記の規定に反して登録された商標は無効となる（14 条 1 項）。さらに、同条 2 項では、先使用商標が継続して使用、更新できる規定を設けている（同条 2 項）。

EU 工芸品及び工業製品規則 40 条に反する商標登録出願は、地理的表示の出願が管轄当

局に提出された日以降に提出された場合、拒絶される（44 条 1 項）。

一方、評判のある商標又はよく知られている商標に照らして、地理的表示として提案された名称が製品について消費者に誤解を与えるおそれがある場合、地理的表示の登録出願は拒絶されると定められている（同条 2 項）。

また、登録された商標について、事務局又は該当する場合には国内管轄当局は、求めに応じて前述 44 条 1 項を違反して登録された商標を無効にする（同条 3 項）。

他方、先使用商標については、地理的表示の登録にも関わらず引き続き使用及び更新ができる旨定められている（同条 4 項）。

（９）運用の状況（判例・事例など）

・US, Australia vs. EC-DS174, 290, 2005. 4. 20.パネル

本件は、EC の農産物及び食品の地理的表示及び原産地保護に関する理事会規定 2081/92 及び同規定と関連する移行及び実行措置に対して米国とオーストラリアがそれぞれ WTO に提訴したものである。

本件の主な争点は大きく内国民待遇と商標との共存問題であるが、前者に対してパネルは地理的表示の保護の利用可能性と申請手続きが TRIPS 協定 3 条 1 項（内国民待遇）と GATT のⅢ条 4 項（内国民待遇）を違反すると判断し、検証機関と関連検証機関の検証及び送付要件が TRIPS 協定 3 条 1 項を違反し、政府関与の側面が TRIPS 協定 3 条 1 項と GATT のⅢ条 4 項をそれぞれ違反すると判断した。他方、後者に対してパネルは、既に登録した商標と地理的表示との共存が商標所有者の排他的な権利を規定する TRIPS 協定 16 条違反という主張に関連して、まず商標と地理的表示との共存は原則的に TRIPS 協定 16 条 1 項を反するが、TRIPS 協定 17 条に基づいて正当化できると判断し、商標と地理的表示の共存を規定する EC 理事会規定は TRIPS 協定と一致するとした。

（１０）地理的表示の登録リスト

EU のウェブサイトに地理的表示の登録リストがある[875]。

（１１）地理的表示に係る国際協定

・2013 年 3 月発効、「EU・コロンビア・ペルー・エクアドル貿易協定」（チャプター3 セクション 2　地理的表示（207-214 条））

・2013 年 4 月発効、「EU・セルビア安定化連合協定」（直接的な規定なし）

・2013 年 8 月発効、「EU・中米諸国連合協定」（第Ⅵ章チャプター2 セクション C　地理的表示（242-250 条））

・2014 条 8 月発効、「EU・中部アフリカ経済パートナーシップ協定」（直接的な規定なし）

・2015 年 6 月発効、「EU・ボスニア・ヘルツェゴビナ安定化連合協定」（2 条　定義、4 条　保護する名称、6 条　地理的表示の保護、8 条　商標（商標との関係における保護）、9 条　輸出、31 条　ワイン・酒類を除く農産物・食品の地理的表示の保護）

・2015 年 12 月発効、「EU・韓国自由貿易協定」（第 3 款　地理的表示（10.18 条　農産

[875] https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-registers_en

物及び食品とブドウ酒に対する地理的表示の認定、10.19 条　ブドウ酒、芳香ブドウ酒及びスピリッツに対する特定地理的表示の認定、10.20 条　使用権、10.21 条　保護の範囲、10.22 条　保護の執行、10.23 条　商標との関係、10.24 条　保護のための地理的表示の追加、10.25 条　地理的表示作業班、10.26 条　地理的表示保護のための個別出願))

・2016 年 7 月発効、「EU・モルドバ連合協定」(サブセクション 3　地理的表示（296-306 条)、付属書ＸＸＸ　地理的表示)

・2016 年 7 月発効、「EU・ジョージア連合協定」(サブセクション 3　地理的表示（169-179 条)、付属書ＸⅦ　地理的表示)

・2016 年 9 月発効、「EU・西部アフリカ経済パートナーシップ協定」(145 条　地理的表示)

・2016 年 10 月発効、「EU・南部アフリカ開発共同体（SADC）自由貿易協定」(プロトコル 3　地理的表示とワイン及びスピリッツの取引、プロトコル 3 の附則　南部アフリカと EU の地理的表示のリスト)

・2017 年 9 月発効、「EU・ウクライナ連合協定」(サブセクション 3　地理的表示（201-211 条)、チャプター9 の付属書ＸＸⅡ　地理的表示)

・2017 年 9 月発効、「EU・カナダ包括的経済貿易協定」(チャプター20 サブセクション C　地理的表示（20.16-20.23 条)、附則 20-A　EU 又はカナダで生産された製品を識別する地理的表示)

・2019 年 2 月発効、「日本・EU 経済連携協定」(第 14 章第 B 節第 3 款　地理的表示（14.22-14.30 条)、付属書 14-A　地理的表示に関する両締約国の法令、付属書 14-B　地理的表示の表)

・2019 年 11 月発効、「EU・シンガポール自由貿易協定」(チャプター10 サブセクション C　地理的表示（10.16-10.23 条)、付属書 10-A　締約国の域内で地理的表示として保護を申請される名称のリスト、付属書 10-B　地理的表示の保護)

・2020 年 8 月発効、「EU・ベトナム自由貿易協定」(チャプター12 サブセクション 3　地理的表示（12.23-12.33 条))

・2021 年 3 月 1 日発効、「中国・EU 地理的表示保護と協力協定」(全編)

・2021 年 5 月発効、「EU・英国通商協力協定」(241 条　商標によって与える権利の例外、275 条　地理的表示に関する見直し[876])

８．フランス

（１）地理的表示保護に関連する主な法律

・知的財産法典（Code de la propriété intellectuelle, 2020 年 8 月 2 日改正）[877]

・消費者法典（Code de la Consommation、2022 年 1 月 1 日改正）[878]

---

[876] 275 条　一方の英国と他方の EU 及び EC との間の以前の両者の協定の関連規定に留意し、両者は自らの協定の保護と地理的表示保護の効果的な域内執行のための規則に合意するために合理的な努力を共同で行う。

[877] レジフランスウェブサイト https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006069414

[878] レジフランスウェブサイト https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006069565?init=true&page=1&query=Code+de+la+Consommation&searchField=ALL&tab_selection=all

・農業・海洋漁業法典（Code rural et de la pêche maritime、2023 年 5 月 5 日改正）[879]（以下「農業等法典」という）

知的財産法典の「第Ⅶ巻　商標，サービスマーク及びその他の識別性を有する標章」の中の「第Ⅱ編　地理的表示」（L721‐1～L722‐17）において地理的表示について定められており、第Ⅱ編の第 1 節では「原産地呼称」（appellations d'origine）、同第 2 節では「工業製品及び手工芸品を保護する地理的表示」（indication géographique protégeant les produits industriels et artisanaux）[880]について規定している。

消費者法典の「第Ⅳ巻　製品およびサービスのコンプライアンスと安全性、第Ⅲ編製品およびサービスの価値化」の中の「第Ⅱ章　原産地と品質を特定するその他標識」（L432-1～L432-7）において地理的表示について定められている。

農業等法典の「第 VI 巻　生産と市場」の中の「第Ⅳ編　農林水産物、食品の価値化」（L640-1～L644-15）において地理的表示及び原産地呼称について定められている。

（知的財産法典の改正）

2011 年以降の地理的表示関係の主な改正内容としては以下である。

2014 年 3 月 17 日改正[881]によって、地理的表示の侵害品の禁止態様が列挙され、民事責任の対応法令について国内法に加えて EU 法が追加された（L722-1）。

上記の改正では、地理的表示の保護対象として工業製品及び工芸品に関する条文が追加された（L721-2）。また、民事訴訟で対象となる地理的表示として L722-1 で定義される工業製品ないし工芸品、及び欧州連合の法律で保護されている原産地呼称ないし地理的表示が追加された（L722-1）。

（消費者法典の改正）

2011 年以降の地理的表示関係の主な改正内容としては、2021 年 10 月 18 日の法改正[882]において、消費者法典 L412-11 条を以下のように修正するとした。

「その場での消費用の、又は持ち帰り用の飲料販売ライセンス、もしくは飲食業ライセンスを保有する施設において、消費者はメニュー、ワインリスト又はその他の媒体上の判読可能な表示によって、瓶、ピッチャー又はグラスの形で販売されるワインの原産、及び場合に応じて原産地保護呼称又は地理的表示保護の名称について情報を得る。

本条の適用方法は、本条に規定された義務が欧州連合法に適合する旨を宣言した欧州委員会が後に、国務院の政令により定められる。」

（２）地理的表示の定義

フランス知的財産法典 L721‐1 によれば、「原産地呼称」とは、「消費者法典第 L115-1 に定められた国，地方又は地域の地理的名称であって，そこを出所とし，その品質又は特

[879] レジフランスウェブサイト
https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071367
[880] なお、この部分に関する法改正は、2014 年 3 月 17 日法 2014‐344 によってなされている。
https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGIARTI000028739848/2014-03-19/
[881] https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000028748219
[882] https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/attach/pdf/index-15.pdf

性がその自然及び人的要因を含む地理的環境に起因する製品を指定するのに役立つものから構成される」であると定められている。

また、同 L721‐2 では、「地理的表示」とは、「農産物，林産物，食品又は海産物以外の製品であって，地理的区域又は特定の場所を原産地とし，かつ，この地理的原産地に本質的に帰することができる一定の品質，評判又はその他の特性を有するものを指定するために使用される地理的区域又は特定の場所の名称である」であると定められている。

なお、農業省傘下の国立原産地品質研究所（Institut National de l'Origine et de la Qualité：INAO）によって管理されている、フランスにおける食品の品質と産地を原産地呼称として識別する表示としては、原産地統制呼称（appellation d'origine controlee、AOC）、保護原産地呼称（appellation d'origine protegee、AOP）（英語表記：PDO）、保護地理的表示（indication geographique protegee、IGP）（英語表記：PGI）が存在する。これらの名称のうち、フランス固有の表示は AOC であり、EU レベルにおける AOP（PDO）に相当する。AOP（PDO）及び IGP（PGI）は欧州法に基づく表示である[883]。

（３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

知的財産法典における原産地呼称としては規定上の制限はないが（知的財産法典 L721-1）、農業等法典においては農産物、林産物、食品又は海産物（生または加工品）を保護対象品と定めている。（農業等法典 L641-5）

地理的表示については、農産物、林産物、食品又は海産物以外の製品で、工業製品及び手工芸品が保護対象である。（知的財産法典 L721-2）

（４）地理的表示についての保護を受けるための手続き

知的財産法典

・フランスにおいて、原産地呼称の保護を受けるためには、生産者組合や団体が、国立原産地品質研究所に対して、認証申請を行わなければならない。（知的財産法典 L721-3）

・工業製品及び工芸品を保護する地理的表示の保護を受けるためには、知的財産法典 L721-4 で規定される関係事業者を代表する団体が、フランス産業財産庁に対して、登録申請を行わなければならない。（知的財産法典 L721-3、L721-4）

農業等法典

・国立原産地品質研究所（L'Institut national de l'origine et de la qualité「INAO」）は、第 640-2 条に記載されている品質と原産地を識別する標識に関する立法及び規制規定の実施を担当する行政機関である。（L642-5）

・レッドラベル、原産地呼称、地理的表示、又は伝統特産品保証製品の保護と管理は、法人格を持つ組織によって保証される。（L642-17）

883 https://www.inao.gouv.fr/content/download/1840/18727/version/2/file/201611_Guide%20du%20demandeur%20AOPIGP%20viticole.pdf

※レッドラベル

・L641-1、L641-6、L641-11、L641-11-1、L641-11-2及びL641-13に定める品質及び原産地の識別の標識の仕様は、製品の管理又は認証条件の遵守を図るため、製品の生産、加工、又は包装の条件に係る全ての者に報告義務を設け、記録の保持を課すことができる。（L642-1）

・ワイン製品、アロマワイン製品、又はスピリッツの原産地呼称又は地理的表示の仕様には管理計画又は検査計画のいずれかを添付する必要があり、品質と原産地を特定する別の標識の指定には管理計画を添付するものとする。（L642-2）

・検査機関は、認証機関又は検査機関であり、管理計画又は検査計画に基づいて生産者の管理業務を実施する必要がある。これらの機関は L640-3 に規定された法令に定められた条件の下で認定及び承認される。（L642-3）

（５）異議申立制度

原産地呼称の異議申立制度としては、国立原産地品質研究所の調査委員会の審査が終わると、原産地表示の使用を許可するための要件を全て記載した草案が作成され、当該原産地表示の保護について利害関係を有する個人又は団体に異議を申立てさせるために、2 か月間公示される。（知的財産規則 R712-８）

地理的表示についても 2 か月の期間が与えられ、異議申立をすることができる。（知的財産規則 R712-16-1、R712-17、R712-19）。なお、出願後の公告から 2 か月間に何人も意見を提出できる規則がある[884]。（知的財産法典 L721-3、知的財産規則 R721-3）

（６）地理的表示保護の効力

知的財産法典

・地理的表示を登録と、法人格を有する私的機関により、地理的表示を有する製品の安全及び管理を確保する（L721 条 4）。

・登録名称は、登録の対象でない製品に関する登録名称の直接的又は間接的な商業上の使用であって、当該製品が当該名称で登録されている製品と同等であるもの又は当該使用により保護名称の評判を享受することができ、製品もしくはサービスの真正の原産地が表示されている場合でも又は保護名称が翻訳されているか若しくは「kind」、「type」、「method」、「manner」、「imitation」などの表現若しくは類似の表現を伴う場合でも、盗用、模倣又は参照、製品の出所、原産地、内容又は本質的品質に関するその他の虚偽の又は誤認を生じさせる情報であって、包装又は梱包、関係する製品に関する広告又は書類に記載されているもの及びその原産地に関して虚偽の印象を与える虞がある容器に入れた製品の梱包、製品の真正の原産地に関して消費者に誤認を生じさせる虞があるその他の行為から保護され、地理的表示が一般的とみなされる製品の名称を含む場合は、当該一般名称の使用は、前記規定に反するものとはみなされない（L721 条 8（Ⅰ））。

[884] https://www.inpi.fr/en/proteger-vos-creations/proteger-votre-savoir-faire-local/les-etapes-cles-du-depot-de-l-indication-geographique

農業等法典

・原産地呼称を構成する名称又はこれを想起させるその他の表示は、1990 年 7 月 6 日から施行されている法律及び規制の規定に反し類似の製品に使用することができない。名称を汚染したり希釈する可能性があったりする場合、これらを如何なる機関、その他の製品やサービスにも使用することができない。（L643-1）

（７）一般名称の扱いに関する規定

知的財産法典 L721-8 において、「本節に規定された条件下で承認された地理的表示は、一般名称とみなされず、公有に属することはできない。」という規定がある。

農業等法典Ｌ643-1 において、「原産地呼称は、決して一般名称化されることなく、パブリック・ドメインに該当することがない。」という規定がある。

（８）商標に関する規定との調整規程

原産地呼称に関する規定上の商標との間の調整規定については、関連の規定はないものの、フランス固有の AOC 等は全て EU の PDO 等に移行されているため、本項目に関しても該当する EU 規則の規定が適用される。

商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定については、フランスで効力を有する原産地呼称又は地理的表示を侵害する商標は、特に、有効に登録されず、登録されても無効とされることがある。（知的財産法典 L711-3、L722-1）

（９）運用の状況（判例・事例など）

情報なし。

（１０）地理的表示の登録リスト

製品名や地域情報を入力することにより検索できる[885]。

（１１）地理的表示に係る国際協定

EU 枠組みにより国際協定が締結され、単独での国際協定なし。

９．イタリア

（１）地理的表示保護に関連する主な法律

・イタリア産業財産権法典（2010 年 8 月 31 日公布、2010 年 9 月 2 日施行）[886]

（法律の目的）

この法は、イタリアの競争力を高め、知的財産権の価値を強化し、国内、欧州、国際レベルでの出願を奨励するための基本的なサポートを政府から提供するもので、2010 年の改正で更新された工業所有権法の目的は、国内の知的財産法の再編と近代化に限定されるものではなく、イタリア経済の回復、更にグローバル競争を促進するというより広範な目的

[885] https://www.inao.gouv.fr/Espace-professionnel-et-outils/Rechercher-un-produit
[886] https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/it/it204en.pdf

を持っている。（前文）

・EU 規則 No1151/2012 の国内施行に関する 2013 年 10 月 14 日付省令（イタリア・農産品等手続き規則、以下「農業品等規則」という）[887]

（法律の目的）

連合の農業、漁業、水産養殖生産の品質と多様性は、連合の生産者にとって重要な強みと競争上の優位性を表しており、その生きた文化的および美食遺産の不可欠な部分である。この規則は、新しい生産方法や材料の進化を考慮しながら伝統を守る。（規則（1））

・ワインの栽培及びワインの製造並びに取引に関する有機的規律に関する法律 2016 年第 238 号（イタリア・ワイン法令、以下「ワイン法令」という）[888]

（法律の趣旨）

ワインは、ブドウ、ブドウの木、そしてワイン生産地域の産物であり、技能、知識、実践、伝統の組み合わせの成果であり、社会的及び社会的観点から保護され、経済的持続可能性、生産性、環境的、文化的に強化されるべき国家文化遺産を構成する。（同 1 条）

・2008 年 1 月 15 日付のスピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則№110/2008 の実施規則に関する 2010 年 5 月 13 日付省令№5195（イタリア・スピリッツ実施規則）[889]

（法律の目的）

この規定は、2008 年 1 月 15 日の欧州議会及び欧州理事会の 110/2008 規則におけるスピリッツの定義、指定、表示、ラベル表示及び地理的表示の保護に関するものを定めるためのものである。（前文）

（２）地理的表示の定義

・イタリア産業財産権法典 29 条

国、地域、地方を特定する地理的表示及び原産地呼称は、その場所で生産され、その品質、評判、又は特性が専ら又は本質的に自然環境、人的要素と伝統的要素を含む原産地の地理的環境に起因する製品を指定するために採用される場合に認められる。

・ワイン法令（原産地呼称及び地理的表示の定義は、1308/2013EU 規則 93 条による）

「原産地呼称」とは、以下の要件を満たす製品を説明するために用いられ、地域、特定の場所又は例外的かつ正当に正当化される場合における国の名称をいう：

（ｉ）製品の品質及び特性が、本質的に又は排他的に、固有の自然的及び人的要因を有する特定の地理的環境によるものであること；

（ii）製品が生産されるブドウが、その地理的地域から独占的にもたらされること；

（iii）生産がその地理的地域で行われること。

（iv）製品が Vitis vinifera に属するブドウ品種から得られるものであること；

[887] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/IT/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012R1151&from=it
[888] https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:2016-12-12;238!vig=
[889] https://www.politicheagricole.it/flex/cm/pages/ServeBLOB.php/L/IT/IDPagina/3612

・「地理的表示」とは、地域、特定の場所又は例外的かつ正当に正当化される場合には国を指す表示であって、以下の要件を満たす第92条第1項の製品を説明するために用いられるものをいう：

（ⅰ）その地理的原産地に起因する特定の品質、評判又はその他の特性を有するものであること；

（ⅱ）生産に使用されるブドウの少なくとも 85%が、その地理的原産地のみであること；

（ⅲ）その生産がその地理的地域で行われていること。

（ⅳ）Vitis　vinifera に属するブドウ品種、または Vitis　vinifera 種と Vitis 属の他の種との交配種から得られたものであること。

・伝統的な用語「DOCG」及び「DOC」は、それぞれ、イタリアが PDO ワイン製品に使用する「管理及び保証された原産地呼称」及び「管理された原産地呼称」を意味する。特に頭文字を取った「DOCG」は、少なくとも7年間既に DOC として認識されているワインを指すものであり、これらのワインは本質的な品質特性と得られた商業的評判により特別な価値がある。（ワイン法令 28 条、33 条）

・伝統的な用語「IGT」は、イタリアが PGI ワイン製品に使用する「典型的な地理的表示」を意味する。（ワイン法令 28 条、33 条）

・イタリア・スピリッツ実施規則

「地理的表示」とは、スピリッツの特定の品質、評判、又はその他の特性が本質的に地理的な起源に起因する場合に、欧州共同体規則に定められた定義に従って、イタリアの領土、イタリアの地域又は地方で生まれたスピリッツを特定する表示をいう。（1 条）

（３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

農産品等規則は、農産物、水産物等を保護対象としており、ワイン法典はワインを保護対象とし、スピリッツ実施規則はスピリッツを保護対象とし、産業財産権法典は規定上の制限がない。

（４）地理的表示についての保護を受けるための手続き

・イタリア産業財産権法典

1 条によれば、「この規範の目的上、「産業財産権」という表現には、商標及びその他の独特のマーク、地理的表示、原産地呼称、意匠及びモデル、発明、実用新案、半導体製品の形状、企業秘密情報及び植物の新品種が含まれる。」とされ、産業財産権の登録が地理的表示や原産地呼称の登録に適用される。

法律の要件が満たされている場合、登録商標以外の識別マーク、企業秘密情報、地理的表示、原産地呼称は保護される。（同 2 条 4 項）

・イタリアにおいて原産地呼称又は地理的表示の保護を受けるためには、農業食品林業政策省‐農業食品品質促進総局および登録対象の生産物が属する地域（複数可）に対して、

登録申請を行わなければならない。（農産品等規則 6 条）

PDO 又は PGI の登録を申請する資格のあるものは、区切られた領域内にあり、登録要件の対象となる商品と同じものを扱う生産者及び/又は加工業者で構成される団体である。（農業品等規則 4 条参照）

PDO 又は PGI 登録申請は、農業、食品、林業、観光政策省及び登録の対象となる生産地域が属する地域に提出する必要があり、申請書と共に設立証書及び/又は規約、関連会議の決議、製造仕様書、検査機関の名称、住所、連絡先の詳細、歴史的な報告書、技術報告書、社会経済的関係、生産地域の特定資料等を提出しなければならない。（同 6 条参照）

・ワイン法令（32 条）

欧州連合における保護。DO 及び GI の保護を付与する手順

1. PDO 及び PGI ならびに伝統的な用語 DOCG、DOC、及び IGT の保護の授与は、欧州委員会によるそれぞれの保護申請の受理と同時に、その識別に関する規定に従って行われる。申請書及び申請書自体の内容を提出させる権利があり、規則(EU)No. 1308/2013 及び欧州連合の関連する委任法及び実施法によって規定される国内の予備手続き及び欧州連合の手続きに準拠する被験者により行われ、手数料を納付する。

2. 第 1 項に規定する国内手続きは、国、地域、トレント及びボルツァーノ自治州の間の関係に関する常設会議の合意を条件として、大臣の法令によって確立される。

3. 欧州委員会への保護申請、PDO から PGI への変更申請、及び第 36 条に規定する製造規格の変更申請の提出日から、以下のワインは、関連する DO 又は GI は、申請者が管轄地域との合意のもと、事前に省から認可を受けている場合に限り、現行の欧州連合の規制に従ってラベルを付けることができる。

・スピリッツ実施規則（4 条 2 項）

第 1 条第 2 項 b)に示されているスピリッツ飲料の登録申請は、次の第 5 条で言及されているテクニカルシートを添え、法定代理人の署名を経て、権限を与えられた対象者によって法的文書で地域を通じて省に提出される。

この申請は、次の書類によって完了する。

a) スピリッツの地理的表示が含まれる地域又は自治州が発行した登録に対するポジティブな意見

b) 地理的表示が付いたスピリッツがイタリアの領土、又はイタリアの地域或いは地方に由来し、特定の品質、評判、又はその他の技術的特徴がその地理的起源に起因することを示す技術報告書

c) 問題のスピリッツのカテゴリーに関連する、共通言語による地理的表示の伝統的な使用を示す参考文献及び/又は商業文書を伴う歴史的報告書

d) 現在生産及び販売されている数量及び販売市場を示す社会経済報告書

e) 申請した協会及び専門組織の設立証書及び規約

f) 地理的表示を作成する企業のリスト

（５）異議申立制度

農産品等規則 9 条によれば、関係当事者は、イタリアの公報に提案された製品明細書が

掲載された日から 30 日以内に出願に対する異議申立をすることができる。

加えて、EU 規則 No1151/2012 の 51 条によれば、EU レベルでは、いかなる加盟国又は第三国、又は正当な関係を有する自然人又は法人も、欧州共同体公報に地理的表示の出願が掲載された日から 3 ヶ月以内に、欧州委員会に異議理由を付した異議申立書を提出することにより、異議申立をすることができる。

ワイン法令では、欧州の立法によると定めている。(ワイン法令 4 条参照)

また、スピリッツ実施規則においては、以下のように定められている。(同 6 条参照)

1. 所管機関は、提出された申請が完全であり、この政令及び地域の法律に準拠していることを確認し、必要に応じて申請の受信から 30 日以内に文書の統合を要求する。

2. 所管機関は、申請を受け取ってから 60 日以内に、申請自体と関連する技術シートをイタリア共和国官報に掲載する。

3. 前項 2 で言及した公告から 60 日以内に、利害関係者は登録に対して異議を申し立てることができる。

4. 異議がない場合、管轄機関は第 3 項に示された期限内に、共同体登録のための技術シートを含む政令をイタリア共和国官報に公布し、その公告から 30 日以内に共同体登録申請書を欧州委員会への登録として送付する。

5. 前段落 3 で言及された異議は、以下の側面に関連して動機付けられていなければならない。

a) 製品の構成と生産技術

b) 地理的名称

c) 同音異義語の存在

d) 生産の伝統性

6. 理由のある異議は管轄機関に提出され、管轄機関は利害関係者からの聴取後、完全な文書を次の第 8 条に規定する調停委員会に提出し、調停委員会は受領後 60 日以内に意見を表明する。調停委員会は、利害関係者及び地域にさらなる情報を要求する場合がある。

7. 同省は、異議申立て手続きの終了後、委員会の意見をイタリア共和国官報に掲載する。

8. 前段落 5 で言及した調停委員会によって根拠がないとみなされた異議の場合、同管轄機関は地理的表示を認める法令をイタリア共和国官報に公布し、かかる公告から 30 日以内に申請書に関連する技術データシートを欧州委員会に登録するために送付する。

9. コミュニティの手続きが無事に完了すると、問題の地理的表示に関する欧州委員会の決定が欧州連合官報に掲載された後、同管轄機関は技術データシートの要素を含む EU 委員会によって承認された製造仕様書を次のように公表する。

10. 第 1 条第 2 項 a)に記載のスピリッツについては、関連する技術シートを添えた申請書を 2013 年 2 月 20 日までに同省に提出しなければならない。

（6）地理的表示保護の効力

イタリア産業財産権法典

・不正競争に関する規定及びこれに関する国際条約に従い、先に善意で取得した商標の権利を持ち、同一の製品が実際の原産地とは異なる産地で生産されているか、又はその製品が地理的表示によって指定された産地で生産された製品に属する品質について、公衆の

誤解を招くおそれのある場合に、地理的表示及び原産地呼称の使用は禁止される。（30 条 1 項）

・30 条 1 項に示された保護は、その名前が公衆を誤解させるような方法で使用される場合を除き、第三者が事業活動において自分の名前又はその譲渡人の名前を使用することを禁止するものではない。（30 条 2 項）

農産品等規則（24 条）

・登録名は、いかなる奪取、模倣、或いは消費者の誤解惹起の虞があるその他の行為からも保護される。

ワイン法令（44 条）

・PDO 及び PGI ワイン製品として保護される地理的表示、伝統的用語、その他の表示の使用は、欧州委員会の PDO 及び PGI の登録日から地理的表示及び伝統的用語等を、より広い地理的範囲、サブエリア及びより狭い地理的範囲及び各 PDO 及び PGI により保護されるその他の表示について、関連する製造仕様、特定の欧州連合の法律及びこの法律で定められている内容に準拠しない限り使用できない。

スピリッツ実施規則（7 条）

1. 地理的表示のあるスピリッツの製造に関する規定の遵守管理は、指定された公的機関及び ICQRF によってこの目的のために認可された管理団体によって実施され、公式管理に関する規制 2004 年 4 月 29 日(EC)no882/2004 の規定に従って運営される。

2. ICQRF は、地理的表示を伴うスピリッツの製造及び販売を管理する権限を与えられた団体の特定のリストを作成する。

3. 第 2 項に記載のリストに含めることを意図する管理機関は、2010 年 5 月 1 日から始まった EN45011 に基づく規格への準拠を確認した後、リスト自体に登録するための承認申請書、及び特定の生産に関する資格のある職員の利用可能性、要求された管理活動を実行するのに適した手段の利用可能性について ICQRF の長に提出する。

4. 本政令第 3 条に規定する団体及び団体は、関連する生産物を管理するために、第 2 項に規定するリストを参照する公的機関又は認可された管理団体を特定しなければならない。

5. 管理機関、又は必要に応じて指定された公的機関は、地理的表示の技術データシートに基づいて作成された特定の管理計画を ICQRF に提出する。ICQRF は提示された管理計画の評価を進め、イタリア共和国官報に掲載される特定の法令による機関の承認を進める。

6. ポイント 1 で言及した管理構造は、製品を市場に出す前に、特に次のことを検証する。

a) 原材料の原産地及び出所に関する特定の表示は、原材料自体に添付されている文書に記載されている。

b) 記録によれば、製造は地理的表示が指す地理的地域で行われた。

c) 蒸留後の作業は、技術シートに別段の規定がない限り、瓶詰めおよび厳密に関連する作業を除き、表示が示す地理的地域で実施される。

d) 認証機関の活動に関連する費用は、スピリッツの製造者が負担する。

（７）一般名称の扱いに関する規定

（一般名称の地理的表示の保護の可能性）

対応する EU の規則が適用[890]されるため、一般名称は保護されない。

（保護された地理的表示の一般名称化）

対応する EU の規則が適用[891]されるため、保護名称は、一般名称にはならない。

（８）商標に関する規定との調整規程

地理的表示に関する規定上の商標との間の調整規定は、該当する EU 規則が適用される。

不正競争を規制する規定、本主題を規制する国際協定、及び誠意をもってすでに取得されている商標権により、地理的表示及び原産地名称の使用は、かかる使用が公衆を欺く可能性がある場合、及び、いかなる方法であれ製品の名称又は表示における使用により、同一製品が実際の原産地以外の場所を起源としていること、又は、当該製品が、ある地理的表示により指定される場所に起源する製品に関する品質を有していることが示され又は示唆される場合は、禁止される」と規定している。上記の保護は、第三者がその事業活動において自身の名称又は同一活動の譲渡人の名称を使用することを、権利者が禁じることを認めない。但し、かかる名 称が公衆を欺くような方法で使用される場合はこの限りでない。（産業財産権法 30 条）

（９）運用の状況（判例・事例など）

情報なし。

（１０）地理的表示の登録リスト

・イタリアの農林水産省のウェブサイトで検索できる[892]。

（１１）地理的表示に係る国際協定

EU 枠組みにより国際協定が締結され、単独での国際協定なし。

１０．ブラジル

（１）地理的表示保護に関連する主な法律

ブラジル産業財産法（Brazilian Industrial Property Law, Law No.9.279, of May 14, 1996 as amended by Law No.14, 200 of September 2, 2021）[893]において、特許及び商標と同様に、地理的表示に関する独立した章があり、「Ⅳ地理的表示」（176 条～182 条）を中心に規定されている。

更に、実施規則（Ordinance No.149 of May 15, 2013）136 条Ⅴにおいて知的財産法に基

[890] EU 農産品等規則に基づく場合、一般名称は EU で登録されない（3 条 1 項）。
ただ、EU 農産品等規則では、一般名称を含む地理的表示は登録可能とされている（13 条 1 項）。

[891] 一度地理的表示として EU で保護された地理的表示は、一般名称にはならない（EU 農産品等規則 13 条 2 項）。

[892] https://dopigp.politicheagricole.gov.it/scopri-il-territorio

[893] http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/Leis/L9279.htm

づく登録申請を審査・登録するとともに出願を奨励・支援すると定めている。

また、ブラジル工業財産局（INPI）は、2021 年 10 月 19 日に 46/2021 号法令[894]を発布し、地理的表示専用標識について、目的と用途を含めて規定した。当該法令が実施されてから、ブラジルでの地理的表示は出所表示と原産地呼称を含めて当該専用標識とあわせて使われる（同法令 1 条)。法外法令は 2021 年 11 月 1 日より施行される。当該専用標識は、ブラジル工業財産局（INPI）で登録された地理的表示産品の生産者又はサービス提供者のみ使用可能であり、専用標識は必ず相応する顕著な原産地表示又は原産地呼称と共に使用しなければならない。

（法律の目的）

ブラジル産業財産法 2 条によれば、ブラジル社会の利益並びに技術及び経済発展を考慮し、発明特許及び実用新案特許の付与、工業意匠登録の付与、標章登録の付与、虚偽の地理的票の防止及び不正競争の防止の方法によって産業財産権に関する権利保護が与えられると規定されている。

（２）地理的表示の定義

ブラジル産業財産法 176 条において、「地理的表示とは、出所表示又は原産地呼称をいう。」と定義されている。

また、同 177 条において「出所表示とは、国、その領土内の都市、地方又は場所についての地理的名称であって、一定の商品の抽出、生産若しくは製造、又は一定の役務の提供に係る中心地として知られているものを意味する。」と定められ、同 178 において「原産地呼称とは、国、その領土内の都市、地方又は場所の地理的名称であって、専ら又は本質的に、その自然的及び人的要因を含む地理的環境に起因する品質又は特性を備えた商品又は役務を指定するものをいう。」と定められている。

（３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

ブラジルにおける地理的表示の保護対象は、製品のみならず、サービスまで含むとされている[895]。

地理的表示の定義から、当該要件を満たす工芸品や工業製品を含む全ての製品がその保護対象になっていることが分かるが、ブラジルの研究者の WIPO での報告には以下の内容が含まれており、サービスまで対象にしているという。

「サービス提供センターは、特定のサービスが提供される地理的エリアであり、この場合、その場所は提供されるサービスによって知られるようになり、最終的にそのサービス関連の製品によって知られるようになるが、特定のサービスは行われる実際の作業と理解され、特定の地理的領域で行われる特定の定期的活動である場合、地理的表示によって付与される保護は、製品やこの活動の結果物でなく、サービス自体を指す。」[896]

また、ブラジル産業財産法 182 条では「地理的表示の使用は、その場所において業を営む生産者又は役務提供者に限定されるものとし、原産地呼称の場合は、品質上の要件が満

[894] PORTARIA/INPI/PR No.046, DE 14 DE OUTUBRO DE 2021.
[895] Dr Suelen Carls, 46th Session of the WIPO Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications (SCT), Geneva, November 22, 2022.
[896] 同上。

たさなければならない。」と定められている。

（４）地理的表示についての保護を受けるための手続き

ブラジルにおいて地理的表示の保護を受けるためには、地理的表示の登録出願をブラジル契約・地理的表示登録総局（Diretoria de Contratos, Indicações Geográficas e Registros）に行い、登録されなければならない（実施規則 136 条）。

INPI は、地理的表示を登録するための条件を設定する（ブラジル産業財産法 182 条補項）。

（５）異議申立制度

地理的表示の出願公告後、60 日以内異議申立てを行うことができる。異議申立てがあった場合、出願人は 60 日以内に応答しなければならない。

（６）地理的表示保護の効力

ブラジル産業財産法

・保護は、地理的表示のグラフィック又は比喩的表現、及びその名称が地理的表示である国、都市、地域、又はその領域内の地域の地理的表現にまで及ぶ。（179 条）

・地理的表示の使用は、その場所に設立された生産者やサービス提供者に限定され、原産地呼称に関連して品質要件も求められる。（182 条）

・該当する商品の真正の原産地を示している場合であっても、「type」、「species」、「genus」、「system」、「similar」、「substitute」、「identical」又はそれに類する語句を伴う、商品、梱包、包装、リボン、ラベル、チラシ、ポスター又は公表若しくは広告に関する他の手段での保護されている地理的表示の使用は、犯罪とみなされる。（193 条）

（７）一般名称の扱いに関する規定

ブラジル産業財産法 180 条によれば、「地理的名称が商品又は役務を指示するものとして一般に使用されるようになったときは、その名称は地理的表示とみなさない。」とある。

（８）商標に関する規定との調整規程

ブラジル産業財産法 181 条では、「出所表示又は原産地呼称を構成しない地理的名称は、それが虚偽の出所を示唆するものでないことを条件として、商品標章又は役務標章の特徴的要素として使用することができる。」と定められている。

（９）運用の状況（判例・事例など）

情報なし。

（１０）地理的表示の登録リスト

ブラジル工業財産局のウェブサイトで確認できる[897]。

[897] https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/indicacoes-geograficas/pedidos-de-indicacao-geografica-no-brasil

（１１）地理的表示に係る国際協定

・2016 年 4 月発効、「メルコスール・SACU 特恵貿易協定」（地理的表示保護の規定なし）

・2017 年 9 月発効、「メルコスール・エジプト自由貿易協定」（規定なし）

・2017 年 12 月発効、「メルコスール・コロンビア経済補完協定（ACE72 号）」（規定なし）

・2022 年 1 月発効、「チリ・ブラジル自由貿易協定」（積極的な保護規定なし）

１１．メキシコ

（１）地理的表示保護に関連する主な法律

・メキシコ産業財産法（Ley de la Propiedad Industrial、2020 年 7 月 1 日改正公布、2020 年 11 月 5 日施行）[898]

メキシコでは、産業財産法において地理的表示について、「第 5 章　原産地呼称と地理的表示」（264 条～326 条）で定めている。なお、2018 年 3 月 13 日改正公布にあたっては、(ⅰ)原産地呼称（DO）に加え、地理的表示（GI）を保護対象に追加、(ⅱ)外国の DO や GI をメキシコにおいて保護するための手続きを規定している[899]。

（法律の目的）

メキシコ産業財産法 2 条によれば、「原産地呼称及び地理的表示の宣言を通しての産業財産の保護」、「産業財産を侵害し又は産業財産に関する不当競争を形成する行為を防止し、またそのような行為に対する制裁及び刑罰を規定すること」と規定されている。

（２）地理的表示の定義

メキシコ産業財産法 264 条において、「原産地呼称とは，製品の品質，特徴又は名声が専ら又は本質的に原材料の原産地，生産プロセス，また，製品に影響を及ぼす自然的及び文化的要因に基因する限り，原産地とする地理上の地域に関連する製品であると理解される。」と定義されている。

また、メキシコ産業財産法 265 条において、「地理的表示とは，以下の認識であると理解される。(1)商品をその商品に由来するものとして指定するのに相応しい地理的範囲 (2) 商品をその商品に由来するものとして識別する表示　(3) 商品の名称と地理的範囲との組み合わせ。ただし，当該商品の特定の品質，世評又はその他の特徴が，原材料，製造方法又は自然的及び文化的要因の何れかについて，地理的起源に起因する場合に限る。」と定義されている。

（３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

地理的表示の保護対象に関しては、特に規定されていない。

（４）地理的表示についての保護を受けるための手続き

・メキシコ産業財産法

[898] 和訳条文、特許庁ウェブサイト
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/mexico-sangyou.pdf
[899] https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/04/a4738b28e88f6984.html

メキシコにおいて原産地呼称又は地理的表示の保護認可は、「保護されるべき商品の抽出、生産又は仕上げに直接的に従事している個人又は団体」、「保護されるべき商品に関与した製造業者又は生産業者の会議所若しくは組織」、「連邦政府の機関又は出先機関」、「保護されるべき商品を抽出、生産又は仕上が行われる領土又は地理上の地域における連邦の州政府」又は「連邦議会下院」による請求に応じて行われる。(273 条)

メキシコ産業財産庁（Mexican Institute of Industrial Property）に出願を書面で行わなければならない。(274 条)

出願が提出されると、産業財産庁は、最大 6 か月までに提示された情報及び書類を審査し、提出された書類が法的要件を満たさず、出願の要素の何れかの理解及び解析にとって不十分である場合、若しくは指定された原産地呼称又は地理的表示が 271 条に言及されている拒絶理由の何れかに該当する場合、出願人は必要な明確化又は追加を要求され、かつ、そのために 2 か月の期間が与えられる。(278 条)

出願人は、278 条に言及されている要求に応じるため、請求及び期間に応じた所要の手数料の納付証明書の確認を行う必要なしに 2 月の追加期間を有することができる。出願人が最初の期間又は本条に言及されている追加期間内に自身に送達された要求に応じない場合若しくは出願人が所要な手数料の納付証明書を提出しない場合、出願は放棄されたとみなす。本庁は、第 5 章の条件に基づく宣言の処理が妥当であるとみなす場合には、職権で当該処理の措置を続行することができる。(279 条)

出願人は、原産地呼称の出願を地理的表示の出願へ、又はその逆の出願へ変更することができる。出願人は、そのような出願の変更を出願提出日から 2 か月以内、又は本庁が出願人に対して変更を求めた日から延期不可能な 2 月以内にのみ行うことができる。この場合、出願日は出願変更請求日となる。出願人が本庁によって許可された期間内に出願変更を行わない場合、当該出願は放棄されたとみなす。(280 条)

提出された書類が法的要件を満たす場合、本庁はこれを官報に公告する。(281 条)

（5）異議申立制度

産業財産庁は、公告の日から 2 か月の期間を指定して、正当な法的利害関係を有する第三者に意見又は異論を述べ、かつ、関連証拠を提出する機会を与えるものとする。(メキシコ産業財産法 282 条)

本庁は，出願人に対して，受理された異議を通知し，通知された異議の申立，意見又は異論に関して自身の権利が適切であることを表明するため，かつ，該当する場合には，証拠を提出するために，通知が発行した日から 2 月までの延期不可の期間を付与する。(メキシコ産業財産法 283 条)

文書に含まれていない告白又は証言並びに法律及び道徳に反する証拠を除いて，あらゆる種類の証拠が認められる。本庁は，認可を下す前の如何なる時点でも，適切と考える調査を実行し，かつ，必要と考える諸要素を収集することができる。(メキシコ産業財産法 284 条)

本法第 283 条に言及されている期間が終了すると，続いて，背景の解析，検討の実施及び証拠の提出が行われ，かつ，認可を下す前に，該当する場合には，本庁によって斟酌されることになる書面による意見を 10 日内に提出できるように，出願人及び異議申立を提出した者が利用できるようにしなければならない。この期間が満了すると，対応する認可が

発行され、関与する当事者は，当該認可について通知される。（メキシコ産業財産法285条）

（６）地理的表示保護の効力

・メキシコ産業財産法

本法が原産地名称に対して与える保護は、産業財産庁が発するその趣旨の宣言により開始する。そのような原産地名称の違法な使用は、例えば、「kind」、「type」、「style」、「imitation」若しくはその他の類似語の使用、又は消費者の心に混同を生じさせ不正競争を暗示するような表示を伴う使用を含め、処罰される。（157条）

原産地名称及び保護された地理的表示は，国家資産であり，本庁によって発せられた認可を通じてのみ使用することができる。原産地名称及び保護された地理的表示の保護及び防御の行為を履行することは産業財産庁が担当する。その権限は，本法の規則に規定され，第三者に委任することができる。（268条）

（７）一般名称の扱いに関する規定

メキシコ産業財産法 271 条によれば、「保護が求められている商品の技術的，一般的又は普通に使用されている名称及び日常語又は業務慣行において通常の又は一般的な要素となった用語」については、原産地呼称又は地理的表示として保護することができないとあり、メキシコでは一般名称になった場合は原産地呼称又は地理的表示として保護されない。

なお、同 270 条によれば、「商品の普通名称又は一般名称は，原産地呼称又は地理的表示の要素として含まれ得る」もので、このような使用類型において、普通名称又は一般名称を使用することが自由であると定められている。

（８）商標に関する規定との調整規程

・メキシコ産業財産法90条（Ⅳ）、（Ｘ）及び（XI）では、次のものが商標登録の拒絶理由となると定めている。

―原産地名称を特定する機能を果たす説明的又は指示的な用語を含む、商標

―固有又は普通の地理学上の名称及び地図、さらには国を示す名詞又は形容詞で、商品又はサービスの出所を表示しそのような出所に関する混同若しくは誤認を生じさせる可能性があるもの

―ある商品の製造で知られている都市若しくは場所の名称で、それら商品を保護するためにつけられているもの。ただし、特異性がありかつ混同の虞がない私有地の名称で、その所有者の同意が得られているものは除く

また、同 271 条では、「商標又は広告スローガンの登録のために先に提出された係属中の登録出願；又は同一若しくは類似の商品若しくは役務に指定されている登録され，現時点で有効な商標若しくは広告スローガンと同一若しくは混同を生じるほどに類似している名称」については、原産地呼称又は地理的表示として保護することができないと定められている。

（９）運用の状況（判例・事例など）

情報なし。

（１０）地理的表示の登録リスト

メキシコ産業財産庁のウェブサイトで確認できる[900]。

（１１）地理的表示に係る国際協定

・2012 年 2 月発効、「メキシコ・ペルー自由貿易協定（ACE67 号）」（地理的表示保護の規定なし）

・2012 年 9 月発効、「メキシコ・中米諸国単一自由貿易協定」（積極的な保護規定なし）

・2015 年 7 月発効、「メキシコ・パナマ自由貿易協定」（積極的な保護規定なし）

・2016 年 5 月発効、「太平洋同盟」（規定なし）

・2018 年 12 月発効、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」（18.1 条　定義、18.19 条　団体標章及び証明標章、第 E 節　地理的表示（18.30-18.36 条））

・2020 年 7 月発効、「米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）」（セッション E（20.29-20.35 条）地理的表示）

・2021 年 6 月発効、「英国・メキシコ貿易継続協定」（規定なし）

※メキシコは EU との間で相互にスピリッツの名称を保護する協定を結ぶことで地理的表示保護の協力関係を強化してきたが、1997 年に初めて協定を結んで以来、2004 年に一度修正し、2020 年 1 月 31 日に最新の修正版が効力を発生した。

１２．アンデス共同体

（１）地理的表示保護に関連する主な法律

・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定 No.486（DECISION486：Common Intellectual Property Regime、2000 年 9 月 14 日発効[901]、以下「決定 No.486」という）

・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定 No.689（DECISION689：Common Intellectual Property Regime、2008 年 8 月 15 日発効[902]、以下「決定 No.689」という）

アンデス共同体においては、アンデス共同体委員会の決定 No.486 の「第Ⅻ章：地理的表示」において原産地呼称及び原産地表示の保護について規定されているが、実際の原産地呼称及び原産地表示の保護については、各加盟国（ペルー、ボリビア、コロンビア、エクアドル）において行われている。（決定 No.486、214 条）

（２）地理的表示の定義

原産地呼称とは、「ある特定の国、地方又は場所のそれではなしに特定の地域を指し、その中に、自然的及び人的要因の両者を含めてそれが製造される専ら又は本質的に地理的

[900] https://www.gob.mx/impi/acciones-y-programas/declaraciones-generales-de-proteccion-de-denominaciones-de-origen
[901] https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ketsugi_486.pdf
[902] https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ketsugi_689.pdf

環境により質、評価又は他の特徴の源がある製品を特定するために用いられる、ある特定の国、地方、場所、又は、地理上の名称において存する地理的な表示であると理解される」と定められている。（決定 No.486、201 条）

なお、原産地表示については、「特定の国、地域、地方、場所を表示又は喚起させる名称（name）、表現（expression）、画像（image）、標識（sigen）」と定義している。（決定 No.486、221 条）

（３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

原産地呼称の対象産品に関しては、特に規定されていない。

（４）地理的表示についての保護を受けるための手続き

原産地呼称の保護宣言を得るためには、職権に基づき又は法定利害関係者によって、加盟国の管轄官庁に当該保護宣言の申請が行われ、保護宣言が認められなければならない、と規定されている。

（登録申請者の範囲）

次の者が、原産地呼称の保護宣言の申請を行うことができる。（決定 No.486、203 条）

・個人、法人であって、地理的表示の対象となる産品の抽出、生産あるいは加工に直接携わっている場合に限る。

・地理的表示の産品の生産者団体

・州、県又は自治体であって、原産地呼称が示す地域を管轄する場合に限る。

・国（職権に基づき）

（出願要件）

原産地呼称の保護宣言申請の出願要件を次のように定めている。（決定 No.486、204 条）

・申請人の名称、住所及び国籍、並びに法的利害関係者である旨の証明

・申請される原産地呼称

・対象となる産品の採取、生産又は加工が行われている地理的地域の場所

・原産地呼称で特定される産品の本質的な性質、社会的評価又はその他の特性の概要

（登録等の申請手続き）

原産地呼称の保護宣言申請手続きの概要は次の通り。

加盟国の管轄官庁に保護宣言申請手続きが行われると、上記の出願要件及び各国の国内法で規定されている条件が満たされているかどうか、審査される。該当する場合、申請に含まれる商標が原産地呼称の要件を満たしているかどうかについても、審査する。（決定 No.486、205 条）

（外国の地理的表示の取扱い）

他のアンデス共同体加盟国（ボリビア、コロンビア、エクアドル）の原産地呼称は、当該原産地呼称の法定利害関係者又は関連する公的機関の申請により、認められる。ただし、当該原産地呼称が、原産国において保護されている場合に限る。（決定 No.486、218 条）

また、アンデス共同体加盟国以外の第三国の原産地呼称又は地理的表示の保護も認められる。ただし、該当する原産地呼称又は地理的表示が、ペルーと該当する第三国との間の協定で特定されている場合に限る。更に、該当する原産地呼称は、原産国において保護されていなければならない。（決定 No.486、219 条）

（５）異議申立制度

保護宣言申請について公報に公告された後、異議申立が可能である。（決定 No.486、216 条）

（６）地理的表示保護の効力

原産地呼称として登録されたものの保護は、「法的資格を有する国内官庁が発行する宣言書によって開始される。権限のない者による原産地呼称の使用で、混同を招くおそれのある使用はいずれも産業財産権の侵害とみなされ罰せられる場合もある。これは、名称が「類」「型」「模倣品」やその他消費者に誤解を与える類似の用語と関連して使用される場合も含む。」と規定されている。（決定 No.486、214 条）

また、「加盟国は、たとえ生産品の真の原産地が記されていたり、地理的表示が翻訳で与えられていたり、又は、「等級」「型」「種類」「模倣品」その他類似の修飾語句の表現を伴う場合であっても、ワイン又は蒸留酒を、原産地名称によって特定される地域を原産地としないタイプの生産品として特定する原産地名称の使用を禁止する。加盟国は、1994 年 4 月 15 日以前少なくとも 10 年間、又はそれ以前の善意の使用により、当該加盟国の領域で同一の又は他の類似した商品又は役務に対して継続的にその名称を使用していた加盟国の国民により、商品又は役務に関してワイン又は蒸留酒を特定する他国の原産地名称の継続的かつ類似の使用を妨げることはできない。」とも定められている。（同 215 条）

（７）一般名称の扱いに関する規定

一般名称の地理的表示の保護の可能性としては、該当する産品の普通名称又は一般名称となった名称を含む、原産地呼称は保護を受けることができない。（決定 No.486、202 条）

保護された地理的表示の一般名称化としては、規定に従って保護された原産地呼称は、保護期間中は、該当する産品の普通名称又は一般名称にはならない。（決定 No.486、220 条）

（８）商標に関する規定との調整規程

地理的表示に関する規定上の商標との間の調整規定としては、「原産地表示が先に善意で出願若しくは登録された標章又は周知標章と混同を生じる虞がある場合は，原産地表示の保護は宣言されないこととする」が含まれている。（決定№689、1 条）

商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定としては、以下の商標は登録されないとしている。

・商品若しくはサービスの地理的原産、性質、製造方法、特性又は品質について、業界又は公衆に混同を生じさせる可能性がある商標（決定 No.486、136 条(i)）

・保護されている原産地呼称の複製、模倣又はそれらを含む商標。ただし、当該商標が該当する商品若しくは別の商品と混同を生じさせる又は誤った関連性を生じさせる可能性、あるいは公衆の間で認知されている当該表示の特性の不正利用を含むことになる場合に限る。（決定 No.486、136 条(j)）

・保護されたワイン及びスピリッツの原産地呼称を含む商標（決定 No.486、136 条(k)）

・商品またはサービスの商標出願に関して、混同を生じさせる可能性のある国内又は外国の地理的言及からなる商標（決定 No.486、136 条(l)）

（９）運用の状況（判例・事例など）

情報なし。

（１０）地理的表示の登録リスト

情報なし。

（１１）地理的表示に係る国際協定

情報なし。

１３．タイ

（１）地理的表示保護に関連する主な法律

・商標法（B.E.2559、法律№3 により改正、2016 年 7 月 28 日施行）[903]

・地理的表示保護法（Geographical Indications Protection Act, BE. 2546(仏歴 2546 年、2003)）[904]

地理的表示について 2003 年までは、取り扱う特定の法律が存在せず、刑法、消費者保護法、商標法を根拠に対処していたが、2004 年 4 月 28 日に地理的表示を保護する独立した法律を制定・施行した。

その後、タイの商務省知的財産局は、地理的表示を管轄する部署を商標部の下に設けていたが、2020 年 1 月 23 日に格上げし「地理的表示部」を設置した[905]。

（２）地理的表示の定義

・地理的表示保護法 3 条（定義）

「地理的表示」とは、名称、シンボル又は原産地を呼称として使う、もしくは原産地の代わりに使うその他の物を意味し、その原産地で産する商品が品質、名声を有する、もしくは当該原産地特有の特徴を有する商品であることを示すことができるものを意味する。

（３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

・地理的表示保護法 3 条（定義）

「商品」とは、自然により生じた、もしくは農業生産物である、または手工芸及び工業製品であるところの、売買、交換、または譲渡できる物品を意味する。

---

[903] https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou.pdf

[904] 日本語条文、JETRO バンコク
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_1_2003.pdf

[905] INPIT ウェブサイト
https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2022/04/0a84edb51f9f68be7d64d4ad931454c4.pdf

（4）地理的表示についての保護を受けるための手続き

・地理的表示保護法 10 条（願書の詳細）

地理的表示の登録出願書には、商品の品質、名声その他の特徴、原産地の詳細、及び省令で定めたその他の詳細がなければならない。

・地理的表示保護法 21 条（登録変更）

登録を受け付けた内容に間違いがある、または事実に反する点がある場合、登録出願者が申請した時、もしくは登録官が間違い、事実に反する点を知った時、登録官はその間違い、もしくは事実に反する点の是正を命じることができ る。

（5）異議申立制度

・地理的表示保護法 15 条（登録公告）

登録願書が 5 条、6 条、7 条、8 条、9 条及び 10 条に定めた原則に従っており、登録官が要件付き、または要件なしで登録すべきと判断した場合、登録官は省令で定めた方法に従い登録公告を命じる。

・地理的表示保護法 16 条（登録反対）

15 条に基づく公告日から 90 日以内に、利害関係者は登録出願された地理的表示の登録反対意見を提出することができる。第一段に基づく反対意見の提出は省令で定めた原則と方法に従う。

・地理的表示保護法 17 条（登録異議への対抗）

16 条に基づく反対意見があった時、反対意見があった日から 15 日以内に登録出願者に反対意見書の謄本を送付する。登録出願者は反対意見書の謄本を受け取った日から 90 日以内に対抗意見書を提出し、担当職員は反対人に対抗意見書の謄本を送付する。登録出願者が対抗意見書を提出しなかった場合、登録出願者は出願を放棄したものとみなす。反対意見と対抗意見の審査及び決定においては 12 条を準用する。

・地理的表示保護法 18 条（登録官の決定）

登録官が反対意見と対抗意見に決定を下した時、決定があった日から 15 日以内に登録出願者と反対人にその事由と共に決定を文面で通知する。登録出願者と反対人は決定通知を受け取った日から 90 日以内に委員会に登録官の決定に対する不服を申し立てる権利を有する。委員会が決定を下した時、いずれか一方の側が委員会の決定に同意できないのであれば、その決定の通知を受けた日から 90 日以内に裁判所に訴え出る権利を有する。当該期間内に訴え出なかったときは委員会の決定が確定する。

（6）地理的表示保護の効力

・地理的表示保護法 20 条（保護効力）

登録官が第 15 または 19 条に基づき地理的表示を登録した時、登録出願書を提出した日から地理的表示の保護は効力を有する。

・地理的表示保護法 25 条（使用権）

いずれかの商品で地理的表示の登録があった時、当該商品の原産地に所在するその商品の生産者は、またはその商品に係る取引業者は、登録官が定めた要 件に従い登録された地理的表示を使用する権利を有する。

・地理的表示保護法 26 条（使用中止命令）

25 条に基づく者が登録要件に従わずに地理的表示を使用した場合、登録官はその者に対し、定められた期間に要件に従うよう通知書をもって通知する。当該期間内に相当の事由なく要件に従わなかったのであれば、登録官は文面でその者の地理的表示の使用中止を命じることができる。このとき使用中止期間は命令通知を受けた日から 2 年以内とする。

第一段に基づき地理的表示の使用中止命令を受けた者は、命令通知を受けた日から 90 日以内に、登録官の命令に対する不服を委員会に申し立てる権利を有する。このとき不服申立は省令で定めた原則と方法に従う。委員会が不服申立に決定を下した時、当該者が委員会の決定に同意しないのであれば、その決定通知を受けた日から 90 日以内に裁判所に訴え出る権利を有する。当該期間内に訴え出なかった場合、委員会の決定は確定したものとみなす。

・地理的表示保護法 27 条（不当行為）

以下の行為は不当行為とみなす。

（一）登録出願書に示された原産地からのものではない商品を当該原産地からの商品であることを示す、または他者をして信じ込ませるための地理的表示の使用。

（二）他の事業者に損害を及ぼすために、商品の原産地、及び商品の品質、名声またはその他の特徴の錯綜、誤解を生じさせる地理的表示の使用。

第一段に基づく当該行為は、地理的表示の登録前になされたのであれば、正当行為であるものとみなす。

・地理的表示保護法 28 条（特例商品の公示）

大臣は省令で、いずれかの種類の商品を特例商品に定めることができる。

第四段の規定下に、第一段に基づき特例商品を定める公示があった時、登録願書に示された原産地を有さない商品に地理的表示を使用することは、たとえ使用者がその商品の真の原産地を表示していた、またはその商品の真の原産地を示す語句を使用していた、もしくは何らかの行為をなしていたとしても、不当行為となる。

第二段に基づく商品の真の原産地を知らせる表示には、その商品に使用する地理的表示に「種」、「類」、「様・式・風」の語句、または似たような語句の使用も含める。

第二段に基づく行為は、その地理的表示の使用者が仏暦二五三七年（西暦 1994 年）4 月 15 日より以前に、継続して 10 年間にわたって、または善意で当該地理的表示を使用してきたのであれば、不当行為とはみなさない。

・地理的表示保護法 29 条（原産地を異にする特例商品）

省令で定めた特例商品と同一又は類似の地理的表示を有していながら、異なる原産地を有する場合、当該商品で地理的表示の登録があった時、この場合の地理的表示の使用は省令で定めた原則と方法に従う。

（7）一般名称の扱いに関する規定

・地理的表示保護法 5 条（要件）

登録出願する地理的表示は、以下のいずれかの態様にあってはならない。

（一）その地理的表示の呼称が使われる商品の一般名称である。

（二）公序良俗、または国の政策に反する地理的表示である。

なお、地理的表示保護法22条（変更・抹消申請）の規定によれば、登録取消手続きにおいて、当該地理的表示が一般名称である旨を証明することができれば、登録は取り消される可能性がある。

（8）商標に関する規定との調整規程

商標法 8 条（12）では、地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示に該当する商標は登録を認めないと定められている。

（9）運用の状況（判例・事例など）

情報なし。

（１０）地理的表示の登録リスト

地理的表示(GI)製品[906]

（１１）地理的表示に係る国際協定

・2011 年 12 月発効、「タイ・ペルー経済緊密化パートナーシップに関する枠組み協定」（地理的表示に関する規定なし）

・2015 年 11 月発効、「チリ・タイ自由貿易協定」（規定なし）

・2019 年 6 月発効、「香港・ASEAN 自由貿易協定」（チャプター10　知的財産で TRIPS レベルの権利義務を確認している）

・2022 年 1 月発効、「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」（11.25 条　地理的表示に先行する商標の保護、D 節　地理的表示（11.29-11.35 条））

※2021 年 6 月 30 日に農林水産省は、タイ及びベトナムにおいて日本の地理的表示（GI）産品の登録が行われたことを知らせた[907]。農林水産省は、平成 29 年からタイ王国商務省及びベトナム社会主義共和国科学・技術省との間で、協力覚書（MOC）等に基づき地理的表示の相互保護に向けた協力を進め、その一環として各国の地理的表示保護制度の自国の産品を申請して登録を行う協力事業に取り組んでいたが、タイとベトナムに我が国の地理的表示の産品の登録が行われたとのことである。

・「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成 19 年 4 月）134 条

1　各締約国は、自国の法令に従い、かつ、両締約国が締結している関係国際協定の定めるところにより、商品に関する地理的表示の保護を確保する。

2　両締約国は、地理的表示の保護に関する問題（その保護を強化することを含む。）について意見を交換する。第 143 条に規定する知的財産に関する小委員会は、このための場を提供する。

１４．英国

[906] 公式タイ政府観光庁ウェブサイト
https://www.thailandtravel.or.jp/gi-product/#GI%E3%81%A8%E3%81%AF

[907] 農林水産省ウェブサイト
https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/210630.html

（１）地理的表示保護に関連する主な法律

・商標法（Trade Marks Act 1994、1994 年 10 月 31 日施行、2022 年 12 月 27 日改正）[908]

英国の商標法 3 条 1 項(c)によれば、地理的な原産地を示すための標識や表示のみからなる商標は登録が拒絶されると規定されているが、商標法の附則（以下「附則」という）1 第 3 項(1)では、「商標法 3 条 1 項(c)にかかわらず、取引において、商品又はサービスの原産地を指定するのに役立つ標識又は表示からなる団体商標は、登録することができる。」と規定され、同法附則 2 第 3 項(1)では、「商標法 3 条 1 項(c)にかかわらず、取引において、商品又はサービスの原産地を指定するのに役立つ標識又は表示からなる証明商標は、登録することができる。」と規定されている。

これら団体商標及び証明商標は、地理的表示のみに適用されるものではない。

・EU 離脱後の独自の地理的表示スキーム

2021 年 1 月 1 日から英国は、独自の地理的表示スキーム（Protected Geographical Food and Drink Names: UK GI schemes）[909]を設定した。経過的措置は、以下のとおりである。

2021 年 1 月 1 日以前に登録された英国（北アイルランドを除く）の食品、飲料、及び農業地理的表示製品の生産者又は小売業者は、2024 年 1 月 1 日までに、新しい UK 地理的表示ロゴを表示するために包装及びマーケティング資料を変更する必要がある。2021 年 1 月 1 日以降に登録された英国（北アイルランドを除く）製品には、英国のロゴが必要になる。EU で保護されている地理的表示製品は、移行期間後も英国で EU ロゴを引き続き使用できる。

一方、北アイルランドの食品及び農業用地理的表示製品の生産者又は小売業者は、「製品が EU 地理的表示スキームに登録され、北アイルランドで販売される場合は引き続き EU ロゴを使用する必要」があり、「製品が UK 地理的表示スキームに登録されている場合、新しい UK 地理的表示ロゴを使用する選択肢」もあるとされている。

（２）地理的表示の定義

地理的表示（GI）とは、特定の地理的起源に起因する品質または特性を持つ製品に使用される知的財産権である。英国の GI 製品の例には、スコッチウイスキーやスティルトンチーズなどがある。環境・食料・農村省（Defra）は、英国の地理的表示制度の管轄当局である。GI と商標の間には相互作用があるため、知的財産局は Defra と緊密に連携している[910]。

商標法には明文規定がない。

（３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

地理的表示とつながりがある食品、飲料、農産物又は伝統的な方法で製造された食品、

[908] https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-shouhyou.pdf
[909] 英国政府ウェブサイト
https://www.gov.uk/guidance/protected-geographical-food-and-drink-names-uk-gi-schemes
[910] 英国政府のウェブサイト
https://www.gov.uk/guidance/trade-marks-and-geographical-indications

飲料、農産物が保護対象となっている[911]。

商標法においては、対象を特定するような規定はない。

（4）地理的表示についての保護を受けるための手続き

・団体商標

当該標章を所有する団体（商標実務マニュアル[912]）は、適当な識別力を有する場合にのみ地理的表示を団体商標として登録することができる。審査官は、出願人が、地理的表示が団体の商品やサービスを識別することができることを立証できた場合に、登録が認められる。（商標実務マニュアル Chapter4 Section2.1.4）

団体商標の出願人は、当該標章の使用規約（regulations governing the use of the mark）を提出しなければならず、使用規約には、当該標章の使用を許可される者、団体の構成員資格、誤用に対する制裁を含む当該標章の使用条件を規定しなければならない。（附則 1 第 5 項）

使用規則は、これらの条件や他のルール（もしあれば）を遵守し、公の政策や容認された道徳原理に反しないものでなければならない。（附則 1 第 6 項(1)）

これらを満たさないと思われる場合、登録官は、出願人に対し、一定期間内に、説 明又は使用規則を訂正する機会を与え（附則 1 第 7 項(2)）、出願人が、これらを満たせないか、一定期間内に応答しなかった場合には、出願は拒絶される（附則 1 第 7 項(3)）。 登録官が、必要な要件を満たすと判断した場合には、出願を認め、通常の商標と同様、 商標法 38 条（公告、異議申立手続き及び意見の提出）に従って手続をする。（附則 1 第 7 項(4)）

・証明商標

証明商標の所有者に対する制限はないが、法人格を有する必要がある。（商標実務マニュアル Chapter4 Section 3.4.1）

証明商標として地理的表示が登録されるのは、適当な識別力を有する場合にのみである。保有者の標章によって、商品やサービスが、関連する地理的起源を有する、あるいは、証明されていない商品やサービスと区別できることが証明されていることを明らかにできた場合に、登録が認められる。（商標実務マニュアル Chapter4 section 2.1.4）

証明商標は、所有者が証明商標を用いた商品やサービスの供給に関連するビジネスを行っている場合には、登録できない。（附則 2 第 4 項）

証明商標の出願人は、当該標章の使用規約（regulations governing the use of the mark）を提出しなければならず、使用規約には、当該標章の使用が許可された者、標章により証明される特徴、認証機関がその特徴を試験し、標章の使用を管理する方法、標章の作用や紛争解決手続きに関する手数料を規定しなければならない。（附則 2 第 6 項）

使用規約が、これらの条件や他のルール（もしあれば）を遵守し、公の政策や容認された道徳原理に反せず、出願人が、標章が登録される商品やサービスを証明する能力がある場合に、証明商標は登録される。（附則 2 第 7 項(1)）

これらを満たさないと思われる場合には、登録官は、出願人に対し、一定期間内に、説

[911] 英国政府のウェブサイト
https://www.gov.uk/guidance/protected-geographical-food-and-drink-names-uk-gi-schemes
[912] Manual of trade marks practice http://www.ipo.gov.uk/t-manual

明又は使用規約を訂正する機会を与え（附則 2 第 7 項(2)）、出願人が、これらを満たせないか、一定期間内に応答しなかった場合には、出願は拒絶される。（附則 2 第 8 項(3)）

登録官が、必要な要件を満たすと判断した場合には、出願を認め、通常の商標と同様、商標法 38 条（公告、異議申立手続き及び意見の提出）に従って手続をする。（附則 2 第 8 項(4)）

・原産地呼称又は地理的表示の申請

原産地呼称又は地理的表示を申請するためには、製品仕様書を完成させ、仕様に裏付けとなる証拠、要約書を用意する必要がある。

仕様書には、申請者の名称や連絡先を含む詳細、製品名とクラス、製品の物理的、科学的及び微生物学的な特徴、原材料、官能的な特徴を含む説明、製造方法、原産地証明、地理的な場所、地理的領域へのアクセス、管轄機関、既存の商品ラベル等を含む必要がある[913]。

（５）異議申立制度

団体商標、証明商標共に、商標法 38 条に従って異議申立が可能である。

・団体商標

商標法 46 条に定める取消事由の他に、次の理由に基づき取り消すことができる。（附則 1 第 13 項）

―標章の所有者による当該標章の使用の態様が、当該標章の特徴又は意味について公衆が誤認する虞がある場合、特に、団体商標以外のものと誤認する虞があること

―標章の所有者が当該標章の使用を管理する規約を遵守せず又は遵守を確保することができなかった場合

―使用規約が修正された結果、使用規約が（i）当該標章の使用を許可された者、団体の構成員資格及び、存在する場合は、悪用に対する制裁を含む、当該標章の使用条件、並びに規則により課されるその他の条件を満たさなくなった場合、又は（ii）公の秩序又は容認された道徳原理に反するものとなったこと

・証明商標

商標法 46 条に定める取消事由の他に、次の理由に基づき取り消すことができる。（附則 2 第 15 項）

―標章の所有者が証明に係る種類の商品又はサービスの供給を含む営業を開始したこと

―標章の所有者による当該標章の使用の態様が、当該標章を標章の特徴又は意味について公衆が誤認する虞がある場合、特に、証明商標以外のものと誤認する虞があること

―標章の所有者が当該標章の使用を管理する規約を遵守せず又は遵守を確保することができなかったこと

―規約が修正された結果、規約が、(i) 当該標章の使用を許可された者、団体の構成員資格及び、存在する場合は、悪用に対する制裁を含む当該標章の使用条件及び規則により

[913] 英国政府のウェブサイト https://www.gov.uk/guidance/protect-a-geographical-food-or-drink-name-in-the-uk#complete-a-single-document

課されるその他の条件を満たさなくなったこと、又は、(ii) 公の秩序又は容認された道徳原理に反するものとなったこと
—標章の所有者が、もはや標章の登録に係る商品又はサービスを証明する資格を有さなくなったこと

Defra は、地理的表示の要件を満たすものを政府のウェブサイトで公告を行い、公告された日から 3 か月以内に地理的表示の申請に対する異議を申し立てることができ、更に 2 か月以内に「合理的な反対意見書」をもって反対する理由する説明する必要がある[914]。
上記異議申立てについて、変更が小さい場合はその変更点を Defra が記録し、大幅な変更を加える必要がある場合には、申請書を再提出し、評価プロセスと相談プロセスを再度経る必要がある[915]。

（6）地理的表示保護の効力

下記の行為については、誤認混同が生じる場合、保護の効力が及ぶ。(商標法 10 条 2 項)
・登録商標と同一の標識の、当該商標が登録されている商品又はサービスに類似する商品又はサービスに対する使用
・登録商標に類似する標識の、当該商標が登録されている商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに対する使用

下記の行為については、誤認混同が生じなくても保護の効力が及ぶ。
・商標が登録されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスに対して、その商標と同一の標識の業としての使用（商標法 10 条 1 項）
・登録商標が連合王国において名声を得ており、かつ、正当な理由なくその標識を使用することが当該商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害する場合であって、当該商標と同一又は類似の標識の商品又はサービスについての業としての使用（商標法 10 条 3 項）

独自の地理的表示スキームにより登録された地理的表示は、以下の効力を有する。
・登録された製品を使用するには、使用規定に基づかない場合にどのような罰則があるかについて理解する必要がある[916]。
・製品又は製品の包装に地理的表示のロゴを使用規定に従って使用することができる[917]。

914 英国政府のウェブサイト https://www.gov.uk/guidance/protect-a-geographical-food-or-drink-name-in-the-uk#complete-a-single-document
915 同上。
916 同上。
917 同上。

（７）一般名称の扱いに関する規定

・明文規定なし。

（８）商標に関する規定との調整規程

英国が加盟している国際協定により保護されている原産地呼称又は地理的表示は、商標として登録できない場合がある（商標法 3 条（4A）（ｃ））。

商標登録出願は、英国での使用に妨げがある場合にはその範囲において登録できない場合がある（商標法 5 条（4）（aa）、同（4B））。

（９）運用の状況（判例・事例など）

情報なし。

（１０）地理的表示の登録リスト

2023 年 7 月現在、英国において地理的表示として保護されている食品、飲料、農産物の名称は、5354 件ある[918]。

（１１）地理的表示に係る国際協定

・2021 年 1 月発効、「日英包括的経済連携協定」（第 3 款　地理的表示（14.26-14.34 条））※

・2021 年 1 月発効、「英国・フェロー諸島協定」（地理的表示の規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・アイスランド・ノルウェー物品貿易協定」（7 条　農産物及び食品の地理的表示の保護に関する規定の新設、附則 5　農産物及び食品の地理的表示の保護に関するアイスランドと英国の間の協定）

・2021 年 1 月発効、「英国・コンボ・パートナーシップ・通商・協力協定」（積極的な保護規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・スイス・リヒテンシュタイン貿易協定」（46 条　地理的表示、附則 12　農産品及び食品の原産地呼称及び地理的表示の保護）

・2021 年 1 月発効、「英国・スイス貿易協定」（積極的な保護規定なし（8 条　同名の名称、附則 4　農業協定の改正））

・2021 年 1 月発効、「英国・北マケドニアパートナーシップ通商協力協定」（規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・東南部アフリカ（ESA）経済連携協定」（規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・チリ連合協定」（セクション 9　付属書ｖ（ワイン貿易協定）の改正）

・2021 年 1 月発効、「英国・パレスチナ暫定政治・貿易パートナーシップ協定」（規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・イスラエル貿易パートナーシップ協定」（附則Ⅰ　EU・イスラエル連合協定に関連してなされた地理的表示の共同宣言を含めて本協定の不可欠な部分を形成すると確認している）

・2021 年 1 月発効、「英国・カリブ海諸国（CARIFORUM）経済パートナーシップ」（規

[918] 英国政府のウェブサイト https://www.gov.uk/protected-food-drink-names

定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・太平洋諸国経済連携協定」（規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・コロンビア・エクアドル・ペルー貿易協定」（規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・中米連合協定」（附則規定[919]、積極的な保護規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・韓国貿易協定」（第 3 款　地理的表示（10.17-10.25 条））

・2021 年 1 月発効、「英国レバノン連合協定」（規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・南部アフリカ関税同盟及びモザンビーク（SACUM）貿易圏経済パートナーシップ協定」（16 条　知的財産権の保護に関する協力）

・2021 年 1 月発効、「英国・ジョージア戦略的パートナーシップ協力協定」（160 条　商標によって与える権利の例外[920]、サブセクション 3　地理的表示（161-171 条）、附則ⅩⅢ地理的表示）

・2021 年 1 月発効、「英国・チュニジア連合協定」（規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・モロッコ連合協定」（規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・コートジボワール経済連携協定」（規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・エジプト連合協定」（規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・ウクライナ自由貿易及び政治的・戦略的パートナーシップ協定」（148 条　義務の性質と範囲、186 条　商標によって与える権利の例外、サブセクション 3　地理的表示（191-201 条）、附則ⅩⅦ-A to チャプター9　地理的表示―締約国の立法と登録と管理の要素、附則ⅩⅦ-B to チャプター9　地理的表示-本契約の第 193 条（1）に記載されている製品に対する異議申立て手続きに含まれる基準、附則ⅩⅦ-C to チャプター9　本協定第 192 条第 3 項に記載の農産物及び食品の地理的表示、附則ⅩⅦ-D to チャプター9　本協定第 192 条第 4 項に記載されているワイン、芳香ワイン及びスピリッツの地理的表示）

・2021 年 1 月発効、「英国・トルコ自由貿易協定」（9 条　一般規定[921]）

・2021 年 1 月発効、「英国・カメルーン経済連携協定」（積極的な保護規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・モルドバ戦略的パートナーシップ通商協力協定」（64 条　農業及び農村開発の分野における締約国間の協力は特に以下の分野をカバーする、265 条商標によって与える権利の例外、サブセクション 3　地理的表示（266-276 条）、附則ⅩⅢ地理的表示）

・2021 年 1 月発効、「英国・ベトナム自由貿易協定」（積極的な保護規定なし）

・2021 年 1 月発効、「英国・ケニア経済連携協定」（74 条　地理的表示）

---

[919] EU-中米協定は、以下の修正を加えて本協定に組み込まれるものとする。（中略）
13．第Ⅳ部第Ⅵ　知的財産の修正
（a）第 244 条第 1 項は、次のように置き換えるものとする。
「1．締約国は、法律において地理的表示を保護するためのシステムを維持するものとする。」
（b）第 245 条は次のように置き換えるものとする。
「付属書ⅩⅦにリストされている地理的表示は、保護申請が提出された後、英国の該当する保護手順に従って処理されるものとする。」
28．付属書ⅩⅧの修正　保護された地理的表示（略）
29．共同宣言の修正（略）

[920] 160 条　各当事国は、説明用語の公正な使用、第 168 条に規定されている地理的表示の保護又は商標の所有者及び第三者の正当な利益を考慮したその他の限定的な例外など、商標によって付与される権利に対する限定的な例外を規定するものとする。

[921] パリ条約レベルの保護が規定されている。

・2021 年 2 月発効、「英国・シンガポール自由貿易協定」（1 条　EU・シンガポール FTA の締結[922]）
・2021 年 3 月発効、「英国・ガーナ暫定貿易パートナーシップ協定」（規定なし）
・2021 年 4 月発効、「英国・カナダ貿易継続協定」（積極的な保護規定なし）
・2021 年 5 月発効、「EU・英国通商協力協定」（241 条　商標によって与える権利の例外、275 条　地理的表示に関する見直し[923]）
・2021 年 5 月発効、「英国・セルビアパートナーシップ通商協力協定」（積極的な保護規定なし）
・2021 年 5 月発効、「英国・ヨルダン連合協定」（規定なし）
・2021 年 6 月発効、「英国・アルバニアパートナーシップ通商協力協定」（積極的な保護規定なし）
・2021 年 6 月発効、「英国・メキシコ貿易継続協定」（規定なし）
・2021 年 12 月発効、「英国・ノルウェー・アイスランド・リヒテンシュタイン自由貿易協定」（7.23 条　商標によって与える権利の例外、サブセクション 7.2.4　地理的表示及び伝統的用語（7.31-7.42 条））
・2023 年 5 月発効、「英国・オーストラリア自由貿易協定」（規定なし）
・2023 年 5 月発効、「英国・ニュージーランド自由貿易協定」（セクション E　地理的表示（17.31-17.35 条））

※2020 年 10 月 23 日に日本国政府と英国政府の間で、EU 離脱後の英国との日 EU・EPA に代わる新たな貿易・投資の枠組み「日英包括的経済連携協定（日英 EPA）」が署名さ[924]、日 EU・EPA とほぼ同じルールによる英国市場へのアクセスが維持された。協定において、物品貿易については EU・EPA の関税率・撤廃時期に追いつく形で適用し、農林水産品は主要な輸出関心品目について関税撤廃を獲得した日 EU・EPA の内容を維持し、輸入規制の撤廃（日本ワイン）や農産品・酒類地理的表示の保護を維持し、全ての酒類の関税の即時撤廃を継続するとされている。

第３節．各国・地域における地理的表示保護制度・運用の比較分析

１．地理的表示保護に関連する主な法律

地理的表示保護に関連する主な法律は、商標法において保護するもの、知的財産権の一類型として保護するもの、地理的表示の保護に特化したもの、又はその他の法律等に分類することができる。

第一のグループは、地理的表示を商標法において保護しているものである。その中で

[922] 1 条　2．2013 年 1 月 21 日付「EU-シンガポール自由貿易協定-地理的表示」という見出しが付いたシンガポールから EU への書簡の第 3 項、第 4 項及び第 9 項は本協定に組み込まれ、同じ法的効果を準用し適用される。
[923] 275 条　一方の英国と他方の EU 及び EC との間の以前の両者の協定の関連規定に留意し、両者は自らの協定の保護と地理的表示保護の効果的な域内執行のための規則に合意するために合理的な努力を共同で行う。
[924] 外務省ウェブサイト
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page24_001187.html

も、証明商標・団体商標の既存の体系により地理的表示の保護を行うもの（A-1)、商標法の中に地理的表示或いは原産地呼称に関する条項を備え、これらの条項に従って保護を行うもの（A-2）がある。（表 1-1(a)参照）

表 1-1(a)：地理的表示保護スキームの類型

種類	法律等	
A. 商標法において保護するもの	A-1：証明商標・団体商標としてのみ保護	・米国商標法 ・英国商標法
	A-2：地理的表示保護に関する特別条項を有する	・中国商標法 ・中国団体標章、証明標章登録と管理弁法 ・韓国商標法 ・オーストラリア商標法

証明商標・団体商標として保護する代表的な国が米国であり、商標法において地理的表示の定義を行い、地理的表示を明記して保護しているのが中国や韓国である。

第二のグループは、知的財産権の一類型として、地理的表示の権利を認め保護を図るもので、その全てが従来の知的財産権制度の枠組みで保護するのではなく、特許、意匠、商標と横並びの地理的表示又は原産地呼称を扱う章又は部を設け、商標制度等とは独立した条項として設けられている。

表 1-1(b)：地理的表示保護スキームの類型

種類	法律等
B. 知的財産権の一類型として保護	・ベトナム知的財産法 ・フランス知的財産法典 ・イタリア産業財産法 ・ブラジル産業財産法 ・メキシコ産業財産法 ・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定（№486） ・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定（№689）

ベトナム知的財産法は、第Ⅲ部第 7 部第 6 節に地理的表示の保護要件を規定し、同第 8 部第 1 節でその登録について規定している。メキシコ産業財産法においても第Ⅴ部に原産地呼称の条項が用意されており、アンデス共同体委員会の知的財産に関する規定№486 は第Ⅸ章で地理的表示を扱っている。

第三のグループは、地理的表示の保護に特化した法律により保護を規定しているものである。（表 1-1(c)参照）

表 1-1(c)：地理的表示保護スキームの類型

種類	法律等
C. 地理的表示の保護に特化したもの	・中国地理的表示産品保護弁法 ・中国国外地理的表示産品保護弁法 ・中国地理的表示専用標識使用管理弁法（試行） ・韓国農水産物品質管理法 ・商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 ・EU 農産品及び食品の地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則 No.510/2006 ・工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する 2023 年 10 月 18 付欧州議会・理事会規則 No.2023/2411 ・イタリア EU 規則 No.1151/2021 の国内施行に関する 2013 年 10 月 14 日付省令 ・タイ地理的表示保護法

この中には、地理的表示に特化した地理的表示法、EU の農産品等規則が含まれる。

第四のグループは、その他の法律等により、ワインやスピリッツの地理的表示の保護等を規定しているものである。（表 1-1(d)参照）

表 1-1(d)：地理的表示保護スキームの類型

種類	法律等
D. その他の法律等で保護	・米国アルコール管理法 ・米国連邦規則第 27 章 ・中国国際標準化法 ・中国産品質量法 ・中国反不正当競争法 ・韓国不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 ・韓国人参産業法 ・ワインオーストラリア公社法 ・オーストラリア・ニュージーランド食品基準 ・EU ワイン市場の共通組織に関する理事会規則 No.479/2008 ・スピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008 ・農産品及び食品の品質体制に関する 2012 年 11 月 21 日付欧州議会・理事会規則 No.1151/2012 ・フランス消費者法典 ・フランス農業・海洋漁業法典 ・イタリア・ワインの栽培及びワインの製造並びに取引に関する有機的規律に関する法律 No.238/2016 ・イタリア 2008 年 1 月 15 日付のスピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008 の実施規則に関する 2010 年 5 月 13 日付省令 No.5195

２．地理的表示の定義

地理的表示の定義は、広義に捉えた場合には、原産地呼称を含むが、調査対象国や地域

では、基本的には、TRIPS 協定（22 条）及びリスボン協定（2 条）における定義を踏まえたものとなっている。

・TRIPS 協定 22 条 1 項における「地理的表示」

「この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。（英文：Geographical indications are, for the purposes of this Agreement, indications which identify a good as originating in the territory of a Member, or a region or locality in that territory, where a given quality, reputation or other characteristic of the good is essentially attributable to its geographical origin）」

・リスボン協定 2 条における「原産地呼称」

「この協定において、「原産地呼称」とは、ある国、地域又は地方から生じる商品の品質及び特性が自然的要因又は人的要因を含む、地理的環境に専ら又は本質的に由来する商品を特定するために利用する、ある国、地域又は地方の地理的名称を意味する。（英文："appellation of origin" means the geographical denomination of a country, region, or locality, which serves to designate a product originating therein, the quality or characteristics of which are due exclusively or essentially to the geographical environment, including natural and human factors.）」

表 2 は、各国・地域の地理的表示保護に関連する法律における「地理的表示」の定義部分を抽出したものであるが、以下のような点で、各国・地域によって違いが見られる。

まず「対象地域から生じる要素」が「対象地域の地理的環境を起因としているものと定義しているか（リスボン協定型）」、又は「地理的地域に帰せられるものとして定義されているか（TRIPS 協定型）」という点である。

また、TRIPS 協定の定義の特徴でもある「製品を特定する対象地域から生じる要素の範囲」として「社会的評価（reputation）」を含んでいるか、という点についても違いが見られる。

さらに、TRIPS 協定又はリスボン協定の定義に、追加項目を入れている場合やリスボン協定型の定義に TRIPS 協定の定義の要素である「社会的評価」を付加している場合もある。

このように、各国・地域における定義方法には、様々なタイプが存在しており、また、EU 規則のように、地理的表示及び原産地呼称をそれぞれ定義している場合もある。

表 2：各法律の定義条項

A．商標法において保護するもの

A-1：証明商標・団体商標としてのみ保護するもの

法律名及び条文番号	定義
・米国商標法	特になし
・英国商標法	特になし

A-2：地理的表示保護に関する特別の条項を有するもの

法律名及び条文番号	定義
・中国商標法 16 条 2 項	「地理的表示」とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、名声又はその他の特性が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成されたものの表示をいう。
・中国団体標章、証明標章登録と管理弁法	特になし
・韓国商標法 2 条 1 項 4 号、同項 5 号、同項 6 号、同項 8 号	「地理的表示」とは、商品の特定の品質、名声又はその他の特性が本質的に特定の地域に由来する場合に、その地域で生産、製造又は加工された商品であることを表す表示をいう。 「同音異義語地理的表示」とは、同一商品に対する地理的表示が他人の地理的表示とが、発音が同一であるが、該当地域が異なる地理的表示をいう。 「地理的表示団体標章」とは、地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工する者が共同で設立した法人が直接に使用したり、その所属団体員に使用させたりするための標章をいう。 「地理的表示証明標章」とは、地理的表示を証明することを業とする者が他人の商品に対して、その商品が定められた地理的特性を充足することを証明するのに使用する標章をいう。
・オーストラリア商標法 6 条	「地理的表示」とは、当該商品がある国又はその国のある地方若しくは地域を原産としており、当該商品の品質、名声その他の特徴が本質的にそれらの地理的出所に帰することを特定する標識をいう

B：知的財産権の一類型として保護

法律名及び条文番号	定義
・ベトナム知的財産法 4 条 22 項、同上 22a 項	「地理的表示」とは、特定の地域、場所、地方又は国を原産とする製品を表示するために使用される標識である。 製品特性が特定の地域、地方、領土、国から生産されたものであることを示す標識であり、その地理的表示が付された産品の評判、品質、特性を決定づける自然的要因と人的要因を意味する。 同音の地理的表示とは、同じ発音のし方、又は書き方を有する地理的表示を指す。
・フランス知的財産法典 L721-2、L721-1	「地理的表示」とは、農産物，林産物，食品又は海産物以外の製品であって，地理的区域又は特定の場所を原産地とし，かつ，この地理的原産地に本質的に帰することができる一定の品質，評判又はその他の特性を

	有するものを指定するために使用される地理的区域又は特定の場所の名称である。 「原産地呼称」とは、消費者法典第 L115-1 に定められた国，地方又は地域の地理的名称であって，そこを出所とし，その品質又は特性がその自然及び人的要因を含む地理的環境に起因する製品を指定するのに役立つものから構成される。
・イタリア産業財産法 29 条	国、地域、地方を特定する地理的表示及び原産地呼称は、その場所で生産され、その品質、評判、又は特性が専ら又は本質的に自然環境、人的要素と伝統的要素を含む原産地の地理的環境に起因する製品を指定するために採用される場合に認められる。
・ブラジル産業財産法 176 条、177 条	「地理的表示」とは、出所表示又は原産地呼称をいう。 出所表示とは、国、その領土内の都市、地方又は場所についての地理的名称であって、一定の商品の抽出、生産若しくは製造、又は一定の役務の提供に係る中心地として知られているものを意味する。 「原産地呼称」とは、国、その領土内の都市、地方又は場所の地理的名称であって、専ら又は本質的に、その自然的及び人的要因を含む地理的環境に起因する品質又は特性を備えた商品又は役務を指定するものをいう。
・メキシコ産業財産法 265 条、264 条	「地理的表示」とは，以下の認識であると理解される。(1) 商品をその商品に由来するものとして指定するのに相応しい地理的範囲　(2) 商品をその商品に由来するものとして識別する表示　(3) 商品の名称と地理的範囲との組み合わせ。ただし，当該商品の特定の品質，世評又はその他の特徴が，原材料，製造方法又は自然的及び文化的要因の何れかについて，地理的起源に起因する場合に限る。 「原産地呼称」とは，製品の品質，特徴又は名声が専ら又は本質的に原材料の原産地，生産プロセス，また，製品に影響を及ぼす自然的及び文化的要因に基因する限り，原産地とする地理上の地域に関連する製品である。
・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定（No. 486）201 条	「原産地呼称」とは、ある特定の国、地方又は場所のそれではなしに特定の地域を指し、その中に、自然的及び人的要因の両者を含めてそれが製造される専ら又は本質的に地理的環境により質、評価又は他の特徴の源がある製品を特定するために用いられる、ある特定の国、地方、場所、又は、地理上の名称において存する地理的な表示である。
・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定（No. 689）	特になし

C：地理的表示法で保護

法律名及び条文番号	定義
・中国地理的表示産品保護弁法 2 条	「地理的表示産品とは、特定の地域で生産され、当該産品が有する品質、名声或いはその他の特性が本質的に当該産地の自然的要素及び人文的要素に由来した産品」であり、「当該地域で栽培、養殖された産品」及び「原材料の全てが当該地域に由来するか、或いは部分的に他の地域に由来し、かつ、当該地域で特定の工芸により生産、加工された産品」を含む
・中国国外地理的表示産品保護弁法 2 条	特になし
・中国地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）	特になし
・韓国農水産物品質管理法 2 条 1 項 8 号、同項 9 号、同項 10 号	「地理的表示」とは、農水産物又は 13 号による農水産加工品の名声、品質、その他の特徴が本質的に特定の地域の地理的特性に起因する場合に、当該農水産物又は農水産加工品がその特定地域で生産、製造及び加工されたことを示す標示をいう。 「同音異義語地理的表示」とは、同一の品目に対して地理的表示をする場合に、他人の地理的表示と発音は同一であるが該当地域が異なる地理的表示をいう。 「地理的表示権」とは、この法により登録された地理的表示（同音異義語地理的表示を含む。以下同様）を排他的に使用できる知的財産権をいう。
・商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 1 条 6.と同条 7.	「地理的表示」とは、商品/製品の出所を示すマークで、生産された商品/商品の評判、品質、及び特性が、自然的要因、人為的要因、又はこれらの組合せを含む地理的環境に由来することをいう。 「地理的表示権」とは、地理的表示保護が与えられた根拠となる評判、品質、特性の存在する間、登録対象の地理的表示権利保有者に対して国家から与えられる独占的な権利である。
・農産品及び食品の地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則 No.510/20062 条(1)(b)、同条(1)(a)	「地理的表示」とは、農産物又は食品を説明するために使用される地域、特定の場所又は例外的には国の名前を意味し、その地域、特定の場所又は国に由来するものであり、その地理的由来に起因する特定の品質、評判又はその他の特性を備え、定義された地理的領域で生産及び/又は加工され及び/又は準備されたものをいう。 「原産地呼称」とは、農産物又は食品を説明するために使用される地域、特定の場所又は例外的には国の名前を意味し、その地域、特定の場所又は国に由来する

	もので、その品質や特性が本質的に又は専ら固有の自然要素及び人的要素に由来する特定の地理的環境に起因するもので、生産、加工、準備が定義された地理的領域で行われたものをいう。
・工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する 2023 年 10 月 18 付欧州議会・理事会規則 No.2023/2411　1 条	「地理的表示」とは、地理的起源に関連する特定の品質、評判又はその他の特性を備えた工芸品及び工業製品を指し示すものいう。
・イタリア EU 規則 No.1151/2021 の国内施行に関する 2013 年 10 月 14 日付省令	特になし
・タイ地理的表示保護法 3 条	「地理的表示」とは、名称、シンボル又は原産地を呼称として使う、もしくは原産地の代わりに使うその他のものを意味し、その原産地で産する商品が品質、名声を有する、もしくは当該原産地特有の特徴を有する商品であることを示すことができるものを意味する。

D：その他の法律等で保護

法律名及び条文番号	定義
・米国アルコール管理法	特になし
・連邦規則第 27 章 4.25 上（1）、5.1 条	米国のワインの原産地呼称の名前は、「米国」の名前、一つの州の名前、隣接する 2 ないし 3 つの州の名前、1 つの郡の名前、同一州内の 2 ないし 3 つの郡の名前又はブドウ栽培地域（viticultural area）の名前である。 輸入ワインの原産地呼称の名前は、国、州や郡又はこれに相当する地域、2 ないし 3 つの州や準州又はこれに相当する地域、又はブドウ栽培地域の名前である。 スピリッツに係る規定において、別の意味が必要な文脈で他の定義が用いられる場合を除き、ワインに関する規定が準用される。
・中国国際標準化法	特になし
・中国産品質量法	特になし
・中国反不正当競争法	特になし
・韓国不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	特になし
・韓国人参産業法	特になし
・ワインオーストラリア公社法パート I セッション 4	ワイン製品に関連した地理的表示とは、商品がある国又はその国のある地方もしくは地域を原産とし、当該商品の特定の品質、評判、又はその他の特性がそれらの国、又はその国の地方もしくは地域に本質的に由来することを識別する標識をいう。
・オーストラリア・ニュージーランド食品基準	特になし
・EU ワイン市場の共通組織に関する理事会規則	「原産地呼称」とは、以下の要件を満たす第 33 条第 1 項で言及される製品を説明するために使用される地

No.479/2008　34 条 1 項(a)	域、特定の場所又は例外的には国の名前を意味するものである。
・スピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008　15 条 1 項	「地理的表示」とは、スピリッツの特定の品質、評判、その他の特性が認められる国の領域又はその他の領域内の地域若しくは地方で製造されたスピリッツが本質的にその地理的由来に起因することを特定する表示をいう。
・農産品及び食品の品質体制に関する 2012 年 11 月 21 日付欧州議会・理事会規則 No.1151/2012　5 条	「地理的表示」とは、製品を識別する名称で、特定の場所、地域、又は国に由来するもので、その品質、評判、又はその他の特性が本質的に当該地理的起源に由来するものであり、少なくとも 1 つの生産工程が定められた地理的領域で行われたものをいう（2 項）。 「原産地呼称」とは、製品を識別する名称で、特定の場所、地域、又は例外的な場合には国に由来するもので、その品質又は特性が本質的又は排他的に、固有の自然要素及び人的要素を伴う特定の地理的環境に起因するもので、全ての生産工程が定められた地域的領域内で行われたものをいう（1 項）。
・フランス消費者法典	特になし
・フランス農業・海洋漁業法典	特になし
・イタリア・ワインの栽培及びワインの製造並びに取引に関する有機的規律に関する法律 No.238/2016　92 条 1 項、93 条	「地理的表示」とは、地域、特定の場所又は例外的かつ正当に正当化される場合には国を指す表示であって、以下の要件を満たすものをいう： (ⅰ)その地理的原産地に起因する特定の品質、評判又はその他の特性を有するものであること； (ⅱ)生産に使用されるブドウの少なくとも 85%が、その地理的原産地のみであること； (ⅲ)その生産がその地理的地域で行われていること。 (ⅳ)Vitis　vinifera に属するブドウ品種、または Vitis vinifera 種と Vitis 属の他の種との交配種から得られたものであること。 「原産地呼称」とは、以下の要件を満たす製品を説明するために用いられ、地域、特定の場所又は例外的かつ正当に正当化される場合における国の名称をいう： (ⅰ)製品の品質及び特性が、本質的に又は排他的に、固有の自然的及び人的要因を有する特定の地理的環境によるものであること； (ⅱ)製品が生産されるブドウが、その地理的地域から独占的にもたらされること； (ⅲ)生産がその地理的地域で行われること。 (ⅳ)製品が Vitis vinifera に属するブドウ品種から得られるものであること
・イタリア 2008 年 1 月 15 日付のスピリッツの定義、種	「地理的表示」とは、スピリッツの特定の品質、評判、又はその他の特性が本質的に地理的な起源に起因

類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008 の実施規則に関する 2010 年 5 月 13 日付省令 No.5195　1 条	する場合に、欧州共同体規則に定められた定義に従って、イタリアの領土、イタリアの地域又は地方で生まれたスピリッツを特定する表示をいう。

３．保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

TRIPS 協定 22 条では、地理的表示の保護の対象となる商品について限定されておらず、各国の地理的表示保護制度は、特別の地位が与えられているワイン・スピリッツに加え、様々な商品又は役務についても地理的表示保護の対象としている。（表 3 参照）

例えば、ベトナムでは、食品や農産品、水産品、手工芸品（products of handicraft）、工業製品（products of industry）についてベトナムでは登録することができる。

また、タイの地理的表示法では、天然品又は農産品を問わず、売買・交換又は譲渡が可能なもの、手工芸品、工業製品も含まれるとしている。

表 3-1：各国・地域における地理的表示対象商品等

国・地域	類型	法律名	地理的表示保護の対象
米国	A-1:証明商標・団体商標としてのみ保護するもの	商標法	特定なし
	D:その他の法律で保護	アルコール管理法	ワイン、スピリッツ
中国	A-2:地理的表示保護に関する特別な規定を有するもの	商標法	特定なし
		団体標章、証明標章登録と管理弁法	特定なし
	C:地理的表示法で保護	地理的表示産品保護弁法	特定なし
		国外地理的表示産品保護弁法	特定なし
		地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）	特定なし
	D:その他の法律で保護	国際標準化法	特定なし
		産品質量法	特定なし
		反不正当競争法	特定なし
韓国	A-2:地理的表示に関する特別な規定を有するもの	商標法	特定なし
	C:地理的表示法で保護	韓国農水産物品質管理法	農産物、水産物
	D:その他の法律で保護	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	特定なし
		人参産業法	特定なし
ベトナム	B:知的財産権の一類型としての保護	ベトナム知的財産法	特定なし
インドネシ	C:地理的表示法で保	商標及び地理的表示に関する	天然資源、手工芸

ア	護	インドネシア共和国法律	品、工業製品
オーストラリア	A-2:地理的表示保護に関する特別な規定を有するもの	商標法	特定なし
	D:その他の法律で保護	ワインオーストラリア公社法	ワイン
		オーストラリア・ニュージーランド食品基準	食品
EU	C:地理的表示法で保護	EU 農産品及び食品の地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則 No.510/2006	農産品、食品
		工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する 2023 年 10 月 18 付欧州議会・理事会規則 No.2023/2411	工芸品、工業製品
	D:その他の法律で保護	EU ワイン市場の共通組織に関する理事会規則 No.479/2008	ワイン
		スピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008	スピリッツ
		農産品及び食品の品質体制に関する 2012 年 11 月 21 日付欧州議会・理事会規則 No.1151/2012	農産品、食品
フランス	B:知的財産権の一類型としての保護	フランス知的財産法典	農産物、林産物、食品又は海産物以外の製品で、工業製品及び手工芸品 ※原産地呼称としては、特定なし
	D:その他の法律で保護	消費者法典	特定なし
		農業・海洋漁業法典	農産物、林産物、食品、海産物（生又は加工品）
イタリア	B:知的財産権の一類型としての保護	産業財産法	特定なし
	C:地理的表示法で保護	EU 規則 No.1151/2021 の国内施行に関する 2013 年 10 月 14 日付省令	農産物、水産物
	D:その他の法律で保護	ワインの催場の予備ワインの製造並びに取引に関する有機的規律に関する法律 No.238/2016	ワイン
		2008 年 1 月 15 日付のスピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008	スピリッツ

		の実施規則に関する 2010 年 5 月 13 日付省令 No.5195	
ブラジル	B:知的財産権の一類型としての保護	産業財産法	特定なし
メキシコ	B:知的財産権の一類型としての保護	産業財産法	特定なし
アンデス共同体	B:知的財産権の一類型としての保護	委員会の知的財産に関する決定（No.486）	特定なし
		委員会の知的財産に関する決定（No.689）	特定なし
タイ	C:地理的表示法で保護	地理的表示保護法	農産物、手工芸品、工業製品
英国	A-1:証明商標・団体商標としてのみ保護するもの	商標法	特定なし

表 3-2：各法律における地理的表示対象商品等

A：商標法において保護するもの

A-1：証明商標・団体商標としてのみ保護するもの

法律名	地理的表示保護の対象
・米国商標法	特定なし
・英国商標法	特定なし

A-2：地理的表示保護に関する特別な規定を有するもの

法律名	地理的表示保護の対象
・中国商標法	特定なし
・中国団体標章、証明標章登録と管理弁法	特定なし
・韓国商標法	特定なし
・オーストラリア商標法	特定なし

B：知的財産権の一類型として保護するもの

法律名	地理的表示保護の対象
・ベトナム知的財産法	特定なし
・フランス知的財産法典	農産物，林産物，食品又は海産物以外の製品で、工業製品及び手工芸品 ※原産地呼称としては、特に制限なし
・イタリア産業財産法	特定なし
・ブラジル産業財産法	特定なし
・メキシコ産業財産法	特定なし
・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定（№486）	特定なし
・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定（№689）	特定なし

C：地理的表示法において保護するもの

法律名	地理的表示保護の対象
・中国地理的表示産品保護弁法	特定なし
・中国国外地理的表示産品保護弁法	特定なし
・中国地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）	特定なし
・韓国農水産物品質管理法	農産物、水産物
・商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律	天然資源、手工芸品、工業製品
・EU 農産品及び食品の地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則 No.510/2006	農産品、食品
・工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する 2023 年 10 月 18 付欧州議会・理事会規則 No.2023/2411	工芸品、工業製品
・イタリア EU 規則 No.1151/2021 の国内施行に関する 2013 年 10 月 14 日付省令	農産物、水産物
・タイ地理的表示保護法	農産物、手工芸品、工業製品

D：その他の法律において保護するもの

法律名	地理的表示保護の対象
・米国アルコール管理法	ワイン、スピリッツ
・連邦規則第 27 章	ワイン、スピリッツ
・中国国際標準化法	特定なし
・中国産品質量法	特定なし
・中国反不正当競争法	特定なし
・韓国不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	特定なし
・韓国人参産業法	高麗人参
・ワインオーストラリア公社法	ワイン
・オーストラリア・ニュージーランド食品基準	食品
・EU ワイン市場の共通組織に関する理事会規則 No.479/2008	ワイン
・スピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008	スピリッツ
・農産品及び食品の品質体制に関する 2012 年 11 月 21 日付欧州議会・理事会規則 No.1151/2012	農産物、食品
・フランス消費者法典	特定なし
・フランス農業・海洋漁業法典	農産物、林産物、食品、海産物（生又は加工品）
・イタリア・ワインの栽培及びワ	ワイン

インの製造並びに取引に関する有機的規律に関する法律 No.238/2016	
・イタリア 2008 年 1 月 15 日付のスピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008 の実施規則に関する 2010 年 5 月 13 日付省令 No.5195	スピリッツ

４．地理的表示保護の効力

TRIPS 協定 23 条においては、ワイン又はスピリッツに関して追加的保護（誤認混同の必要なしに「型」等を伴う地理的表示の使用、地理的表示の翻訳の使用に対して保護の効力が及ぶ）を規定しており、TRIPS 協定の加盟国は、本規定を順守しなければならない。そこで、各国の地理的表示に関する法律等の中で、TRIPS 協定 23 条の追加的保護が明文化されているかを調べた。

さらに、現在の TRIPS 協定 23 条の追加的保護は、ワイン又はスピリッツに関しての みを対象としているが、EU 等は、WTO の協議の場において、この追加的保護の範囲をワイン又はスピリッツ以外の産品にも拡大することを求めており、調査対象国・地域において、ワイン又はスピリッツ以外の産品に追加的保護が及ぶのかを検討した。

ワイン又はスピリッツ以外の産品に追加的保護が及ぶ国・地域は、下記の通り。（表 4）

なお、韓国は、不正競争防止法において、韓国が締結して発効した二国間又は多国 間の自由貿易協定によって保護する地理的表示に対し、追加的保護を認める規定を有 している。

表 4：ワイン又はスピリッツ以外の産品に追加的保護が及ぶ国・地域

国・地域	対象商品	該当条文
中国	地理的表示産品保護弁法	地理的表示産品保護弁法により保護されるものに対して、以下のような行為を行った場合には、関連法律法規により処理される。 ①産地範囲外の同一又は類似産品に保護を受ける地理的表示産品名称を使用する場合、 ②産地範囲外の同一又は類似商品に保護を受ける地理的表示産品名称と類似する名称を使用し、公衆を誤認・誘導させる場合、 ③保護を受ける地理的表示産品名称を産地範囲外の同一又は類似の商品に使用する場合で、真の産地の表記、或いは翻訳名称の使用、或いは「種」、「型」、「式」、「類」、「風格」等の記述を伴うものであっても、 ④産地範囲内において地理的表示産品の標準と管理規範の要件を満たさない産品に保護を受ける地理的表示産品名称を使用する場合、 ⑤産品に地理的表示の専用標識を冒用する場合、 ⑥産品に地理的表示の専用標識に類似するもの或いは消費者を誤認・誘導する可能性のある文字又は図案標識を

		使用し、公衆を誤認・誘導させる場合、 ⑦上記産品を販売する場合、 ⑧地理的表示の専用標識を偽造する場合、 ⑨その他関連法律法規の規定に反する場合。 （地理的表示産品保護弁法 30 条）
韓国	自由貿易協定によって保護される地理的表示の対象商品	正当な権原のない者は、大韓民国が外国と二国間又は多国間で締結して発効した自由貿易協定によって保護する地理的表示に対し、地理的表示に示された場所を原産 地としない商品（地理的表示を使用する商品と同一か、 同一と認識される商品に限られる）に関して、次の行為 が禁じられる。 ① 指定された原産地の表示以外に別途地理的表示を使用する行為 ② 地理的表示を翻訳又は音訳して使用する行為 ③「種類」、「類型」、「様式」又は「模造品」などの表現を伴って地理的表示を使用する行為 ④ 上記①～③に当たる方法で地理的表示を使用した 商品を譲渡、引渡し又はそのために展示したり、輸入、輸出したりする行為 ⑤ 原産地虚偽行為又は出所地誤認誘発行為に当たる 方法で地理的表示を使用した商品を引渡し、又はそのために展示する行為 （韓国不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 3 条の 2）
EU	農産物 食品	登録名称の悪用、模倣又は喚起。真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された場合、「style」、「 type 」 、 「 method 」 、 「 as produced in 」 、「imitation」 若しくはそれらと類似の表現を伴う場合も含む。 （EU 農産品等規則 15 条 1 項）
	工芸品 工業製品	連合登録簿に記載された地理的表示は、以下から保護される。 (a)登録の対象外の製品に関する地理的表示の直接的又は間接的な商業的使用が、登録の対象となる製品と同等である場合、又は名称の使用が保護された地理的表示の評判を悪用、弱体化、希釈化又は悪影響を与える場合、 (b)製品やサービスの本当の起源を示されている場合や、保護された地理的表示が翻訳して使用されている場合、又は「スタイル」、「タイプ」、「方法」、「製造元」、「模倣」、「風味」、「香り」、「～のような」又はその他の同様な用語などの表現を伴う場合であっても、地理的表示として保護されている名称の誤用、模倣、又はそれらを喚起する場合、 (c)内箱又は外箱、広告資料や製品関連のオンラインインターフェースで表示される文書又は情報に使用され、製品の出所、起源、性質又は本質的な品質に関するその他の虚偽又は誤解を招く表示、若しくは製品の原産地について誤った印象を与えやすい容器に関連製品を梱包する

		場合、 (d)製品の真の産地に関して消費者に誤解を与える可能性のあるその他の行為。 （EU 工芸品及び工業製品規則 40 条 1 項）
フランス	農産物 食品	国内法に規定はないが、EU 農産品等規則が適用される。
イタリア	農産物 食品	国内法に規定はないが、EU 農産品等規則が適用される。
ブラジル	特定なし	該当する商品の真正の原産地を示している場合であっても、「type」、「species」、「genus」、「system」、「similar」、「substitute」、「identical」又はそれに類する語句を伴う、商品、梱包、包装、リボン、ラベル、チラシ、ポスター又は公表若しくは広告に関する他の手段での保護されている地理的表示の使用は、犯罪とみなされる。 （ブラジル産業財産法 193 条）
メキシコ	特定なし	本法が原産地名称に対して与える保護は、産業財産庁が発するその趣旨の宣言により開始する。そのような原産地名称の違法な使用は、例えば、「kind」、「type」、「style」、「imitation」若しくはその他の類似語の使用、又は消費者の心に混同を生じさせ不正競争を暗示するような表示を伴う使用を含め、処罰される。 （メキシコ産業財産法 157 条）
タイ	農業生産物、手工芸品、工業製品	省令で規定する「特定商品（現在：米、シルク、ワイン、 スピリッツ）」に関してのみ、地理的表示に「kind」、「type」、「style」又はその他類似する表現を伴う使用に対して保護の効力が及ぶ。これは、使用者がその商品の真正の地理的原産地の明記、又はその商品の申請の地理的原産地を示し知らせる文言の使用もしくは何らかの行為を行っていた場合であっても適用される。 （タイ地理的表示保護法 28 条）

５．一般名称の扱いに関する規定

TRIPS 協定は 24 条 6 項において、一般名称に関する例外規定を設けている。そこで、調査した国における「一般名称に関する規定」を整理したのが表 5 である。

ここでは、一般名称に関する規定の有無、及び一般名称である地理的表示の保護の 可能性（登録可能性）について類型化した。（表 5 参照）

基本的には、一般名称に関する明文規定がある場合は、一般名称となった地理的表 所の保護は認められていないが、EU 農産品等規則は、地理的表示の一部に一般名称を含んでいる場合、保護が認められる可能性がある。実際に保護されている例としては、「Camembert de Normandie」や「Pruneaux d'Agen」がある。

表 5：各国・地域の一般名称の取扱に関する規定

国・地域	法律名等	規定の有無	登録可能性

米国	商標法	なし	不可[925]
	連邦規則第 27 章	あり	不可
中国	商標法	なし	―
	地理的表示産品保護弁法	なし	―
韓国	商標法	あり	不可
	農水産物品質管理法	あり	不可
ベトナム	知的財産法	あり	不可
インドネシア	商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律	なし	―
オーストラリア	商標法	なし	―[926]
	ワイン公社法	なし	―[927]
EU	EU 農産品等規則	あり	一部可[928]
	EU ワイン規則	あり	不可[929]
	EU スピリッツ規則	あり	不可[930]
	EU 品質体制規則	あり	不可[931]
	EU 工芸品及び工業製品規則	あり	不可[932]
フランス	知的財産法典	対応する EU 規則の規定が適用される	
	農業・海洋漁業法典		
イタリア	イタリア・農産品等手続規則	対応する EU 規則の規定が適用される	
	ワイン法令		
	スピリッツ実施規則		
	産業財産法		
ブラジル	産業財産法	あり	不可
メキシコ	産業財産法	なし	―
アンデス共同体	アンデス共同体委員会決定№486	あり	不可
タイ	地理的表示保護法	あり	不可
英国	商標法	なし	―

[925] 米国商標法上には、一般名称に関する規定はないが、一般名称である旨が証明された場合、登録が拒絶されるとの判断を下した判例が存在する。(In re Cooperativa Produttori Latte E Fontina Valle D'Acosta, 230 USPQ 131 (TTAB 1986))

[926] 一般名称の扱いについて明文規定はないが、善意で商品又はサービスについて原産地を表示する標識を使用する場合には、商標権侵害とはならない。(商標法 122 条)

[927] ワインの表示が、真正の原産地を表示する場合であって、登録された地理的表示の関連する国、地域又は地方の文字又は単語を含む場合、当該文字又は用語が英語における一般名称になっており、ワインの表示として原産地において使用されてない善意の使用には、保護の効力が及ばない。(ワイン公社法 40D(2))

[928] 一度地理的表示として EU で保護されたものは、一般名称にはならない。(EU 農産品等規則 13 条 2 項)

[929] EU において保護される原産地呼称又は地理的表示は、一般名称にならない。(EU ワイン規則 13 条 2 項)

[930] EU で保護される地理的表示は、一般名称にならない。(EU スピリッツ規則 15 条 3 項)

[931] 一般名称は原産地呼称又は地理的表示として登録されない (EU 品質体制規則 6 条)。

[932] EU 工芸品及び工業製品規則に基づく場合、保護される地理的表示は、EU 内で一般名称にならない (40 条 6 項)。一般名称は地理的表示として登録できないと定められており (42 条 1 項)、特定の名称が一般名称に当たるかどうかの判断は、特に消費分野の現状や関連する連合又は国内法など関連する全ての要素を考慮して判断すると定められている (同条 2 項)。

６．商標に関する規定との調整規定

地理的表示と商標は、多くの場合衝突する可能性が含まれている。このため、法律 の中には、両者の調整規定を設けているものも少なくない。

この調整の多くは、地理的表示として登録されたものには商標権を与えないとするものが多いが、すでに適法に商標権が確立されたものについては、引き続き先使用権が保障されるものや、商標権が登録されている場合には地理的表示の登録が拒絶されるもの等がある。

表 6：地理的表示と商標との調整規定

国・地域	地理的表示に関する規定上の 商標との間の調整規定	商標に関する規定上の 地理的表示との間の調整規定
米国	明文規定なし	主登録簿に登録可能な商標；同時登録 出願人の商品を他人の商品から識別することを可能にする商標は、その性質を理由として、主登録簿に登録することを拒絶されることはない。ただし、その商標が次に該当するときはこの限りでない。 (a)次のものから成り又はそれらを含むこと。不道徳的、欺瞞的又は中傷的な事項；若しくは、ある者(生存しているか死亡しているかを問わない)、団体、信仰又は国民的な象徴を軽蔑し、それらとの関係を偽って示唆し、それらを侮辱し若しくはそれらの評判を落とす虞のある事項；若しくは、地理的表示であって、ワイン又はスピリッツに付して、若しくは関連して使用される場合に、その商品の原産地以外の場所を特定するものであり、かつ、出願人に よって、(第 19 章第 3501 条(9)に定義されている)WTO 協定が合衆国に対して効力を生ずる日から 1 年以後に初めてワイン又はスピリッツに付して又は関連して使用されているもの （以下省略） （商標法 1052 条）
中国	明文規定なし	明文規定なし
韓国	農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、3 項の規定により登録申請を受けた場合、3 条 6 項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て、9 項による登録拒絶事由がない場合、地理的表示登録申請公告決定をしなければなら	33 条の規定に係らず、以下の各号のいずれかに該当する商標については商標登録できない。（中略） 18 号：農水産物品質管理法 32 条により登録された他人の地理的表示と同一・類似した商標として、その地理的表示を使用する商品と同一である

	ない。この場合、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、申請された地理的表示が「商標法」による他人の商標（地理的表示団体標章を含む。以下同じ）に抵触するかについて、あらかじめ特許庁長の意見を聞かなければならない。 （農水産物品質管理法32条4項） 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、3 項による登録申請された地理的表示が、以下の各号のいずれかの 1 に該当する場合、登録の拒絶を決定し、申請者に知らせなければならない。（中略） 2 号：商標法により先に出願され、又は登録された他人の商標と同一又は類似の場合 3 号：国内で広く知らされた他人の商標又は地理的表示と同一又は類似の場合 （農水産物品質管理法32条9項） 地理的表示権は、以下の各号のいずれかの 1 に該当する場合、各号の利害関係者相互間に対してその効力が及ばない。（中略） 2 号：地理的表示登録申請書の提出前に商標法により登録された商標又は出願審査中の商標 （農水産物品質管理法34条2項）	と認定される商品に使用する商標 （商標法 34 条 1 項 18 号） 特許庁長官は、農水産物品質管理法による地理的表示の登録対象品目に対して地理的表示団体標章が出願された場合には、その団体標章が地理的表示に該当するか否かについて、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の意見を聞かなければならない。 （商標法 51 条 5 項）
ベトナム	地理的表示がベトナムで保護を受ける商標と同一又は類似するため、その地理的表示の使用が行われると、製品の原産地について誤認を招く場合は、当該地理的表示は登録されない。 （ Circular No. 01/2007/TT-BKHCHN 45.3） 保護された地理的表示と同一又は類似の標章が、当該地理的表示に係る登録出願の出願日前に真正な方法により保護を取得している場合において、当該標章を使用することについては、地理的表示の保護の効力は及ばない。 （知的財産法 125 条(2)(g)）	（a）事前に確立した権利を尊重 すべく、投資計画省は、科学技術 省と強調し、事前に保護された商 標、商号、又は地理的表示に対する権利を侵害しないように、商業 登録手続きにおける企業名選定 の指導を行う。 （Decree No. 103/ 2006/ND-CP 17 条） （b）商標の識別力を判断する際、「時間、場所、地理的原産地（商標が商品の地理的原産地の証明商標又は団体商標として登録された場合を除く）、生産方法、種類、数量、品質、特徴（商標が商品又はサービスの品質に係る証明商標として登録された場合を除く）、商品又はサービスの成分、効能、価値など、商標に

		係る商品又はサービスを記述する言葉又は句」は識別力がないものと判断される。 （ Circular No.01 /2007/TT-BKHCHN 39.3(g)） （c）商標出願に関する申請書に 記述する標章の誤認可能性を評 価するため、国家知的財産庁は、 最少情報源で、「ベトナムで保護 を受ける地理的表示」「国家知的 財産庁により収集され、保管される商品又はサービスの地理的原 産地表示；地名、品質印、検査印 の各種；各国の国旗、国章；ベト ナム及び世界の機関、組織の旗、 名前、シンボル；ベトナム及び外 国の最高指導者、民族英雄の名 前、映像及び名人の名前、映像等」 情報を調査する。 （ Circular No. 01/2007/TT-BKHCHN 39.7）
インドネシア	明文規定なし	登録済みの地理的表示と類似する場合、商標出願は拒絶される。 （商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 21 条 1 項（d））
オーストラリア	登録商標に基づく場合のみならず、出願中の商標、未登録商標に基づいても、提案された地理的表示が当該商標と同一の語、表現又はその他の表示からなる場合、あるいはそれらの表示と出所混同の虞がある場合に、当該商標の権利者は地理的表示に対して異議申立てができる。 （ワイン公社法 40RB 条） 異議制度は先行する商標権利者を保護するものであるが、地理的表示の公告の監視負担は商標の権利者にある。商標登録官は異議申立てがあった場合でも、提案された地理的表示の登録を認めるかについて裁量権を有する。すなわち、提案された地理的表示が商標に係る権利の発生前から使用されていた場合等に、商標登録官は委員会に勧告することができ（公社法 40RC 条(3)）、この勧告を受け委員会は地理的表示の決定をするこ	地理的表示のみからなる商標の 場合は、商標登録出願は拒絶され る。 （商標法 40 条） 当該商品が原産地表示により保護される商品と類似の場合、又は当該商標の使用が誤認混同を起こすおそれがある場合にのみ、原産地表示を含む商標に異議申立てをすることができる。 （商標法 61 条）

	とができる。 （公社法 40SA 条(4)） 異議申立てがあったにもかかわらず、登録官が提案された地理的表示を登録した場合、又は、同一又は類似の商標が出願又は登録された後に、地理的表示の提案又は登録があった場合、商標権利者は、地理的表示により示された地域を産地としないワインであっても、ワインの産地についての誤認を避ける適当な記述がラベルに表示すれば、当該ワインの表示に当該商標の使用を継続することができる。 （ワイン公社規則 17A 条）	
EU	1）EU 農産品等規則本規則に基づいて地理的表示等が登録されている場合、地理的表示等の登録出願日後に行われた商標出願であって、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、かつ同一分類の商品について行われていた場合は、拒絶される。上記の商標出願に基づき登録された商標は、無効になる。 （EU 農産品等規則 14 条 1 項） 商標の著名性及び域内での使用期間の観点から、真の製品の特定に関して、消費者を誤認させる恐れのある場合、地理的表示等は登録されない。 （EU 農産品等規則 3 条 4 項） 2）EU ワイン規則本規則に基づいて地理的表示等が登録されている場合、地理的表示等の登録出願日後に行われた商標出願であって、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、かつ同一分類の商品について行われていた場合は、拒絶される。上記の商標出願に基づき登録された商標は、無効になる。 （EU ワイン規則 44 条 1 項）	欧州共同体商標規則では、地理的表示等を含む又はそれらから構成される商標は、商標登録出願が、欧州委員会への該当する地理的表示等の登録出願後であることを条件として、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、かつ同一分類の商品について行われていた場合は、登録の絶対的拒絶理由の対象となっている。 （欧州共同体商標規則 7 条 1 項 (k)） 欧州共同体商標規則では、ワイン又はスピリッツを特定する地理的表示を含む又はそれから構成される商標であって、地理的表示の対象となっていない原産地のワイン又はスピリッツに関するものである場合は、登録の絶対的拒絶理由の対象となっている。 （欧州共同体商標規則 7 条 1 項 (j)）

	商標の著名性及び域内での使用期間の観点から、真のワインの特定に関して、消費者を誤認させる恐れのある場合、地理的表示等は登録されない。 （EU ワイン規則 43 条 2 項） 3）EU スピリッツ規則登録されているスピリッツの地理的表示を含む又はそれらから構成される商標の登録は、当該商標出願が、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当する場合、拒絶又は無効となる。 （EU スピリッツ規則 23 条 1 項） 商標の著名性及び域内での使用期間の観点から、真の製品の特定に関して、消費者を誤認させる虞のある場合、地理的表示等は登録されない。 （EU スピリッツ規則 23 条 3 項） 本国における地理的表示等の保護日又は 1996 年 1 月 1 日の前に、共同体法に基づいて善意で登録された商標は、別段の定めがある場合を除き、地理的表示等の登録に係らず、継続的に使用することができる。ただし、商標に関する EU 規則（First Council Directive 89/104/EEC of 21 December 1988 及び Council Regulation (EC) No.40/94 of 20 December 1993）に規定されている無効又は取消事由がない場合に限る。 （EU スピリッツ規則 23 条 2 項） ４）EU 品質体制規則の規定によれば、原産地呼称又は地理的表示として出願された名称が、商標の評判、周知性及び使用期間の長さを考慮して、当該名称の登録が製品の真の出所について消費者に誤認を与えるおそれのある場合には登録されない（EU 品質体制規則 6 条 4 項）。	

	原産地呼称又は地理的表示が EU 品質体制規則に基づいて登録され、商標の使用が 13 条 1 項に反し、同種の製品に関する商標の登録出願が原産地呼称又は地理的表示に関する出願の欧州委員会への出願以降に提出された場合に、当該登録出願は拒絶される。また、上記の規定に反して登録された商標は無効となる（EU 品質体制規則 14 条 1 項）。 先使用商標が継続して使用、更新できる規定を設けている（EU 品質体制規則 14 条 2 項）。 EU 工芸品及び工業製品規則 40 条に反する商標登録出願は、地理的表示の出願が管轄当局に提出された日以降に提出された場合、拒絶される。 （EU 工芸品及び工業製品規則 44 条 1 項）。 評判のある商標又はよく知られている商標に照らして、地理的表示として提案された名称が製品について消費者に誤解を与えるおそれがある場合、地理的表示の登録出願は拒絶される。 （EU 工芸品及び工業製品規則 44 条 2 項）。 登録された商標について、事務局又は該当する場合には国内管轄当局は、求めに応じて前述 44 条 1 項を違反して登録された商標を無効にする。 （EU 工芸品及び工業製品規則 44 条 3 項）。 先使用商標については、地理的表示の登録にも関わらず引き続き使用及び更新ができる。 （EU 工芸品及び工業製品規則 44 条 4 項）。	
フランス	該当する EU の規則が適用される。 （欧州連合の項目参照）	商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定については、フランスで効力を有する原産地呼称又は地

		理的表示を侵害する商標は、特に、有効に登録されず、登録されても無効とされることがある。 （知的財産法典 L711-3、L722-1）
イタリア	該当する EU の規則が適用される。 （欧州連合の項目参照）	不正競争を規制する規定、本主題を規制する国際協定、及び誠意をもってすでに取得されている商標権により、地理的表示及び原産地名称の使用は、かかる使用が公衆を欺く可能性がある場合、及び、いかなる方法であれ製品の名称又は表示における使用により、同一製品が実際の原産地以外の場所を起源としていること、又は、当該製品が、ある地理的表示により指定される場所に起源する製品に関する品質を有していることが示され又は示唆される場合は、禁止される」と規定している。上記の保護は、第三者がその事業活動において自身の名称又は同一活動の譲渡人の名称を使用することを、権利者が禁じることを認めない。但し、かかる名 称が公衆を欺くような方法で使用される場合はこの限りでない。 （産業財産法 30 条）
ブラジル	明文規定なし	出所表示又は原産地呼称を構成しない地理的名称は、それが虚偽の出所を示唆するものでないことを条件として、商品標章又は役務標章の特徴的要素として使用することができる。 （産業財産法 181 条）
メキシコ	明文規定なし	次のものは、商標の拒絶理由となる。 ・原産地名称を特定する機能を果たす説明的又は指示的な用語を含む、商標 ・固有又は普通の地理学上の名称及び地図、さらには国を示す名詞又は形容詞で、商品又はサービスの出所を表示しそのような出所に関する混同若しくは誤認を生じさせる可能性があるもの ・ある商品の製造で知られている都市若しくは場所の名称で、それら商品を保護するためにつけられているもの。ただし、特異性がありかつ混

		同の虞がない私有地の名称で、その所有者の同意が得られているものは除く。 （産業財産法 90 条(IV)、(X)及び(XI)） 「商標又は広告スローガンの登録のために先に提出された係属中の登録出願；又は同一若しくは類似の商品若しくは役務に指定されている登録され，現時点で有効な商標若しくは広告スローガンと同一若しくは混同を生じるほどに類似している名称」については、原産地呼称又は地理的表示として保護することができない。 （産業財産法 271 条）
アンデス共同体	明文規定なし	次の商標は登録されない。 ・商品若しくはサービスの地理的原産、性質、製造方法、特性又は品質について、業界又は公衆に混同阻生じさせる可能性がある商標 ・保護されている原産地表示の複製、模倣又はそれらを含む商標。ただし、当該商標が該当する商品若しくは別の商品と混同を生じさせる又は誤った関連性を生じさせる可能性、あるいは公衆の間で認知されている当該表示の特性の不正利用を含むことになる場合に限る。 ・保護されたワイン及びスピリッツの原産地表示を含む商標 ・商品又はサービスの商標出願に関して、混同を生じさせる可能性のある国内又は外国の地理的言及からなる商標 （アンデス共同体委員会決定 No.486：136 条(i)(j)(k)(l)）
タイ	明文規定なし	地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示 に該当する商標は登録を認めない。 （商標法 8 条(12)）
英国	英国が加盟している国際協定により保護されている原産地呼称又は地理的表示は、商標として登録できない場合がある （商標法 3 条（4A）（ｃ）） 商標登録出願は、英国での使用に	明文規定なし

	妨げがある場合にはその範囲において登録できない場合がある（商標法 5 条（4）（aa）、同（4B））	

7．地理的表示の保護と国際協定

地理的表示の保護の在り方を巡る米国と EU の対立は、2001 年から始まった WTO ドーハ・ラウンドでは、合意に至らず、現在は二国間の自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）等に、自国の方式を盛り込む潮流となっている。

具体的には、EU は、①地理的表示の保護について、独自の制度を採用すること、②EU の地理的表示をこれらの協定の付属書で特定すること、②これらについて、（TRIPS におけるワイン・スピリッツと同様な）追加的保護の水準での保護を行うことを求めている（例 1 ：EU・中国地理的表示保護協定、例 2：日・EU 経済連携協定）。

他方、米国は、①地理的表示は商標制度で保護できること、②商標の排他的権利は地理的表示に及ぶこと、③異議申立手続きや取消手続きを整備すること、④先行商標と混同のおそれのある地理的表示の保護禁止を盛り込んできている（例 3 ：環太平洋パートナーシップ協定（TPP）、例 4 ：米中合意）。

例 1 ：EU・中国地理的表示保護協定[933]

この協定は、8 年の間において 22 回の正式な交渉を経て、2020 年 9 月 14 日に双方が正式に協定に署名している。署名後、2021 年 1 月 29 日に相互において内部批准手続きを経て、互いに相手に通知を行い、2021 年 3 月 1 日により効力が発生した。

協定[934]は、全 14 か条により構成されているが、1 条で協定の適用範囲を「双方の領土内を原産地とする地理的表示産品に関する相互協力及び保護に適用」（同 1 項）するものであると明記しており、同 2 項では地理的表示の保護範囲を当該協定の 2 条で定める双方の法律規程の範囲を超えて、特に工芸品にまで地理的表示の保護範囲を広げることに同意するとしている。

当該協定の 2 条では「地理的表示の確立」について定めているが、まず同 1 項で付録に列挙している各種法律で TRIPS 協定の 22 条 1 項において定義している地理的表示保護の手続きの基本的な要素を確立させていることを確認し、本文では 7 つの基本要素に同意していることを確認した。すなわち、①関連領土内で保護を受ける地理的表示の 1 つ又は複数の登記簿の明記、②地理的表示により、商品が双方のいずれかの領土、地区、又は地域で生産されたものであり、商品の特定の品質、評判、その他の特性が本質的にその地理的産地に起因することを確認する行政手続、③登録名が適切な規範による特定の具体的な製品又は複数の製品と対応され、且つ当該規範が正当な行政手続でのみ修正できること、④生産に適用されるコントロール条項、⑤政府部門が登録名称の保護を図るために採用する

933 中国商務部ウェブサイト
http://ipr.mofcom.gov.cn/hwwq_2/chn_eu_gi/index.html
934 英語、中国語による協定、中国商務部ウェブサイト
http://ipr.mofcom.gov.cn/hwwq_2/chn_eu_gi/Agreement/CHN-EU-GI/CHN_EU_GI.html

妥当な行政行為、⑥生産者が製品仕様に準拠していることを条件として、当該地域にいる生産者が管理システムに対して保護される名前を付した製品を販売する権利、⑦産品の名称が知的財産の 1 つの種類として保護されているか否かに関わらず、当該名称の先使用者の適法な利益を考慮した異議手続きである。

当該協定の 4 条では、地理的表示の保護範囲について規定しているが、1 項では「付録 3 と付録 4 で示した地理的表示について、その後にこの協定の 3 条に基づき新たに加えられた地理的表示を含めて、双方は保護しなければならず、以下の行為を規制する」とし、「(a)産品の指定又は表示において、その地理的起源について公衆に誤解を与える方法で、係る産品が真の原産地以外の地理的地域で原産であることを示唆又は示唆する何らかの手段を使用すること、(b)係る地理的表示が示す場所で生産されていない同一又は類似の製品を識別する地理的表示の使用、商品の真の原産地が表示されている場合や、地理的表示が意訳、音訳又は字訳して使用されている場合、或いは「種類」、「品種」、「様式」、「模造」などの表現を伴う場合であっても。(c)地理的表示を用いて保護を受ける名称の産品の仕様に準拠しない同一又は類似の産品を識別する場合」が挙げられている。

当該協定の 5 条では、地理的表示の使用権について規定しているが、1 項では「本協定の下で保護されている地理的表示は、地理的表示の技術的範囲及び付録 1 に列挙する地理的表示の原産国の関連法を遵守するいかなる適法な産品に使用できる」とし、同 2 項では「ある地理的表示が本協定の保護を受ける場合、付録 1 に列挙する関連法律を遵守することを前提に、当該地理的表示がカバーする産品は、相手側の領土内で相手側の公式の標識を使用できる」と規定している。

また、6 条 1 項では商標との関係について、「ある商標が特定の地理的表示又はその意訳あるいは音訳を含み、これに同一又は類似商品が当該地を原産地とするものでなく、且つ当該商標登録申請が付録 3 又は付録 4 で列挙している地理的表示が保護された後から提起され、あるいは本協定の 3 条で指す地理的表示として保護された後に提出した場合、双方は関連規定に基づいて、職権により又はある一方の利害関係者の申請により、対応した領土範囲において当該商標登録を拒絶し又は商標の登録を無効にしなければならない」と規定している。さらに、同 3 項において周知又は著名な商標の存在が地理的表示の保護において真の原産地に係る誤認を与える場合、その地理的表示の保護を求めることができないことや、同 4 項では善意の先使用者が継続して一定の周知性を獲得した商標（登録又は使用により）を使用できる旨定めている。

例２：日・EU 経済連携協定

2013 年 4 月の交渉開始から約 4 年をかけ計 18 回の交渉会合が開催されたが、2017 年 12 月に交渉妥結、2019 年 2 月 1 日に発効に至った。

2022 年 2 月に、対象産品が、日 EU それぞれ 28 産品ずつ（日：農産品 23 産品、酒類 5 産品、EU：農産品 17 産品、酒類 11 産品）追加された。

地理的表示に関する規定の主な内容

① 付属書に記載される EU 側 210 産品（農産品 71 産品、酒類 139 産品）、日本側 56 産品（農産品 48 産品、酒類 8 産品）（いずれも当時）について、自国の地理的表示として保護を行う。

② 明細書（産地・品質基準・生産方法等を示す文書）に沿わない産品については、地理的表示を付することができない。

③ 産品への表示だけでなく、広告・インターネット等のサービス的な名称使用についても、以下のような場合は、侵害として、地理的表示の使用を禁止

ア）消費者に真正の地理的表示産品と誤認させるような名称の使用

イ）明細書に沿わない産品については、以下の場合であってもGI侵害とする。

・真正の産地を記載している場合

・翻訳、音訳である場合

・～種、～タイプ、～スタイル等の表現を伴う場合

ウ）いかなる方法によるかを問わず、競争者の商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為は、不正競争行為として禁止される。

例３：環太平洋パートナーシップ協定（TPP）

地理的表示に関する規定の主な内容

① 保護形式：地理的表示は、商標、特別の制度又はその他の法的手段によって保護可能（18.30条）

② 保護水準：規定なし

③ 異議申立手続き、取消手続きの整備（18.31条）

④ 先行商標との混同、一般名称は保護の拒絶・取消の事由。翻訳に保護を与える場合も同様（18.32条）

⑤ 国際協定による地理的表示保護についても、少なくとも③④と同等の異議申立手続を適用（18.36条）

⑥ 一般名詞かどうかの判断は、消費者がその用語を自国の領域でどのように理解しているかを考慮する。この消費者の理解に関連する要素には、

・辞書、新聞、関連するウェブサイト

・当該商品がどのように販売され、取引されるかなどが含まれる（18.33条）

⑦ 複合名称の中の個々の要素が一般名称であるときは保護の対象外（18.34条）

⑧ 先行商標の権利者は、混同を生じさせるおそれのある地理的表示についても排他的権利を有する（18.31条）

例４：米中合意

地理的表示に関する合意の主な内容

① 中国は、国際合意による地理的表示の保護に関連して講じられる措置が、商標や一般名称を用いて行われる米国の商品・サービスの中国市場へのマーケットアクセスを阻害しないようにする。

中国は、他国との地理的表示のリストについて米国を含めたその他の国に異議を申し立てる機会を確保する。（1.15条）

② 一般名詞かどうかの判断は、消費者がその用語を自国の領域でどのように理解しているかを考慮する。この消費者の理解に関連する要素には、

・辞書、新聞、関連するウェブサイト

・当該商品がどのように販売され、取引されるか

・当該商品が、原産地について誤解を生まないような態様で、当該地域以外の地域からも相当程度輸入されているかなどが含まれる。

国際合意により保護される地理的表示も、一般名詞になることがあるし、それにより取り消されることもある。(1.16 条)

③ 地理的表示として保護される複合名称の個々の要素が一般名称の場合は、保護の対象外。

中国が複合名称を地理的表示として保護する際には、保護の対象外である個々の要素を公に明らかにする。(1.17 条)

第２章　農林水産・食品分野の地理的表示（GI）制度の概要と近年の動向について

農林水産省輸出・国際局知的財産課地理的表示保護・推進室長
氷熊　光太郎

第１節　地理的表示保護制度について（総論）

地理的表示（Geographical Indication：GI）は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を 有する産品の名称を地域の知的財産として保護する制度です。GI 制度は 1900 年代初頭のヨーロッパでスタートした制度であり、ワイン、チーズ、ハム等を含めて、3,000 を超える産品が登録されています。農林水産物・食品分野の GI 制度については、平成 26 年（2015 年）に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（以下「GI 法」といいます。）の下で制度化され、制度創設以降 10 年を迎えます。2024 年 2 月末現在、138 産品の国内産品が登録されており、申請中の産品も多く存在します。登録産品の内訳をみると、野菜、肉などの一次産品が多くを占めていますが、加工品、草花、炭なども含まれております。また、生産地も市町村合併前の特定の地区から、県全域を含むものまで多様な広がりがあります。なお、酒類の GI 制度については、国税庁により運用されておりますが、本稿においては、農林水産省が所管する農林水産物・食品分野の GI 制度について述べます。

GI 登録された産品については、その名称を独占的に使用することができるとともに、登録産品の「証」として GI マークを添付することが可能です。通常、商標等の権利に基づく権利行使は権利者自らが実施することが基本ですが、GI については、「地域の宝」として国が登録したという、いわば準公共財的な位置づけであることから、権利者によるブランド管理に加えて、GI 登録された名称やマークの不正使用については、行政が取締りを行うことになっています。こうしたことにより、真正な産品の証として、模倣品の排除効果が期待できます。

また、ビジネスにおいては、地域と結びついた産品の品質、製法、評判、ものがたりといった潜在的な魅力や強みを見える化し、国による登録やGIマークと相まって、効果的・効率的なアピール、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易にするツールとしても活用可能です。

第２節　近年のGIをめぐる動向

１．国際的な動向

世界に目を向ければ、世界では 100 か国以上で地理的表示に関する制度が運用されています。各国において、登録手続、申請できる者、申請後のエンフォース（行政的措置、司法的措置）の内容とその手続、登録後の品質管理主体とその方法など、様々な違いはあるものの、地域と結びついた産品の名称を国が審査し、登録するという基本的な建付けは共有されています。

GI の海外展開を考えるに当たって、日本で登録されている GI 産品の海外での GI や商標出願による早期権利化を図ることが重要です。農林水産省、特許庁においては、対象者、取組などにそれぞれ要件がありますが、これら海外展開の取組を支援する枠組みも設けて

おりますのでご活用を検討いただければと思います。

その上で、GI 法上、国家間の国際約束によって、海外における地理的表示の保護実現が可能となる制度も用意されており、「相互保護」と呼ばれています。我が国と同等水準と認められる GI 制度を有する外国と GI リストを交換し、当該外国の GI 産品について、所要の手続きを行った上で、農林水産大臣が指定する枠組みです。現在、EU、英国との間で経済連携協定（EPA）に基づき相互保護が実施されており、EU との間では日本側農林水産品 108 品、英国との間では日本側農林水産品 77 産品が保護されています。これら産品については、仮に域内で模倣品が発見された場合には、海外当局が取締りを行うこととされており、今後期待される GI 産品の輸出増に貢献するものと考えています。

また、相互保護とは異なりますが、タイ、ベトナムとの間では、GI 制度に関する国際協力、双方の制度理解促進等を目的として、それぞれの国の産品を相手国政府の GI 制度に直接申請する取組も実施しており、例えば、タイでは鹿児島黒牛、市田柿、夕張メロンなど 6 産品がタイの GI 制度に登録されています。このような国際協力の展開により、GI 制度の国際的な展開に当局としても意を用いてまいりたいと考えています。

２．食品産業とのコラボレーション

GI そのものは知的財産として名称を独占的に使用できるというものであり、いわゆる「認証制度」ではないものの、一定の品質管理がなされている産品、社会的な評価がある産品などが GI 登録されていることから、こうした特性をどのようにビジネスに活かしていくかという視点が重要です。スーパーマーケットやデパートにおいて、商品パッケージ、段ボール等に GI マークを表示して販売している例も多く見られ、近年ではふるさと納税サイトにおける返礼品に GI マークを表示する例も増えてきました。

一方で、国内消費者の皆さんの GI 制度乃至 GI マークの認知度はヨーロッパより低く、GI そのものの認知度向上と併せて、GI マークの認知度を上げることが重要との考えから、農林水産省においては令和 4 年秋に加工品等への GI マーク添付の考え方を整理したところです。この中では、GI 産品を主な原材料として加工した商品の包装、広告、料理のメニュー等には、原料 GI 産品の名称と併せて GI マークを表示できることとし、加工品への GI マーク使用の際は原料 GI 産品の名称と近接した箇所等、原料 GI 産品と一体的に GI マークの表示を行うこと等を定めています。

仮に「霞が関りんご」という GI 産品を活用したりんごジャムの場合、原材料（霞が関りんご）の近傍に GI マークを表示することは可能ですが、これを原材料とは関係ないジャムの商品名などジャムそのものに GI マークを添付してしまうと、あたかもジャムそのものが GI 産品であるとの誤認を与えるおそれがあることから、加工品の GI マーク表示については一定のルールを確認する必要があります。

ここでいう「GI 産品を主な原材料として加工した商品」とは、「登録産品の特性を反映させるに足りる量」が使用されている商品を言います。「登録産品の特性を反映させるに足りる量」かどうかは、商品全体に占める割合ではなく、上記の例でいえば、使用されるりんごのうち「霞が関りんご」の占める量が半数以上を占めており、社会通念上「主な」と捉えられる範囲であれば問題ありません。また、これを下回る量であっても、加工食品メーカーが官能試験の結果等により「登録産品の特性を反映させるに足りる量」が使用されていると立証できる場合も含みます。いずれにしても、特性（食味、食感など）がしっ

かり反映されていることが重要です。

こうしたマーク使用の円滑化を受けて、最近では食品メーカー、コンビニ等の商品開発において、原材料に GI 産品を活用した産品や当該事実を GI マークとともに、商品パッケージに記載されている例も出てきました。このように実需者の皆さんに GI マークを目に触れる機会をできるだけ多くすることで GI 制度への認知や関心を惹起していきたいと考えています。GI 制度への認知が高まれば、GI 産品そのものへの関心はもとより、実需者によるさらなるコラボレーション、ひいては、生産者団体による GI 登録といった好循環を実現できると考えています。最近の調査では GI の認知度も徐々に高まっていること、GI 産品の購入頻度と世帯年収に相関関係があるという結果も出てきており、GI の持つ魅力・価値を、どのような層に、どのようにアウトリーチしていくかという点も重要な視点であると考えています。

３．観光とのコラボレーション

ポストコロナによりインバウンドのお客様が多く来日されるようになりました。訪日客の中にはリピーター（複数回来日経験がある方）もおり、いわゆるゴールデンルート以外のルート、特に農山漁村で長期間滞在するスタイルも根付いていると感じています。訪日外国人が滞在中に求めるコンテンツのトップは「食」であることも踏まえ、観光庁では「ガストロノミーツーリズム」といった食と観光を結び付けた取組を展開しています。この一環として、農林水産省においても、GI 産品の持つストーリー性を、１次産業のみならず、観光分野でも体験、体感してもらう取組、いわば「GI ツーリズム」の展開を目指しています。GI 登録産品の生産者団体と、観光分野の DMO（Destination Management Organization）が連携し、行政、商工会、レストランなどの地域が一体となった取組が起こりつつあります。例えば、熊本県八代市では、DMO やつしろが中心になり、GI 登録産品である「八代生姜」を活用し、生姜で町おこしを図ろうという取組が進んでいます。元来、知的財産である地理的表示（GI）を、登録で終わらせることなく、どのように活用していくのかが重要な視点である中、２．の GI マーク使用ルールの見直しが具現化されていることは非常に喜ばしいものと考えています。イタリアではGIをツーリズムに活用し、地域経済への波及効果もあるとの調査もあります。ここでいう「GI ツーリズム」は単にここの生産者、企業による GI 産品の加工、食体験にとどまらず、GI 産品を育んだ地域全体を観光資源として捉えた上での取組であり、まさに「地域の宝」ともいうべき GI の価値を地域ぐるみで体現する裾野の広い取組であると考えています。農林水産省では、グリーンツーリズム、農泊などの取組も実施しておりますが、こうした動き、支援策とも連動しながら、ビジネス的にも地域的にも持続可能な形で GI ツーリズムの推進を図っていきたいと考えています。

第３節　模倣品対策疑義情報受付窓口の設置

日本の農林水産物・食品は、海外で高く評価されている一方、海外で模倣品（偽物）の流通が多数発見されており、日系企業の食品関係の模倣被害は 740 億円と推計され、アルコール、飲料関係の模倣を含めると被害額は 1,000 億円超と推計されます（2021 年、特許庁）。こうした中、海外における日本の農林水産物・食品の模倣品に関する疑義情報や相談を広く受け付け、これに対応する枠組みとして「農林水産物・食品海外模倣品疑義情報

相談窓口」（以下「相談窓口」と言います。）設置を開始しました。被害の多い地域のプラットフォームから順次設置することとし、将来的に全てのプラットフォームに設置予定です。現在、タイ（23 年 11 月）、中国（北京・上海・広州・成都）、香港（23 年 12 月）、台湾（24 年 3 月）に設置済です。模倣品や疑義情報にお困りの方、今後、海外展開をご検討の方には、

（１）商標権等に基づく警告状の送付や冒認商標に対する異議申立などの費用の補助を行う農林水産省・特許庁の事業の紹介

（２）海外の GI 申請や商標出願を行う者に対して申請又は出願費用の補助を行う農林水産省・特許庁の事業の紹介

（３）知的財産権確立に向けた、弁護士や弁理士等のアドバイスを希望する者に対するコンサルティングを支援する農林水産省事業の紹介

（４）寄せられた疑義情報や相談内容のうち産地偽装が疑われるケースなどは現地当局への情報提供や働きかけを行い、消費者保護や不正競争防止の観点からの対応を促すなどを、大使館・領事館、JETRO の農林水産・知的財産関係部門が一体となった複層的な対応を行うこととします。設置されて数か月ですが、一部のプラットフォームには具体的な相談が寄せられつつあり、今後も皆さまからの積極的な情報提供をお待ちしています。

これ以外にも農林水産省においては、GI 産品の海外における商標出願状況のウォッチング、国内外 EC サイトにおける GI 産品等の模倣品疑義産品のモニタリングを行い、権利者にフィードバックを行っていますので、これらの結果も含めて効果的な模倣品対策を実施していきたいと考えています。

第４節　結びに

地理的表示保護制度は創設から 10 年を迎え、登録産品数の増大、EPA に基づく相互保護、食品産業、観光とのコラボレーション等、地理的表示保護制度をとりまく環境は大きく変化しつつあります。農林水産省としては、模倣品対策としての地理的表示保護制度の厳正かつ適正な運用を旨としつつ、登録産品の有する価値、ストーリーが消費者、実需者の皆さんに広く認知されることにより、GI 産品の付加価値向上はもとより、当該産品が生産される地域の活性化、農業者や食品産業の「稼ぎ」につながる施策を展開してまいりたいと考えています。

（了）

第５部　国際知財制度研究会まとめ

第１章　はじめに

今年度の国際知財制度研究会（以下「研究会」という）においては、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況、各国における知的財産制度を巡る状況、及び国際的な知的財産制度の議論について、事務局等からの報告の後、議論を行った。本部では上記報告、議論も含め全体を振り返り、まとめにすることとしたい。

第２章　国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況

第一に、「医薬品をめぐる最近の状況」においては、継続して重大な社会問題となっている新型コロナウイルス感染症を取り上げ、TRIPS ウェイバーをめぐる最近の動向、WHO におけるパンデミック条約及び国際保健規則（IHR）改正の動向等国際機関の議論の状況、各国・民間企業における知財関連の動向が報告されるとともに、パンデミックにおける産学連携に関する企業・大学に対するアンケート・ヒアリング調査の結果が報告された、また、委員から MPP に関する製薬業界の考え・取り組みやバイオ医薬『特許の藪』と後続品の参入に関する議論の動向について発表が行われた。

研究会では、産学連携について、平時の準備に加えて非常時の瞬発力の両方が必要であり、また行政の役割も重要という指摘がなされた。また、TRIPS 協定の柔軟性に関する WHO 等の姿勢やエクイティという概念についての懸念が指摘された。さらに、特許の藪について医薬だけでなく他の産業界でも課題になるのではないかという点について意見交換が行われた。

第二に、「WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況」に関しても、近年のフォーラムにおける議論全般の動向に加え、遺伝資源等の出所の開示要件に係る国際法的文書及び意匠法条約に関する WIPO における条約交渉の動向について報告がなされた。

第３章　二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況

2022 年に、それぞれ、我が国との間で、EPA に関する共同研究が立ち上げられたイスラエル、バングラデシュの両国について、知財制度の概要や、締結済みの EPA における知的財産章の規律の分析、及び TRIPS 協定や RCEP・CPTPP 等我が国が締結済みの主要 EPA/FTA の規定との関係の比較・分析について報告がなされ、意見交換が行われた。

研究会では、イスラエルについて、特許期間延長制度が外国で特許期間を延長した特許を参照する制度となっていること、パテントリンケージの制度がないこと、Regulatory Data Protection がバイオロジクスにはないことについて懸念する旨の指摘がなされるとともに、EU はイスラエルだけでなく PLO とも経済連携協定を結んでいるとの指摘があった。また、バングラデシュについて、同国発のジェネリック医薬品が 130 か国ぐらいで販売されていることの紹介があった。

第４章　各国における知的財産制度を巡る状況

第一に、欧州単一特許制度について、その経緯、制度の概要、論点及び課題、我が国企業に対する影響（メリット・デメリットなど）について報告されるとともに、委員より単一特許・統一特許裁判所制度の動向について発表がなされた。研究会では、欧州統一裁判所（CJEU）の体制の整備状況や制度開始後の運用の状況について意見交換が行われた。

第二に、欧州における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正動向に関し、欧州統一裁判所（CJEU）、欧州一般裁判所（GCEU）等及び主要国（イギリス、ドイツ、フランス等）における知財関連注目判決並びに EU（規則等の改正動向、「知的財産に関する行動計画」の各項目の進展状況等）及び主要国における知財制度改正動向について報告がなされた。研究会では、EU の強制実施権に関する規則や薬事法改正案について懸念する旨の指摘がなされ、また、SEP や SPC を扱うこととなった EUIPIO の権限についても意見交換が行われた。

第５章　国際的な知的財産制度の議論

諸外国における地理的表示保護制度について、関連する法律、地理的表示の定義、保護対象、効力や商標に関する規定との調整等について整理した結果及び地理的表示の保護と国際協定を巡る動向について報告され、また、農林水産省から我が国における地理的表示保護制度について、発表がなされた。

研究会では、EU の地理的表示保護は、農業政策と深い関わりを有しており、各国内における実施方法は極めて複雑であることや、そうした諸外国における保護の状況について国内の地理的表示関係者にも充分に理解してもらう必要性があるとの指摘がなされた。

第６章　むすび

経済のグローバル化や情報社会化が益々進展している中、知的財産権を国際的に保護することの重要性は年々高まっており、その実現のために TRIPS 協定や同協定を上回る知的財産の保護を規定する二国間・地域間の経済連携協定の重要性が増しているのみならず、知的財産や科学技術を巡る状況がめまぐるしく変化する現在においては、各国の法制度は、各国のニーズや政策目的に合わせより複雑化している側面もある。

本年度の研究会においては、二国間・地域間の経済連携協定に関しては、イスラエルとバングラデシュを、各国の法制度に関しては、EU 及び欧州の主要国を、さらに国際的な知的財産制度では、諸外国の地理的表示保護制度を取り上げたが、いずれにおいても、近時の社会状況等を踏まえ、知的財産制度は急速に変化し、複雑化していることが確認された。

加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を踏まえ、WTO においては、TRIPS ウェイバーの拡大提案について、また WHO においてはパンデミック条約案及び IHR 改正案の検討がなされているところ、諸外国における対応や国際フォーラムにおける議論の状況が今後の医薬品アクセスと知財を巡る議論に及ぼす影響についても、引き続き注視していく必要がある。

かかる状況においては、TRIPS 協定をはじめとする多国間条約の履行確認や、二国間・地域間経済連携協定、投資協定による高いレベルの知財保護のルール化を追求することのみならず、各国の知財法及び関連法の改正・施行動向、知的財産権の執行状況並びに産業界のニーズ動向に関して絶えず注視し、情報収集及び分析をすることが重要であり、そのような情報収集及び分析を通じて、我が国が国際的な枠組みの中で推進すべき知的財産政策について検討することの重要性がますます高まっていると言える。

非　売　品
禁 無 断 転 載

令和５年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

国際知財制度分析調査

令和６年３月

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

〒101-0054　東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地
精興竹橋共同ビル 5F
電話 03-5281-5671　FAX 03-5281-5676
URL https://www.iip.or.jp
E-mail iip-support@fdn-ip.or.jp

乱丁、落丁がございましたら、上記までご連絡下さい